第五編　明治以後の吉田

第一章　行　政

第一節　藩籍奉還

会津城が落城し、戊辰戦争の大勢が決すると、政府は明治元年十月「藩治職制」なるものを定め、それによって藩政の監督を強化することにした。

また大久保利通、木戸孝充、廣澤直臣、大隈重信、江藤新平ら政府の首脳の間では、王政復古は成ったが日本全国が、二百七十ばかりの藩にばらばらに分かれ、意志の統一も欠き封建割拠の体制のままでは、新政府が意図する日本全土全国民を一丸とする新体制を確立することはできない、早急に藩籍奉還を実施すべきである。という議論がなされるようになった。

こうして明治二年（一八六九）一月、薩摩藩主島津忠義、長州藩主毛利敬親、土佐藩主山内豊範、肥前藩主鍋島直正の四藩主は連署して今まで支配してきた土地や人民を朝廷にお返しすることを申し出た。これを藩籍奉還という。

これにならって、諸国の二百七十余りの藩主も同様につぎつぎに藩籍奉還を申し出て、同年六月許可され、藩主はみな藩知事に任命され、旧来の藩はなくなったのである。

第二節　常備隊

薩摩では明治二年六月、郷の政務を扱っていた曖（あつかい）、与頭（くみがしら）、横目の三役を廃止して常備隊の編成が始められた。

城下にあっては、慶応二年（一八六六）から英国式編成が取り入れられて明治二年にはすでに編成は終わっていた。

常備隊は、郷内の士族十八歳から三十五歳までの男子を選抜し、兵士八十人（後四十人）を以て一小隊を編成し、これを小隊長、半隊長、分隊長、小頭といった幹部が統率し訓練を行った。

ふだんは地頭の下にあって、警察事務や会計事務などの民政を兼務した。

常備隊に選抜されなかった者たちは、予備隊を編成した。兵力は、明治元年の軍賦によれば、九十人で一小隊、六小隊で一大隊、城下に三大隊あって、諸郷に十二大隊あったとされ、また、大砲隊は一大隊に一座、砲六門が配置されていた。

明治三年（一八七〇）には、十七大隊と七小隊半あり、

兵器方附士および足軽常備隊一大隊と、ほかに予備二十大隊と七小隊三分隊があり、常備百五十一小隊いたといわれている。

諸郷の常備隊は、城下隊のようにまとまったものでなく、いくつかの郷を合わせて大隊とした。

一郷一小隊が多く、大きな郷では五小隊編成されたところもあれば、一分隊の編成もやっとという郷もありまちまちであった。

吉田郷ではどのような編成がなされたかは資料に乏しく人事その他について詳らかに述べられないのが遺憾であるが、東佐多浦出身の久松藤雄氏の略伝の文中につぎのような記事が見られる。

「明治元年（ママ二年）常備隊の設置を見るや、小頭となり報知役を命ぜらるに至り、…中略…明治三年（ママ四年）齢二十三にして近衛親兵となり任につき、明治五年二月帰村し、…以下略」

これによって、吉田郷にも常備隊が設置されたことは明らかであるが、明治四年の知政所通達留によれば、吉田郷は外城常備大隊（九番）所属の一小隊となっている。

常備隊の編成のねらいは、数の多い諸郷の兵士を英国式に編成し、新しい訓練を受けさせ、多数の精兵を養成するにあった。

薩摩藩では、明治二年首都防衛のため城下の兵約六百人を上京させる一方、これまで京都の守備に当たっていた三小隊も東京へ移した。

明治四年（一八七一）二月、新政府の要請により歩兵四大隊、砲兵四隊を親兵として出兵させた。これが近衛兵の始まりだといわれる。

この時、長州藩は歩兵三大隊、土佐藩は歩兵二大隊と騎兵砲兵各二隊を上京させ、その三藩の兵力合わせて約六千三百人であった。

同年七月、政府はこの軍事力を背景に廃藩置県を断行し、八月二十日東京、大阪、熊本、仙台に鎮台を設置し各藩に常備隊の解散を命じた。ときに、明治五年二月。

鹿児島では、明治四年九月吉野高原に、城下・諸郷の全常備隊一万三千人を集めて最後の大調練が行われたという。

第三節　戸　籍

新政府は、国内の人口掌握のため戸籍編制を必要とし明治四年次のような太政官布告を公布して戸籍を編制することになった。

「戸数人員ヲ詳カニシテ、ミタリナラサラシムルハ、政務ノモットモ重ンスルトコロナリ。ソレ全国人民ノ

保護ハ大政ノ本務ナルコト、モトヨリ言ウヲ待タス。シカルニソノ保護スヘキ人民ヲツマヒラカニセス、何ヲモッテソノ保護スヘキコトヲ施スヲ得ンヤ」

そうして明治四年四月、各郷の行政区画として区を設け、そこに戸籍の長として戸長と称する役人をおいて区内の戸数と人口を調べさせた。

戸長は、士族の長と平民の長と別々に置かれたという。

こうして明治五年壬申（じんしん）の年、全国一斉に戸籍調査を実施して、わが国初めてともいうべき戸籍が、戸長らの努力によって出来あがったのである。この戸籍を壬申戸籍という。

壬申戸籍では、各戸に一連番号をつけて何番地、何番戸と呼ぶようにし、士族、平民、農とか、商とか職業が記入されて、平民には姓がなく名だけ記入されていたということである。

第四節　名　字（苗字）

古い記念碑や、石塔をみると石切幸吉とか新助とか名ばかり刻んであるように明治の始めごろまでは、名字をもっているのは武士だけで、その外の百姓、職人などの平民は姓をつけることは許されず、何々門（かど）の喜衛門とか勘助とか又八とかと名ばかりで呼ばれ、また呼んでいた。

明治三年九月、百姓、町人、職人など平民にも名字をつけることが許されたけれども、永い間、無氏・無名字に慣れていた一般の百姓・町人は進んで新たな名字を名のる者は少なく、かえって名字をつけるとお咎めを蒙るのではないかと考える人もいるくらいだった。

明治八年二月、名字を早くつけるように次の布告が太政官からだされた。

「平民苗字被差許候旨明治二年九月布告候処自今必苗字相唱可申尤祖先以来苗字不分明ノ向ハ新タニ苗字ヲ設ケ候様可致此旨布告候事」と。

そこでどんな姓をつけたらよいかわからない大方の百姓の人たちは大いにあわてて、お寺の和尚さんや、村の世話役に相談した。

また門割制度の門の名を名字にしたり、門の一字をとったり、それに一字添えて作ったり、お宮の前に家があるから宮前、お宮の下にあるから宮下、なかには風呂屋をしているから風呂屋とつけたなど、いろいろな逸話が伝えられている。

第五節　徴兵令

徴兵制度の起こりは、直属の兵力をもたなかった明治新政府が、その権威を確立して政治力を国の内外に浸透させるために兵力の必要を痛感したことに始まる。

明治三年徴兵規則制定、明治五年全国徴兵詔発布に始まり、明治六年一月十日徴兵令が公布され、満二十歳に達した男子は総て兵役に服すこと、陸軍は三年の常備軍四年の後備軍とし、十七歳以上四十歳までの国民軍に分けることなどが定められた。

しかし、この徴兵令にはいろいろな免役規制があって戸主や独り子、独り孫、養子さらに官吏や官立学校生徒は免役され、代人料（二百七十円）を払う者も免役されるという規定であった。

国民皆兵主義を唱えながら、官吏や資産家の子弟は免役になることができるし、家族制度維持のため戸主・嫡子を優遇しているので実際には貧家の負担が大きいという不合理な制度であった。

徴兵は全国を六軍管に分け、六鎮台を置いた。鹿児島県は第六軍管の第十三師管で熊本鎮台に属していた。

東京鎮台は、天皇の親兵となるため全国から身元調査など行って最も優秀な者を徴集した。

明治十二年（一八七九）十月徴兵令が改正され、予備軍的なものが設けられ、同十六年（一八八三）十二月には普通の現役志願兵および一年志願兵の制度がしかれ、明治二十二年（一八八九）大改正があり、現役は陸軍三年、海軍四年、予備役は陸軍四年、海軍三年、後備役は五年となった。

昭和二年三月徴兵令は兵役法に改められ、国力の充実と軍備の拡充がなされ、志願兵も多くなっていった。

徴兵検査は、適齢に達した青年を地域ごとに集め（吉田では本城）、軍医が所定の基準にしたがって検査を行い、甲種、乙種、丙種の三種に分けられ、甲種合格者は全員入隊するのが建前であったが、軍備縮小など時代の要求によって、抽選で入隊者が決められたこともあった。

乙種は、第一補充兵と第二補充兵とに分けられ、丙種は、国民兵とされ、不具廃疾者は兵役を免除された。

正当な理由なくこの検査に出頭しない者、故意に身体を損傷したり、病気をよそおう者に対しては、法律にしたがって処罰した。

当時の徴兵検査の基準は

一、身体強壮な者。県下の医院で下検査を受けた者

一、年齢は二十歳以上、三十歳以下の者

一、身長は五尺以上（約一五一・二㌢）の者

吉田村の昭和八年度と同十三年度徴兵検査結果

昭和八年度		昭和十三年度	
徴兵人員	一〇五人	徴兵人員	七七人
別格体 甲種	三三人	別格体 甲種	二七人
別格体 第一乙	一二人	別格体 第一乙	一九人
別格体 第二乙	二七人	別格体 第二乙	一〇人
別格体 丙種	二五人	別格体 丙種	一六人
別格体 丁種	八人	別格体 丁種	五人
別格体 戊種	〇人	別格体 戊種	〇人

一、自家の産業に故障のない者となっていた。

徴兵適齢者は、必ず検査以前に下検査を受け、もし疾病があれば完治してから検査に臨まなければならなかった。特に花柳病やトラホーム患者は、厳しく取り扱われた。

昭和八年度と昭和十三年度の村勢要覧によると吉田村の検査結果は前表の通りである。

徴兵検査の結果、甲種合格ともなれば一門の名誉とばかり親戚は勿論、近所・隣りを呼んで祝いをし、入隊の当日は、集落をあげて手旗を振り、祝入営ののぼりをかかげ三味や太鼓を鳴らして村はずれまで見送ったものであった。

吉田から入営する人たちは、ほとんど鹿児島の四十五連隊（後十八部隊）に入営した。



入営見送り

第六節　戸長制と区制

戸長という名称は、明治四年戸籍の長として置いたのがはじまりで、後に大区・小区制下の小区、郡区町村編

成法下の町村の長も戸長と呼ばれた。つまり戸長という名称は、明治四年から明治二十二年の市町村制施行まで十八年間存続したが、その職務権限は所管区域の性格の変化に応じて変化した。

単なる戸籍事務処理から従来自治組織たる町村が処理してきた一般行政事務の処理権限をも与えられることになるまでの経過をたどってみると、明治五年一月、外城常備隊は解散され郷村行政組織の改編が行われた。

つまり庄屋、名主、年寄などの名称を廃して、戸長制度を置くことが定められ、県内の伊作・加治木・阿久根・牛山（大口）・市来・揖宿・種子島の七カ所に、ほぼ十郷ぐらいを管轄する郡治所を設けた。従来の地頭に当たり郡政の一切を統治する郡長、郡長を補佐する副長二人郡長の命を受けて庶務を処理する里正、里正を補佐する副正、里正の属役で、戸籍の長となり戸籍を正すのが主な役目である戸長を設けた。戸長は、士族の長と平民の長と別々に置かれたことはすでに述べた。

これにより、藩政時代の地頭政治は全くなくなったのである。

当時の俸給は、郡長五十石、副長三十石、里正十五石、副正九石、戸長五石、戸長助四石であった。

また、郡治所とその管轄は下の表の通りである。

郡治所	管轄	郡長名
一 伊作	谷山・伊作・阿多・田布施・永吉 吉利・日置・加世田・川邊	田尻 務
一 加治木	溝辺・横川・加治木・山田・蒲生 重富・栗野・帖佐・吉田	椎原 国幹
一 阿久根	水引・高城・長島・阿久根・野田 高小野・出水・東郷	貴島 平八
一 牛山	山野・宮之城・鶴田・牛山・大村 佐志・黒木・藺牟田・太良・菱刈	阿多 慶二
一 市来	入来・樋脇・永利・隈之城・平佐 高江・伊集院・郡山・市来・ 串木野・甑島	坂本廉四郎
一 指宿	喜入・知覧・頴娃・今和泉・指宿 山川・南方・勝目	椎原 孝介
一 種子島	種子島・屋久島	
（注）都城県内は省略		

吉田郷（村）は、溝辺、横川、加治木、山田、蒲生、重富、栗野、帖佐と共に加治木管轄で郡長は椎原国幹であった。

明治五年九月大蔵省布達により、郡を大区、村を小区と呼ぶように改められ、郡長を大区戸長、副長・里正・副正を、大区副戸長、戸長は従来通り戸長、戸長助を副

戸長と改められた。したがって吉田郷は、第五十大区と呼ばれ、郷内の東佐多浦村、西佐多浦村、本城村、本名村、宮之浦村の五村は、それぞれ小区と名付けられた。県史によれば吉田郷は四小区に分けられている。

注（東佐多浦村と西佐多浦村を佐多浦村として一小区にしている）

近辺の関係分をみると、鹿児島の城下を、三つの大区に分け、

谷山　第四大区
重富　第五十一大区
蒲生　第五十三大区
郡山　第二十一大区
入来　第三十一大区
桜島　第八十七大区　　と呼ばれた。

明治六年七月、地租改正条例が布告されると、それに備えて一大区ごとに一カ所ずつ戸長役所を設け、八月には郡治所を廃して県内六カ所、加治木・隈之城・垂水・知覧・種子島・大島に支庁が置かれ、支庁には県庁四課から判任官が一カ月交代で出張し事務処理をしたという。

このとき、吉田は桜島、郡山・伊集院・谷山・重富とともに県庁の管轄に入った。

したがって、従来の大区戸長は廃されたが、戸長・副戸長はそのまま存続された。

翌七年一月、支庁の下に区長を置き、区長は県内百九大区の数大区ごとに一人置かれ、区長事務取扱所を持ち、管内の一般行政は勿論、教育、警察行政まで担当し更に地租改正事務をも推進する任務があった。

まもなく支庁が廃されたので県の行政系統は、県庁（県令）―区長事務取扱所（区長）―戸長役所（戸長）の三段階に簡略化されたが、この頃、明治八年から九年にかけて県内の行政機関の幹部は、ほとんど私学校系で占められていたという。明治十年（一八七七）西南の役が起こり、県内は世情騒然となり吉田からも多数の人材が西郷軍に従軍して、少なからぬ死傷者を出した。

西南の役が終わり、戸長の役職を持ちながら従軍した人も多かったので、地方の政情も混迷をきわめた。

時の県令岩村通俊は県内の区・戸長停職制章程を示達して、新しい区・戸長を任命し、その給料は官費を以て支給した。

吉田郷第五十大区、谷山郷第四大区、郡山郷第二十一大区、桜島郷八十七大区、十島郡第八十九大区の区長として、二級区長山内賢助、副区長として二級副区長直田利達、松崎半蔵の両名が任命されたとある。

諸役人の俸給は、区長は一級二十円、二級十五円、三級十三円。副区長は一級十四円、二級十一円、三級十円、

戸長は一級八円、二級七円、三級六円、副戸長は一級五円、二級四円、三級三円であった。

明治十一年七月二十二日郡区町村編成法、府県会規則および地方税規則の三大新法が公布された。

鹿児島県では、この太政官布告に基づいて明治十二年二月十七日を以て郡制を施行し、大区小区を廃して郡長、区長、戸長各一人を置くことになった。

吉田郷五村と鹿児島六十七町村を併して鹿児島郡とし鹿児島築町に郡役所を設け、鹿児島、谿山、熊毛、駁謨（ごむ）郡を管轄する初代郡長は有馬純行であった。

また戸長事務取扱所（戸長役所）を戸長役場と改称して、戸長も地租改正の再開や戸長選挙法公布などの事情によって、行政事務に従事すると共に、町村の理事者の性格を持つようになって公選されることになった。

県史によると、戸長の配置は四百戸から千二百戸までの地域には戸長一人、千二百戸以上二千戸までは二人、それ以上は八百戸増すごとに一人増加することを原則とするが、土地の事情によっては特例を認めることにした。

副戸長は、区域内三百戸までは一人、三百戸以上五百戸までは二人とし、二百戸を増すごとに一人増置することにしたとあるが、当時、吉田郷の戸数は明治四年調べで九百十七戸。県の正・副戸長配置表によると、戸長一人、副戸長五人計六人とある。

明治初期の記録そのものに接することはできないが、残された文書等によって戸長名を次に掲げる。

戸長	平瀬藤左衛門	（明治五年廃藩置県時官選）
同	大井　源次郎	（五人分担時代）
同	牛込　信兵衛	
同	池田　勇之助	
同	古木　佐兵衛	
同	川田　彦兵衛	（平瀬氏退職後の補欠）
同	久松　藤雄	
同	前田　重本	（分担時代で西南の役には戸長名を負いつつ出陣）
同	古木　保彦	
同	後藤　彌兵衛	
同	後藤　吉左衛門	（以下二人分担時代）
同	前田　實徳	
同	北原　兼亮	（明治十三年）
同	後藤　彌兵衛	（明治十四年）
同	重田　賢十郎	
同	前田　實徳	
同	川内　彦左衛門	
同	重田　源之烝	

戸長　前田　重本　（明治十七年十月任命以下一人総持切）
同　後藤　祐義
同　久保　郁
同　坂元　正晃　（明治十九年）
村長　重田　源之烝　（明治二十二年町村制実施）

戸長の職務は戸長職務条例により理解できるので次に示す。

戸長職務条例（明治十二年二月五日達）

第一条　戸長ハ毎町村又ハ数町村ニ一名置クモノトス

第二条　戸長ハ其町村民ノ公選ニシテ郡長ノ具状ニヨリ県令之レヲ命ズ

第三条　戸長ハ県令又ハ郡長ノ命令ヲ奉ジ行政事務ニ従事スルコト、其町村ノ理事者タルコトト二様ノ性質ノ者ニシテ、郡長ノ監督スルトコロタリ

第四条　戸長ニ付属スル用掛、筆生、手伝人等ヲ雇ウトキハ、其族籍姓名年齢及給額等詳ニシ、郡長ノ許可ヲ得、戸長ニ於テ申付クベシ

第五条　戸長　疾病事故ニ依リ不在ノ節ハ用掛、筆生又ハ手伝人ヲ以テ其職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第六条　戸長職務概目等ニ掲載ノ事務取扱諸費ハ、地方税ニヨリ之ヲ支給ス

其町村限リ又ハ数町村共同ノ利害ニ係ル諸費ハ其町村ノ協議ヲ以テ地価戸数等適宜ノ方法ヲ設ケ之ヲ支弁スベシ

職務取扱心得

第七条　戸長職務概目ノ件々ハ、勿論県庁又ハ郡役所ヨリ臨時相達スル諸布達等人民ヘ告示スベキ事件ハ遺漏ナク町村内ヘ回示シ、趣意不解ノ者ヘハ懇得説諭ニ及ブベシ

第八条　人民ヨリ県庁又ハ郡役所ヘノ願伺等ハ別段ノ成規アルモノヲ除クノ外総テ奥書証印ス可シ

若シ戸長別ニ所見アルモノハ意見書ヲ附シ県庁又ハ郡役所ヘ開申シ、戸長限リノ届書而不都合ノオソレコレアル分ハ一応説諭ヲ加エ修正セシムルモ妨ゲナシトスルモ其意見ヲ変更スルヲ得ズ

第九条　戸長ハ掌管ノ事務ニ附イテハ他府県戸長ヘ文書ヲ往復スルコトヲ得　然シテ時々郡長ヘ届出スベシ

戸長職務取扱

（手続明治十三年二月十八日乙第二十四号達）

第一　**布告布達ヲ町村内ニ示ス事**

布告布達ノ配布アレバ直ニ其町村内戸主ノ姓名ヲ

列記シ公布ニ添ヘ戸毎ニ伝達シ其姓名ノ下ニ捺印ヲ徴シ周尾ヨリ還付セシムベシ

其至急ヲ要スル事件又ハ期限アル公布ハ戸主ヲ召集シ読聞スルカ或ハ雇夫ヲ以テ戸毎ニ示達セシメ而シテ後伝達等ノ手続ヲ為スコトアルベシ

但町村ノ協議ニ依リ保伍長ノ者ヲ置キ公布伝達ノ便ヲ設クルハ勝手タルベシ

第二　**地租及諸税ヲ取マトメ上納スル事**

地租及諸税ハ成規定例ニ依リ期限ヲ誤ラズ取マトメ郡役所ヘ上納スベシ

第三　**戸籍之事**

生死・婚姻・相続・養子・分家・失踪・逃亡・改宗・他行・編籍・寄留等ノ諸届従前県庁及区長ヘ差出シ来ルモノト雖モ総テ戸長ニ於テ承認シ戸籍ノ加除ヲ為シ毎月郡長ヘ進達スベシ　脱籍ノ者処分貫属替願、改葬願及士族ノ相続養子分家願、民籍編入願等ハ其都度郡長ヘ差出スベシ

第四　**徴兵下調之事**

徴兵令ニ依リ其町村内ノ徴兵適齢及国民軍相当ノ人名書ヲ取纏メ且免役ノ当否ヲ検シ明治十一年県庁乙第一八七号達ノ通年令記載ノ誤リ及脱漏ナキ様精密調査ヲ遂ゲ期限ヲ誤ラズ郡長ヘ進達スベシ

第五　**地所・建物・船舶質入ノ書入並ニ売買ニ奥書加印之事**

明治六年一月第十八号公布地所質入規則、八年九月第一四八号公布建物書入並買譲渡規則、十年三月第二八号公布船舶云々等ノ趣旨ニ係リ取扱証印ハ戸長ノ実印ヲ押シ割印ハ戸長役所印ヲ用ユベシ

第六　**地券台帳之事**

町村内ノ地券台帳ヲ製シ置キ地所売買譲渡及荒地、開墾起返其他所変換等ニテ地券書願出許可ノ上ハ登録加除スベシ

第七　**迷子、捨子、行旅病人其他事変アルトキハ警察署ニ報告之事**

迷子、捨子、行旅病人、変死人其他事変アルトキハ直ニ警察署又ハ分署ヘ報告スベシ

捨子ハ養育人ノ有無ヲ取調ベ郡長ヘ届出行旅病人ハ六月十七日公布及本年県庁乙第三号達ニ照準処分之後郡長ヘ具申スベシ

第八　**天災又ハ非常ノ難ニ遭イ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事**

水火風災又ハ非常ノ難ニ罹リ目下窮迫ノ者アルトキハ実際ノ景況及救助施行ノ事ヲ郡長ヘ具状スル事

第九　**孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具状スル事**

孝子節婦義僕等篤行ノアル者アルトキハ其成績詳細調査ヲ加エ郡長ニ具状スベシ

第十　**町村ノ幼童就学勧誘ノ事**

町村内ノ幼童学齢ニシテ不就学ノ者アル時ハ其父兄ヘ説諭ヲ加エ就学ヲ勧誘スベシ、若シ貧窮ニシテ不就学ノ者アレバ其旨郡長及学区取締ヘ具状スベシ

第十一　**町村内ノ人民ノ印影ヲ整置スル事**

町村内人民ノ印影簿ヲ整置シ改名及改印ノ都度届出加除スルヲ要シ若シ人民ノ実印取調ル事アルトキハ其印影簿ニ照シ実否ヲ査定スベシ

第十二　**諸帳簿保存管守ノ事**

戸籍帳地券台帳印影簿及町村内ニ配布スル布告布達其他ノ文書等類別編綴シ散乱セザル様保存管守スベシ

第十三　**官費附県費ニ係ル河港道路、堤防橋梁其他修繕保存スベキ物ニ就キ利害ヲ具状スル事**

官費県費ニ係ル河港道路堤防橋梁其他修繕保存スベキ物ニ就キ官民ノ利害ニ関スル事アルトキハ其意見及実施ノ景況等詳細郡長ヘ具状スベシ

等とこまごまに示され、これに従って職務を果たしていった。

吉田郷の戸長役場

明治十七年五月、民選戸長を一律に官選とし戸長役場の管轄区域の改正が行われて大体一郷、一戸長役場になった。

この年、副戸長は廃止され新しく用掛を置くことになった。

記録によるとこの年十月、吉田郷の戸長役場は、萩段（東佐多浦　城内南　地頭館跡）に設置されたとある。

本名の西園暁さん宅に保存されている文書の捺印によれば明治十六年六月十一日付、県令　渡辺千秋殿　鹿児島郡本名村　戸長役場とし、その下に角印（公印）が捺されている。この公印に、「本名村、本城村、宮之浦村戸長役場之印」とあるので、このころ本名、本城、宮之浦三村を一緒にした戸長役場が、本名村にもあったと推察できる。



第七節　吉田村制施行

明治二十一年四月十七日法律第十号「市町村制施行」の実施に先だち、鹿児島県では同二十一年九月から市町村制実施調査委員会を設けて、県内をくまなく巡回して実情を調査し、政府の方針にはそぐわなかったが概ね旧一郷を一町村区域とした。

旧村は大字とする方針をとって明治二十二年四月一日をもって市制、町村制並びに町村合併の実施にふみきったのである。

その結果今まで六百九あった町村が合併、改称されて百十四の町村になった。このとき市制をしいたのは鹿児島郡から分離独立してできた鹿児島市だけであった。

吉田郷は、吉田村と改称し今まで村と呼んでいた五つの村、東佐多浦村、西佐多浦村、本城村、本名村、宮之浦村はそれぞれ大字に改められた。

また、町村制施行と同時に町村会議員の選挙も行われ今まで郡戸長が取扱っていた総ての事務を、町村長が取扱うことになって戸長を村長、用掛を助役と改称し、新たに収入役を置くことになり明治初年度からのめまぐるしい制度変更に終止符が打たれた。

村長は、村会議員の中から互選されて決められ、また村会の議長をも兼ねたのであった。

村長を村会議員の互選によって選出する方法は太平洋戦争終了後の昭和二十二年地方自治法が公布されるまで続いた。

第八節　吉田町制施行

村民待望の町制が、昭和四十七年十一月一日に施行きれた。

町制を実施するまで、村民の意向を表す村議会で、どのような質疑が行われたか議事録からみてみることにする。

昭和四十二年九月議会で、村を町とすることについて当時の村長答弁。

「地方自治法第八条の規定によりいろんな要件を備えていないとならない。その要件とは

① 中心市街地を形成する区域内の戸数が五百戸以上、これが商工業その他の市街地的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること

② 人口は基準に満たされている。

手続きは、村議会の議決を経て県議会を経由して、自治省の認可を受けるということになっている」

と答弁している。

昭和四十六年九月議会で「役場庁舎対策特別委員会」の経過報告に関連しての質問に対する村長答弁に

「① 行政機構の改革として、事務能率の向上と責任体制の確立、住民サービスの向上を庁舎改築を機会に確立したい。

② 庁舎落成の機会（来年）をとらえて町制実施にふみきりたい気持ちを持っている。

町になるための条件

1 人口七千人以上、戸数一千戸以上あること。
2 中心市街地形成の戸数、区域内五百戸以上あること。
3 右に特定郵便局以上の通信機関があること。
4 公共機関施設（税務署、職業安定所、地方事務所、警察署等）一以上あること。
5 金融機関、診療所、映画館、工場施設があること。
6 公益上主要な地域にあること。
7 財政状態が良好で文化的な施設の経営に支障のないこと」とある。

昭和四十七年六月議会に「吉田村を吉田町とすることについて」の議案を提出し、その質疑に対する答弁。

「① 町制施行の必要性として、住民意識の高揚を庁舎落成の機会に併せて図りたい。

② 村議会の議決を経て、正式に申請書を提出したい九月県議会で審議決定をしていただき、県知事の受理後、町制施行となる。

③ これまで町制に踏み切れなかったのは、官公署がなかったからで、今は教育センター等があり、街の形態も東麓から桑之丸一帯を入れて五百戸を超す。人口もやや上向き、過疎の減少も徐々に解消されつつある。

今後更に九州縦貫道、県職員研修所等の建設、設置が進むと人口も相当上向く見通しである。このように考え条件は十分整っている、整いつつあると解釈して町制実施を決断した。町制実施に伴い被害はないと踏まえている。逆に町制を契機に村民の自覚と誇りを高めるという精神面に大きな意義ありと思う村制発展の面にプラスがある」

その他いろいろな質疑が行われ、議決された。

町制施行当日は、町制施行式典後、庁舎落成も兼ねて郷土芸能や小・中学生、文化団体の発表会等もあり新しい出発を祝いあった。

第九節　行政の組織・機構

一、歴代村長・町長名

本町（村）の歴代村長名と町長名を次に記す。

歴代村長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	坂元正晃	不明	
2	重田源之烝	不明	
3	川田國彦	不明	
4	後藤祐義	明治34・4・	明治36・4・
5	梶原恒太郎	明治36・6・18	明治40・6・1
6	伊地知徳之助	明治40・6・18	明治42・5・19
7	久松藤藏	明治42・7・23	大正元・8・12
8	堂園義彦	大正元・9・30	大正2・9・17
9	外園三次郎	大正2・10・13	大正3・10・9
10	城脇助左衛門	大正3・12・15	大正7・12・14
11	深見國二	大正7・12・15	大正11・4・27
12・14	下田平六左衛門	大正11・4・28	昭和6・4・3
14	森田休兵衛	昭和6・5・2	昭和10・5・1
15	柴山正篆	昭和10・5・2	昭和12・4・3
16	梶原景藏	昭和12・5・25	昭和16・5・26
17・18	上﨟勘左衛門	昭和16・5・26	昭和21・11・30
19・20	橘公監	昭和22・4・5	昭和30・4・30
21	山下景由	昭和30・5・1	昭和34・4・30
22	安田義則	昭和34・5・1	昭和38・4・30
23	外園郁也	昭和38・5・1	昭和42・4・30
24	安田義則	昭和42・5・1	昭和46・4・30
25	西園暁	昭和46・5・1	昭和47・10・31

歴代町長

代	氏名	就任年月日	退任年月日
初・2	西園暁	昭和47・11・1	昭和54・4・26
3	大角純徳	昭和54・4・27	現在

二、村・町役場移転と改築

戸長役場時代は、東佐多浦の萩段にあった役場が、明治二十二年（一八八九）市町村制実施にともない戸長を村長と改称され、戸長役場が村役場と呼ばれる様になると同時に、役場庁舎を本城八二七番地（現吉田町戦没者慰霊塔所在地）に移転し、大正十五年当時の村長深見国二の時庁舎改築をしている。その後、社会の変化に対応して役場の業務量も増大し、より町民へのサービス向上を図る機構改革がなされると共に、役場を利用する町

民も増え、自家用車を利用するようになり駐車場の必要も生じ、昭和四十七年十一月、町制施行と同時に現庁舎に移転した。庁舎内に議会議事堂と議会委員会室や議会事務局等も併設された。

三、役場機構

市町村の行政組織は明治二十二年四月施行後、明治二十五年に市町村吏員事務取扱規則、村役場処務規程準則市町村事務報告例など市町村行政に関する事務規定がつぎつぎに訓令され、村政施行の責任者である村長の補佐役として助役・収入役・学務員が選ばれ村役場の機構もこれらの訓令に基づいて構成されていったものと思われる。当時の資料が昭和の初めまで無く詳細に述べられないのが遺憾であるが、残存するものを集録してみる。

大正十五年村勢要覧によると、村長下田平六左衛門、助役鮫島喜藤太、常設学務委員平瀬武蔵、収入役永石仙次郎、ほか書記十一人、技手三人とある。

昭和十二年度の村会議事録に、村長、助役、収入役、常設学務委員、書記十二人、その他五人とあり、どのような課が設置されていたか不明だが、回覧書類の捺印欄に庶務、戸籍、学務、兵事、勧業、総務、会計があるので、これらの業務を処理していたと推察できる。

昭和二十八年二月に発刊された鹿児島県町村大観（鹿児島県町村会発刊）によると吉田村役場機構として、総務課、財務課、教育民生課、経済課の四課がみられる。

注（教育民生課は教育委員会事務局の発足に従い移管された）

記録に残っている「吉田村課設置条例制定について」を次に掲げることにする。

議決第二七号
議案第二九号

吉田村課設置条例制定について

吉田村課設置条例を次の通り制定致したい

昭和三十一年九月十一日　提出
吉田村長　山下　景由

昭和三十一年九月二十日　原　案　修正可決
吉田村議会議長　上野　繁藏

告示第九号

吉田村課設置条例をここに公布する

昭和三十一年九月二十一日
吉田村長　山下　景由

吉田村条例第七号

吉田村課設置条例

第一条　村に次の課を置く

総務課
経済課
税務課

分掌事務

第二条　各課の分掌事務は次のとおりとする

総務課

一、職員の進退及び身分に関する事項
二、議会及び村の行政一般に関する事項
三、村の歳入歳出予算その他財務に関する事項
四、戸籍及び住民登録に関する事項
五、統計・消防条例に関する事項
六、社会福祉に関する事項
七、社会保障に関する事項
八、保健衛生に関する事項
九、自衛隊員募集及び外国人登録に関する事項
十、住宅及び建築に関する事項
十一、その他他課の主管に属しない事項

経済課

一、農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
二、農地関係の調整に関する事項
三、物資の配給に関する事項
四、道路及び河川に関する事項
五、その他経済一般に関する事項

税務課

一、村税及び村税に係る税外収入に関する事項

附　則

この条例は公布の日から施行する

その後、町民の日常生活の向上を図るための基盤になる町道や農道、水道、住宅の整備等の必要から建設課が設置されている。

昭和四十五年度の町行政機構として

一、総務課

庶務、財政、選挙、消防、企画、統計、戸籍、住民登録、自衛隊、交通の係

一、税務課

村税、国民保健税、賦課徴収、水道使用料徴収、県民税

一、厚生課

社会福祉、国民年金、保健衛生、国民健康保険

一、経済課

農業、林業、畜産、水産、工業、商業、転出入、大型農業機械

一、建設課

道路、河川、水道、住宅

の五課を設け、その職員配置状況は、総務課十人、税務課九人、厚生課九人、経済課十二人、建設課十人、会計（収入役室）二人、教育委員会事務局三人、農業委員会三人　計六十人の職員で業務を分担していた。

昭和五十年になると、厚生課で取扱っていた保健衛生と経済課で取扱っていた水道とを併せて保健課を新しく設置した。また、厚生課を住民課と改称し、職員の総数は七十人になった。

昭和六十年度になると、よりきめこまやかな住民サービスと長期的展望にたつ町勢発展を図るため企画課が独立し、六課が七課となり同時に住民課を町民課と改称、保健課を保健衛生課と改め国民健康保険も取扱うことにした。

次に村政時代の終わりから昭和四十五年、五十五年、平成二年の町行政機構の変遷を示すことにする。

昭和四十五年

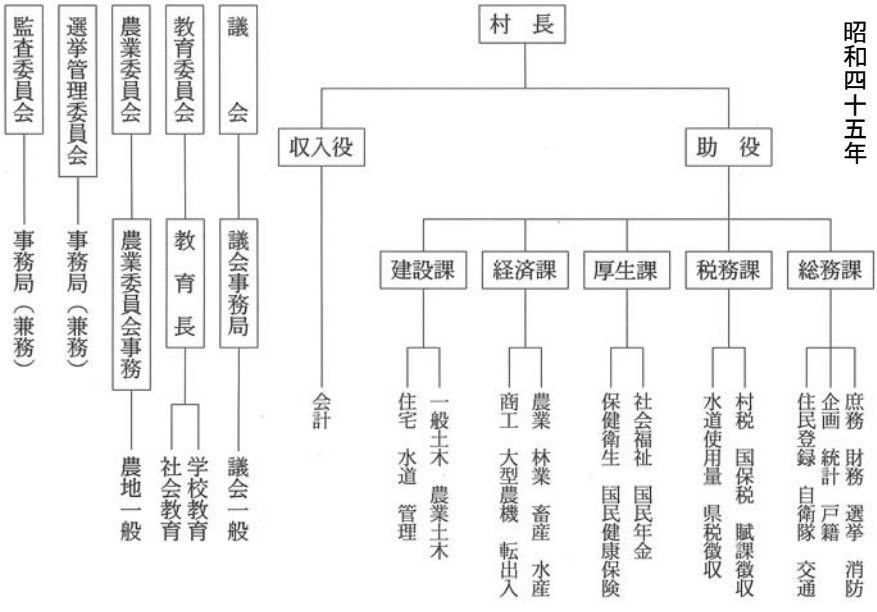

昭和五十五年度

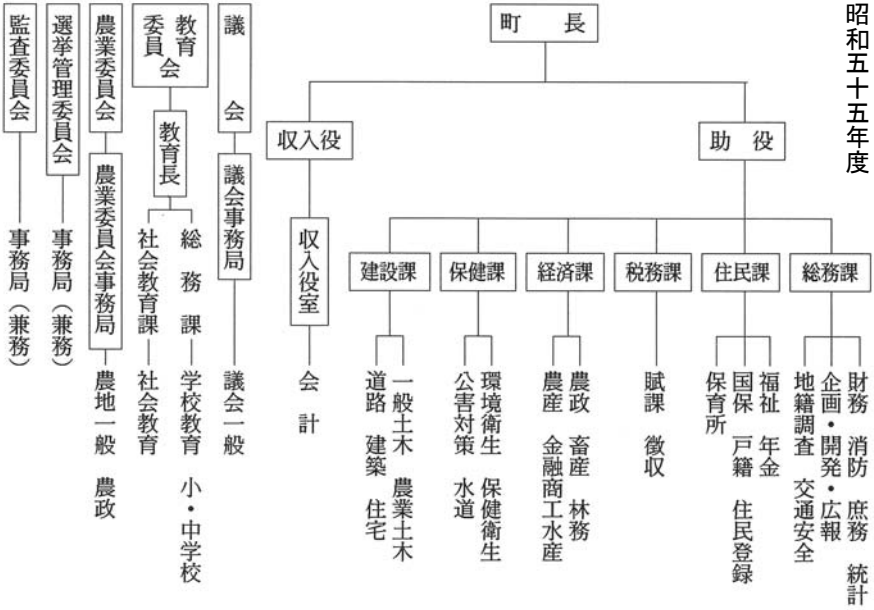

平成二年四月一日現在

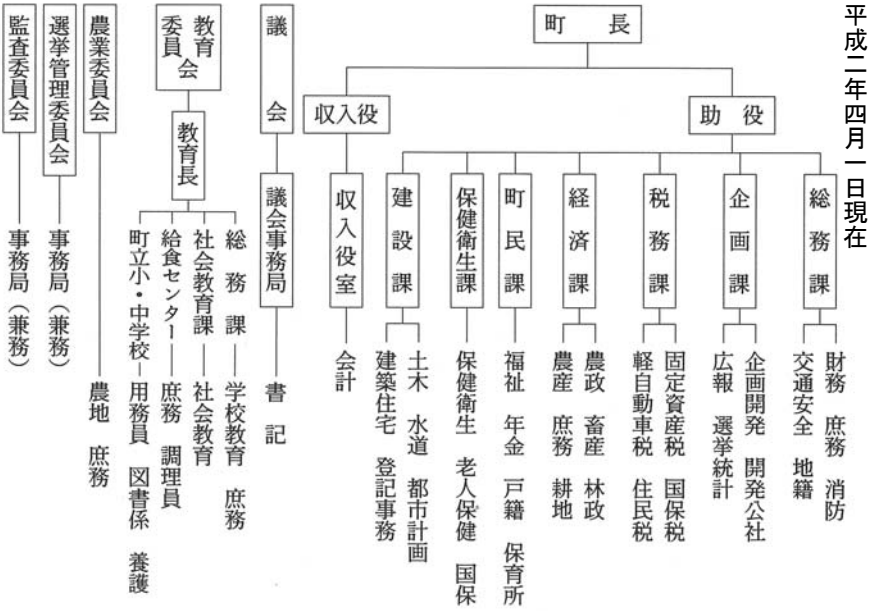

四、行政委員会

㈠ 選挙管理委員会

昭和二十二年、地方自治法制定によって普通地方公共団体に選挙管理委員会を置くことになった。

地方自治法　第四款　選挙管理委員会として、

第百八十一条　普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

②　選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第百八十二条　選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

②　議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

③　委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

④　法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

⑤　委員又は補充員は、それぞれその中に二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。…以下略…

また、（公職選挙法の準用）地方自治法第百十一条の「②　議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる」とあり、本町もこの方法をとっている。

委員の任期は四年で補欠委員、補充員の任期も同様である。

本町の選挙管理委員と補充員は次のとおりである。

選挙管理委員と補充員名

年次	委員	補充員	年次	委員	補充員
昭和21. 9.30	假屋園仁之助	深見　盛利	昭和24.10.12	桑波田　清	國生　信義
	重田　堅二	汰木　清彦		木原　一男	東　純親
	谷口直左衛門	南　金助		柴山　良丸	内山　栄
	谷口　慶二	木場　重盛		東　正雄	谷口直左衛門
昭和27.10. 9	國生　政男	有村　義雄	昭和30.10.13	松下　藤熊	西森　実雄
	柴山　良丸	西森　実雄		大宮司登紀	鮫島　重雄
	古川　清道	（途中委員に就任）		海江田開蔵	（途中委員に就任）
	税所　篤徳			西留　篤之	

昭和33. 9.20		昭和39.11.25		昭和47.11.12		昭和55.11.20		昭和63.12.19
松下	藤熊	川畑	実義	川畑	実義	谷口	富雄	大迫	尚道
大宮司登紀		谷口	弘	谷口	弘	野添	宗平	伊地知景二	
海江田開蔵		上﨑	政栄	上﨑	政栄	坂口	清治	税所	實清
西留	篤之	中森	秋雄	中森	秋雄	測之上竪義		川口	司
西森	実雄	西園	暁	川畑	実義	弟子丸正隆		小園	茂
鮫島	重雄	久木田政光		税所	文雄	小園	義友	右田	勝己
谷口	弘	木場	清盛	岩元	克己	右田	勝己	徳田	春實
徳田	重丸	中馬	重治	中間	喜内	木場	清盛	山下	昭雄
昭和36.10.12		昭和43.10. 7		昭和51.11.15		昭和59.12.21			
児玉	正吉	川畑	実義	税所	文雄	益口	忠重		
西留	篤之	谷口	弘	川口	数雄	大迫	尚道		
川畑	実義	上﨑	政栄	岩元	克己	右田	勝己		
東	実義	中森	秋雄	岩切	静雄	伊地知景二			
中馬	重治	西園	暁	谷口	富雄	徳田	春実		
谷口	弘	久木田政光		川口	司				
上﨑	政栄	木場	清盛	右田	勝己	脇田	輝志		
徳田	重丸	永野	義治	西	一美	税所	實清		

町の監査委員は、町長が議会の同意を得て、財務管理または事業の経営管理についての専門の知識または経験を有する者、および議会の議員から選任することになっている。

監査委員の職務は、法律や政令に規定してあり、町も条例を制定してある。

その大要は、予算、会計、契約、財産管理などの事務について監査するほか、公共団体の経営する事業についても財務に関する事項だけでなく、その事業が合理的にしかも能率的に経営されているかどうかという観点からも監査を行う。

なお、監査委員の任期は四年である。

本町の監査委員は次のとおりである。

知識経験者委員

氏名	選任年月日	任期満了年月日
大宮司 登紀	昭和32年	昭和36年3月
濵田 東陽	昭和36年4月	昭和48年3月
後藤 重信	昭和48年4月	昭和52年3月
澤田 典壽	昭和52年3月22日	昭和56年3月21日
永石 親	昭和56年3月22日	昭和60年3月21日
福石 慧優	昭和60年5月1日	再任

(二) 監査委員

監査委員の設置は初め市町村の場合は任意であったが本町では昭和三十一年吉田村監査委員条例(条例第八号)を制定した。

昭和三十八年の地方自治法の改正により必置制となった。

議会選出委員

氏名	選任年月日	任期満了年月日
西園　暁	昭和32年	昭和36年4月
宝満盛吉	昭和36年5月	昭和40年4月
提水流敬藏	昭和40年4月	昭和41年2月
湯脇重男	昭和41年3月	昭和47年4月
宝満盛吉	昭和47年4月	昭和48年4月
武田　功	昭和48年4月	昭和52年4月
米盛清正	昭和52年4月25日	昭和56年4月24日
山之内三雄	昭和56年4月28日	昭和60年4月24日
後藤重信	昭和60年5月1日	平成元年4月24日
内田　功	平成元年4月26日	

(三)　固定資産評価審査委員会

地方税法第四百二十三条に固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登記された事項を除く）に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。

2　固定資産評価審査委員会の委員の定数は、三人とする。

3　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4、5は略

6　固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。…以下略…

また、同法第四百三十一条　この法律に規定するものを除く外、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

これに基づき、町（村）でも条例を設けて、審査が公正に行われ、事務処理等に遺漏がないようにしている。

次の人々が固定資産評価審査委員として選任されている。

吉田町（村）固定資産評価審査委員

氏名	発令年月日	辞任年月日
松下栄藏	昭和26年10月20日	昭和27年5月23日
有村武雄	昭和26年10月20日	昭和37年12月14日
岩田國治	昭和26年10月20日	昭和29年7月20日
古城利武	昭和27年7月20日	昭和29年7月20日
松下藤熊	昭和29年10月20日	昭和41年12月19日
伊地知直行	昭和29年10月20日	昭和33年12月10日
古川清春	昭和33年12月20日	昭和42年12月19日
小向得金藏	昭和37年12月20日	昭和43年12月19日
中森秋雄	昭和41年12月23日	昭和59年12月22日
後藤　直	昭和42年12月20日	昭和45年12月19日
坂口清治	昭和43年12月20日	再任中
東　勇	昭和45年12月20日	昭和60年12月20日
西　一夫	昭和59年12月24日	昭和60年4月23日
脇田輝志	昭和60年4月24日	昭和62年5月25日
古屋忠志	昭和60年12月21日	再任中
城脇藤雄	昭和62年6月26日	選任中

第二章　選挙・議会

第一節　選挙制度

一、選挙制度の変遷

我が国における近代的な選挙制度が確立されていったのは、明治二十二年に制定された市制・町村制・府県制からである。この選挙制度は、国政の発展と政治情勢の変遷に伴ってしばしば改正され、大正十四年の男子普通選挙制の実施を経て、太平洋戦争後我が国の政治の民主化を狙い、昭和二十二年、地方自治法の公布・施行（新しい日本国憲法も五月に発布されている）によって、婦人参政権や選挙権・被選挙権などの幅が拡大されるなど、完全普通選挙が実施されるようになった。また、国会議員（衆議院議員・参議院議員……前の貴族院議員）の直接選挙、知事・市町村長の公選など抜本的・画期的な改正が行われてきた。

更に、昭和二十五年には、公職選挙法が制定され、国会議員、地方議会の議員および長等の選挙制度が一つの法律にまとめられ、その後、衆議院議員の定数是正や選挙運動の手直しなどが行われて現行制度へ至っている。

選挙制度の歴史は、よく制限選挙制から普通選挙制度確立への道程であったといわれている。我が国の選挙制度の沿革をみても、まさにそのような過程をたどっており、次の四つの時期に区分することができよう。

(1)　選挙制度の準備期
（明治初年から明治二十一年まで）

(2)　制限選挙の時代
（明治二十二年から大正十四年まで）

(3)　普通選挙の時代
（大正十四年から昭和二十一年まで）

(4)　完全普通選挙の時代（昭和二十二年から現在まで）

以上、この四時期における、諸制度の改正と本町（村）の選挙の変遷について記したい。ただ本町の場合、明治・大正・昭和の初期にかけての資料が少ないため、国の選挙制度の改正がどのように変わって行ったかを中心に記述を進めたい。（図書「選挙制度の沿革」による）

(一)　選挙制度の準備期
（明治初年から明治二十一年まで）

この時期は明治新政府が樹立されてから近代的な選挙制度が確立されるまでの準備期であって選挙制度沿革の前史に当たる時期であり、近代的な選挙制度を前提とする議会制度が確立されるまでの議会制度沿革の前史とも

いえる時期でもある。

1　明治四年の廃藩置県によって地方分権政治が撤廃され、府県を中心とした中央集権の形態が出来上がった。

2　明治五年、庄屋・名主・年寄等を廃止し、戸長・副戸長制を設置する。

府県の下に大区、小区を設けて行政区画とし、大区には区長、小区には戸長を置いたが、これは民選でなく官選であった。

3　明治十三年四月、区町村会法制定による町村会議規則制定に伴い、戸長・町村会員の民選が行われ町村会議が持てるようになる。

町村会員の資格は二十歳以上の男子で、土地・家屋を有し、租税その他の滞納がなく、身代限りをしていない者となっており、任期は二カ年とし、一年ごとに半数を改選した。

4　明治十七年五月区長村会法が改正され、各町村別の町村会が、戸長管轄下に数カ町村ある時は、連合町村会を開いても良い事になった。

議員の任期は六年とし、三年ごとに抽選により半数を改選した。

㈡ 制限選挙の時代

（明治二十二年から大正十四年まで）

明治二十二年二月、大日本帝国憲法、衆議院議員選挙法の公布、市制・町村制が施行（四月）され、ここに我が国において初めて近代的な選挙制度が確立し、全国において統一的に、衆議院議員の選挙が施行されることとなったが、その後、大正十四年のいわゆる「普選法」の成立までの時期がこの「制限選挙の時代」である。

この時代の特徴は一口にいえば、選挙権の拡張の歴史である。つまり、我が国の最初の選挙法が選挙権について納税要件による制限選挙制を採用していたため、この時期における選挙制度についての議論は、専らこの選挙権の拡張についての議論であり、大正十四年までの間に何回もの大きな選挙法の改正を通じて、納税要件の緩和が図られている。

1　明治二十二年町村制の施行によって、町村会議員並びに町村長の選挙が行われることとなっている。

町村会議員の有権者の資格は、一級・二級の別があり、それは国税額によった。町村内の国税額の総額を、有権者数で割り、それによって平均額が出て来るが、その平均額から上は一級となり、平均額から下は二級となった。そして、一級は一級の資格のあ

る人により、二級は二級の資格のある人によって、選挙した。しかし大体候補者は一級の方からが多かった。そうすると二級の方が有利になるので、一級の資格のある候補者でも、状勢によっては二級から出馬することができた。選挙は最初各大字ごとに候補者の予選を行い、この予選でほとんど当選者は決定したようなもので、この予選に漏れて、自由で出馬しても当選はなかなかむずかしかった。

また、町村長、助役は町村会員の中から互選によって選出していた。本村では、明治二十二年五月十日に行われている。当時の議員だった川田國彦氏の日記によると次のようである。

※　明治二十二年五月十日……今日ハ村長及助役ノ撰（せん）挙ニ付五ヶ村議員拾貳名大字本城村下坊六左ェ門宅ニ於テ入札相成リ候事、外ニ戸長、坂元正晃、郡書記郷田殿、当所書記峯寄（みねさき）源八郎

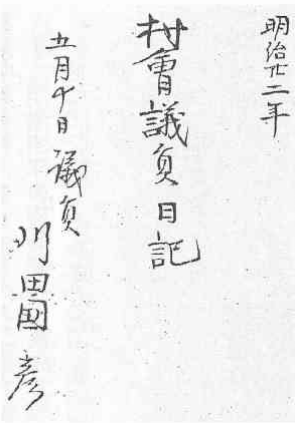

村長投票初曲

一　池田勇右ェ門
王　川田　國　彦
一丑　重田　源之烝
一　岩田　休太郎

助役投票

一　川田　國　彦
王丑　岩田　休太郎
二　池田　勇右ェ門

村長及助役認可上申

村　長　重田源之烝　　助　役　岩田休太郎

右ノ者共当村々長及助役ニ当撰候条御認可相成候也

明治廿二年五月十日

鹿児島郡吉田村村会議長　池田勇右ェ門
鹿児島縣知事　渡辺千秋殿

但仝案四通

（原文のまま）

村長投票二曲

二丑　重田　源之烝
丑　川田　國　彦

※　初曲（しょきょく）……と読むのであろうか。第一回を表わすのだろう。

※　王丑……票数を表わす。

以上のように、町村制の施行によって、村長・助役の選挙が行われている。選挙について、一回目を初曲、二回目を二曲といったあたり、当時の世相がしのばれて興味深い。

2　明治二十二年の衆議院議員選挙法の制定

この法律においては、選挙権は、年齢二十五歳以上の男子で、一年以上（所得税の場合は三年以上）その府県で直接国税十五円以上を納め、かつ、一年以上その府県に本籍を有し、住居している者に認め、また、被選挙権は、年齢満三十歳以上の男子で、選挙権と同様な納税要件を満たしている者に認めた。

3　明治三十三年の改正

選挙権の納税要件を緩和し、地租十円以上（期間は一年以上）または地租以外の直接国税十円以上若しくは地租とその他の直接国税とを通じて十円以上（期間はいずれも二年以上）を納める者とし、住所要件も本籍にかかわりなく、選挙区内に一年以上住居することをもって足りることとした。

4　大正八年の改正

大正八年の改正では、納税要件と住所要件の緩和による選挙権の拡張が図られた。すなわち、選挙権の納税要件は引き続き一年以上直接国税三円以上を納めればよいこととし、住所要件は従来の一年から六カ月に短縮された。

㈢　普通選挙の時代（大正十四年～昭和二十一年）

明治二十二年から絶えず求め続けられてきた選挙権の拡張、具体的には納税要件の撤廃は、大正十四年の選挙法の全面改正によって実を結び、男子普通選挙を実現している。この間の選挙制度についての大きな特徴は、選挙粛正への動きであり、これが次第に選挙粛正運動へと進展し、一方で選挙粛正を目的とする、選挙運動に関する種々の規制の強化を中心とする選挙法の改正をもたらしたことである。

1　大正十四年の改正

大正十四年の選挙法の改正によって男子普通選挙が実現し、従来の基本的要件とされた納税要件が撤廃され、住所要件についても単なる選挙人名簿の登録の要件とされた。

この結果、年齢満二十五歳以上の男子は、一定の欠格事由に該当しない限り、すべて衆議院議員の選挙権を有することとなった。また、選挙運動が全面的に規制され、選挙事務所の制限、戸別訪問の禁止、文書・図画の制限等の種々の規制が設けられて、現行の選挙運動に関する規定の骨格が定められた。

町村会員の選挙も前述の改正に伴い、議員候補者制度が採用され、すべて普通選挙制とし、貧富の区別をなくして選挙が行われるようになった。

2　昭和九年の改正

大正十四年改正以来、終戦に至るまでの間は、選挙法については大きな改正は行われていない。しかし、選挙の腐敗とこれに伴う選挙運動の制限の問題が議論の大きな対象として浮かび上がり、昭和九年、選挙運動の制限等、選挙粛正を中心とした改正が行われた。しかし、その後も選挙粛正の動きはあったが、やがて起こった日中戦争、太平洋戦争に至る軍国主義の渦の中に埋没し、戦後に持ち越されることとなった。

㈣　完全普通選挙の時代

（昭和二十二年から現在まで）

太平洋戦争の敗北によって終戦を迎え、ポツダム宣言の主旨である日本政治の民主化を目ざして、徹底した普通選挙制度が採用され、選挙権の要件である年齢も二十五歳が二十歳に、被選挙権の年齢も三十歳が二十五歳にそれぞれ引き下げられ、また、婦人にも参政権が認められ、初めて男女平等の普通選挙制度となった。以後、現在までがこの完全普通選挙の時代である。

この選挙制度は、外に、新憲法の下で参議院議員の選挙制度や、知事等（市町村長を含む）の公選制が実現するとともに、昭和二十五年に、これらの選挙制度が公職選挙法として一つの法律にまとめられたことも含め、民主的大改革による選挙制度として現在に至っている。

（図書「選挙制度の沿革」より）

二、町（村）議会議員の定数と議員

前項に選挙の移り変わりの概要をあげてきたが選挙制度の改正に伴って、本町（村）での、議会議員の選挙も変わってきている。その移り変わりに従って、本町（村）の発展に努力してこられた方々の芳名をあげたい。

ただ、明治・大正・昭和初期について一部の記録にとどまり遺憾であるが、明らかなものについて、敬称を略して順不同に記したい。

大正十五年（定数十八人）

梶原恒太郎　川路長次郎　大山　信重
平瀬　武蔵　有満金右衛門　脇田四郎次
深見　國二　東　喜一郎　堂園休次郎
川畑　宗篤　河野新之助　堂園　義彦
池田　徳助　下田平六左衛門　古城　武重
山口　義彦　上竈勘左衛門　（一人欠員）

昭和七年（定数十八人）

池田　兼道　北原　修一　石下谷金次郎
古城　武重　平原才九郎　永野嘉右ェ門
下田平六左衛門　永石　利達　山口　義彦
森田休兵衛　柴山　正篆　河野新之助
大山　信重　上龝勘左衛門　堂園休次郎
東　仲次郎　伊地知　稔　玉利仲次郎

昭和八年

大角　八藏　川畑彦兵衛　古城　武重
森田休兵衛　飯山十左衛門　口町袈裟市
下坊　栄藏　川畑　宗篤　中原　幸雄
平瀬　武藏　山口　義彦　川田　國令
堂園休次郎　上龝勘左衛門　西園二之助
伊地知　稔　鮫島　鐘徳　柴山　正篆

昭和十年

上村　藤吉　川畑　宗篤　川田　國令
下坊　栄藏　梶原　景藏　西園二之助
平瀬　武藏　上龝勘左衛門　森田休兵衛
堂園休次郎　古城　武重　伊地知　稔
川畑彦兵衛　口町　袈裟市　下田平六左衛門

飯山十左衛門　中原　幸雄　柴山　正篆

昭和十二年

津曲　篤雄　柴山　正篆　下田平六左衛門
森園　信重　有村　武雄　坂元衛之助
益口　藤熊　上野　繁藏　上龝勘左衛門
濱田　藤徳　川畑　宗篤　川原　新藏
有満金右衛門　南　金助　池田　兼道
梶原　景藏　上村　藤吉　平瀬　武藏

昭和十七年

川原　新藏　有村　武雄　田代　松義
平瀬　武藏　有村　愛藏　深見　國二
玉利仲次郎　柴山　正篆　池田　徳助
有満金右衛門　上龝勘左衛門　梶原　景藏
国生　信義　上野　繁藏　上村　藤吉
山口　義彦　南　熊吉　永石　利達

昭和二十二年

（地方自治法の公布・施行による改正定数二十二人）

深見　皎　山方　清　楠田　重憲
桑波田　清　山口　義彦　小向得金藏

國生　政男　　湯脇　勇藏　　内山　栄
窪園　休昧　　加治木佐藏　　伊地知直行
宝満　武雄　　神脇　清　　川畑　実義
永野　繁　　森園　信重　　木原　一男
川西　藤雄　　久保田貞信　　山下　宣通
仮屋園軍二

昭和二十四年三月四日、村議会は臨時議会を開き、新制中学校敷地問題について、区民の意向を十分に反映できなかったとし、責任をとり辞職、昭和二十四年四月二十五日村会議員選挙を行い、十八氏が無投票当選、残り四人の補欠選挙は、昭和二十四年六月十日に行われた。

昭和二十四年（定員二十二人）

森園　信重　　米留　林吉　　柿元　時之
武田　功　　國生　政男　　小向得金藏
愛甲　清武　　川西　藤雄　　西園　貞吉
栫　軍吉　　楠田　重憲　　山方　清
提水流敬藏　　久保田貞信　　山下　秀義
山口　義彦　　福石　篤之　　川畑　實義
・補欠選挙
川畑マスエ　岩吉重盛　西園三次郎　松下藤熊

昭和二十八年

上野　繁藏　　窪園　忠　　古川　清春
川畑マスエ　　永石　利達　　西　清
久木田直隆　　山下　宗次　　平原　栄
梅北　清市　　西郷市之進　　桑波田　清
海江田嘉次郎　　山口　義彦　　湯脇　重男
古木　保喬　　柴山　盛義　　提水流敬藏
西園　暁　　児玉　秀正　　枝元　喜義
寺師　善藏

昭和三十二年（定数十六人）

吉田村議会議員の定数減少条例制定による

提水流敬藏　　児玉　秀正　　窪園　忠
國生　政男　　川口　軍藏　　柴山　良丸
山口　義彦　　古城　利武　　上野　繁藏
宝満　盛吉　　岩吉　重盛　　中馬　重治
西園　暁　　濱田　東陽　　湯脇　重男
永石　利達

昭和三十六年

提水流敬藏　　児玉　秀正　　寺師　善藏
安田　康　　岩吉　重盛　　武　澄清

窪園　忠	後藤　直	
宝満　盛吉	岩田　國治	
池田　正	柴山　良丸	
湯脇　重男	武田　功	
昭和四十年		
窪園　忠	新留　敬志	山下　景由
武田　功	提水流敬藏	岩田　國治
梶原　哲哉	武　澄清	寺師　善藏
安田　康	澤田　典壽	柴山　良丸
宝満　盛吉	池田　正	児玉　秀正
湯脇　重男		
昭和四十四年		
湯脇　重男	武　澄清	
米満　勲	飯山　民徳	
外園　郁也	永野　義治	
安田　康	澤田　典壽	窪園　忠
宝満　盛吉	武田　功	池田　正
猪八重影清		

昭和四十八年		
梶原　哲哉	鮫島　望	山之内三男
山方　清	窪園　忠	米満　勲
武田　功	大井　了	米森　清正
末永　利秋	内村　巽	永野　義治
池田　弘美	米留　巽	湯脇　重男
山下　逸二		
昭和五十二年		
米森　清正	大井　了	山之内三雄
山方　清	池田　弘美	山下　逸二
梶原　哲哉	内田　功	米満　勲
寺師　幸男	後藤　重信	西園　貞吉
末永　利秋	内村　巽	米留　巽
武田　功		
昭和五十六年		
山下　逸二	大井　了	後藤　重信
竹田　辰實	湯脇　典光	山之内三雄
寺師　幸男	東　久雄	有村　秋矢
山方　清	米満　忠	米森　清正
脇田　高徳	内田　功	内村　巽

池田　弘美

昭和六十年

山下　芳浩　窪園　正司　米満　忠
西　一夫　東　久雄　山之内三雄
米盛　清正　後藤　重信　福石　尚弘
脇田　高徳　武田　國美　湯脇　典光
寺師　幸男　内田　功　枝元　等
山方　清

平成元年

桂田美智子　山之内三雄　久保崎　寛
武田　國美　倉谷　静雄　後藤　重信
福石　尚弘　弟子丸宗一　大井　了
内田　功　窪園　正司　米満　忠
枝元　等　西園　登　脇田　高徳
寺師　幸男

第二節　議会制度

一、明治初期の民会

明治八年、第一回地方官（県令……今の県知事）会議が開かれ、「地方民会……府県会・区会・町村会」の事が議題に取り上げられ、地方民会は公選議員で構成すべきか、区・戸長会議とすべきかが問題となった。

当時、全国府県中、民会を開く……七県。区・戸長会を開く……一府二十二県。全く開かない……二府十七県で、公選による民会といっても、実態は上意下達機関ないしは、諮問機関にすぎないものが大半であった。

地方官会議の裁決の結果、区・戸長会議とすることに決まった。

鹿児島県では、地方官会議に出席した大山県令の、「今、民会を開けばその妨害きわめて多く、国家は乱れ遂には善後処置を講ずることもできなくなるであろう」との民会不要論を主張してきただけに、どのような意味における民会も育たなかった。

本町においても、記録がないので明らかではないが、公選による民会はなかったのではないか、と、想像できるのである。

二、町村会の開設

明治十二年十一月、「町村会議規則」や、翌年の「区町村会法」の制定、施行によって町村会が行われるようになっている。

町村会は、町村の事業・予算・共有物の取り扱い・金穀の貸付事件などの議決を行うことであった。

会議は公選議員で成り立ち、通常会と臨時会に分け、通常会は隔月ごとに年六回開き、会期は三日以上開くものとし、臨時会は郡役所の達示による時か、会員の半数以上の要求により開くことができるようになっていた。

議事の原案は戸長が作成して、会頭に提出した議案か会員中から提出されたものや、会頭が作成したものを会議に付すようになっていた。

議決事項は、すぐ執行できるのでなくて、戸長の承認を必要とし、郡長、県令に報告しなければならない義務づけがなされていた。

組織は、会頭…一、主事…二、および会員とし会頭、主事は、会員中から互選によって決められ、会頭は議長で、主事は、庶務の整理・記録・費用などの処理を行うなどであった。

明治十七年、「区町村会法」が改正され、各町村別の町村会が、戸長管轄下に数カ町村ある場合は、連合町村会を開催しても良い事となっていた。

三、町村制施行後の町村会

明治二十一年四月、法律第一号として「市制・町村制」が公布され、翌、明治二十二年四月一日、「市町村制」が施行された。これにしたがい市町村の自治体としての法人の資格が認められるようになっている。

以後、市町村制の制度は終戦までの間に九回（うち二回は市制だけ）の改正が行われたが、議会については、選挙法（前述）の改正が中心で、その基本的な性格は変わらなかった。この時代に村会で取り扱う案件は、次のようであった。

○ 町村条例及び規則の制定・改正
○ 町村費で支弁すべき事業の起債
○ 歳入歳出予算の承認と決算の認定
○ 使用料・手数料・町村税及び夫役現品の賦課徴収方法
○ 町村有不動産の売買・交換・譲渡ならびに基本財産の処分
○ 村長（議長）・助役・収入役・書記の選任

などであり、行政施行上の重要な事項にわたっていた。

大正十五年改正の普通選挙制度実施と、昭和四年改正

では、議員に発案権が与えられ、長の原案執行権の範囲に制限が加えられるなど議会中心の町村行政が進んでいたが、その後は、中央統制・自治権制限の傾向が、年を追うて強まり、昭和十八年の改正では、これまでの議会中心の町村行政が、長中心のそれへ切り換えられるとともに、町村長の選任も知事の認可制となるなど、自治体としての町村の機能は薄らいでいった。

四、地方自治法施行後（昭和二十二年四月以降）

昭和二十二年四月、地方自治法が公布されて五月に施行された。これまでは住民の代表を選出して、間接的に政治に参与するという方法がとられたが、代議制は民意を完全に把握しているとはいえない面があった。地方自治法では、住民の直接参与という面を設けたことは特筆すべき事であり、いわゆる直接請求権である。

このことは、公正で能率的な地方（市町村）行政が行われるよう定められたものである。

直接請求権の機能する場は次のようである。

条例制定・改廃の直接請求権

これは民主主義の表われであり、住民に不合理な条例は制定できなくなったといってよく、地方発展のための条例という事になる。しかし、地方税の賦課、徴収並びに分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例には、請求権はないことになっている。

事務の監査の請求

地方公共団体の運営の公正化と能率化を確保するため、監査委員の制度を設け、違法・不当な行為については、住民の監査請求権が認められている。

議会の解散請求

住民が議会を牽制（けんせい）、公正な運営を要求するため、解散請求権が定められている。

議員、長の解職の請求（リコール制度）

議員、長にあっては住民投票、助役・収入役・選挙管理委員会・監査委員会・公安委員会・教育

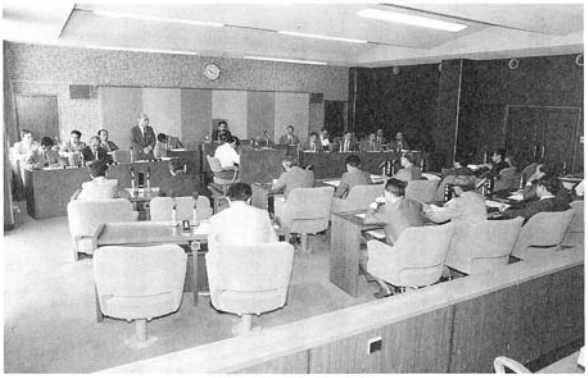

吉田町議会風景

委員会・農業委員会の委員まで請求権があり、これは議会に付議することになっている。

地方自治法は、議決機関と執行機関を完全に分離して議会の議決により行政を執行して行く形が確立され、民主的に現代化した。

このように、市町村議会が決議機関としてその権限が明確にされ、議会は、議員の中から、議長・副議長を互選し、常任委員会制度が設けられるなど議会の動きはにわかに多面的に活発となり、一面では首長の独断専行がきびしくチェックされることとなって、町村長の拒否権が完全に廃止されることになった。

第三節　議会の構成

一、定例会

明治十二年、明治十三年にそれぞれ制定された。「区町村会法」や、「町村会議規則」によって、町村会議が開かれるようになっており、本町（村）においても、おそらく会議が開かれていたものと思われるが、会議規則や会議録など記録に接せず、昭和初期（昭和七年）以前については明らかでない。

会議については前項「二」に述べたように、通常会（現在の定例会に当たる）と臨時会に分け、通常会は隔月ごとに開くものとし、会期は三日以上となっていた。

以後、町村制施行や地方自治法の施行および条例等の制定、改正によって、地方公共団体の中での議会の位置が確立されてその組織や構成も整っていった。

地方自治法第百二条に、普通地方公共団体の議会は、定例会および臨時会とすることが定めてあり、定例会は当初、毎年六回以上招集しなければならないとの定めであったが、昭和二十五年の改正で四回以内で、条例で定める回数招集しなければならないことに定められ現在に至っている。本町もこれに従い条例で毎年四回開くことに定められ、三月・六月・九月・十二月に開かれている。

年次別議会の開催数

年次	定例会	臨時会	計	年次	定例会	臨時会	計
昭八	九	〇	九	一八	六	〇	六
九	八	〇	八	一九	四	〇	四
一〇	一二	三	一五	二〇	二	〇	二
一一	七	二	九	二一	五	〇	五
一二	一〇	〇	一〇	二四	一一	六	一七
一三	八	〇	八	三四	四	一	五
一四	四	〇	四	四四	四	四	八
一五	五	〇	五	五四	四	〇	四
一六	五	〇	五	六〇	四	五	九
一七	八	〇	八	平成二	四	五	九

二、委員会

明治十二年町村議会規則が制定され、明治十三年から施行されたが、その中で会議の持ち方として、本会議の外委員会の制度もあったもようで、更に、昭和二十二年施行の地方自治法第百九条に、町村の議会は条例で、常任委員会を置くことが定められている。これに、基づいて本町（村）でも、本会議の他に委員会制度が取り入れられている。いつごろからかは明らかではないが、昭和八年第四回吉田村会会議録（五月二十三日開催）により、会議事件の中に「一、諸委員ヲ定ムルノ件」とあって、四つの委員会の委員が推薦によって決定されている。

㈠ 常任委員会

昭和八年

出納検査員　飯山十左衛門・中原幸雄・伊地知稔
学務委員　川畑宗篤・西園二之助・堂園休次郎
土木委員　川田國令・山口義彦・古城武重
電気委員　口町袈裟市・川畑彦兵衛
下坊栄藏・上靍勘左衛門・大角八藏
平瀬武藏・鮫島鐘徳

昭和十二年六月に新委員が編成された模様であるが、明らかでない。

昭和十七年

財務出納検査委員　有村愛藏・山口義彦・上村藤吉
深見國二
学務委員　柴山正簪・上村藤吉・池田徳助
有満金右衛門・有村武雄・平瀬武藏
上田三芳（吉田小学校校長）
土木委員　梶原景藏・田代松義・國生信義
玉利仲次郎
電気委員　柴山正簪・永石利達・深見國二
山口義彦
勧業委員　永石利達・南　熊吉・川原新藏
平瀬武藏・有村武雄

以上の委員会および委員は、昭和二十二年三月まで継続されており、同年公布施行された「地方自治法」第百九条によって、町村の議会は条例で常任委員会を置くことが定められ、本村では改めて、村議会で吉田村議会委員会条例が可決されている。

昭和二十二年～昭和二十三年
総務委員会　財務委員会
教育委員会　土木委員会

昭和二十四年
総務委員会　教育委員会

経済委員会　　財務委員会
　昭和二十八年 ～ 昭和二十九年三月
総務委員会　　経済委員会
土木委員会　　民生委員会
財務委員会　　文教委員会
懲罰委員会
　昭和三十年 ～ 昭和三十一年八月
総務委員会（財務・税務を含む）
農林委員会（経済・商工を含む）
土木委員会　　文教委員会
民生委員会

※　昭和三十年六月の議会議事録による常任委員会縮少の提案理由説明の要旨は次のようである

「経費節減と、常任委員会が稍ともすれば、地方行政の執行事務に深入りする。という理由で、地方議会における常任委員会制度の廃止をもくろみ、国会へ提出されようとなされている。常任委員会制度は、住民の意思が反映し易い制度として確立されてきたものである。全国の地方議会は、こぞって反対しているので、本国会の通過は困難であると考える。そこで、本村議会の常任委員会を、現在の七委員会を五委員会にしたい。つまり、財務委員会を廃し税務を含め総務委員会とし、経済委員会を廃して商工を含み農林委員会とし、懲罰委員会は懲罰事件発生の時、特別委員会を作って審議することが適当ではないか、したがって、常任とする必要はない。以上、総務・農林・土木・文教・民生の五委員会として、一議員が二委員会に所属することにしたいと考え、条例の一部改正を提案した次第である」以上、議員提案の議事案件として審議され決議されている。

　昭和三十一年九月～昭和六十二年三月
総務委員会　　産業経済委員会　　建設委員会
・自治法の改正により、五委員会を三委員会と改正
　昭和六十二年四月～平成二年現在
総務委員会　　文教厚生委員会　　経済建設委員会

㈡ 特別委員会

特別委員会は、常任委員会で取扱う以外の案件が生じた時や、行政執行上の突発的案件等についてその処理を迫られた時などに、議会において相互に推薦しあって委員会を組織し、その解決のために調査・研究し本会議に諮り処理を行って来たものである。その主な委員会をあげると次のようである。

　昭和二十二年三月以前
昭和八年以降の村会議録を見ても記録されていない。

ただ、しいてあげると、昭和二十年五月の村議会においての、村長の任期満了による後任村長選出についてこれまでの議員相互の選出をやめ、外部から選出し、その交渉委員として、四氏を推薦によって選出し、交渉にあたり、その結果を次期村会議に報告している。交渉は不成立に終わり、現職村長を再選している。

昭和二十八年以降

鹿児島市との合併問題特別委員会……昭和二十八年
都市合併特別委員会……昭和三十二年
電話架設特別委員会……　仝　右
国民健康保険実施準備特別委員会……昭和三十五年
都市合併促進特別委員会……昭和三十六年
高等学校移転対策特別委員会……昭和三十七年
鹿児島市合併審議特別委員会……昭和四十年
水資源対策特別委員会……昭和四十一年
学校対策特別委員会……　仝　右
吉田村庁舎対策特別委員会……昭和四十五年
吉田村長期振興計画策定調査特別委員会……　仝　右
吉田村中央公民館建設特別委員会……昭和四十七年
吉田町開発特別委員会……昭和四十八年
特別調査委員会（町歳入出の決算）……　仝　右
町予算審査特別委員会……昭和五十一年
（町予算・決算については毎年委員会を持っている。）
蒲生高校吉田分校振興対策特別委員会……昭和五十四年
町運動公園特別委員会（全員で）……昭和五十六年
町総合運動公園調査特別委員会……昭和五十七年
吉田町総合振興計画審議特別委員会……昭和五十八年
吉田町高校誘致促進特別委員会（全員）……昭和六十年

三、議長および副議長

昭和八年から昭和二十一年までの「村治」（議事録）によると、村会の議長は村会議員の互選によって選出しており、村長兼職の議長として副議長は置かず、吉田村歳入歳出決算の認定を行う時や不在の折（年長議員による仮議長を選ぶ）を除き、議事が進められていた。

昭和二十一年十一月十九日、第五回吉田村村会会議において、地方制度改正に伴う議長・副議長の選任が行われ地方自治法公布・施行までの揺籃（らん）期の村議会議長として深見國二氏、副議長に上村藤吉氏が選出されている。

昭和二十二年四月、新しい地方自治法の公布に伴う完全な民選による村長・村会議員の選挙が行われ、ここに、行政執行者としての村長、決議機関としての議会が明確に分離されることとなった。以後の歴代議長および副議長は次のようである。

(一) 議長

(代)	(氏名)	(任期)
初・2	楠田重憲	自明治22年5月1日 至昭和24年6月11日
3	山方清	自昭和24年6月12日 至昭和25年2月27日
4	山口義彦	自昭和25年4月10日 至昭和28年4月24日
5	上野繁蔵	自昭和28年5月8日 至昭和30年6月10日
6	山口義彦	自昭和30年6月11日 至昭和30年12月10日
7・8	上野繁蔵	自昭和30年12月11日 至昭和34年4月1日
9・10	提水流敬藏	自昭和34年4月25日 至昭和40年4月24日
11・12	窪園忠	自昭和40年4月28日 至昭和46年4月11日
13・14	湯脇重男	自昭和46年5月13日 至昭和52年4月24日
15	武田功	自昭和52年4月25日 至昭和56年4月24日（任期四年となる）
16	内村巽	自昭和56年4月25日 至昭和60年4月24日
17	山方清	自昭和60年5月1日 至平成元年4月24日
18	寺師幸男	自平成元年4月26日 現在に至る。

(二) 副議長

(代)		(任期)
初〜3	久保田貞信	自明治22年5月1日 至昭和24年6月11日
4・5	古川清春	自昭和24年6月12日 至昭和28年5月8日
6	提水流敬藏	自昭和28年5月9日 至昭和32年4月24日
7	西園暁	自昭和32年4月25日 至昭和34年10月15日
8	湯脇重男	自昭和34年10月16日 至昭和39年4月24日
9	池田正	自昭和39年4月25日 至昭和40年5月11日
10	武田功	自昭和40年5月12日 至昭和42年4月24日

11	梶原哲哉	自昭和48年4月25日 至昭和52年4月24日
12・13	山下逸二	自昭和52年4月25日 至昭和60年4月24日
14	寺師幸男	自昭和60年5月1日 至平成元年4月24日
15	脇田高徳	自平成元年4月26日 至平成2年4月現在

四、議会事務

議会の事務局の設置については、地方自治法第百三十八条に規定されている。しかし、当初は市町村においては書記長は置かないでもよい事とされていた。したがって吉田町では、昭和二十五年「吉田村職員定数条例」によって書記を総務課より任命して行って来ており、更に昭和三十一年十二月定例議会で「吉田村職員定数条例」の改正が行われ、「議会の補助職員……書記一、その他の職員一、計二人」と、改められている。また、昭和三十二年にも「吉田村職員定数条例の一部を改正する条例」が公布され、吉田村職員定数条例の第二条第二号中、議会の補助職員書記一人を二人と改められ、その他の職員一人が削除されている。

昭和三十三年六月議会において、本来の議会事務遂行のための「吉田村議会事務局設置条例」が制定され、ここに事務局の誕生を見ることとなった。

条例の第2条に、「吉田町議会事務局に、事務局長、書記その他の職員を置く」と規定されていて、事務局は局長および書記で組織されている。

しかし、議会事務や議事録など永久保存の書類整理その他の事務量の増大に伴って、平成二年現在では二人の事務職員（臨時職員）を加え、四人で議会事務の遂行につとめている。

第四節　議決事項

吉田町（村）政の車の両輪の一つとして議会の果たして来た役割は大きいものがある。各年度における、国および県の諸施策と、その社会事情の変遷に呼応しながら町（村）民の生活の安定と向上を願望として、行政の執行を助け、相提携して様々な議事案件を処理してきている。その主な議事事項を次に上げて見たい。

一、産業、経済関係

年・月	議事事項
昭・8・9	○電気事業に関する件（昭和六年度未徴収金について）
昭・10・5	電気問題に関する件（村電気の窮状打開について）
昭・11・5	特別会計電気事業、対、加治木電気の件
昭・13・3	電業問題の件（電気の盗用取締りの件）
昭・17・5	加治木電気株式会社との電力需給契約満了に関する件（両者の契約の放棄）
昭・17・7	配電統制令第二十六条第一項の規定による吉田村電気供給事業全部を、九州配電株式会社へ譲渡する事の決議
昭・18・10	吉田村電気使用料条例廃止の件決議
昭・9・2	○村予算歳入歳出承認の件（納税の滞納とその対策）
昭・10・6	昭和十年度特別税戸数割各自負担額の件（所得額による賦課の公平について）
昭・9・5	○自作農奨励資金借入承認を求める件
昭・10・2	自作農創設維持資金起債の件
昭・36・12	吉田村農業労働力調整協議条例制定
昭・40・11	大型農業機械使用条例制定の件
昭・42・12	平野牧場管理使用に関する条例の件
昭・44・5	平野牧場の変更の件（放牧場移転）
昭・45・3	小松尾牧場管理使用に関する条例の件
昭・48・6	吉田町農業振興地域整備促進協議会条例の件
昭・33・7	○県土地改良事業団体連合会加入の件決議
昭・37・6	大原土地改良区農地保全事業に伴う融資額の一部償還金の一部負担の件
昭・42・3	石下谷地区県単土地改良事業分担金徴収条例の制定
昭・63・10	吉田町六反田地区県単独土地改良事業灌漑排水事業分担金徴収条例の制定
	この外土地改良、治山施設事業は二十二地区に及んでいる。

二、土木・建設関係

昭・9・2	○昭和八年度匡救（きょうきゅう）土木事業の施行希望順位の件
昭・9・5	県道に関するものは第二段とし、村道を第一段として実施して欲しい。
昭・10・5	○伊集院～蒲生線県道敷地買収の借入起債の件
	○村費補助の件…電話架設の件を可決

「本年度は大演習の関係もあり、この機会に通信機関の完備を計るのは必要」　昭・10・10
○昭和十年度旱害救済土木事業施行の件　昭・17・3
○林道開設に関し、受益者分担金の件決議　昭・29・3
○伊集院～蒲生線道路改修工事施行に伴う受益者負担金（分担金）徴収条例制定の件　昭・31・3
以後、道路・橋に関する災害復旧工事、修繕、改良、舗装工事、村道路の認定・廃止、農・林道等の整備に関する議決件数は昭和六十三年九月末現在までに、およそ八十四件に及んでいる。
○河川（思川）特別失業対策改修工事の件　昭・32・3
○本名川（本吉田）地内河川災害復旧工事請負契約締結承認の件　昭・32・3
○西佐多川（楠丸）地内河川災害復旧工事請負契約締結承認の件　昭・32・3
○宇都谷川河川災害復旧工事請負契約の件　昭・38・7
○塩杣（そば）川河川災害復旧工事請負契約の件　昭・39・2
○昭・37、慶田地区水路災害復旧工事分担金条例の件　昭・39・3
○土地開発基金条例について　昭・45・12
○吉田村役場庁舎建築事業工事請負契約の件……町制施行に合わせて　昭・47・1
○鵜木原地区団体営シラス対策事業施行承認について　昭・49・6
○団体営シラス対策事業木原地区一工区工事請負契約承認について　昭・52・
○役場庁舎増改修工事請負契約について　昭・60・12
○吉田町公営住宅（大原団地）新築工事請負契約について　昭・61・9
○吉田町公営住宅（梅ヶ丸団地）新築工事請負契約について　昭・62・9
○吉田町公営住宅（高岡団地）新築工事請負契約について　昭・63・9

三、保健衛生・福祉関係

○伝染病予防費の雑費・隔離病舎借地料について（質問より）　昭・10・8
○衛生組合の組織等について（質問より）　昭・16・3
○隣保組合・健康保険組合の設置の件　昭・16・3
○簡易水道施設工事請負契約について　昭・29・3
吉水、大原、石下谷地区
○吉田小学校簡易水道水源地用地買収の件　昭・31・3
○国民健康保険条例及び国民健康保険税条　昭・35・12

昭・38・3	例の制定について
	○吉田北地区簡易水道施設工事請負契約について
昭・38・10	○宮之浦地区簡易水道施設工事請負契約について
昭・40・7	○国民健康保険事業認定について
昭・41・3	○吉田村簡易水道事業給水条例について
昭・44・9	○災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定の件
昭・46・6	○吉田村敬老年金支給条例について
昭・47・6	○本名保育所設置及び管理条例について
昭・48・7	○始良郡西部衛生処理組合加入について
昭・49・3	○吉田町乳幼児医療費助成条例を制定する条例について
昭・49・10	○吉田町宮之浦保育所新築工事請負契約について
昭・49・12	○吉田町重度心身障害者医療費助成条例を制定する条例について
昭・50・3	○吉田町立保育所設置及び管理条例の制定
昭・50・3	○本城地区簡易水道工事請負契約について
昭・51・10	○始良西部衛生処理組合規約の承認の件
昭・52・12	○老齢者医療保障に関する抜本改革の件
昭・53・3	○吉田町予防接種健康被害調査委員会設置に関する条例について
昭・53・6	○吉水地区簡易水道拡張工事請負契約承認について
昭・54・3	○吉田町父子及び母子家庭医療費の助成に関する条例について
昭・54・8	○本名地区簡易水道施設増補改良工事請負契約承認について
昭・56・8	○北地区簡易水道施設水源増補改良工事請負契約について
昭・56・9	○吉田町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について
昭・57・3	○吉田町社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例について
昭・58・3	○吉田町家庭奉仕員の派遣に関する条例の制定について
昭・58・8	○宮之浦地区簡易水道施設拡張及び改良工事（一・二工区）請負契約について
昭・59・7	○本城地区簡易水道施設拡張工事請負契約について
昭・60・3	○霧島伝染病棟組合加入について
昭・62・3	○吉田町保育所入所措置条例の制定の件

昭・63・3　○吉田町温泉保養費助成金支給条例の制定について

四、教育・文化関係

昭・4・4　○「学区制廃止案」の件について
各学校区の共有財産を、「村」に移管させる議案の審議であったが、議決に至らず廃案となる。

昭・12・3　○吉田村村内のラジオ保持台数について
三十台（一般質問から）

昭・13・12　○学区廃止諮問に対し意見答申の件…議決

昭・14・3　○吉田村教育委員設置規程一部改正の件

昭・17・7　○学務委員設置規程改正の件

昭・20・3　○部落有財産無償譲渡に関する件

昭・22・3　○六・三・三制学制改革について
主に新制中学校建設について、二校とする。北地区一校、南地区一校
両地区ともに諸般の事情によって現在地に建設される事となった。

昭・29・11　○国有地払い下げ購入
三反九畝一歩……百九円二十九銭

昭・31・1　○六・三制整備事業費起債について

昭・31・11　○吉田村奨学資金の貸与に関する条例制定について

昭・33・12　○義務教育施設整備事業費起債について

昭・35・6　○吉田村立学校積立金条例制定について

昭・37・10　○吉田公民館新築工事請負契約について

昭・45・3　○第二種農村集団電話の設置について

昭・45・6　○文化財保護条例の制定について

昭・46・6　○地域集団電話の開通について

昭・48・9　○吉田町中央公民館建築事業工事請負契約について

昭・52・6　○吉田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例について

昭・53・6　○吉田町文化財保護条例を改正する条例について

昭・56・3　○吉田町立小・中学校屋内運動場照明設備使用料条例について

昭・56・6　○吉田町青少年問題協議会設置条例について

昭・57・3　○大原青少年育成館の設置及び管理に関する条例について

昭・57・6　○少年非行の防止に関する決議について

昭・58・3　○暴走族追放に関する決議

昭・58・5　○「青少年健全育成の町」宣言に関する決議

昭・60・3　○学校給食センター設置及び管理条例の制定について

昭・61・3　○吉田町総合運動公園運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について

昭・62・3　○吉田町立学校設置条例の制定について

牟礼ヶ岡団地造成による小学校設置について議決を求める件（第七校目、百二年ぶりの新設校として）

五、行政・その他関係

昭・12・10　○後期特別税戸数割免除承認の件（軍事救護者の事について）

出征軍人家族に対して調査委員とも協力して不平の声のないよう努力する。

昭・13・8　○吉田村区制廃止意見書提出の件

昭・13・12　○学区廃止諮問に対し意見答申の件

昭・14・12　○昭和十四年村歳入出追加更正予算の件

救護費を廃止して銃後奉公会に移す。その筋より合併するよう通牒（つうちょう）があった為

昭・15・5　○警防団員増員の件

昭・18・3　○翼賛選挙……助役…翼賛壮年団長として委員長となる。

昭・18・10　○区会条例廃止の件

昭・21・11　○議長、副議長選任の件

地方制度改正に伴う選任について

昭・22・3　○村議会定例会条例、村会会議規則制定の件…地方自治法施行に伴うもの

昭・24・5　○鹿児島市合併賛否公聴会

昭・26・3　○昭和二十五年十月十四日のルース台風被害者に対する村税の減免に関する条例の制定

昭・29・7　○吉田村農業委員会の選挙による定数条例の制定について（十人）

昭・30・11　○昭和三十年六月豪雨災害及び22号台風被害者に対する村税の減免に関する条例制定について

昭・31・5　○桜島大爆発時における避難者収容に関する決議

昭和三十年十月十三日午後の大爆発以来連日の小爆発が続く中、何時大爆発が起こるかわからない状態の中で、桜島住民の心痛を思い、まさかの場合の避難者救援に対処するための決議である。

昭・31・9　○吉田村議会委員会条例制定について

昭・31・12　○吉田村職員定数条例の全部を改正制定の件

昭・32・3	○吉田村議会議員の定数減少条例制定の件 二十二人を十六人に減少することについて
昭・32・7	○吉田村農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について 十人を十二人と改めることについて
昭・33・6	○吉田村議会事務局設置条例制定について
昭・33・9	○吉田村就職資金貸付に関する条例の件
昭・34・9	○吉田村課設置条例の制定について
昭・35・6	○吉田村印鑑条例の制定について
昭・37・3	○吉田村火災予防条例について
昭・38・3	○吉田村防災会議条例について
昭・38・3	○吉田村災害対策本部条例について
昭・38・3	○議会推薦農業委員の選出についての件
昭・43・3	○大字・字区域の変更及び廃止について議決を求める件
昭・45・9	○吉田村過疎地域振興計画の承認について
昭・46・3	○吉田村振興計画基本構想の承認について
昭・47・6	○吉田村を吉田町とする事について 町制施行について議会の同意を得る件
昭・47・6	○庁舎改築に伴う吉田村の事務所の位置を定める条例の制定について 十一月一日施行 大字、本城樋口一、六九六番地
昭・47・9	○吉田村課設置条例の全部改正について
昭・52・6	○北方領土の早期返還決議について
昭・60・3	○吉田町行政改革推進委員会設置条例の件
昭・62・12	○吉田町総合振興計画について
昭・62・12	○字の区域の変更について
昭・63・3	○郷土誌編纂委員会条例の制定について

第五節　県会議員と国会議員

一、県会議員

本町出身の県会議員は次のようになっている。

（鹿児島県議会史）

氏名	出身	選挙回数	当選等年月
古木左兵衛	西佐多浦	第一回	明治十三年三月　当選
〃	〃	二回	〃十四年三月　当選
〃	〃	五回	〃十八年一月　当選
川田國彦	東佐多浦	二回	〃十四年三月　当選
川内彦左衛門	東佐多浦	五回	〃十八年一月　当選
重田源之烝	東佐多浦	八回	〃二十三年九月　補欠当選
北原兼亮	西佐多浦	九回	〃二十五年三月　当選
平山誠一	宮之浦	十一回	〃二十九年三月　当選
伊地知徳之助	東佐多浦	十三回	〃三十二年九月　当選

伊地知 徳之助	東佐多浦	十四回	〃	三十六年九月 当選
梶原 恒太郎	東佐多浦	十五回	明治四十年九月	当選
古城 武重	宮之浦	十六回	〃	四十四年九月 当選
〃	〃	十八回	大正	八年九月 当選
川畑 宗篤	東佐多浦	十八回	〃	九年五月 補欠当選
下田平六左衛門	本名	二十一回	昭和	七年十一月 補欠当選

本町出身の県議会議員の当選年月を見てみると一年または二年で改選されて、任期が何年であったか、はっきりしていないので、任期等選挙に関する規則等と明治年間の選挙年月を示すことにする。

府県会規則（明治十一年七月二十二日）

議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全数ノ半ヲ改選ス

第一回二年期ノ改選ヲ為スハ抽選法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

府県制「全文」改正（明治三十二年三月十六日）

府県会議員ハ名誉職トス

府県会議員ノ任期ハ四年トス

鹿児島県議会議員選挙年月と選出数

第一回（定数　四十人）　明治十三年二月

二回（定数　五十二人）　明治十四年三月

三回（約半数改選　二十六人）　明治十六年一月

四回（定数　三十七人）　明治十六年七月

五回（半数改選　十八人）　明治十八年一月

六回（半数改選　十八人）　明治十九年十月

七回（半数改選　十八人）　明治二十一年三月

八回（半数改選　二十人）　明治二十三年四月

九回（半数改選　二十人）　明治二十五年三月

十回（半数改選　二十人）　明治二十七年三月

十一回（半数改選　二十一人）　明治二十九年三月

十二回（定数　三十九人）　明治三十一年九月

十三回（定数　三十七人）　明治三十二年九月

十四回（定数　三十六人）　明治三十六年九月

以下四年ごと、戦後は昭和二十二年四月に選挙を実施

二、国会議員

本町に、昭和三十四年六月二日、国会議員誕生



谷口慶吉

鹿児島地方区から参議院議員に選出された谷口慶吉（明治三十四年生）は、本町東佐多浦の出身で、二期連続当選（昭和三十四年から四十六年）十二年間国政に参与し、この間、農林政務次官（三十九年七月就任）、運輸委員長などを歴任している。

谷口は、旧制の中学校卒業後、久留米で運送業をしていた義兄の下で修業をしていたが、徴兵検査のため帰郷した。業時、世界的不況は吉田にも押し寄せ、農村は疲弊のどん底にあったので、父親を助け、田一町六反、畑八反、煙草一反の耕作に励みながら青年団活動を始めた。

昭和三年、煙草耕作組合長に推され、翌四年吉田村農会長に就任した時は二十七歳であった。農村を豊かにするには政治の力で変えるしかないと、昭和六年県議選に出馬したが五百票差で落選、翌七年三月妻と娘を父にあずけて上京した。東京も失業者で溢れていて職がなく苦しい生活であったが、政治家やときには右翼とつきあって天下国家を論じていた。時代は変わり、軍国主義の嵐が吹きすさび、軍需景気を迎え運輸会社に勤務、業績を伸ばしていたが第二次世界大戦が始まり、車が軍に徴用された。昭和十八年京城の新設の土建会社の役員に就任したが、国内情勢も悪化したので昭和二十年五月会社をやめて帰郷、重富海岸で塩田作業を始めたが塩が自由に手に入るようになり、農業に専念した。

昭和二十三年新しく発足した吉田村北農業協同組合の組合長に推されて就任した。当時、台風や病害虫のため、農家の収入は不安定であったので、共済制度を発足させようと考え、その実現のために努力した。

このような努力と農村発展への情熱が認められ昭和二十六年には鹿児島県経済農協連会長に推され、農協事業に取り組んだ。同三十年には念願の「建物共済規定承認第一号」を得た。この共済制度は、農家の台所・住宅・納屋の改善、共同利用施設としては簡易水道・倉庫・作業舎などの施設、生産拡充のための農機具等の充実を図るものであった。

農業をさらに発展させるために、谷口慶吉を国会に送ろうという気運が盛り上がり、参議院議員選挙の県経済連推進候補として具体化し、同三十四年国会に進出したときは五十八歳であった。

県経済農協連会長として、昭和二十六年から十二年間その職にあり県経済連農協連の基礎を確立した。

農林政務次官としての帰郷時に町民は提灯行列で出迎え就任祝いをしている。

国会議員在任中の主な業績として、海上保安庁第十管区の誘致や四十年度笠野原灌漑排水工事の外、農地局の九州地区二十四件の事業中十四件の国営事業を鹿県内に計画・実施している。また、町民が恩恵を受けている、九州自動車道の薩摩吉田インター・始良インターの設置、大原土地改良、宮神社牟礼谷農免道路、宇都トンネルと関連道路整備等の陳情・予算獲得に大きく貢献した。

昭和四十六十一月十四日、急逝、七十歳であった。

国は生前の功績に対し勲二等瑞宝章を追贈した。

第三章　財　政

第一節　地租改正

一、物納から金納へ

明治新政府の主な財源は、旧幕府時代の年貢をそのまま受け継いだ物納年貢であったが、物納年貢では、作物の豊凶によって価格が変動し、安定した財政運営ができなかった。そこで新政府は、この物納年貢の地租を近代化して、税収の安定化を図ろうと考え、明治六年（一八七三）七月、地租改正条例を公布した。その要点は、

1　課税標準を従来の収穫高から地価に改めた。

2　税率を地価の百分の三とし、その年の豊凶によって増減しない。（後、地価の百分の二・五）

3　従来の物納を一律に金納とした。

4　従来、納税者は土地の耕作者であったのを、土地の所有者とした。

5　地目を耕地、宅地、牧場、山林、原野にわけた。

ことなどである。

改正に当たって政府は、廃藩置県の直後でもあり、また、人民の生活に深い影響を及ぼすものであり、早急に実施すれば混乱を巻き起こす恐れがあるとして、まず明治四年（一八七一）田畑永代売買の禁を解き、土地売買の際は地券を譲渡することを布告して改正に着手した。

しかし、地価の算定をめぐって作業は非常に難航し、各地で反対一揆も起こったが、全国的には明治十年（一八七六）までにほぼ完了した。

二、地券の発行

鹿児島県では、明治六年（一八七二）八月、市街地について地券を発行し、翌年三月には耕地の地券を発行しようとしたが、知行権の存在など土地の領有関係が複雑であったことから着手が遅れた。その主なものは、旧藩時代士族に与えられていた給地高の所属をめぐる問題で、そのうちに西南の役が起こり、地租改正の作業は中断せざるを得なくなった。

このような事情から、明治十年の鹿児島県の納税は、金納でも物納でも自由であって、高一石に対して米三斗九升八合の物納が許された。

その換算方法は、鹿児島・加治木・国分など十一箇所の十二月十五日から翌年二月十五日までの六十二日間の平均相場をもって県内一般の相場としたという。

このときの確定相場は、上米一石に付き金六円九銭六

地券

地券とは図に示すように、土地の所在地、土地の所有者、地目（土地の種類）、面積（土地の広さ）、地価（土地の値段）、地租（土地の税金）が記載されている土地所有者の権利証書である。

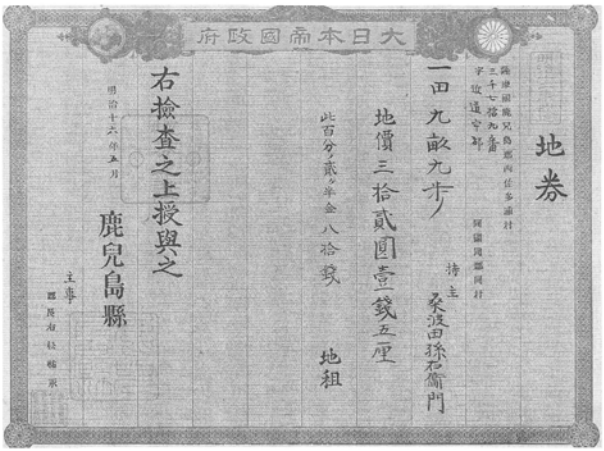

（表）

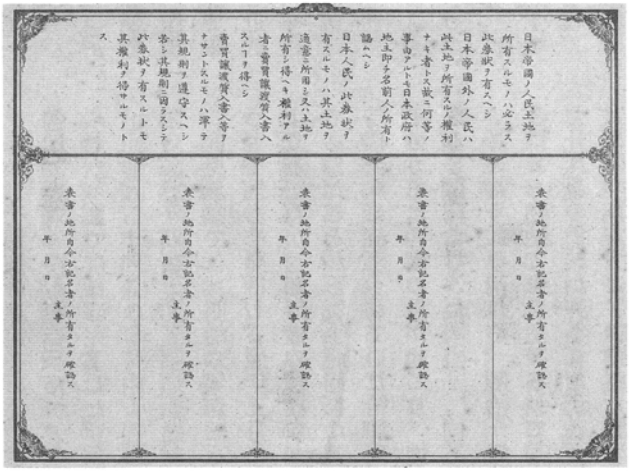

（裏）

が、この物納も明治十一年（一八七八）以後廃止された。

西南の役が終わると地租改正は、県令岩村通俊によって再着手され、明治十二年から十四年まででようやく作業を完了したが、事務まで完了したのは明治十七年（一八八四）十二月であった。

この作業の手順は、字お

よび地番を一筆ごとに一連番号を付け、係りのものが丈量（実測）して野取図を書き、土地の形状、間数、坪数

厘五毛九糸、大豆一石に付き金五円六十五銭五厘五毛四糸、粟一石に付き金二円六十三銭七厘一毛二糸とされた

を記入していく方法で、測量に当たっては、縄と竹竿が使用された。

竿は七尺（約二・三㍍）に統一され、これを一間（約一・八㍍）と定めた。縄や竿が使えないところは歩測で間に合わせたという。

こうして一筆ごとに山や谷を巡っての作業はたいへん手間の掛かる大仕事であったが、このようにして作成された野取絵図帳は、地券交付の前提となる重要なものであった。

しかし、明治十八年から、大蔵省訓令に基づいた全国地押調査が実施されて、それに基づく土地台帳で課税されることになり、更に翌年、登記法の公布によって土地の権利移転は登記を要することになったため、地券は徴税・所有権確認手段の両面で不要となり、明治二十二年（一八八九）三月廃止された。

三、地価の算定

地価はどのようにして決定したかを述べると、野取絵図帳に基づいて現地調査を行い、地味は勿論、道路からの便不便等について検討し、土地の等級を決めて地価を決定することにしたのである。

地価の決定に当たっては、田一反歩の収穫高を石代によって換算し、種子、肥料、地租および村費などを控除した残額を純収益とし、これを一定の率で換算して地価を求めた。

例えば

田一反歩の収穫米が一石六斗であったとして算定すると、その代金　九円六十銭（一石に付き六円として）

金　一円四十四銭（種籾、肥料代一割五分引き）

金　八十一銭六厘（地租三分の一村入費引き）

金　二円四十四銭八厘（地租引き）

小計　四円七十一銭六厘

残金　四円八十九銭六厘　これを六分利と見なして、此地価　金　八十一円六十銭也

地租は、この百分の三で、金二円四十四銭と算定されている。

四、地租改正資料

町内には、次のような地租改正に関する資料が残っているのでこれを紹介する。

(一) 地租改正方記録簿

内容は、本城村改正反別　百十四町五反八畝十五歩

これに要した合計金　五百九十九円二十五銭一厘五毛の明細が詳らかに記入され、この仕事に携わった戸長、総代等の氏名が次の通り記入されている。

戸長　北原　兼亮　　総代　福元　甚右衛門
〃　後藤　箭兵衛　　西留　傳左衛門
　　下坊　六左衛門
　　大井　宗太郎
　　橘　堅兵衛

（表　紙）

明治十三辰一月　自　二月
明治十二年　至十一月
薩摩国鹿児島郡
吉田郷地租改正方
本城村
留

(二)　野取絵図帳

表紙に「野取絵図帳」とあり、内容は後記の通りで、地番、地主、字名、地目と面積（坪数）が書かれ、求積方法をも推察できる絵図が示されており、末尾に、

前書之通相違無之候也
明治十九年五月廿七日
戸長　坂元正晃
鹿児島県令　渡辺千秋殿

戸長
坂元正
晃
印

とある。

〔野取図一〕

弐千七百拾三番
字　ヒカン田
一、畑　四畝九歩

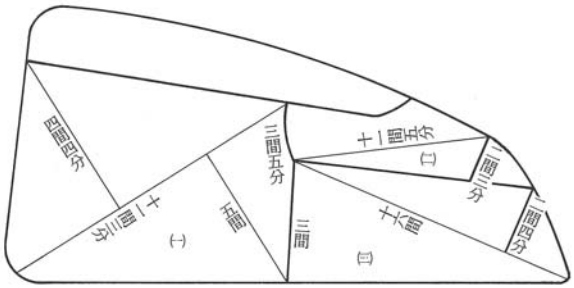

地主
上竈勘左衛門

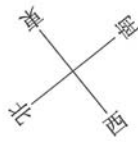

(一)　六坪弐合弐勺
(二)　六拾六坪
(三)　八拾六坪四合

計　弐百五拾九坪三合四勺
此ニ除百弐拾九坪六合六勺

〔野取図二〕

字　石下谷
千四番
一、畑反別　弐反三畝七歩

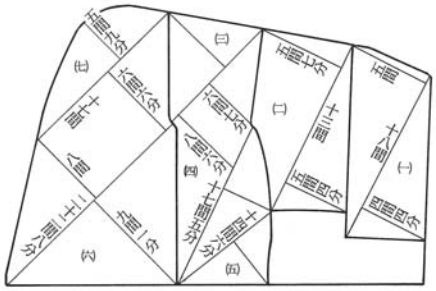

地主
石下谷金助

(一) 二百四拾壱坪二合
(二) 百四拾六坪五合二勺
(三) 百四拾四坪六合四勺
(四) 二百二十二坪三合
(五) 五拾八坪四合
(六) 三百八拾九坪八合八勺
(七) 二百拾二坪五合

計　千四百拾五坪四合四勺
此三除　七百七坪七合二勺

〔野取図三〕

字　野中
千七百六十六番
一、畑反別　壱反四畝拾歩

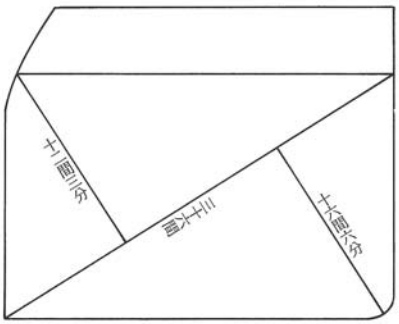

地主
古垣　金助

八百六拾坪四合
此三除　四百三拾坪

(三)　脱落地取調帳（一部）

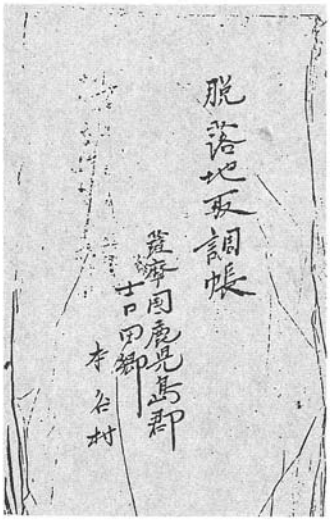

内容

明治十八年九月乙第百一号達示による地押調査結果の報告書であり、本名村の脱落地について、字名、地番、地目、反別、地価、地主名が記入されている。

第二節　明治期の町村財政

一、町村制施行前

藩制時代の徴税は主として租税（年貢）であったが、全国的に統一されたものではなく、明治に入っても暫くは旧藩時代の税制がそのまま継続され、地方郷村はそれぞれ民費を徴収して必要経費に充てていた。

明治六年（一八七三）七月の地租改正条例公布は税制近代化へむけての画期的な税制改革であって、その後、明治八年（一八七五）に国税と地方税の区分が行われ、更に明治十一年（一八七八）には地方税規則が公布されて府県財政と区町村財政が分離され、府県費は地方税、区町村費は協議費で賄うことになり、次第に税制の近代化が進んでいる。

協議費は区町村の必要経費であって、初めは神社祭典料や神官の給料まで含むものであったが、明治十七年（一八八四）五月、布告十五号をもって区町村費の徴収について達示し、戸長役場諸費科目を創定、徴収科目は地価割または反別割、営業割、戸別割とし、支出科目は戸長役場費、会議費、土木費、教育費、衛生費、救助費、災害予防および警備費の七科目で、後に勧業費が追加され収入支出予算議案・決算報告書様式が決定した。

このときから神社祭典費などは、人々の申し合わせに任すべきものとして除かれている。このほか、区町村費の怠納者（滞納者）に対して、その財産を公売処分することができるようになった。

明治十八年（一八八五）には、会計年度を四月一日から翌年の三月三十一日までとすることが定められた。

当時の吉田村の収入・支出項目や金額は不明であるが「鹿児島県史(四巻)」によって当時の収入・支出の金額、科目の傾向を知る事ができるので次に示す。（表A）

この表によれば収入・支出とも前期（明治十二年～十六年）に比べて後期(明治十七年～二十年)の額が少ないのは、明治十七年(一八八四)から十八年にかけて農村疲弊救済のため教育費などを節削し、衛生委員、学務委員を廃止したり、十九年度から区町村の土地賦課制限を地租の四分の一から七分の一に引き下げたりしたためである。

支出科目についても明治十六年以前は制限がなく、特に後期に比べて支出の多い雑支出には、後期には除かれた神社祭典料、神官給料、地租改正諸費などが含まれていたためと考えられる。

二、町村制施行後

市町村の財政制度は明治二十二年の市制、町村制の施行によって確立されたが、それ以前と比較して大きく変わったのは、歳入では、課税中心の収入から財産収入を原則とし、手数料も徴収するようになったこと。歳出では、従来地方税から支出されていた、郡区庁舎建築修繕費、郡区吏員給料旅費等、戸長以下の給料旅費等を市町村の支弁に移している事などである。

町村施行後の市町村の経費は「県史（巻四）」の資料（表B・C・D）によれば、歳入・歳出共に一期（明治二十三年～二十六年）よりも五期（明治四十一年～四十五年）のほうが約七・八倍に増加している。特に日清戦争後や日露戦争後の明治四十一年以後の両時期に財政の膨張が著しい。

歳入を見ると、一期・二期は財産収入が多かったが、三期以後は繰越金が多くなって、補助金、交付金が増えている。歳出では教育費が最大で、土木費がこれに次いでいるが、この傾向は次の県史資料に見られるようにその後も維持されている。

（単位：%）

年度	教育費	土木費	勧業費
大正　元年	五一・九四		
大正　一五年	五四・一一	五・四九	一・〇八
昭和　一〇年	四六・六四	一二・七四	一・六七

（表A）

町村費収入科目別

期間	地価割	段別割	営業割	戸別割	人口割	雑収入	前年度繰越金	各種割	合計
自明治一二年至明治一六年	六三、三〇一円	五、三〇四円	一一七円	六三、九八九円	二、八八四円	五七、五四〇円	一五、八〇九円	二、八五六円	二二一、八〇〇円
自明治一七年至明治二〇年	五一、二〇三	六七〇	四、八一四	四三、九四五	—	七三、七六五	三、七三四	—	一七八、一三一

町村費収入科目別百分比

期間	地価割	段別割	営業割	戸別割	人口割	雑収入	前年度繰越金	各種割	合計
自明治一二年至明治一六年	二九・八九	二・五〇	〇・〇六	三〇・二一	一・三六	二七・一七	七・四六	一・三五	一〇〇・〇〇
自明治一七年至明治二〇年	二八・七四	〇・三八	二・七〇	二四・六七	—	四一・四一	二・一〇	—	一〇〇・〇〇

町村費支出科目別

期間	戸長役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	世話人費	勧業費	雑支出	合計
自明治一二年至明治一六年	二〇、一四一円	一、一三一円	四二、三五七円	七六、四二六円	五、八九一円	二〇、六八一円	—円	一九、七〇〇円	一八六、三二七円
自明治一七年至明治二〇年	二九、六〇六	四〇五	一三、一三一	一〇一、七六九	二、四九七	一三、六五一	四、二八四	三、〇六七	一六六、四一一

町村費支出科目別百分比

期間	戸長役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	世話人費	勧業費	雑支出	合計
自明治一二年至明治一六年	一〇・八一	〇・六一	二二・七三	四一・〇二	三・一六	一一・一〇	—	一〇・五七	一〇〇・〇〇
自明治一七年至明治二〇年	一七・七九	〇・二四	七・二九	六一・一六	一・五〇	七・六〇	二・五七	一・八五	一〇〇・〇〇

市町村費歳入科目別（一）

（表B）

年度＼費目	財産ヨリ生ズル収入	使用料手数料	雑収入	前年度繰越金	国庫補助金	県税補助金	郡費補助金	国庫交付金	県税交付金	寄附金	公債	基本財産運用金	其他	計
明治二三年二六年	五六、八〇九	一、四八五	三一、二七〇	二七、一八五	—	九、六四七	—	二、八八四	三、一六三	一九、七〇七	四、五二一	—	八七七	一五八、五三八
二七年三一年	七〇、八六七	四、六六八	六八、二二九	五四、一〇五	一、九五五	一七、八七八	—	四、四三八	五、四七二	三〇、九〇三	五、七九九	—	三、八七七	二六八、一八五
三二年三六年	八三、七三九	一七、四四四	一四五、六六〇	一五一、二三一	五、二七八	二八、一六八	一、一七六	三、一五〇	一八、五五一	六九、〇六二	三〇、三九七	—	一〇、二七〇	五六四、一二六
三七年四〇年	一〇四、二六五	二三、七九九	一六三、二九五	一三五、四九〇	五、四九七	二四、一七六	四、六六〇	七、四三一	一五、八六二	三八、〇五八	六一、〇〇三	八六六	一六、九〇五	六〇〇、二九七
四一年四五年	一一〇、八七五	五〇、七八七	二〇〇、八六六	二九七、七一七	六、三八三	五八、一四〇	一三、一九三	一五、三七五	二三、二二九	一〇三、七一七	八九、九六〇	九〇、八五三	三〇、一四三	一、〇八九、二三八

市町村歳入費目別（二）

（表C）

年度＼費目	地価割	営業割	戸別割	所得税附加割	営業税附加割	基他諸税	税収入総額	夫役現品	総計
明治二三年同二六年	九〇、七八五	二〇、五八四	一二五、一三五	一一四	—	一〇一	二三六、七一九	三、九二一	三九九、一七八
明治二七年同三一年	一〇七、九六九	四一、六〇五	二九〇、八五〇	二、一一五	四、六四七	—	四四八、一八六	八、一〇五	七二四、四七六
明治三二年同三六年	一二四、五一九	九〇、八五〇	八三七、一九三	一〇、七九一	一七、四九四	五四六	一、〇八一、三九三	一二、六七四	一、六五八、一九三
明治三七年同四〇年	一二〇、五四二	一〇一、三二九	九六〇、一〇一	一四、六一〇	一三、七一〇	七五九	一、二二一、〇五一	一三、二三九	一、八二四、五八七
明治四一年同四五年	二二三、一八八	一七七、八五一	一、八六〇、四七六	三八、一五一	二七、八〇〇	五一、六一四	二、三六九、〇八〇	三〇、一〇九	三、四八八、四二七

（表D）

年度＼費目	役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	勧業費	諸税及負擔	公債費	財産管理費	基本財産蓄積費	基本財産運用金償還金	雑支出	其他	合計
明治二三年二六年	一四五、二七一	三、一〇三	二〇、〇八〇	一七、六三三	二、〇一四	一、九〇八	二、四二九	一、九五五	六七	—	—	三、二四四	六、一四八	二五三、七七一
二七年三一年	一五六、二五六	四、九九九	三〇、八二一	三三〇、八七七	五三、六四一	一五、〇七七	六、一〇三	五、九九九	九八	八五六	—	四、九七一	六、九八〇	六二七、三九九
三二年三六年	二九四、五五八	八、九九〇	五九、一四三	八五五、六〇一	七〇、六〇三	四九、一九〇	五、八九七	四三、九五八	七、九五六	一一、一五三	二、九四	一六、三八	一〇、五二一	一、四六一、一三八
三七年四〇年	三三七、九一四	一〇、四一〇	七二、三一三	八九九、九八三	六九、七四四	五六、六一九	六、一〇三	五〇、九七七	四三、〇八九	四、一七三	三四九	五五、九七七	一五、七八三	一、六四四、七〇二
四一年四五年	四八七、一七七	一九、三五三	一四五、一九一	一、七六三、二五五	七一、一四三	一四三、〇四六	二三、二七七	八四、六九一	二七、四三	七、五三三	四、一七三	四七、八四九	一九、五五八	三、四八、七六六

第三節　昭和期の町村財政

一、昭和初期の財政

大正十五年三月地方税に関する法律（明治四十一年法律第三七号改正）が施行され中央・地方一貫した税制の整理が実施された。その内容を県史によってまとめると、

(一)　府県税家屋税の新設に対し、市町村は附加税を課し得ることとした。

(二)　従来の府県税戸数割を市町村に移して独立税とし、町村税予算額の百分の六〇を限度とする。（但し書き略す）

(三)　府県税としての特別地税創設に伴い、市町村にその附加税を認めた。

(四)　国税の改廃にともない、国税営業税附加税は国税営業収益税附加税となったが、その市町村附加税の制限率を引き下げた。

(五)　市町村の所得税附加税は府県に移し、府県の同税率を引き上げた。

などをあげることができる。この改正によって、大正十五年には特別地税附加税の新設によって県内の市部では、一二万七、九九五円の増徴、町村部は三二万二、〇八四円の増徴となったが、昭和二年には、市部は営業収益税附加税の減額によって二万一、二四〇円の減、町村部は上記のほかに所得税附加税が廃止されて三五万二、一四二円の減となっている。これは、戸数割の創設によって、市部を除き、農村部を基盤とする町村部の特別税課税額が著しく低くなったためである。

昭和六年に地租の標準を土地の賃貸価格に置く税制改正が行われ、本県の地租附加税は約四%となった。但し都市では宅地の賃貸価格によるため、一一・八割の増徴になったのに対し、町村では一割の減徴となり、農村の地租負担額は相当軽減された。

これらの税制改正は、大正末期から世界恐慌期にわたる農村疲弊の状況を反映しているようである。

昭和九年度の吉田村財政の状況を決算書から見ると、歳入では、村債が歳入総額の五七%を占め、村税が二四%でこれに次いでいるが、県や国庫からの補助金もめだっており、依存財源に頼る財政運営であることがわかる。

全国的に見ても昭和九年から十二年にかけて国庫補助による時局匡救事業費が地方に交付されているが、当時

昭和九年度　吉田村歳入・歳出決算

歳入	円　銭	歳出	円　銭
①財産より生ずる収入	一一九・四五	①神社債	九〇・〇〇
②使用料及び手数料	八九七・四五	②会議費	一三七・八五
③交付金	七九四・八六	③役場費	四一〇・七四
④国庫補助金	二四五・七四	④土木費	一九〇・五〇
⑤県補助金	七、〇三六・六九	⑤青年訓練所費	一、一七一・七五
⑥寄付金	一五六・〇〇	⑥図書費	二・六五
⑦繰越金	六〇・〇六	⑦伝染病予防費	六九・一二
⑧雑収入	二、四二一・一〇	⑧隔離病舎費	二・八〇
⑨村税	一五、八〇二・八五		
⑩村債	三六、六〇八・〇〇		
歳入合計	六四、一四二円二〇銭		

⑨衛生費	三四円六〇銭
⑩勧業諸費	〇
⑪統計費	五八三・九六
⑫救助費	五〇〇・一〇
⑬徴発費	〇
⑭基本財産造成費	〇
⑮選挙費	八・二〇
⑯地方改良費	二・〇〇
⑰雑支出	一、三四九・三九
⑱予備費	〇
経常部合計	四、五五三円六六銭
臨時部の歳出	円銭
①匡救土木費	五、五五〇・八三
②旱害救済道路費	二、九七二・四〇
③伝染病予防費	〇
④勧業諸費	二二四・九五
⑤公債費	三九二・四〇
⑥寄付金	一、一五〇・〇〇
⑦補助金	二、八三二・八八
⑧雑支出	三六、三五六・七〇
臨時部合計	四九、四八〇円一六銭
歳出合計	六四、〇三三円八二銭

の「村治」によれば、昭和九年度歳入決算に国庫補助金二四五円七四銭（うち救護費補助二〇五円五二銭）県補助金七、〇三六円六九銭（うち救護費補助一九〇円三四銭、匡救道路費補助四、一九一円八銭、匡救道路費債補助五六円三九銭、旱害救済道路費補助二、二五〇円、旱害勧業費補助三九円八八銭）が計上されており、世界不況の上に、この年の早害による経済的打撃が大きかったことが村財政の面からも読み取ることができる。

歳出は、経常部と臨時部に分けて計上されているが、臨時部に匡救土木費、旱害救済道路費が計上されているのは当然として、経常部の中に、二％に当たる神社費があり、青年訓練所費が二六％弱を占めながら教育費の計上が見られないのがひとつの特色で、本村では明治二十五年の村会議決によって校区ごとに区会が設けられ、教育費は区会で賄うことになっていたからである。

参考として、昭和十年度の各区別の歳入・歳出を次に示す。

昭和十一年には、国はこの年限りの臨時措置として、特に窮迫した町村のみに臨時町村財政補給金を交付しているが、本村も二、三〇七円の交付を受けているところからみると、村財政は極めて窮迫した状態にあったようである。

吉田村各区別歳入・歳出（昭和10年度）

歳　入

〔単位＝円、銭〕

項目／地区	国庫下渡金	国補助金	県補助金	寄付金	繰越金	雑収入	財産より	村税	合計
東西佐多浦区	6,572.61	216.15	217.52	2,506.00	22,778.11	374.39		10,016.77	42,681.55
本城区	1,396.48	47.03	16.93	70.00	272.81	216.74		1,285.68	3,305.67
本名区	5,146.97	172.58	163.69	520.00	517.77	312.39	5.16	6,041.03	12,879.59
宮之浦区	3,180.00	106.08	116.11	1,087.00	698.55	3.50		3,869.98	9,061.22

歳　出

〔単位＝円、銭〕

項目／地区	（経常部）会議費	小学校費	中等公民学校費	学事諸費	雑支出	経理部合計	（臨時部）学校営繕費	寄付金	雑支出	臨時部合計
東西佐多浦区	50.80	14,760.73	433.99	24.00	1,070.00	16,339.52	22,006.42	907.00	579.53	23,492.95
本城区	17.15	2,797.14	45.00			2,859.29	171.00			171.00
本名区	52.70	9,335.76	261.95	12.00		9,663.39	300.00	653.00	1,348.45	2,301.75
宮之浦区	24.15	6,367.67	241.91			6,633.73		502.00	1,444.95	1,946.95

二、戦時下の財政

昭和十二年に始まった日中戦争による戦時体制強化のため、国から地方団体へ委任される事務が増大し、これが地方財政を圧迫して、特に財政力の貧困な団体には大きな負担となっていった。このような状態に対処するため、国は昭和十五年三月新税法を施行し、地方税を、

(一) 県および市町村が、附加税および独立税として直接課税するもの

(二) 国が徴収した特定の租税を地方分与税として、地方団体に交付する間接的なもの。(市町村には配付税が交付された)

に大別することになった。この結果、地方財政の直接課税については、附加税の比重が高まり、また、地方分与税(配付税)が税収のかなりな部分を占めるようになった。このことは戦時下の地方経済窮乏の実情を反映しているようである。

三、戦後の財政

昭和二十年八月十五日太平洋戦争が終結すると、新憲法下の財政確立のために三次にわたる地方税法の改正が行われた。

第一次は昭和二十一年九月の改正で、旧法を基にして増収を図ろうとしたもので、市町村民税賦課額を大幅に引き上げた。

第二次は昭和二十二年三月で、地租、家屋税、営業税、を府県の独立税とし、市町村はその附加税を課すこと。市町村には舟税、公告税を独立税として追加。住民税は市町村民税一人当たり平均賦課額を八〇円と倍増した。

第三次は同年九月、市町村税として使用人税、余裕住宅税を新設、府県税の事業税等に市町村は附加税を課し得る事とした。このほか市町村には自転車税、荷車税、金庫税なども課し得ることとした。また、国の地方分与税法を廃し、新たに地方配付税を制定して、国税の配付税への繰り入れ割合を大きくし、市町村への配分額を多くした。

以上の改正によって、新憲法下での地方自治強化の趣旨が強められ、戦前の地方税制の骨格は大幅に改められた。更に、地方財政法が制定されて、国と地方の財政関係、特に、その両者間の経費分担関係が明確に規定されることになった。

昭和二十五年になると、シャウプ勧告に基づく地方税制の改正が行われ、市町村税については従来の附加税制度が廃止されて、独立税主義の建て前をとり、市町村民税、固定資産税を中心とする租税構造を取るようになっ

て、従来の財源調整を目的とした配付税が、財政調整をも行う地方財政平衡交付金に変わった。

このあとも、二十七年、三十五年、五十一年と税制は改正されているが、このときの改正が現在までの税制の根幹となっていることには変わりがない。

次に吉田町の一般会計歳入歳出・財産の表を掲げる。

(一) 年度別一般会計歳入

（単位＝千円）

年度	45年度		50年度		55年度		60年度		平成元年度	
項目	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
町（村）税	26,617	7.3	76,350	10.7	216,493	13.0	483,231	22.8	462,125	17.0
地方譲与税			6,866	1.0	24,027	1.4	30,592	1.4	57,285	2.1
利子割交付金									7,334	0.3
娯楽施設利用交付金					8,573	0.5	18,992	0.9	32,630	1.2
自動車取得税交付金	2,156	0.6	6,223	0.9	10,525	0.6	14,068	0.7	19,968	0.7
地方交付税	146,439	40.4	351,909	49.2	601,518	36.1	778,516	36.7	1,208,519	44.3
交通安全対策特別交付金			373	0.1	433	0.0	621	0.0	1,082	0.0
分担金及び負担金	7,334	2.0	16,634	2.3	37,045	2.2	15,963	0.8	17,826	0.7
使用料及び手数料	1,979	0.5	9,414	1.3	6,751	0.4	15,896	0.8	28,732	1.0
国庫支出金	41,563	11.5	82,636	11.6	306,640	18.4	185,595	8.8	257,224	9.4
県支出金	79,222	21.9	69,391	9.7	182,305	10.9	204,100	9.6	186,522	6.8
財産収入	706	0.2	1,153	0.2	8,351	0.5	11,730	0.5	15,117	0.6
寄付金	4,350	1.2	924	0.1						
繰入金	2,400	0.7					4,059	0.2	26,357	1.0
繰越金	14,935	4.1	22,419	3.1	78,427	4.7	93,121	4.4	72,769	2.7
諸収入	3,039	0.8	6,675	0.9	16,053	1.0	37,829	1.8	19,447	0.7
町（村）債	31,800	8.8	63,600	8.9	171,700	10.3	225,000	10.6	312,200	11.5
合計	362,540	100.0	714,567	100.0	1,668,841	100.0	2,119,313	100.0	2,725,137	100.0

(二) 年度別一般会計歳出

（単位＝千円）

年度	45年度		50年度		55年度		60年度		平成元年度	
項目	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	10,599	3.1	26,153	3.9	43,381	2.7	60,436	2.9	73,610	2.9
総務費	59,407	17.5	127,121	19.0	246,483	15.3	387,496	18.9	507,127	19.7
民生費	13,117	3.9	117,672	17.6	189,961	11.8	158,768	7.7	198,253	7.7
衛生費	5,833	1.7	21,733	3.2	52,827	3.3	114,684	5.6	181,459	7.0
農林水産業費	96,259	28.3	115,919	17.3	254,652	15.9	348,745	17.0	253,822	9.8
商工費	339	0.1	543	0.1	1,752	0.1	2,945	0.1	3,618	0.1
土木費	34,200	10.0	200,201	12.5	208,649	10.2	208,649	10.2	348,590	13.5
消防費	3,176	0.9	9,376	1.4	11,654	0.7	15,441	0.8	24,457	1.0
教育費	43,608	12.8	111,450	16.7	413,695	25.8	471,222	23.0	522,921	20.3
災害復旧費	65,073	19.1	25,433	3.8	89,463	5.6	69,235	3.4	163,811	6.3
公債費	8,934	2.6	38,855	5.8	100,898	6.3	214,300	10.4	303,100	11.7
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	340,545	100.0	669,467	100.0	1,604,969	100.0	2,051,921	100.0	2,580,768	100.0

㈢　平成２年度一般会計当初予算

２０億２，７６３万円

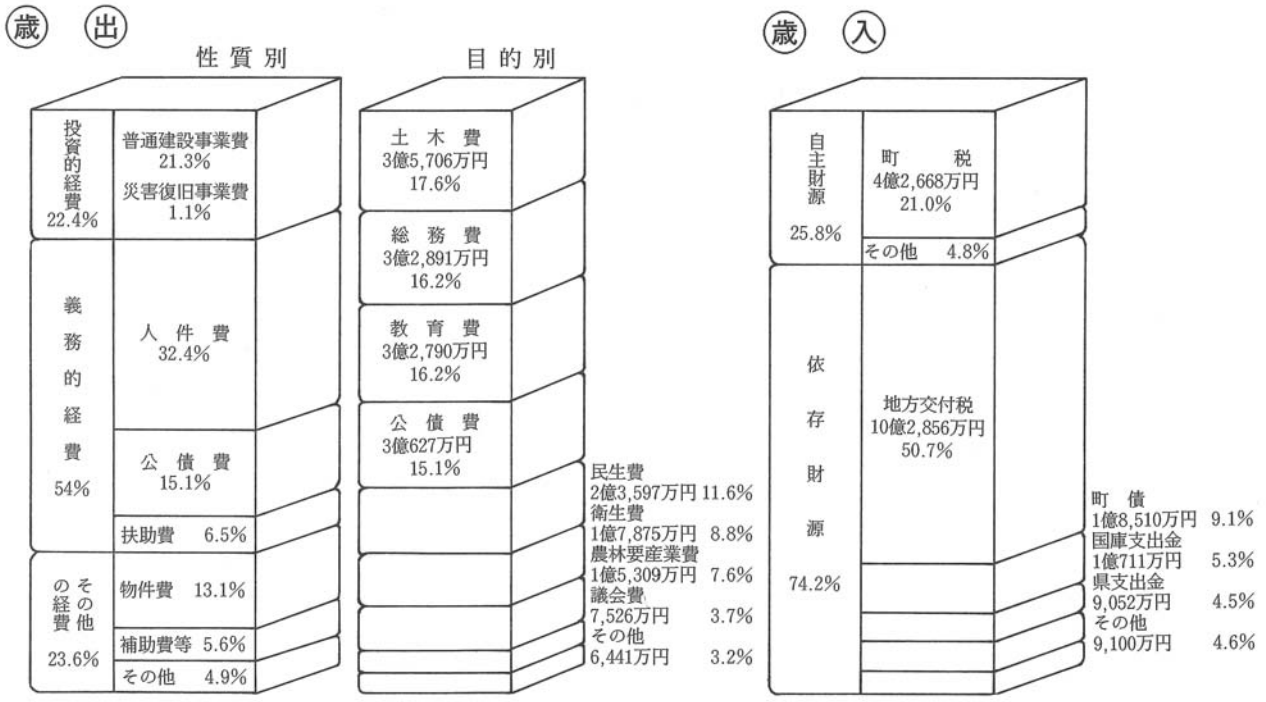

(四) 財　産

公有財産（平成２年３月末現在）

区分		土地	建物		
			木造(延面積)	非木造(延面積)	合計(延面積)
		決算年度末現在高	決算年度末現在高	決算年度末現在高	決算年度末現在高
		㎡	㎡	㎡	㎡
庁舎		8,238		1,469	1,469
その他の行政機関	消防施設	36	124	80	205
	その他の施設				
その他公共用	学校	93,855	138	19,580	19,718
	公営住宅	9,787	960	1,426	2,386
	公園	82,467	1	97	98
	その他の施設	26,840	1,938	2,067	4,006
山林		128,617			
普通財産		4,773	206		206

山　林

土地の権利区分		所有	分権	その他の権限によるもの	合計
面積㎡	前年度末現在高	128,617	158,278		286,895
	決算年度中増減額				
	決算年度末現在高	128,617	158,278		286,895
立木の推定蓄積量㎥	前年度末現在高	2,400	2,522		4,922
	決算年度中増減額	361	304		665
	決算年度末現在高	2,761	2,826		5,587

基　金

種別	金額（千円）
財政調整基金	273,905
土地開発基金	13,936
高額療養貸付基金	2,000
高齢者等肉用牛導入貸付基金	1,985
国民年金基金	6,866
国民健康保険基金	57,853
簡易水道事業財政調整基金	17,276

第四章　産業・経済・観光

第一節　産業・経済の動向

一、産業別就業者数と生産所得

本町の就業者数は、昭和六十年国勢調査によると三、九八八人で、男二、三七三人、女一、六一五人となっている。

これを産業別に見ると、第一次産業一、〇四六人、第二次産業一、〇八三人、第三次産業一、八五九人となり昭和五十年国勢調査と比較すると、第一次産業の就業者が三七七人減り、第二次産業が一八五人、第三次産業が六三八人増加と、第二次産業・第三次産業への移行が高い数値を示している。

この傾向は、経済情勢の変化と合わせて、県都鹿児島市の隣接町として就業機会の増大により、第二次産業、第三次産業への就業者が増え、今後更にこの傾向が進むことが予想される。

次に示す第一表は、労働力に関係の深い本町の人口構成比の推移である。第二表は、就業構造と労働力の関係を昭和五十年・五十五年・六十年度について示したもので、第三次産業の増加が目立っている。第三表は、町民純生産所得の推移について、産業別、年度別に示したもので、これも第三次産業の増加が目立っている。

第一表　人口構成比の推移　　資料：国勢調査

年度＼内訳別	幼年人口 0～14歳	生産年齢人口 15～39歳	生産年齢人口 40～64歳	老年人口 65歳以上	
45年	23.8% 1,633人	30.9% 2,125人	32.6% 2,239人	12.7% 869人	6,866人
50年	20.8% 1,440人	30.6% 2,122人	33.6% 2,330人	15.0% 1,036人	6,928人
55年	22.2% 1,647人	30.7% 2,270人	32.2% 2,389人	14.9% 1,112人	7,418人
60年	23.2% 1,946人	30.3% 2,539人	31.3% 2,619人	15.2% 1,273人	8,377人

第二表　就業構造と労働力

資料：国勢調査

内訳＼年・性別		昭和50年			昭和55年			昭和60年		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
第一次産業	総数	620	803	1,423	479	553	1,032	560	486	1,046
	農業	592	793	1,385	456	544	1,000	537	481	1,018
	林業	26	9	35	20	9	29	21	4	25
	水産業	2	1	3	3	0	3	2	1	3
第二次産業	総業	625	298	923	732	363	1,095	719	362	1,081
	鉱業	8	2	10	3	0	3	1	0	1
	建設業	405	85	490	419	112	603	463	78	541
	製造業	212	211	423	238	251	489	255	284	539
第三次産業	総業	739	482	1,221	947	576	1,523	1,521	766	2,287
	卸・小売業	220	182	402	295	231	526	526	283	809
	金融・保険不動産	25	29	54	47	31	78	78	51	129
	運輸通信業	176	16	192	209	21	230	230	29	259
	電気・ガス水道業	6	0	6	6	1	7	7	2	9
	サービス業	215	230	445	283	269	552	552	373	925
	公務	97	25	122	106	22	128	128	28	156
分類不能		2	6	8	1	1	2	2	1	3
合計		1,986	1,589	3,575	1,159	1,493	3,652	2,802	1,615	4,417

（単位：人）

第三表　町民純生産所得の推移

（資料市町村民所得推計書）（単位：千円・%）

区分 / 年度	町内純生産	第1次産業 計	農業	林業等	水産業	第2次産業 計	鉱業	建設業	製造業
50	100.0 3,066,971	27.2 834,833	22.0 675,472	5.2 159,338	 23	26.1 802,006	0.8 25,969	18.0 551,810	7.3 224,227
55	100.0 5,762,501	17.1 981,028	12.9 741,306	4.1 236,624	0.1 3,098	26.7 1,537,377	0.5 28,727	19.3 1,110,510	6.9 298,140
56	100.0 6,208,605	14.8 919,897	13.1 814,158	1.6 100,595	0.1 5,144	23.1 1,435,196	0.8 51,215	13.5 837,501	8.8 546,480
57	100.0 6,975,247	14.6 1,005,092	12.7 871,100	1.9 128,857	0.1 5,135	25.9 1,781,162	0.3 19,199	16.1 1,106,044	9.5 655,919
58	100.0 6,944,664	14.1 978,188	12.3 855,870	1.7 118,268	0.1 4,050	23.2 1,609,985		13.3 927,021	9.8 682,964
59	100.0 7,501,376	12.5 941,366	10.2 763,407	2.3 174,605	 3,354	25.7 1,929,126		15.3 1,144,336	10.5 784,790

区分 / 年度	第三次産業 計	卸小売業	金融保険外	運輸・通信	電気・ガス水道	サービス業	公務	町外からの純所得	町民純生産
50	46.6 1,430,132	8.1 247,076	6.3 191,919	2.2 67,668	0.3 9,893	21.2 649,941	8.6 263,635	1,362,199	4,429,170
55	56.3 3,244,096	7.7 442,300	11.4 659,026	5.4 313,489	0.7 41,450	22.7 1,309,844	8.3 477,987	1,558,485	7,320 986
56	62.1 3,853,512	7.0 433,687	11.7 725,389	5.8 359,207	0.6 35,830	28.3 1,759,655	8.7 539,744	1,929,754	8,138,359
57	63.1 4,340,452	7.5 515,744	7.4 507,002	7.4 511,780	0.4 28,222	32.1 2,209,547	8.3 568,157	1,773,478	8,648,725
58	66.7 4,630,574	8.0 558,172	6.2 429,191	8.8 611,879	0.3 23,936	34.3 2,382,407	9.0 624,989	2,059,891	9,004,555
59	65.4 4,905,565	10.5 790,380	5.6 421,227	8.3 622,869	0.3 19,866	81.6 2,368,480	9.1 682,743	1,982,040	9,483,416

各欄上部の数字は%を示し，下部の数字は所得額を示す。

二、農　業

明治時代から昭和の半ばごろまでの我が国では、各種産業の中心として、「農は国の基なり」という考え方が強く、農業に従事する人たちもそのような気持ちで仕事に精出していた。その頃、我が町（村）の農家の人たちは少しでも多くの生産を上げ、暮らしをよくするために、生産基盤である土地を多く手に入れることや、その土地の地力を高め、作物が毎年よく実るようにあらゆる努力をした。また、大人も子供も家族労働力のすべてを注いで、農・林・畜産物などの増産に努めた。

汗水たらして生産に励む農家の人たちは、「朝には、朝露を踏んで田畑に出、夕べには、星をいただいて家路につく」という明け暮れで、年間を通じて農耕に励んだ。

農閑期や悪天候のため外仕事に出ない日は、家の中でできる縄ない、こも編み、筵織りなど、自家用や販売用の藁工品の製作に、寸暇を惜しんで精出したものである。

そこには、仕事一筋に生きる、尊い勤労愛好の姿がうかがえるものであった。

次に、本町（村）の農業と、その移り変わりについて、各項に従ってのべることにする。

(一)　自然条件

本町の自然条件は、平坦地二七%、山地および傾斜地七三%で、地形的な制約を受けているが、北地区は水田地帯、南地区は主に畑作地帯で、土地はおおむね肥沃であり、農業の生産性は高い。

水田は、南地区でも思川の支流である本名川の流域、倉谷川や楮木川の流域に開けており、畑地は大原台地を中心に各地に少しずつ散在している。

気温は、鹿児島市と比較した場合、夏日（最高気温が二五度以上の日）はほとんど変わらないが、冬日（最低気温が零度以下の日）は、本町のほうが二倍以上と多く、冬期には比較的気温の低い日が多い。

初霜は普通十月下旬ごろで、晩霜は三月下旬ごろとなっている。

初霜が早くきて、ソバや甘藷の被害が出たり、晩霜のために柿や茶の新芽が枯れるなどの被害を受けることもあった。

昔の人はソバの種まきに「二百十日地の内」と言って台風や早霜の被害を防ぐ工夫をしていた。

降雨量は、年平均二四〇〇㍉程度で、降雨量の多い月は、四月・五月・六月に集中しており、一日当たり降水量五〇㍉から一〇〇㍉の大雨や集中豪雨の日は六月に多く、河川や農地の被害を生ずる年もある。

(二) 土地及び人口の推移表

表　土地及び人口の推移

地目＼年	明治16年	大正15年	昭和13年
田	町 413	町 415	町 461
宅地	〃 67	〃 63	〃 67
畑	〃 720	〃 816	〃 803
山林	〃 302	〃 510	〃 768
原野	〃 415	〃 242	〃 242
牧場	不明	〃 244	不明
戸数	戸 923	戸 1,597	戸 1,659
人口	人 4,069	人 7,215	人 7,594

明治16年（県地誌から）

税地	田	町 413
	畑	町 720
戸数		戸 923
人口	男	人 2,042
	女	人 2,027
	計	人 4,069

(三) 農業経営の推移

表一　専業・兼業別農家戸数

（農業センサス）

年次	総数	専業	兼業	一種	二種
大正15年	1,274	949	325		
昭和35〃	1,738	829	909	583	326
〃 40〃	1,631	422	1,209	735	474
〃 45〃	1,577	315	1,262	252	1,010
〃 50〃	1,444	233	1,211	186	1,025
〃 55〃	1,361	252	1,109	125	984
〃 60〃	1,270	281	989	89	900

表二　経営耕地面積規模別農家数

大正15年

総数	5反歩未満	5反～1町	1～3町	3～5町	5～10町	10～20町	20町歩以上
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1,274	704	347	158	35	25	5	0

年次＼規模		0.5 ha 未満	ha 0.5～1.0	ha 1.0～1.5	ha 1.5～2.0	ha 2.0～2.5
昭和44年	戸数	戸 925	戸 555	戸 125	戸 23	戸 3
	%	% 56.7	% 34.0	% 7.7	% 1.4	% 0.2
〃 46年	戸数	戸 916	戸 556	戸 122	戸 26	戸 5
	%	% 56.4	% 34.2	% 7.5	% 1.6	% 0.3

年度＼区分	ha 0.1～0.3	ha 0.3～0.5	ha 0.5～1.0	ha 1.0以上	計
昭和56年	戸 570	戸 408	戸 279	戸 30	戸 1,287
〃 57年	584	387	266	30	1,267
〃 58年	573	374	246	29	1,222
〃 59年	657	355	255	41	1,308
〃 60年	846	238	145	41	1,270

◦昭和40年代は，大型農業機械使用条例によって経営規模が拡大しているが，昭和50年代は経営規模が著しく減少している。

表三　経営耕地面積

単位：a（農業センサス）

年次	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
田	42,834	40,866	40,005	34,368	31,654	28,617
畑	52,078	41,552	31,836	18,521	14,392	10,908
山林	91,454	75,200	87,882	75,339	78,500	72,000
原野				626		
牧草地	1,476	1,685	263	657	672	256
樹園地	1,339	765	776	1,493	1,135	1,089

農業振興地域

昭和49年3月現在（単位：a）

吉田町総面積	農業振興地域面積	地域指定に除外した面積	左の内容	左の除外地に含まれる農用地面積	
			規模の大きさ森林	田	畑
5,431	4,160	1,271	1,271	1	0.5

表四　農業生産額しらべ

（農林水産統計年報）

年次 / 項目	昭和35年			昭和50年			昭和60年		
	面積	生産量	生産額	面積	生産量	生産額	面積	生産量	生産額
米	ha 553	t 1,763	百万	ha 333	t 1,310	百万 289	ha 274	t 997	百万 306
麦類	358	534		27	66	4	17	39	5
雑穀・豆類	228	315		24	38	10	17	30	14
いも類	194	2,993		33	705	14	37	700	28
野菜	38			32	989	93	58	1,422	188
果実	0.3			5		8	12	84	11
花キ						11			0
工芸作物	101	145		12	22	9	32	53	12
種苗・苗木						38			9

㈣ 農業の現状

1 現状

⑴ 本町の農業は、鹿児島市という消費地を近くに控えているため、流通情報等の得やすい有利な条件のもとで集約的農業への移行が見られる。

⑵ 昭和五十九年度における農業粗生産額は二六億四〇万円で、耕種部門二四%、畜産部門七六%（鶏・ブロイラー六六%）となっている。

生産額は年々増加しており、特に、施設による野菜および肉用牛の伸びが大きく、都市近郊農業の性格を強めている。

⑶ 昭和六十年度における農地面積は四〇五㌶で、水田は七一%の二八六㌶、畑は、二九%の一一九㌶となっている。

農家一戸当たりの耕作面積はだんだん減少し鹿児島市近郊のため、他の職業への就業機会が多く、兼業農家への移行が激しい。

昭和六十年度の農林業センサスによると、農家戸数は一二七〇戸で、専業農家は二二・一%の二八一戸、一種兼業農家（農業が主で他に副業）は七%で八九戸二種兼業農家（他の仕事が主で農業が副）は七〇・九%の九〇〇戸であり、専業農家の数はだんだん減少している。

そのため農地の粗放耕作が進み、中には休耕や山林転用を余儀無くされる一面も生じている。

2 問題点

⑴ 都市化に伴って、耕作面積が減少し、農業従事者の高齢化や婦女子化の現象が生じている。

⑵ 非農家との混住化が進むにつれて、「むら」機能の低下が見られ、産地形成が困難になってきている。

⑶ 農地の資産的傾向が見られ、流動化による中核農家への農地集積が困難な状況にある。



施設園芸（トンネル栽培）

㈤ 農機具

水田稲作用

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一	三鍬（三ツ又）	○			人力で田の面を打ち起こし、土をくだく。
二	鍬		○	○	田を耕したり、畦塗りに使う。
三	犂（オコシ）		○		牛馬に引かせて田面の土を反転して耕す。
四	馬鍬（マンガ）		○		牛馬に引かせ田面の土を水平にならす。
五	田下駄	○			足に履いて、刈敷（かしき）を田の中に踏みこむのに使った。
六	ムタ押し（エブイ）		○	○	代かきした田の面を人力で水平にならす。
七	田船	○			田植えのとき苗を乗せ移動しながら植える。
八	田植綱		○		棕櫚縄に赤布の印を付け、苗を植える尺度とする。
九	田植竹（ゴダケ）		○		二（メートル）位の竹や桟木に印を付け、苗を植える尺度とする。
一〇	油さし	○			竹やブリキ製の筒で、油を入れて害虫駆除に使った。
一一	雁爪（ガンヅメ）		○		株間の土を反転しながら除草する。
一二	八反ずり		○		株間を前後に押しつけながら動かし除草する。
一三	田車		○		株間を押し転がしながら土を反転除草する。
一四	鎌・鋸鎌		○	○	草払い。稲刈りなどに使う。
一五	千歯（カナクダ）		○		稲の穂先を歯に噛ませ、引いて脱穀する。
一六	足踏脱穀機		○		針金の付いた円筒形の胴を、足で踏み回転させ脱穀する。
一七	籾とおし（モントシ）		○		籾のふるい分け精選に使う。

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一八	箕・唐箕（トン）		○		風力を利用し、籾や米の調整に使う。
一九	臼・杵		○		臼に籾を入れ、杵でついて精米する。
二〇	籾すり臼		○		木製・土製の臼を二～三人で回して籾を玄米にする。
二一	サコンタロ	○			落水を利用してつき、臼の中の籾を精米する。
二二	千石とおし		○		金網を通して、米と糠・小米とに選別する。
二三	米とおし（米トシ）		○	○	竹製、細目の網で米をふるい分ける。
二四	叭（カマゲ）		○		籾や米を入れる藁で編んだ容器。
二五	俵	○			玄米を入れ、表装し検査を受けた。
二六	莚（ムシト）		○	○	藁で編み、籾その他穀物の乾燥用。
二七	枡（マス）・トカキ		○		量目を測る。トカキ＝枡内の米の表面を平らにする。
二八	竿　秤（チキイ）		○		叭に入れた籾の重量などを計る。
二九	散粉器		○	○	病害虫防除用粉剤散布に使う。
三〇	噴霧器		○	○	病害虫防除用液剤散布に使う。

畑作用

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一	鍬			○	畑を耕す。越中鍬・オデ鍬・山鍬・立鍬・改良鍬
二	スコップ			○	土を掘り、放る用具

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
三	ザリン			○	土を入れて引いたり、ならしたりするのに使う。
四	ホーク			○	堆肥などを切り返したり、運ぶときに使う。
五	キンツ			○	山芋掘りや、深い穴を掘るのに使う。
六	うね立て		○		畑のうね（作条）を切るのに使う。
七	肥料ざる			○	堆肥などを入れて撒くときに使う。
八	肥料桶・柄杓		○		液肥を施すとき使う。（コエタンゴ・コエヒシャク）
九	肥料樽（ウセダイ）	○			液肥を入れ、牛馬で運ぶとき使う樽
一〇	中引き		○		麦・大豆・粟などの中耕除草に使った。
一一	土入器		○		麦の土入れに使っていた。
一二	麦打棚（ムグッダナ）		○		麦を叩き落す台
一三	打ち棒・カラハシ		○		麦や雑穀を叩き落とす棒・麦束をしめつける道具

養蚕用

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一	掃立て羽		○		卵から孵化した蟻蚕を桑の葉に移す羽
二	桑摘器（爪）		?		指にはめて桑の葉の摘みとりに使った。
三	桑切り包丁		○	○	桑の葉を刻んで与えるときに使った。（幼齢期）
四	蚕バラ	○			この上に網を敷き、桑の葉を広げ、蚕を飼ったもの。

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
五	網	○			蚕バラの蚕の糞や残飼を取り除く繭（イグサ）製の網
六	マブシ	○			蚕に繭を作らせる用具。藁の網や紙製箱型
七	マブシ編み機	○			藁を編んでマブシを作る簡単な機械
八	蚕のケバ取機		○		繭を上に乗せ、手でハンドルを回しながら屑を取る。
九	桑切鋏	○			桑の葉を幹ごと切り取るのに使った鋏

畜産用

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一	草きり籠（テゴ）	○			鎌で刈った草を入れる竹製の籠
二	藁切り		○		藁や草を短く刻む用具
三	ハナグイ		○		蔓で作った輪で、牛の鼻に通し綱をつける。
四	はんぎい（フネ）		○		牛馬の飼料を入れて食べさせる桶や箱
五	鞍・ウセグラ		○		牛馬の背に付けて物を背負わせるときに使う。
六	引かせ鞍		○		犂や馬鍬・ソリ・車・材木等を引かせるときの鞍
七	蹄鉄	○			馬の足の爪に釘付けする。
八	藁ゾーリ	○			牛を使うとき、牛の足にはかせる。

林業用

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一	鉈（ナタ）		○	○	枝打ち、下刈り、伐採、薪取り等に使用する。
二	鉈鎌		○	○	長めの柄付きで、下草刈りなどに使う。
三	山払い鎌		○	○	二㍍の柄付きの大きな鎌で、山払いに使う。
四	手曲鋸（ダンギイノコ）		○	○	立木を切り倒すときに使う。
五	くさび（ヤ）		○	○	木材の切り口に打ちこんで切りやすくする。
六	斧〔大〕		○	○	立木を切り倒すときや薪を割るときに使う。
七	手斧（手ヨキ）		○	○	木材搬出の準備に使った。（カンの打ちこみなど）
八	竹引鋸		○	○	竹切り用の鋸
九	動力山払機			○	山の下草払いに使用している。
一〇	チェンソー			○	立木の切り倒しや、胴切りに使用している。

運搬用具

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
一	カレコ		○		人力で物を背負って運ぶときに使った。
二	山オコ		○		物を両端に刺して担って運ぶ用具
三	サシ・イネカツ		○		サシ（天秤棒）イネカツ（物をつるして運ぶカギ）
四	ソリ	○			物を上に乗せて牛馬に引かせて運ぶ道具
五	牛車（ダシ車）	○			材木などを積んで、牛に引かせて運ぶ車

番号	品名	消滅	現存	使用	備考
六	荷車・馬車		○		荷物を積んで馬に引かせて運ぶ車
七	手　車（シャレキ）		○		荷物を積んで人力で運ぶ車
八	カガイ・フゴ	○			藁で編んだもので、肥料・甘藷等を入れて運んだ。
九	ブイ・モッコ		○		ブイ（ブンギイ）竹製で、土砂・肥料などを運ぶ。
一〇	リヤカー		○	○	自転車に連結して引行する車、手車同様にも使われる。



動力耕耘機

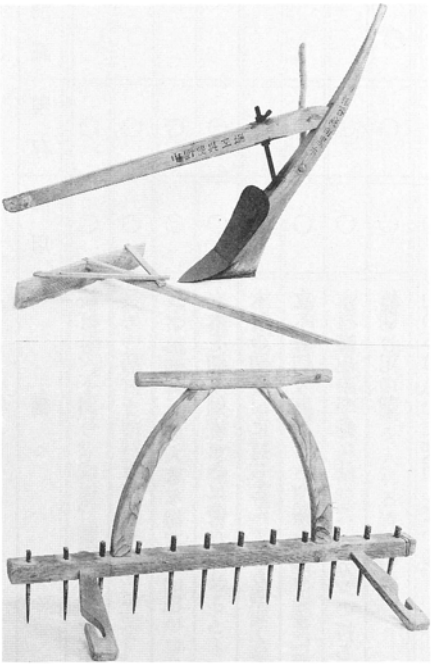

犂（スキ）（オコシ）　ムタ押し　馬鍬

農産物の運搬用具として、手車からリヤカーに代わり、一輪車ができ、次いで動力運搬車が使われるようになった。戦後から三十年代ごろまで三輪貨物車が使われ、その後農作業用運搬車・四



牛と牛車（だし車）

輪貨物車（軽トラック）が使われるようになり、現在では、ほとんどの農家が農業資材や生産物の運搬に軽トラック等を使用している。

林産物の搬出には、牛馬を使ったソリや地ズリ・牛車に代わって、現在は動力・キャタピラ付きの林内運搬車が使われるようになった。また、林道から遠く離れた山林では、高いところから道路近くの低地までワイヤーを張り、切り出した木材をつるして、リフトのようにして搬出する架空索道の方法がとられている。

現在の農作業用機械

昭和三十年代ごろまでは、農作業には大部分を人力や畜力に頼る農機具が使われていたが、昭和四十年代から動力による機械化が進み、現在では次表のとおり、作付けから収穫まで動力機械が使用されるようになった。

農機具保有状況

単位：台

年次	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和55年
トラクター	9	11	16	127
動力耕転機	405	455	450	589
〃 噴霧機	28	31	34	577
ミスト機	220	242	255	
田植機	91	125	209	449
自脱型コンバイン			1	73
動力脱穀機	437	440	448	636
刈取機	132	145	218	458
乾燥機	101	121	125	74
籾すり機	6	6	6	6

(六) 稲　作（米作り）

稲作の推移

稲は、イネ科、イネ属の一年草で、日本をはじめ、アジアのほとんど各国・ヨーロッパ、アメリカ、アフリカなど世界各地で栽培されている。

日本で稲作が行われるようになったのは弥生時代で、最初は北九州や近畿地方で栽培され、その後関東地方、東北地方にまで及ぶようになったということである。

稲の品種の数は数万に達するといわれている。日本国内で栽培される品種はほとんど日本型といわれるもので明治以来百余年にわたる品種改良で、穂重型品種から穂数型品種へ移り、多収、良質、耐肥性、耐病性等がすぐれたものに改良され、特に生産性の向上は品種改良に負う所が大きいといわれている。

イネは元来水性植物で水田に栽培される水稲が主であるが、畑で栽培することのできる陸稲（オカボまたはノイネ）も広く栽培されていた。稲には粳（うるち）と糯（もち）があるが、飯用には普通粳（うるちまい）米が用いられている。糯米は粘り気が多いので餅や団子・赤飯などに用いられている。（農業技術体系）

本県は県本土に早期栽培・普通栽培の作型があり、それぞれに熟期によって早生、中生、晩生の別がある。明治以来現在まで栽培された主な品種名をあげると次のとおりである。

水稲の主な品種

明治時代に多く作られていた稲の品種は、神力（じんりき）、雄町（おまち）などが主で、大正から昭和にかけ、旭や瑞豊（ずいほう）なども作られるようになった。糯米では、溝下（みぞした）もち・赤もちなどが作られていた。特に、叺（かます）や莚（むしろ）・縄などの藁細工が盛んな頃は、長稈種（ちょうかんしゅ）の瑞豊や溝下もちの稲藁が加工用として多く使われていたようである。

昭和三十年代には、粳の普通作として農林一八号や瑞豊等の晩生種と農林一二号（早生種）が多く作られ、早期栽培用としては、昭和三十五年ごろから越路早生・コシヒカリ・鹿豊（かほう）などが作られるようになった。また、糯米としては、三州もち・赤もち・鹿児島溝下もち一号・神力もちなどが多く作られている。

昭和四十～四十二年ごろまでは、うるちの農林一八号・瑞豊・アリアケ・タチカラ、早期用として越路早生・コシヒカリ、もちでは、赤もち・三州もち・富田もちなどが多く作られていたようである。四十四、五年ごろからは、稲の増収よりも品質食味が重視されるようになり、センダイ・レイホウ・アリアケなども多く作られるようになった。五十一年ごろには、黄金錦（こがねにしき）・ミズホが作られ

始め、レイホウ・越路早生・コシヒカリも多く作られていた。最近では、良質米生産、有機栽培、低農薬等、食味と安全性の上からも消費者ニーズを考慮した稲作を考えて行かなければならなくなってきている。

田植えの準備（耕耘）

田植えに先立って本田を鋤起こし、肥料を施し、代かきを行う。水田の鋤起こしは前年の収穫後行う場合を秋耕、春に行う方法を春耕といっていた。秋耕は稲藁などを刻んで入れることもあるが、耕した土を冬中さらして置くので、土質を良くし、雑草を少なくし、害虫を殺すなどの効果がある。春耕は、レンゲソウの繁茂した田では肥料効果を考え、開花前・後に行っていた。

鋤起こしの方法としては、ずっと昔は鍬や三又を使って人力で耕していたが、その後、牛、馬に鋤を引かせて水田を耕す牛耕や馬耕が行われるようになった。馬耕は牛耕に比し、耕す深さや、土の反転、砕土が良好で能率も二倍ぐらいであった。しかし、満州事変や日中戦争が起こり、軍馬として徴用されたので、ほとんど牛耕のみになっていた。戦後しばらくは、牛耕を主にして馬耕も行われていたが、昭和三十年ごろになって一部農家が耕運機を使用するようになり、その後、耕運機が急速に普及するとともに牛耕は行われなくなった。昭和四十年ごろからは、乗用トラクターによる耕耘も行われるようになった。牛耕や馬耕では、うね立てをしながら反転させる一番おこし（初田おこし）二番すき（くれ戻し）その後、田に水を入れ、牛や馬に馬鍬を引かせて荒代かき（あらぐれ）をし、その後数日間隔で三番すき、中代かき、四番すきをして、田植えの前日か当日、田面を平らにし、苗を植えやすくする植代かきをした。しかし、戦時中は労力不足のため、荒代かきの後すぐ田植えをすることが多かったようである。田に水を入れ土塊を砕き田面を平らにする代かきのことを村では「田をよむ」と言っていた。植代かきが終わった田では、浅水にして、「牟田押し（エブイ）」という木の道具を使って、更に田の面を平らにした。

水田の水もちを良くするために、一番おこしの後に行う「畦塗り」も欠くことのできない仕事である。水田のまわりの「畦」の前ぶちを鍬で削り落とし、ヘビ穴やモグラ穴、カニ穴などを塞ぐために踏みつけながら新しい土で塗りあげる仕事であった。そこには、田植えが済んでから「畦大豆・小豆」を栽培する方法もとられていた。

苗代

昔は、移植の方法をとらず、直接本田に種籾をまく直播栽培が行われていたが、明治三十年代の頃から短冊型

の水苗代で苗を育てるようになっていた。

植代かきの終わった田の水をすっかり落としてから、一二〇～一五〇㌢の幅で短冊型の畝を切り上げ、表面に肥料をまき、塗り込んだ後に種籾をまいてスリ込む方法がとられていた。種籾は、当地では本田一反歩当たり五升ぐらいを準備し、丈夫な苗を育てるために厚まきを避けていた。種もみ用の籾は、比重の重い充実した籾を選別するため、唐箕に何回もかけ、塩水に漬けて浮いた籾を取り除く塩水選をして、昔は種まきの七日・五日・三日前ごろバケツや桶の水に浸し催芽していた。また



荒代かきのすんだ水田



短冊型苗代

早期栽培が行われていた頃は、風呂の残り湯を利用して発芽促進を図る方法などもとられていた。

苗代日数は普通三十日が標準で、植えつけ後の分けつのことを考え、二十五日ぐらいの若苗で田植えする人も多かったようである。従って、苗代のまき付けは、その家の田植え予定日から逆算して、二十五～三十日前ぐらいで五月二十日前後が多かったようである。

苗代管理では、種まき後三～五日ごろ、水を全部落としての芽乾しが大事であり、深い水中では酸素不足のため成長が劣るので、丈夫な苗を育てるために、育苗期間

中ときどき排水して、直接日光に当て酸素を供給する方法もとられていた。また、雀脅(すずめおど)しをして鳥害予防をしたりウンカやツマグロヨコバイ・メイチュウなどの害虫予防も欠くことのできない仕事であった。

よく行われていた害虫予防の方法としては、苗代一杯に水を溜めて、朝露の落ちないうちに、踏切溝を歩きながら油差しで豊年油を落として通り、その後二㍍(メートル)ぐらいの棒で油の広がった水面に虫を払い落としながら進む方法がとられていた。そのほか苗代を浅水にして、除虫菊木灰を苗の上から散布して虫を殺す方法などもあった。戦後しばらくの間は、ＤＤＴやＢＨＣ等の強力な殺虫剤が使用されていたが、人体や魚介類など生物に与える薬害が問題となり、使用が禁止されるようになった。苗代による育苗は昭和四十年ごろまで、四十年代も後半になると田植機が普及し、育苗施設による箱苗の育苗が行われるようになってきた。農協等による大型育苗施設への委託や共同育苗なども行われるようになり、育苗方法も省力化された。

田植え

明治初期までの稲作では、直播きの方法がとられ、代かきをした後、田の畦から種籾をまき散らして、その上から人糞尿などを散布する粗放な栽培方法が行われていたが、その後、苗代で苗を育て、本田に手植え（乱雑植え）する方法がとられるようになった。

明治三十年ごろになって、農会等の指導組織を通じて米の増収を図るため、農作法の改良が指導され、正条植えの奨励が行われたので、だんだん正条植えが普及するようになり、耕地改良事業や農作法の改良等と相まって驚くほどの増収ができるようになった。

田植えの時期

気象や前作物の収穫期、潅漑水の事情、品種の早・晩生の別、労力の都合などを考えて田植えの期日を決めていたようである。吉田では、六月中・下旬を峠として、早い人で五月下旬、遅い人でも七月の半夏生の頃までに終わるのが普通であった。戦後暫く行われていた二期作栽培や西瓜・煙草等の後作は、また別であった。

苗取りと苗運び

苗取りは、田植えの前日か当日の朝に行われ、主に女の人たちの仕事で、男の人たちは本田の準備の仕事に多くの労力を要したようである。

苗取りの前には苗代に深く水を溜める。苗取りの要領は、腰をかがめ、両手を使って土ぎわをこするように手を前後に動かしながら、一回に数本ずつの苗を抜き取りながら進み、両手いっぱいになると一束にして両手でつ

かみ、水面を叩くようにゆすって根元の土をよく落とし稲藁で束ねて「一こて（一束）」とし、前方に進みながら苗の束を作っていった。

苗取りが終わると、二十五～三十束ずつ寄せて苗の葉先の方をくくり合わせ、畦の上に根を下にして並べ運ぶとき軽くなるように水切りをした。本田へ運ぶのには、山オコや手車、リヤカー一輪車などを使ったが、昔は農道が完備していなかったので、途中まで車に積み、各人山オコの両端に三十束ずつ刺し、肩で担って田の畦道を通り運ぶのが普通であった。親指と人指し指で輪を作るぐらいの太さで、長さ二メートルぐらいの真っ直ぐな樫の棒の両端を鋭くとがした「山オコ」は、昔は苗や稲束運びに欠くことのできない大切な運搬用具であった。



苗　取　り

本田の植えつけ準備

前日か田植え当日、基肥の金肥などを鋤込み、植代かきが終わった田は、水加減を浅水にし、牟田押し（エブイ）を使って高低を地ならしして準備が終わる。

砂地の水田では、早く植代かきをして置くと表土が固くしまり、指も差し込めないくらいになるので、田植え直前に代かきする方法がとられていたようである。

そのように表土が固くなることを吉田では「田が、けすわる」と言って用心していた。

本田に運んだ苗は、田の畦から平均になるように投げて配る方法がとられ、子供たちも苗配りを喜んでするものであった。

ひどい湿田では苗が泥の中に潜らないように、田船に乗せ田の面を移動させながら植え進んだ。

本田一升まき（二畝）当たりの苗の量は、苗の「こて（小束）」で五十～六十束ぐらいを見込んでいた。一人で一升まき分を苗床から担って本田まで運ぶので計算も簡単であった。

田植えの方法

ア　綱植え

明治末期から昭和の中期、機械植えに変わるまで綱植えが行われていた。細い丈夫な棕櫚縄（しゅろづな）に株間の目印として八寸（約二四㌢）ぐらいの間隔に赤布を取りつけた長い親綱（田圃の中心に縦に張り基準にする綱）と、直角に横に張って、その綱の目印に植えてさがる長い綱の二本を利用した植え方であり、多くの人手を要した。



綱　植　え

親綱は両端を五〇㌢ぐらいの杭に巻きつけ田圃の形を見て植えてさがりやすい方向にピーンと張って立てる。横に張る綱には中心の位置と両端に杭を取りつけ、中心の杭を親綱の赤印に添って移す人を「親」と言い、両端の杭を移動させる人を「子」といっていた。その中間で左右に移動して赤印に植える人が植え終わるのを見て「親」は親綱との直角を加減しながら両側の「子」に合図して一斉に綱を移動し、一条ずつを植えてさがるようにしていた。

植え方の遅い人や足跡に浮いた苗の方に手を延ばしている人などが、冗談に綱の泥を飛ばされたりして、悲鳴や笑い声をあげながら植え急ぎ、だんだんと青田に変わって行くものであった。

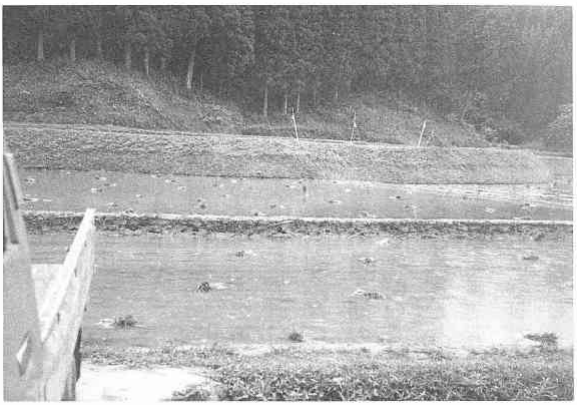

苗配列の終わった水田

イ　碁植え

綱植えのほかに碁竹を利用して手植えする碁植えの方法が普及していた。第二次大戦とその前後は、労力不足の解消に、人数が少なくて済むこの方法が多く行われていた。碁植えで使う碁竹（丈）は、長さ三・一五㍍、幅六㌢ぐらいの定規のように真っ直ぐな桟か、丈夫な割竹を用い、八寸（約二四㌢）の間隔に赤布の印をつけたもので、普通は二人で持って植えるようになっていた。

親綱に添って碁竹の印に植え、竹の端には横に一株植えて目印とし、碁竹の間隔に横綱を張り、碁竹を綱に添って移動させながら植えて基準となる一条ができる。碁竹の長さの間隔をおいて次の一条を植える。このようにして、次々に基準になる一条ずつを植えて行くことを碁切りをするといっていた。碁切りが終わると、二人で一本の碁竹を持ち、両側の基準に添って碁竹を当て、植えてさがる方法である。

ウ　枠植え

前述の碁植えに用いた程の三本の桟に、植え場所を示す印を付け、その両端に八寸角の正三角形の枠を取りつける。これが植え枠である。

準備のできた水田に親綱を張り、一方の端をその綱に合わせながら横桟の印に植え、その枠を転がしながら前方に植えて進む方法で、この方法も人数の少ない場合など便利な植え方であった。

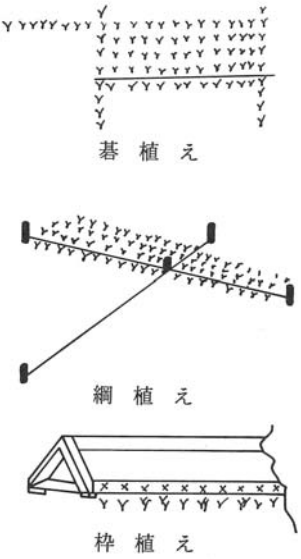

エ　型植え（岐阜植え）

綱植え、碁植え、枠植えの外に型植え（岐阜から伝わったので岐阜植えともいう）の方法がある。

代かきをして水田表面が適当に固まってから、一・五㍍ぐらいの横桟に株間に合わせて長さ五㌢程の爪を取りつけた道具を引き、植え筋の印を付けて通る。その後で束ねた苗を適当にばらまく。植える人は、水田の印に添って、事前に打ち合わせてあった株の間隔で、数条ずつ植えて進む方法である。

一人一人が自分の力に応じて植え、植え方は簡単で、道具も少なくて済み、能率も上がるので、機械植えが普



型植え

及した現在でも一部農家ではこの方法で手植えによる田植えが行われている。

オ　並木植え

昭和三十年代後半から昭和四十二～三年ごろまでの間、米の増産が強く叫ばれ、密植により単位面積当たりの収量を増やすために並木植えが盛んに行われていた。普通よりも株間を狭く一五㌢ぐらい、畝間を三〇㌢ぐらいに植えて、坪当たりの穂数を多くし、増収を図る方法であった。後年普及した機械植えも並木植えの形になっている。

カ　早期栽培

台風の常襲地帯と言われた本県で、主に台風被害を少なくするため昭和三十五年ごろから普及したが、吉田でもかなりの農家が早期栽培を取り入れていた。四月初旬のまだ水の冷たい頃苗代を作り、表面を油紙で覆った「保温折衷苗代」で苗を育て、五月初旬田植えして、八月上・中旬まだ台風の来ないうちに収穫を終えることができ、台風被害を免れて、しかも、端境期に新米が食べられるということで栽培農家の人たちに喜ばれていた。

南の方の暖地では、二期作も行われていたが吉田では一部農家を除いては行われず、疏菜栽培や麦・菜種などの裏作栽培をする農家が多かったようである。

キ　田植えの苦労

機械植えになる前の田植えは、苗取り、植え方と多くの労力を要し、手作業による重労働であったので、各家庭で別々にすることは少なく、隣近所や縁故者による共同作業「結」の形で行われ、植える順番と日取りが決められ、可能な限りの労力を出しあって、次々に植えられていった。六月は雨が多く、蓑や笠（タカンバッ）を付けてもずぶ濡れになったり、強風で笠の紐が吹き切れるほどの苦しい日もあった。反対に日照り続きの年は、用水の確保に夜も寝ないで水の番をしなければならなかった。「腰の痛さよ畝まちの広さ、五月六月日の長さ」と歌にもあるように、一日中腰をかがめての作業、湿田で

は、いつの間にか両足の水際にはヒルがいっぱい吸いついて、はちきれんばかりに血を吸っていることもあった。人々は、作業の辛さを、世間話や冗談を言い合い、笑い声で吹き飛ばしながら頑張るものであった。特に休憩時のお茶受けには、煮しめや、青桐の葉で巻いたイッサッダゴなど両手にいっぱい頂いて、談笑しながら疲れを吹き飛ばしていた。昼食には銀飯や赤飯・トビ魚の塩干しなどが腹一杯振る舞われるものであった。

その家の田植えが済んだ夜は、鶏などを料理して結いの皆を集めて祝田（早苗饗）をして慰労し、人々は昼の疲れも忘れて次の家の祝田を楽しみにするものであった。

昭和の初期から昭和三十年代ごろまでは、農村の労力不足の手助けとして、また、増産奨励・勤労教育の狙いをもって、小学校では一週間程度の農繁休暇を実施し、子供たちも分に応じて田植えの手伝いに精出すものであった。特に、戦時中の労力不足の折りには、この農繁休暇は人手の欲しい農家の人たちにたいへん喜ばれていた。「結」に参加するだけの労力のない家庭では、一升まき幾らときまったお金を払って、植えてもらっていた。このような田植を「請田植」と言っていた。

「結」に参加し苦労を共にした七～八軒の田植えが全部終わると、田植え後の疲れを癒すために、誘い合って蒲生の米丸温泉などに湯治に行く人たちも多かった。



田　植　機

ク　機械植え

昭和三十年代後半から農業の機械化が進み、動力耕運機や田植機が一般に普及するようになった。

昭和四十五年ごろから後は、育苗法や田植えの方法も一変して、現在行われているような方式に省力化され、田植えの期間も短期間で終わるようになってきた。

稲作と管理

イ　稲作と肥料

江戸時代から明治初期にかけての稲作は、基肥として人糞尿や厩肥を田に散布して鋤込んだり、山に刈敷刈り

に行き、下草や青桐などの若葉を小枝ごと刈り取ってきて、田の全面に散布し、田下駄で踏みこむ方法が取られた。

追肥には人糞尿を散布していたということである。

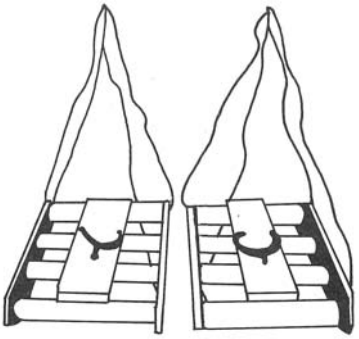

田下駄

明治十年ごろからは、大豆粕・魚肥・過燐酸石灰などの金肥が使われるようになった。また、人糞尿・厩肥・刈敷などの施用で酸性化した土壌に石灰を施し、増収できるようになった。後には石灰多用の害も出たので、明治三十年代になると石灰施用禁止の措置が取られた。

明治後期になると、多肥農業のパターンとなり、堆厩肥の増産やレンゲソウなどの緑肥栽培が奨励され、一方では大豆粕・魚肥・過燐酸石灰等の金肥使用が増加し、馬耕による「深耕多肥」が唱えられ、優良品種の普及や正条植え等稲作技術の進歩と相まって、一〇ルアー当たりの収量は急激に上昇していった。

大正時代は、明治後期に引き続き金肥の使用が増大した時期で、前記の金肥の外に硫安の施用が増え、一〇ルアー当たりの収量は増加し安定した。

昭和期に入ると堆肥増産が叫ばれ、堆肥審査が行われるようになり、裏作としてのレンゲソウ・青刈り大豆・ルーピン等の栽培も奨励され、大豆粕・魚肥・骨粉の増施と過燐酸石灰・硫安・石灰窒素など無機質肥料の施用も急増した。多肥多収性品種の採用や栽培技術の改善も進んだが、病虫害の発生など、施肥量の増加が余り急速であったための問題点も多かった。しかし、太平洋戦争中と戦後暫くは肥料不足が著しく、少肥適応品種が多く栽培されていた。

昭和三十年代になると、戦前使われていた肥料のほかに尿素や配合肥料、四十年代ごろから高度化成肥料・低度化成肥料などが使われるようになり、増収を図るため、多肥多収性品種が栽培されるようになった。

施肥法も改善され、元肥を減少して後期追肥重点施肥法が一般化され、元肥・中間肥・穂肥の分施で増収ができるようになってきた。

ロ　稲の中耕・除草

江戸期から明治初期までは、稲の活着後、専ら素手で除草していたが、その後、雁爪（がんづめ）で除草・中耕を同時に行えるようになった。明治中期になり「八反ずり」に続い

て田打車（田車）が発明普及されて、雁爪打ちの苦労もなく中耕除草ができるようになった。しかし、七月中・下旬の止草取りだけは、江戸期と同じように、素手で稲の株元を回すようにして、株元に残った雑草をかき取り、両手いっぱいになると、泥中に踏みこみながら前進する方法で除草した。稲の葉ずれで手足は傷つくし、汗びっしょりで腰をかがめていると、アブやブトが食いついて、足もとのヒルと共に苦しめられたものである。

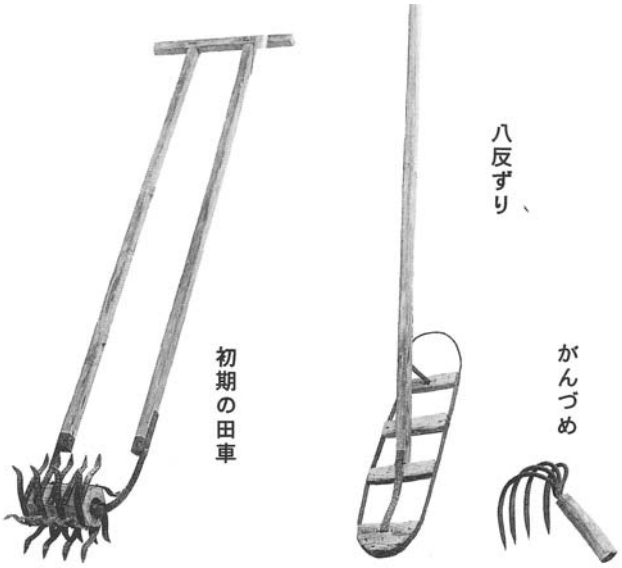

中耕除草用の農具

昭和二十五年ごろから除草労力軽減のために、除草剤として二・四Ｄが導入され、三十年代にはＭＣＰが普及して省力化できるようになった。三十年代後半には、ノビエにも効果のあるＰＣＰ粒剤や、水苗代のノビエを含む一年生雑草全部に効果のあるＤＣＰＡ乳剤が使用され、一年生雑草の防除には、ＤＣＰＡ（苗代の雑草）→ＰＣＰ粒剤（田植え前後の土壌処理）→二・四ＤやＭＣＰ（本田生育中期）という一連の体系ができた。その後ＰＣＰに使用規制が設けられたので、それにかわり低魚毒性のＮＩＰが普及した。そして、水溶液散布による作業上の不便や薬害がでやすいことなどから、三十五年ごろから全面的に粒状化され使いやすくなった。また、後からは、ＰＣＰとＭＰＣ、ＰＣＰとＭＣＰＢの混合剤も使用された。ついで除草剤と肥料を混合したＰＣＰ入り肥料、ＮＩＰ入り肥料、更に除草剤と殺虫剤を混合したＰＣＰ・ＢＨＣ粒剤その他の混合剤が次々と開発されたが、後になってＰＣＰに加えてＢＨＣも人畜に与える薬害が問題となり、使用規制を受けることになった。

しかしながら現在では、除草剤の普及によって、中耕除草に要する労働時間が大幅に減少している。

病虫害防除

ア　害虫防除

稲の害虫には、ニカメイチュウ・ウンカ・ツマグロヨコバイ・クロカメムシ（「フ」と言った）その他多くの害虫が見られた。明治、大正、昭和初期までの駆除法は、豊年油による注油駆除と、苗代期の捕蛾採卵など多くの労力を要する幼稚な方法であった。特に物資不足に耐えた第二次大戦中と戦後暫くは、害虫駆除に苦心し、小学校児童に「クロカメムシ（フ）」を捕殺させ、学校に持参した虫の数によって賞品を与えたり、農家によってはアヒルの雛や鯉の稚魚を水田に放して害虫を捕食させる等の方法もとられ、秋までに成長したアヒルや鯉は貴重な蛋白源として喜ばれたものである。

昭和二十年代にＤＤＴやＢＨＣが導入され、続いてホリドールのような強力な殺虫剤が使われるようになり、赤布を立てての一斉駆除が行われ、効果がたいへん上がるようになった。しかし、後には人畜や魚介類に対する薬害が問題になり、ホリドールやパラチオンその他毒性の強い農薬は使用規制され、使われなくなった。

ハンドプラザー等による共同防除が行われるようになり、昭和三十年代になると動力防除機が普及し、マラソン剤やスミチオン剤が使用されるようになった。動力噴霧機や動力散粉機などの動力防除機の普及と、低毒性農薬の開発普及とによって害虫駆除の効果が増大した。

イ　病害防除

昭和期に入ると硫安多用の結果、イモチ病やモンガレ病等が多発した。イモチ病の予防には、局部的な手押型の噴霧機による石灰ボルドー液散布のほか見るべきものがなく、大きな被害を受けた。また、ゴマハガレ病には種籾消毒法（ホルマリン消毒法）モンガレ病には石灰ボルドー液散布などがすすめられたが、なかなか



薬剤散布

普及しなかった。

戦後は殺虫・殺菌の作用が強い有機合成農薬が普及し、治療薬的効能を持っているものを予防的に使用するようになって、効果が上がるようになった。

昭和三十年ごろ、イモチ病に対し有機水銀剤が普及し、三十五、六年ごろから有機砒素粉剤・プラストS水銀粉剤四十一年以降になってカスガマイシン粉剤が普及した。三十年代後半からの有機合成農薬の粉剤化と動力散粉機の急速な開発普及が直接・間接に結びついて生産力の向上に役立っている。

病害虫の防除については、時期を失せず薬剤を散布する必要があるので、役場経済課や農協等・技術員連絡協議会の人たちによって、病虫害発生を予察し、使用薬剤名や散布時期を町民に広報指導して、適期予防によって防除効果を高めるような方法がとられている。

その結果最近では被害を最小限度に防止できるようになった。

稲の収穫

水稲の栽培では、成長の各期に応じた灌排水に務め、穂ばらみ期前七月下旬ごろ田の表面が地割れするくらいの土用干しをして出穂に備える。稲の熟期は、乳熟期・糊熟期・黄熟期・完熟期等の別で呼ばれているが、稲刈りの適期は黄熟期を目安とし、完熟期を過ぎると脱粒が多くなり、胴割れが多く収量や品質が落ちると言われていた。戦前・戦後暫くは、増収奨励のため競作が行われ、坪刈り（刈り試し）による収量調査のあと、全体の稲刈りが行われるものであった。

稲刈りの方法としては、江戸期から昭和三十年ごろまでは、鎌による手刈り（根刈り）が行われ、立ったままの稲の上に刈り取った稲を乗せる「うね刈り」や、田の全面に刈り取って干す「平刈り（地干し）」等が行われていた。鎌は、後に鋸鎌（のこがま）もでき、地際から刈り取るのに便利なため、多くの農家に普及していた。

昭和四十年代になって部分的に機械化され、機械刈りが行われる頃には、「うね刈り」や「平刈り」はなくなって架け稲による方法が普及していった。昭和四十年代ごろからバインダーによる機械刈りが一般化した。同年ごろから大型農業機械の導入が始まり、一部農家にコンバインが導入され、稲刈りや脱穀が大幅に省力化された。

脱穀は、江戸期には「こい箸（こぎ箸）」や「千歯（かなくだ）」による脱粒の方法がとられ、大正末期から昭和の初期にかけて、足踏み脱穀機がだんだん普及したが、多くの農家では千歯も使われていた。

千歯や足踏脱穀機が使われていた時代には労力を多く要し、稲刈り、脱穀、乾燥・調整のほか、麦植え等の作業を分散させるために、「こずみ」にして正月前までに脱穀を終わるようにしていたものである。「こずみ」は吉田では（コズン）といっていたが、刈り取った稲を円形に積み上げ雨水が中に入らないようにしたもので、脱穀後の稲藁だけを積み上げたものは（ワラコズン）といっていた。

その点在する田園風景は秋の風物詩であった。

昭和三十年代には、石油発動機による動力脱穀機がだ

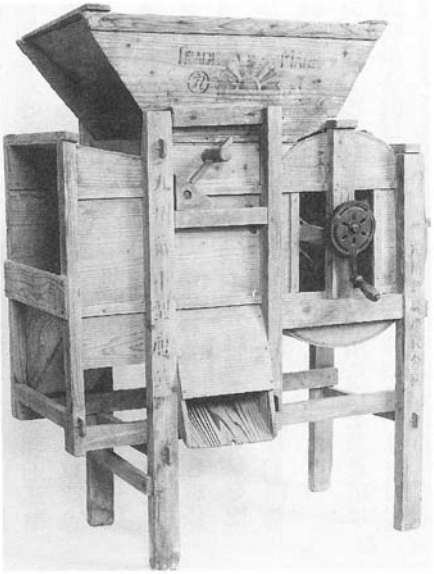

唐　箕

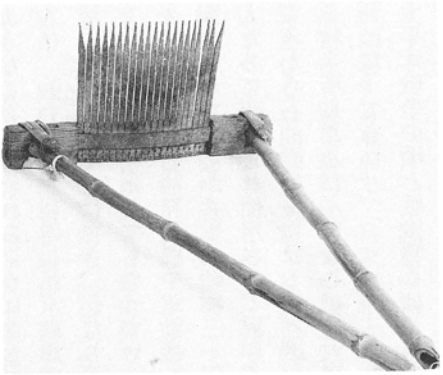

千　歯

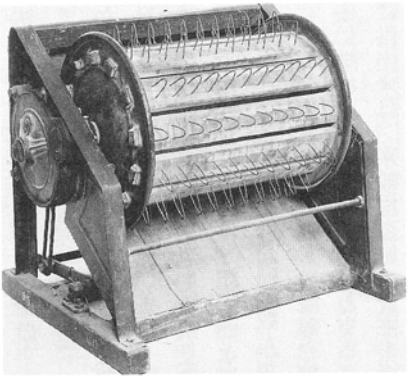

足踏脱穀機

んだん使われるようになり、四十年代後半になって、掛け干しした稲架の横を移動しながら脱穀できる自走式動力脱穀機が一般農家にも普及して足踏脱穀機にとって代わった。また、一部農家では、刈取りから脱穀まで一貫して作業できるコンバインが使用されるようになった。

調整の方法としては、昔は「モミトオシ」でふるい分けたり、「箕」や「唐箕」を使って夾雑物やしいなを取り除き、一斗桝や石油の空き缶等を利用して計り、四斗ずつ叺につめて縁側や土間などに積み上げていた。

晴天の日は、朝、日当たりのよい場所に筵を敷き広げその上に叺から出した籾を薄く広げて干し、一日数回、手や道具を使ってかき回し乾燥させ、一～二日間干して、屋根裏などに貯蔵する方法が取られていた。

近年は、稲架のまま十分乾燥してから脱穀したり、コンバインで刈り取り、同時乾燥調整して、乾燥機に入れて乾燥する方法などがとられている。

精米と籾すり

明治時代から大正初期ごろまでの精米法は、木臼に乾燥した籾を入れ、「手杵」や「杵」で手づきして自家用飯米を精白するのが一般家庭の方法であった。

後になって豊富な河川の水を利用して「サコンタロ」で自動的に精米する人たちが現れ、つき賃を払って精米してもらうようなことも行われるようになった。大正の中期ごろからは、強い水流を利用した水車が宮之浦・本名・東佐多浦（女山川）などにでき、かなり遠方の人たちまで手車で籾を運び、精米してもらっていた。水車を利用した精米や製材は、石油発動機や電動機を動力とした精米所や製材所ができてからも、昭和三十年代後半まで、付近の人たちに親しまれ使用されていたようである。

昭和十年ごろから石油発動機による精米所ができ始め、電動機による精米所もだんだん普及し、各大字に数軒ずつできて便利になってきた。

しかし、太平洋戦争の頃と戦後暫くは、各家庭でも精米に出すことをせず、一升瓶に籾を入れ、瓶の口から棒を入れて、籾を激しく棒でつきながら精白する家庭が多かったようである。

明治時代から太平洋戦争期までは、小作人から地主に対して小作料を玄米で上納していた。また、戦後から行われた割り当て供出制による供出米も籾摺りをして玄米で供出していた。籾摺りの方法は、籾摺臼という直経一メートルぐらいの上・下に歯を切った大臼を数人が協力して回し、玄米にした。唐箕や万石通しで籾殻や糠などを除き、厚手の俵に詰めて上納米や供出米とするようになっていた。特に供出米は、米穀検査員の資格を持った人が

検査に当たった。以前は米の質によって、一等米から五等米までの等級があり、等級によって価格も決まるので、供出農家の人たちは、調整・乾燥その他、上位の等級になるように努力していたものである。

米穀検査の等級は、現在では一類・二類・三類に区別し、一等米・二等米・三等米に判別している。玄米を入れる容器も米俵から叺に代わり、現在では紙袋や麻袋詰めに代わっている。

昭和三十年代には、石油発動機や電動機による動力籾摺機が一般化した。最初の頃は籾摺りと唐箕とを結合した半自動式で、それが籾摺りと唐箕・万石通しとを昇降機で連結した全自動に進歩し、籾摺りも現在のように能率の上がる方法に代わってきた。

陸稲の栽培

畑に作るイネを、陸稲または「おかぼ」もしくは「のいね」などと呼んでいた。水稲に比べ一般に収量が少なく、品質・食味が劣り、干ばつの害を受けやすく、連作を好まず、豊凶の差が大きいなどの点で水稲に劣るので、水田の少ない畑作地帯で栽培されていた。陸稲も水稲と同じく、普通栽培（六月にまいて十月に収穫）と早期栽培（四月にまいて八月に収穫）があり、早期栽培による生産安定の効果は水稲より大きかったので、昭和三十年ごろから急速に普及した。

陸稲は真夏の日照りに弱く、メヒシバなど畑地雑草が多いので、中耕除草の苦労が多く、敷き藁を敷くなどの管理が必要であった。最近は、ポリエチレンフィルム等で畝間を覆うマルチ栽培が多く見られるようになって、かなり省力化された。

陸稲の糯米は、かき餅などの製菓原料に適するもので、自家用米としての栽培が減少した現在でも、製菓原料としての糯米栽培が行われており、品種としては、早期栽培では陸稲農林糯二五号、普通栽培ではミナミハタモチなどが主に栽培されている。

表　陸稲の生産高　（町勢要覧より）

年次＼項目	作付面積	生産量	生産額
昭和44年	ha 19	t 31.0	千円 4,278
昭和46年	〃 16	〃 28.8	〃 3,744
昭和50年	〃 10	〃 19.0	——

2　時代の背景と稲作農業の推移

明治時代

明治二十七年全国農事会ができ、市町村でも農会活動が盛んになり、三十二年農会法制定、四十三年帝国農会―県農会―郡農会―村農会―農事小組合・農事実行組合の組織が整い、その指導のもとに、稲の正条植え・土地改

良による乾田化・牛馬耕による耕運のスピード化や深耕、草肥から金肥へ（多肥）、品種改良と優良品種の普及などによって明治農法が確立し、明治末期から大正期にかけ稲作収量が急激に上昇した。

大正時代

明治農法は、大正期に入り定着した。金肥の増産と改良品種の導入が稲作技術体系化の軸となり、増収が計られた。大正十年米穀法が制定され、稲作農業について多くの条件変化があった。

太平洋戦争期

戦時体制下の労働力と資材の不足が深刻の度を増すに伴い、食糧増産の要請が強かったので、暗渠などの簡単な土地改良・少肥多収性品種の採用・薄播健苗の育成・栽植密度の増加・病害虫の早期発見と適期防除、その他稲作技術の研究や奨励がなされた。

しかし、それにもかかわらず一〇アール当たり収量は停滞していた。

戦後（昭和二十年～現在）

戦後間もなく農地改革が実施された。この頃は資材不足と米価その他の物価高騰が続き、また朝鮮動乱後の経済変動が著しい中で、食糧増産の要請が強く、一貫した増産技術改良が進められた。

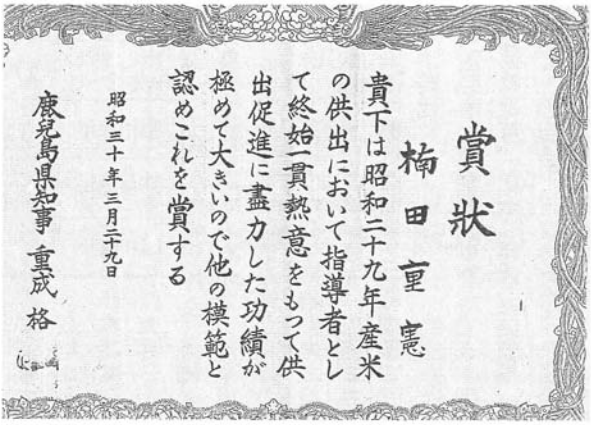
賞状

楠田重憲

貴下は昭和二十九年産米の供出において指導者として終始一貫熱意をもって供出促進に盡力した功績が極めて大きいので他の模範と認めこれを賞する

昭和三十年三月二十九日

鹿児島県知事 重成格

供出感謝状

農家に対しては供出米の割り当てが行われ、保有米を除き、強制的な供出督励なども行われた。

しかし、復員その他による農家一戸当たり耕作面積の減少や資材不足などの事情から、増産への努力にもかかわらずその実現はなかなか困難であった。

しかし、村当局や指導者たちの督励と農家の人たちの努力により、昭和二十九年度から三年間連続して、供出成績優秀村として県知事表彰を受賞した。

昭和三十六年の農業基本法制定を境として、その前後

から日本経済の高度成長に伴う農村労働力の流出が著しく、多くの条件変化があった。

農業基本法制定により、大規模土地改良事業に続いて、昭和三十八年から圃場整備事業が発足し、農業機械の導入を中心とした土地基盤整備事業が実施された。この頃は米不足が深刻化して増産運動が強く展開されていた。

昭和四十年代に入っても高度経済成長が続き、農業と他産業との所得格差は一層拡大し、農村労働力の都市部流出が続いた。昭和四十年前後の一時期、米不足が問題化し、増産運動が展開されたが、四十二、三年の画期的な多収によって逆に米は生産過剰になり、政府在庫米が増加したため、四十五年からは生産調整が実施され、水田総合利用対策・水田利用再編成対策一期（五十三～五十五年）・二期（五十六～五十八年）・三期（五十九～六十一年）と続き、その後は水田農業確立対策などの政策が取られている。

近年食生活は多様化し、基本食糧である米の消費量は減少しているのに、生産は過剰基調にあるので、今後とも水田転作は続くと考えられる。転作作物と稲作を合理的に組み合わせ需要の動向に応じた良質米の生産を推進し、水田農業確立対策の実施と並行して、生産組織の育成強化を図り、農地の流動化・規模拡大や基本技術の励行等で、生産コストの低減を図り、稲作経営の安定を図る必要がある。

㈦ 麦作・その他

1 麦作

明治十七年の地誌には、小麦七四石四斗・大麦類一二石生産とあり、大正十五年と昭和十四年の村勢要覧によれば、左の表の通り栽培面積がかなり増加し、主食を補う穀物として多くの生産がなされていたようである。

麦は、畑では主に甘藷を収穫した後作として、水田で

麦作付面積と生産高（村勢要覧）

項目／年次	作付面積	収穫高
大正10年	町 576	石 3,314
〃 11〃	〃 493	〃 3,193
〃 12〃	〃 496	〃 2,684
〃 13〃	〃 425	〃 3,681
〃 14〃	〃 589	〃 2,623

昭和13年麦作　（村勢要覧から）

種別／項目	作付面積	収穫高	価格
小麦	町 341.9	石 3,282	円 82,050
大麦・裸麦	〃 125.3	〃 1,061	〃 23,501

は稲作収穫後の裏作として、昭和五十年ごろまでは広い面積に栽培されていた。畑はよく整地し、水田では湿害を防ぐため幅二㍍ぐらいの高うねにして、表土を砕き畑状態にした後、うね幅六〇㌢ぐらいにうね立てして播いたり、うね幅四～五〇㌢に広幅まきする方法がとられた。

麦作の主な仕事には、霜柱を防ぎ分けつを促進するための麦踏みや追肥・除草・土入れ（広幅まきでは土入れ器を使って土入れ）などが行われていた。

麦作付面積と生産量　（県統計年鑑から）

項目 / 年次	小麦		裸麦	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
昭和51年	ha 21	t 29	ha 4	t 7
〃 55〃	〃 16	〃 34	〃 1	〃 2
〃 60〃	〃 11	〃 24	〃 2	〃 4
〃 61〃	〃 11	〃 26	〃 2	〃 5

麦刈りは、昭和中期ごろまでは鎌や鋸鎌で手刈りにして地面に平干しする方法で、脱穀は、乾燥した麦を一抱えくらいの大束にして、牛馬の背や手車で家に運び、庭に筵を敷き広げ、直径一五㌢ぐらいの束に分け、カラハシで強く巻き締め、麦打棚（ムグッダナ）に打ちつけて叩き落とし、篩や唐箕にかけて選別し、虫がつかないように十分乾燥して叺に詰め保存した。その外に「焼き麦」という脱穀法があり、桿に付いたままの麦穂を焼き、穂首から焼き切れて落ちた穂を集めて筵の上で「めぐり棒」「たたき棒」などを使って脱粒する方法であった。

後からは、農業機械の普及により、稲の脱穀機を共用するようになり、能率が上がるようになった。

裸麦は、押し麦にして麦飯に炊いて食べたり、味噌や醤油の麹材料などに古くから使われていた。

小麦は、メリケン粉にして、「ふくれ菓子」や「焼き団子」にしたり、田植え時などには青桐の葉に包んで「イッサッダゴ」を作ったり、「テンプラ」のころもなどにも使われている。特に、戦後の食糧難時代には「団子汁」にして食べたりもした。また、米・ナタネ・甘藷などと共に、麦は農家の大きな収入源でもあった。昭和三十年代まではたくさん栽培されていたが、最近は、別表の通り栽培面積が減少している。麦は、今後水田転作作物として作付面積の拡大を図り、農地の高度利用による反収の増加、農業機械の有効利用による省力等によって、生産性向上と需要の動向に即応した生産を図る必要がある。

2　油菜（菜種）の栽培

麦と同じように水田の裏作として、昭和三十年代まで

は本町でも油菜が多く作られていた。畑作では直播・移植の両栽培法が取られ、水田では九月ごろ苗床に苗を育て、麦まきと同じ頃、幅二㍍ぐらいの高うねに株間六〇～八〇㌢の植え穴を掘り基肥を入れて定植していた。追肥・土寄せ・害虫駆除などの手入れを続けて春を迎えると、昔は、見渡すかぎり菜の花が咲き乱れ、春爛漫の風景が方々で見られたものである。

田植え前に収穫が終わると、搾油工場に委託して自家用油にし、できた油粕は貴重な肥料として使われた。また、広い面積に栽培して販売する農家もあったが、最近は油が入手しやすくなり、栽培者は少なくなってきた。

3　甘藷の栽培

甘藷は「唐芋」と呼んでいたが、畑作物のなかでは台風災害に対して強く、昔から飢饉の年には最良の食糧品といわれていた。甘藷伝来は、宝永四年（一六二七）頴娃の前田利右衛門が琉球から甘藷の種芋を持ち帰り、その後広く栽培されるようになったと言われている。本町でも江戸期から栽培されており、明治十七年の県地誌によれば、当時の甘藷生産量三三一・五〇〇斤（二一九・二五㌧）とあり、大正年間には別表の通り、かなり広い面積に栽培されていたようである。村勢要覧によれば、昭和十三年の作付け面積八二町五反、生産量二七二・二五〇貫（約一一二五・四㌧）となっている。

甘藷生産量（大正15年村勢要覧）

年次＼項目	作付面積	生産量
大正10年	町 180	貫 459,000
〃 11〃	〃 180	〃 459,000
〃 12〃	〃 180	〃 450,000
〃 13〃	〃 180	〃 450,000
〃 14〃	〃 120	〃 300,000

※1貫＝0.00413 t

甘藷は、地床や温床で苗を育て、霜が降りなくなってから本畑に植えつける。地床の育苗は、畑を二㍍幅、深さ二〇㌢ぐらいに切り下げ、その穴に堆肥や厩肥等を入れ土をかぶせて短冊型の苗床を作る。

貯蔵してあった種芋を温湯消毒やウスプルン液消毒をして、二〇㌢間隔ぐらいに床伏せする。時期としては晩霜を避けるために、柿の葉が一銭銅貨程の大きさになった頃が良いと昔から言われていた。

早植えして多収穫を図るために、温床は二月下旬ごろ稲藁を編んで高さ四〇㌢ぐらい、幅二㍍ぐらいの長方形に作り、その中に落ち葉・稲藁・米糠などの発熱材料を、水をかけながら踏みこみ、適当な厚さまで踏みこんだ後、表土を入れてできあがる。消毒した種芋を伏せ込

んだあと、保温のための油紙（後からはビニールテント等）をかぶせ、夜間は冷え込みを防ぐため、その上に筵や薦をかぶせて保温し、丈夫で、みずみずしい苗を早く育てるように努力していた。

本畑の植え方は、麦の条間に溝を掘り基肥を入れ土をかぶせた後、苗床から切り取ってきた苗を植えつけた。

また、野菜類の後など空いていた畑では、刈敷や堆肥などを縦に並べて、土を両側から切りかぶせて高うねを作り、うねの上に一条か二条ずつ水平植え・釣針植え・や舟底植え・斜指し等の方法で植えつけていた。

手入れとしては、麦の間に植えたものは、刈り取り後土寄せをしたり、田植え終了後には除草を兼ねて蔓返しが行われ、また、「イモ小蛾」等の害虫駆除も行われ、降霜前に収穫して貯蔵する方法がとられていた。

甘藷の品種では、ゲンチ・農林一、二、三号・ナカムラサキ・アメリカ（かぼちゃがらいも）等が多く作られ、最近は、コガネセンガンが多く栽培されている。

第二次大戦前後の食糧不足の頃は、一般家庭は勿論、農家でも、ゆでがらいもを代用食にしたり、米粒のほうが少ない「からいも飯」に炊いて食べたりした。また、よく煮たからいもとソバ粉を練り合わせて「ソバ団子」にしたり、餅につきまぜて「からいも餅」にして食べる方法などもあった。

甘藷を薄く「こっぱ」に切り、寒気に晒し乾燥した後、粉にした。この粉は寒気のため澱粉が糖化し甘みが強く、団子にして食べたが、甘味品がない頃はオヤツとしても喜ばれていた。

特に、戦争中と戦後の食糧難時代には、学校の児童生徒まで動員して山野を開墾したり、空地は勿論、学校の校庭まで耕してからいもを植えたものである。

食糧事情が好転した昭和四十年代以降は甘藷の作付面積・収量とも減少した。

昭和五十年代になって、水田利用再編対策の一環として、休耕田に転作奨励金を受けて甘藷を栽培する農家もあったが、

昭和43年～50年生産量　（村勢要覧）

年次＼項目	面　積	生産量	生産額	販売額
	ha	t	千円	千円
43年	230	5,520	54,460	21,690
45〃	200	4,000	40,000	28,000
50〃	77	1,880	——	——

昭和51年以降の甘藷生産（吉田町）　（県統計年鑑から）

年次＼項目	作付面積	生産量
	ha	t
昭和51年	20	410
〃 55〃	〃 20	〃 440
〃 60〃	〃 17	〃 384
〃 61〃	〃 17	〃 423

栽培面積は年々減少し、現在では澱粉や焼酎などの原料として販売する農家数は僅少となり、自家用として栽培する農家数も面積も次第に少なくなっている。

今後、甘藷の澱粉原料用については、澱粉の需要動向に見合った計画生産に努め、南地区の畑作地では、青果用甘藷の増産、マルチ栽培の普及、機械化などによって生産性の向上を図らなければならない。

4　野菜の栽培

昔から栽培された野菜には、南瓜、キュウリ、ヘチマ、ニガウリ、西瓜、マクワウリなどの果菜類、大根、人参、牛蒡、馬鈴薯、里芋などの根菜類、白菜、甘藍、高菜、体菜（めしげ菜）、ホウレンソウ、ニンニク、葉葱等の葉菜類や玉葱など、豆類では菜豆や豌豆などがある。

各家庭では、屋敷周りに「菜園場」という数坪から数畝程の広さの畑を持ち、自家用野菜を栽培していた。

下の表は昭和十三年の野菜作付生産高である。

第二次大戦中から戦後にかけての食糧難が解消する頃から、換金作物としての野菜栽培が始まり、北地区では水田の裏作にメロン・西瓜・キュウリの栽培、南地区では広い畑に大根を栽培して多くの生産をあげていた。

昭和三十五年ごろから、ビニールハウスによるキュウリの促成栽培が行われ、北地区では、「思川キュウリ」

昭和13年野菜作付生産（昭和14年村勢要覧から）

作物名＼項目	作付面積	収穫高	価格
里芋	反 318	貫 95,400	円 14,310
大根	〃 254	〃 183,896	〃 9,154
牛蒡	〃 23	〃 7,820	〃 2,033
人参	〃 9	〃 1,665	〃 166
馬鈴藷	〃 4	〃 1,200	〃 240
玉葱	〃 29	〃 9,715	〃 2,427
葱	〃 27	〃 5,070	〃 608
菜	〃 57	〃 28,500	〃 1,425
南瓜	〃 73	〃 14,016	〃 1,260
茄	〃 31	〃 8,463	〃 1,365

昭和45年度野菜の生産高
（村勢要覧による）

作物名	面積	生産量	生産額	販売額
キュウリ	ha 2.64	t 240	千円	千円 21,500
メロン	〃 3.50	〃 1,560	〃 12,480	〃 8,736
軟弱野菜	〃 1.98	〃	〃 7,200	〃 5,760
露路野菜	〃 50.00	〃 1,500	〃 4,500	〃 2,700

ビニールハウス栽培
（県統計年鑑から）

年次＼項目	農家数	面積
昭和51年	戸 36	a 332
〃 55〃	〃 22	〃 239
〃 60〃	〃 29	〃 371

の銘柄で産地化され、東京市場で日本一の名声を博していた。

南地区では、昭和四十三年ごろから、大根、白菜、馬鈴薯、里芋などの重量野菜から、ホウレンソウ、中国野菜など軟弱野菜の栽培が行われ、都市近郊の利点をいかして、施設園芸による産地化への努力が続けられている。また、近年、水田転作の「ニガウリ」「白葱」の栽培が奨励され、熱心な農家の人たちが栽培に取り組み、ビニールハウス等による施設園芸と共に有望視され、産地化への努力がなされている。





施設園芸（ビニールハウス）

5 雑穀類

昔から本町で栽培されていた雑穀には、大豆・小豆・ささげ・粟・そば・とうもろこし・きび等がある。

大豆・小豆等

大豆は、春の終わりごろ、麦のうね間に播いたり、田植え後、田の畔に播いたりして、七月ごろ収穫していた。

大豆は、味噌・醤油の材料に欠かせないものであり、良質の蛋白質を豊富に含み、「豆腐」「もやし」「黄粉（きなこ）」その他日常の料理材料として多く使用されている。

大豆は、水田農業確立対策における転作作物として栽培し、栽培技術の向上と平準化を図り、良質で反収の高

大正時代の雑穀類の生産

（大正15年村勢要覧）

	作物名＼項目	作付反別	収穫高
大正10年	粟	町 410	石 5,535
	そば	〃 150	〃 750
	大豆	〃 390	〃 2,691
大正15年	粟	〃 390	〃 4,290
	そば	〃 94	〃 564
	大豆	〃 480	〃 2,880

い大豆生産を推進しなければならない。

小豆・ささげは大豆と同じようにして育て、熟したものからひと鞘ずつ摘み取ったものをまとめて脱粒し、茄でて、赤飯に炊いたり、「さらし餡」にして行事のときなどの食べ物としてよく使われている。

昭和13年雑穀類の生産　（村勢要覧）

作物名＼項目	作付反別	収穫高	価　格
粟	反 1,382	石 1,934	円 19,340
そ　ば	〃 215	〃 202	〃 2,020
大　豆	〃 1,269	〃 1,078	〃 11,560
小　豆	〃 130	〃 61	〃 1,708

大豆の生産高　（県統計年鑑）

年次＼項目	作付面積	収 穫 高
昭和60年	ha 17	t 30
〃 61〃	〃 19	〃 37

粟

粟は、大豆などの収穫前、そのうね間に播きつけ、大豆の収穫後、除草、追肥・土寄せ間引きや補植などの手入れをして秋に収穫した。

粟は甘藷や押し麦などと同じように、米と混ぜて炊いた。「もち粟」は、餅に搗いたり、砂糖を使って、ぜんざいの様な「粟納豆」にして食べたりした。

ソバ

ソバは、よく畑を耕し四〇～五〇㌢間隔に筋播きをし、除草・追肥土寄せなどの手入れをして、実が黒く熟してから刈り取り脱穀した。生育期間が短く、年三回作付けできるということから「三度ソバ」という言葉もあった。このうち、秋まきは初霜の前に収穫しなければならないし、台風を避けるため、良い播き時として昔から「二百十日地の内」と言われていた。また、ソバは湿害を受けやすいので「水汲みにも会うな」（ホコリソバ）とも言われていた。

そばきり、そばだんご、そばかきなどにして食べるが、最近は栽培する人が減少した。

キビ（コキビ）

粟と同じように米と混ぜて飯に炊いたり、団子にして食べたりしていた。

トウモロコシ

トウモロコシは、菜園場に栽培し、煮ておやつにしたり、広い畑に栽培して、実や青刈りの茎を家畜の飼料にしていた。南地区では、現在でも青刈り飼料用に栽培されている。

6 果樹類

本町で昔から各家庭で育てられていた果樹には、梅・桃・ビワ・柿・ミカン・ブドウなどがあり、大部分は自家用に消費されている。昭和十三年ごろの果樹生産は別表の通りであるが、梅や柿などは自家消費するだけでなく戦前から「梅干し」や「さわし柿（あおし柿）」の原料として販売されていた。

ミカンは、昭和三十年代半ばごろから「温洲密柑」の栽培が盛んになり広い面積に栽培されて、かなりの生産をあげていた。しかし、全国的な傾向として、栽培面積が急速に拡大したにもかかわらず需要は停滞し、生産過剰となった。今日では、消費動向の多様化と高級指向が進み、需要は減退の方向にある。この様なときに、生鮮オレンジについては昭和六十三年から三年間、濃縮オレンジ果汁は四年間輸入枠が拡大され、生鮮オレンジは平成三年四月、濃縮オレンジ果汁は平成四年四月から完全自由化が決定しており、ミカンの需給均衡を図ることは極めて困難である。

この様な情勢を踏まえて、町としては、ミカンは昭和六十三年度、二㌧だけを残す減反政策をとり、他の産地より早出しできる暖地の有利性を生かした柿その他、落葉果樹への切り替えを進めている。

果樹栽培には、適人・適地適作等の条件が大事だと言われるが、今後は晩霜害の心配のない適地の厳選、優良品種の導入などによって産地の育成を図らなければならない。

昭和13年果樹類の生産　（村勢要覧）

項目 / 樹種	樹数	収穫高	価格
梅	本 1,415	石 24	円 240
桃	〃 264	〃 19	〃 28
梨	〃 753	貫 1,465	〃 36
ビワ	〃 1,130	〃 910	〃 136
柿	〃 4,015	〃 12,132	〃 2,426
ミカン	〃 1,590	〃 3,650	〃 1,095
ブドウ	〃 30	〃 25	〃 15

みかんの生産高　（村勢要覧から）

年次	面積	生産量	生産額	販売額
昭和43年	ha 13	t 1,460	千円 7,270	千円 4,120
〃 45	〃 13	〃 195	〃 770	〃 462

7 特用作物

煙草

煙草は、昔から本町でも多くの農家で栽培されていた。

大正十四年の村勢要覧によると、六九〇戸、五二町三反で栽培され、昭和十三年ごろには次表のような栽培状況であった。

煙草耕作では、生産した葉の質で等級が決まり価格が違うので、できるだけ上級な物を生産するため、耕作者は肥培管理と生葉の乾燥等に多くの注意と労力を注ぎ苦労したものである。

煙草の肥料には、油粕・熔燐・有機化成・高度化成・硫化加里・スーパー木灰等が施用されていた。葉も青虫などの害虫に食われると等級が下がるので、一枚一枚の葉を調べ、虫を補殺するのに多くの労力を要していた。昭和四十年ごろにはアルドリン・ヒトン等の農薬が使われるようになり省力化された。

昭和13年煙草生産　（村勢要覧）

耕作者	人 240	耕作反別	反 235
賠償金	品種	数量	金欲
	黄色種	kg 18,505	円 14,460
	丸葉	〃 16,856	〃 15,327
	計	〃 35,564	〃 29,787

乾燥方法としては、昭和初期の頃までは家の屋根裏から茎ごと吊り下げる方法がとられ、黄色種が栽培されるようになった頃から耕作者数戸で共同の煙草乾燥小屋を作り、当番をきめて、一晩中火を絶やさないように薪を焚き続けて乾燥したが、たいへん苦労が多かったようである。

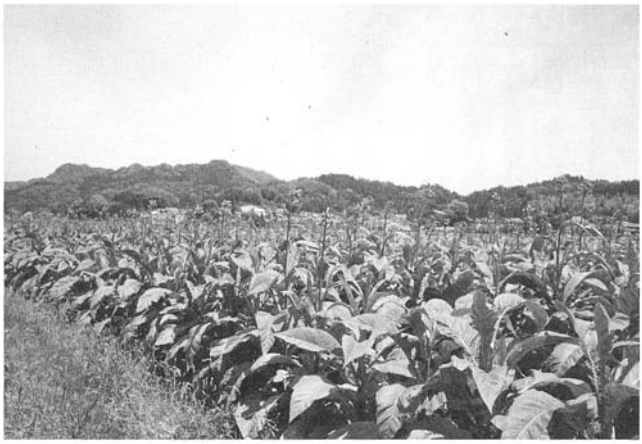

たばこ畑

丸葉では、乾燥した煙草を屋根裏から下ろして、むしり取った葉を一晩ぐらい外にだし、折れないように、破れないように、少し湿り気を持たせ、一枚一枚丁寧に手で葉熨斗（はのし）をした。葉は納付に際し、土葉・中葉・本葉・天葉の別に調理し、その際生じた屑葉は雑葉として納付する（大正十年煙草耕作許可証の注意書きによる）ことになっていたので、その仕分けをして、耳葉・屑葉

を除き、一把三十枚に結束して納付準備をした。

とても根気のいる仕事で「ゆい」の人や日雇いの人を頼んで、念入りに納付準備をする耕作者が多かったようである。

黄色種（米葉）では、乾燥小屋で乾燥した葉煙草を茎からむしり取って調理にかかった。葉煙草は一等・二等・三等・等外等の等級によって納付時の価格が違うので、その選別を念入りにする必要があり、選別に詳しい人を頼んで調理する方法等が取られていた。

「葉煙草納付期日公示セラレタルトキハ必ズ其ノ公示期日ニ納付スヘシ若シ正当ノ事由ナクシテ公示期日ニ納付セサルトキハ處罰ヲ受クルコトアルヘシ」「納付ハ必ズ専売官署指示ノ種類葉分別トシ指示以外ノモノヲ当該期間ニ納付スルカ如キコトナキヲ要ス」「葉煙草ノ荷造ハ必ズ一定ノ荷作箱ヲ用ヒ堆積運搬ノ際葉ヲ損傷セサル様注意シ当菰（あてこも）掛縄等ハ専売官署指示ノモノヲ使用スヘシ」「乾燥、調理、包装ノ不完全ナルモノハ更ニ相当處理ヲ加フルニアラサレハ納付ヲ受ケサルヘシ」以下略（昭和十六年煙草耕作許可証の注意書）

このように厳しい納付のきまりがあり、乾燥から包装して納付するまでの仕事が大変であった。調理の終わった葉煙草を納付期日まで保管するためにトタン製の収納箱が使われていたが煙草耕作をやめてからは、籾収納箱として利用していたようである。葉煙草の納付期日が公示されると、その納付期日に専売官署指示の葉分別にしたがって納付したが、受付時間以後には受け付けないことがあるので指示を良く守って納付し許可証を提出して包装量目賠償金等の記入をしてもらっていた。それによって概算払額の収納代金を受領していたようである。後日、地区たばこ耕作組合によって清算されていたが、昭和四十年葉たばこ収納代金および納付運搬費精算書（内山氏）によると、収納代金から概算払額を差し引



たばこ乾燥小屋

き、運搬費を加えて、それから生産用肥料代資材代が控除され、更に婦人団、青年団その他の諸会費、耕作者年金、耕作者貯蓄年金、賦課金等が控除されて、差し引き支払額を安定貯金（三分）、残りを普通預金として振り込まれていたそうである。

収納代金から控除される金額もかなり多いので、できるだけ価格の高い上質の葉煙草を生産するために、耕作者はあらゆる努力を重ねていたとのことである。

煙草の葉をもいだ茎は束ねて川の水に数日間漬け、良く洗いあげて天日乾燥した。これを「たばっがら」と言って、焚きつけにしたり、懐中電灯がない頃は、夜間外出時の「たいまつ」として重宝がられたものである。

煙草は、戦前戦後を通じて、大事な換金作物として多くの農家で栽培されていたが、昭和四十年代ごろから煙草耕作者の数は減少の一途を辿り、年号が平成と改まった現在では、吉田町内で煙草耕作に従事する農家は皆無となっている。

桑の栽培と養蚕

生糸の需要が多く、養蚕が盛んに行われていた大正末期の頃は、養蚕戸数一二六戸、桑園反別一八町となっており、昭和期に入って生糸の輸出が増加するにつれて、養蚕農家数・桑園反別ともに次第に増加し、昭和十三年には別表の通り繭販売代金が農家経営を潤していた。

蚕には、春に掃き立てをして、桑の芽立ちの頃から育てる春蚕（はるご）と、夏の終わり頃から秋に向かって育てる夏秋蚕（あきご）がある。

春蚕は桑の葉を摘み取ってきて与え、夏秋蚕は成育の進みぐあいを見て、葉着きの幹ごと与える方法などが取られていた。

戦後になって、土間などに筵を敷き、桑を幹ごと刈り取ってきて与える「条桑育（じょうそういく）」という省力化された飼育法が行われるようになった。

桑園の手入れは、よい桑を育てるために欠かすことのできないもので、冬期の中耕は株元の土をうね間に切り上げ、根株を寒気に触れさせ根を丈夫にして病害虫を予防し、春には芽立ちを良くするために株元に堆肥・廐肥・化成肥料などを施し、うね間に盛り上げて風化させた土を株元に土寄せする仕事などがあった。

昭和13年の養蚕　（村勢要覧）

養蚕戸数	戸 215	桑園反別	反 250
	掃立枚数	収繭高	金額
春蚕	枚 2,150	kg 1,800	円 8,277
夏秋蚕	〃 2,275	〃 1,482	〃 8,673
計	〃 4,425	〃 3,282	〃 16,950

また、台風や強風から桑の葉を守る幹や枝の結束も大事な仕事であった。

戦後暫くして化学繊維が出回るようになって、養蚕農家は激減し、桑園の桑は引き抜いて普通畑に切り替える所が多かった。現在では、町内で僅かに三戸の養蚕農家を残すだけになっている。

茶

茶が日本に導入されたのは、建久二年（一一九一）中国宋に学んだ僧栄西（えいさい）が茶の種子を持ち帰り、国内に広めたものだと言われている。

本町では、いつごろから栽培されるようになったかわからないが、明治以降、戦後まで各家庭の屋敷周りや、畑の周囲などに茶園（茶園藪）として栽培されていた。昭和十三年の村勢要覧によると、茶畑一九一反、製茶戸数一、四一五戸、煎茶二、一四〇貫と、多くの家庭で茶が栽培されていたようである。

昭和三十年ごろになると茶を畑で栽培するようになり、南地区では広い茶畑が見られたが、現在では余り見受けられなくなってきている。

茶は、その年伸びた新芽・新葉を摘み取って加工し飲用するものだが、昔は薬として、今では一般的な嗜好飲料として飲まれるようになった。



茶煎釜

茶摘みは、一番茶を八十八夜に先立って四月上・中旬に摘み始めるのが普通であった。茶の芽立つ前「茶園手入れ（茶園こしたえ）」をして、雑草や蔓を取り除き茶摘みに備えた。二番茶・三番茶まで摘む家もあったが、普通は一番茶だけを摘んでいた。

摘み取った茶は、「茶煎釜」を土間や庭に造って、釜の下から薪を燃やして生茶を煎ったり、もんだりして仕上げる方法や「ホイロ（ヘロ）」という竹で編んだ直径一メートル半ぐらいのかごの上に、一回煎った茶を広げ、下から炭火の熱で乾燥しながら揉んで仕上げる「ホイロどり（ヘロどい）」で製茶する方法などがあった。

昭和中期ごろ、城内や大原などに製茶工場ができたので、摘んだ茶の葉をその工場や蒲生の製茶工場に委託加工に出す人もいたが、大部分の家庭は自家製茶であった。その時期は、小学校の家庭訪問と重なり、お茶摘みや茶煎りの手を休めて応対する父母が多かったようである。最近では、自家製茶する人はあまり見かけなくなり、委託加工したり、買って済ませる人が多くなった。

繊維作物

本町で太平洋戦争後も暫く栽培されていた繊維作物には、麻・ラミー・マオラン・こうぞ・かじ・棕櫚（しゅろ）・青桐（イッサク）などがあった。

麻は畑に栽培され、一～三㍍に伸びたものを夏秋の間に茎を刈り、蒸煮剥皮法（じょうしゃはくひほう）で皮から繊維を取る。これが（お）で、織糸・綱・紐・帆布・衣服用麻布などを作る材料として使われていた。剥皮後の茎は（麻がら）といって、お盆の精霊迎えのとき供える料理の箸などに使われていた。

ラミーは、大原その他の南地区の畑に栽培され、刈り取った茎は機械剥皮で繊維を取り漂白後乾燥した。

ラミーの繊維は水に強いので、船舶用の綱や漁網などの材料として販売されていた。

マオランは、太平洋戦争前の一時期、南地区の畑に栽培されたようであるが、その後栽培されていない。

こうぞ・かじは、和紙材料の繊維をとるため、畦畔等に栽培され、高さ二～三㍍ぐらいになった茎を刈り取り、蒸煮剥皮法によって繊維をとり、水洗して仕上げた。

隣接の蒲生町で和紙製造が盛んに行われていた頃は、仕上げた繊維を手車に積んで売りに行き、帰りには買い物などをして帰る人が多かったようである。

青桐は、山の境界線や畑の周囲などに植えられ、葉は刈敷（かしき）に使い、切り取った枝から樹皮を剥ぎ、川や池の水に数日間漬け、よく洗い上げて乾燥した。この繊維は綱や紐の材料として、自家用によく使われていた。

棕櫚は、家の周囲や畦畔に植えられ、棕櫚皮を剥いで棕櫚箒・たわし・棕櫚縄材料に販売されたり、自家用の田植え綱や牛の田すき鞍・手綱などの材料として利用されていた。

葉は「はえたたき」や吊し大根・吊し柿などを吊す紐としてもよく使われた。

戦後、化学繊維が盛んに開発され、新しい繊維製品が次々と登場して、今では繊維作物を栽培する農家は、ほとんど見受けられなくなってしまった。

三、農業団体・農業改善事業等

㈠ 農業団体

1 農　会

農会という名称は、明治十四年（一八八一）大日本農会に始まる。

しかし農会が全国的な組織として活動するようになったのは、明治三十二年（一八九九）に制定された「農会法」以後のことであるとされているが、鹿児島県ではすでに明治二十七年（一八九四）勧業知事と称せられ県民からあがめられている加納久宣知事が、系統農会の設立を命じ翌年には一市十二郡百四十四町村農会が設立されたといわれている。

その後、農会法によって、町村農会・郡農会・県農会・帝国農会という系統組織となり、産業組合が経済活動を中心とした農家の組織であるのに対して、農会は農業の改良発達と農業者の福利・増進を図ることを目的として活動する団体であった。

本町（村）の農会の設立については、資料が乏しく明らかではないが、大正十五年の村勢要覧に次のように示されている。

創立以来の農会長

上村勇之助、伊地知徳之助、堂園義彦、永田藤一、平原武衛、堂園義彦で、現在の農会役員・総代会会長

柴山正箸　副会長兼書記　慶田喜助

農会総代　二十四人と記されている。

これらの人々が、大正十五年度の役員となって事務所を村役場内に置き、会員から会費を徴収して運営に当たった。残された領収書を見ると会費は、会員割一人当たり十銭、地租割一円に付き三十銭を賦課・徴収していたようである。

会員はこれを前期・後期と二期に分けて納入していた。

この予算書で会員数は二一三九、会費総額三五一六円とみられるが、当時の吉田村の世帯数は、大正十四年の国勢調査で一五九七戸であるから、当時の農家の人びとはほとんど会員であったと思われる。

また、昭和七年の記録によると、経費総予算高三八一一


領収証

第434號　納入　枝元四郎次

大正十四年度　前期　農會費

一金　壹拾　會員割

一金　四拾　地租割

計金　貳拾

右正ニ領收候也

吉田村農會長　柴山正箸

当時の領収書

大正十五年度の本村の農会予算と郡内農会の平均予算

	会員数	予算額	分賦収入法	
			会員分	地租一円分
本村予算額	二、一三九	三、五一六	一〇銭	三〇銭
郡内平均予算額	二、四六八	三、八八三	三二銭	三六銭

円、村農会には、技術員一人、嘱託技手六人を置き、業務を推進したとあり、事務所は引き続き村役場内にあったようである。

農会の主な事業は、

① 特殊害虫駆除奨励　② 田畑牛馬深耕競技会
③ 水稲・陸稲の競作会を催し多収穫奨励
④ 農事小組合の幹部研究会
⑤ 優良団体の表彰（小組合、青年団、婦人会等）
⑥ 中堅青年層の農事講習会　⑦ 農産物の共同販売
⑧ 農家必需品の共同購入斡旋　⑨ 水田裏作奨励
⑩ 園芸組合の督励　⑪ 各種団体との連絡
⑫ 農村負債整理組合設置奨励
⑬ 吉田村各種品評会開催

など、幅広く積極的な活動が続けられていたが、昭和十二年日中戦争が勃発して、戦時体制になると徐々に統制が加えられるようになった。

昭和十六年には、農地作付規則が制定され、翌十七年には生産統制令が発せられて、作付作物の種類、生産方法まで指示されるようになった。

市町村農会は、米殻出荷割当までさせられるようになり、生産統制を行い、生産物の出荷割当てをする機関となった。

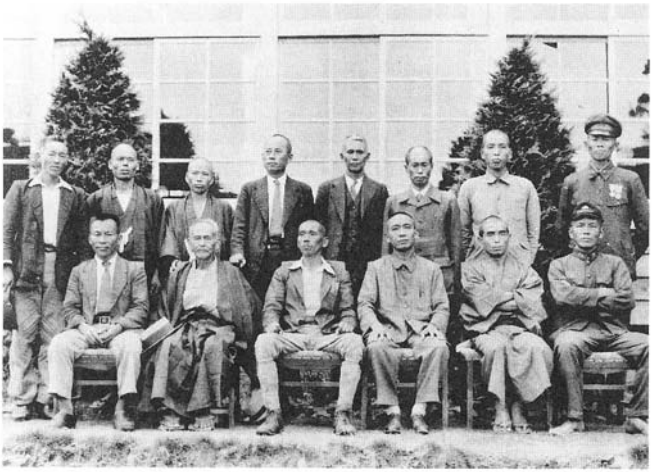

吉田町農会役員（昭和17年度）

2　産業組合

現在の農業協同組合・生活協同組合などの前身にあたる産業組合は、明治三十三年（一九〇〇）産業組合法が制定されて設立された協同組合であって、組合員の産業・経済の発達を図ることを目的として、信用・販売・購買・利用などの事業を営む社団法人の組合として設立された。

吉田では、はじめ東西佐多浦、本城、本名、宮之浦各地区に設置されたが、経営がおもわしくなく解散した組合もあり、昭和七年産業組合法の第七次改正が行われる頃には、本名産業組合のみが事業を営んでいたが、事業の大半が、村農会と競合のため経営はなかなか難しい状態であったという。

大正十五年村勢要覧によれば、

本名産業組合　設立　大正七年（一九一八）七月
組合長　東　喜一郎、理事　三人、
組合員　三〇四人
出資口数　八五八口、
基本金　四二九〇円、
払込諸出資額　四二九〇円、
建物　一六七五円、
什器　四三五円、
借入金額　一九六〇円、
貯金総額　一万二六八五円、
貸付　一万二六八五円、
購買高　二万六一七八円、
販売高　二万一二四九円、
剰余金　七二二円、
連合会貯金　二〇〇五円　とある。

組合事業のうち、信用事業は貯

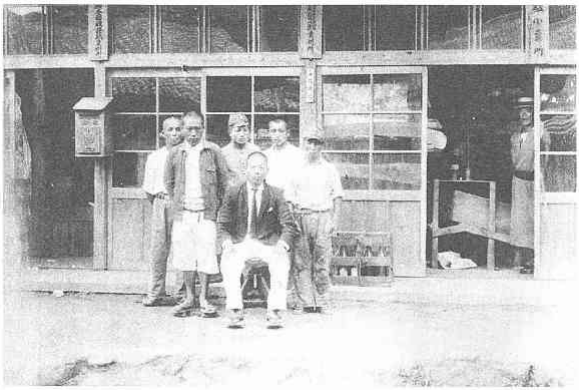

吉田村産業組合職員

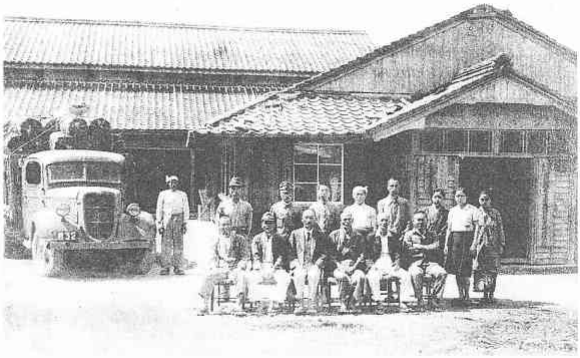

吉田麓産業組合職員（昭和17年度）

金受入れと金銭貸付けで、購買・販売事業で取り扱っていた物品は、農家の必需品である鍬・鋤・鎌・三つ又・山鍬・噴霧器・足踏脱穀機械等の農機具や、日用品の石油・塩・種油・煙草・焼酎・醤油・酢・ソーメンなど食品・衣料品・下駄などであった。

昭和十二年日華事変（日中戦争）勃発後、戦時体制下にはいり太平洋戦争に進展して、産業組合も政府の御用機関となって強力な貯蓄推進、公債の消化、米穀類の統制による政府買上げの代行、農産物の増産奨励・集荷等に協力してきたが、昭和十八年農業団体法の制定によって農会、産業組合、茶業組合、養蚕組合、畜産組合などは統合されて農業会となって、その役割は戦争遂行という国策を優先する組織に変わっていった。

3　農業会

昭和十八年三月農業団体法が制定され、農業団体が統合され農業会が発足したのは前述の通りで、本村では事務所を村役場に置き、会長に上靍勘左衛門（村長）、指導部長に永石利達、経済部長に平原満が就任し発足した。

農業会の目的は「農業に関する国策に順応し農業の整備発達をはかり会員の農業及び経済に必要なる事業を行う」というもので、その事業は次のとおりである。

農業の指導奨励そのほか、農業の発達に関する施策、農業の統制に関する施策、会員の生産する品物の売却、またはその加工に関する施策、会員に必要な農業資金の貸付け、更に農業用設備の利用に関する施策、会員の貯金の受け入れに関する施策等であった。

戦争目的遂行のため、政府は農業生産計画を指示して末端町村ごとの実施計画をたて、農民に実行を命ずる権限を持った。また、知事は町村長の農業会長兼任をおし進めた。本村も当時の村長が兼任している。

農業会は政府の統制下にあって、すべての事業は戦時目的遂行のため自由活動を失い、国策遂行機関になった。

終戦後二十年十二月、占領軍は農民解放を指令し会長は民選に改められた。農業会は二十三年八月を期限に解散されることになったが、活動は解散まで継続された。

4　吉田村煙草耕作組合

藩政時代吉田郷の煙草は、三国名勝図會にもあげられているようにその品質の良いことは有名であった。

吉田でいつごろから煙草が栽培されたのか不明であるが鹿児島では文禄四年（一五九五）ポルトガル人により当時の薩摩藩主島津義久にもたらされ、揖宿が始めだとか、国分が先だとかいろいろ説があるが、江戸時代の初め（慶長の頃）栽培が始められたと考えられる。

煙草は始めの頃は、阿呆草とか貧乏草と呼ばれていた。

歴代の島津藩主は義久公にならって栽培を奨励されていた。慶長十四年（一六〇九）徳川幕府は、煙草を吸うことも、作ることも禁止する命令を出したので島津藩主もこの命令に従わないわけにはいかず禁止された。

当時の模様が「旧伝記」に、島津義弘が遠眼鏡で喫煙者を見つけてたしなめられたことや、喫煙者は幕府の法度故、知行を没収して取り締まるべく、特に参勤供衆には禁煙を固く申し渡されている。

このように固く取り締まられたけれども、こっそり作るものや吸う者が絶えず、寛永十九年（一六四二）幕府は本田畑以外の新しく開墾した土地なら栽培してもよいことにした。

こうしたことから薩摩藩内の煙草耕作は次第に盛んになり「さつま煙草」の名は、全国に広がっていった。

三国名勝図會には、江戸時代の終わりごろの主産地は、薩摩の国では、吉田、入来、東郷、出水、喜入、今和泉など、大隅の国では、国分、清水、敷根、財部、福山、加治木、帖佐、日当山などがあり、明治元年から十年までの平均煙草売買価表をみると、吉田の煙草がどんな位置にあったかが良く推察できる。

明治以降の煙草政策を概観してみると明治八年（一八七五）十月に「煙草税則」を布告翌九年一月から施行している。

明治二十九年三月葉煙草専売法を公布して三十一年一月から施行し、たばこ耕作の届出制を実施した。

三十四年十二月「葉煙草耕作組合規約要領」を定め組合結成を指導した。

明治三十七年（一九〇四）四月、日露戦争にともなう戦費調達の一助ということで専売法が公布されて、同年七月から実施されることになり、葉煙草はすべて専売所に納入して政府が買い取ることになった。

今までは、仲買人が買い上げていて、秤量をごまかしたり、一方的に値段を決めたり、代金の支払いが遅れたりいろいろ生産者に不都合な点が多かったが、専売品に

明治元年から十カ年平均の生産者価格（百斤約六〇kg）

産地＼等級	上等	中等	下等	平均
国分	二一・八二	一七・七二	一四・八〇	一八・一一
清水	二一・四三	一六・六三	一一・七七	一六・六一
吉田	一七・二三	一四・六三	一三・八三	一三・六三
出水	一六・〇八	一四・〇九	九・二一	一三・一三
野田	一四・四五	一三・四二	九・〇六	一二・三一
指宿	一五・〇四	一一・三八	七・八四	一一・四二
高尾野	一一・七五	一〇・〇七	六・四八	九・五〇
根占	一一・五〇	九・六七	六・四二	九・一九
垂水	一三・二四	七・五八	三・八四	七・八八
桜島	九・八〇	七・二二	四・五六	七・一三

（単位円）

なってこの様な不都合もなくなった。

耕作者にとっては、良い品を作ればそれだけ高い値段に売れる魅力ある作物として人気を集め、耕作する人が次第に多くなった。

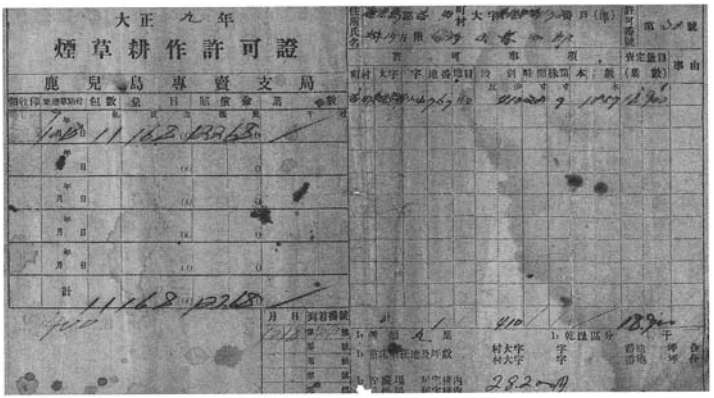
大正　九　年
煙草耕作許可證
鹿兒島專賣支局

吉田の煙草耕作の全盛期は、大正から昭和の初めにかけてだったと言われている。前の煙草耕作統計でもわかるように、耕作者が年々増えていったが、煙草を耕作するということは、誰でも勝手に栽培することは専売法で固く禁じられていたので、耕作したい人は専売局に願い出て、上図のような「耕作許可証」を授けてもらって初めて耕作できる仕組みになっていた。

先の葉煙草耕作組合規約要領は、① 提出書類の取りまとめ、② 申請面積の取りまとめ、③ 乾燥調理の研究、④ 検査査定および収納の世話、⑤ 法令違反の注意、⑥ 種子の選択および分配 からなっていた。

煙草耕作組合の結成はなかなか進まず、明治四十二年二月「煙草耕作組合規約標準」を作り、特別規約として ① 耕作の申請 ② 検査査定 ③ 納付 ④ 取締 ⑤ 罰金 ⑥ 共同購入 を示し、耕作組合の規約改正については葉煙草専売所長の許可が必要になり、専売局の完全な指導下にはいり、専売事業の補助機関となっていった。このように専売局業務の一部分を代行する事に対し組合員から批判が出るようになり、大正八年に、煙草耕作組合交付金下付制度を設け、組合設立を奨励したので全国的に組織された。

本町では、吉田青年学校敷地の一部に事務所があり収納もここで行っていた。耕作される煙草の種類も時代の流れに従い、在来種（丸葉）から黄色種（べい葉）と変わり、耕作者も次第に少なくなり昭和五十年過ぎには誰一人耕作しなくなった。

大正時代の葉煙草耕作組合の組合長は次の通りである。

外園藤次郎　東仲次郎　堂園義彦

5　吉田村畜産組合

本村は、原野・山地に牧草が多く昔から牛馬の飼育は盛んであったと見えて牧神を始め馬頭観音を祭る石造物が多く散在している。

記録によると、大原運動場（現南農協大原南国バス停付近）に畜産事務所を設置し、数人の技術員を置いて飼育管理の指導および春と秋の年二回牛馬の品評会や牛馬の「セリ」等を行って、飼育奨励や品種改良に力をそそいでいたという。

また、牛のせり場としては本城の涼松も有名であった。

畜産組合創立以来の組合長は、平山誠一、末永次郎。支所長として枝元四郎次、有満金右衛門らが村畜産振興のため努力している。

昭和十二年度の村畜産組合役員として

下田平六左衛門　有満金右衛門　宮原肇　床次志盛

東銀袈裟　清水一二　有村武雄　宮内市郎　有村愛蔵

倉谷軍藏　脇田武雄　以上十一人である。

明治十七年から村内の牛馬の数の変遷を見ると次の表のとおりであるが、大正末期では牛より馬の頭数が多く昭和になると牛の頭数が馬より多くなっている。

理由として考えられるのは、昔から「馬ならば日向の馬」とまで言われたように、鹿児島の馬は名馬として日本全国に知れわたっていた。

吉田の牛馬飼育数の変遷

項目 ＼ 年次		明治17	大正10	〃11	〃12	〃13	〃14	昭和7	〃45
牛	おす	173	72	100	102	100	122	357	221
	めす	69	355	370	342	340	326	457	611
	合計	242	427	470	444	440	448	814	832
馬	おす	120	75	63	80	68	46	32	17
	めす	1,104	892	805	696	609	518	393	0
	合計	1,224	967	868	776	677	564	425	17

それは、歴代島津藩主が藩内に多くの牧場を設け、外国産馬を導入し品種改良を図り、馬の飼育に力をそそいだ伝統と、明治維新後も歴代県知事（県令）が、産業の振興策として国の政策を積極的に取り入れ、県産馬連合会主催定期当歳駒市場を各地に開き生産者の意欲向上を図った。また吉野定期駒市場を、吉田村、吉野村、伊敷村産馬を吉野村平原で、毎年九月十八日から二十三日まで六日間開いた。この市は五十三年間も続いたと記録に残されている。また、馬を農耕や人・物を運ぶ手段（馬車・荷車等）に多く使ったことや軍馬としての需要が多かったためであると考えられる。

戦後は農耕や運搬は機械化され、使役としての馬の需

要が少なくなり、それに比べ肉用としての牛の需要が多くなったためと考えられる。畜産組合は昭和十八年の統制で農業会に吸収され、戦後農業協同組合畜産部に引き継がれている。

6　吉田村養蚕実行組合

生糸は昭和初期まで日本の輸出の花形であったが、昭和四年からの世界不況とともに人造繊維・合成繊維の生産が軌道に乗りだした影響を受けて、わが国の養蚕業はだんだん不況になり大正末期から昭和初期にかけての華やかさはみられなくなった。

昭和初期の記録によると、養蚕戸数は、農家戸数の約二割四分で、桑園反別は平均一反一畝とあり、特別に蚕室を持たず物置あるいは家の一室の畳をあげてやぐらを組み大きな丸バラを用い、蚕種は隣村の蒲生蚕種製造所から配布を受け飼育したと言う。

農村唯一の換金源で、村農会の指導よろしきを得て関心も高まり、飼育技術や桑の栽培技術の研究会や講習会には率先して参加する婦女子も多く、これらの人々が吉田村の養蚕業に尽くした功績は大きい。

まゆの取り引きは一定せず蒲生製糸工場への個人売りか仲買人による取り引きであったが、いろいろ不都合な点が多く、吉田村養蚕実行組合や農会が中心となって特約取引等を改善し、東西佐多浦と本城は蒲生製糸工場、本名一円は加治木乾蚕取引所、宮之浦一円は薩摩製糸株式会社鹿児島工場と特約取引を行った。

養蚕実行組合は、事務所を役場内にある農会内に置き常設技手、短期技手、四人を置いて本村の養蚕業の改良進歩、技術の指導奨励にあたった。

当時の組合役員は、組合長　森田休兵衛、副組合長　柴山正篘、理事　谷口政彦、杉本次郎、梶原景之、枝元□□、監事　鮫島鐘□、福永正吉、清水二二、川畑祐吉、濵田藤徳、濵田庄之烝、濵田藤雄　であった。

養蚕は、農家の婦女子の仕事とし、また現金収入源であったばかりでなく、くずまゆ（形の不整やしみなどのついた物）を利用して、自家製糸して子供のよそ行きや紋付きの着物を織ることも親から子に伝授されていた。

この養蚕業も戦後次第に姿を消し、今町内では三戸が営んでいるだけである。

7　農業協同組合

農村における協同組合的考えで産業組合が発足したが昭和十八年に農会と合併して農業会に統一された。

農業会は一種の国策遂行機関として、政府の積極的指導統制のもとに、農民に対して統制権をもつものになっていった。

昭和二十年十二月、連合軍司令部から日本政府に発せられた農地改革の覚書のなかに、非農民的利害に支配されず、かつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とする農村共同運動の構成ならびにその奨励計画を同二十一年二月二十五日まで提出するよう指令された。

政府は農地計画書の中に農業協同組合に関する計画をもり込んで回答し、その構想に基づいて昭和二十一年五月に第一次農業協同組合法案ができたが、再三再四修正されて二十二年八月に閣議決定し、第一国会に提出、昭和二十二年十一月法律として公布された。

農業協同組合の目的は「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期すること」にあるとされている。

主な事業内容は、

① 組合員の事業または生活資金の貸付け
② 組合員の貯金の受入れ
③ 組合員の事業または生活に必要な物資の供給または共同利用施設の設置
④ 農業作業の共同化、その他農業労働の効率の増進に関する施設
⑤ 農業の目的に供される土地の造成改良もしくは管理または農業水利施設の設置もしくは管理
⑥ 組合員の生産する物資の運搬加工貯蔵または販売
⑦ 農村工業の施設
⑧ 農業上の災害またはその他の災害の共済に関する施設
⑨ 農村の生活および文化の改善に関する施設
⑩ 農業技術および組合事業に関する組合員の知識向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報
⑪ 畜産事業に関する施設
⑫ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
⑬ 農業倉庫事業の改善
⑭ 前各号の事業に付帯する事業　となっている。

ここで農業協同組合を構成する組合員についてみてみると、正組合員と準組合員とに分けている。

正組合員とは、

① 十アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地または住所が組合の所在地区内にある者
② 一年のうち九十日以上農業に従事する農民で、その住所がその組合の所在地区内にある者
③ 農業経営を行う農事組合法人並びに農業の経営（これにあわせ行う林業の経営を含む）およびこれ

に附帯する事業のみ行うその他の法人で、その事務所またはその経営に係わる土地が組合所在地区内にあるもの

準組合員とは、

① この組合の所在地区内に住所を有する個人で、この組合の施設を利用することが適当であると認められる者

② この組合の地区の全部または一部を地区とする農業協同組合

③ 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合または地区内に住所を有する農民が主たる構成員または出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの

④ 法に認められた農用地利用改善事業を行う団体であって、正組合員が主たる構成員になっているものに限るとなっている。

組合に役員として理事と監事を置いて、目的を達成するための事業・運営を進めるようにしている。

理事は組合員が総会で選任し、理事の互選で組合長、必要に応じ常務理事を選任している。

組合長は理事会の決定に従って業務を処理するようになっていて、次の事項は理事会において決定している。

1 業務を執行するための方針に関する事項
2 総会の召集および総会に附議すべき事項
3 役員の選任に関する事項
4 固定資産の取得または処分に関する事項
5 参事の任免に関する事項
6 共済規定の変更に関する事項
7 前各号に掲げる事項の外、理事会において必要と認めた事項

このように理事は農業協同組合の業務・運営の基本を決める権限を有しているとともに、組合のために忠実に職務を遂行することおよび組合に対し連帯して損害賠償の責任を負うようになっている。

本町（村）は、農業会を解散し農業協同組合が発足するとき、吉田北農業協同組合と吉田南農業協同組合の二つが設立された。

① 鹿児島中央農業協同組合吉田支店

名称変更　（昭和23年4月30日）

吉田北農業協同組合

鹿児島中央農業協同組合吉田支所（昭和50年3月1日）

鹿児島中央農業協同組合吉田支店（昭和63年4月1日）



鹿児島中央農協吉田支店

設立総会を、昭和二十三年四月三十日に吉田小学校講堂で開催、設立同意者六九八人で設立を決定した。

同年六月八日設立許可申請を提出、同月十二日許可登記を完了して、組合長・常務理事を選出し、事務所等は旧産業組合の施設を使用して発足した。

その後、昭和五十年一月二十六日、鹿児島中央農業協同組合との合併承認のための臨時総会を開催、全組合員の合併に賛成の同意を得て、同年三月一日鹿児島中央農業協同組合吉田支所として再出発し、昭和六十三年四月一日鹿児島中央農業協同組合の機構改革により吉田支店と改称した。

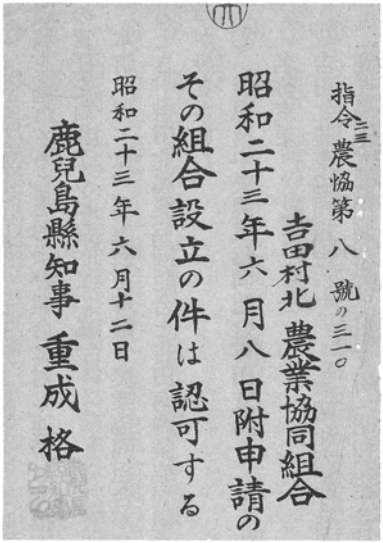

農業協同組合設立認可書

吉田北農業協同組合発足当時の機構として、本所に管理課、金融課、購買課、販売課、指導課の六課と課長、鵜ノ木支所に支所と支所長を置いた。

鹿児島中央農協と合併前の管理機構の命令系統と機構は次のとおりであった。

命令系統

1　組合長――常務――参事――課長並びに所長
2　課長――係
3　所長――係

昭和六十三年十二月現在の吉田支店内の組合員総数は七七一人

（正組合員六四七人、準組合員一二四人）

出資　一口　一〇〇〇円

出資総額　四〇六〇万四〇〇〇円　となっている。

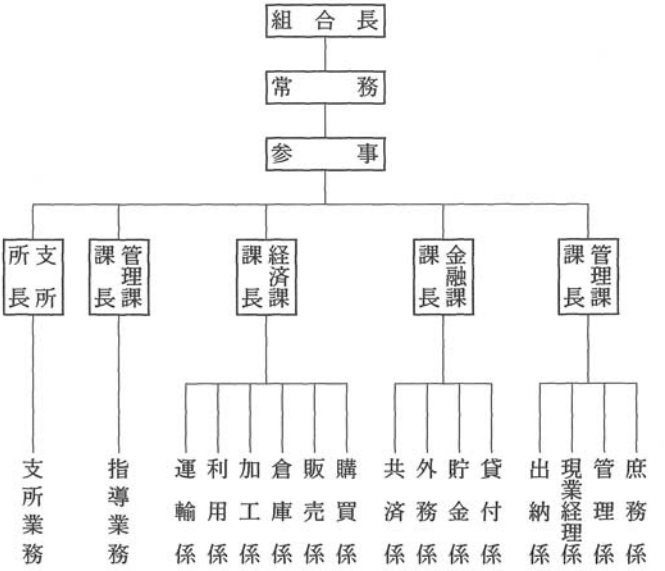

吉田北農協機構図

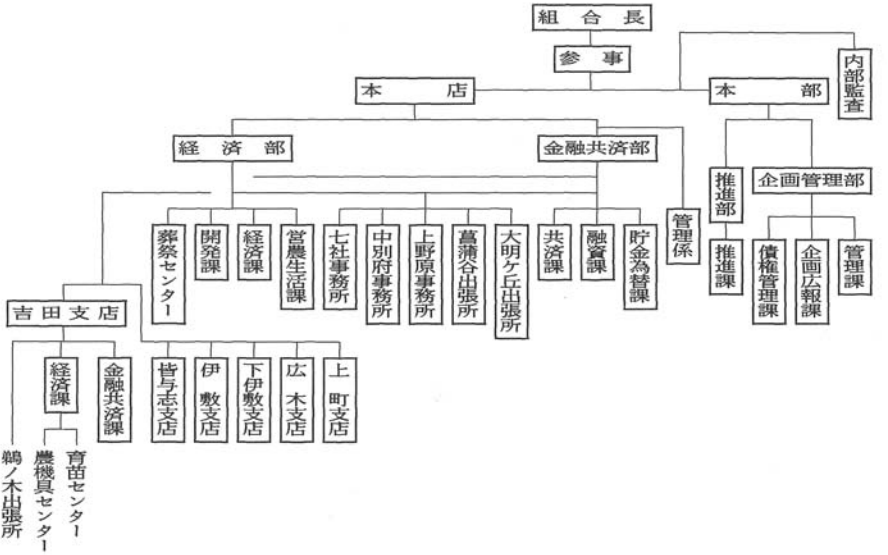

鹿児島中央農協組織図（平成２年６月１日現在）

昭和年	組合長	理事等 ◎常務 ○参事	監事
23	谷口　慶吉	◎深見盛利　平原　満　桑波田清　山口重志 提水流敬蔵　伊地知秋徳	濵田東陽　山口義彦 濵田藤雄　徳
24	谷口　慶吉	◎深見盛利（24・11まで）◎久松政一（24・11から） 提水流敬蔵　森田國治　平原　満　桑波田清	竹田俊男　後藤　直 濵田東陽
26	谷口　慶吉	◎久松政一　内田盛蔵　濵田藤徳　平原　満　古川清治 澤田典寿　竹田俊男　安田　康　鮫島武光	鮫島重雄　松山國隆 税所篤誠
29	谷口　慶吉	◎久松政一　永野　繁　濵田藤雄　内田盛蔵　中原幸雄 澤田典寿　満水実義　左近充美雄　山口重志	後藤　直　松山國隆 濵田藤雄　徳
32	谷口　慶吉	◎久松政一　山口重志　濵田藤雄　後藤　直　吉留光保 永野　繁　福崎藤衛　左近充美雄　池田　正	濵田東陽　楠田重憲 大井実起
35	谷口　慶吉	◎久松政一（35・4まで）◎永野　繁（35・4から） 池田　正　鮫島　望　福崎藤衛　末永善之助　船平藤雄 濵田藤雄　後藤　直	濵田東陽　楠田重憲 中馬重治
38	谷口　慶吉	◎永野　繁　濵田藤雄　伊地知秋徳　後藤　直 山下逸二　徳丸俊宗　末永善之助　福崎藤雄　森田兼吉	濵田東陽　楠田重憲 松山國隆
41	谷口　慶吉	◎永野　繁　安田義則　濵田藤雄　伊地知秋徳 鮫島光政　山下逸二　税所國光　弟子丸清治 末永善之助　○参事　鬼塚芳秋（41・4から44・4まで）	岩田國治　楠田重憲 松山國隆
44	谷口　慶吉	◎永野　繁（46・8まで）　山下逸二　後藤重信 鮫島光政　森田兼吉　末永善之助　弟子丸清治 深見実年　伊地知秋徳　○参事　長山森幸（44・5から）	岩田國治　楠田重憲 松山國隆
47	伊地知秋徳 47・1から47・4	深見盛利　吉留光保　後藤重信　伊地知秋徳　鮫島光政 森田兼吉　平原　満　弟子丸清治 末永善之助　○参事　長山森幸（48・2まで）	岩田國治　鬼塚芳秋 松山國隆
50	安田　義則 47・4から50・3	後藤重信　伊地知秋徳　吉留光保　平原　満　深見実利 末永善之助　森田兼吉　弟子丸清治 ○参事　帆北平蔵（48・から50・3まで）	松山國隆　鬼塚芳秋

合併のため50年4月から支所制　理事は51年改選期まで五十年の人が続行

年	支所（店）長	理事	監事
51	古屋　忠志 50・4から59・5	安田義則　永野　繁　後藤重信　森田兼吉 （理事二十四人支所内から四人選出）60年まで	税所文雄
60	野村三重光 59・5から62・6	古屋忠志　後藤重信　森田兼吉 税所文雄（63年4月退任）	松山國隆（61年11退任） 清水篤義（62年4月就任）
平成2	有川　道弘 62・7から	昭和六十三年四月定款改正により理事十八人支所内から三人選出、右記の三人再選される。	

② 吉田町南農業協同組合

設立　昭和二十三年五月二十七日

組合員数　九四四人（昭和六十三年十二月現在以下同じ）

正組合員　八六〇人　準組合員　七八人

出資金　一口　一〇〇〇円

総口数　八万三二五五口

出資総額　八三二五万五〇〇〇円

事業の概要（大綱は前出の農協の事業内容と同じ）

(1) 信用事業
貯金の受入、資金の融資

(2) 購買事業
肥料・飼料・農薬・農機具・自動車・LPガス・生活用品等の供給

(3) 共済事業
生命・財産を保障する養老生命・建物共済・自動車共済・自賠責共済

(4) 指導事業
農畜産物を有利に販売できるように土壌改良・適正肥料・適時農薬散布・家畜の肥育管理技術による指導　となっている。



吉田南農業協同組合

機　構

次に機構はどうなっているか図示する。

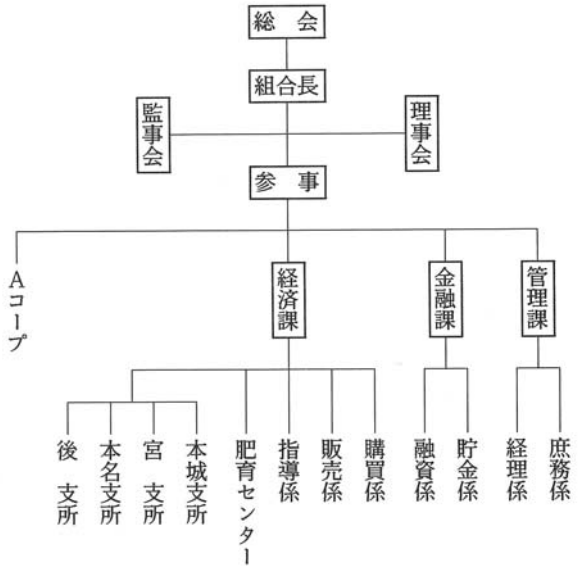

吉田南農業協同組合の機構図

歴代役員

昭和年	組合長	理事	監事
23	永石　利達	前田栄之助　大宮司登紀　石下谷巌 木場重盛　下坊重成　市来政秋	上村藤吉　榎園　親 遠矢憲志
24	永石　利達	石下谷巌　大宮司登紀　榎園　親 藤崎壮熊　西園時義　福永正吉	下坊重成　栫　勲 山下秀義
26	永石　利達	梅北清市　山下景由　武田　功 西郷市之進　寺師義蔵　木場重盛	松下藤熊　谷口直左ェ門 上村藤吉（25年から）
29	永石　利達	上鶴勘左ェ門　木場重盛　山下利光 上原辰雄　佐藤　親　寺師善蔵	上村藤吉　宝満武雄 久木田直隆（27年から）
32	木場　重盛	寺師善蔵　飯山秀雄　宝満盛吉　山本納吉 石下谷勇吉　川畑三美	宝満武雄　末吉重盛 大宮司登紀
33	飯山　秀雄	右記と同じ	右記と同じ
35	窪園　忠	飯山秀雄　寺師善蔵　山本納吉　川畑三美 湯脇重男　上野一男	木場重盛　宝満武雄 大宮司登紀
38	窪園　忠	上野一男　湯脇重男　斜木光義　寺師善蔵 山下景由　倉谷英蔵	木場重盛　新留敬志 猪八重影清（37年から）
41	窪園　忠	宝満盛吉　上鶴正光　山下景由　上野一男 田平三次郎　斜木光義	木場重盛　新留敬志 猪八重影清
44	窪園　忠	斜木光義　外園郁也　上鶴正光　坂口清治 飯山民徳　口町正雄	宝満武雄　木場重盛 神脇　清
47	窪園　忠	上鶴正光　桝満重盛　木下　徹　橋口富夫 外園郁也　飯山民徳	宝満武雄　神脇　清 木場重盛
48	窪園　忠	上鶴正光　飯山民徳　桝満重盛　橋口富夫 外園郁也　木下　徹	宝満武雄　神脇　清 新留敬志
50	窪園　忠	口町正雄　後藤　徹　上野栄蔵　岩元克巳 寺師幸男　西　正義	神脇　清　大山正己 奥　清武
53	窪園　忠	口町正雄　寺師幸男　米満　一　上野栄蔵 後藤　徹　枝元富夫	大山正己　米森清正 右田勝己
56	窪園　忠	口町正雄　寺師幸男　米満　一　上野栄蔵 枝元富夫　高原親夫	大山正己　米森清正 右田勝己
59	窪園　忠	寺師幸男　迫　兼冬　西　正義　枝元康人 西　一美　福石尚弘	大山正己　米森清正 右田勝己
63	窪園　忠	寺師幸男　迫　兼冬　西　正義　枝元康人 西　一美　福石尚弘	窪園博次　右田勝己 南　哲男

参事

桝満　重盛	34・8から35・9
花田　　貢	35・10から37・8
小磯　辰男	37・9から41・7
奥屋　栄蔵	41・8から42・4
新保　　稔	42・5から48・6
加覧　昭八	48・7から56・4
日高　則雄	56・5から57・4
湯田　昭夫	57・5から60・4
伊地知忠克	60・5から62・3
永重　文雄	62・4から

8 農業共済組合

戦後の農地改革によって創設された自作農など小規模農家の経営安定を図り、災害による経営の破綻を救済するため、従来農業会が実施していた小作料保険事業、畜産組合の家畜保険料を統合して内容を拡充強化し、昭和二十二年十二月十五日、法律第一八五号農業災害補償法が公布施行された。

第一条　農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補塡して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

第三条　農業共済組合及び農業共済組合連合会は、法人とする。

第五条　農業共済組合の区域は、市町村の区域による。但し、特別の事由があるときは、市町村の区域によらないことができる。

となっている。

これを受けて、吉田村でも昭和二十三年三月八日、当時村長であった橘公監を初代組合長とし、吉田村農業共済組合が設立された。

昭和五十年二月一日、鹿児島市・谷山市・吉田町・桜島町の四つの組合が合併し、鹿児島地区農業共済組合となり、本所を鹿児島市住吉町一五―五番地に置き、吉田の農業共済組合は鹿児島地区農業共済組合吉田出張所と改称し、事務所を町役場の敷地内に置き、事務職員一名で共済事務を取り扱っている。

吉田地区選出役員（平成二年五月）

理事　窪園博次　西　正義　山之内三雄

監事　内村敬造

共済事業として

。農作物共済（水稲・陸稲・麦共済など）

。蚕繭共済　　。家畜共済

。建物共済　　。園芸施設共済

。果樹共済（ミカン・ビワ共済など）等があるが吉田出張所内の近年の共済金支払い状況は次表のようになっている。

農業共済組合

	年度	引受面積	共済掛金	支払い共済金	無事戻し金
水稲共済	59	24,808.0 a	5,234,170円	5,411,520円	692,251円
	60	25,044.0	5,112,890	10,995,808	2,165,838
	61	24,791.0	5,800,840	432,752	599,712
	62	23,614.0	5,506,850	1,426,325	1,046,746
	63	22,918.5	5,297,650	439,484	2,589,641
陸稲共済	59	285.0	81,530	131,409	2,888
	60	270.0	93,250	588,016	3,226
	61	264.0	115,940	144,144	1,373
	62	229.0	103,510	144,144	5,518
	63	117.0	54,260	47,775	3,544
麦共済	59	648.0	112,120	501,840	———
	60	557.0	122,650	193,140	———
	61	511.0	109,750	150,273	———
	62	328.0	59,520	93,750	21,714
	63	192.0	———	37,970	11,165
蚕繭共済	59	81.07	116,610	307,330	———
	60	74.11	100,460	766,490	———
	61	43.82	54,180	———	3,831
	62	37.74	49,040	———	———
	63	28.09	35,860	140,732	3,389

	年度	引受頭数	共済金額	事故頭数	支払い共済金
家畜共済	59	543頭	12,475万円	10頭	1,228,074円
	60	525	11,797	12	1,360,230
	61	965	14,797	19	1,998,992
	62	1,065	16,177	33	3,615,218
	63	1,124	17,055	26	2,827,617

	年度	引受戸数	引受棟数	共済金額	共済掛金	支払金
園芸施設共済	59	14	163	41,446千円	415,770円	998,476円
	60	17	190	59,809	459,330	4,823,629
	61	19	196	76,549	564,270	767,978
	62	17	203	68,558	527,720	2,694,258
	63	19	220	69,228	615,480	779,683

	年度	共済金数	共済掛金	支払共済金
建物火災共済	59	440,405万円	4,020,453円	―――円
	60	437,885	4,001,420	173.361
	61	422,195	3,882,791	―――
	62	434,955	3,988,739	―――
	63	432,385	3,909,700	522,910

歴代吉田町農業共済組合長

代	氏名	就任年月	退任年月
1	橘 公監	昭和23年3月	―――
2	山下 秀義	―――	―――
3	古木 保喬	―――	
4	伊地知秋徳	昭和30年6月	昭和34年11月
5	古川 清春	昭和34年12月	昭和38年6月
6	児玉 秀正	昭和38年6月	昭和48年1月
7	澤田 典寿	昭和48年1月	昭和50年1月

合併後の鹿児島地区農業共済組合長

初	仮屋 義丸	昭和50年2月	昭和61年9月
2	米満 正治	昭和61年9月	昭和63年11月
3	窪園 博次	昭和63年12月	現在

(二) 農地改革

太平洋戦争の敗戦（昭和二十年八月十五日）による国民経済の崩壊は戦時中からの食糧危機をいよいよ増大させた。時の東久邇宮首相は「未開墾地の開墾事業を大いにやる。これから不要になる軍用地も全部耕す。その上大きな既墾地の分配ということも考えねばならぬ」と言う意見を発表した。

当時日本占領政策をとりあげていた海外世論として、マンチェスターガーデアン紙（九月二十六日）の社説で「軍部は打撃を受けたが財閥、官僚、地主は依然存続しており、これに変革を加えるものは、米国の積極的政策か、さもなければ日本の経済的困難以外にない。農業改革は日本改革の第一歩であり、農民生活を向上せしめることは、日本の工業に対する低賃金労働の給源を断ち、また、日本軍の徴兵力を減ずることとなり、一方農民の購買力の増加は、国内の需要を増し、ひいては対外輸出と侵略とを緩和する効力がある。従ってこの点に対する米国の圧迫こそ、日本民主化への唯一の途であろう」と述べていた。この社説は外電によって「農業改革こそ日本民主化の第一歩」という標題で日本新聞に報道され、国民の注目をひいた。

当時農林省は極秘裏に研究を進めて、同年十一月十六日に第一次農地改革要綱案の「農地制度改革に関する件」を閣議に提出、改革案は閣議で厳重な批判がたたかわされ、回を重ねること三回に及び、十一月二十二日に決定し、翌二十三日新聞に公表されたが、地主層を大きく狼狽させた。

この改革要綱は従来実施されて来ていた農地調整法を改正するもので、改正法律案は第八十九議会（十一月二十六日召集）に提出されたが、議会審議は要約して

(1)　土地制度は民俗的生存の基盤であり、これに急激な変更を加えることはゆゆしき大事である。
(2)　農地改革は農村の伝統と秩序を破壊する。
(3)　農村の指導層がなくなり、農村自治が乱される。
(4)　新自作農には負担が増大し、また他力で得た土地への熱意が薄くなり減産を生ずる。
(5)　地主の生活は破壊される。などの極めて強力な反革的意見の底流があって、議会情勢は正面からこの法案を否決するのは、海外言論や総司令部の意向に逆らうことになるので、審議未了とする形勢を示した。

そのやさき、十二月九日突如総司令部は日本政府に対し、いわゆる農民解放指令と言われた「農地改革についての覚書」を発しその回答を求めた。

農地改革についての覚書（一九四五年十二月九日）

一　民主化促進上、経済的障害を排除し、人権の尊重を全からしめ、且数世紀に亘る封建的制圧の下、日本農民を奴隷化してきた経済的桎梏（しっこく）を打破するため、日本帝国政府はその耕作農民に対し、その労働の成果を享受させるため、現状より以上の均等の機会を保障すべきことを指令せらる。

二　本指令の目的は、全人口の過半が耕作に従事している国土の農業構造を永きに亘って、病的ならしめてきた諸多の根源を芟除（せんじょ）するに在る。その病根の主たる…以下略

三　よって日本政府は一九四六年三月十五日までに次の計画を内容とする農地改革案を本司令部に提出すべし。
(1)　不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転。
(2)　耕作せざる所有者より農地を適正価格をもって買取る制度。
(3)　小作収入に相応せる年賦償還による小作人の農地買収計画制度。
(4)　小作人が自作農化した場合再び小作人に転落せざるを保証するための制度。
　右保証策は左記に亘るべし。
　イ　適正利率による……以下略（五項目ある）
(5)　なお日本帝国政府は上記項目以外において、農民の国民経済への寄与に相応したる農民の国民所得、分け前の享受を保証するため、必要と認められる計画を提出すべし。との指令は開催中の議会の審議に重要な圧力となって、審議は急速に進捗し、法案は衆議院で一部修正されただけで、十二月十八日に成立、二十八日に公布された。その内容の要点は次のとおりである。
(1)　地主の所有する農地は五町歩を限度とし、その越える農地面積について小作人が買入希望を表明すれ

ば地主の所有権は小作人へ強制移転される。

(2) 現物小作料は昭和二十年産米の価格を基準にして金納小作料とする。

(3) 農地委員会の官僚的構成を、選挙によって地主・自作・小作の各層から同数（五人）委員を選出して民主化する。

(4) 食料増産の急務から未開墾地開発を国家公共団体の手で強行する。

(5) 戦時中国家総動員法に基づいて公布していた諸法令を廃止し、新たな形でこれを吸収維持する。

となっていたが、さきの農民解放覚書の回答として、第一次改革法を基本に将来の改正要点を明らかにして回答提出したが、ついに総司令部の容認は得られなかった。

第一次農地改革法は小作料の金納化だけが昭和二十一年四月一日から施行されただけで、第二次農地改革法が必至となった。

政府は、「自作農創設特別措置法案」と「農地調整法改正法律案」の二本だてとすることにして、昭和二十一年八月十二日に両法律案要綱を公表した。

ついで九月の第九十議会に提出され、相当激しい議会議論がなされ十月十一日には、両法案とも通過し、年内に施行された。その内容の大綱は

(1) 在村地主の貸付地の保有限度を一㌊に制限し、不在地主の小作地保有を禁止する。

(2) その耕地の買収、小作人への売り渡しは、政府が行う。

(3) これらの買収売り渡しの計画と手続き事務は、国や県の指導のもとで公選の農地委員会で進めること。

(4) 残った貸付地の小作料は金納とし、最高小作料を定めること。などが定められた。

この法律が成立後、農林省内に農地部を設置し中央組織の一環として地方庁を直接指導監督するため、熊本を始め六か所に農地事務所を設置し、同年十一月十八日に各都道府県に対し一斉に農地部を独立設置させた。

本県は、農地事務を主幹に拡大強化して農地課、開拓課事務を所管する開拓課、耕地事務を所管する耕地課の三課に後協同組合課も編入して四課制の農地部とした。

農地改革を担当する農地課の事務分掌は、

(1) 農地部所管事務の調整連絡統一に関する事項
(2) 農地調整に関する事項
(3) 既墾地に関する自作農創設特別措置に関する事項
(4) 農地委員会に関する事項
(5) 小作争議の調停に関する事項
(6) 小作料及び農地価格の統制に関する事項

(7)　部内他課の所管に属せざる事項　となっている。

昭和二十二年一月二十八日県は、地方事務所および熊毛支庁に対し農地課を独立させ、農地・開拓・耕地の三係を設置し農地部の出先機関として体制を整備した。

農地改革の実行機関は農地委員会で、中央農地委員会と都道府県農地委員会および市町村農地委員会の三つがあった。県農地委員会と村農地委員会は昭和十三年農地調整法の施行で設置されていた農地委員会を改組したものであった。しかしこの三つの委員会は上下の関係におかれたのでなく、原則的には処理事項および管轄区域を異にする独立の機関であった。

市町村農地委員会の委員は、当該市町村の地主・自作・小作の選挙した代表と中立委員（市町村長の選任三人）から成っていた。

農地委員会の法制上の性格は、公選による委員によって組織された合議制の行政官庁で、独立の国家機関であるとされていたが、のち国家行政組織法の実施によって中央機関の出先機関としての地方機関となった。

市町村農地委員会の任務は、農地の調整事務から農地改革の農地の買収、売渡計画の樹立を中心に、改革の基本的事務をすべて処理する広汎、複雑なものであった。

そして第一回農地委員選挙は、我が国のあらゆる公的選挙制度を通じ、民主的職能代表制度を採用した最初の試みとして注目をひき、選挙民の啓発が大きく重視され県は選挙主旨の宣伝、棄権防止、選挙違反取締りのため新聞、ラジオを積極的に利用したり、大量のビラ、ポスターの配布を行い、特に十一月下旬から十二月上旬には全市町村にわたって村民大会をも開催させた。

このようにして、第一回農地委員選挙が昭和二十一年十二月に全国的に行われ、本県では十二月二十五日に県内全市町村一斉に行われた。

1　農地委員会

農地委員会は昭和十三年の農地調整法の制定によって設けられたものであることは前に述べたが、当時の委員は官選でやや地主的色彩の強いものであったが、昭和二十一年十二月二十五日の農地委員選挙で公選された委員は、小作代表五人、地主代表三人、自作代表二人の計十人であった。また、委員会の会長は委員の互選によって選出された。

はじめ農地委員会の任期は二年とされていたが、農地改革はなお継続中であったので、任期は延長され改選は見送られていた。

昭和二十四年六月農地調整法の改正により、小作代表二人、地主代表二人、自作代表六人となり、同年八月

十八日に第二回選挙を実施した。

農地改革の作業を進めるため、村農地委員会事務局に書記と補助員を置き、書記の身分は委員会によって任命される公務員で、補助員は非常勤の公務員であった。

書記は選任書記と兼任書記が置かれ、定員は当初専任書記一人、兼任書記二人計三人であったがその後増員された。専任書記は村農地委員会事務局の中核で、農地改革の県機関とつながっていたので、その任用は重視され県に任命の伺いを行い、兼任書記の任用は、役場吏員、農業会職員の中から適材を選任するよう内示されていた。

補助員は、補助事務の配置上集落単位の組織網として集落推薦によって選出された者を任命した。

官制上は書記と同じく会長の指揮を受け庶務に従事するものであったが、一種の名誉職であり、実務は書記の総ての事務計画の連絡機関とし、制度的、人的に書記の果たし得ない幾多の任務を補助した。

県農地改革史によれば、吉田村は県から郡山村を含む十三カ町村の農地改革特別指定村の一つに指定され農地改革（買収）を進めた。また吉田村農地委員会は、「重富村大字平松のうち四小字にある田畑八町六反六畝のうち吉田村民の所有地七町八畝は旧来土地を所有している。として隣接市町村指定地区の申請を県農地委員会に提出していた。また一方重富村福ケ野集落民が本城の内九小字を古来から土地を所有しているとして重富村農地委員会と連絡していたが、なかなか許可にならず四回の審議を経てようやく平松の四小字の七町八畝と福ケ野集落民の本城の九小字の二町歩を在村地主と同じように認められた」とある。

吉田村農地委員会が買収した買収状況と改革前後の営農状況等を県農地改革史から抜粋して次に掲げ、関係者の努力に敬意を表したい。

吉田町農業委員会買収状況

（昭和25．8．1現在）

説　明	
請求件数	40件
買収しなかった件数	21件
買収した件数	19件
遡及買収面積	1町6反5畝
遡及買収された地主数	14人

改革前後の自作地小作地面積

	前	後
自作地	601.3 ha	848.5 ha
小作地	228.0 ha	14.7 ha
その他	———	18.0 ha

改革前後の農家・小作農家戸数

	昭和22.8.1現在	昭和26.2.1現在
自作農	739戸	1,100戸
自作農 小作農	390戸	456戸
小作農 自作農	217戸	122戸
小作農	295戸	63戸
その他	——	3戸

改革前後の営農面積別戸数

	昭和22.8.1現在	昭和26.2.1現在
30ａ未満	530戸	410戸
30ａ～50ａ	403戸	439戸
50ａ～100ａ	577戸	777戸
100ａ～150ａ	119戸	139戸
150ａ～200ａ	12戸	11戸

最後に農地委員、書記、補助員の氏名を掲げる。

第一期委員

平原　満　谷口慶二　西園三次郎　山方　清
小向得金蔵　西　清　橋口盛熊　深見　皎
重田堅二　上野純隆

第二期委員

西　清　古川清治　西園三次郎　山方　清　宝満武雄
山下秀義　弟子丸清治　南　正　森園信重　遠矢憲志

書記

楠田重憲　宝満盛吉　福崎藤衛　新留敬志　古垣兼貞
福元貞清　鮫島晴子　有村富雄　岩田芳浩　谷口　豊

補助員

池田栄祐　今吉　悠　伊地知直行　田代松義　税所國光
岩吉重盛　玉利時義　米山純雄　牛込　巌　有村金蔵
野間仁四郎　牧　清武　濵田藤徳　西　初　小園　親
内野時義　脇田静徳　中島光雄　清永一二　弟子丸宗信
神脇　清　加治木佐蔵　森園信重　奥　重盛　中村　一
前田誠一　今留國義　岩戸國隆　豊田秀吉　吉元左ェ門
福元宗助　遠矢憲志

2　農業委員会

農地委員会の仕事が一段落して昭和二十六年三月三十一日農業委員会法ができ、従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会を統合して新たに農業委員会が設置された。

農業委員会は、選挙による委員と選任による委員をもって組織し、任期は三年とすること。

選挙については、事務一切を市町村の選挙管理委員会が管理すること。

選任による委員は農業協同組合および農業共済組合ご

とに推薦した理事各一人、市町村議会推薦の学識経験者五人以内と定められた。

本町の農業委員会の構成は次の通りである。

公選による委員十人

選任による委員五人（農協推薦二人、共済組合推薦一人、町議会推薦二人）合計十五人で構成されている。

農業委員会の主な仕事（農業委員会事務局提供）

⑴　農地を守る仕事

農地は農業者の生活を守り、向上させる資産であるのでこの農地を他の産業の侵食から守り、また農業者同士の利用関係の調節をし、有効利用を促進する仕事

⑵　農地流動化の促進

農地は資産として保有するのでなく、生産手段として保有すべきものである。

⑶　農業者年金業務

農業者の老後の生活安定および福祉の向上に資すること、農業経営の近代化および農地保有の合理化に寄与するため農業者年金業務を行う。

⑷　農業資金の世話

相続、疾病、負債等による農地の売却を防止し、経営を維持するための自作農維持資金

中核的農業となるために必要な農地等の取得のための農地等取得資金

農業者年金加入者が離農する人の農地等を取得する農業者年金基金の農業還元融資の窓口事務

⑸　農業者の農業外就労への世話

農業の休閑期を利用しての出稼ぎ、あるいは農業をやめて他の職業に転職する場合の職業訓練等についての相談

⑹　農家の地位向上に関すること

などが主な業務内容である。

農業委員会事務局の構成は、事務局長、参事兼局長補佐、農地主事からなり、右記の業務を二つの係で次のように分担している。

農地係は、農地の転用関係、農地の権利移転等および農地取得資金、小作料設定、

農政係は、農地調整事務、農地無断転用防止、農地流動化に関すること、農業者年金、農地斡旋、農地銀行など

次に農地法に基づく事務処理状況は次のようになっている。

(2) 農地法第4条・5条（農地転用）関係

◦自分名義の農地を山林や宅地などに転用する時（4条）

◦他人名義の農地を譲り受け又は借りて転用する時（5条）

（単位a）

区別／用途別	年度区分	4条				5条			
		件数	面積			件数	面積		
			田	畑	計		田	畑	計
農家住宅	昭和58年度	4	6	13	19	5	15	7	22
	〃 59 〃	5	13	5	18	0	0	0	0
	〃 60 〃	1	0	6	6	0	0	0	0
	〃 61 〃	2	0	10	10	0	0	0	0
	〃 62 〃	1	4	0	4	3	6	8	14
	〃 63 〃	1	5	0	5	0	0	0	0
一般住宅	〃 58 〃	3	5	8	13	27	7	95	102
	〃 59 〃	3	3	6	9	0	0	58	58
	〃 60 〃	4	0	18	18	22	15	90	105
	〃 61 〃	7	9	14	23	18	9	72	81
	〃 62 〃	4	0	12	12	20	9	71	80
	〃 63 〃	3	6	7	13	12	6	35	41
農林漁業施設	〃 58 〃	1	5	0	5	1	7	0	7
	〃 59 〃	0	0	0	0	1	0	5	5
	〃 60 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 61 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 62 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 63 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
工鉱業用地	〃 58 〃	0	0	0	0	4	5	31	36
	〃 59 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 60 〃	0	0	0	0	2	0	31	31
	〃 61 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 62 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 63 〃	0	0	0	0	2	0	23	23

区別 / 用途別	年度区分	4条				5条			
		件数	面積			件数	面積		
			田	畑	計		田	畑	計
植林	昭和58年度	8	11	134	145	2	0	16	16
	〃 59 〃	8	24	37	61	3	0	40	40
	〃 60 〃	3	44	0	44	5	0	78	78
	〃 61 〃	0	0	0	0	2	0	14	14
	〃 62 〃	4	49	9	58	0	0	0	0
	〃 63 〃	6	36	22	58	2	13	0	13
その他	〃 58 〃	1	9	0	9	3	11	39	50
	〃 59 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 60 〃	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 61 〃	3	0	32	32	9	9	76	85
	〃 62 〃	0	0	0	0	3	1	43	44
	〃 63 〃	1	0	1	1	8	11	9	20
道路	〃 58 〃	0	0	0	0	5	0	14	14
	〃 59 〃	0	0	0	0	1	0	1	1
	〃 60 〃	1	0	2	2	1	0	1	1
	〃 61 〃	8	0	8	8	0	0	0	0
	〃 62 〃	0	0	0	0	1	0	0.8	0.8
	〃 63 〃	1	0	1	1	1	0	0.9	0.9
計	〃 58 〃	17	36	155	191	47	39	202	241
	〃 59 〃	18	61	70	131	33	23	194	217
	〃 60 〃	9	44	26	70	30	15	200	215
	〃 61 〃	20	9	64	73	31	32	168	200
	〃 62 〃	9	53	21	74	29	16	147.8	163.8
	〃 63 〃	12	47	31	78	25	30	67.9	97.9

昭和年	正副会長	委員
26	永石　利達	柴山盛義　濵田藤雄　児玉正吉　池田　正　川口　司 松山國隆　柚木源一　西園三次郎　奥　清武　梅北清市 内田盛蔵　提水流敬蔵　濱田東陽　上野繁蔵　栫　軍吉 米留林吉　澤田典壽　山下秀義　山口義彦
29	古川　清治	上村藤吉　古城利武　永石利達　池田　正　佃　盛蔵 川口　司　岩田國治　小向得金蔵　栫　軍吉　奥　清武 脇田利雄　東　実義
32	伊地知秋徳 上村　藤吉	岩田國治　木場重盛　栫　軍吉　佃　盛蔵　久松政一 上原　清　猪八重影清　武　澄清　愛甲清武　松山國隆 奥　清武
35	國生　政男 伊地知秋徳	佐藤　親　古木保喬　松山國隆　武　澄清　栫　軍吉 猪八重影清　佃　盛蔵　岩田國治　中馬重治　永野　繁 窪園　忠　上村藤吉　有村義雄
38	山下　景由 伊地知秋徳	佐藤　親　中馬重治　脇田政次　有村義雄　鮫島武光 福永敬志　東　信道　神脇　清　※以上選挙 岩田國治　窪園　忠　湯脇重男　澤田典壽　永野　繁
41	永野　繁 （選任）	末永利秋　上野栄蔵　東　信道　後藤重信　枝元松彦 伊知地秋徳　鮫島武光　山下逸二　有村義雄　弟子丸清治 ※以上選挙 武　澄清　寺師善蔵　窪園　忠　児玉秀正

平成2	永野　繁 （選任）	後藤重信　山下逸二　伊地知秋徳　前田正雄　鮫島武光 上野栄蔵　東　信道　枝元松彦　弟子丸清治　※以上選挙 有村　義雄　窪園　忠　児玉秀正　澤田典壽
44	窪園　忠 （選任）	弟子丸清治　枝元松彦　東　信道　上野栄蔵　伊地知秋徳 寺師道雄　船平利雄　前田正雄　山下逸二　※以上選挙 後藤　重信　安田義則　永野義治　飯山民徳　澤田典壽
47	伊地知秋徳 窪園　忠 （選任）	梶原堅三　枝元　幸　東　信道　上野栄蔵　船平利雄 清水秀雄　宝満武雄　安田　康　寺師道雄　※以上選挙 安田義則　平原藤義　山之内三雄　澤田典壽
50	上野　栄蔵 澤田　典壽 （選任）	伊地知秋徳　枝元　幸　有村秋矢　安田　康　寺師道雄 清水秀雄　倉谷義藏　東　信道　左近充美男　※以上選挙 窪園　忠　大井　了　米道　巽　森田兼吉
53	安田　康 上野　栄蔵	小坂元藤則　清水秀雄　安田辰己　倉谷英藏　左近充美男 迫　兼冬　藤崎貞光　枝元　幸　※以上選挙 鮫島　望　高原親夫　窪園　忠　川口数雄　森田兼吉
56	窪園　忠 （選任）	弟子丸宗一　迫　兼冬　末吉文男　末光利紀　左近充美男 倉谷英藏　小坂元藤則　安田辰己　枝元　幸　※以上選挙 森田兼吉　川口敏雄　梶原堅三　窪園博次
59	窪園　忠 （選任）	末吉文男　左近充美男　外園　勝　小坂元藤則　迫　兼冬 藤崎貞光　弟子丸宗一　末永利紀　安田辰己　※以上選挙 森田兼吉　南　正　窪園博次　内村敬造
62	窪園　忠 （選任） 安田　康	内村敬造　外園　勝　寺師道雄　末光利紀　小坂元藤則 南　正　安田辰己　迫　兼冬　藤崎貞光　※以上選挙 野添宗平　米満一美　森田兼吉　窪園博次

(三) 耕地整理と土地改良

1 概説

明治末期鹿児島県の水田は約五万八千㌶で、そのおよそ七割の約四万㌶が湿田であった。

この湿田を乾田とし二毛作田とすることは農事改良の上からも大変重要なことであり、棚田と言われるだんだんになった細長い水田、形の不規則な水田を耕作しやすく一様に改め、併せて用水路や作道といわれた農道を整備することは耕作者にとってはたいへん必要なことであった。そこで国もその必要性を認め、明治三十二年（一八九九）耕地整理法を制定し、三十三年から実施することになった。鹿児島県においても明治三十五年（一九〇二）二月排水耕地整理奨励規則を定め、これを奨励し資金貸付制度等を設けて耕地整理事業がはかられた。

それ以後各地で耕地整理事業が盛んに行われた。

本町の場合、明治四十二年（一九〇九）六月に完成した本名後小路地区が最も早く、ついで本名内門地区とつぎつぎに行われていった。

耕地整理当時の状況については、耕地整理記念碑の碑文に記されているので碑文を次に紹介する。

2 後川内（後小路）耕地整理



本名後川内耕地整理記念碑

本名後川内の耕地整理記念碑碑文裏面原文のまま

「本耕地整理地区は其の面積二拾五町七反四畝拾七歩にして、台帳筆数三百八十二筆の内、田三六七筆、畑九筆、所々に原野、沼地等の不毛地介在し、区劃奇形不同にして、道路として見るべきものなく、交通運搬に不便不尠、水路の配置不揃にして、用水の便を缺き、全地区の大部分は、過湿地泥濘腰を没し、牛馬耕を為す能ず作業困難なりしのみか、折角移植せし稲も之を、秋収する能はざるの悲運に遇すること常也。加之地区中央の河川は曲折、迂施其幅員不同にして、狭きは九尺に足らず堤防又不全、之が防水のため堤防土面に竹木を蕃らしめ、年々の増水は却って水の逆流を促し、為に堤敷外に氾濫

3　内門耕地整理



内門耕地整理記念碑

碑文　（□は文字不明）

右側面に、大正四年眩古の大典に際し、記念の為に附近の耕地整理を議す。地主喜び相応じ、大正五年二月二十日起工し経費□□を投じ同年五月二十七日竣工す。本地区は、元田地九町一反八畝十七歩、その他土地一反二畝七歩にして、大部分は湿田に属し、二毛作をなす能ず。河幅亦狭隘にして屢々氾濫の害をうけまた土地は本区東部の関門に位置するも通路迂曲して不便□からず然るに今や田区整ひ河川は改修せられ道路直通し幅員亦増加したるに拘らず猶二毛作田□□を得、（左側面につづいて）外に増歩地□□を得たり、記して以て後尾に傳ふ

大正五季　五月二十八日

し、附近忽池をなし、土砂石礫を埋没し、若しくは、耕地を流出し年々荒廃に皈す。斯くて、潰地益々廣がり土地所有者の杞憂一方ならず。因て茲に、当時の有志悟る所あり、大に整理の必要を認め、土地所有者百二十名に議り設計その他準備なるや、明治四拾一年拾二月其の工を起し同四拾二年六月之が竣工を告げたり之に要したる（右側面につづく）費用は、地主之を負擔し総額金壱万参千六百五十餘円を要せり。元段別に対し整理の結果、二町六段八畝六歩の増地を得たり。以上本耕地整理の概況を序すること如斯云

中野親夫謹誌　　石川　巖謹筆

明治四十二年六月為記念建立

吉田村長　伊地知徳之助　村農会長　堂園義彦

発起人　児玉平蔵　小向得孫四郎　西園貞助

中野孫四郎　上田平仲次郎（左側面に工事関係員）

鹿児島県技手　西村仁三郎　工事監督員　中野親夫

整理委員長　上田平仲次郎　会計係　小向得孫二郎

西園仁之助　整理員　児玉平蔵　上村勇之助

東長次郎　新留半次郎　今吉四郎助　中野孫四郎

口町袈裟市

竣工式遂行明治四拾弐年六月三日　石工　福留左之助

本名内門地区耕地整理記念碑

吉田村長　城脇助左衛門（台石右側に）
設計者　本県農業技手　上園亀吉
工事監督員　村野孫一郎　城脇助左衛門
発起人　西園貞助（台石正面に）
組合長　西園貞助　副組合長兼庶務係　仮屋園□□
副組合長兼会計係　仮屋園孫七
評議員兼工事係　森山次郎助　同　仮屋園直助　同
児玉平□　同　児玉笑一郎　同　仮屋園源次郎　同
内助左衛門
評議員　川田国彦　有馬民五郎　とある。


大原地区土地改良碑

4　大原地区土地改良

昭和三十五年七月十五日設立認可後、大原大地に農地保全事業および農業構造改善事業による侵食防止排水施設農道整備圃場整備等を実施し今日に至った。事業の概要次の通り、

一、農地保全事業（大原――榎迫線外十線）
　事業費　一億三一六六万八〇〇〇円
　圃場整備事業　一一六、四六㌃

大原台地の区画整理、農道、排水施設の整備および農地の集団化が今日の農業近代化と農業経済の安定、台地発展の基礎をなしたものと考える。

碑文の末尾に「ここに事業を終り土地改良区を解散するに当たり概要を記し碑を建立する。
　昭和五十五年九月　大原土地改良区組合員一同」
と刻まれている。

現在はこの改良区内には、住宅が立ち並び都市化の傾向を示している。

改良に当たった役員は、初代理事長　山下景由　二代岡村松彦　監事　福永徹志　理事　宝満盛吉　福石　肇　石下谷信睦　森　重亨　書記　上田平文志　桝満重盛で、大原地区民の協力を得て工事に着手してから八年後の昭和四十二年に完成した。

土地改良事業の様子については、町教育委員会の発行している「道徳教育のための郷土資料中学校の部　一年大原土地改良事業」を転載する。

大原土地改良事業

この大原台地は、標高二百メートルの所にあり、シラスでできていました。シラスは、水を通しやすくかわきやすいので、肥料をやってもきめがなく、大雨のたびに土が流れたりしました。また日でりが続くと農作物が枯れて大きな被害を受けていました。そのうえ、区画の形がそろわず、道路も狭く、交通運搬にも不便で植えたり、耕したりする農作業も大変な苦労がありました。村の人々は、苦しくて貧しい生活を続けなければなりませんでした。昭和三十五年の頃でありました。

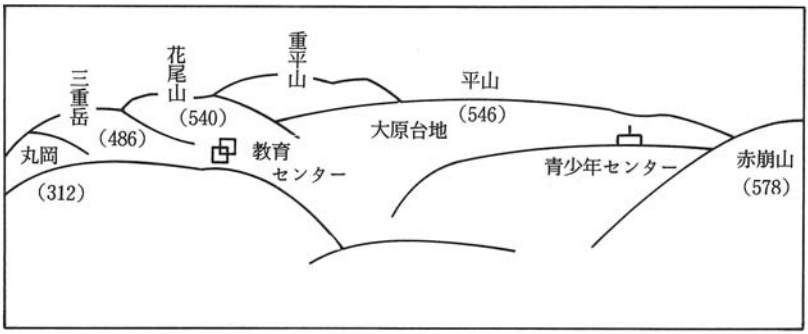

牟礼ケ岡から見た大原台地

山下景由（やましたかげよし）は、このような困窮する村の人々の難儀をみて、大原の土地改良の計画を思い立ち、構想を練り始めました。しかし、この仕事は、大変なことでした。村の人々は、自分の土地は、先祖伝来のもので、この土地を削ったり、位置が変わったりすることにはもうれつに反対でした。さらに、工事費もたくさんかかるし、工事で働く人々を集めたりするなど、いろいろな問題がありました。

景由は、村の人々を説得するために、毎日毎晩、各

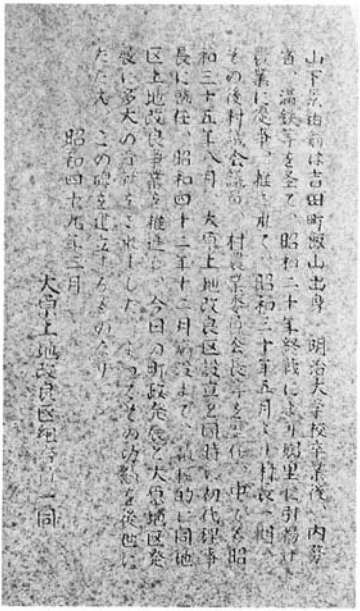

家庭を訪問し

「土地改良こそ、収入を上げる方法である。」

と話し、協力を得てまわりました。

「ごめん下さい。景由です。開けて下さい。」

ある農家を訪問する景由の姿がありました。

「今晩は冷えますね。今年の野菜のできは、いいですか。」

景由は、話を始めました。疲れて農作業から帰ってきたばかりの主人は、

「不作じゃ。」

はき捨てるように言いました。

「景由さん、あんたも、こげん寒か晩に出かけて来て大変じゃんな。なんの得があっとなあ。」

と、景由は、村の人々のくらしを向上させたいことを話しました。

こうした苦労を重ねる一方、何としても、この仕事を成功させねばならないことを強く決心しました。そして、そのためには、村の先頭に立つことだと考え、村長選挙に出馬し、村長を一期、その後、村農業委員長をつとめ、昭和三十五年には、国の力で工事を始めることができるようになりました。

この土地改良の圃場（野菜、果樹、花などを栽培するための土地）整備事業は、面積、百十六・四六ヘクタール、事業費、三千六十九万三千円。農地保全事業の事業費一億三千百六十六万円の経費で、昭和四十二年に完遂しました。八年間もかかりました。これによって、排水施設、浸食防止農道整備圃場等が完成し、村の人々は感激しました。こうして、耕地整理がすすみ、昔の人力の時代から機械化の近代農業に大きく前進することになり、台地の発展の基礎をつくり上げました。景由は、完成した年の十

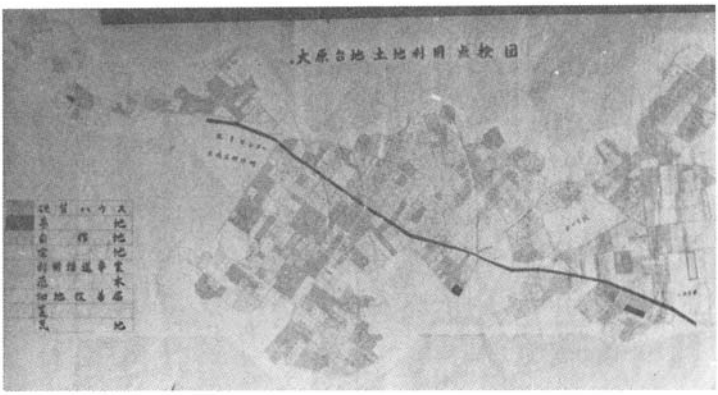

二月にこの世を去りました。

この事業を顕彰するため、大原土地改良区組合員一同は、昭和四十九年三月に山下景由顕彰碑を建て、感謝の意を表すことにしました。現在、大原台地は、野菜やさつまいもなどがつくられています。あちこちにビニルハウス栽培の施設や、しば園もあり、また鹿児島市のとなりになることから、住宅団地もつくられています。



山下景由顕彰碑

5　思川第一土地改良と井堰

昔の思川の川筋は曲がりくねっていて「タロ淵」とか「ヂロ淵」、「コッドンのやね」「カワンドンのやね」とか言われたいくつかの深いよどみ（淵）があり、夏ともなればこの淵は、子供たちの遊び場として、一日中水しぶきとわめき声が絶えることはなかった。

川岸は竹がおい茂り昼なお暗く、アユやコイ・フナ・ウナギ・エビ等が多く生息し絶好の釣り場となっていた思川も、六月の雨季ともなると降り続く雨のために水嵩が増し、長隆寺橋の堤防を越した濁流で道路と共に附近の田畑一面水浸しになり、桑畑、竹藪も水没する状態であった。（川筋は第五章　土木・建築　第一節　土木　一、河川二、思川の川筋の変更の写真参照）

このため土地改良結成準備委員会を開いて幾度か話し合いをもち、先ず、いままで柴堰であった小野田堰の改修から始めるべきであるとして、昭和二十八年十月着工の運びとなった。

理事長　古木保喬　役員　伊地知直行　東　勇
中丸盛行　谷本佐助　持永清治　監事　浜田東陽
総工事費　二四八万円
工事施行（落札）　鳥居組

ついで、近代農業推進のため区画整理事業を「思川第

一土地改良区」として計画した。

理事長　初代古木保喬　二代楠田重憲　三代池田　正

役員　伊地知直行　東　勇　中丸盛行　谷本佐助

持永清治　中原幸雄　浜田東陽　池田　正　中馬重治

を選出して、昭和三十二年から三十四年まで三カ年かけて行われ、受益者は三二五人に及んだ。

この事業は思川の川筋の変更をする、当時としては大掛かりな土木工事であった。（第五章　土木・建築　第一節　土木　一、河川　二、思川の川筋の変更　参照）

また、川筋になる地域は一等田が多く、川を境に耕作者の集落も別れていたりしたが、毎年のように水害を受けていたので、川筋変更を含む土地改良を上の表の計画で実施した。

橋梁三カ所は、川筋の変更によって耕作地が川を渡らなければならなくなったのと、その後の農業の機械化を考え、農道や幹線は勿論、各田に直接耕作機械が入れるように大きくしたので、この農道につなぎ効率を上げるために計画された。田に水を導入する水路と排水溝が整備されている。

前掲の表の農林漁業資金は据置三年、償還十五年で昭和五十三年度に返済を終わっている。

思川土地改良

	事業量	事業費	補助金		農林漁業資金借入金
			国補3割	村費補助	
昭和32	a 10.98	千円 3,724	千円 1,117	千円 100	千円 2,000
〃 33	a 48.95	8,810	2,717	100	5,000
〃 34	橋梁三ケ所	3,996	1,189	400	2,110
計	a 59.93	16,500	5,076	600	9,110

井堰

水田に水を引くには、昔から井堰を造ったり、用水池をつくって水を確保し、用水路を掘って田に水を引いていた。用水地（貯水地）は、本町には見られないが、隣の蒲生町や重富には所々に見られる。

本町の水田は、思川と本名川の流域に開け、水利に恵まれ古くから稲作が行われていた。藩政時代から米を増産するため、各所に用水路や井堰が造られ水田を広げてきた。

井堰は、柴堰と呼ばれ川に松の杭を打ち込み、キンチク竹でからみ、その両側に石を積み重ね、大きな丸太を横にし竹や木の枝などを使って水止めしたものであるが、大雨の時はよく決壊した。流される度に造り直さなければならなかった。藩政時代は公役として郷全体で当たっていたが、明治・大正・昭和初期までは、受益者が負担していた。その資料をつぎに示す。

明治拾八年旧正月十日

小野田新田入具割当帳　　用水係

川田国彦　　伊地知吉右衛門

一　乱杭　拾八本　　一　乱杭　弐拾八本

一　中杭　弐拾七本　　一　中杭　七拾本

一　欄竹　拾九束　　一　欄竹　弐拾九束

一　打流　七把　　一　打流　拾把

一　柴木　拾八把　　一　柴木　二拾七把

以下関係者ごとに割り当てられた数量が記録されている。

また、寸法について表紙裏につぎのように書かれている。

乱杭　長さ　八尺（約二ｍ七〇㎝）

（太さ）壱尺六～七寸周り（五三㎝周り）

中杭　長さ　五尺（約一ｍ六五㎝）

（太さ）五～六寸周り（約十七㎝周り）

欄竹　十四尺八寸周り（約四ｍ八〇㎝）

打流　三尺周り（約一ｍ）

柴木　同右

※　乱杭（ダングイと言い、木杭のこと）

※　欄竹（杭の間を編んだ竹）

稲の成育に必要な水を確保することは、農民にとっては最も大事なことであったので、水系によって寄り合いをし、水路等の管理や田植えの時期等話し合っていた。



小野田新田入具割当帳

日照りが続き干ばつともなると村人たちは寄り集まって村の鎮守の境内で雨ごいをした。しかし自分の田に水を入れるため、夜半、人が寝静まった頃を見はからって堤灯（ちょうちん）片手に田を見回って水を確かめたもので、時には水喧嘩（けんか）が起きることもあったと古老は話している。

昭和九年大干ばつに見舞れたとき、政府は干害応急対策事業として補助金を出して井堰等の改修に努めた。

このとき、本町においても柴井堰からコンクリート井堰に改修された、本名楠元井堰の石碑に

起工　昭和十年三月二十七日

竣工　昭和十年五月二十五日

工事費　一金　七百三円四十二銭

補助金　一金　七十八円二十五銭
夫役延日数　五百十一日八合
代表者　末永利秋　村長　柴山正篆　勧業主任　大宮司登記　設計者・役員・寄付者　などの氏名が刻まれている。この碑に見るようにいくらかの補助金と地区民の寄付、労力奉仕によって柴堰が半永久的なコンクリート堰に変わって用水は確保されてきた。

6　農業構造改善事業

概説

農業基本法に「国は農業生産の基盤の整備及び開発・環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し、必要な事業が総合的に行われるように指導・助成を行う等必要な施策を講ずるものとする」ということが規定されているが、これに基づき昭和三十七年から十カ年計画で、農業構造改善事業が全国的に実施されている。この事業はその実施要領によれば「全農村にわたって、一定の地域ごとに当該地域の実情に即して、自主統一的に樹立された、農業構造改善事業計画にしたがい、農業生産基盤の整備開発、農業近代化施設の導入、環境の整備等農業構造の改善に関し、必要な事業を総合的有機的に実施せしめ、農業技術の革新と農業生産の選択的拡大を図りつつ、自律経営の育成と協業の助長に資そうとするものである」とされている。

事業の実施に対しては、「土地基盤整備については七割（うち二割は地方交付税より県に対し財源措置）、施設整備については五割の国の補助があり、併せて農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金の融資が行われるものである」とある。

本町ではこの制度を先の思川第一土地改良事業の継続として、昭和三十九年度農業構造改善事業の回線農道として取り上げつぎのように実施している。

	線路	延長	総工事費	補助金		農林資金	地元負担
				国補	県補		
40	井手口線	m 1,038	千円 3,750	千円 1,875	千円 750	千円 900	千円 125
41	井手口線延長	m 460	千円 3,174	千円 1,587	千円 634	千円 760	千円 193
	奈良田線	m 1,060	千円 3,900	千円 1,950	千円 780	千円 930	千円 240
	舟ケ平線	m 500	千円 3,000	千円 ——	千円 1,500	千円 1,200	千円 300
	提水流線	m 580	千円 2,000	千円 ——	千円 1,000	千円 1,010	千円 200
			15,824	5,412	4,664	4,800	1,058

主な農業関係事業

明治四十二年　本名地区（後中・後本）耕地整理
大正　五年　本名地区（内門・二本松）耕地整理
昭和三十二年　思川地区土地改良事業開始
同　三十六年　大原地区農地保全事業開始
同　三十九年　大原地区農業構造改善事業開始
同　四十五年　内之原地区農地保全事業開始
同　四十八年　過疎基幹農道整備事業奥ノ宇都線着工
同　五十五年　活動火山周辺地域防災営農対策事業
二本松野菜生産組合
同　五十八年　農地利用増進特別対策事業
小規模土地基盤整備本名後地区
同　六十年　城内地区小規模排水対策特別事業

四、林　業

(一)　林業の概要

1　森林の概要

本町は、海抜、約二〇〇㍍から五五〇㍍の山岳の連立の中にあって、気象上からも温暖多湿で豊富な山林に恵まれ、杉・檜を主に薪炭林、竹林等良質の森林資源を有している。

本町の森林面積は現在（平成元年時）三、六二二㌶で町全面積の約六七％を占めている。所有区分別では、国有林　二二四㌶、民有林　三、三九八㌶で、町有林は一三㌶、私有林は三、三七五㌶となっている。

この六七％の山林は、明治以降、大正、昭和のその時代の状勢によって、森林法等の制定、或いは改定により現在の森林の姿となってきている。

明治の頃は、山林…五一〇㌶、原野…二四二㌶と、大正十五年の村勢要覧に記載されている。更に、本名区有志者議事録によると、区有地・学林地等の整備が行われておりこれは町（村）内各校区でも同様であったものと思われる。また、昭和八年、大井卓論文「農村調査書」によると、昭和七年時の山林、公有……二八・五㌶、社寺有……三・〇㌶。私有……九七六・三㌶
合　計……一、〇〇七・八㌶

とあり、区有地、集落共有地、学林地等は各区の財産財源として大事にされ、私有地も含めよく管理されていたもようである。しかし、太平洋戦争前後の私有地等の山林は、労働力の不足、食糧事情の悪化に伴う山野の開墾、鹿児島市等への復興材、藁葺から瓦葺への改築や新築等の用材として切り出され、やや乱伐が進み、また松食い虫による被害などが重なって山野の荒廃が進んだ。

しかし、昭和二十六年の森林法制定以来、右表に見られるように、国土の保全と森林生産力の向上をめざし行政施策として植林が推進され今日の森林の姿となっている。

所有区分別林野面積　　単位（ha）

年度	町有林		民有林		国有林	計	
	森林	原野	森林	原野	森林	森林	原野
昭和・59	13	—	3385	12	224	3622	12
平成・元	13	—	3398	16	224	3635	16

年度別・樹種別面積の推移（変遷）　　単位（ha）

樹種／年度	人口林		天然林		竹林	原野	計
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
昭和44年	1926.39		1243.96		93.92	57.78	3322
〃 46〃	2100		1280		94		3474
〃 50〃	1924		1246		94	51	3315
〃 56〃	2135		1177		90	32	3434
〃 59〃	2148	9	1	1136	90	12	3396
平成元年	2172	19	1	1110	91	16	3409

2　林業の現況

※（平成元年三月、吉田町林業振興地域整備計画書から）

(1)　森林資材の現況

本町の森林面積は前項に述べた通りであるが、その人工林率は六四・三％である。この人工林の八一％は、7齢級以下の林分で占められている。

(2)　民有林の樹種別面積等

所有形態別森林面積と蓄積　　単位：面積ha，蓄積千㎥

区分	国有林	民有林				計
		県有林	町有林	私有林	小計	
面積	224	9	13	3,376	3,398	3,622
蓄積	17	1	2	531	534	551
ha当り蓄積	76	111	153	157	421	497

資料：地域森林計画（S58）

樹種別面積　　単位：面積ha，蓄積千㎥

区分	針葉樹					広葉樹	竹林	その他	計	人工林面積	人工林率
	スギ	ヒノキ	マツ	その他	小計						
面積	1,518	587	43	1	2,149	1,145	91	13	3,398	2,186	64.3
蓄積	322	70	7	0	399	134	(38)	0	533	641	

資料：地域森林計画（S58）
県林業統計（S61）

齢級別面積

単位：面積ha，比率%

区分＼齢級	1	2	3	4	5	6
面積	63	238	374	454	435	509
比率	2	7	11	14	13	15

区分＼齢級	7	8	9	10以上	計
面積	580	169	125	347	3,294
比率	18	5	4	11	100

資料：地域森林計画（S58）

(3) 森林施業の動向

ア 造林

造林の推移は昭和五十四年から五十六年まで再造林、拡大造林とも減少してきたが、五十七年には急増したものの、造林対象地の奥地化や労働力の流出、老齢婦女子化、材価の低迷等により、造林は年々減少の傾向にある。

イ 保育

保育の樹種は、スギ、ヒノキが中心であり、森林組合作業班と林家の自家労働により、現在の保育が実施されている。

保育については下刈三〇ha、除伐一二ha、枝打一haである。

ウ 間伐

健全な森林資源を造成するため、積極的な保育除間伐が必要である。森林地域活性化緊急対策事業を実施し、森林組合および集落ぐるみの話し合いによる除間伐を実施している。なお当該事業による間伐面積を、年四三haの五カ年で二一五ha実施し、この事業は、五カ年継続して実施する。

間伐実施面積

単位：面積ha，材積㎥

区分	58年度	59	60	61	62	備考
面積	84	90	101	183	175	
材積	1,588	2,070	2,323	3,843	3,675	

資料：森林保全課

人工林の除伐，間伐対象森林面積

単位：ha

樹種＼区分	除伐対象森林（ii～iii齢級）	間伐対象森林（iv～vii齢級）	人工林面積
スギ	288	868	1,518
ヒノキ	233	282	587
計	521	1,150	2,105

資料：地域森林計画（S58）

エ　伐　採

伐期に達した森林が少なく一方木材価格の低迷や財産保持的見地から、年々伐採量は減少している。

(4) 林道等整備状況

林業生産の基盤をなすものは林道の整備であり、森林の管理、林産物の搬出に必要な施設として、森林増進上欠くことのできないことである。

本町では、昭和四十八年以来、主要路線を年次ごとに開設し、今日では次表に示されたような主要林道ができている。

主伐実施面積　　単位：面積 ha，材積㎥

区　分	58年度	59	60	61	62	備　考
面　積	10	10	9	12	11	
材　積	1,710	2,520	1,980	3,480	1,860	

資料：森林保全課

年	千人佛線	平野線	飯山線	牧之谷線	計
48	522				522
49	660	500			1,160
50	530	380			910
51	790	360			1,150
52	785	252			1,037
53		728			728
54		775	420		1,195
55			480		480
56			417		417
57			477		477
58			1,054	530	1,584
59			670	302	972
60				368	368
61				382	382
62				380	380
63				520	520
計	3,287	2,995	3,518	2,482	12,282

単位（m）

保有山林規模別林家　　単位：林家数：戸，面積：ha

総　数		0.1～1.0 ha 未満		1～5 ha 未満		5～10 ha 未満		10～20 ha 未満		20～30 ha 未満		30 ha 以上	
林家数	面積	林家数	面積	林家数	面積	林家数	面積	林家数	面積	林家数	面積	林家数	面積
1,040	830	810	270	210	358	9	51	9	101	1	20	1	30

資料：1980世界農林業センサス

(5) 林家数および林家就業人口の現状

本町の林家数は、一、〇四〇戸で、所有規模別にみると、〇・一㌶～五・〇㌶未満が、総林家の九八％を占め、一戸当たりの平均〇・六㌶と極めて零細所有である。（上記の表参照）

林業就業人口は二十五人で減少の傾向にあり、就労者は高齢婦女子化の傾向にある。

(6) 林産物生産の動向

林産物の生産状況は、しいたけ・たけのこがある。

しいたけについては、現状維持を保っているが、生産組合等も発足し、生産の量が増加すると見込まれている。（後記関連事項参照）

たけのこについては年々増加している。特に早掘りたけのこの生産を目指して竹林改良事業推進を図っている。

⑺　森林組合の現状

本町の森林組合は町全体を包括し、組合員九百十七人常勤役職員五人の組織内容である。組合員の所有面積は二、三〇八㌶で、民有林の六七・九%を占めている。

森林組合作業班は十三人を有し、就労日数は延一、二一六日であり、作業班員一人当たり平均就労日数は九十三日となっている。

活動状況に於いては販売事業、二二一万二〇〇〇円で林産事業が、一三六万四〇〇〇円である。利用部門では新植四㌶、保育一〇七㌶の活動状況である。（組合の変遷等後述）

⑻　木材流通施設の現状

町内に木材市場はなく、素材はほとんど鹿児島市の木材市場へ出荷されている。

⑼　木材関連産業の現状

本町には製材工場が五工場あって、年間約二一、五〇〇立方㍍の素材を消費している。また、そのほかに、平木工場・チップ工場がある。（詳細後記）

⑽国土の保全

保安林の現状は五㌶あり、うち土砂流出防備二㌶、土砂崩壊防備三㌶の内訳である。復旧治山事業を積極的に進め、森林の維持保全に努めている。

3　林業整備育成の方向

⑴　構　想

本町の森林は総面積の六七%を占め、林産物の供給を図り、国土の保全、水資源のかん養等、公益的機能を果たし、町民の生活と密接な関連を持っているが、今日の林業状勢は、労働力の減少、高齢化、さらには木材価格の低迷により林業生産活動は全般的に停滞ぎみである。このため、農林業一体となった振興を図り、農林業の担い手の育成、産業基盤および生活環境の整備等を積極的に推進し、豊かで住み良い地域社会の形成を目的とする施業を展開する。森林のもつ公益的機能の高度発揮に留意しながら、木材生産機能の造成を図り、スギ、ヒノキの良質材の生産に努める。

林業の生産基盤である林道等の整備、造林および保育除伐、間伐、また、特用林産物の生産を積極的に推進する。森林組合の育成強化を図り、林業技術の研究開発と普及指導を進め、生産性向上、経営の安定を図り、林業後継者の確保を図る。

⑵　整備の基本的な考え方

①　森林施業に関する事項

ア　伐　採

森林のもつ公益的機能の高度発揮に留意しながら森林

資源の構成伐採実績の状況を考慮し、伐採を促進する。

イ 造林

適地、適木を選定し、再造林、拡大造林を推進する。

ウ 保育

下刈、つる切り、除伐、枝打、施肥作業を育林技術体系化指針に基づき、適切に実施し、良質材生産を目指す。

エ 間伐

除間伐推進体制の充実と森林所有者に対する実行意欲の啓発、集落の話し合いを積極的に進め、集落ぐるみ、集団的間伐に積極的に取り組み、間伐の認識高揚を図り、適期、適伐を推進する。

② 総合施業団地に関する事項

本町において、特に森林施業を組織的、計画的に推進する必要がある区域を総合施業団地として設定し、造林、保育、間伐等を団地共同森林施業計画に基づき、計画的な実施を図る。

③ 林道・治山施設等の整備に関する事項

林道は林産物生産コストの低減、造林保育等生産性の向上、搬出経費の低減等森林施業に必要、欠くことができないことから、開設に当たっては効果が最大となるよう路線を選定し、緊急性の高いものから計画的に開設を進める。既設路線については必要に応じて改良舗装を行い、維持管理に努める。作業道は林道の支線として、作業能率の向上を図るため、効率的な開設を進める。

治山は、国土の保全と住民の生活安定に資することを目的として、復旧治山事業等緊急性の高い順に計画的に実施する。

④ 林産物の生産流通加工に関する事項

木材の安定的な供給体制の整備を図るため、森林組合による機械導入や技術向上により、素材生産の近代化と木材を安定的、かつ計画的に生産するため集荷体制を整備する。特用林産物は早掘りたけのこの生産技術の向上と共同集出荷体制の確立を推進し生産組合の育成指導と竹林改良の拡大推進を行う。

⑤ 林業経営の改善合理化および担い手の育成に関する事項

林業従事者、後継者不足および労働力の高齢化等が進み、零細規模林家が多い。このことから、分収造林の促進、林地保有の合理化を促進し、経営規模の拡大を図る。

また、労働力の確保のため、環境の改善、安定的就労の場の確保、林業従事者の地位向上に努める。

担い手育成として、森林組合作業班の若齢労働者の確

保、通年長期就労の促進、技術・技能の向上を図り、林業後継者を養成確保するため先進地研修や講習会を実施する。

⑥　林業技術の啓発普及に関する事項

林業振興および林業経営の改善、技術向上を図るため、指導林家、青年林業士、集落リーダーの意識の高揚と技術向上の普及に努める。林業に関する諸施策の推進を図るため、森林組合との連携を密にし、地域住民に密着した普及活動を推進する。また集落ぐるみによる保育、除間伐の指導強化、特用林産物の生産技術指導を推進する。

⑦　資金調達に関する事項

整備計画に必要な資金の調達については国庫補助事業、県単独事業の積極的導入を図り、町としても事業達成のために、一般財源の投入を図るほか、安定的な資金確保のため、農林漁業金融公庫資金、林業改善資金の積極的な活用を図る。

⑧　その他必要な事項

自然遊歩道の設置や森林浴公園の施設、また、観光的施設に乏しいので地域住民はもちろん、児童・生徒の野外活動授業や町内外住民の健康増進とレクレーションを兼ねた自然にふれあう森林の森や、自然を生かした観光施設等、森林資源を有効に活用し地域の活性化を図りたい。

以上、本町では昭和六十二年度末の現況（前項）をふまえ、平成十年度を志向して策定された構想であるが、この基本構想によって、

1　森林施業に関する事項
2　総合施業団地の設定に関する事項
3　林道、治山施設等に関する事項
4　林産物の生産流通に関する事項
5　林業経営の改善、合理化および担い手の育成に関する事項
6　林業技術等の啓発普及に関する事項
7　資金の調達に関する事項
8　その他必要事項

右の各項が策定され、その実現を図るべく計画的な取り組みが行われている。

（吉田町林業振興地域整備計画から）

㈡　林政の沿革

1　藩政・明治の林政

薩摩藩の山方、すなわち林政は、勝手方家老の下に山奉行があってこれを管掌した。所役には山方担当の郷士年寄、役人、横目があり、その下に竹木見廻、行司をお

いた。各村の百姓役には下山見廻があり、名子の中から二、三人を選任したといわれる。

当時の林地の種目には、純粋の藩林ともいうべき鹿倉山、鹿倉捨り、御物山、仕立山、御手山などがあり、士民植栽林の部一山、門附山、その他私領、持留地、屋敷林等があった。

鹿倉山は藩公の狩猟用の立入り禁止林であるが、実は良樹林を保護する政策であり、御物山は人別差杉によって植栽した林地のことで別名を衆力山ともいった。仕立山は藩費で雇った人夫で植栽した山林で、御手山は鹿倉山などに作業場を設けて事業を起こし、白炭、黒炭、椎皮櫓木、櫓腕、柞炭、雑炭、山麝、桃皮等の生産をはかる山林である。

※　人別差杉というのは、士民一統に杉のさし付けを課する方法で、初めは一人五本ずつさしたが、後には十本となり二十本となり、樹種も杉に限らず、漆、櫨、茶にまで及び、所の衆が場所を選んで植えさせ、枯損の際は植えた者に補植させた。

郡奉行の支配にある植木は、櫨、楮、漆、棕梠、桑、茶、などで、その支配は明暦以後も寛文ごろ（一六六一～一六七三）まで年々行われたという。仕立山も後には中絶し、植林は専ら人別差杉によるようになり、ついで天保財政改革に当たり、手許仕立山として大規模な植林事業が行われている。

門附山は門ごとに宅外一・二反乃至、五・六反を附するものをいい、門附山の木は代銀納払下げとし、竹は、六部一を給せられた。

作識（農業）用、あるいは水路小破普請用の竹木にはこれを充てたらしい。しかし、楠、樫、櫟等は山奉行方へ申出させ、検査の上不良の木柄だけを伐採を許した。このように門附山も個人の自由になるものではなく、藩、または領主の支配に属していたのである。

部一山は、部合山、諸人仕立山ともいい、いわば今の部分林のことである。鹿倉山、鹿倉捨りの伐り跡、あるいは大山野等の荒蕪地などに植林を許し、成育した竹木は藩と仕立主が歩合で分収するのである。仕立主は郷士、寺社家、百姓、町人に限らず村方を経て願い出れば、郡見廻、庄屋などが支障ないと認めた場合、山奉行に達し、山奉行は郡方へ問合わせ、取調べた上で、部一山免許目録を下附し、通常、三年以内に造林せしめた。後になって仕立主の願い出により分収するが、その際全木の目通りの大小、尺廻り、枝下の長短等を詳しく記帳し、木ごとに規定の代価をつけ、これを合算して分収の高を定め、木柄の大小などは仕立主の希望によって伐手形を渡し、

残りのいわゆる御物山は、松、雑木に限り代銀納払下げを許し、杉木は払下げをしなかった。また入用の時は役々見合わせ公用に伐採した。分収の割合は、はじめ仕立主の歩合を、竹は三分の一、諸木は成木の三分の一、無免許は十分の一としたが、後に正徳五年（一七一五）以前仕立の諸木は従前通りとし、それ以後は半分、無免許は三分の一とした。この半分分収は、はじめは杉だけに限られていたが、後には諸木も同率とした。

しかし、明治維新後、林政が緩むにつれて乱伐が生じその上、十年兵乱の後を受けて樹木の伐採は激しくなっており、そのため当局は、乱伐の防止に努めたが、明治十年（一八七七）八月の布達では、道路並木の伐採について論達し、同年十一月、官有林および道路並木、社寺境内樹木などは、損木、枯木であっても許可なくみだりに伐採することを禁じた。

廃藩置県後の地所払下げ、立木伐採許可地の実地調査によって、県内の水源函養（かんよう）、土砂防止、風潮林、魚附場その他、名勝旧跡の良材山、橋の普請（ふしん）備林などの乱伐が甚だしいことがわかり、干ばつ、洪水、土砂崩れ、風潮の災害は勿論、いろいろな障害の原因となっていることが明らかとなったので、明治十一年一月、各町村に対して、森林の養護と伐採の禁止を令達した。

明治十一年、内務省官吏が来県して、県吏員と協議の上、官林の整備を行い官林簿を作成したが、その時いろいろと紛議が起こった。それは、廃藩後大山県令の処分に係る士族払下地と、各郷共有地に関する処分問題である。本県では、明治八、九年ごろ大山県令が開拓の名目で官山、官林などを士族に払下げたものが多かった。ところが、郷村民は従来から、採薪、焼炭等日常の用に使用してきた山林までも払下げになることを心配し、区戸長および村民等協議出願の結果、郷村内良林の少なからざる部分が、郷村民薪炭用として、一郷、一村共有または大字共有林として許可された。

衆力山、部一山については、関係村民がその栽培保護に非常な努力を払ったので、大山県令在職中に学校資本あるいは、窮民救助等の名目で無償または代価収入の予定で土地立木ともに払下げを許可したが、これも明治十二年に、まだ代価を納入せず、立木も引渡してないものは前県令の指令を取消すこととなった。しかし、それらの土地立木の中には、すでに売買の約束をしたものもあり、また代償を受けとり、学校その他の費用に消費してしまったものもあったので、今さら前県令の指令を取り消すわけにも行かず、そのまま民有地となったものも多かった。

このようにして、国有・民有の別は決まり、民有林の

うちの郷有、村有、集落有、個人有の別も決まったのであるが、当時土地所有権を確認するに当たって課税などについての流言飛語が飛び交ったために、所有権の申告をさけた者もあり、あるいは知らずに怠った者、他の分まで自己の所有として申告した者などがあって、山林の所有に差などを生ずる結果となった。また集落共有林であるはずの山林が、「門」の代表者である「名頭（おつな）」の名だけで申告したために、名頭だけの共有林、すなわち、乙名どん山となって名子は除外されている山もある。なお門屋敷には門附山、屋敷林地がついているが、これらは集落有林や、その名頭のものとなったものなどがあった。

山林は、その栽培保護に多くの人手を要するので、数人共有の山（寄合山・共同山）が多かった。

2　森林法等の変遷

前項に記述したように、明治維新の頃からの森林の乱伐を防ぎ、森林資源の保続培養と森林生産力の増進とを図って、国土の保全と国民経済の発展に資する。と、いう森林に関する基本的な事項を定めたのが、森林法の制定である。その森林法・森林組合制度について、現在までの制定の移り変わりの概要を上げると次のようである。

(1)　森林法

明治三十年（一八九七）
　森林に関する法律の制定
明治四十年（一九〇七）
　全右の改正
昭和十四年（一九三九）
　全右の改正
・日中戦争の戦時体制下で、木材が重要な産業資材としてクローズアップされてきた時期の改正である。
昭和二十六年（一九五一）
　森林法の制定（法律第二四九号）
・太平洋戦争中の軍需物資として、あるいは戦後の復興資材として大量の森林伐採が行われ、森林資源の枯渇が懸念された時期の制定
昭和三十二年（一九五七）・昭和三十七年（一九六二）
昭和四十三年（一九六八）と改正を重ねる。
昭和四十九年（一九七四）の改正
・社会の経済的安定とうらはらに、都市の過密化・公害の激化・水不足等の問題が表面化し、森林の公益的機能に対する要請が強まってきたために改正が行われている。

(2) 森林法の概略（内容）

① 森林計画、農林水産大臣が良好な自然環境の保全等森林の公益的機能の維持増進に配慮しつつ、森林の整備目標等、基本的な事項について定める全国森林計画。これを受けて、県知事が地域の状況に即した具体的事項について樹立する地域森林計画、ほか伐採の届出・開発行為の許可等。

② 営林の助長及び監督、地域森林計画の遵守規則。森林所有者が、単独もしくは共同でその森林の経営について樹立する森林施業計画等。

③ 保安施設、水資源の確保・山地崩壊や風害を防止する等の機能を持つ保安林の指定・解除・整備・治山事業等を実施するため設定する保安施設地区の指定など

④ 土地の使用

⑤ その他、この法律を受けて計画を樹立したり、各種の保安林を整備するなど種々の施業を講じている。

3 森林組合

森林組合は、森林所有者の経済的、社会的地位の向上のための共同組織並びに、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ること、の目的を持つ団体である。その森林組合の沿革について「鹿児島県史…第五巻」および「鹿児島大百科事典」によると次のようである。

(1) 森林組合の沿革

明治四十年（一九〇七）

。森林組合制度の創設……森林法改正の時に創設

造林・施業・土工・保護の四種類の組合であった。

昭和十四年の改正

。戦時経済の進展によって、森林経営を合理化して計画的生産を図る必要から、組合員所有の森林について施行案制度が実施されるようになり、森林組合は地区内の森林資源培養のための生産保続や、森林の計画施業を行う施業案編成実施組合であるとともに、経済事業を行い得る組合となり、その性格は土地組合で強制設立・強制加入であった。

。本県では昭和十六年から十八年にわたって、各市町村を一地区として設立され、組合施業案の編成業務に着手したが、組合も太平洋戦争の激化に伴い、戦時用材の供出などの事業が主となって、戦争遂行の協力機関と化している。

昭和二十六年の改正

。戦中・戦後の乱伐等による森林の荒廃を背景とし、森林施業の合理化と森林生産力の増進の必要から、団体民主化の線にそって、自由加入を原則とする協

同組合として改められた。

昭和五十三年の改正

◦地域林業の中核的担い手としての機能の強化および資源政策を担う公益的性格と、産業政策を担う協同組合的性格を等しく有する必要から、森林組合制度を森林法から分離独立し、森林組合法を、その根拠法とするに至った。

◦組合の行う事業は、必須事業として、森林の適正な管理のための事業。任意事業として、経済（林業用資金の貸し付け、林産物等の販売、林業用物資の購買等）、福利厚生、教育、情報提供、林地供給および森林経営等の事業がある。

(2) 本町森林組合

ア 設立について

昭和十四年の森林組合制度の改正によって、組合員所有の森林について、施業（せぎょう）制度が実施されることとなって、本県でも昭和十六年から十八年にかけて、各市町村を一地区として設立することになった。これにしたがって本町でも設立のための準備を急ぎ、申請を行い、それによって、昭和十七年三月県の認可を受けている。認可証について原文のままを上げると次のようである。

指令　十七林　第一八八號

鹿兒島郡吉田村本名二七一四番地

上竈勘左衛門

外二名

昭和十七年三月六日付申請追補責任吉田村森林組合設立ノ件認可ス

昭和十七年三月十八日

鹿兒島縣知事　薄田　美朝

鹿兒島縣知事之印

十七林第一八八號

昭和十七年三月十八日

鹿兒島縣　經濟部長

鹿兒島縣經濟部長印

鹿兒島郡　吉田村長　殿

追補責任吉田村森林組合設立認可ノ件

昭和十七年三月六日付ヲ以テ首題ノ件ニ關（カン）シ吉田村本名二七一四番地上竈勘左衛門外二名ヨリ申請相成候處本日別途認可候ニ付テハ右認可書ヲ本人ニ交付相成度尚出資第一回拂込ヲ至急為サシメ拂込濟後二週間以内ニ所轄登記所ニ於テ設立登記ヲ爲シ一ケ月以内ニ總會ヲ開キ初年度事業収支計画並ニ鹿兒島縣森林組合聯合會加入ノ件ヲ附議セシメラレ度此段及通牒候也

本町（村）では県の認可により、鹿児島県庁賀島技師の出会を得て昭和十七年七月九日、吉田村立青年学校において、第一回臨時総会を開き、ここに吉田村森林組合の誕生を見たのである。その内容は次のようであった。

。組合員数六六三人中六五四人（委任状によるものを含む）の出席によって行われた。

。決議されたことがらは、本年度の事業収支計画、取扱い林産物並びに手数料の決定、定款（規約・規則等）の決定、鹿沖木材株式会社の株券購入のこと、鹿児島県森林組合連合会への加入のこと、事業資金に出資金を融通することの決定、本年度中の貸付金の最高限度額（一〇〇〇円）の決定、参与委員の選任のこと等である。

。鹿島技師の森林組合に関する講演も行われた。

イ　事業の内容

組合の目的は前項に述べた通りであるが、組合員の所有する森林の経営を代行し、あるいは助け森林生産の保続をはかるのを主目的としている。

。昭和二十一年度、第四回総会における事業収支計画の検討について、次のような意見が出されている。

「収入を得べく、特に木材の密売等の防止に努むる様」また「この事は組合直営事業としたらどうか」等である。更に、昭和二十二年度の総会において、定款変更のことについて協議されているが、第二条第六項として左記のことを挿入する。となっており、

政府の指示に基づく森林産物の生産および配給に関する割当

森林産物の価格統制に関する政府の施策に対する協力

政府の指示に基づく森林生産に必要な物資の割当

等である。

このようにして、終戦当時より昭和三十年代の末ごろまでの間における森林乱伐や密売等に歯止めをかけ、伐採と造林とのバランスを取るための施策（苗木の育苗と、苗木に補助金をつけ造林を奨励する）を講じ、またそのための定款（規約）や施業計画など、年度を追いつつ改正されてきた。

。昭和四十一年度の事業報告書より

総括事項

前年にひき続き、森林造成・保護管理・早期育成等、組合員の経済性と福祉の向上をはかるため、県や村の協力を得て、森林病虫害の早期防除・椎茸の育成指導・苗木の需給・立木調査・森林生産の意欲の向上をはかり、木材委託販売斡旋につとめ、組合員の福祉向上に寄与することにつとめた。

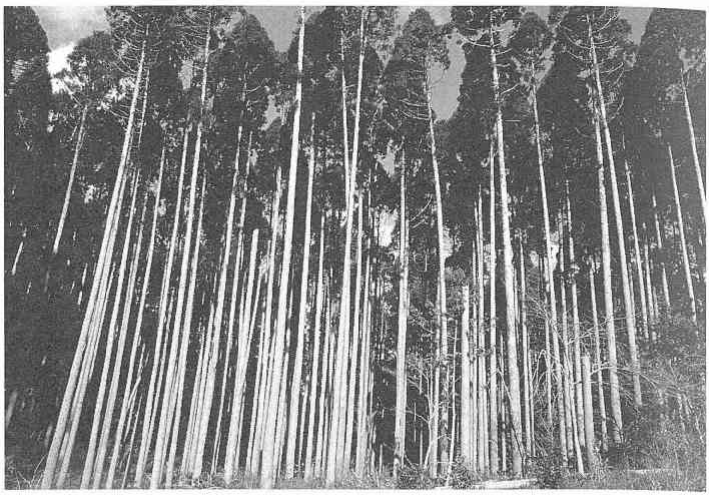

現在の森林（杉）風景

事業状況

指導事業は、組合員に対し、県・村当局の強力な指導援助のもとに拡大造林の推進、林種転換、肥培造林等の普及をなし、また、夏山手入れ、森林病害虫の早期駆除等現地指導につとめ、今後も経済事業と関連させて一層指導部門の強化に努力したい。

販売事業

一般素材の受託販売事業に重点をおき県森連共販所に出荷し、系統利用販売に努力した。今後共、組合員各位の理解のもとに拡大推進したい。

利用事業

組合員の委託を受けて、立木評価および山林の実地測量を実施すると共に適正価格に基づいた価格評価のための指導を行い、造林者のための造林補助金の申

・購買事業

区分		買取購買	
		数量	金額
苗本	山行苗	200,775本	1,388,018
	肥料大		
	幼苗外	43,700本	72,910
しいたけ種駒		50,906コ	45,610
薬剤		21,000K	651,000
其の他			202,757
肥料		287袋	200,210
計			2,560,505

請業務、特に今年は実践高校等の受託造林を実施した。

金融事業

今年はじめて伐調期限償還があり、外に伐調貸付、繰上償還が多かった。

◦昭和四十五年度総括反省事項より

昭和四十五年の造林事業についてはその目標面積は消化されたものの必ずしも順調な滑り出しではなく、昭和四十五年十二月に於いては五五%に達したまま、その後伸び率は停滞したが、総代等各位のご協力により目標面積の達成は果たされた。

造林停滞の要因として、労働力の不足、賃金の高騰木材価格の低迷等により造林に対する先行不安の見方もあったと思われるが、他の事業を含め今後の林業のあり方については、十分研究し、組合員の福利向上につとめたい。

◦昭和五十六年度事業状況より

指導事業

小山地区に集落間伐基盤整備事業を実施し、作業路大迫線を中心に間伐の指導を実施、また涼松・戸口に間伐作業路八〇〇㍍を開設した。

販売事業

住宅産業、紙パルプ業界の不振で木材価格の低迷が続いている中で、一般用材だけは計画を上回る生産があった。（後頁①表参照）

購買事業

造林意欲の減退等で、山行苗は約、五〇〇〇本に止まったが、機械等の売行きは順調に伸びた。（後頁②表参照）

◦利用事業

区分	期首在高	当期回収高	期末在高
	金額	金額	金額
伐調資金	3,259,000	1,441,000	1,818,000
林経資金	700,000		700,000
森林担保資金	600,000		600,000
	4,559,000	1,441,000	3,118,000



林業生産基盤整備事業（林道開設）

利用事業

労働力の不足から、作業班に対する依存度は、年々増大し、保育面積も伸びて来た。（表③参照）

金融事業

組合員の森林保育、林業生産に必要な資金として農林中央金庫資金および制度資金の借入れ斡旋に努めた。（表④参照）

。昭和六十年度総括事項反省より

木材需要の減退に伴う価格の低迷や、特に、台風13号による被害によって、造林意欲の減退等、森林組合はきびしい情勢下におかれ、取扱い量減少により損失金を生じたが、組合の運営について反省し、不況の中で生きる道を考えたい。

。昭和六十二年度総括事項反省より

経済不況、木材需要の低下、何年経っても好転の見通しも立たない不況の中から立ち直るべく努力して来たが、不況の壁は厚く、町および組合員各位の協力を得ながらも欠損金を出したが、一年の反省を土台にして更に努力したい。

⑶　組合員数　出資金並びに総口数

昭和十七年設立以降の加入者数および出資金、総口数の変遷を見ると次のようである。

①　販売事業

区分	受託販売	
	数量	金額
一般用材	380㎥	1,505,591
チップ	5,368,000K	1,221,358

②　購買事業

区分	数量	金額
山行苗	51,100本	2,402,936
肥料	674	1,036,700
薬剤		142,610
機械		1,368,350
種駒		365,700
計		5,316,296

③　森林造成事業　単位：千円

区分	受託		講負		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
造林	4 ha	242	3 ha	944	7 ha	1,186
下刈	89	1,317	20	1,888	109	3,205
間伐	3	41	7	472	10	513
		1,600		3,304		4,904

④　金融事業　単位：千円

資金名	期首在高		当期貸付		当期回収		期末残高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
造林	12	8,562	1	930			13	9,492
林経	19	17,520			1	1,000	18	16,520
森担	22	414,534	1	10,000	16	62,618	20	361,916
		440,616		10,930		63,618		387,928

年度	組合員の数	出資金	総口数
昭・一七	六六三人	二〇円	一、三〇二
〃・二二	六三九〃	二〇円	一、三九八
〃・二六	六四七〃	二〇円	一、四三六
〃・四一	九二二〃	三〇〇円	二、六三四
〃・四八	九〇五〃	五〇〇円	七、七三二
〃・五六	九一二〃	五〇〇円	八、八三一
〃・六三	九一七〃	五〇〇円	一三、一二三

(4) 役員（歴代の役員）

役員は、組合長・理事・監事とし、組合長は理事の中から互選され、理事は総会において、各地区（大字ごとに）から選出され、監事は組合長の推選によって、それぞれ総会の承認を得ることとし、任期は理事は三年、監事の場合は二年となっていた。

組合長（不明の年度を除く）

初　代　上靍勘左衛門　昭・17～昭・22
二　代　山口　義彦　昭・23～昭・41
三　代　児玉　正吉　昭・42～昭・63

理　事

○昭和十八年～二十年
柴山正簪、上野繁藏、上村藤吉、有村武雄、永石利達、濵田藤徳、山口義彦、池田徳助、深見國二、志摩　久、伊地知　稔、玉利仲次郎、上靍勘左衛門、柴山盛義、後藤祐則（昭20、二人退任の補充理事）

○昭和二十一年～二十三年
深見國二、後藤祐則、池田徳助、山口義彦、濵田藤徳、永石利達、上村藤吉、有村武雄、上野繁藏、前田正重、伊地知久男、上靍勘左衛門、柴山盛義

○昭和二十四年～二十五年
後藤祐則、池田徳助、山口義彦、濵田藤徳、永石利達、上村藤吉、有村武雄、柴山盛義、西園貞二、古城　屯、平原　満、伊地知久男

○昭和二十六年～二十七年
山口義彦、池田徳助、後藤祐則、古城　屯、濵田藤徳、永石利達、有村武雄、上村藤吉、柴山盛義、平原　満、伊地知久男

○昭和二十八年～昭和四十年……不明

○昭和四十一年～昭和四十三年
児玉正吉、武　澄清、竹田市二、山口義彦、佐藤　親、川畑國義、永石利達、伊地知秋徳、島津矩久

（昭・42　島津矩久　退任。変わって島津修久　就任）

○昭和四十四年

児玉正吉、武　澄清、竹田市二、佐藤　親、川畑國義、梶原哲哉、平原英一、伊地知秋徳、島津修久

○昭和四十五年～四十六年

児玉正吉、武　澄清、竹田市二、佐藤　親、川畑國義、梶原哲哉、平原英一

○昭和四十七年～五十二年

児玉正吉、梶原哲哉、佐藤　親、川口数雄、平原英一、税所忠秋、鮫島　望

○昭和五十三年～五十八年

児玉正吉、鮫島　望、梶原哲哉、平原　満、後藤隆盛、川口数雄、倉谷英藏

○昭和五十九年～六十一年

児玉正吉、平原　満、梶原哲哉、後藤隆盛、慶田清文、岩切静雄、益口光男

○昭和六十二年～

児玉正吉、梶原哲哉、慶田清文、池田弘美、野添宗平、小坂元藤徳、武　昭幸

監　事

○昭和十七年～二十一年

森園信重（西園貞清）、下坊榮藏、川原新藏、平瀬武藏

○昭和二十二年～二十三年

川原新藏、南　金助、柴山良丸、鮫島　清、山下宗齊

○昭和二十四年～二十七年

南　金助、鮫島　清、山下宗齊、柴山良丸、税所早助

○昭和二十八年～昭和四十年……不明

○昭和四十一年～四十三年

後藤　直、上村藤吉、柴山良丸

○昭和四十四年～四十六年

伊地知秋徳、永石利達、柴山良丸

○昭和四十七年～五十二年

伊地知秋徳、柴山良丸、桝満重盛

○昭和五十三年～五十四年

伊地知秋徳、税所文雄、坂口清治

○昭和五十五年

税所文雄、坂口清治

○昭和五十六年～六十一年

税所文雄、坂口清治、脇田輝志

○昭和六十二年

山下逸二、内　敏秋、江川薩男

監事の任期は初め二年となっていたが後には理事と同じで三年となっていたようである。

(三) 林産物

1 戦前の林産物

林野産物としては、用材（杉・松・檜など）、薪炭、竹材、桐材、たけのこ等があって、特に薪炭については本村の主要産物に上げられていた。当時（昭・七、昭・十三）の林産物を上げると次のようである。

林野産物 ①

種類＼項目 年	面積（反）	材積	価格
用材	昭・7	113反	6,850石	9,554円
	〃・13	320反	15,110石	28,606円
薪炭	〃・7	47反	2,400棚	5,500円
	〃・13	80反	380棚	1,130円
竹材	〃・7	6反	5,000束	1,000円
	〃・13	20反	2,300束	358円

林野産物 ②

品名	年	数量	価額
たけのこ	7	6,000貫	900円
	13	6,000	1,200
白炭	7	17,800	1,780
	13	49,500	13,365
黒炭	7	9,800	1,078
	13	15,300	3,672
杉材	7	3,400石	7,200
	13	7,800	14,720
松材	7	850	924
	13	6,500	11,700

林野産物 ③

品名	年	数量	価額
マ竹	7	3,000束	600円
	13	200	95
モウソウ	7	2,000	400
	13	2,100	263
棕梠	7	8,000斤	160
	13	880	194
竹皮	7	200メ	60
	13	400メ	88
紫草	7	800,000斤	16,000
	13	700,000	14,000

2　用材の生産と製材所の変遷

用材の生産高については前掲の表の通りである。戦前、戦後を通じて製材されたのは、杉、松材が主であった。戦前から戦後までの製材所は次の通りである。

・吉甾製材所・森林組合
　昭和初期から昭和十六年の頃まで行い、戦中に中止し、戦後二十二年から吉田村森林組合が引き継いで、末吉清三氏に委託し四人ぐらいの職員を置いて経営を行い、昭和四十年代に廃業している。
・竹下製材所（西佐多浦桑之丸）
　戦前から現在まで続いているが現在は、需要に応じ竹下氏により委託製材が行われている。
・山下製材所（西佐多浦桑之丸）
　昭和二十年代から昭和三十一年代にかけて就業していたが現在は廃業している。
・中洲材木店製材所（本城、内門）
　戦後創設、現在は渕脇氏により経営操業中である。
・加世田製材所
　戦前、現在の渓谷苑温泉附近において操業。操業初期の頃は動力は、水力（水車）によって行っていたが、戦後は電動によって操業、昭和三十年代に廃業している。
・重富産業製材所
　重富森林組合が主となって、何人か（不明）の出資による株式で創設されたもので、戦後より昭和三十年ごろまで操業している。現在の渓谷苑の附近で、動力に水力（タービン式採用の）を使って製材を行っており、主に枕木や電柱等を生産していた。
・武製材所（宮之浦）
　昭和四十八年に操業、職員三人ぐらいで就業し現在に至っている。
・町田製材所（西佐多浦、桑之丸）
　昭和四十八年に平木の生産専業として操業、のち、昭和六十二年には製材も併せて行い現在に至っている。
・鮫島製材所（西佐多浦、西麓）
　昭和四十九年に、平木の生産専門工場として操業を始め、現在に至っている。
・まるは物産吉田チップセンター（東佐多浦東麓下）
　昭和五十二年、チップの生産工場として操業現在に至っている。
・伊地知製材所（宮之浦、牟礼谷）
　昭和五十四年十月操業以来現在に至っている。
・佐藤製材所（宮之浦三井ニュータウン入口）
　昭和五十五年ごろから操業現在に至っている。

以上、本町（村）における製材業の変遷を述べて来たが、戦前、戦後を通じて生産の大半が村（町）内の家屋（藁葺から瓦葺への改築、新築等）の建築や、鹿児島市戦後の復興、住宅団地造成による建築材として需要に応じて出荷されていたもようである。

だしごろう

チンカラチンカラ音がする
だしころどんの山行きだ
五合弁当牛の背に乗せて
牛の飯米自分でかるて
大きな体を四本の足で
山坂道を登り行く
尾ばを左右に打振り乍ら
むらがるあぶを追いながら
若葉の香り青葉の下を
くぐりて現場に着いたなら
一腹入れて仕事にかかり
大きな丸太にカンを打ち
主の一声動き出す
全身力をみなぎらせ
下品なバ声が乱れ飛び
よだれたらして目をむいて
力の限り引張って行く
牛の姿のいじらしさ
数回山から土場まで引出して
今日はこれまで御苦労さんと
言わないけれど感謝して
山坂下る足もかるがると
里に出たら西空に
一番星の見えて居た。

特に戦後まもなくより昭和三十年代の頃までは需要のピークであった様子でこの時期に、製材所は雨後の竹の子のように増え、その需要に応じて町（村）内の山地に入り立木を買って製材を行い、製品化して販売するといった方法をとっていたもようである。

戦前、戦後まもなくの頃までは、伐採した材木を山地から出すのに林道等の整備がなされていなかったため、運搬の主役は、牛馬等であった。その情景を歌ったのが上記の「詩」である。（中森氏作）

また、個人の家屋の建築に当たって、必要とする量の材木の製材を山中で行う（個人の依託によって山中で製材するもの）つまり「移動製材」の方法も取られていた。明治・大正・昭和初期のころ、山中での製材をするのに、水力（水車）や発動機、電力などの原動力がなかったり、あっても使えない奥深い山では、木挽き鋸（幅の広い大きな鋸）を使った製材が行われていた。

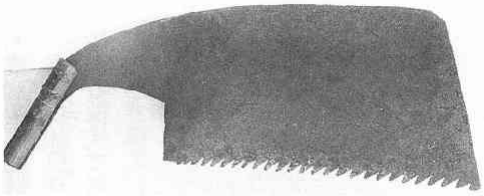

木挽き鋸

この製材を行う人のことを「木挽きどん」と呼んでいた。その木挽鋸は、現在では全く見られなくなったが、各地の歴史資料館や小学校の資料室などでまま見られる程度である。

以上のようにして製材業は、昭和三十年代の最も需要の多かった時期を頂点として、その後、年度を追うごとに需要も少なくなり、更には外材の進出もあって、製材業の経営も難しく、廃業する会社も出るようになり現

在に至っている。

3　木炭・薪の生産

薪炭の生産については、明治・大正・昭和四十年代の頃まで本町の主要産物に上げられるほど、その生産は多かった。

町内各所の豊富な雑木林に恵まれ、自分の持ち山や国有林の雑木林の払い下げを受けたりして切り出し、搬出に便利な場所を選んで製炭、農協（木炭組合も組織されていたもようである）を通じて木炭検査員の検査を受け炭の等級を決めて出荷されていた。

出荷先は、記録不明でわからないが、製炭していた人の話によると、主に、阪神方面や福岡方面などであったという。

上記の表は当時の木炭の出荷量を役場でまとめた広報紙によるものである。

品　名	年	数　量	価　額
白　炭	7	17,800貫	1,780円
	13	49,500	13,365
黒　炭	7	9,800	1,078
	13	15,300	3,672
木　炭	43	7,000俵	2,000千円
	45	100屯	2,000千円

製炭の方法については、雑木林の中か、搬出の利便を考えてシラス土壌（本町は大部分が、この土壌である）の斜面に横穴式炭焼がまを作って（左略図）製炭した。（大部分の窯（かま）がこの方式であった）

戦時中（太平洋戦争）には、製炭した炭を入れる俵が不足がちで、俵の原料になる、「ススキ」取りや俵作りに、小学校

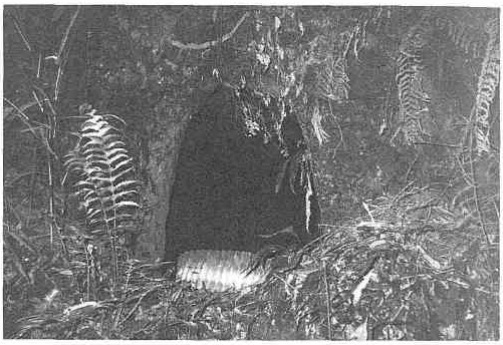

横穴式炭焼がまの炊口

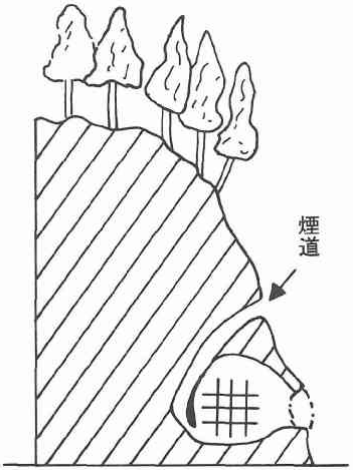

横穴式炭焼きがま断面図



炭焼がまの煙道（かまの奥から上部の地表へ通じている）

たことが推察される。

「藩林として鹿倉山・御物山・仕立山・御手山などがあり、士民山には、部一山・門附山・共力山などがあって、之等の山にはそれぞれ石室を置き山神を祭った跡が残っている。」

松川内の山神石室　石室一個に左の文字を彫（ちょう）す。

の児童の奉仕等も行われたということである。

※　山神碑（吉田炭山碑）

これまで明治以降の製炭について記述してきたが、次のような記録によって、古くから製炭されていた

薩列（さつしゅう）吉田御物炭山　鹿児島受人　押川惣右ヱ門（横）

主元　豊前ノ八兵衛外列記（横）

山見廻　加藤　外列記（正面）

元禄二二辛未十一月十一日結衆敬白

奉造立山之神供養

行司　安田伝右ヱ門

竹木　後藤　藏之助

以上、原文のまま記した。この碑（石室）は現在では見当たらない。四、五年前まではあったという。いずれにしても藩政時代の昔から、村内各山地で製炭されていたことが伺える。

註!!　右記の元禄二二年は二十二（プラス）（四）として元禄四年を表し、四は死（し）と縁起をかついだものであろうか。



山　神　碑

薪の生産は、木炭についで、ことに戦前・戦中・戦後三十年代の頃までは、生活の中での炊事・ふろ沸し等や煙草の乾燥などに多くの薪が使われており、その需要は高かった。

昭和四十年代に入って日本の産業が進展するにつれて各家庭で使う炊飯器具および燃料（電気釜、LPガス等）などの変化によって、「薪」の需要は少なくなり現在ではふろ沸しに時々使う程度となっている。

まるは物産吉田工場が、昭和五十二年に東佐多浦の東麓下に建設され、チップの生産が始められた。本町の雑木の大部分はこの工場に送られて、パルプの原料として川内市中越製紙工場等へ出荷されている。

最近の本町でのパルプ用材の出荷の実情は、次の通りである。（吉田町森林組合事業報告書より）

年度	数量	金額
昭61	二〇六・八t	一、六五五、三一一円
〃62	二七六・五〃	二、二一二、三六六円

4 その他の林産物（後期資料参照）

(1) 竹林

資料編に詳しく述べてあるが、本町では、ホウライ竹（キンチク）、ホテイ竹（コサン竹）、マ竹（苦竹（にがたけ）、カラ竹）、メ竹（シノ竹、ナヨ竹）、モウソウ竹、カンザン竹（大名竹）、ヤ竹などが生育し、いろんな物に利用、活用されてきている。その中で、二～三の例を上げると、次のようである。

① マ竹（本町では、ニガ竹、カラ竹と言っている）
藁屋根用として使われ、町外にも出荷する時もあった。また、細工物やさお竹等に使用されている。

② メ竹（しの竹、ナヨダケ）
家の垣根や、笛、きせる、細工物等に使われる。

③ ホテイ竹（こさん竹）、つりざおや杖等に使用。

④ モウソウ竹
たけのこや、いろいろな物の加工用として使われ、その使途は広く、特に、いけす用として町外への出荷もあった。

(2) 筍

たけのこについては、昭和の初期から現代にかけて生産されている。現在は、県農業改良普及所、町行政の奨励もあって早掘りたけのこの生産も年々盛になりつつある。現在は各戸で生産し、各農協を通して出荷している。

(3) しいたけ

町当局では、森林施業計画制度を始め造林、林業構造改善事業、森林総合対策事業等地域の特性を生かした林業の諸対策として、特用林産物の生産増強を図る手だての一つとして「たけのこ・竹材・しいたけ」などの生産技術の向上に努めて、その増産に力を入れており、現在に至っている。その一事例として、しいたけ栽培について次に述べたい。

しいたけ生産組合

① しいたけ栽培同好会の結成

動機

雑木が、パルプや薪としての需要が近年とみに減少して、山林や特に宅地、田畑の周囲の雑木が支障となって来る等、その伐採木の利用を考え、「しいたけ」の生産にふみきる事とした。

会員

昭和五十八年七月十五日、五人で発足する。

特用林産物生産の推移

単位：千kg，千束

区分	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
しいたけ（乾）（kg）	—	—	—	—	—
〃（生）〃	500	500	500	1,900	1,200
たけのこ（t）	15	20	7.5	160	51
竹林（千束）	0.4	0.4	0.2	6.6	6.5
木炭（t）				7.2	7.0
くり（t）	0.5	0.5	0.5	3	3

活動

発足当日、五人で蒲生のしいたけ栽培農家二戸を訪問、栽培の方法等を研修し、早速始めることとした。

原木の準備・菌の選択・菌の植え込み・採集までの管理・採集・販路（集荷場の指定含）等の手順と技術

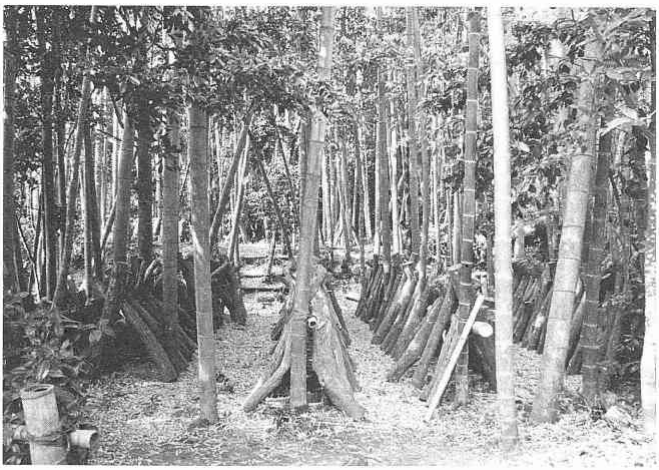

竹林の中のしいたけ生産

などの研究を相互に行いつつ進めていった。

役　員

会長、床次國治　副会長　中馬十三郎・南　幸雄

② しいたけ生産組合への発展

昭和五十九年四月一日、町の指導によって組合として、会員数十六人で発足した。この日総会を開き規約等を審議し「吉田町飯山地区椎茸生産組合」は正式に自主生産団体として発足した。

目　的（第二条）

椎茸生産の原木は、造林の支障となる雑木の伐採をして利用し、環境を整える。将来は原木や種菌の共同購入、生産品の共同出荷等によって林産物所得の増収をはかることを目的とする。

事　業（第四条）目的達成のため次の事業を行う。

1　原木の斡旋・原木の倒伐・種菌駒打込み等の共同作業

2　種菌の共同購入・生産品の共同出荷をして経営の合理化をはかる

3　会員の技術向上を図るための講習会および先進地の視察

4　その他、第二条目的達成のため必要な事業

役　員（第六条）この組合に次の役員をおく。

組合長一人　床次國治、副組合長一人、岩元克己。

出荷責任者一人　南　幸雄。

監事　大山正己・枝元　幸。

③ 平成二年現在の生産組合

主な活動目標

原木伐採の時期連絡・種菌注文数集約、注文、配布打込み作業連絡・生椎茸出荷の日程連絡

現在の会員数……十四人（男十三・女一）

現状と問題点

運営上……高齢者と病弱者が多く組合員も二人減で残りの組合員も病院への入院、通院者が多く、最初の意気込みはない。（高齢者が多く平均七十三歳）

活動上……生椎茸の価格の変化で収益が上がらない。

菌興二四一号で発生時期が十一月下旬から三月までで、自然発生で出荷時が同じである。

今後の活動について

現状の継続と維持に力を注ぎ、組合の存続を図っていきたい。

（以上、しいたけ生産について、本名、飯山地区の床次氏の話と、林業グループ現況報告書より）

(4) 紫草（ムラサキグサ）

戦前（第二次世界大戦前）まで続いていたと思われる紫草は、山野に自生していたものを根（この根が染料としての原料となったもよう）ごと採集して染料の原料として出荷していた。（前掲の資料表、林野産物の③参照）この表によってわかるように、昭和七年、昭和十三年ともに多くの紫草が出荷されており、当時としては多額（昭・七＝一万六〇〇〇円、昭・十三＝一万四〇〇〇円）の収入があった。しかし、戦後は化学染料の普及によって、ほとんど需要がなくなり現在では全く出荷されなくなっている。

㈣ 植林事業の功績者

「西園杉」生みの親「西園貞助」は、嘉永五年一月十五日に、吉田村本名に生まれ、昭和二年七十六歳で亡くなっている。

若い頃から植林事業に熱心で、杉樹薩摩目浅中に一種の特異なもののあることに気づき、これの杉苗化に努めた結果、明治十六年の頃には植林を行う程となった。このことが営林署や農業会等に聞こえ、視察研究するところとなって、その価値が大きく認められ「西園杉」として県内に広まっていくこととなった。

西園杉の特長は、薩摩目浅の一種であるが、薩摩目浅と比べて成長が早く、二十九年で目通径九寸の普通苗木に比較して一尺七寸の発育ぶりで、約二倍近く、更に伸長力もすばらしく植栽四年で二間半にもなった。

国家社会のためにと、山林会等へも多くの苗木を寄附し、広く社会へ栽培される事を望み、また、世の山林家へこの恩沢を分かって行った。

以上のような功績に対して、大正十二年十二月二日、時の鹿児島県山林会長小幡豊治氏により「林業に対しその功、特に顕著である」として表彰状を授与されている。植林事業の功労者といえよう。

五、畜　産

㈠ 牛、馬の飼育

牛、馬は、昔から主に役畜として多くの農家に飼育されていたようである。明治十七年の県地誌によると本町の飼育頭数は、牛二四二頭（雄一七三頭、雌六九頭）馬一二二七頭（雄一二〇頭、雌一一〇七頭）となっている。牛、馬は、ほとんどの農家に一、二頭ずつ飼われ、動力機械がまだなかった頃、諸物資の運搬や農耕用、林産物の搬出などに使われ、飼育農家では畜舎の管理、飼料の与え方、家畜の手入れなど、家族の一員のような気持ちで、かわいがって育てたものである。

牛や馬の背に鞍をつけて人や物を運んだり、鋤（オコシ）を引かせて田畑を耕したり、引き綱をつけ「カン」を木材に打ち込んで運んだり、ソリに木材その他を積んで運んだりした。狭い山道から林産物を搬出するのには牛、馬の力が大いに役立ったものである。

また、牛車（ダシグイマ）や荷車、荷馬車を引かせて物を運んだり、客馬車（コウトウ馬車）を引かせて人を運んだりした。

畜産概要　（村勢要覧から）

年次		大正10年	同14年	昭和７年	同13年
牛	頭　数	359	426	814	973
	出産数	92	122	177	254
馬	頭　数	892	518	425	119
	出産数	75	46	15	3

特に、馬は乗馬や軍馬にも使用した。牛、馬は堆廐肥の増産で地力向上にも役立ち、肉用（牛肉、馬肉）としても用いられ、子牛、子馬を生産したり、肥育して販売するなど、農家の大きな収入源にもなっていた。

牛、馬の飼料には、主に稲藁や青草を細かく刻んで与えた。また、牛、馬の「はん煮」といって一日一回ぐらい、甘藷や野菜くず、大豆や大豆粕、えん麦などを煮て塩や味噌などで味付けして与えた。大概の家では男の人が朝草切りといって、朝食前に田畑の畦畔や山野の草切りに行き草刈りかご一ぱいに詰め背負って帰るのが日課であった。

また、男の子たちも上級生になると毎日、下校後すぐに草刈りに行き、手伝うのが日課であった。

畜舎の清掃も毎日行い、床に敷いた藁や鋸くずは糞尿と一緒に堆肥材料にした。大正十年ごろまでは上記表のとおり馬がたくさん飼育されていたが、馬はだんだん減少し、牛が多く飼育されるようになった。

特に、日中戦争がはじまったころからは軍馬徴発の影響などもあって馬の飼育頭数は減少した。しかし太平洋戦争後国土復興期には、木材の搬出用に牛馬が多く飼育されていた。

昭和四十年ごろからは馬の飼育数は減少し現在はほとんど飼育されていない。

牛は、主に黒毛和牛が明治以来飼育されて、生産牛

畜　産（牛）　（村勢要覧から）

年	種　別	生産量	生産額	販売額
昭43年	仔　牛	頭 240	千円 28,600	千円 23,000
	肥育牛	〃 160	〃 28,800	〃 28,800
	産　乳	K 148,200	〃 4,987	〃 4,300
昭45年	仔　牛	頭 266	〃 22,980	〃 19,310
	肥育牛	〃 251	〃 45,180	〃 45,180
	産　乳	K 178,000	〃 8,188	〃 7,774

や肥育牛として飼育する家庭が多かった。

乳牛の飼育については次のような記録が残されている。

「鹿児島県で酪農が本格的に取り上げられたのは明治四年（一八七一）八月に、知識兼雄（鹿児島市山下町出身）が、当時吉田郷宮之浦村牟礼ケ岡にあって「薩摩藩吉野牧（馬）」とよばれていた現在の牟礼ケ岡・牧、ゴルフ場一帯約八〇〇㌶を藩庁から貸し下げを受け、乳牛を放牧したのが始まりである。

牧場の牧舎はしゃれた西洋式で屋根にはのどかにハトが舞っていた」

とある。

兼雄は、明治元年から自作地で乳牛を飼っていた。同三年英人医師ウィリアム・ウイルスから搾乳法を習っていたので、搾乳業を始めた。しぼった牛乳は牧場からかついで現在の県庁前の農事社に運び、店頭のハカリ売りのほか、注文があれば戸別配達もした。

生産量が増えるに従って売れ残りも増え、生乳販売だけでは処理できなくなったこともあって、明治四年十月鹿児島市の原良に工場敷地を借り、コンデンスミルク工場を建て同五年一月から生産を始めた。

明治十年（丁丑）、西南の役の戦火で牧場は焼かれた。戦後すぐに政府資金一万円を借りて再建した。

牛乳が庶民の飲み物として県内に普及し始めたのは、明治十年ごろからであるとされている。（鹿児島百年）

太平洋戦争後昭和四十年ごろから南地区の方で多く飼われ、乳牛の飼育戸数・頭数は左表の通りであったが現在は町内で二戸の酪農家が一〇〇頭近くを飼育している。和牛については、昭和五十年ごろまで生産牛の飼育家庭が多く、多数の子牛を生産していたが、肥育牛を飼育する農家とともにだんだん減少し、現在は、牛を飼育する農家は激減した。一方では多数飼育に取り組む農家や、南農協の肥育センターなどで多くの肉牛が飼育され、現在は約一〇〇〇頭近くが飼育されている。

家畜の飼育状況　（経済課調べ）

区	分	50年	55年
乳　牛	飼育戸数	4	3
	〃　頭数	78	71
生産牛	〃　戸数	287	231
	〃　頭数	513	317
肥育牛	〃　戸数	130	29
	〃　頭数	140	182

畜産概要　（県統計年鑑から）

区	分	昭．61年	昭．62年
乳用牛	飼育戸数	3	2
	〃　頭数	120	90
肉用牛	〃　戸数	178	180
	〃　頭数	930	940

(二) 豚の飼育

豚の飼育はいつごろから行われるようになったかわからないが昭和七年～昭和十三年ごろの飼育状況は表の通りである。

当時の養豚農家は、廐舎の一部を利用して簡単な豚舎を造り、一、二頭を飼い始め、子豚を生産業者から買い入れて、残飯や野菜くず、甘藷、豆腐粕などを煮て与え、六カ月ぐらいで業者に販売していた。

昭和三十年代後半ごろから、肥育豚をはじめ子豚の生産が増加し、昭和四十年代には、豚舎の改善、人工受精による子豚の生産が増加し、多頭肥育が行われるようになった。

昭和五十年代からは養豚農家がだんだん減少し昭和六十年代になり急減したが、一戸当たりの飼育頭数が多く、次表のような飼育頭数である。



吉田南農協肥育センター

豚の飼育　（村勢要覧から）

	大. 10年	大. 14年	昭. 7年	昭. 13年
頭　数	——	——	48	21
出産数	——	——	13	19

年	種　別	生産量	生産額
昭・43	子　豚	頭 840	千円 8,400
	肉　豚	〃 672	〃 13,440
昭・45	子　豚	〃 1,340	〃 13,400
	肉　豚	〃 370	〃 8,880

豚については、需要に即した計画生産を基本に、生産から肥育までの一貫体制を推進するとともに、系統豚「サツマ」の活用、優良大型種の導入により、経営の合理化、安定化を図る施策が行われている。

豚の飼育　（経済課調べ）

区分		昭.50年	昭.55年
生産豚	飼育戸数	41	29
	〃 頭数	134	151
肥育豚	〃 戸数	3	3
	〃 頭数	560	450

豚の飼育　（県統計年鑑）

区分＼年次	昭.61年	昭.62年
飼育戸数	9	10
〃 頭数	860	690

㈢ その他の家畜

太平洋戦争後から昭和三十年ごろまでは、乳を取るための山羊や毛を取るための緬羊なども多くの農家で飼育されていたが、現在はほとんど飼育されていない。

六、養鶏その他の家禽類

鶏の飼養についての古い記録はないが、本町でも昔から各農家に数羽ずつ飼われ、品種はシャモや地鳥で肉や卵はほとんど自家用に使われていたようである。特に鶏肉は正月や各種祝い事の料理として珍重され、卵も病気の時以外はほとんど口にしないくらいに大事にしていた。

太平洋戦争前の飼養状況は表のとおりである。その頃の飼料は、残飯や米糠に野菜くずその他の青物を刻んでまぜ、水でこねて与えていた。放し飼いにする家庭が多く農作物を荒らし、他人に迷惑をかけるので、後からは放し飼いが

養　鶏　（県統計年鑑から）

区分		昭.51年	昭.56年	昭.62年
卵用種	戸数	戸 16	戸 240	戸 225
	羽数	羽 24,697	羽 16,100	羽 18.000
肉用種	戸数	戸 18	戸 18	戸 16
	羽数	羽 578,500	羽 625,000	羽 600,000

養　鶏　（村勢要覧）

区分	昭和７年	昭和13年
飼養戸数	戸 1,260	戸 1,151
羽数	羽 7,445	羽 12,410
産卵価額	円 6,878	円 3,890

養　鶏　昭和45年（村勢要覧）

種別	生産量	生産額
鶏卵	K 256,500	千円 39,757
ブロイラー	羽 1,100,000	〃 242,000

禁止され、柵飼いするようになった。

鶏の品種としては、採卵用の白色レグホン・名古屋コーチンなど、肉用としてはプリマスロック（ゴイシ）、ロードアイランドレッドなどが多く飼養されていた。

太平洋戦争後しばらくして、トウモロコシや魚粉などを主とする配合飼料が出回るようになり、多数羽経営を始める専業農家も現れた。

昭和三十年ごろから農業構造改善事業の一環として養鶏が奨励され、数戸の農家がゲージを利用した五千羽養鶏や三千羽養鶏にとりくんだ。飼料購入や鶏卵の販売は農協を通じて行っていた。

しかし、四十年代後半になり、飼料代の高騰や、卵の生産過剰による価格低迷が続き、その上ニューカッスル病発生などのため経営不振となり次々に廃業し、現在では大型の採卵養鶏場は内田養鶏場と岩戸養鶏場だけになってしまった。

昭和四十年代に南地区では、食肉用の若鳥を育てる大型のブロイラー養鶏場ができ、極力合理化され、昭和四十五年ごろには一一〇万羽の生産をあげるまでになった。

昭和五十年代には、十八戸・六二万羽ぐらいのブロイラー飼養が行われ、昭和六十二年度は、表の通り十六戸に飼養農家は減少したが、やはり六〇万羽ぐらい飼養されている。ブロイラー生産については、鶏肉処理工場（伊地知種鶏場）が町内にあり、今後も増産されることであろう。

飼養管理技術の面では、素ビナの供給体制等生産物の斉一化を進め、環境の清掃整備および消毒を励行し、自衛防疫を図る必要がある。

需要に即した計画生産の推進と経営改善に努め、気候風土に適した飼養給与技術のもとで生産性の向上を図らなければならない。

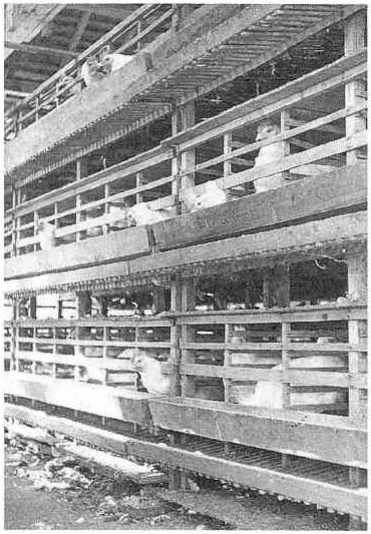

採卵養鶏

その他の家禽類として、太平洋戦争後から昭和三十年ごろまでには、七面鳥・鶖鳥・アヒルなども多く飼われていたが、現在では少羽数が愛玩用として飼われているようである。

七、水産業

(一) 魚種と漁法

吉田町の水産業は内水面漁業であり、特に見るべきものはない。

三国名勝図会によれば、吉田を潤す女山川（本名川）思川の二つの河川には古くから香魚（あゆ）・うなぎ・大なまず・すっぽんなどが住みついていたとみえ、それらの魚名があげられている。

佐多浦を流れる思川は、土地改良工事（昭和三十二年開始）が実施される以前までは、曲折がひどく、所々に「淵」や「ヤネ」と呼ばれた深みがあり、水の流れも清く、あゆ・こい・うなぎ・かに・えび・ふなどの絶好の住み家になっていた。

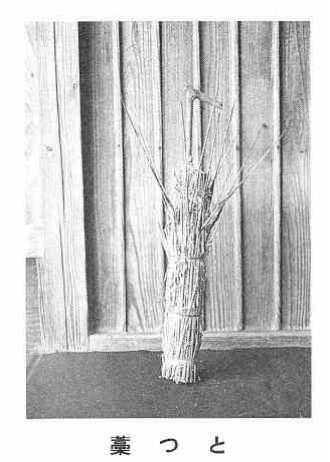

藁つと

漁期ともなれば、娯楽の少ない山間の吉田の人たちにとって、唯一の楽しみである漁獲が始まり、各家庭の「いろり」の上に吊るしてある「藁つと」には、竹串に刺されたあゆやえびがよく見かけられた。

漁獲の方法はいろいろあったが、うなぎを採る場合は、穴づり・つけばい・てごつけ（次頁図ニ）などのほかにも「川セキ」といって、小川を塞き止めて、バケツなどで水を汲み干し、うなぎがノロノロ出てくるのを手でつかみ取る方法もあった。

あゆを採るには、チャプリン・友づり（次頁図イ、ロ）のほか、潜水して水中であゆを「ヒッカケ」て採ったり投げ網を使う方法があった。

えびを採るには、田ビナくし（次頁図ハ）といって、餌になる田ビナの身を長い竹串にさし、川のよどみに漬けて、暫く待っていると、えびがノコノコと寄り集まってくる。そのえびの尾の方から網をそっと近づけると、えびは後ろに跳ねて逃げようとして、えび採り網に捕らえられる。このほか、自分で作った四角い網の中央に餌をおいて水中に沈め、餌に集まったえびの入った網を引き上げる方法もあった。

これらは、すべて一人で楽しむ漁法であったが、数人で協力して行う漁法として「ヤナ」を掛けたり「ウケ」を漬けるなどの方法もあった。

稲の花が咲く頃の夕暮れに「うなぎてご」や「がねてご」を川のよどみに漬けて、翌日の早朝、胸を躍らせな

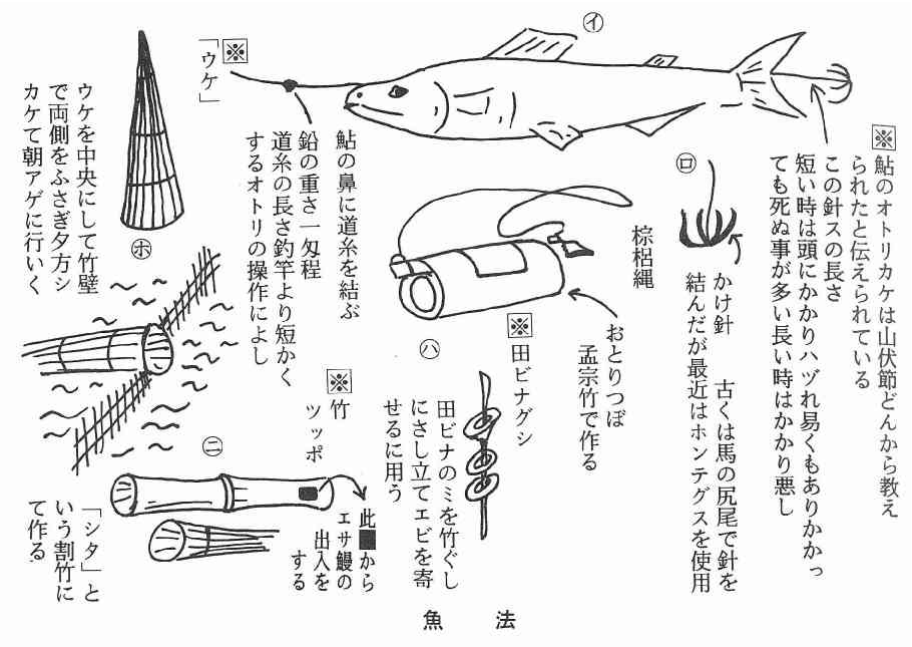

がら引き上げに行く子供たちの姿はもう見られなくなってしまった。

戦前には豊富であった魚群も、戦後、水田に農薬を使用するようになったり、河川改良によって川石が少なくなり、水ごけも生えず、深みもなくなって、魚の住み家も失われ、魚群は減少の一途を辿りつつある状態である。

(二) 思川漁業組合

前記のような状態を、見るに見兼ねた地元の人たちが、幾度か会合をもって語り合い、始良町の有志と共同して、思川漁業組合が昭和三十五年八月一日設立された。平成元年現在の会員数八十四人、うち、吉田町の会員三十三人、始良町の会員五十一人である。初代会長が古木保喬、現在の二代会長が後藤影雄で、主な事業としては、思川保全事業、魚類の保護・増殖を図ることなどで、禁漁区の設定、漁獲法の制限、稚魚の放流などの事業が実施されている。

昭和六十三年度の稚魚放流量は、次の通りである。

あゆ　一八〇キログラム　こい　三二〇キログラム
うなぎ　一五キログラム　かに　五〇キログラム

毎年六月一日をあゆの解禁日とし、鑑札制を実施している。

八、商業

(一) 商業の移り変わり

1 野町

藩政時代、薩摩藩では生活物資はすべて自給自足することを建て前としてきたが、時代の進展に伴って社会機構が複雑になってくると、自給自足だけでは間に合わなくなり、商い（流通経済）が行われるようになった。

野町は藩の指定による商業地で、原則として一郷に一町を郷士屋敷（麓）近くに置いたが、郷士や百姓の必需品を調達するだけのごく貧弱なもので、商品の種類も極めて少なく、みすぼらしい所が多かった。

始めは、岡町と呼ばれていた所もあったが、正徳元年（一七一一）十月、岡町と呼ぶのは相応しくないので、今後、野町と呼ぶように改められた。

野町の行政は、郷士が部当として野町の長となり、部当を補佐する役職として、町人から選ばれた小部当（年行司）があった。

部当や小部当を直接指導監督したのは、郷役人である横目で、横目が野町の支配にあたっていた。

当時は野町に対する統制が非常に厳しく、業種に応じて礼銀は徴収するし、酒なども役人が味利きした後でなければ売ることはできず、縁組みも、野町（町人）から在（百姓）へは許されたが、在から野町への縁組みは禁止された。従って、縁組みは野町同士で行われることが多かった。

また、野町に住む町人は、商売だけでは生活が成り立たなかったので、食べるだけは農耕しながら商業を営むという半商半農の生活を営んでいた。当時の野町の様子を物語るものとして「薩摩見聞録」に、次のような記述がある。

「いま、外城に至りて見るも、幾百戸の士族が周りを取り囲める其の中に、多きは数十戸、少なきは五戸・三戸の商家がいともみすぼらしく立ちたるのみ。（中略）他国の都邑とは全く反対にて、城下商人の一部のほか、如何なる宿駅も其の町家更に見るに足るものなし。これもその筈にて、商人は世間のいわゆる商人にあらず、全く、ただ士族の御用足しにして、その一定したる少数者の必需品を調達するに過ぎず、（中略）商人には更に富を致し家を興すの機会もなし。その日その日の米薪の代を得れば、まず仕合わせと思えるまでなり」

これが、当時の薩摩藩における野町の姿であった。

2 野町のある郷とない郷

前述のように、野町は藩の指定によるものであり、一郷一町を原則としたが、次表に示すように、野町のある

野町のある郷とない郷

区分 / 国名	野町のある郷				野町のない郷			
	直轄地	私領		計	直轄地	私領		計
	地頭所	一所持			地頭所	一所持		
薩摩	二一	四		二五	一七	九		二六
大隅	二一	四		二五	一四	三		一七
日向	一六	一		一七	三			三
合計	五八	九		六七	三四	一二		四六

郷が六十七郷（五八%）に対し、ない郷が四十六郷である。

薩摩の国について見ると、野町のある郷は、吉田郷を始め伊集院・市来・樋脇・東郷・高城・野田・高尾野・出水・大口・山野・羽月・鶴田・山崎・大村・頴娃・川辺・加世田・阿多・田布施・伊作の直轄地（地頭所）二十一郷と、私領（一所持）である入来・宮之城・知覧・今和泉の四郷とを合わせて二十五郷である。

同じく野町のない郷は、郡山郷を始め串木野・百次・隈之城・高江・山田・中郷・水引・阿久根・長島・谷山・指宿・山川・坊泊・久志・秋目・甑島の直轄地十七郷と、私領である永吉・吉利・日置・平佐・佐志・黒木・藺牟田・喜入・鹿籠の九郷を合わせ二十六郷であった。

野町のない郷には、これにかわる浦町（浦浜町）や門前町が置かれているようだ。

大隅の国では、野町のある郷が二十五郷、ない郷が十七郷。日向の国では、野町のある郷が十七郷、ない郷が三郷となっている。

3　吉田の野町

吉田の野町は、いつごろ形成されたかはっきりわからないが、この町をつくるために伊集院から七戸が移住してきたと伝えられている。

野町の跡は東佐多浦の城内南集落にある、通称「町」とよばれている地域で、現在では一軒の商家も無く、野町に縁のある民家（谷口・山之内・海江田）が七、八軒立ち並んでいるだけである。

天明の頃、噯（あつかい）（郷士年寄）を努めた伊地知喜右衛門が寛政六年（一七九四）に書いた「薩州鹿児島郡吉田神社仏閣旧跡改帳」に、

一、人躰（にんてい）（人数）　百壱人
一、竈（かまど）　十七
一、地頭仮屋より　巳方四十二間
野町

とあり、寛政の頃には、野町に十七戸の家があって、百一人が住んでいたことは明らかである。

古老の話や伝承によると、町の道幅は広く、二間余り

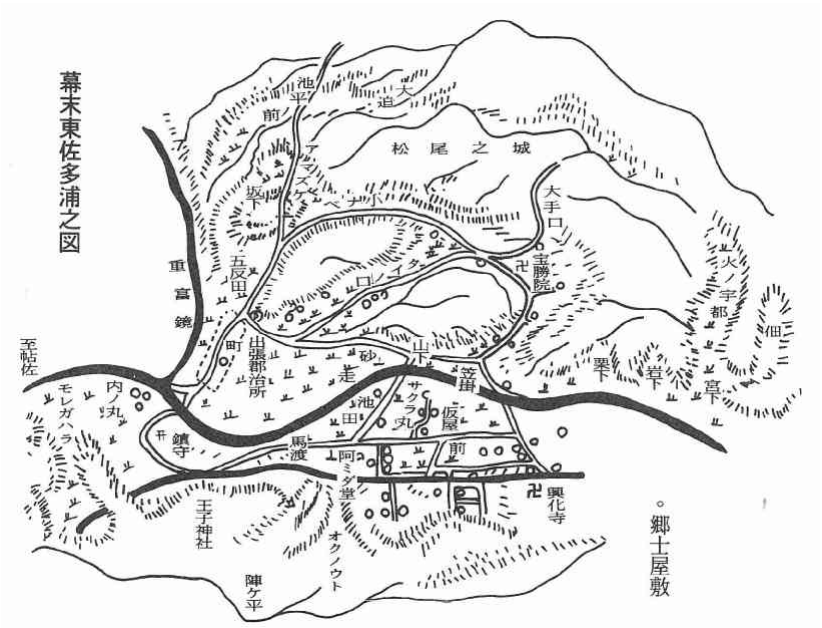

（約四㌔）あり、路の両側には小溝が設られていた。屋敷は六畝（六㌃）ずつに区切られ、野町には必ず祭られていた恵比須様と井戸を中心にして、上町（かんまち）と下町（しもんまち）に分かれており、夏は恵比須様の六月燈、十五夜には上町と下町とに分かれて盛大に綱引きが催されていたという。

家の造りは、下ろし戸で中央が広い土間になっている店屋（たなや）造り、屋根は茅葺きで、油屋だけが瓦葺きであった。

店では、前にも述べたように、郷士や百姓の生活必需品を商っていた。酒屋・麹屋それにクヤどんと呼ばれる染物屋が、上クヤ（カシタンクヤ）・下クヤ（シモンクヤ）の二軒あった。その外、饅頭屋・荒物屋・うなぎ屋・豆腐屋兼宿屋などがあったようだ。

明治の中ごろになると、煙草屋・呉服屋・雑貨を取り扱う店などもでき、煙草を仕入れて上方に売りに行き、帰りは大阪に立ち寄って呉服などを仕入れ、手広く商いをした人もあったという。

地頭館（地頭仮屋＝後の戸長役場）の近くにあることなどから人々の往来も多く、佐多浦は勿論、本城・本名遠くは郡山・触田辺りからの客も多かった。また、町の人たちは、郡山の花尾市（いち）のときなどには、出店を出すために夜の明け切らぬうちに家を出て行くものだった。

明治十七年（一八八四）の県地誌、東佐多浦村の項に

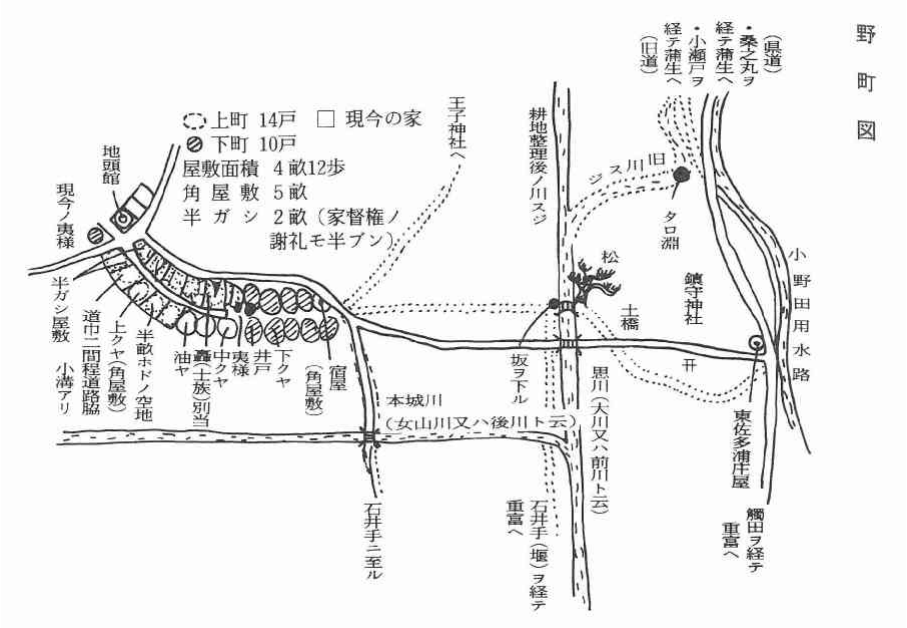

「郵便局　本村ノ南字町口ニアリ仮設」とあって、野町の一郭に仮設郵便局も設けられたほどであったが、土地が低く、幾度となく水害に悩まされた。特に、明治三十二年の大暴風雨では、油屋一軒だけを残して、他は全部倒壊したため、これを機会に移転する家もでてきた。また、維新後は士や百姓でも商業を営むことができるようになったことから、野町以外にもあちこちに商家があらわれるようになって、野町は次第にさびれていった。

4　市と行商

(1)　市

「市かぜに吹かれると、風邪をひかん」という諺があるほど、私たちの生活と市の繋がりは深い。

野町で取り扱う商品の種類は限られたものであり、商業としては貧弱なものであったので、これを補うために定期的な市が開かれていた。

市では、主として農民を対象とした農耕用具の鍬・鎌・山林用の鉈（なた）・鋸（のこ）、大工道具の鑿（のみ）・鉋（かんな）、生活用品の鍋・釜・竹笊（ざる）（バラ・ショケ）類・瀬戸物などが多く並べられ、農民自身も農閑期を利用して製作した藁工品・竹製品・雑穀等を持ち寄って、物々交換したり、現金化したりしたものであった。

吉田では、このような市は開かれなかったので、近郷

の蒲生市や郡山の花尾市が開かれる日を待ちあぐみ、隣近所で誘いあって出かけるものであった。

蒲生市は、暮れの十二月二十三日と二十四日、二月の二十三日と二十四日の年二回開かれ、十二月の市は俗に「歳の市」と呼ばれて、正月用品の商いが多く、これで正月の準備がなされた。二月の市は、節句前であることから「人形市」と呼ばれ、また、歳の初めの市であることから「初市」ともいった。

近ごろは、時代の流れか、並べられる商品も、農耕用具のほかに植木類も多く、県内各地からの商人が参加して開かれている。

欲しいものは、何でも、いつでも買える時代でありながら、市で求めなければと市の来るのを待つ人も多い。市には歴史と伝統があるので、今後とも絶えることなく続くことであろう。

(2) 行　商

稲の取り入れが済んで、正月近くになると、大きな風呂敷包みを背負って衣料品を売り歩く人や、鰹節や干魚を竹籠に入れて各家庭を回って歩く枕崎のおばさんの特徴あるアクセントの語り口が耳に残る。

古老の話しによれば、昔は伊集院の苗代川（美山）方面から、壺や茶碗などを売り歩く行商人も多く、現在でも台所などにあるハンズ（半胴）などはその名残であるということだ。

遠くは越中富山からの置薬行商があった。家庭救急薬品を箱に入れて置いていき、一定期間たってから再び訪れて、使用した薬の代金を受け取り、また薬を補充しておく。「越中ドンの薬」として親しまれたもので、子供たちも手土産の紙風船などを楽しみに、越中ドンの訪れを心待ちするものであった。

(二) 吉田の商業

1　明治から昭和初期の商業

明治十七年鹿児島県地誌、東佐多浦村の項に「商を業とするもの十二戸」本城村の項に「商を業とするもの五戸」とあるが、宮之浦村、本名村、西佐多浦村の項には、商家はなかったと見えて、「商を業とするもの」の記載はない。これによると、当時の吉田郷全体でわずかに十七戸の商家が存在したにすぎないことになる。それ故住民は、日常の生活用品や農耕用具の供給を十分に受けられず、蒲生・入来・加治木・帖佐・郡山（花尾）で開かれる市に頼り、また、重富方面からの塩や魚介類を売り歩く行商人をはじめ、各方面から来訪する行商人との間での物々交換の時代が長く続いた。

古老の話しによると、大正の初め、各学校の近くや役

場付近の集落の中に一、二軒の商店があり、ごく僅かな日用品などの商品を並べて客を待つ状態で、品物を入れてある器などは埃まみれであったという。

そのなかで、やや商家が並び、住民の需要に応じられた地域としては、麓地区の吉田小学校下の三差路付近があった。このあたりには、通称「かごっま茶屋」と呼ばれた雑貨商の池田店、「きんの茶屋」と呼ばれ薬と下駄を商った豊満店、それに、魚屋・おかべ屋（豆腐屋）・床屋・牛馬の鞍を製作販売していた「くらや」の谷口店・畳屋の松山などがあり、後になると下駄作りの梶原・自転車販売の坂口・当時としては珍しい「アイスキャンデー屋」までできここが吉田村唯一の商店街として、本城・本名方面からも買い物にくる人が多かった。

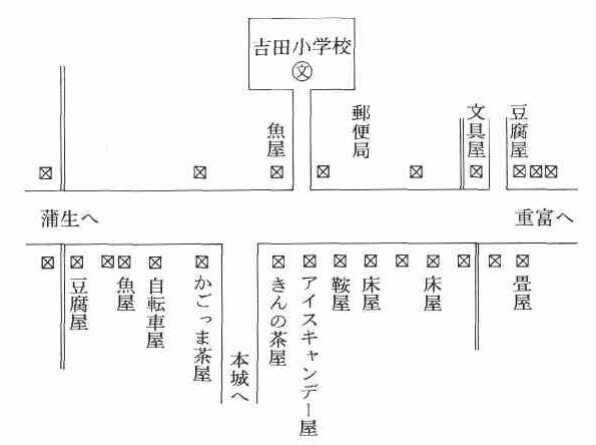

70年前の吉田麓三差路付近の商店

2　商業の現況

本町は、他町村に比べて、人家の密集した地域が少なく、従って「街」の形態の発達は不十分で、僅かに人口の集積が見られる地域（本名の大原地域や宮之浦の牟礼ケ岡団地）に、Aコープ、スーパーマーケットを見かけるに過ぎない。従業員も一人か二人程度の家族労働を中心とした小売店が散在している状況である。

最近、自家用車の増加、交通機関の発達によって経済圏が拡大し、隣接市町の鹿児島市や姶良方面の大型スーパーまで買い物に行くのも珍しくなくなった。

近年、鹿児島市のベッドタウンとしての住宅地化が進み、人口増加率が県内第一位の地位を占めるにいたった本町としては、今後、町商工会を中心とした、集客力のある商業の発展を期待したい。

次に、平成元年度の町商工会調査によれば、事業所としては食料品を扱う店が最も多く、全体の約三五％を占め、自動車整備業がこれに次ぎ、飲食店・食堂と続いている。家庭用品・衣料などを扱う店はごく僅かで、これらは町外に依存しているのが現状である。

平成元年の町内事業所数

吉田町商工会調査

区分	吉田北地区	吉田南地区	牟礼ヶ岡	計
食品雑貨・酒・煙草	19	29	2	50
スーパー	0	2	1	3
肉屋	1	0	0	1
魚屋	1	1	0	2
菓子屋	2	1	0	3
百貨店	1	0	0	1
薬局	0	1	0	1
花屋	2	2	0	4
衣料品店	0	1	0	1
書店・文具	0	1	1	2
金物店	0	1	0	1
電気機器具店	1	1	2	4
家具・建具	5	2	0	7
クリーニング店	1	1	1	3
写真店	0	1	1	2
理・美容店	5	8	1	14
食堂飲食店	4	11	2	17
自転車・単車・自動車・販売・修理店	6	15	0	21
ガソリンスタンド	2	3	1	6
浴場（温泉）	2	2	0	4
計	52	83	12	147

職種別従業者数及び販売額

昭和57年・60年商業統計（町役場）

内訳 / 年度 / 産業	総計		商店数		従業者数		年間販売額		商品手持額	
	57	60	57	60	57	60	57	60	57	60
							万円	万円	万円	万円
織物・衣服・身のまわり品小売業	6	5	6	5	16	13	10,327	6,995	3,674	2,885
飲食品・小売業	54	53	54	53	92	104	48,713	59,345	7,822	4,390
自動車・自転車小売業	7	6	7	6	11	10	3,893	3,050	1,170	930
家具・建具・じゅう器小売業	6	5	6	5	14	12	2,930	14,095	500	1,609
その他小売業	22	18	22	18	92	x	71,104	x	17,661	x
飲食店	9	—	9	—	33	—	13,576	——	——	——

㈢ 吉田町商工会

商工会は、その地区内における商工業者によって設立された自主的な団体であり、加入、脱退が自由な会員組織である。

商工会は「商工会の組織等に関する法律」に基づいて発足した特殊法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的にしている。

本町では、昭和四十三年十一月十一日、事務局を役場敷地内において発足した。

1　名称及び会員

⑴　名　称　吉田町商工会

⑵　会員数　創設時…六五名　平成元年…一九三名

（資料「会員数の移り変わり」参照）

2　組織及び役員

⑴　組　織　会長……一名　副会長…二名

理事…一三名　監　事…二名

①　委員会の構成

ア　金融審査委員会（四名）

イ　商工貯蓄共済融資斡旋委員会（三名）

ウ　小企業等経営改善資金審査委員会（三名）

②　各部会

ア　建設業部会　イ　小売り部会　ウ　製造業部会　エ　サービス業部会　オ　青年部　カ　婦人部

③　事務局の設置と構成

ア　吉田町本城一六九六番地

吉田町役場敷地内に設置

イ　事務局の構成…三名

・経営指導員（一）・経営指導補助員（一）

・記帳専任職員（一）

⑵　役　員（平成元年度）

①　会　長…脇田高徳

②　副会長…内田　功　上山正義

③　理　事…一三名

福木久雄・西園　暁・寺師幸男・和泉定男

船脇　昭・海江田幸蔵・末永節男・川西清司

東条一郎・竹下洋司・坂口浩二・木原一郎

東　由記子

④　監　事…前田重雄　五領三月

3　会　費

⑴　個人会費　年額　一二、〇〇〇円

⑵　公人会費　年額　二四、〇〇〇円

4　歴代会長

初代　平田盛吉　昭四三・一一～昭五一・五
二代　木原一男　昭五一・　五～昭六三・五
三代　脇田高徳　昭六三・　五～平成二年現在

年度別会員数の移り変わり　　吉田町商工会調査

業種 / (昭和)年度	内訳						
	会員数	建設業	製造業	卸・小売業	運輸業	サービス業	その他
43	65	6	3	38	1	9	9
44	84	6	5	47	1	9	16
45	90	7	8	48	1	9	17
50	128	14	14	59	2	18	21
55	165	23	21	76	4	21	20
56	176	26	21	80	4	25	20
57	190	26	21	90	5	26	22
58	194	31	21	88	5	28	21
59	202	36	19	92	6	31	18
60	198	29	23	90	5	33	18
61	206	32	21	91	5	36	21
62	197	28	17	86	5	37	24
63	193	31	16	84	4	35	23

5　主な事業内容

(1)　経営改善普及事業
①　商工業に関する相談及び指導
②　経営改善に関する講習会や講演会の開催
③　経営及び技術に関する情報及び資料の収集及び提供
④　商工関係法令及び各種制度の紹介及び普及
⑤　青年部・婦人部及び各種部会に関する指導育成

(2)　地域総合振興事業
①　行政庁等に対して、中小企業対策、小規模企業対策、地域振興などについて意見具申
②　市町村総合振興計画を初めとする地域振興計画への参画、環境美化や奉仕など町づくり運動への参加など。
③　大売出し、購買力流出防止対策、大型店対策、駐車場や街路灯の設置など。
④　地域特産物の研究及び開発、技術研修・特産展の開催、公害対策など。
⑤　労務改善事業として、従業員表彰やスポーツ、レクリエーション、労働安全、福利厚生、中小企業退職金共済制度、雇用安定促進事業など。

⑶ 青年部の組織と事業

① 組　織

吉田町商工会の会員たる商工業者（法人にあっては、その役員）またはその家族であり、かつ、その会員の営む事業に従事するものであって、年齢四〇歳以下の男子をもって組織する。

② 事　業

ア　商工業に関する調査研究、会報の発行、先進地の視察

イ　商工業に関する情報、資料の収集と提供

ウ　商工業に関する講習会並びに講演会の実施

エ　青年部としての意見を公表し、これを商工会長に具申すると共に関係方面に陳情すること。

オ　商工業の振興及び住民の福祉に寄与する行事を開催すること。

カ　関係青年、婦人団体との提携、連絡を密にすること。

キ　商工会の事業に積極的に協力すること。

ク　以上のほか、青年部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

③ 青年部主催の主な行事（昭和六十三年度）

ア　吉田町夏祭

旧盆の前後に運動公園で実施

イ　町内電話帳の作成

ウ　運動公園付近に桜の苗木植えつけ

エ　町内社会人ソフトボール大会の開催

④ 青年部役員

部　長　一名　副部長　二名

常任理事　四名　監　事　二名

⑷ 婦人部の組織と事業

① 組　織

吉田町商工会の会員、若しくはその配偶者、またはその親族で、会員の事業に従事する女子で組織する。

② 事　業

ア　商工業に関する調査研究、会報の発行、先進地視察を行うこと。

イ　商工業に関する情報並びに資料の収集し、または提供すること。

ウ　相互の親睦と向上のための行事を開催すること。

エ　勤労青少年の生活指導、福利厚生の行事等従

業員のための事業を行うこと。
オ　商工業に関する講習会、講演会を開催すること。
カ　婦人部としての意見を公表し、これを商工会長に具申するとともに、町関係方面に陳情すること。
キ　商工業の振興及び住民の福祉に寄与する行事を開催すること。
ク　関係青年、婦人団体との提携または連絡を密にすること。
ケ　商工会から委託された事業を行うこと。
コ　前各号に掲げるもののほか、婦人部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

③　婦人部主催行事

婦人部主催事業としては、町内養護施設の訪問と奉仕作業があり、そのほか、青年部の主催する夏祭などに積極的に協力している。

④　婦人部役員

部　　長　一名　副部長　二名
常任委員　四名　監　事　二名

⑸　その他の事業

吉田町商工会では、前記事業のほか、次のような事業を窓口で取り扱っている。

①　小規模企業共済制度
②　中小企業倒産防止共済制度
③　中小企業退職金共済制度
④　全国商工会経営者年金制度
⑤　商工貯蓄共済制度
⑥　火災共済、自動車共済

㈣　金融機関

大正七年、吉田に産業組合ができるまでは、村に金融機関が一つもなく、現金収入も少なく、しかも僅かな収入も時期が片寄っていたため、村人が不時の出費に困った時には、通常個人貸借か模合（頼母子講）にたよっていた。

1　個人賃借

個人からお金を借りる場合、保証人を立て、返済期日返済方法・利率・担保物件等について話し合い、借用証書を入れて借りるのが普通であった。

通常、担保物件として山林・田・畑などの土地を設定した。利率は、年利で一割から二割前後で、このほかに月利・日歩幾らという決め方もあった。

返済方法は、元金に利子を付けて返すのが普通で、返済が終わったら借用証書は借り主に返された。

返済期日がきても返済できない場合には、抵当物件が没収されたり、保証人が支払わなければならないこともあった。なかには、返済できずに抵当物件を没収され、困窮におちいるものも多かった。

2　頼母子講

頼母子講（模合）とは、多額の金銭を必要とする人たちが集まって、相互に助け合う必要から起こったもので、金融機関が一つもなかった吉田では盛んに行われていた。

今でも、親しい人たち同士が組んで行っているところもあり、「たすけもえ」「タンスもえ」「おんなもえ」「山んもえ」等の呼び名も残っている。通常、金銭を必要とする人が、親類や知人に、頼母子講を開くことを依頼して話し合い、講を開くことに賛同した人たちが集まって講を組織し、基本的な講のきまりを決める。たとえば、掛金を一口いくら（何円）にするか。いつ、どこで、第一回の講を開くかなどである。

掛金は、一人で二口加入する人もいたし、半口しか加入しない人もあった。

講が開かれる場所を座元（講元）という。講が開かれる当日、座元に掛金を持ち寄り、籤や話し合いによって落札者を決める。落札してお金を受け取った者は、次回から掛金と利子を加えた金額を戻して行くことになる。落札者は次回の座元となるので、座元は各家を巡ることになる。講の日、座元となった家では酒食でもてなすしきたりになっていた。

掛金の払えなくなる者が出たり、脱会者が出たりすると、講が壊れて掛金が戻らなくなることもあるので、信頼のできる親類やごく親しいもの同士で講を起こすのが普通であった。



積金貸付利子取帳

3　その他

明治初期には、当時村内にあった数種の団体、たとえば、各地区に設けられていた「共有会」または「神社講」などの団体では、所有する財産（資金）の一部を希望する個人に貸し付け、その利子を組織（講）の運営費

に当てていたという記録が見られる。

これらの団体は、当時の村人にとって、唯一の金融機関であったのかも知れない。

4　現在の金融機関

町内には現在、金融機関として、農業協同組合（農業団体の項に記述）をはじめ、吉田郵便局、鹿児島銀行蒲生支店吉田出張所（昭和六十三年二月開設）があり、町民の金融機関として、その機能を果たしている。

九、鉱・工業

㈠　鉱　業

本町の鉱業で現在操業が行われているのは、白土採掘と貝化石の原鉱採掘だけで、他にみるべきものはない。

昔は、吉田の特産物として「白土」「珪藻土」「黒石」などの採掘が盛んに行われたものである。

1　白　土

白土は、俗に「シロツチ」とか「ミガッコ」、または「ツキコ」などと呼ばれ、鍋・釜・農具などの磨き用に使われ、また、米や麦を搗くときにも使われていた。戦前は県内は勿論、宮崎、熊本、天草、長崎、北九州の福岡、遠くは台湾までも「ツキコ」「ミガッコ」として販売され、庶民に親しまれてきたものである。

戦前から昭和四十年代後半ごろまでは、多くの人夫を使って、露天掘りや坑道（土ガマ）掘りをして、乾燥後、俵につめて、人の力で担ぎだしたり、馬の背に積んで運びだしたり、トロッコを使って運び出すなどしていた。しかし人手不足とともに白土の需要減少により、採算が伴わず操業を中止している山も多い。

現在採掘している山は、東佐多浦の字火の宇都付近と吉田小学校裏の字今兼あたりで、三業者が操業しており、機械化して採掘した白土は、クレンザー、バルン、紙粘土の原料として販路を伸ばしつつある。

珪藻土については、奥の宇都入り口、西中、五反田方面、奈良田口、岩下入り口、火の宇都などに層をなしているとのことであるが、未だ採掘されず、利用されてもいないようである。

2　黒　石（溶結凝灰岩）

吉田では「クロイシ」と呼んでいるが、風雨に耐え、細工がしやすいので、採掘して墓石、灯籠、石垣などに広く使用され、町内のほとんどの石造物には、この石が使用されているようである。

戦前から昭和四十五年ごろまでは「吉田の黒石」といって、県内は勿論宮崎（都城）方面の石工たちに、もてはやされて、墓石などの原料として盛んに積み出されたが

納骨堂が造られるようになってからは、花崗岩に比較して外見が劣るということで需要が少なくなり、石垣用として使用されていた分も、ブロックに押されて需要がなくなり、現在町内にある石山は閉山のやむなきに至っている。

3　貝化石（吉田貝層）

西佐多浦西中公民館から小山への旧道を凡そ五〇〇㍍程登った所に、通称「カキ坂」と呼ばれている所がある。地名のとおり、この辺一帯「吉田貝層」の名で知られた所で、四～五㍍ぐらいの貝化石の層がある。現在「株式会社朝倉」が採掘にあたっている。

株式会社　朝倉

場所　西佐多浦四三六番地

この会社は、昭和五十五年ごろから操業しているが、貝化石の原鉱を、鉱業法の適用をうけ採掘し、粉砕して肥料や飼料を製造して、九州全域は勿論、近畿、四国地方などに積み出している。

現在、男子十二人、女子六人の従業員で、年間約六千トンの生産をあげている。

代表取締役　永田　一之

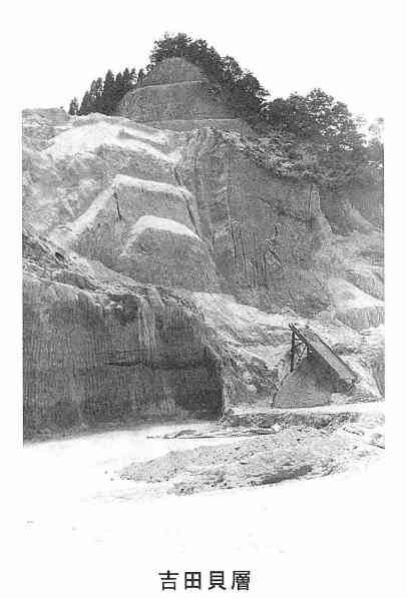

吉田貝層

(二)　工　業

1　家内工業

明治、大正の頃まで、自給自足の時代で、原料生産から製品加工に至るまで、家族労働によって行われていた。

(1)　豆腐製造

原料である大豆を栽培し、収穫した大豆をよく洗って水につけ、柔らかくなったものを、石臼にかけ、水を加えながらどろどろにすりつぶす。それを釜にいれて加熱する。

加熱がすんだら布袋に入れ、強く絞って「豆乳」と「オカラ」に分ける。その豆乳にニガリ（凝固剤）を入れてしばらく静置し、上澄み液（しみず）をすくって捨

てる。下に沈んだ凝固物を、四方に小穴をあけた箱型に木綿布を敷いて流し込み蓋をして、重石（おもし）をのせ、しばらくおくと水気が取れて豆腐となる。

豆腐が十分固まったら、箱のまま水に入れて豆腐を抜き出し、しばらく水に浸してから水の中できる。

⑵ 種油その他の製造

原料になる菜種を栽培し、収穫した種を筵などに広げて天日でよく乾燥し、それを臼に入れて砕き、釜で蒸したものを絞って種油をつくる。

椿の実や山茶花の実、ゴマなどを採取して、同じような手順で造られたのが椿油やゴマ油などである。

⑶ 製粉、精米

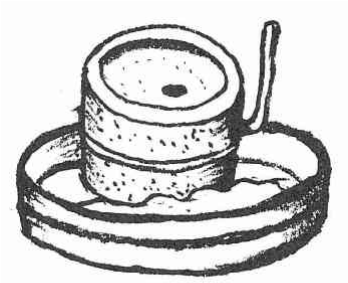

挽き臼

製粉や精米にしても、やはり自分たちの手によってなされていた。米粉、麦粉、そば粉、大豆粉などの製粉では、よく乾燥した材料を、上図のような「挽き臼」に入れ、右手で取っ手を握り、左回りに回しながら上臼の穴に、左手で穀物を徐々に入れながら、ゆっくり上臼を回すと粉になって「オケ」の中に落ちる。

この落ちた粉を「フルイ」にかけ粕を除いて仕上げた。

精米にしても、昔は「モミ」を臼に入れモミが飛び出さないように藁をしいて、手杵で精白したもので、なかなか時間のかかる仕事であった。

後からは、小川の落水を利用した「サコンタロ」を使用して精米が行われるようになった。

「サコンタロ」（迫の太郎）の構造は、（上図参照）片方に水を受けるフネ（箱）をつけ、片方には杵をつけて、フネに水が溜まると重くなって下に下がり、杵が上にもち上がる。その瞬間フネの水がこぼれて杵が急に下に落ちる。この繰り返しで臼の中のモミ（穀物）が搗（つ）けるようになっている。吉田でもこのサコンタロを使った米搗きが、昭和の初めごろまで続けられ、後水車にかわっていった。

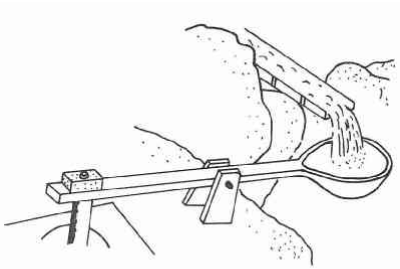

サコンタロ

(4) 製糸と織布

畑に棉を栽培して棉の実を採取して糸繰り機にかけ、綿糸をとる。また、蚕を飼育して繭から糸を取って、更に糸繰り機にかけて丈夫な絹糸（生糸）に仕上げる。

こうしてできた糸を染色し、機織り機で布に織って、仕事着や、よそゆきの着物などに仕立てていた。

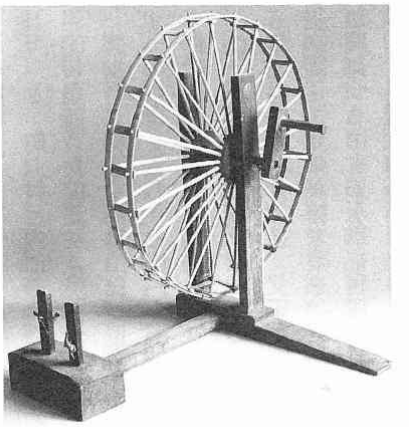

糸繰り機

(5) 叺、筵などの藁工品製作

叺、筵が使われていた頃は、家内総出で、親も子も夕食が終わると小縄をない、昼は、叺を織ったり、筵を打ったりした。吉田では、特に「白土」を入れる俵を編む家庭が多かったようである。

終戦後、昭和三十年ごろまで、農家の副業として農協の指導、奨励もあり、あちこちの農家から筵を打つ機械の音が聞こえてきたものである。しかし、叺に代わり紙袋ができ、また、筵の上で穀物を乾燥する必要もなくなり、藁縄に代わってビニールひもが生産されるようになって、藁工品の需要が少なくなり、叺や筵を製作する人もだんだん少なくなっていった。

(6) 職人による手工業

これまで家内工業に属する幾つかの仕事について述べてきたが、そのほかにも、でっどん（大工）、石きいどん（石工）、やねふっどん（屋根葺き）、こびっどん（木挽）、畳刺し、桶屋、平木割、馬具、履物、鍛冶屋などを業とする多くの職人によって各種手工業が行われていた。

(7) 製材・樟脳製造

古くから我が町（村）でやや工業的な体裁を保っていたものといえば、製材・樟脳製造があげられる。

製材については、初め木挽（こびき）の手によってなされていたが、大正の後期ごろから水力その他の動力を利用した製材所ができた。原木は、ほとんど町（村内）のものであり、製品もほとんど町内で消費され、個人の委託製材が多かった。大正の後期から昭和初期にかけ、女山川ほか数カ所で、水車による製材が行われていたが、後から石油発動機や電力利用の製材が行われるようになった。

樟脳製造については、水利のよい場所に小屋を建てて作業場とし、生活していた。業者は、吉田の山中に多く見られるクスノキを伐採して（主に根の部分）を工場に持ち込み、機械がなかった頃は手斧で、後からは機械で細かく刻み、太い樽のついた釜で蒸し、その蒸気を溜め桶の下を通して冷却し、樟脳油を採取した。

山あいの樟脳小屋近くを通ると、木を刻む音と、樟脳独特の香りが鼻をついたものであるが、今はもう吉田では、樟脳製造に従事する人は一人もいなくなった。

2　町（村）内にあった水車

(1)　場所　女山渓谷（現在の渓谷苑付近）

経営者　梶原、加世田氏、重富産業、それぞれ一カ所ずつの水車をもち、その三カ所の水車では、精米や製材を終戦後昭和三十五年ごろまで営んでいた。

(2)　場所　宮之浦八幡神社の南東

経営者　西村仲袈裟、父子が線香材料と骨粉製造を、上ノ園正司兄弟が精米業を、昭和四十一年九州自動車道が開通する頃まで水車を利用して営んでいた。

(3)　場所　本名小学校付近の太鼓橋近く

経営者　上鸛仲次郎氏が水車を利用して製材と精米、骨粉製造とを昭和三十年ごろまで営んでいた。

その外に、本名後河内、二本松付近に田鎖氏の水車があり、精米業を営んでいた、年代は不明。

3　工業の現況

本町は、他町村に比べて工場誘地の立地条件に恵まれないので、事業所数も少なく、規模の小さい家内工業的な事業所が割合に多い。

平成元年六月末における本町の事業種別、事業所数調査によると、建設に関係の深い事業所が多い。（全体の約五二%）これは、本町が鹿児島市のベッドタウンとして、発展途上にあることの現れではないかと考えられる。他の事業所については、あまり見るべきものがない。

次に本町において、割合に規模の大きいと思われる事業所をあげると、「高千穂電機株式会社吉田工場」「まるは物産（有）吉田チップセンター」「南郷化成工業株式会社」「株式会社朝倉」「ヤジ縫製吉田工場」「寿屋吉田工場」「有水屋本店吉田工場」などがある。

つぎに、町内にある主な工場の内容について、一、二ふれることにする。

(1)　高千穂電機株式会社　鹿児島吉田工場

場所　東佐多浦一九六五番地

この会社は、昭和五十六年九月議会によって議決された、県立蒲生高等学校吉田分校跡地に、公害のない企業を誘地するという方針にしたがって、初め吉田町土地開

発会社が県から譲り受けて、昭和五十八年十二月に設立された会社である。

平成二年七月現在男子四十七人、女子百四十五人、合計百九十二人の従業員によって、セラミックやプラスチックを原料として電子部品を製造し、それらの製品は、原料の入手先である京セラ株式会社国分工場に納入している。

代表取締役社長　北島信夫（資料提供　木下）

⑵ 南郷化成株式会社

場所　西佐多浦八六八番地

塩柏バス停近くにあり、昭和四十八年十二月設立され現在男子七人、女子七人合計十四人の従業員によって、ＰＰ（ポリプロピレン）を原料として、徳山曹達（株）出光興産（株）から購入し、荷造り用のテープ、ニューロン、ヨカロンペット、ロープおよびバインダー紐などを製造している。

製品は、九州一円の荷造り材料屋、農協、スーパーなどに納入し、生産額は年間約五〇〇トンである。

取締役　南　一雄

⑶ まるは物産（有）吉田チップセンター

場所　東佐多浦一八四九番地―二

昭和三十二年十月に創立され、吉田町近辺の姶良、蒲生、入来、宮之城方面などからチップの原木を運び入れ、チップを製造して、川内市中越パルプ工場に輸送している。

現在　就業員は職員を含めて十人である。

責任者　深田　淳

第二節　開発・観光

本町では、昭和四十年代ごろから町勢発展に役立つ大きな開発や、町民の健康増進・レクリエーション等に役立て、地域住民の融和を図るための開発事業等が次々に行われている。これらの場所の中には、町民にもまだ知られていない風光明媚（めいび）な場所で、余暇を楽しく過ごすことのできる観光資源も多く含まれている。

町内数カ所にある温泉や、島津ゴルフ倶楽部などは町内外に広く知られ、その利用者も多いが、町内には観光協会等の組織が無いので、外にも多くの町民に知られていない観光資源が埋もれているようである。

一、牧神と牟礼ケ岡の散策道

花と緑に親しむむらづくり事業（ふれあいの森）として吉田町が開発した。

場所

吉田町宮之浦牟礼ケ岡（散策道の登り口は、九州自動車道吉田インターチェンジ出口から約三キロメートル）

工事の期間

自　昭和六十三年十二月二十一日　（着工）
至　平成元年三月十日　（竣工）

施設の概要

この工事では、島津の森駐車場付近から牟礼ケ岡頂上に至る延長一二六四メートル、幅員一・五〇メートルの散策道を造成し、途中の急坂には階段を設け、数カ所に休息用のベンチが設置されている。

道路両側の主な樹木には名札を取りつけ、要所には道標などが立てられている。

頂上付近には、展望所を設け、四阿（あずまや）やベンチなどが設置されている。

この事業の目的

牟礼谷集落が管理している牧神様への連絡道をはじめ、散策道の利用により、森林浴をしながら山菜採りも楽しむことができ、町内外住民の健康増進とレクリエーションに役立て、地域住民の融和を図ることができる。

散策道を登り詰めた標高五五一・三メートルの牟礼ケ岡頂上には、町指定文化財の「牟礼谷の牧神」があり、その途中には森林の知識を深めるために樹名札なども取りつけられているので、牟礼岡小学校や宮小学校などの野外活動・授業にも活用できるのではなかろうか。

周辺の景観

牟礼ケ岡付近からの展望は実に素晴らしい。西の方、眼下には牟礼ケ岡団地、その向こうに大原台地、県総合教育センターに続く多くの家並が見下ろされ、遠くに三重嶽、花尾嶽、八重の山々を展望することができ南の方に、吉野台地から鹿児島市街地が展望できる。

四阿付近から、北、東の方に目をめぐらせると、姶良町、加治木町、遠く隼人町、国分市と続く市街地が眼下に開け、その向こうに鹿児島空港の台地、遙か北の空に霧島の山々が展望できる。ま



牟礼谷の牧神

た、紺碧の海に神造島の三つの島を浮かべたような錦江湾奥部の眺めは特に素晴らしく、左から右へ横たわる大隅の連山、高隈山の手前に裾野をひいた桜島の姿が展望できる。

ここからの四囲の風景は、絵に書いたように美しく雄大で、町内随一と言ってもよいのではなかろうか。従って観光的な価値も非常に高いものと考えられる。

これだけ素晴らしい景勝の地を、町内・外に広報して住民の健康増進・レクリエーションの場として役立て、観光資源として活用するとともに、地域住民の融和を図るためにも役立てたいものである。

二、三重嶽の遊歩道

場　所　吉田町本名三重嶽

事業名　花と緑に親しむむらづくり事業

総面積　一一ヘクタール、道路延長二、〇五五メートル

幅員一・二〇メートル

工事期間

自　昭和六十二年一月三十日（着工）

至　同　年　三月二十日（竣工）

工事の概要

この工事では、遊歩道入り口に駐車場を造り、案内板を設置、途中の坂道には階段や手すりを取りつけ、道標や樹木の名札などが設置されている。

一重嶽・二重嶽・三重嶽各頂上には標柱が立てられ、休息して展望できる場所にはベンチが設置されている。

遊歩道設置の目的

遊歩道の利用により、天然林の知識を深め、登山によって健康な体づくりと、自然に親しみ、併せて地域住民の融和を図る。

登山についての案内



県道蒲生～郡山線の風穴（かざあな）停留所から左折、支道を約三〇〇メートル進むと駐車場に着く、車を降り、案内板を見て登山にかかる。しばらく進むと、九〇〇メートルの標示板が立っていて、ここから三重嶽頂上までの道のりを示している。

急坂あり、緩やかな坂あり、ゆっくり登る。

四〇〇㍍（残りの距離を示す）を見てからは急坂となる。息をはずませながら登ると、間もなく一重嶽頂上に達する。

ここからの展望は東・西の両面だけで、東方には、吉野台地の向こうに、どっしりと腰を据え、青空にそびえる桜島があり、眼下には、おわんを伏せたような丸岡や大原台地、西の方には、すぐ眼の下に南農協の肥育センターや内ノ原集落、その向こうに花尾嶽、左手遠くには八重連峰に続く山並みが展望できる。

一重嶽（四二九㍍）頂上での展望を楽しんだ後、少し下り少し登ると二重嶽頂上に達する。一息ついて残す所（二〇〇㍍）の標示板を見て、最後の三重嶽頂上に挑む。最後の数十㍍は特に急坂となり、手すりにつかまりながら一段一段を登りつめると、急に視界が開け、四面見はるかす三重嶽（四八六・二㍍）の山頂に立つことができる。

山頂は、さえぎる何物も無く、ここからの展望は実に素晴らしい。目を見はるような風景、「絶景」というのにふさわしく、牟礼ケ岡からの展望とはまた、一味違った美しく雄大な景観である。

東方には、大原台地に続く吉野台地、その向こうに桜島が噴煙をなびかせて、その全容を現し、左手には高隈の連山、遙か北の空に薄墨を引いたような霧島の山々が眺められる。桜島の右手には、平らに見える鹿児島市街地の向こうに沖小島を浮かべたような錦江湾、そのずっと南遠方には、美しい姿の薩摩富士（開聞岳）が展望できる。

西の方には、花尾嶽から八重山につながる連峰が、東北方には、丸岡・大原台地・青少年研修センター・牟礼ケ岡団地などが鳥瞰図を広げたように眺められる。一重嶽、三重嶽山頂からの風光は観光面でも活かしたいものである。

ここの施設も、一般住民の健康増進やレクリエーション、融和に役立てるだけでなく、児童・生徒の一日遠足や子供会等の活動の場として、また、青少年健全育成の場としても活用したいものである。

三、ゴルフ場

㈠ 島津吉田カントリークラブの開発

開発者　株式会社島津興業

場　所　吉田町宮之浦字芝元四〇八九外一四五筆

鹿児島市の北東一四㌔㍍吉田、姶良両町にまたがる丘陵地帯である。

事業の目的

(1) 目的　ゴルフ場建設

(2) 効果

① 鹿児島市近郊の緑豊かな自然の中で健全なスポーツが楽しめる。

② 地元労働力が吸収され過疎化のはどめになる。

③ 地域経済の発展に寄与できる。

④ 地区周辺の環境整備が促進され、生活改善に役立てることができる。

総面積　九八一、七〇三平方㍍

吉田町　八〇〇、五〇七平方㍍

姶良町　一八一、一九一平方㍍

施設利用面積　九六四、三五三平方㍍

工事期間

自　昭和五十一年十一月一日（着工）

至　同　五十三年七月十四日（竣工）

昭和五十三年九月島津ゴルフ倶楽部としてオープンしたが、その最近の利用状況をみると、平成元年四月から平成二年三月までの一年間の利用者は、六万一千人となっており、たくさんの人に利用されている。

また、ここで働く正社員五十六人のうち町内から十人、その他の管理関係の仕事に町内から八人が雇用されている。

（平成二年五月現在）

ここから眺める景観はとても素晴らしく緑豊かな自然の中で、健全なスポーツが楽しめる。

(二) 自然奥吉野ゴルフ練習コース造成

開発者　株式会社　島津興業

場所　吉田町宮之浦字一合柄四〇八四番地他字三里塚二筆（島津の森に隣接）

目的　ミニゴルフ場建設

総面積　九五、六六平方㍍

道路面積　四七、七〇二平方㍍

施設利用面積　六〇、二八三平方㍍

工事期間

自　昭和六十二年十二月十日　（着工）

至　同　六十三年十月二十三日（竣工）

昭和六十三年十一月、島津の森、パブリックコース「マッシー」としてオープンし、「南九州でただひとつの9ホール、2グリーン、パー29のゴルフコース。鹿児島市街地に隣接、短時間で本コースの雰囲気を満喫、美しい自然と景観の中でのびのびリフレッシュ。オシャレな設計は若者・女性にピッタリ！、最新式のリモコン電磁

カート設置」などのキャッチフレーズで、株式会社島津興業が経営にあたっている。

ここからは、すぐ近くに色鮮やかな島津の森が眺められ、その向こうの高台に牟礼ケ岡団地の家々がはっきりと目に映える。緑豊かな自然の中で、のびのびとスポーツが楽しめるのでここも利用者が多いようである。

四、島津の森

開発者　株式会社　島津興業

場　所　吉田町宮之浦四〇五六番地

（南国交通宮之浦団地行き、団地入り口下車徒歩約十分）

事業の目的・効果

島津の森は、八〇〇㎡の森林を整備して、野外レクレエーションの場として、心と体のリフレッシュゾーンとして利用できるようになっている。

総面積　約八〇〇㎡

施設利用面積　一二・六㎡

オープン　昭和五十九年三月

施設の内容　駐車場　三〇〇台収容可能

◎　たけのこ園、しいたけ園、つわぶき園、わらび園、みょうが園、くるみの森、森林浴散策道

◎　二十七品種しゃくなげ園、三十五品種竹の見本園、植木・苗圃、ちびっこ広場、ジャンボブランコ

「この地は、吉野高原牧場の跡で、文和年間（一三五二～一三五五）の頃、川上氏の馬牧でした。慶長年間（一五九六～一六一四）に十八代藩主島津家久に献上し以来藩の馬牧となりました。

明治四年以後、知識兼雄氏が借用していましたが、明治四十一年島津家が購入し、植林を行いました。

島津の森は八〇〇㎡の森林を整備し、野外レクレエーションの場として、心と体のリフレッシュゾーンとして利用できるようになっております。

園内には四季折々に咲く花木、色濃い緑に囲まれて、自然の尊さ、自然の姿がひしひしと迫ってきます」

これは島津の森　案内文の一部である。

毎年、三月には「春まつり」が盛大に行われているがおまつり広場や、年間をとおして利用できる「ちびっこ広場」「ジャンボブランコ」その他自然の遊具などもあり、また、夏には自然の中でキャンプもできるようになっている。

昆虫採集、植物採集、薬草採集、山菜採りなど、自然に親しみ、自然をより深く理解することのできる自然観察の場、学習の森としても利用できるようである。

次の図は、牟礼ケ岡散策道・三重嶽遊歩道・島津の森・マッシー・島津ゴルフ倶楽部・牟礼ケ岡団地（三井ニュータウン）・運動公園その他町内にある温泉等の大体の位置を示した略図である。

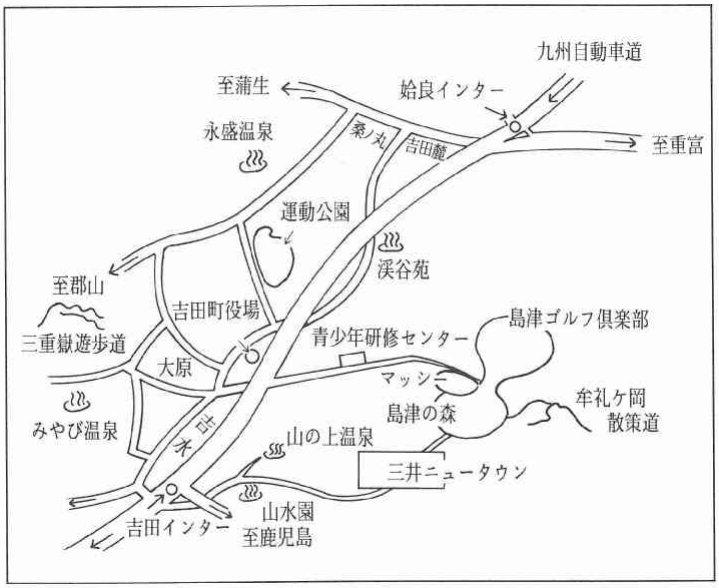

五、住宅団地

(一) 牟礼ケ岡団地（三井ニュータウン）

開発者　三井農林株式会社

場　所　吉田町宮之浦四〇一五―四共四八九筆

鹿児島市中心街から北東へ一一キロメートル　九州自動車道吉田インターチェンジ（宮之浦）出口から約二、五キロメートルの台地上にある。

開発目的　宅地造成

(1)　鹿児島市の住宅需要は、近年企業の地方進出、毎年の人口増と相まって、非常に旺盛なものがある。これらの需要に対して低廉で、生活環境の整備された住宅および住宅用地を供給することが、この地区に宅地造成計画を策定した第一の目的である。

(2)　効果　吉田町の過疎対策にもなる。

工区面積　五四五、三〇〇平方メートル

買収面積　宅　地　五、二九八平方メートル

畑　三五、一九九平方メートル

山林・原野　四八二、一二九平方メートル

土地所有者　九六人

公共施設用地　二一、〇〇〇平方メートル

工事期間

自　昭和五十二年五月二十四日（着工）

至　昭和五十五年三月三十一日（竣工）

住区および街区の構成（着工前の計画）

団地進入路として菖蒲谷・牟礼谷側から一二～九㍍の幹線道路を団地に進入し、団地内には、六～五㍍を配し各幹線道路と連絡し、団地内に自然公園、運動公園、児童公園を配し、一区画当たり四十㍍×一四〇㍍、一戸当たり三三〇平方㍍の用地を確保する。

（昭和四十八年六月二十五日、土地利用届け書より）

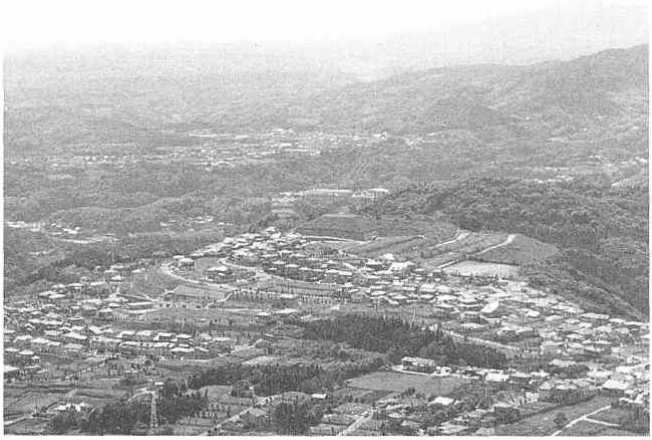

牟礼ケ岡団地

団地造成に伴う世帯数・人口の増加

この団地の入居開始は、竣工間近の一月に一戸が入居したのに始まり、昭和五十六年六月には二十戸となり、その後、世帯数・人口とも次の表のとおり年々増加している。（図表参照）

最近では、素敵な家が建ち並び、商店や公民館、郵便局ができ、昭和六十年四月には団地の一画に吉田町立牟礼岡小学校が開校した。交通機関としては、南国交通バスが鹿児島市と団地の間を午前六便、午後九便運行しているので、通勤・通学にも大変便利である。

三井農林株式会社の事務所では、将来、本

牟礼ケ岡団地の人口増加

年.月	戸数	男	女	計	増加
56. 6	20	33	28	61	
12	38	58	55	113	52
58. 6	58	82	96	178	65
12	66	103	110	213	35
60. 6	124	207	205	412	199
12	164	281	276	557	145
62. 6	262	447	447	894	337
12	306	523	521	1,044	150
63. 6	342	581	583	1,164	120
12	404	690	708	1,398	234
平成 1. 3	424	716	737	1,453	55
2. 4	523	892	901	1,793	340

格的なショッピングセンターや、町役場支所の建設なども計画されているようである。

牟礼岡小学校の開校や、そのような計画の遂行によって、やがて千二百戸、四千八百人が住む街への目標が達成されることであろう。

吉田町では、一部地域に過疎化がうかがえるが、このような団地の実現によって、人口増加率は県内でも一位といわれる程になり、平成二年十二月二十七日には人口一万人を超え、町勢発展に一段のはずみを加えている。

(二) 梅ケ丸団地

開発者　思川産業株式会社

場　所　吉田町本城字梅ケ丸六三三番地外
（吉田町役場より徒歩で約五分位）

開発の目的　宅地造成・分譲

面　積

(1) 総面積　九、二三一・四八平方㍍
（第一次）

(2) 道路面積　一、八二二・五一平方㍍

(3) 施設利用面積　七、四〇八・九七平方㍍

工事期間

自　昭和五十三年十一月十日（着工）
至　同五十五年十月十七日（竣工）

第二次開発

第一次開発工事に続いて、昭和五十五年六月から一二、一七六平方㍍の第二次開発が行われ、約百戸を収容する団地となったが、その後の周辺開発の呼び水ともなっている。

団地造成に伴う世帯数・人口の増加

梅ケ丸団地は、この団地だけで一集落を形成しているので、世帯数・人口の増加がはっきりと現れている。

昭和五十八年までの入居者数は十世帯であったが、次表の通り年々増加し、今後も更に増加の傾向を示している。

吉田町内で世帯数・人口増がはっきりしている牟礼ケ岡団地（三井ニュータウン）と梅ケ丸団地の開発について述べたが、町内には、その他の各地区にも、中・小規模の住宅団地の開発や建て売り住宅の建設が次々行われている。

牟礼ケ岡団地その他町内各地で行われている住宅団地の開発によって、本町の人口増は今後一層進むものと考えられる。

梅ケ丸団地の人口増加

年.月	戸数	男	女	計	増加
58.11	10	21	16	37	
59.12	25	44	43	87	50
60.12	27	47	48	95	8
61.12	31	54	51	105	10
62.12	36	58	57	115	10
63.12	43	71	71	142	27
平成1.3	45	78	70	148	6

六、運動公園（吉田町総合運動公園）

事業実施主体　鹿児島県町村土地開発公社吉田町公社

場　所　吉田町本城六番地外（涼松一帯）

事業目的

町民の健康増進と体力向上および町民の心のふれあいによる親睦融和を図り、もって健康で明るく豊かな町づくりを目指すとともに、老人に生きがいをもたらすことを目的に建設するものである。

総面積　九九、八九〇平方㍍

事業開始年度　昭和五十六年度

設計者　株式会社　協和コンサルタンツ

各年度の事業

昭和五十六年度

土地買収　地権者四一人　七一筆

山林　八八、六三七平方㍍

昭和五十七年度

土地買収　地権者三人　五筆　山林　四六四平方㍍

一般工事　進入道路工事
防災工事　一億七三五万円

造成工事　施行者　陸上自衛隊

造成面積　四二、二一〇平方㍍

造成土量　一五六、九三六立方㍍

作業期間　昭和五十八年一月から

同　年三月まで

造成費用　四六四万九千円

昭和五十八年度

土地買収　地権者三人　三筆

山林　二〇、五九平方㍍

一般工事（工事費一億六七一七万六〇〇〇円）

防災工事・法面（のりめん）工事・排水工事・擁壁工事

造成工事　施行者　陸上自衛隊

造成面積　二七、九七〇平方㍍

造成土量　九九、九七二立方㍍

作業期間　昭和五十八年四月から

同　年六月まで

昭和五十九年度

一般工事（工事費一〇六一万円）

法面工事・管理道路工事・排水工事

土地売却　売却先　吉田町

売却面積　九一、二六八平方㍍

売却価格　六億六三一六万五〇〇〇円

8　主な事業の経過

昭和五十六年度

10・1　議会特別委員会及び土地開発公社審議会委

員による先進地視察（樋脇町・東郷町）
10・6　運動公園予定地一筆調査
同・17　土地鑑定完了
同・22　自衛隊地連及び県へ五十七年度事業土木工事委託申請書提出
同・28　陸上自衛隊第八師団による現地調査
11・18　土地買収承諾完了
同・25　土地収用法による事業認定申請
12・1　基本計画及び一筆測量設計委託契約

昭和五十七年
1・19　租税特別措置法による関係書類提出
同・28～29　防衛庁へ陳情
2・10　陸上自衛隊西部方面総監へ陳情（熊本）
同・同　土地買収本契約開始、同時に手付金一割支払い。登記手続き開始
3・15　登記完了
同・18　土地及び補償金の残金支払い開始
4・1　実施設計委託契約
6・17　林地開発行為事前申し出書提出
7・23　右　同　許可
同・27　自衛隊地連及び県へ五十七年度事業土木工事委託申請書提出
9・30　町消防団による敷地内伐木焼却
同・10　進入道路起工式
同・27　自衛隊地連及び県へ五十八年度事業土木工事委託申出書提出
同・30　国有財産（里道）の工事施工承認申請書提出
10・8　陸上自衛隊西部方面総監より五十七年度事業の土木工事受託通知
12・17　同右の受託協定書締結

昭和五十八年
1・11　陸上自衛隊第三一五地区施設隊及び支援隊現場着（五二人）造成工事
宿舎　吉田公民館・西麓公民館
1・24　陸上自衛隊及び県へ五十八年度事業土木工事委託申出書提出
2・1　陸上自衛隊西部方面総監より五十八年度事業分の土木工事受託予定通知
3・24　五十七年度事業竣工引き渡し式
自衛隊全員引き揚げ
同・25　陸上自衛隊西部方面総監より五十八年度事業土木工事受託通知
同・同　同右の受託協定書締結

4・6　陸上自衛隊第三一五地区施設隊現場着（三二人）造成工事

6・21　五十八年度事業竣工引き渡し式
自衛隊全員引き揚げ

昭和五十九年

3・31　造成工事完了



グレーダーによる下層工事

8・24　集中豪雨により法面一部崩壊

昭和六十年

3・29　吉田町へ造成地売却
吉田町では買収後、運動公園多目的グラウンド整備計画をたて、年次計画で整備にあたっている。



着工前



工事中



完成

七、吉田町の温泉

昭和五十年ごろまでは、町内には温泉がなかったので町民は、休養や養生のために、隣接の蒲生町や姶良町の温泉に出かけたり、遠くの薩牟田温泉や日当山温泉・霧島温泉などに出かけていたようである。

最近になって町内でも数カ所に温泉が掘削されて、町内は勿論、鹿児島市や近接町村からも入湯客が増加しつつある。

永盛温泉

場　所　吉田町西佐多浦三二七番地ノ一
温泉掘削完成　昭和五十六年七月
営業開始　昭和五十七年二月一日
泉　質　単純温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）

山水園

場　所　吉田町宮之浦三九三番地ノ一
温泉掘削完成　昭和五十七年四月
営業開始　昭和五十七年六月四日
泉　質　アルカリ性単純温泉（低張性アルカリ性温泉）

山ノ上温泉

場　所　吉田町宮之浦三一一九番地ノ一
温泉掘削完成　昭和五十八年二月
営業開始　昭和六十二年十二月二十八日
泉　質　単純温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）

みやび温泉

場　所　吉田町本名一七四八番地ノ二五
温泉掘削完成　昭和六十二年二月
営業開始　平成元年十二月二十八日
泉　質　単純温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）

渓谷苑

場　所　泉源　姶良町平松小瀬戸一七七三番地ノ五
温泉掘削完成　昭和五十八年二月十五日
営業開始　昭和五十八年七月十日
泉　質　ナトリウム塩化物硫酸温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）

第五章　土木・建築

第一節　土木

吉田町は平地約二七％、山林・傾斜地が七三％で、北部から中央部に二級河川の思川の四つの支流と、南部に稲荷川の二つの支流があり、北部の堆積層、中・南部のシラス層と急な傾斜地のため、大雨の時は崖崩れが起こりやすく、洪水も度々発生した。

このため、治山と川の護岸工事には昔から大きな努力をしてきた。

水田を開くため用水路の開削・ぬき（トンネル）の掘削、洪水から水田を守るための川筋の変更や、集落間の往来の安全を図るための架橋・トンネルなど土木工事も盛んに行われ、当時のものが現役として町民に利用されている。



明治42年本名耕地整理のため河川岩石掘削工事

一、河　川

㈠ 本名川の川筋の変更

本名後川内（小路）耕地整理記念碑に「加之地区中央河川は、曲折、迂回（うかい）、其の幅員不同にして……（耕地整理の項参照）」とあるように、丹精込めて育てた稲は、豊作を予想できる九月から十月に、川の氾濫（はんらん）のため付近一帯の水田は一夜にして土砂に埋まっていた。

特に二本松にある丘陵は固い岩石で、容易に人手による開削をゆるさなかったが、川の流れを変える以外に方法はないとして、有志（耕地整理記念碑に記名）、土地所有者にはかり、費用を地主負担として、明治四十一年十二月から工事に着手、翌年六月に完成している。（前ページの写真は明治四十二年六月三日の完成記念のものである）

写真は、この工事に賭けた人たちの心意気と完成を心から喜んでいる様子、当時の工法が人手に頼っていたことと岩石を運び出す主役が牛に引かせたダシグイマ（丸太を輪切りにした二輪車）であったこと等を教えてくれる。

現在、この開削地から上流を見ると一直線に川筋が伸び、ゆるいカーブをえがいた所に太鼓橋（明治四十五年六月完成、現在上部がコンクリートになっているため、太鼓橋がそのまま残っていることを知らない人もある）を架けているので、将来を見通した計画的な工事であったことを知ることができる。

岩石の開削は上流



岩石開削地を上流から見た現在の様子
80年を越す年月のため川底は抉られ淵もでき両岸の岩壁には樹木が生えている

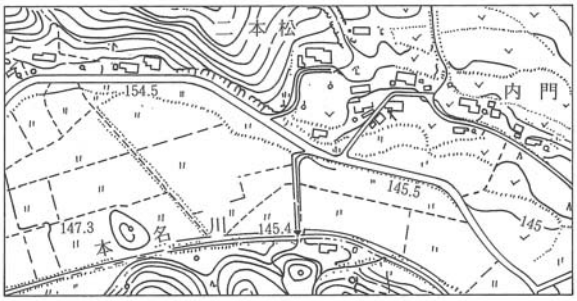

岩石開削地付近の現在の地図
本名川沿に楕円形の二本の等高線の間が開削した所

が約七㍍、下流側が約八㍍の幅で、延長三五㍍、高さ約一二㍍で下流に向かって右側の下流よりの岸壁に、

自　明治四十一年十二月
至　〃　四十二年　六　月
仕事委任長　上田平　仲次郎
請　負　森　園　金太郎
新　地　市之助

の文字が刻まれている。

開削された岸壁は、直線状に節理（岩のやや規則的な割れ目）が通っているので、現在のように火薬等を使って爆破したのでなく、石のみ等で「石の目」を生かして崩していき、その石は石材として使っていたと思われる。

実際堀切の下流側には、当時の石組や排水溝が残っているし、この後に多くの土木工事が進められている。

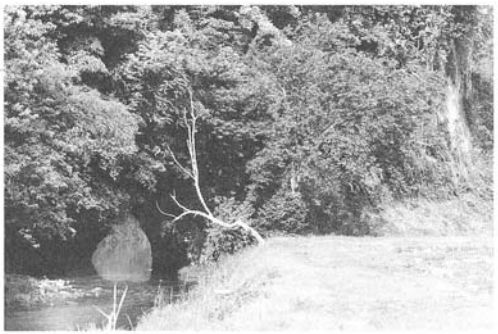

本名川が人工のトンネルをゆったりと流れている

また、堀切から上流は直線のため、川底が低くなるのを防ぐため、井堰（当時は柴堰）を二カ所設け、一カ所から用水路に水を導入している。堀切から下流に沿って歩くと、内門の南方芹尾迫の北端が川の浸食で抉られ絶壁になっていて、一瞬川面が消える。川は人の手によって掘り抜かれたヌキ（トンネル）をゆったりと流れている。今では当然と思われる川の流れも、自然と人との調和をはかるため、祖先が素手でそれぞれの神に祈り、感謝してできたものであることを忘れてはならない。

(二)　思川の川筋の変更

母なる思川も一度暴れると流域に大きな被害を及ぼしていた。特に思川の支流、塩杣川は、桑之丸橋から吉田保育園の方に大きく迂回して井手口川と合流し、高崎で思川に注ぎ、長隆寺橋から再びよしだルンビニー幼稚園王子神社鳥居下あたりに曲がり、更に稔橋の方に迂回していたため、高崎付近と王子神社下は、よく決壊した。特に高崎付近の堤防は二カ所にわたり決壊したままで（民間の資金力では復旧困難であったのだろう）放置され、両岸ともに荒れ地となり高崎河原と呼ばれた。

そのため少しの雨でも濁流が溢れ、その水は麓地区の水田を貫流して、麓三文字と長隆寺橋の間の県道は水

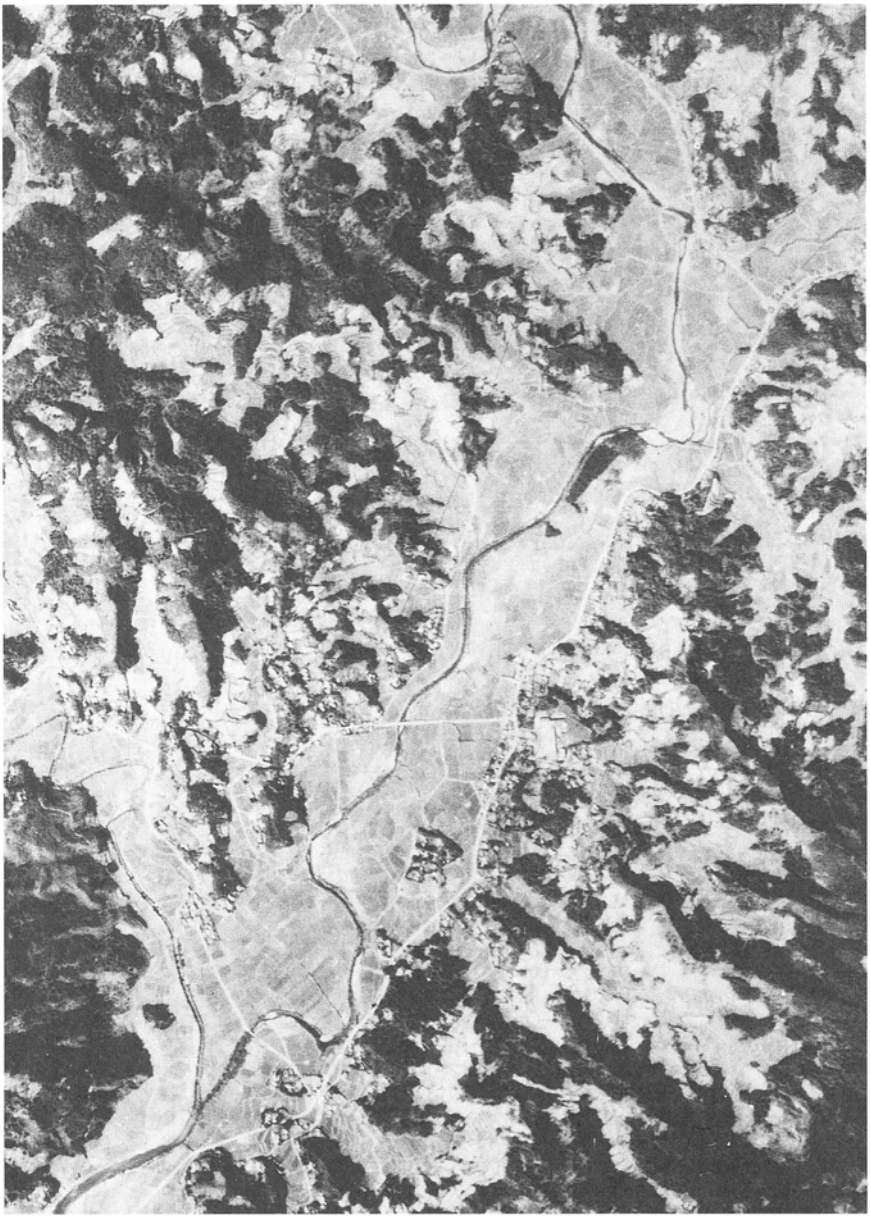

改修前の思川の川筋（昭和23年ごろ）

没した。高崎付近の水田は、復旧しても直ぐ次の洪水で決壊したため、仕方なく杉や松を植えて山林とした。

植林された立ち木の間には土砂が堆積し、中央部は木も育たず沼地が点在して、荒れ地のままとなっていた。（後日、河川改修が行われ河原の杉・松を購入に来た業者に、木材の容積の見積は、目の高さでなく幹の土際（つちぎわ）でするように言ったといわれる程、土砂が積もっていた。また、砂利採取の業者が二つもあった）

それより下流（現在の北中の東側）は冠水するだけだったので、水田として耕作されていた。

しかし豪雨ともなれば招魂社下から吉田高校跡まで一衣帯水の川となった。それでも重富境にある触田井ぜきのため流速はたいして速くなかった。

当時の思川の流れを航空写真で見ると、大きく蛇行していたのがよくわかる。（この写真は米軍が撮影したものを、国土地理院が版権を取得しているもので、郷土誌に掲載する事の了解を得たものである）

1　河川改修工事の陳情

吉田北中創立三十周年記念誌に、河川改修の経緯について「校庭への浸水がひどく、学校・校区民一体となり浸水対策を村にお願いしていた。当時の村長橘公監は河川改修以外に根本的手段はないと判断、このために精力的に尽力した。鹿児島土木事務所の岩元技師の指導を受け、村の経済課、土木主任の方で準備をすすめた。その後、どういうわけか思川の下流域重富村に属する部分だけの測量が始まった。村長は驚き、すぐ測量延長を申し出、幸い認められた。これ以後重富村との共同陳情等を実施するようになった」とある。

二十八年十一月、県土木部長、河川課長・課長補佐の上京を知った村長は、重富村村長と図って後を追って上京建設省に両村協同の陳情書を提出した。

2　河川改修の変遷

国の治水対策として河川法が公布されたのは、明治二十九年で、昭和のはじめまでは県内には適用を受けた河川はなく、河川改修は専らその関係地区にゆだねられ、ほとんどその進展をみていない。（護岸のため、竹等を植えていたが、流れを妨げるため、堤防の草や竹等を地域住民総出で除去していた。吉田村は昭和三十年九月十四日、河川愛護作業優良村として県知事表彰を受けているが、現在もこの作業は継続されている）

昭和三十四年度から小規模の河川改修事業に対しても国庫補助が行われることになり、昭和三十七年度に思川も小規模河川工事として着工した。

従来の河川法は社会情勢にそぐわない点が多く改正の



思川の「河川愛護」作業は今も続けられている

必要があったので、昭和三十九年七月新河川法が公布され四十年四月から施行された。

新河川法は、水系一貫管理主義を基本理念とし、河川を水系ごとに一級河川および二級河川に区分し、一級河川は建設大臣、二級河川は県知事がそれぞれ管理するものとし、その管理責任を明確にした。思川は二級河川に指定され、県知事の管理下に置かれている。

河川改修の目的

河川改修は、河川法第一条に「この法律は、河川によって洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全・開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする」とあるように、国民の生命、財産を洪水から守るとともに、氾濫区域の土地利用度をたかめることによって、経済、社会、文化の発展に寄与することである。具体的に望ましい河川像を次のようにうたっている。

一　どのような洪水に対しても人命被害を起こさない河川
二　川を守る意識に支えられた河川
三　貴重な水資源が合理的で有効に利用された河川
四　流れの安定した渇水に強い河川
五　自然が豊かで、四季の変化の感じられる河川
六　土石流にも人命被害を起こさない河川
七　人工的な構造物に囲まれた大都市のオアシスとしての河川
八　地方都市の個性と調和した河川
九　実り豊かな田園都市にとけ込んだ河川
十　美しい渓谷に、清らかで豊かな流れをもたらす河川

となっている。

村条例を制定

思川の河川改修は、土地改良事業と平行して実施した

方が、より理想的な事業（川筋の変更により洪水対策、農道新設、給・排水溝の設置、余剰地の利用による工事費の軽減、県道用地の確保等）ができるとした地元の強い要望で、村としても大事業として位置づけ、「吉田村思川河川改修工事特別措置分担金徴収条例」を設置して事業を推進した。特に長隆寺橋から下流の田は一等地が多かったので、河川敷きになるところは反対もあったが、洪水から田を守り安定した農業を営むために、関係の人たちの努力で先の条例により昭和三十一年から実施された。

改修工事は当初、井手口川との合流点から特別失業対策事業（三十一年三月）として始められた。副堤（二段構えの堤防）を備えた本格的なものだった。

護岸は今では珍しくなった蛇籠（じゃかご）工法（針金製の長く丸い籠に玉石を詰めて法面と水衝部を保護する）と松丸太の組み合せで行われた。



思川と井手口川の合流点

この工法は大きな河川では使用されていたが、吉田では始めてだった。その後コンクリートブロックが開発されて、今ではほとんどがブロック工法に変えられている。

当時は重機等なく、すべては人夫の手作業にたよっていた。僅かに玉石運搬のための手車（木製の二輪車）を使用する程度だった。重機はそれから二、三年して吉田に現れた。（思川建設株式会社会長 木原一男氏談）

この河川改修と麓地区の耕地整理（思川第一土地改良区を含む）については表郷の古木保喬氏や関係の人々の（耕地整理の項参照）功績を忘れてはならない。

現在、思川に架かる町管理の橋、下流から谷ノ口橋、高崎橋、内田宇都橋はこの改修工事で、昭和三十四年永久コンクリート橋として架設されている。

思川局部改良工事

県の記録によると小規模事業として昭和三十七年度に全体計画延長約七キロメートル、事業費一億円で年次的に改修工事を進めている。

新河川法（昭和三十九年七月公布）の施行によって、昭和四十四年度～四十八年度にかけ延長一五三六メートル、事業費一億二四〇〇万円で災害に強い改修工事を進めてい

るが、今後は、生活に潤いをもつ親水施設としての改良工事が進められることも必要である。

㈢ テコ橋（太鼓橋）

町内の集落分布は、川ぞいに発達している。この集落間の往来のため、石を置いただけの渡りか、丸太を並べた二本橋が多かった。そのため大雨のときなどに安心して渡れる橋は、住民の願いであった。明治・大正の初期、本名川に多くの石橋が架けられ現存している。

架橋について詳しい記録は残っていないが「**本名区有志委任者議事録簿**」により概要は推察できるので、関係するものを抜すいして掲げる。記録に石橋設計組と石工を本名区の人に依頼している。この技術がどんなにして、吉田に発達したか不詳であるが、県の資料に、甲突川に架かる西田橋で知られる「岩永三五郎」が工事を施すとき「山田龍助、田中源次郎、原口弥之進」が随従し、龍助は専ら拱工（アーチ構法）を練習し、三五郎去りたる後は各所の拱橋を架設し、その間後進に練習せしめたるが如し、拱橋架設の余勢は延いて、明治年間に及び現県下拱橋の数は枚挙するに暇なきに到る。（鹿児島県維新前土木史、県土木課編昭和九年十二月）とあるので、吉田の石工の人々も習得していたと考えてよいのではないか。

ここで、アーチ石造橋について、用語・構法等について「五大石橋を考える。増留貴朗著」から引用する。

石畳（太鼓）永久橋梁設位置図

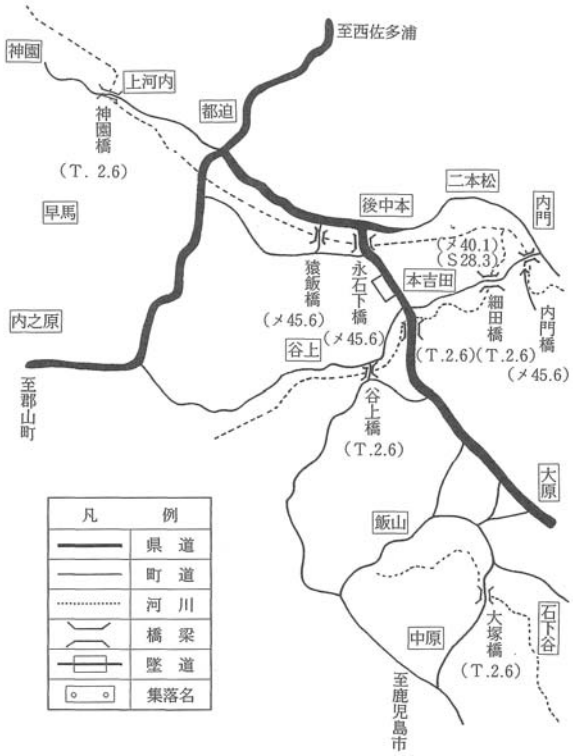

本名小学校創立100周年記念誌から

わが国では、アーチ石造橋のことを、「石橋」・「眼鏡橋」・「太鼓橋」・「虹橋」などと呼んでいる。中国では一般に「石拱橋」と呼んでいる。また橋の構造で、単アーチを太鼓橋、虹橋と呼び、二連アーチを「眼鏡橋」と区分呼称する時もある。

アーチ石造橋で一番大事な急所が、アーチリングと呼ばれる半円ないし、これに近い弧をなす部分で、「輪石」・「迫石」・「枠石」・「掛石」・「拱環石」などと呼ばれる梯形状の切石で積まれ、これで橋体自体や橋上通行物のすべての荷重を支える。

この梯形状の輪石を両側から積み上げるが、アーチ頭頂部に、はめ込む最後の輪石を特に「要石（かなめ）」「楔石」「冠頂石」・「留石」などと呼ぶ。

要石によってアーチ構造が決まり隣接する相互の輪石が支え合って崩れないわけである。構造力学的には、橋上にかかる全荷重はアーチリングを形成する輪石に伝えられ、各輪石は上からの荷重を、各輪石間の横圧に変え最後はアーチ両下端の基礎部に伝えて支えることになる。アーチリングの構造と橋脚基礎部を余程堅固に築かないと架橋は失敗する。ところで、輪石は梯形状なので、横から強い力で横圧されると外側に押し出される力学的な性質が生ずるが、中でも一番危険なのが上に重りの少ない頂上の要石である。左右からの横圧を一手に受け止めるので、要石の梯形度が強すぎたり、頂上が軽すぎると、要石が跳ね上がってしまい全体が崩壊することになる。

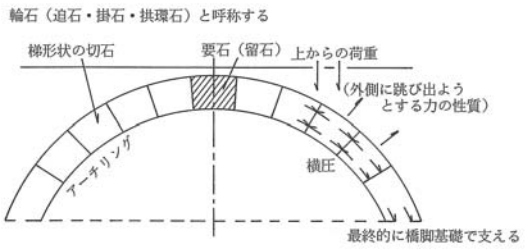

「要石」はアーチリング構造の要であり、石橋の生命線となるので、最後に要石をはめ込むことを「留め入り」と称し、その橋の記念の日にする。そして要石に留め入りの日付と責任者の名を石に刻み込むのである。

アーチリングを築くには、まず輪石を並べて積み上げていくための仮枠を組むことから始まる。仮枠は、下地橋・地橋・支保工などと呼ばれ、大工の仕事領域となる。

江戸時代の著書「長崎古今集覧名勝図絵」の中に、石橋架設之図として二枚の版画がでている。これをみると石

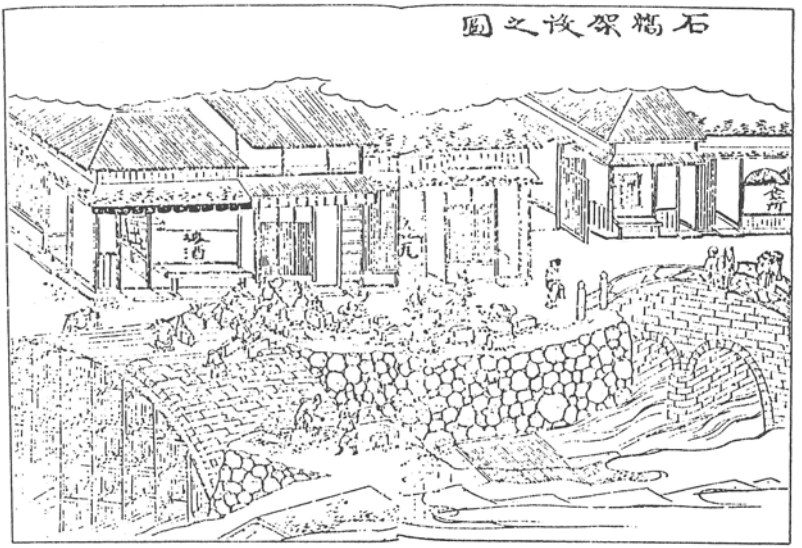

石橋架設之図（長崎古今集覧名勝図絵所収）

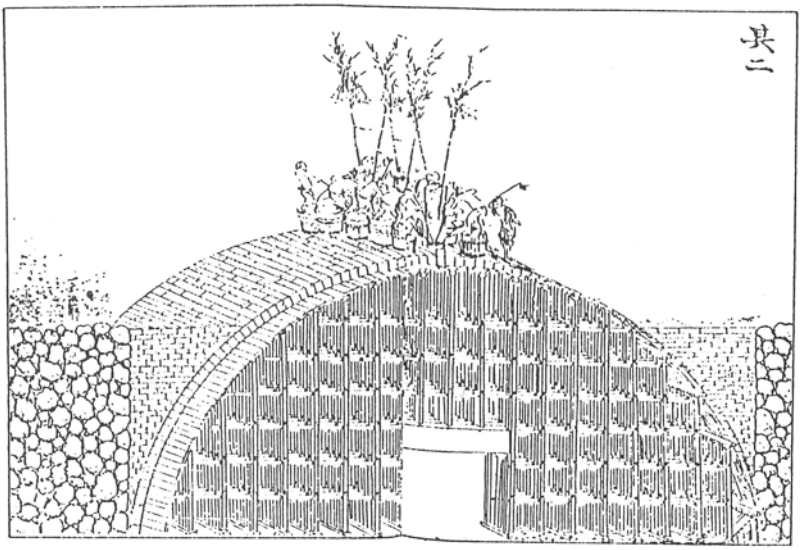

要石を打込中の図（長崎古今集覧名勝図絵所収）

橋架設の様子が一目瞭然である。

石橋棟梁にとって、石橋が完成し下地橋を取り除くときが一番緊張する瞬間である。「肥後の石工」という今西祐行著の小説では、この一瞬が次のように表現されている。『いよいよ木組みの取り除しが始まると棟梁は橋の中央にあがって指図した。一番重みのかかった柱をあとにして一本一本材木が除され、急流のなかに水しぶきをあげて落とされていった。万貫の石の重みを支えている柱をとめているクサビが棟梁の号令で除かれた。

一瞬、石橋はゴーッと地震の地鳴りのような音をたてかすかな石の粉な煙がたった』

また、架橋の失敗例として、福岡県甘木市秋月の秋月眼鏡橋がある。文化七年（一八一〇）の架橋で甲突川五石橋よりも古い。その記録に橋が完工し下地橋の仮枠も外して、晴れの渡り始めを待つばかりの時、予想外の大椿事が突然起こった。完成したばかりのアーチ橋が一大音響と共に崩壊したのである。

『いまだ渡始不申時分、ある日石橋夥敷き音して崩申候、此の節脇より見し者の咄に、真中にはさみし石、一間余も飛上がり、直様ゆるみ、ばらばらと崩申候、此れは上の重り十分ならず軽かりし故ならん、誠にあやもなき事にて、若しも渡り始候上にて候はば死人怪我人も多可有之候処、…』とある。

本名区に架けられた太鼓橋の工事発注の決定、資金の出所等について「本名区有志委任者議事録」に記載されているので転記することにする。

本名區有志委任者議事録

明治四十五年（一九一一）一月八日

出席委員名（十八人）世話人四人

架橋事件協議事項

一、瀧之下、青木二ケ所へ太鼓橋ヲ架設ニ付、本名區ヨリ金壱百圓ヲ支出スル事

一、馬渡小坂元へ並石橋架片ニ付本名區各金拾圓支出スル事

二月七日　出席委員名（十三人）世話人四人

協議事項

一、架橋建設工事委員長及會計係給料

一日　金参拾銭

工事委員　給料

一日　金弐拾五銭

三月十一日　出席委員名（十八人）世話人四人

協議事項

一、八幡神社境内拂下木豫定価格

杉　一本　価格　壱千圓

雑木　　価格　四拾圓

四月十二日　出席委員名（十人）世話人四人

協議事項

一、八幡神社立木杉代金ヲ参百圓ダケ架橋方一時繰リ換エル事

一、字　馬渡石橋ハ森園金太郎引受ケ直ニ着手スル事定ム

一、石橋設計組ミノ費用トシテ

上村勇之助氏へ　壱圓五拾銭
上田平仲次郎氏へ　四圓
西園仁之助氏へ　七拾銭

拂ヒ渡ス事ニ定ム

四月二十三日　出席委員名（十三人）世話人四人

協議事項

一、字下前田石橋ノ根石ヲ其ノ根堀リニ床石出テ、困難ナル為四丈ナルヲ三丈ニ変更スル事ニ議決ス但シ下流ニ向キ左側ノミ依テ壱丈減シタルヲ以テ金拾弐圓請負金額ヨリ引キ去ル事

五月二十九日　出席委員名（二十人）世話人四人

協議事項

一、架橋工事開通式切迫シタレドモ竣工セザルニ依リ金拾圓ヲ投ジ雇夫ヲ以テナス事

大正元年九月十三日　出席委員名（二十人）

一、字小坂元石橋工事ヲ本月二十日ヨリ着手スル事

一、字立石及堂地石橋ノ補助費トシテ金拾五圓本名區費ヲ支出スル事

一、字トノ元土橋ヘ仝ジク區費ヲ以テ金壱圓補助スル事

※ここで有志委員の選出や当時の賃金等の記録を抜すいすると次のようになっている。

大正二年九月二日

一、區會の協議ニ依リ職人ノ費用ヲ左通リ決定ス

職人一切　一日雇ヒハ四拾銭
　一日請負ハ五拾五銭

農業費用取リハ

男雇ヒハ一日　弐拾銭
女雇ヒハ一日　拾五銭

日雇ハ一日

男　参拾五銭　女　弐拾五銭ト定ム

大正二年九月十三日

一、以後區會議員・協議委員者等改選ノ時ハ運動ヲ為サザル事若シ運動ヲ為シテ選挙ニ上ケラルトモ其ノ議員ハ議場ニ同席ヲセサル事ニ決ス

一、區会議員後任者豫撰人名左ノ如シ（十二人の氏名）

協議委任者豫撰者名左ノ如シ　（二十人の氏名）

同時ニ屋根フキ、ショケ造リ、石工ノ費用ヲ決定ス

雇　一日代金　参拾五銭
石工雇　一日代金　四拾五銭
日雇一日代金　六拾銭　トス



太　鼓　橋（本名小学校近く）

架橋記念碑

太鼓橋の架橋記念碑は、本名の二本松橋（旧内門橋）の右岸（下流方向）に大切に保存されている。

現在の後中橋（旧永石下橋を鉄筋コンクリートで拡張）の袂にも記念碑が建立されていた。護岸工事のとき川底に落ちていたのを拾い上げ近くに置いてあるが、一部破損していて架橋年月日などを知ることは出来ない。

二本松の記念碑の正面に架橋記念碑と肉太で筆勢のある文字が刻まれ、その左側に明治四十五年六月一日架橋とある。

左面から寄付人として、一金　拾円　児玉□市郎のように金額と氏名が刻まれている。一円以上の氏名一三六人の計が二二三円四〇銭になり、外　金四三円五銭、一一四人と刻まれている。

記念碑に刻まれた金額は二六六円四五銭、寄付者二五〇人になる。

太鼓橋の架橋費として、先述のとおり本名区から一〇〇円支出しているので、この寄付金と合わせ三六六円四五銭の費用で架橋したと思われる。

後中橋の架橋記念碑で確認できる金額は一五六円五五銭、推定金額二三円四〇銭　推計約一八〇円になる。

二つの記念碑に世話人が刻まれている。

石工として二本松橋の記念碑に上□三次郎とあり、後中橋の碑には見当たらないので破損部分に刻まれていたのであろう。

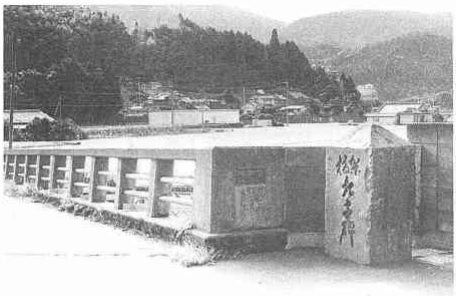

二本松橋にある架橋記念碑

㈣ 長隆寺橋と稔橋

思川に永久橋が架橋されたのは昭和になってからで、本名川に大正の始めまでに多くの太鼓橋が架橋されたのと比べると対象的である。

昭和四年町内で始めて、全長二一・五㍍、全幅五・五㍍、ＲＣＴ桁鉄筋コンクリート橋（橋脚一）、長隆寺橋が架橋された。

それまでは、思川の上流に二カ所の太鼓橋があるほかは、川床に飛石を置いただけの渡りがほとんどで、橋といっても丸太や板をさし渡しただけの簡単な木橋があるだけであったが、長隆寺橋（明治二十七年架橋）だけは、「木製の大きな橋で洪水にも耐えていたが、ところどころ板に穴があき、川面が見えて流れが速いときは恐ろしいものだった。」と古老は話している。

吉田にも自動車が走るようになり、さきの永久橋が架設された。この橋は戦後の大きな台風や大雨による洪水にもびくともせず、洪水のときは地区の人はコンクリート橋の上から、冠水した田を気遣い、また橋の下を流れる流木等を見ていたという。

思川に架かる橋として、長隆寺橋以外に地頭館と東佐多浦庄屋とを結ぶ土橋（観音川原橋、現稔橋の前身）が架けられていた。この橋は、昭和二十年町内に駐留していた稔部隊が、橋幅の拡張や補強等をしたのと、豊作の願いから、いつしか稔橋と呼ぶようになり現在にいたっている。

昭和三十年十月十三日の村議会臨時会議で「稔橋の分担金徴収条例」の審議をしている。

それによると、災害復旧工事として木橋

橋長　一八㍍八〇㌢

幅　二㍍三〇㌢　橋脚二基　橋体一本の

工事費として、総額七八万円

内　国庫　五四万六二三四円

村　一〇万八九二七円

地元　一六万三八〇〇円

となっている。当時、受益者負担として関係の人々から



稔橋の渡り初め（昭和30年）

徴収して、架橋していたことがわかる。

関係の人々の努力により、最終的には特別交付金が交付され、地元負担はなくなっている。

長隆寺橋の改修

県道鹿児島・蒲生線の改修工事の一貫として、昭和六十一年十月から翌年十二月まで、工事費一億五四七〇万円をかけ、人道二㍍、車道六㍍、二車線、全長三一・九㍍の近代橋が完成した。

側面図 S＝1：100

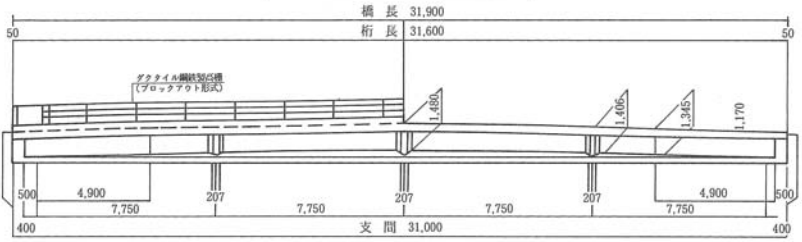

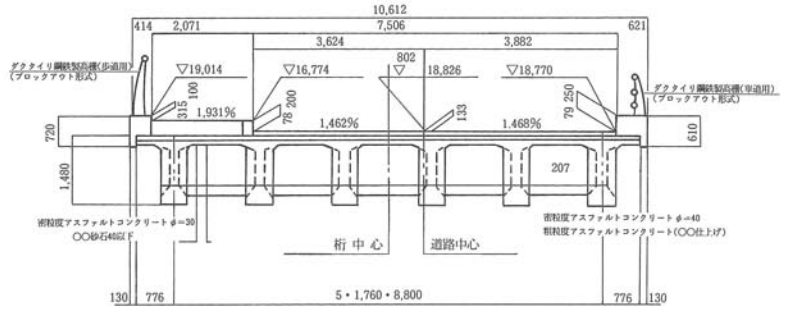

断面図

長隆寺橋

路線名		(主) 鹿児島蒲生線				摘要	
所在地		鹿児島郡吉田町麓地内				変断面T桁	
橋長・幅員		L＝31.90 W＝9.25	規格	3種3級		H＝1.185～1.48m	
支間割		1@31.00					
橋格		一等橋					
構造形式	上部工	PC単純ポステンT桁橋					
	下部工	橋台	逆T式	橋脚	—		
	基礎工	橋台	鋼管杭	橋脚	—		
事業費		154,700千円			施工年度	昭和61年度～62年度	
コンサル		建設技術コンサルタンツ					
施工業者		上部工	富士ピーエスコンクリート		下部工	丸福建設	

▶昭和4年架橋の長隆寺橋



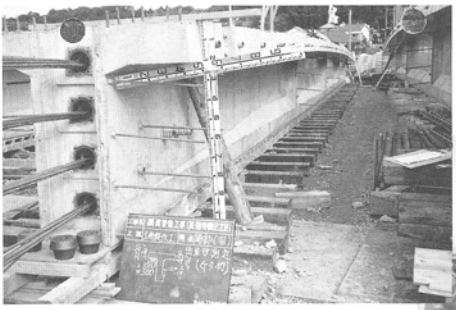

◀T桁の内部
（鋼鉄線を締め付け，張力を利用して弾力を増し，大きな荷重に耐えるように工夫されている）

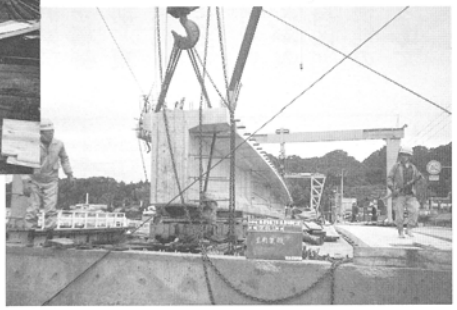

▲T桁を橋台まで移動

▼昭和62年未完成の長隆寺橋
（橋脚がない）



二、用水路の開削

㈠ 小野田用水

町内には多くの農業用水路が造られているが、小野田用水路は造られた時代も古く、規模も大きい。

永正十四年（一五一七）二月、吉田氏は島津氏の支配下になる。三州統一を果たし、九州制覇を目指していた島津氏は富国強兵のため当時財政の基である米作りを奨励し新田開拓を強力に進めた。

思川と別府川に挟まれた、現在の姶良町（当時餅田村）は、水位が両川より高く水路を設けることができず、長年畑作が行われていた。

島津氏はこの畑地を水田にするため、水源を思川の上流に求め、吉田の小野田を取水口として、井ぜきを構築し、現在の鵜ノ木―桑之丸―小学校前―王子神社前―東下を経て姶良町の触田―片子山（トンネル）―上水流―城下―森山池―建昌―上場―壺屋（帖佐中学校）に至る延長約一一キロの水路を開いた。

この用水路がいつ開削したか確かな記録は残っていないが、思川土地改良区の沿革（姶良町思川土地改良区）によると、文禄二年（一五九三）から四年の太閤検地のとき水田の検地高の記録があり、開削を文禄二年としている。

これを裏づけるものとして、鹿児島県史・年表に「寛文四年（一六六四）四月帖佐触田片子岳新溝成る」とあるので、これ以前に用水路があったことを証している。

取水口から用水路に沿って帖佐中学校前まで歩いてみると、ほとんど勾配を感じない。県道路線図から勾配をみてみると、次図のようになっている。

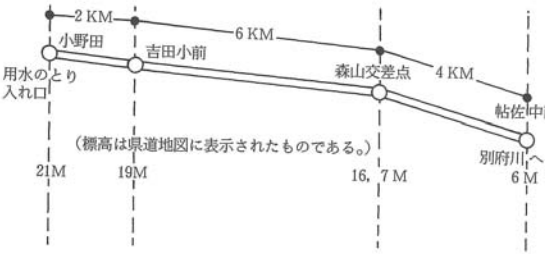

当時の測量器具や測量方法の記録はないが、「維新前土木史」によって再現すると、用水路の道筋は、用水路の地域を一望できる高牧の天ガ鼻から、位置を決めたと思われる。水路の高低を測るには、水路の予定地に板やすげ傘を並べ向かいの小山から見通して、旗を振って板やすげ傘を上げ下げして測り、夜は、とうろう（光源はろうそく）を使った。また、勾配を決めるには、竹どいに水を入れ、水平を決めた。

トンネルを掘り進めるとき方位を決めるには、トンネルを掘る山に棒を立て、棒を見とおしたり、入り口に灯りを置いて、

その灯りを見通したりした。

トンネルを掘る道具は、石のみと鎚、つるはしだけで石のみを岩に当て、鎚でたたいて岩を砕いた。

砕いた石を外に運び出すには、もっこをつかった。

片子山トンネルを掘るのには、土や石を運び出したり材料を運び込むのに、触田側に二カ所、上水流側に一カ所の横穴を掘っている。

用水路は現在、吉田麓の水田と始良町の触田の用水として利用されている。触田から森山池までは遺溝として残っているが、これは大正の始め片子山トンネルが大きく決壊したため（代わりに触田井ぜきの新溝を利用）で今も森山集落の古老は、上溝に感謝していた。

森山池から帖佐中までの水路は現在も使われている。

東西佐多浦灌漑は耕地整理以前までは三十四町八反七畝二十七歩、触田十町四反七畝二十七歩で、用水路により多くの耕地ができ、他郷から士家のものが移り住むようになった。（吉田小学校　創立百周年記念誌佐多浦の遺跡）

用水路には、いろいろな工夫のあとがある。用水路の水量を確保するため、途中の小川の水を用水路に導入する水門（よこて）が七つ、大雨で水の量が増えたとき、用水路の水量を一定にするため、桑之丸の二番目のトン



トンネルを掘る山に方位をきめるため棒を立てた

ネルのつぎに「いしこし」を設け自然に水が溢れ出るようになっていた。



トンネルの中に堆積した泥や砂を洗い流すために横穴が掘ってあり、作業がしやすいようになっている。

溝やトンネルに積もった砂・泥をとり除くことを溝こしらえ（溝清掃）といって、本城・本名からも公役として、多数の人が来ていた。

西麓のトンネルに、一定の高さに灯りを置いたと思われる小さな穴や、掘り間違ったと思われる大きな穴をみることができる。

用水路に思川の水を導入するための井堰は、松の杭を打ち込み竹を束ねて編み、石を入れて水の流れを止めていた。堰は三段で、杭や竹・石は郷の全部から準備させていた。大正のころも川岸に杭・竹・石がきちんと整理されていた。（第四章　産業・経済・観光　三節　三　耕地整理と土地改良を参照）

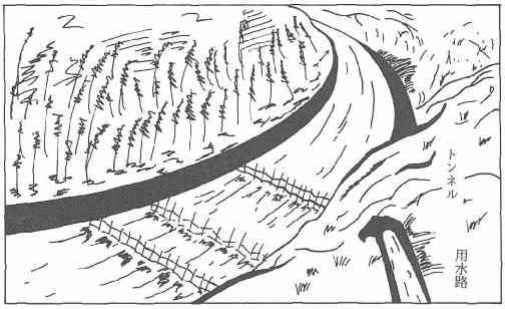

くいを打ちこみ竹を編んで、石を入れ、水をとめた

用水路に関する遺跡を年代順に見てみると

享保十一年（一七二六）　片子山隧道修理碑（姶良町平松上水流九建ＫＫうら）の碑文の大要「地磐が脆く、トンネル内にたびたび落石があった。享保十一年には、約二百㍍ぐらい崩れたので中江員倫が工事奉行として加治木蔵王岳の石を（六尺五寸に一尺二寸角）切り出し、加治木の石工竹内藤左衛門尉が修理した。

元文二年（一七三八）　水神

寛政（一七八九～一八〇〇）水神　小野淵上

宝暦十年（一七六〇）　水神　東下

明和七年（一七七〇）　水神　北中前土手

天保六年（一八三五）　水神　西麓水門

碑文　風水害があり、不作救米が下付された。

明治七年（一八六一）　水神　触田丸山井堰

碑文　洪水のたび堰が決壊し、修理に難行した。決壊がはなはだしく、住民では不可能なため、国にお願いした。

井堰改修にまつわる話

「洪水のたびに井堰が壊れるので、よい方法はないかと考えたが、『神様にお願いするしかない。人柱を立てたら』という話になり、誰がなるかになったが、生きたまま川底に埋められるのだから、誰一人申し出る人はなかった。

そのとき『いつまで話してもきりがない、集まった中に、横布を継ぎ当てにした人になってもらったら』となり、横布を当てた人を人柱にした。以後大正の初めの頃まで、年寄りは孫に着せる着物の『ふせ』には決して横布を使ってはならぬと戒(いまし)めていた」

さきにも述べたが、町内には多くの用水路とトンネルがあるので、大事に使うと共に、時には訪ねてみたいものである。

※トンネルの場所などは　第六章　交通のトンネルの頁参照

三、トンネル

㈠ 本名トンネル

本名校区の大原・谷上・本吉田地区と都迫・上河内・神園などの後ろの地区とは、山によってさえぎられている。トンネルが開通していなかった昔は、人々が行き来するためには、木や草の生い茂った道幅の狭い険しい山道を通るしかなく、毎日学校に通う学童たちも、この道を通らなければならず、風雨の強い日、盛夏、極寒の季節の苦労は筆舌に尽くし難いものがあった。当時の農会長であった上村勇之助をはじめ末永仙次郎・森園金太郎・遠屋助之進などが、中心になり県庁や役場にも費用を出してくれるように、何回となく相談に出掛けたが、必要性は認めながら予算がないとして、その度に「自分たちの村のことは、村でやるように！」と言われた。

四人は、村の人々と話し合い、自力での開削を明治三十八年（一九〇五）に始めた。

工事はすべて人手で、つるはし、スコップ、もっこなどが主な道具として使われた。

測量機械もなかったので、色々と工夫して、方向や水平を決めた。村人の労力奉仕と多くの費用をかけ、一年余の明治四十年（一九〇七）にシラスの素掘りトンネルが完成した。

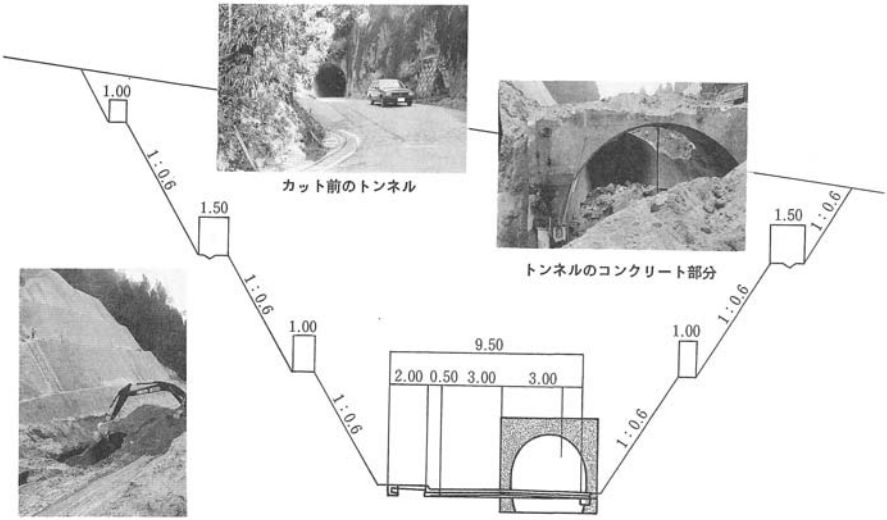

本名トンネル、オープンカット断面図

トンネル跡の後中本側にある、本名隧道記念碑の碑文に「このトンネルは、明治四十年上村勇之助氏の設計で開鑿しその後、山崩れのため、交通不能となり、昭和二十六年度、ルース台風豪雨災害により、大決潰し、災害査定申請を認証され、同二十七年度に、県及村当局地元民の熱意と協力は、茲に、竣工をみ、農業の生産は勿論、文化の向上に寄与するもの甚大なるを思い、ここに、この喜び永久に伝う」と刻まれている。

鹿児島土木事務所工務三課の記録によると、延長七二・五㍍、幅二・八（一部三・二）㍍、高さ三㍍のコンクリート張りとなっている。

時は移り、車社会は急速に発達し、車の大型化と交通量の増加に対応するため、つぎの目的で改修を行っている。

「昭和二十七年に掘削した本名隧道は、老朽化が進みまた幅員狭少で内空高も低いため、近年交通量の増大と車両の大型化に対応できず交通のネックとなっていたためこれらの解消を図ることと、将来の維持管理を考慮し昭和六十一年度に緊急地方道路整備事業でオープンカットした」

延長一一八・五㍍、総幅九・五㍍（車道六、人道二）工事費一億二三一三万円（国庫補助一億円、県費二三一

三万円）で完成している。

(二) 宇都トンネル

宇都トンネルは昭和四十七年～五十年に、道路工事を含み、総工事費二億一四〇〇万円（国庫補助五〇％）をかけ、県が事業体となり昭和五十年三月に完成している。町は、蒲生町と連絡をとり「本地区は水田地帯であるが、道路は終点側の一部を除いてほとんど整備されておらず、大型トラックはもちろんのこと、わずかに耕運機程度が通るのみで農作物の運搬は小型車および人肩によって搬出されている。

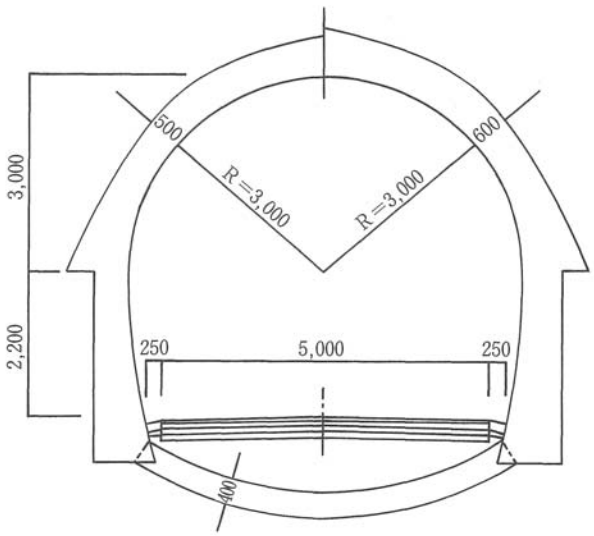

宇都トンネル断面図

このような現状であるので、農産物運搬省力化、北九州方面へ直送するため、起点付近にできる九州自動車道路インターチェンジとを直結した基幹農道の整備が必要となり、地区中央部に基幹農道を計画し、農産物の流通の改善と農業経営の安定を図るものである」として、過疎地域対策基幹農道整備事業で工事をして貰うよう申請している。

また、緊急性として「本地区は起点を吉田村麓地区とし、終点を蒲生町下久徳に通ずる道路でありながら、起点より千㍍付近にびょうぶ状に切り立った約百㍍の山があり、これより起終点へ耕地があるが、農家は起点・終点より耕作して居る状況である。道路らしきものは終点側に小型耕運機が通る程度のものがあるだけで、これが最近の社会情勢の発展により、農村の若者が都市へ流出していく原因にもなっており、本道路を早急に完成することにより過疎町村より脱皮すると共に農業経営の安定を図るものである。

なお、本道路起点付近（約六〇〇㍍）には本県に数少

なくなった農業高校があり、これに通学する子弟のほとんどは、姶良町・蒲生町から迂回通学している状況で、本道路が完成することにより約半分の距離になる。

また同じく終点側（約五〇㍍）にも高校があり吉田からの通学生約百二十人も前述の如き恩恵に預かる。このように、年々若者が巣立ちながら都市へ流出している素因として、農業をするにはあまりにも道路がなく、重労働化しているので本道路を一日も早急に完成し、近代化された農業経営と農家後継者育成の上からも、ぜひとも早期着工くだされたく関係農家は勿論、蒲生町・姶良町・吉田村議会全員が要望しているものである」と緊急性を含めた強力な陳情で、受益面積一〇三㌶（田六七畑三三果樹園三㌶）関係者二三六人を対象として、総延長二、七九一㍍、トンネル部分二二一㍍が完成した。

この事業が決定するまでの経過をみると次のようになっている。政府への陳情は、参議院議員谷口慶吉の紹介援助・協力があった。



宇都トンネル

年月日	経過内容	場所
昭和四五・五・二六	過疎事業に関する県説明	鹿児島
々・六・一	計画策定に関し村企画委員打合協議会	村議事堂
々・六・一二	計画策定に関し第二回村企画委員会打合協議会	々
々・六・二、一五	計画案作成	庁内
々・六・二二	計画案につき県との内協議	県庁
々・七・九	計画案につき県との本協議	県庁
々・七・一二	計画案につき村企画委員協議会	村議事堂
々・七・一八	計画案につき県との再協議	県庁
々・九・二四、二八	過疎計画、議会提案、議決	村議事堂
々・九・三〇	国、県に計画書正式提出	県庁

四、道　路

町内の道路は次のようになっている。

九州自動車道	八、	六〇〇㍍
県　道　延長	二六、	七二〇㍍
町　道　延長	一一七、	七〇七㍍
農　道　延長	二八、	九四四㍍
林　道　延長	一三、	五六九㍍

(一) 九州自動車道

本町は南に薩摩吉田インターチェンジ、北に姶良インターチェンジの二カ所があり、高速道路の利用に恵まれている。

高速道路は昭和三十二年四月十六日に公布された「国土開発幹線自動車建設法」および「高速自動車国道法」に基づいて建設され、九州自動車道は昭和四十年十一月福岡、熊本間の基本計画の決定を最初として現在に至っている。

県内では、昭和四十三年四月建設大臣の加治木・鹿児島間の施行命令が出され、昭和四十四年十二月路線発表があり、道路規格第一種三級B、設計速度八〇㌔、幅員二〇・五㍍四車線（一車線三・五㍍）延長一七・七㌔（薩摩吉田―加治木間）、工事費約二七〇億円で着工した。

昭和四十八年十二月十三日鹿児島県内初の高速道路が薩摩吉田インターチェンジと加治木インターチェンジ間に開通した。

また、歩行者の安全確保のため、町内唯一の地下式横断歩道が、薩摩吉田インターチェンジ、ゲート前の町道宮神社・牟礼谷線に沿って建設された。

(二) 県　道

町内の主幹交通網は、県道が主要幹線となっており、地域を縦貫する鹿児島・蒲生線、蒲生・伊集院線、本名・鹿児島線および麓・重富停車場線の四路線で、延長二万六七二〇㍍改良率四四・九七%、舗装率一〇〇%となっている。（六三・四・一現在鹿児島土木事務所）

舗装の進捗状況は昭和三十八年度は県道〇%で、町道九〇㍍となっている。（県市町村要覧　昭和三十八年度）

昭和四十六年度には、県道三二・一%、町道は〇%となっている。（吉田村総合計画　一九七一年）

本町は、都市近郊で地理的条件に恵まれているため、町内からの通勤、他町からの通過車両が近年著しく増加し、交通事故（接触事故）も多発傾向にあり、幹線道路である県道の整備は急務である。

町としては、つぎの表のように実態をまとめ、計画的な改良工事を進めるようにすると同時に、鹿児島・蒲生

県道の現況

（吉田町総合振興計画・昭和61年４月現在）

区分 / 路線名	実延長	規格改良済				未改良				舗装道		歩道延長
		車道13m以上	5.5m以上	5.5m未満	改良率 計	車道5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満	計	高級	簡易	
	m	m	m	m	%	m	m	m	m	m	m	m
鹿児島線 蒲生（旧）	11,563 (326)		5,384	563	51.4 / 5,947	2,561	3,055 (120)	(206)	5,616 (326)	2,506	9,057	946
麓・重富停車場線	1,712	6	1,678	28	100 / 1,712	0	0		0	540	1,172	1,434
本名鹿児島線	5,457	32	447	105	10.7 / 584	1,250	1,523	100	2,873	465	4,992	1,758
蒲生伊集院線	7,988	41	2,893	841	47.3 / 3,775	584	1,033	596	2,213	365	7,623	392
計	26,720 (326)	79	10,402	1,537	44.4 / 12,018	4,395	5,611 (120)	696 (206)	10,702 (326)	3,876	22,844	4,530

線は宮之浦地区および狐迫地区、桑之丸地区を、本名・鹿児島線は本吉田地区、蒲生・伊集院線は都迫地区など交通の危険の高い所を中心に整備進捗を更に早めてもらうように県当局に働きかけている。

昭和五十九年度以降の町内の県道改良工事費は次のようになっている。

昭和五十九年度一億一〇〇〇万円、六十年度一億四千万円、六十一年度二億二〇〇〇万円、六十二年度二億七〇〇〇万円、六十三年度三億八〇〇〇万円工事費も年々増額され、先の危険な所を中心に改良工事が進



本名坂の工事現場

められている。工事現場は、道路上は崖、道路下は断崖になった曲折の多い所のため、大掛かりな工事になっていて、工事期間も長くなっている。また、この区間は児童・生徒の通学路でもあるので、歩道も整備されつつある。

次に、鹿児島・蒲生線、本名・鹿児島線の年度別、改良工事の状況を示すことにする。（県土木事務所調）

鹿児島～蒲生線（町内工事のみ）

工事名	年度	延長	事業費
道路改良工事	59	150 m	28,000 千円
々	60	620	82,804
々	61	1,147	175,174
々	62	528	63,407
々	63	895	191,840
小計		3,340 m	541,225 千円
舗装新設	61	2,174 m	30,080 千円
々	62	758	80,255
々	63	220	12,000
小計		3,152 m	122,335 千円
通学路	59	141 m	14,078 千円
々	60	120	10,440
々	61	475	9,750
々	62	90	4,170
々	63	110	9,000
小計		936 m	47,438 千円
防災工事	63	1件	18,250 千円
災害その他	59		7,520 千円
々	60		3,390
々	61		4,610
々	62		8,640
々	63		2,755
小計			26,915 千円
合計	59～63年度		756,163 千円

本名～鹿児島線（町内工事のみ）

工事名	年度	延長	事業費
道路改良工事	59	127 m	12,050 千円
々	60	80	15,637
々	61	360	108,300
々	62	553	62,500
々	63	220	70,000
小計		1,340 m	268,487 千円
災害その他	60		8,535 千円
々	61		2,776
々	62		5,100
々	63		3,760
小計			20,171 千円
合計	59～63年度		288,658 千円

(三) 町　道

1　町道の維持管理

町道として認定されている路線数は一級五路線、二級十二路線、その他百五十二路線の計百六十九路線からなっており、実延長一一七、七〇七㍍である。

町道のほとんどは、里道が基になっている。里道がどのようにして維持管理されていたか、有志委任者議事録（本名区、大正六年四月五日）によると、

一、榎木迫道路改修ノ件

本道ハ本区ヨリ改修スル事トシ之ニ要スル敷地代ハ本区ヨリ支出ス　竣工後ノ修繕ハ宮区ヨリナスモノトス

一、大原・石下谷・中原・飯山部落ノ全道路改修ノ件

本道ハ幅七尺枝道ハ幅六尺ト改メ之ニ要スル敷地ノ返地ハ補助スル事トシ委任を定メテ敷地ノ調査ヲナシ其返地トシテ字百戸（ひゃくど）（現飯山集落内）其外ヲ調査スル事ト定ム、委任トシテ（氏名）以上拾名ト定ム其期日場所ハ四月八日午前九時東条吉之助宅トシ尚榎迫道路ノ実地調査スル事

（大正六年四月三十日の記録）

一、報告事項　榎迫道路改修ヲ原方限及ビ宮之浦ノ関係部落民協力ニテ弐日間ニテ全部終工シ其道路敷地代価金壱百拾参円七拾壱銭雑費金四円七拾壱銭ヲ要セリ

一、協議事項　榎迫道路作リ人夫ニ補助ノ件

本道路ハ宮之浦区ノ関係道路ナレドモ本名区民ノ必要ナル道路ナルガ故区民全部加勢ヲナスベキ所ナレトモ前記報告ノ如ク原方限部落民ヨリ作リシニヨリ金弐拾五円ヲ補助ス

一、本道路ノ敷地調査ノ件

返地調ベノタメ委員ヲ定メ五月四日午前九時ヲ以テ脇田四郎次方へ集合シ実地調査ノ事、委任ハ前道路返地ノ調査委員ニ依頼スル事

（大正六年五月四日の記録）

一、榎迫道路ノ返地調査ノ件（報告事項）

右道路ノ敷地代百七拾参円七拾壱銭雑費四円七拾壱銭工事人夫ノ補助金弐拾五円合計金弐百参円四拾弐銭ヲ計上セシニヨリ字ヒカン田山林外六筆反別合計壱町壱反弐拾壱歩給与スルコトニナリとなっている。

町道の整備状況

昭和六十二年十二月の町道の改良率は、二九・二％で舗装率は、一級町道一〇〇％、二級道九一％、その他の町道八五％となっている。

記録に残っている町道等の整備を見てみると、

昭和二十九年、災害復旧工事として

城内線稔橋、本名・宮之浦線宇都迫地区、大原・柳ケ

谷線狐迫地区を実施している。

昭和三十四年石下谷地区、涼松区、狐迫区の災害復旧工事、昭和三十九年になり町道の改良工事が進められている。

本名後小路線、鵜ノ木前峰線の改良工事と、災害復旧工事として牟礼谷線、小山線、本城線が改良工事も含めて行われている。

町民がよく利用する農道（町道）の舗装工事は、昭和四十三年に榎迫地区、大原地区、宇都迫地区、本吉田地区が行われ、四十七年から、塩杣、西麓、舟ケ平地区の農道舗装、城内竹下線、鵜ノ木前峰線、の舗装工事が五十年まで継続して行われている。

昭和五十一年に、奥之宇都線が過疎基幹農道（宇都トンネル参照）として完成してから、町道の改良工事、新設工事が計画的に行われている。主なものとして、五十二年の普通林道千人仏線の開設、続いて五十三年の涼松・宇都谷線の改良工事、五十四年の普通林道平野線の開設等が行われている。

道路網は、経済社会の大動脈であると同時に文化生活を営むための基盤であるとして、通行の円滑と事故防止を図るため、改良舗装整備事業計画を策定して事業を推進している。改良整備によって交通量の多くなった稔橋の架け替えの計画もある。

2　宮神社・牟礼谷線

本町の新興団地牟礼ケ岡団地を結ぶ基幹町道である宮神社・牟礼谷線は昭和四十年の農免道路開削になる。

四十年十月十三日付けで当時の外園村長名で「県営土地改良事業施行申請書に対する意見書」が県知事に提出されている。それによると、計画概要として、本地区は宮之浦を起点とし、牟礼谷集荷場に通ずる延長三七八八㍍の道路である。起点宮之浦は県道（鹿児島・蒲生線）より分岐し、終点牟礼谷集荷場は村道（吉野・牟礼ケ岡線）に接している。吉野・牟礼ケ岡線は倉谷を経由し宮之浦で県道（鹿児島・蒲生線）に接しているので本地区は二本の道路により包含されているが、計画路線の宮之浦・牟礼谷線においては、起点から二三〇〇㍍は村道でかろうじて軽四輪が通行できるが、残り一四〇〇㍍の農道は僅かに人畜が通行できる程度である。したがって、農業生産資材の運搬は勿論生産物の運搬にも不便を生じ、集荷場から農協までの生産物の運搬は倉谷を経由して迂回しなければならない現状である。

本計画の実現により、運搬時間においては三分の一の節減が期待でき、ひいては生産費の低下に役立つことになる。

工事計画

工事着手および完了予定

昭和四十年十二月から昭和四十三年三月まで

工事の年度割の予定

工種	数量	四〇年度	四一年度	四二年度
道路築造	三七八八㍍	九〇〇㍍	一八〇〇㍍	一〇八八㍍
橋梁	一カ所	一カ所		
暗渠	一四カ所	四々	七々	三々

工事費　六、〇〇〇万円

事業費負担区分の予定

國庫負担の予定額　三、九四〇万円

県費　々　一、六六〇万円

地元（村費）々　四〇〇万円

完成道路の引継ぎ

完成した道路は、昭和四十三年六月十四日、町（村）が引渡しを受け、管理している。

牟礼ケ岡団地の開発により、交通量が増加してきたので急カーブのカット・直線化、離合のための幅員の拡張、規格二車線への改良工事等を計画的に進めていたが、平成元年一月二十七日、宮之浦・牟礼谷集落に寿商事の大型配送センター建設の立地協定が吉田町と寿商事の間に結ばれ、改修工事も急ピッチで進められている。

五、治山事業

砂防工事

吉田町は、山間および傾斜地が七三%を占め、その谷あいに集落が発達している。

北部は沖積層、中・南部は洪積層いわゆるシラス地帯である。したがって雨季や台風時期には山崩れや山津波を起こしやすく、人家が押し潰され、用水路が埋まり、田畑が崩壊し、道路の決壊等が頻々として起こっていた。

シラス地帯は吉田だけでなく、県内に広く分布して、各地で山崩れ等が発生していた。

県としてはこ



平成元年７月28日集中豪雨で県道上の崖崩れで県道を埋め県道下の民家を倒壊した

うした惨事を未然に防止する対策としてシラス地帯についての研究を始め、砂防工事の事業が新しく発足した。この事業は山崩れ、土砂流出を未然に防ぎ、かつ大雨ごとに土砂の流出する場所に手当を施すものである。町も大規模な工事は県直営で、規模の小さいのは、県の補助を受け計画的に実施してきた。

復旧治山事業（事業主体県）

年度	地区名	事業量	事業費
		ha	千円
40	原　尻	0.15	3,603
41	宇都迫	0.28	2,198
42	中　原	0.35	3,692
43	大向江	0.23	2,401
〃	下楠元	0.32	3,226
〃	山木場	0.23	3,455
44	吉　水	0.18	1,591
〃	山木場	0.08	3,455
〃	柿木谷	0.18	2,848
45	神　園	0.11	2,209
〃	八反田	0.22	4,243
46	中　原	0.20	3,520
〃	猿　飯	0.10	5,556
〃	戸ノ原	0.20	3,719
〃	小　鍋	0.20	5,501
47	堂ノ尾	0.25	10,675
〃	段	0.32	6,940
〃	堂園上	0.20	2,350
〃	石下谷	0.17	5,535
〃	猿　飯	0.30	5,150
48	榎木迫	0.50	1,543
〃	神　園	0.35	6,361
〃	石下谷	2.11	5,050
49	神　園	0.12	8,400
〃	大平野	0.06	9,013
〃	花　立	0.10	3,180
50	花　立	0.40	4,004
51	中　嶽	0.04	12,965
〃	井川尻	0.12	6,299
52	松川原	0.13	7,090
〃	中　原	0.30	13,071
53	宮ノ上	0.07	9,689
55	五反田	0.12	16,369
56	小坂元	0.06	7,657
57	倉　谷	0.13	17,350
58	牟礼谷	0.10	9,338
60	鳥　越	0.12	13,332
〃	宮　前	0.10	8,996
〃	坂　下	0.10	20,652
62	宇都谷	0.15	10,613
63	宇都谷	0.10	13,396
〃	上楠元	0.15	21,398

県単治山事業（事業主体町）

年度	地区名	事業量	事業費
		ha	千円
49	九日田	0.02	606
51	本　宗	0.01	560
〃	下楠元	0.02	1.198
57	萩　段	0.05	2,544
〃	八反田	0.01	1,861
59	舟ケ平	0.05	3,916
60	城　内	0.04	3,828
〃	元　峯	0.01	1,536
61	花　立	0.01	800
〃	有木山	0.05	3,804
62	砂　走	0.03	2,840
63	谷ノ口	0.04	3,960
〃	五六坂	0.02	3,760

急傾斜崩壊対策事業

昭和四十四年八月、急傾斜地崩壊による災害防止に関する法律が制定された。この法律は市街地民家周辺急傾斜地が風水害のために崩壊するのを防ぎ、住民の安全と生命を保護するもので、町・県営事業として次のように実施している。

第二節　建　築

一、公共建築

(一)　役場庁舎

明治二十二年（一八八九）、吉田村制施行と同時に、役場を村のほぼ中央に位置する本城八三九番地（現町慰霊碑のあるところ）に東佐多浦萩段から移転し、その後、大正十五年八月三十日に改築している。

大正十五年（一九二六）十月十日の村勢要覧（落成記念号）に庁舎改築報告として

「大正十五年二月二十八日ヨリ敷地均（しきちならし）着手、三月十六日請負人西園仲次郎工事着手、八月三十日竣工ス。其ノ間労働寄付、青年団三百五十人、在郷軍人二百五十九人アリ。建築用材ハ薩摩興業株式会社ヨリ特別安価払下ゲ杉立木四百五十本、松立木二十本、及ビ涼松ノ並木松二十八本、杉立木五本ヲ使用セリ。総工事費五万二千五百十八円十銭。

庁舎ハ二階建「アスベストスレート」葺。桁行六間五合、梁間四間五合、坪数五九坪五合、階下ハ事務室、階上ハ会議室ニ充ツ。外ニ平家瓦葺ノ附属舎十四坪二十八勺ヲ宿直室ニ充ツ。工事監督委員、池田徳助、川路長次郎、大山信重、堂園義彦」とある。



旧　役　場

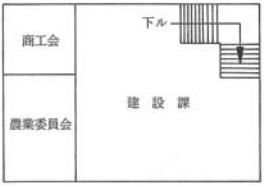

2階平面図

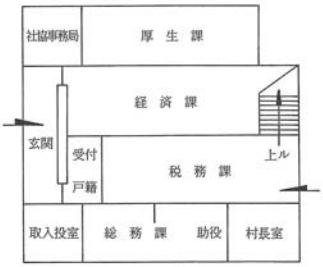

1階平面図

その後、数回にわたり増改築がなされたが、五十年の歳月を経て、白蟻、雨漏り等の被害のため、老朽化も甚だしく危険な状態になっていた。その上敷地も狭く、駐車場すらなく近代社会に合致しなくなった。

移転先を庁舎近くの青年学校跡の公有地に建設することにして、昭和四十七年十一月一日町政施行を前に、同年一月二十二日議会で吉田村役場庁舎建築について、議決している。

庁舎の位置　吉田町本城一六九六番地
敷地面積　二、〇四四平方㍍（六一八・三一坪）
庁　舎　鉄筋コンクリート二階一部三階
　一　階　六四五・九五平方㍍
　二　階　六二〇・一〇平方㍍
　屋　階（書庫）　五六・〇平方㍍
　計　一、三二二・〇五平方㍍（約四百坪）

冷暖房設備

経　費　庁舎　六、八六〇万円
　設計委託料　一七三万七〇〇〇円
　附属工事　一八〇万円
　備品費　四五〇万三〇〇〇円
　合　計　七、六六四万円
役場庁舎



役場庁舎移転前の本城小学校附近（昭和39年）

設計監理　有川建築設計事務所
施　　工　高倉建設株式会社

建設当時の町舎平面図

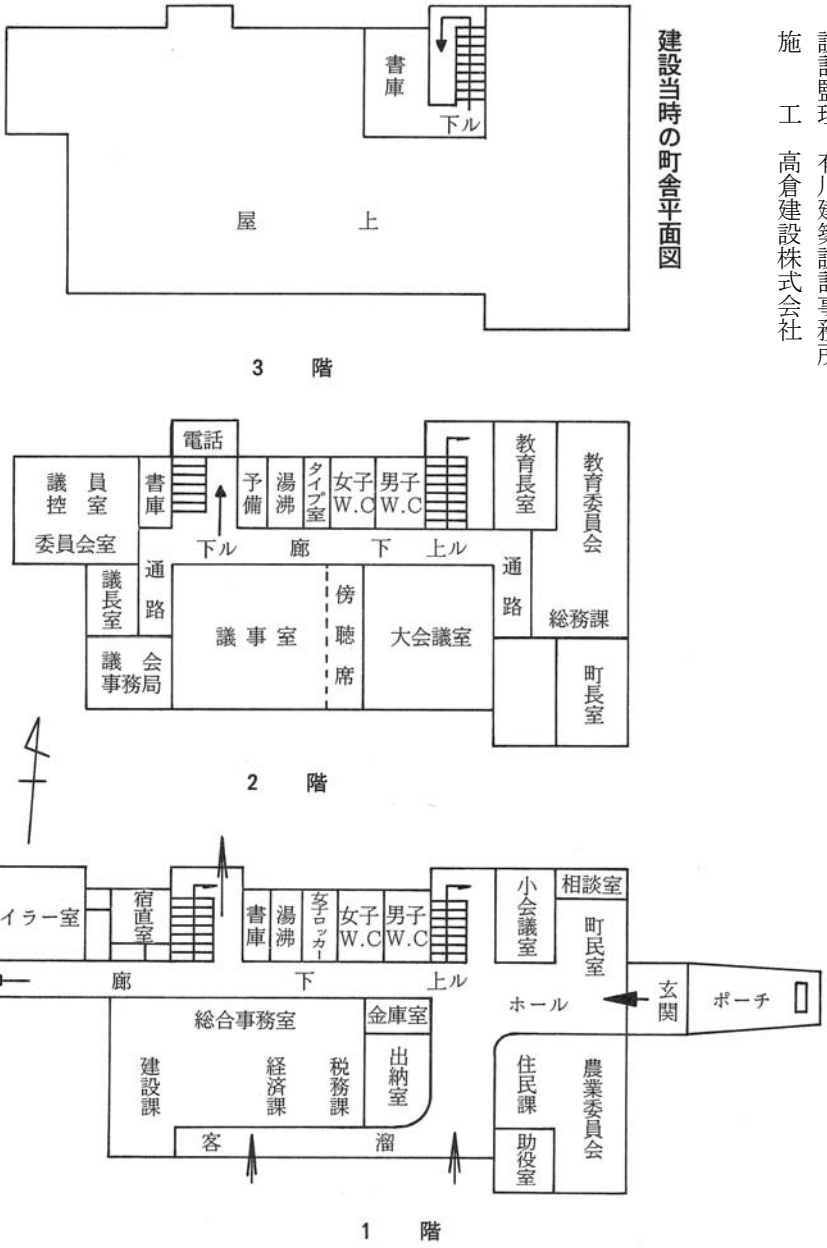

庁舎一階の拡張と改修（外壁）**工事**

業務量の増加により庁内が手狭になったのと、より町民の利便を図るため、昭和六十二年度、一階の拡張工事等（書類格納庫を含む）をし、平成元年度玄関の自動ドアー化や火山灰で汚れていた外壁の改修等をして、町民に親しまれるようにした。

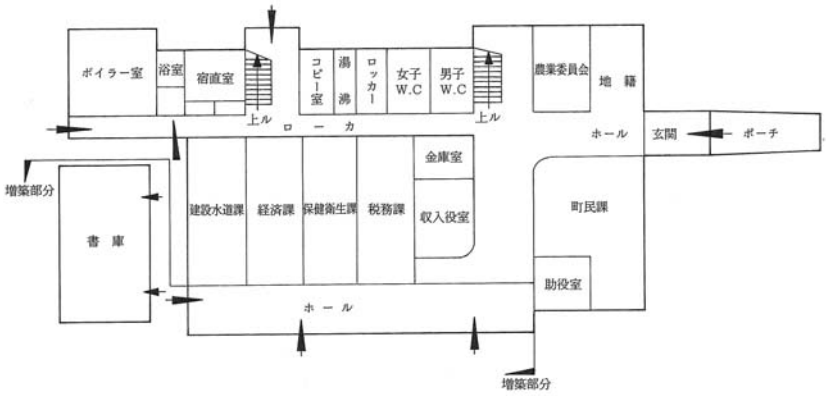

1階の改修後の平面図

(二) 学校建築

1 昔の校舎（宮小学校）

学校建築の記録として残されているものは、吉田小学校の元治元年（一八六四）建坪約十二坪の家を買い受けこれを学舎にあてた。

明治三年興化寺跡の廃寺院を校舎にあてた。

明治十五年校舎を改築した。「坪数四十坪」とあるだけで平面図等は残されていない。

昭和四十六年一月、宮小学校出身の倉谷勲翁（当時九十六歳）の話「むかしがたり―宮之浦小学校（宮小学校）のことども―」の記録で、当時の校舎等を推測できるので、引用することにする。

「わたくしが、宮之浦小学校に入学したのは、明治十五年（一八八二）ですから、今から八十八年も昔の事です。

学校に行く道は、道幅が広くなっているだけで、昔の道筋です。ただ、通学路は一本だけで、現在のように県道と連絡はしていませんでした。現在の校門への道は、あとで学校を拡張したときにつけたもので、その頃は、学校の正門は吉水道の方にあったのです。

坂を上がると学校で、今と違って道から二㍍ぐらい低いでした。門の左側に栂という家があり、丸太を二

本建てた校門をくぐり、だらだら坂をおりると校庭でした。

その頃の学校の見取図を思い出すままに書いてみましたが、なにしろ九十年近くも昔のことですから、記憶に違いがあるかもしれません。

学校の敷地は、さあー、二〇㍍四方くらいはあったでしょうか。西と北は一段低くなっていて、畑がありその下に、吉水川の深い谷があり。そのむこうを鹿児島から蒲生へ通ずる道が見えました。

校舎ですが、母屋兼教室と事務所の二つの建物がありました。共にわらぶきでした。事務所といってもただ、畳敷の六畳一間で、机などの調度品も置かれず、普段は空部屋で、学校のことで何か寄り合いがあるときなどに使われていました。

この事務所は縁が高く、母屋との間に渡り廊下がつけられ、緩い勾配になっていました。

教室は二部屋ありましたが、間仕切りもなく一部屋と同じ事です。左の部屋が高学年用、右が低学年用にあてられ、それぞれ二人がけの机と椅子が二列ずつ教壇に向かって並べてありました、教壇といっても正面に黒板があるだけで、壇もなく先生の机もなかったようです。

教室の隣は板壁で仕切ってあって、その六畳一間が先生御夫妻のお住居になっていました。また、土間の端に三畳くらいの小使部屋が在りました。（途中略）

明治二十二年（一八八九）に宮小学校が新築されました。

わらぶきの校舎が壊されて、新しく瓦葺きの立派な校舎が建ちました。事務所は壊さずに、屋根を替えただけでした。当時のお金で五百円の建築費がかかったとのことでした。思い出すままに、その図を書いてみました。

廊下は左右とも吹き抜けになっていました。外側は廊下から県道の方が見えた記憶が無いので、板壁になっ

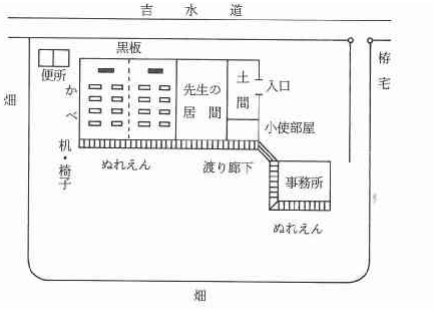

宮小学校平面図


宮小学校見取図

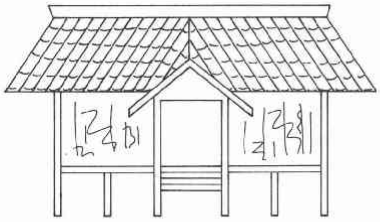

新築宮小学校見取図

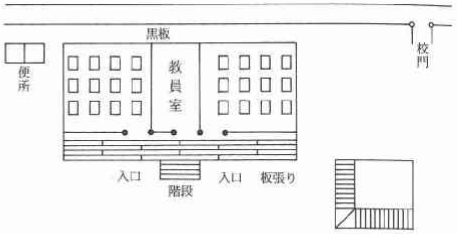

新築宮小学校平面図

ていたのではないでしょうか。

　内側の教室との境は腰高窓になっていました。後年授業参観があって父兄が、この廊下に立って教室の中を見ていたので、これは間違いありませんが、ガラス窓ではなかったようです」

　その後、児童・生徒の増加と教育内容の改善を図るため、普通教室の増築と特別教室や実習作業関係の施設等の整備で現在の形になっている。

校舎建築の変遷

　昭和五年、当時の吉田小学校の校舎配置図を見てみると、現在とほぼ同じ学校敷地になっている。

　また、校舎建築の年代を見て、大切に使っていることと、校舎拡張のあとを伺い知ることが出来る。

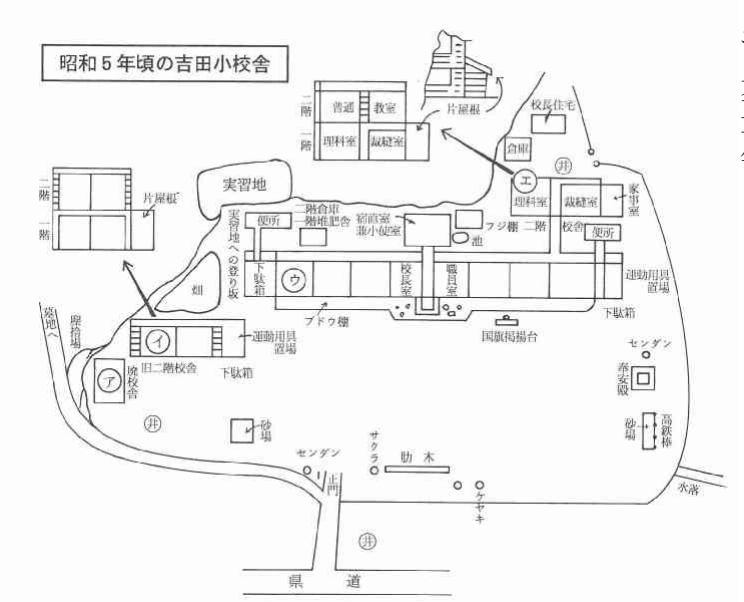

ア　明治十五年
イ　明治二十四年
ウ　明治四十四年
エ　大正十年

2　牟礼岡小学校

学校建築も明治年間の箱型校舎が昭和五十年ごろまで続いていたが、吉田町に百年振りに誕生した牟礼岡小学校は、従来の入れ物を造るという考え方でなく、個性の伸長を目指す教育活動を行う場にふさわしい、学校建築のありかたの面から検討され設計された。

牟礼岡小学校の校舎は、オープンスペース。三階までの吹き抜きの談話・展示コーナー、屋外ステージなど、ゆったりとした空間、全体的に明るく、清潔感溢れる環境が平成元年度公立学校優良施設審査で、「豊かな教育環境部門で、社団法人文教施設協会賞」を受賞した。

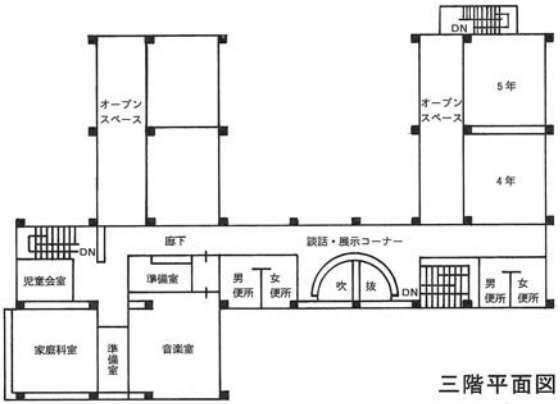

三階平面図

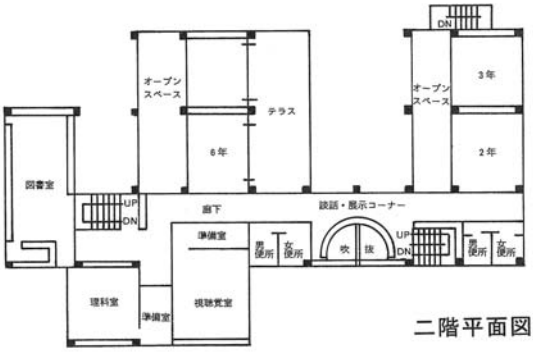

二階平面図

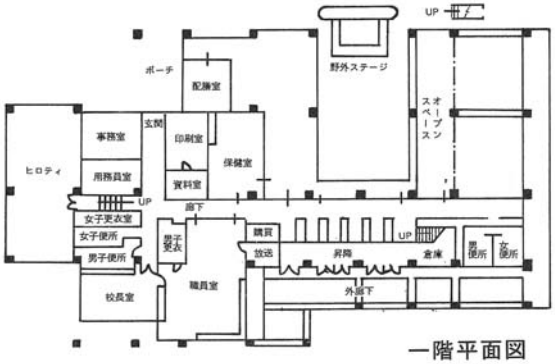

一階平面図


賞状

社団法人文教施設協会 協会賞

豊かな教育環境部門

鹿児島県吉田町殿

貴鹿児島県吉田町立麓小学校の施設は平成元年度公立学校優良施設審査において優良と認められましたのでこれを賞します

平成元年六月六日

社団法人文教施設協会
会長 柳川覚治

(三) 町営住宅

昭和二十六年、敗戦後の住宅に困っている低額所得者に安い家賃で住宅を提供し、健康で文化的な生活を営ませる目的で、国と地方公共団体が協力して、公営住宅を建設するための公営住宅法が制定された。この法の制度によって、

公営住宅一覧表

団地名	所在地	建設年度	種別	構造	床面積	事業費	備考
1号2号団地	東佐多浦 3353	27	2	木瓦	33.2㎡	186.877円	用途廃止
3号団地	西佐多浦 12	々	2	々	33.2	186.877円	々 59. 9
4号団地	西佐多浦 1132	々	2	々	33.2	186.877円	々 元. 3
5号団地	東佐多浦 583	々	2	々	33.2	々	々 59. 9
6号7号団地	本名 4	々	2	々	々	々	政策空家
8号団地	本名 3571	々	2	々	々	々	用途廃止61.
9号10号団地	本名	々	2	々	々	々	々 56. 3
11号12号団地	本名 1246	々	2	々	々	々	々 61. 3 1. 3
13号団地	本名 1181－3	々	2	々	々	々	々 61. 3
14号団地	本名 1181－3	々	2	々	々	々	々 61. 3
15号16号団地	宮之浦 1941	28	2	々	34.4㎡	206.665円	
17号団地	西佐多浦 1854	27	2	々	33.2	186.877円	用途廃止61. 3
18号団地	東佐多浦 1474－3	28	2	々	34.4	206.665円	々 元. 3
19号団地	々 1462－3	々	2	々	々	々	
20号団地	々 1384	々	2	々	々	々	
21号団地	東佐多浦 583	27	2	木造	33.2㎡	186.877円	用途廃止59. 9
22号23号団地	本城 847	28	2	々	34.2	206.665円	用途廃止元. 3
24号25号団地	宮之浦 435	々	2	々	々	々	用途廃止
西佐多団地	西佐多浦 325－6	41	1	簡平			3戸 建設
大原団地	本名 1145－1	々	2	々			6戸 建設
々	々	々	1	々			1戸 建設
々	本名 1142－1	42	2	々			6戸 建設
々	々 1142	々	1	々			4戸 建設
々	々 1137－4	61	1	耐火.2			4戸 建設
々	々	61	2	耐火.2			4戸 建設
梅ケ丸団地	本城 639－5	62	2	耐火.2			4戸 建設
高田団地	東佐多浦 2619－2	63	1	耐火.2			4戸 建設
々	々	々	2	耐火.2			4戸 建設

吉田村でも公営住宅の建設が始まり今日に及んでいる。各建物の概要は前頁（公営住宅一覧表）のとおりである。

住宅は世相を反映して、内部の構造や建坪および外観等変化していく。標準的な町営住宅にもその変化をみることができる。

昭和二十七年に建設された一号団地（一戸建、三三・二平方㍍）二十二号二十三号（二戸建、三四・四平方㍍）の平面図は次のようになっている。

宮之浦の二十四号二十五号団地までは昭和二十八年までに完成した住宅で、敷地面積も平均約一三〇平方㍍で、敷地一ぱいに家が建っている状態であった。

現在、当時の住宅はほとんどが用途廃止されている。町（村）は四十一年度・四十二年度に二十戸建設した。昭和六十一年度から耐火構造二階四戸建の、外観も斬新なスタイルをもった町営住宅の建設をすすめている。



一号団地

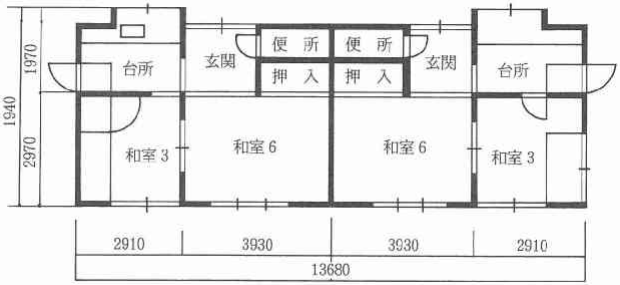

22号、23号団地住宅平面図

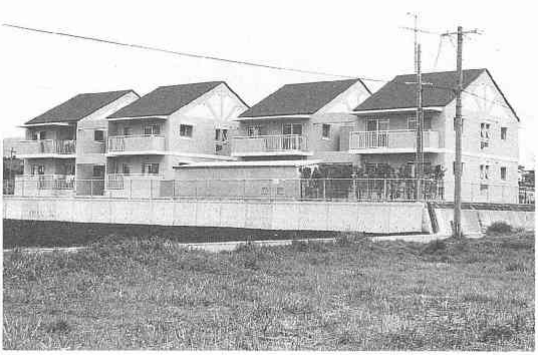

大原団地住宅

時代は刻々と変化し、文化が進んでいき、二十年経っても、居心地の良い住環境であるように、時代を先取りする形の住宅として設計・建設してある。

町議会でも、地域振興・人口増対策の一環として、町営住宅の建設要望等が論議されている。

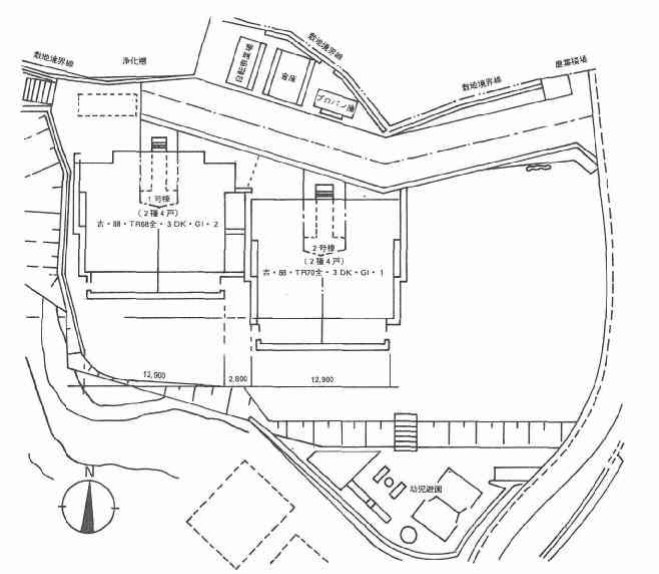

高岡団地平面図

二、民　家

(一) 昔の民家

吉田の昔の家は杭上家屋の延長で床も高く風通しがよいようになっていた。また、室内分化が行われない各棟分立型を祖型にしている。

南国では、火を炊くカマドが居室と一緒では、暑くて

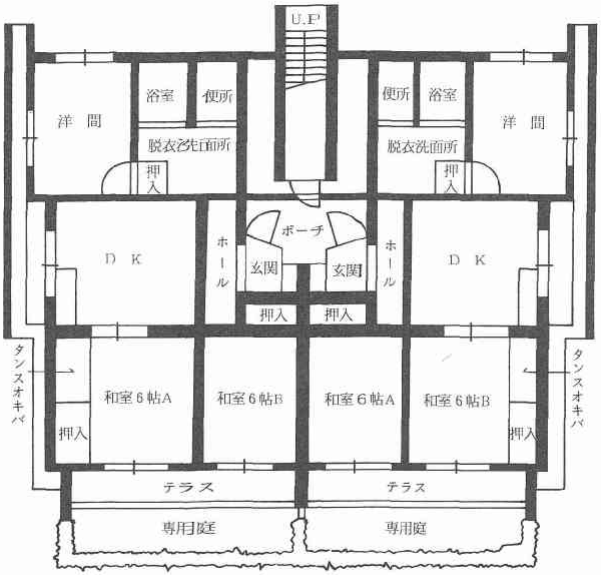

昭和61年以降の町営住宅間取

たまらない。炊事などをするカマドがあるカマヤ（釜屋）とナカエ（居間）は、昭和の初めごろまでは別棟になっていた。

自然の建築材に頼り、建築技術もあまり必要としない手軽に小さく建てる方が合理的でさえある。大きな建物を無理して造るよりも、この方が土台沈下の恐れがなかった。台風に対する抵抗を少なくする必要もあったし、倒れても復旧が簡単である。

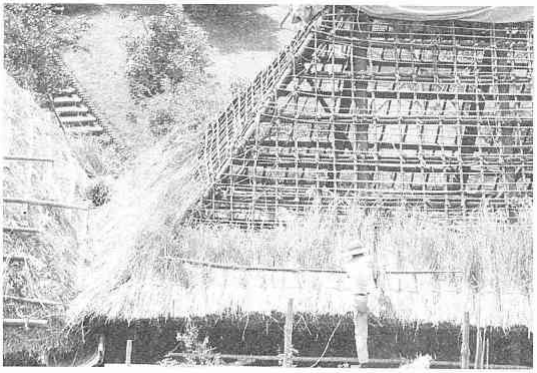

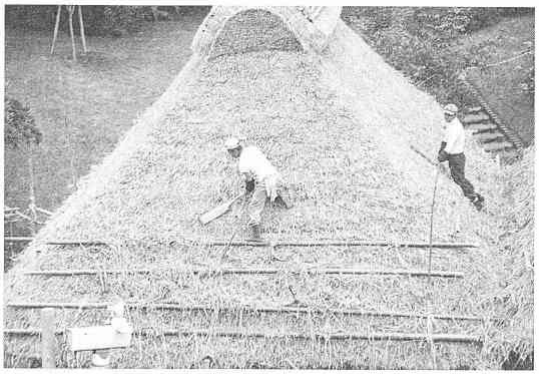

屋根葺の民家

分棟型が経済の発展につれて二棟連結になったものと考えられる。（鹿児島の二棟造りより引用）

屋根はほとんどカヤ葺きで、「カヤ立野」から材料の調達をしていた。カヤの代わりに、小麦藁を使う家も多かった。この屋根は、一番下に竹の桟、次に竹の小枝かススキの骨や竹を小さく裂いたもので、カヤ止め（竹の桟は間隔が約八十㌢あったので、カヤが落ちないようにをして、軒端から順にカヤを並べ、竹で押さえ、竹の桟と押さえた竹を藁縄で縫って上がっていた。縫うときの針は、竹槍のとがったところに穴をあけ、そこに縄を通して屋根の内側からやねの勾配に直角に（縄を伝わって水がしみこまないように）竹槍を突き通して縫っていた。

屋根の葺き替えは、カヤは約二十年から三十年、麦藁は三年から四年ごとに屋根の四分の一ずつ葺き替えていた。（四分の一葺き替えたのは、材料集めと、日常生活への支障をできるだけ少なくするため）

屋根葺きのできる人は限られていて、最低二人一組で、屋根の外側に頭（か

した)、内側にこどい（弟子）がいて、針（竹槍）を刺すとき、針が上の方に出てきたときは「天針」、下の方に出てきたときは「シタ」と言って刺す角度を替えさせていた。適当なところに出てきたときや、次の動作に移って良い時は、「オー」と言って、呼吸の合った仕事をしていた。

呼吸が合わないと、鋭く尖がった竹槍で怪我をすることもあった。

屋根の勾配は、雨水の流れを良くするために急勾配になっており、そのため屋根裏は大きな空間になっていた。この空間のため、熱の伝導が防がれ夏涼しく、冬暖かく過ごす事ができた。また、この空間は、籾の貯蔵や煙草（丸葉）の乾燥等に活用していた。

「籾はカマスにいれ、ハリ（屋根の部分を支える横木）に渡した二本の丸太の上に乗せていた。丸太は簡単に藁縄でくくって火事のときは、長柄のトビクチで一本の丸太を強く引き転がし、籾を落とすようにしていた」

雨戸溝の外に設けた外縁は横板等で、屋根はタッゴラ（竹瓦）の庇（ひさし）だった。

南面を大きく開放してあるので、夏は庇で陽の差し込むのを防ぎ、風だけは家の中を吹き抜けた。家の内と外の中間となっていた外縁は、子供の遊び場であり、お婆

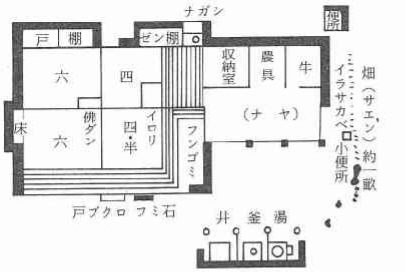

名頭屋敷吉田郷

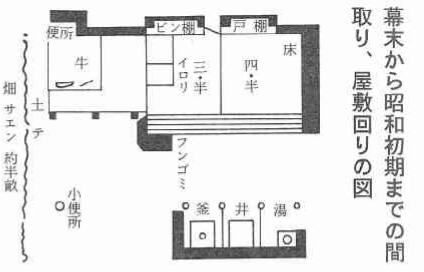

名子屋敷吉田郷本名

幕末から昭和初期までの間取り、屋敷回りの図

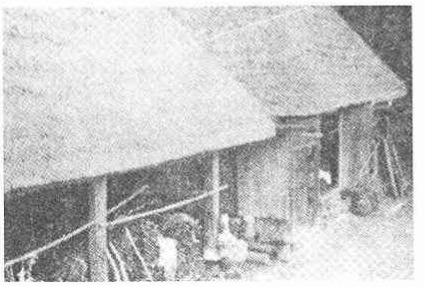



さんたちの憩いの席であり、ちょっとした漬物パーティーの会場にもなっていた。

草葺きの屋根で思い出すのは「庭のミカンの白い花に煙って降る春の雨、赤く光る梢の柿を洗って斜めに降り通る秋雨を濡れ縁に腰掛けぼんやり眺めていると、いつしか雨垂れだけがポトポトと落ちてきた」

音のしない、心にしみる草葺きの家の雨である。

家を造るときの設計図

昭和二十年ごろまでは大工の棟領が施主の意見を聞き大きさ（坪数）や間取り、屋根の材料（藁、瓦等）など大まかなことなど、次の写真のように、板の上に簡単な図を書き、柱を中心に「い、ろ、は」「イ、ロ、ハ」の記号を入れただけのものであった。屋根の勾配も同じ板に書かれていた。複雑な所は、床板などに原寸で書いて間違いのないようにしていた。寸法を正確にするため、その家に使う間竿（けんざお）を作って、使っていた。

材料に印を付けるために、墨壺、バンジョガネ（曲尺）などわずかな道具であったが、上から大きな圧力のかかる所には、自然な木の曲がりを生かし、少ない材料で大きな力に耐えるように工夫していたが、この曲がりを考慮した寸法つけなどは、習熟以外の方法はなかったと思われるが、「大工と鶏はスミでなく」という諺がある。

「大工は墨縄で苦労すること、鶏は隅で鳴くことをかけて言ったもの」で、大工が、材料に印をつけるのは難しいことであることを表現している。

また、「大工の算盤で割り切れぬものがない」ともいわれ、経験の大切さを言い表している。だから、建築の途中応援を必要とするときは、かねて気心のあった大工を棟領が依頼していた。

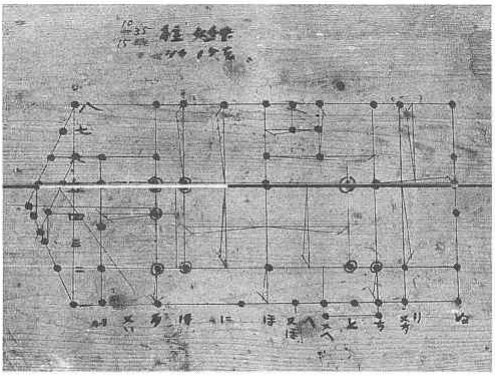

設計図

(二) 昭和の住宅の移り変わり

昭和二十年ごろまでの住宅の間取りは田の字型を原形とした開放的なもので、四間造りの場合はトコンマ（床の間）のあるオモテ（客間）、庭に面してつぎの間をシモノ間（ナカエン間とも言った）、オモテの反対側がナンド（納戸）で物置・産部屋、新夫婦の寝室などに使っ

ていた。次がウッザ（内ノ間）またはコザ（小座）で囲炉裏が切ってあり、家族の食事やだんらん等に使っていた。

二棟造りでは、前の四部屋をオモヤ（母屋）と呼び、ウッザの囲炉裏はなく、もう一棟をナカエと呼び、ナカエは、囲炉裏の間とミズヤ（水屋）・ウスニワ（臼庭・土間）があった。ウスニワの隅には竈（フロ・クドともいう）がつくられ、井戸を掘った家もあった。水神・荒神・大黒様はナカエに祭られていた。

囲炉裏は三尺（約九〇㌢）四方が多く、入口に向かって戸主の座るヨコザ、その右に主婦の座であるチャンノザ（カカザ）左にキャクザ（客座）、そして、入口側をトッジイと呼んでいた。

日常の食事は、ほとんどここでしたので、ヘリを粘土で固め、板の枠をつけて食器などを置くことが出来るようになっていた。ズゼカギ（自在鈎）は汁物や湯をわかすのに用いられ、ゴトク（五徳）を飯焚きに用いた。

このような住宅の特徴は「転用性」ないし「融通性」があるということである。同じ部屋に、食卓を出せば食事に使われ、布団を敷けば寝室になりまた、座布団を出せば客間にもなる。さらに場合によっては、宴会の場にもなれば葬式にも使われる。

しかし、どの部屋も用途がはっきりしていなかったかというと、そうではなく厳格に規定され守られていた。

日本人の住居観は兼好（吉田兼好、鎌倉末期の歌人・随筆家「徒然草」など）の「冬はいかなる所にも住まる。暑き頃わろき住居は、堪えがたき事なり」とあるように「家の作りようは、夏を旨とすべし」ということになったのではないか。

住宅で、もっとも著しい変化がみられたものの一つに火気に関するものをあげることができる。つい最近まで部屋の中の暖房としては火鉢であったが、部屋やからだ全体を暖めるというよりは、「火の上に掌（たなごころ）をかざして暖かさを感じとるものであった」といってよい。

また、囲炉裏もほとんど姿を消し、石油ストーブを経て、電気・ガスのストーブへ、そして空調へと部屋全体を暖める方へと進んできた。これは日本住宅が、もともと冬の寒さに弱い面をもっていたのだから、当然の変化かもしれない。

暖房が部屋全体を暖める方向へ進むことにより、夏はルーム・クーラーをということになり、自然とは切り離されることになった。

次に変化の大きなものに、水を使う炊事場と風呂場が住宅の中に入ってきたことである。先の鹿児島の住宅の

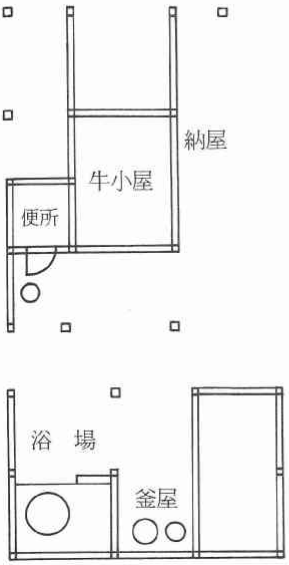

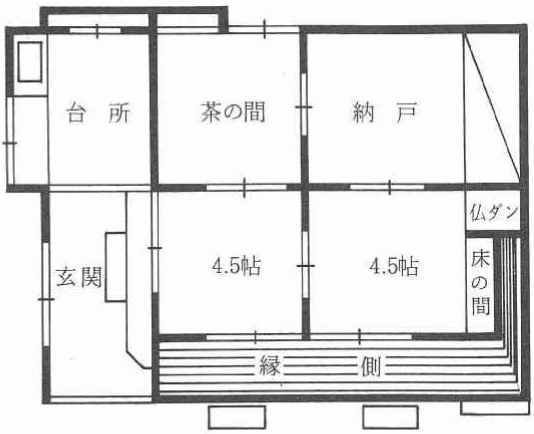

昭和30年頃までの一般的な住宅

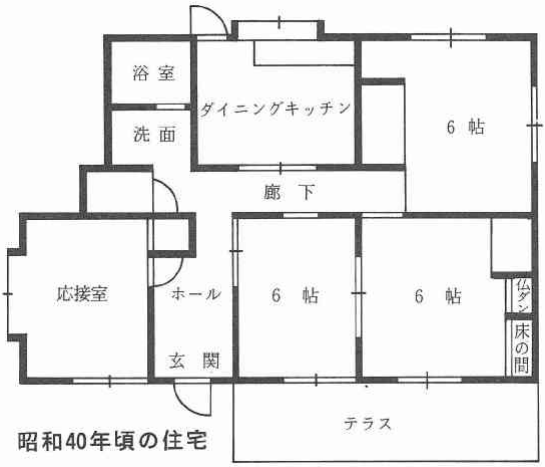

昭和40年頃の住宅

特徴であった二棟造りは、水と火を使うところを別棟にしていたが、水道の普及と燃料が薪からガスに変化したため、部屋の中で自由に火と水を使えるようになり、風呂や便所も同じ屋根の下に取り入れるようになった。

そのため、家の大きさも大きくなり、火気を使うため防火対策、水を使うため防湿対策等多額の費用が必要になり、水まわり、火まわりが建築費に大きな割合を占めるようになった。屋根もほとんど麦藁（茅）葺きであったが、昭和三十年から四十年にかけて「小屋替え」が次々に行われ、現在では、町内で茅葺きの民家を見ることはできなくなった。

第六章　交通・通信・電気

第一節　交通・運輸

一、昔の道筋

(一) 東目筋（日向路）

古くから本町内をとおる主要道としては、東目筋と吉田筋とが知られている。東目筋は西目筋（鹿児島・川内・水俣）と並ぶ薩摩藩の幹線道路で、鹿児島のタンタドから番所坂を上がり、吉野の実方から帯迫・菖蒲谷を通って関屋の七曲がり坂を下ると岩木橋にでる。兵六夢物語の大石兵六が赤蟹に足を挟まれた舞台となった場所で、これからが吉田の関屋谷である。元禄絵地図には、ここに柵のような記号が書かれており、外戸口（とぐち）と記入してあることから吉野牧の木戸があった所ではないかと思われる。現在の字名でいえば立山と谷川原の境界の辺りである。

ここからは、二軒茶屋跡の傍からS字型の急坂を登り関屋口に出て牟礼ケ岡の西側を登る。牟礼ケ岡団地入口付近から島津ゴルフ倶楽部入口の辺りまでは、ほぼ現在の町道吉水吉野線と一致している。その先は白銀坂を下る途中の芝元までが吉田で、このあとは重富・加治木を

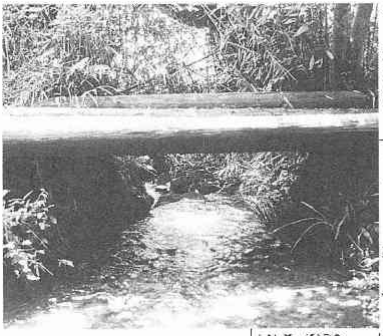

◀旧道の岩木橋

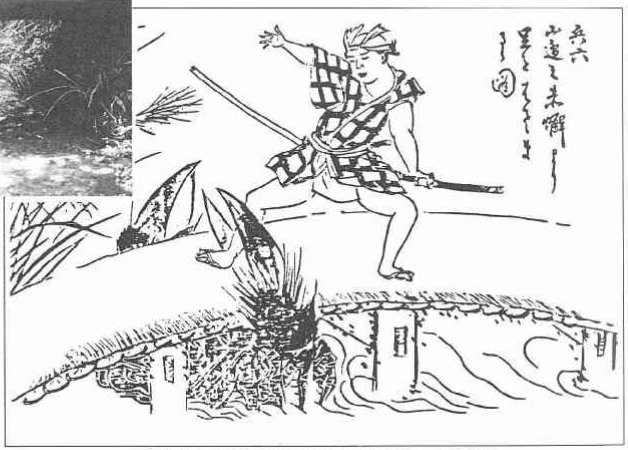

▶毛利正直著「大石兵六夢物語」より

兵六山辺の赤がにに足をはさまるる図

経由して水俣または都城方面に至るものであった。（地図参照）

これについては、「三国名勝図会」に『白銀坂は薩隅の大道で、坂の途中に薩隅二州の境木がある。鹿児島郡の方は地形が高く険しく、石の道は旅人の足を傷つけ易く、白銀坂は本府（鹿児島）付近第一の険である』と書かれており、主要道ではあったが交通の難所でもあったため、明治五年（一八七二）に田の浦から磯まで海浜道路ができ、翌年、それが重富まで延長され、更に明治三十四年（一九〇一）に鹿児島～国分間の鉄道が開通するにおよんで、白銀坂～関屋谷経由の陸路は幹線としての機能を失ってしまった。この道路が歴史に登場するのは、西南の役で白銀坂を登り関屋谷から吉野に進む官軍を菖蒲谷から迎え撃った薩軍が、牟礼ケ岡に散開する官軍の一斉射撃を受けて退却した。とあるのが最後で、東目筋の主役は海岸通りに譲られた。しかし、白銀坂は昭和初期まで重富局から宮之浦方面への郵便物逓送路であり、昭和二十年代までは重富のせり市に出す牛を夜中に提灯の明かりを頼りに連れて降りるものだったということであるが石畳みの坂道で、車社会の到来に適応できなかったために交通路としての使命を終えたといえよう。町内の部分については、明治四年（一八七一）から知識牧場

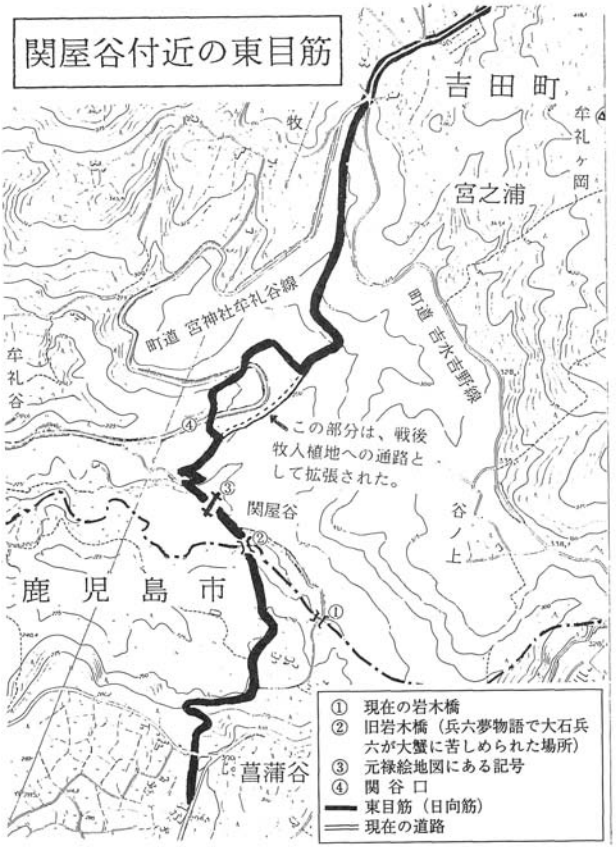

（現在のゴルフ場一帯）の牛乳搬出路として利用され、また、終戦後は牧開墾地の入植に伴う道路整備が進んだが、町道吉水吉野線の一部分となった以外の道筋は大きく変えられている。現在は、島津興業による奥吉野開発（ゴルフ場・遊園地等）三井農林による大規模住宅団地造成（牟礼ケ岡団地）による交通量の増加が著しい。

㈡ 吉田筋

吉田筋は藩政時代の公用書状送達七系統の一つで、町内では北から、佐山―小瀬戸―中道―町―地頭館―サヤンセト―小山―涼松　の径路をとったようである。一般には、これより距離の短い、佐山―桑之丸―茶屋わたり（チャンボワタリ）―かき坂（西中）―涼松　の道筋がとられた。涼松から南は、内門（うつかど）―吉水―宮之浦を経て花棚（けだな）へ通じていた。〔郵便の項参照〕

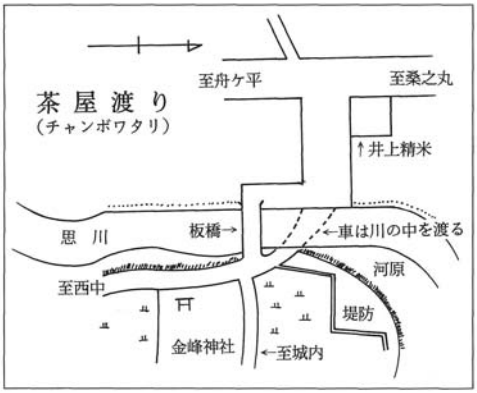

今も残る「渡り」

下の写真は上河内に今も残る本名川の「渡り」で、右手の橋は孟宗竹を並べてあり、手摺も竹で作られている。

人は、この橋を渡り、牛馬や車は川の中を濡れながら渡る。

昔から昭和の初め頃まで、町内にはこのような「渡り」が各所にあり、「○○ワタリ」と呼ばれていた。

川の対岸が宇山木場で崖下に柚木家があったという。元禄絵地図に「ユノ木」と記入してあるあたりである。崖の上が柚木原で、坂口清道氏によれば、「昔は郡山方面からとこちらからの品物を交換する市が開かれていた」ということである。



山木場の渡り

蒲生から鹿児島に通じる吉田筋の一部は、西南の役で敗退する薩軍が通過した道筋でもあり、従軍者の日記（九月一日）には、「今日蒲生ヲ午前一時比ニ出立、吉田郷冷ノ松（涼松）ニ一時休息、吉野村エ突入」などの記事がみられる。また、「かき坂」は、吉田貝化石の名でよく人に知られた所で、近くにはトノサマイガワと呼ばれる湧き井戸があり、汗を流しながら「かき坂」を登ってきた旅人がのどの乾きを癒す場所であった。しかし今は大迫あたりから宇都山の辺りまでは崩壊して古道を辿ることは困難である。また、涼松周辺も運動公園造成のために大きく景観が変化している。

内門から先は「カセ脇」の坂を上り、子持社―お仮り（字原園）―土取を経て、上道（堂園上の岡を越えて三重石塔近くに出る）または下道（椙木川を渡って倉谷入口に至る）を通って「川崎渡り」で花棚に渡っていた。元禄絵地図には八幡社が字鎮守下付近に記入してあり、その前を道筋が北に通るように描かれているので、下道のほうが古いようである。

重富への道は、西佐多浦の水守から中道を通り石井手・触田を経るものと、涼松から小山を経て女山に下り高牧下から触田に出るものがあり、脇元港（重富）から船で鹿児島に渡る場合もあった。郡山への道は、涼松から千人仏を通り、都迫または本吉田で郡山往還に繋がっていた。榎園親氏によれば、祖父の話では「西南の役の終わりごろ、本城村民十六人を率いて、四人交替で涼松から二本松まで西郷さんの輿を担いで行った、とても重かった」ということである。

㈢　郡山往還

明治十七年（一八八四）の鹿児島県地誌によれば、郡山往還は「宮之浦神社の前から西に折れ本名村の西日置郡厚地村の境（郡山町丸山）に至る。支道あり字崩下より東に折れ本城村に至る」とあり、宮之浦三重石塔の傍から丘を越え、石下谷、大原を経て本吉田、後川内から都迫の三重石塔付近で本城への支道と分かれ、郡山（丸山）へと向かっていた。元禄絵地図には道筋に宮下・ユノ木・中谷などの記入が認められる。この道筋の途中、柚木原の隣接字山木場に七～八頭の馬を飼っていたという宅地跡がある。（柚木秋夫氏談）柚木原の畑に肥料などを運ぶとき、馬に積んで上ったといわれるが、柚木原に、昔の「駅」があったという伝承がしのばれる。

柚木原から丸山までは、ほぼ現在の町道（神園・内之原線）沿いの狭い道であった。

丸山から柿谷を経て稲荷神社に至る途中に、クヌギ駅跡（内ノ原）〔吉田小・創立百周年記念誌〕または櫟野

江戸時代の道筋

＊元禄絵地図による



駅跡（柚木原）〔駅路通　大槻如電著〕といわれる場所があるとされていることからすればこの道はかなり古いのかも知れない。

幕末以降は、宇瀧下から坂を上って丸山に至るものが主要な道筋となったが、郡山往還は明治期でも道幅一間（一・八㍍）程で、吉田筋の道幅二間（三・六㍍）と比べてかなり狭い。この道は厚地村（郡山町厚地）と本名村や本府（鹿児島城下）を結ぶほか、郡山花尾神社の祭礼に出店を出す野町の商人や参詣人の通路として、また、郡山と蒲生との連絡路（郡山街道）として利用されてきた。

このほかにも郡山から蒲生への抜け道として宇都谷を経由する道があったが、これについては、

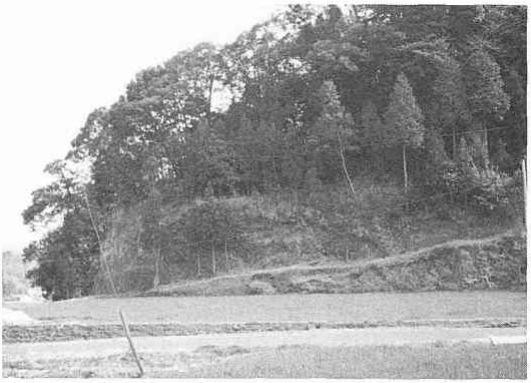

柿谷から柚木原に上る古道

「稲荷神社から先は、久辺山の中腹を越えるか、都迫から荒落を経るかして宇都谷に出た」（柚木秋夫氏談）「都迫からの旧道は宇出口から末永建設の横に通じておりそこから大山鉄工所まではほぼ現在の県道沿いに小道が通じていた。ここからは谷を下って宇都谷川沿いに歩き、山下家近くの旧道に出たが大変な難儀であった。

大正五年ごろ荒落の上にトンネルができて随分便利になった。（四九一頁、図〔荒落付近の旧道〕参照）

このほか、柚木原から中谷・神園・楳平（字大平の一部）を経て久辺から宇都谷に出る道もあった」（神脇藤右衛門氏談）という。

宇都谷から先は幾つも川を渡り、やっとだしごろ

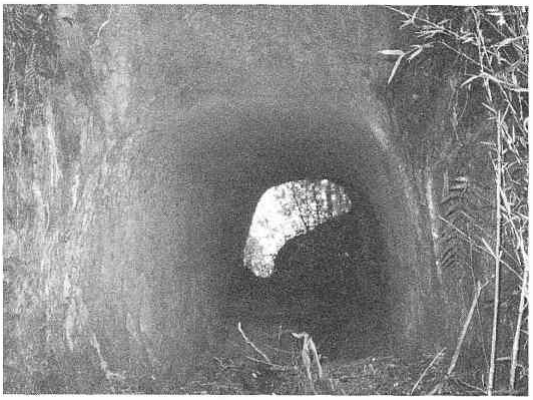

荒落のトンネル

（牛車）が通れるほどの狭い道が、提水流を経て慶田（西中）の辺りで蒲生往還と繋がっていた。（五〇二頁、図〔思川の渡りと淵〕参照）

参考資料

先に述べたクヌギ駅跡または樑野駅跡について、これが、延喜式巻二八兵部省に見える駅であるとするならば、日本後紀の延暦二十三年（八〇四）三月二十五日条に、「伏望置駅於薩摩郡樑野村」とあり、大隅国桑原郡蒲生駅と薩摩国薩摩郡田尻駅との間の距離が長すぎるとして樑野村に駅を新設してほしいという申請が出されていたが、この日、問民苦使の息（書簡）をもって、そのことを許可したという記事がある。（現在の樋脇町市比野または入来町市比野に比定する説がある）

ところが、和名抄によれば、当時、桑原郡は大原、以下八郷からなり、大原郷は現在の吉田町から重富にわたる地域に比定されているから、薩摩六駅の一つとして薩摩郡樑野村に置かれた樑野駅を、桑原郡に属していた吉田町内に比定することは、史料の上からも無理があるし、地理的にみても蒲生と田尻（川内市平佐）の中間というにはあまりにも南に片寄りすぎているようである。

従って、ここに駅が置かれたことがあったとしても、薩摩六駅の一つである樑野駅（イチイノエキ）ではなく、別のものであると考えるほうがよさそうである。

二、明治以後の道路

明治維新に入ってしばらくすると、政府は道路行政に手を付けはじめている。明治九年（一八七六）の太政官日誌第六十号達書によれば

「明治六年八月大蔵省より相達し候道路の等級を廃し、更に別紙の通り相定め候条、右分類等級各管内限り詳細取調べ、内務省へ伺出すべし、この旨相達し候事。

ただし、費用の儀は追って一般布告候迄従前の通り相心得べし」とあり、道路を国道・県道・里道に分類し更に各道をそれぞれ一等・二等・三等に分けて、道幅は

国道　一等…七間　二等…六間　三等…五間

県道　各等とも道幅四間乃至五間

里道　必ずしも道幅を一定するを要せず

とした。

県では、管内の各本支道の里程実測を明治六年の太政官布達に基づいて実施したが、西南の役によって標柱の多くが亡失したので、県は明治十一年十月から改めて実測を行い標柱を再建した。なお、これまでの道路については、等級は特に定められていなかったが、明治十四年

明治初期の道筋

＊明治10年陸軍測量部地図による



旧　道
旧　道
旧　道
県（町）道
町　道

① 旧大隅路
② 吉田往還
③ 蒲生往還
④ 郡山往還

〔道筋の名称は県地誌(明治17年)による〕

（一八八一）七月甲第一四一号を以て管下道路の分類等級を定めている。これによると、吉田町内には国道はもとより県道もなく、全道路は里道に分類されている。

㈠ 里道

この頃の道路事情を、明治十七年（一八八四）発行の鹿児島県地誌上によってまとめると、次のようである。

吉田往還は、吉野村の帯迫を起点として北へ川上村、宮之浦村、本城村を経て、大隅の姶羅（あいら）郡に通じている。里道一等に属し、吉野村から宮之浦村までの道幅はおよそ二間（約三・六㍍）あったが、それから先はおなじ里道一等ではあっても道幅はやや狭いようである。宮之浦神社の前から支道が左に折れて本名村に通じている。本城村へは、東北に坂を越えて行き、涼松までくると、道はここで三道に分かれる。一つは西に折れて、本名村を経て郡山郷に至る郡山往還に繋がる。これは、里道一等で道幅は一間ほどである。一つは北に折れ西佐多浦村を経て蒲生郷に通ずる蒲生往還となる。これも里道一等である。この道の途中、水守から右に折れ東佐多村を経て平松村（姶良町）に通じる支道がある。一つは東に折れて、東佐多村を経て平松村に通じているが、これも里道一等であって、途中、萩段から左に折れる支道があり、これは西佐多浦村を通り、蒲生および薩摩郡入来村に通じている。とあり、ほぼ藩政時代の道筋がそのまま利用されていたことがわかる。

涼松については「本村（本城村）の中央岡陵の上にして吉田往還に属す。牟礼ケ岡を東にし、花尾山を西にし、遙かに入来郷の諸山を望む、岡上松林あり林外に三、四戸の茅店、風景すこぶる佳絶」とあって、ここが村内交通の中心として、数軒の茶店が成り立つほど交通量が多かったことがうかがえる。

㈡ 町（村）道

現在の町道は、明治二十二年の市町村制施行に伴って、それまでの里道を吉田村の村道とし、更に昭和四十七年の町制施行により町道となったものであって、次のように区分されている。

一級町道（五路線）―主要集落（戸数五〇戸以上）と主要交通流通施設、主要公益施設、または主要生産施設とを連絡する道路、もしくはこれらと密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線一級市町村道を連絡する道路

二級町道（一二路線）―集落（戸数二五戸以上）と主要交通流通施設、主要公益施設、主要な生産の場を結ぶ道路、もしくは集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道または幹線一級市町村道とを連絡する道路

その他の町道（一五二路線）―一、二級以外の道路で町が管理するもの、主として集落内や隣接する集落とを連絡する道路。

町道は、付近住民の日常生活の場として親しまれているほかに、他地域との交流や連絡路としての役割が大きい。そのため町当局としても町道の改良・整備に努力しているが、次に主な町道の幾つかについて、その特色を述べておく。

吉水・丸岡線―全路線を定期バスが運行しており、飯山方面から鹿児島市への交通路として、大原・丸岡線とともによく利用されている。

吉水・吉野線―一部は林道として整備されてから町道に認定された。牟礼ケ岡団地と鹿児島市を結ぶ生活道路として、また島津の森・ゴルフ場へのレジャー道路として近年交通量の増加が著しい。吉水からは青少年研修センターへの交通量が多く、大型車の通行に耐える道路改良工事が計画的に進められている。

鵜ノ木・前峰線―桑之丸から塩杣を経て元峰に至る町道を合わせ、蒲生町薄原を経て入来町に抜ける道路で、昭和六十二年度から改良・舗装工事が年次計画で始められている。

奥ノ宇都線―昭和四十七年に着工した宇都トンネルが、昭和五十年に完成し、蒲生高校方面への最短路となったため、近年町内は勿論、重富方面からも通勤通学路としての利用増加が著しい。

内門・神園線―上河内・神園方面から県道伊集院・蒲生線や県道鹿児島・蒲生線とを結ぶ生活道路で昭和四十五年には都迫・後本間が県道本名・鹿児島線の一部となった。特に後本・内門間は本城と鹿児島市を連絡する定期バス路線もあり交通量が多い。

町（村）道の補修改良については「土木」の項で取り扱うので、ここでは触れないが、戦前から道路の補修は地域住民の公役（くやく）として奉仕作業の形で行われるのが普通であったが、青年団の働きも大きかったようである。宇都谷青年団の記録からも、青年団本来の活動のほかに道路の修繕や架橋に活躍している様子がうかがえる。

そのうち場所がほぼ確定できるものを挙げると次のようである。

大正六年十月二十日　田中下の石橋竣工（地図①）

大正七年一月十～十四日　里道改修を行う。桑丸石橋架設（地図④）〔木場田では現在のコンクリート橋の下流五㍍程のところに当時のものと思われる長さ三㍍程の石材二本が横

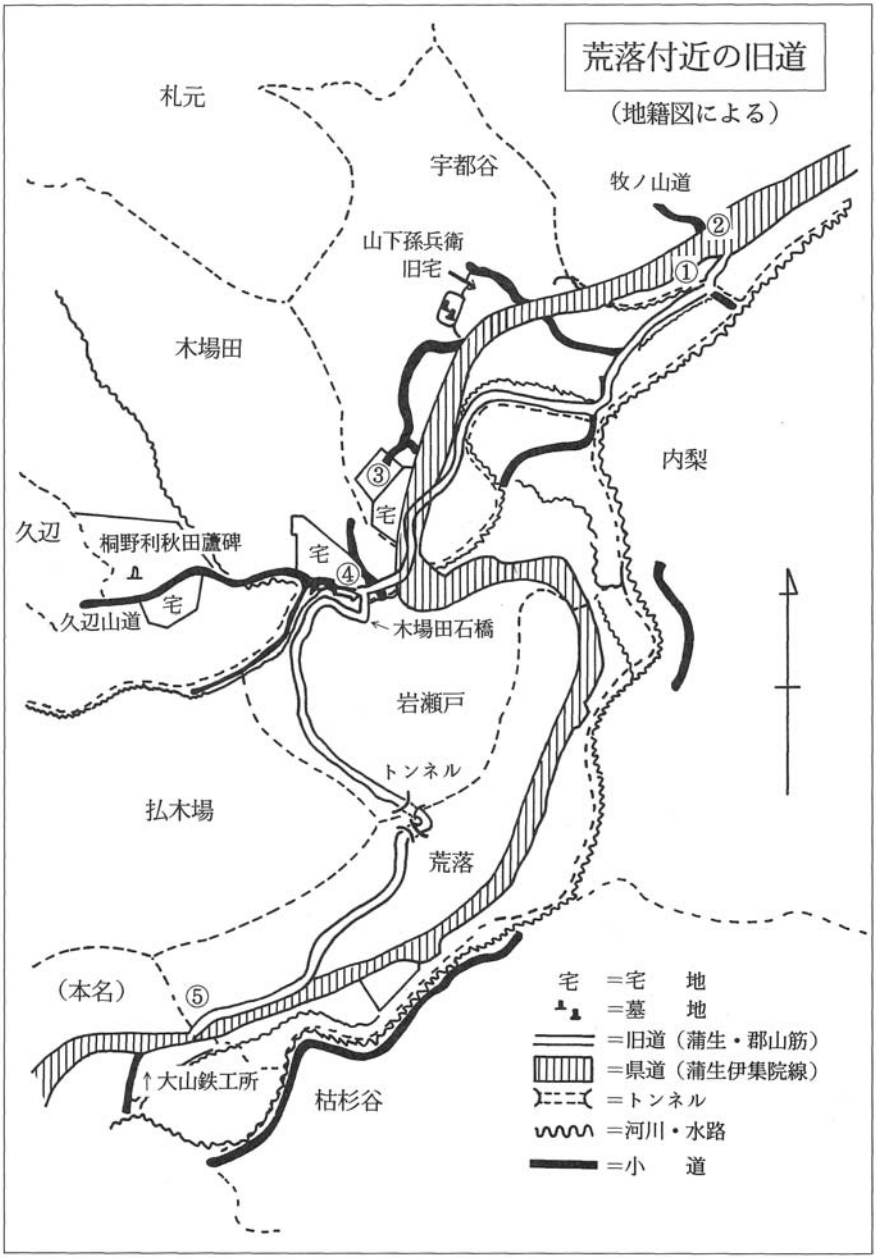
荒落付近の旧道
（地籍図による）
札元
宇都谷
牧ノ山道
②
①
山下孫兵衛
旧宅
木場田
内梨
③
宅
久辺
桐野利秋田畳碑
宅
④
宅
久辺山道
木場田石橋
岩瀬戸
トンネル
払木場
荒落
（本名）
⑤
↑大山鉄工所
枯杉谷
宅　＝宅　地
＝墓　地
＝旧道（蒲生・郡山筋）
＝県道（蒲生伊集院線）
＝トンネル
＝河川・水路
＝小　道

たわっている〕

大正七年六月一日　川路山下（永田トンネル付近）橋掛に加勢として人夫六人程に見積もり金三円を寄付することを決議す。

大正十五年五月十八日　道路修繕を野下木戸（宇都谷バス停付近）より牧ノ山道分かれ（地図②）までなす。

大正十五年五月十九日　道路修繕を牧ノ山道の三差路より荒落道と久辺山道との三差路（地図④）までなしたり。

大正十五年五月二十一日　道路修繕を荒落道を本名境（地図⑤）までなし、西佐多浦境より本名境に至る一線を終了したり。

大正十五年十一月二十七日佐賀の乱落人石井、徳久両氏の入りたる洞窟（地図③）への道をつくりたり。

このほか、大正十五年には八月にも本名境から西佐多浦境までの道路修繕をしており、他の年にも石橋架橋や道路改修の記事が見られる。

昭和に入ってからは涼松方面の記事が多くなり、単に、草払いや路面の整地だけではなく倒木の除去や崖崩れの後の道路補修、石橋架橋と当時の青年団がいかに地域のために尽力したかを知り、あらためて、その働きに対し深甚の敬意を表するものである。

町道の現況は下表のとおりである。〔詳しくは資料編参照〕

農道および林道については、農業と林業の項で取り上げているのでここでは触れないが、農林道は、農林業の振興はもとより、県道や町道の支線として、また、生活道路としての役割も大きいので、今後とも生産基盤としての運用を重点としながら新設・改良・舗装を進め、これを経済性を備えた近代的な農林道に整備していく必要がある。

（昭和初期の道路は資料編参照）

町道現況（単位m）　　平成元年度

区　分	総延長	重用延長	実延長	未舗装	舗装	舗装率(%)
1　級	19,329	640	18,752	0	18,752	100
2　級	32,877	570	32,299	3,023	29,276	90.6
その他	68,049	1,393	66,656	9,835	56,821	85.2
合　計	120,318	2,611	117,707	12,858	104,849	89.1

主な町道とトンネル

1級町道
8　本城　柳谷　線
10　内門　神園　線
14　内門菖蒲谷　線
16　吉水　丸岡　線
24　吉水　吉野　線

2級町道
5　提水流前峰　線
6　涼松宇都谷　線
10　内門　神園　線
11　神園内ノ原　線
28　宮神社牟礼谷線
38　鵜ノ木前峰　線
41　宮ノ浦　牧　線
67　桑ノ丸元峰　線

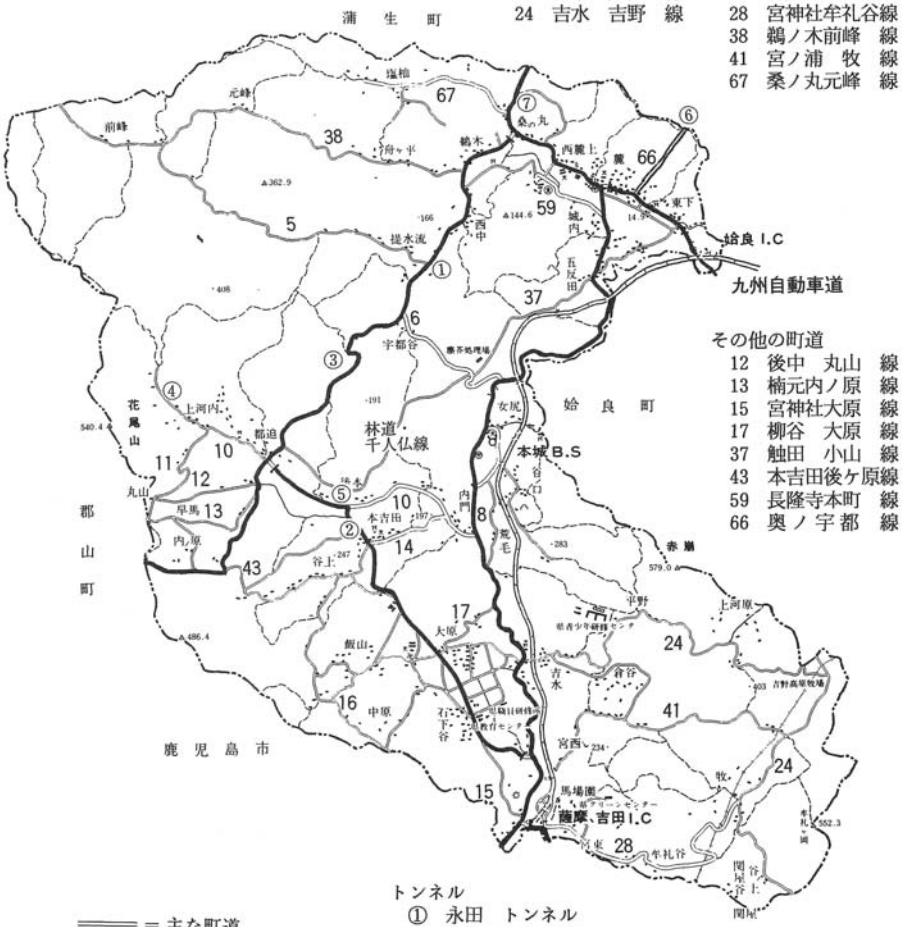

その他の町道
12　後中　丸山　線
13　楠元内ノ原　線
15　宮神社大原　線
17　柳谷　大原　線
37　触田　小山　線
43　本吉田後ケ原線
59　長隆寺本町　線
66　奥ノ宇都　線

トンネル
① 永田　トンネル
② 本名トンネル跡
③ 荒落のトンネル
④ 神園　トンネル
⑤ 堂平のトンネル
⑥ 宇都　トンネル
⑦ 小瀬戸トンネル

═══ ＝主な町道
10 ＝町道路線番号
━━━ ＝県　道
═══ ＝九州自動車道
① ＝トンネル

㈢ 県　道

本県の道路開削事業は、明治十九年十一月二十七日渡辺知事が五カ年計画の大規模な『道路開鑿諮問案』を県会に附議し、その協賛を求めたことに始まる。

本県の地勢は山勝ちで、道路も起伏が多く、単に通行が不便というだけでなく、車両通行に適した道路に恵まれず貨物の運送は専ら駄馬に頼るほかなかったので、物産輸送が困難で、豊富な特産物を持ちながら、産業の発達は国内各地に比べて遅々として進まなかった。

従って、道路開削については、県当局も早くからその必要を感じてはいたが、何分にも西南の役後の数年間は県民の疲弊甚だしく、民力の休養に努めて、ようやく明治二十年（一八八二）度から県道の開削に着手することができた。

道幅は二間三尺乃至四間とし、国の基準（道幅四間乃至五間）より狭いが、五年後の明治二十四年には計画六路線が完成し、引続き第二・第三・第四期と明治末まで県道の開削が続けられた。

1　鹿児島・蒲生線と麓・重富停車場線

町内の県道は、「城内方面（鹿児島に至る）が明治二十五年から六年、長隆寺橋は二十六年竣工、重富―蒲生間は明治三十一年から三十二年にできあがり」と、吉田小創立百周年記念誌にあるように、第二・第三期計画として実施されたようである。

明治三十四年（一九〇一）県道鹿児島・蒲生線が全線開通し、同年、鹿児島・国分間に鉄道が開通すると、村内の交通体系に大きな変化が現れた。

大正十五年（一九二六）の村勢要覧によると「重富より蒲生に通ずる県道は、本村東佐多浦より西佐多浦に入り蒲生に至る。西佐多浦の東部より分岐する県道は、南に向いて東佐多浦・本城・本名・宮之浦を経て吉野村を過ぎ鹿児島市に通ず。以上は本村交通の幹線にして馬車・自動車便あり、村内延長約三・五里なり」とあって、こ



九州自動車道高附橋下の旧県道
車１台が通れる程度の幅である

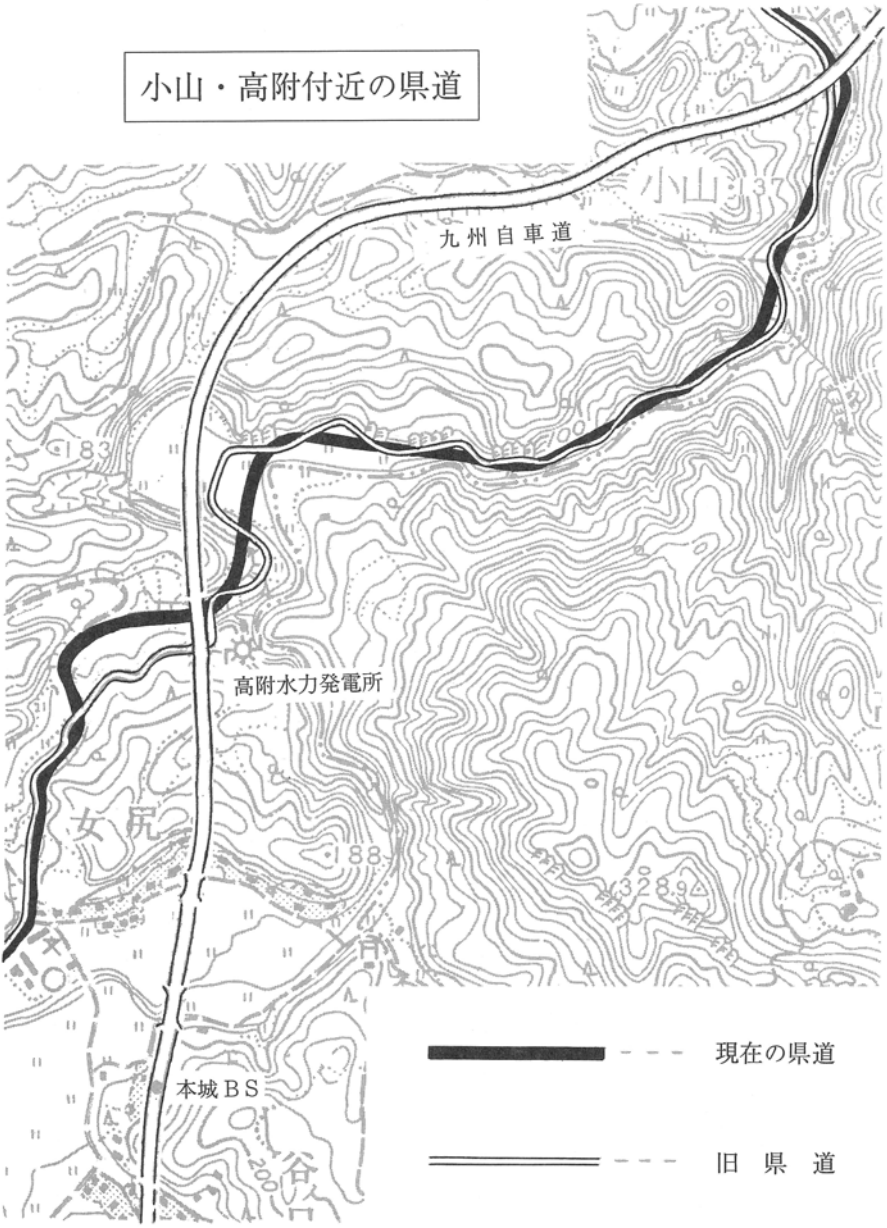
小山・高附付近の県道
小山
九州自車道
高附水力発電所
女尻
本城ＢＳ
現在の県道
旧県道

れは単に涼松経由の旧吉田・蒲生往還の村内延長四里三一町二一間（約一九キロメートル）が三・五里（約一四キロメートル）に短縮されたというだけではなく、難儀な涼松越えを避けることができるようになった利便が大きい。

大正十五年（一九二六）の吉田小「郷土と教育」には「西佐多浦より本城に通ずる里道と、旧郡山街道との交差点を涼松という。三十余年前迄は二、三の茶店ありしも、今は通行人の少なき為、皆他に移住せり」とあるように、県道吉田麓・重富停車場線と鹿児島・蒲生線の開通は、茶店の経営が成り立たなくなるほど涼松越えの交通量を激減させ、一方では東西佐多浦から重富方面への交通量が増大した。

本城あたりの人でも、重富経由で鹿児島市へ出ることが多かったという。

これに比べて、吉田麓から本城を経て鹿児島市に至る県道は、道幅が狭く曲がりくねった坂道が多いため、交通量は少なかった。（資料編「昭和初期の道路」参照）

2　蒲生・伊集院線

昭和の初めになっても、蒲生・伊集院線は県道開削認定路線とはなっていたものの、未だに着手されていなかった。これから八年後の「農村調査」にも「東西佐多浦を経て蒲生に通ずる道は、自動車・荷車の便あり、非常に頻繁なるも、吉野を過ぎ鹿児島市に通ずる道路は現在道路拡張をなしつつあり、自動車等通ずるも危険な所多し一日も早く道路完成せんことを望む」とあり「更に伊集院より郡山及び本村本名を経て西佐多浦の県道に連結すべき県道開削認定路線村内延長約一・七里（約六・七キロメートル）の開通は村民の大いに期待する所なるも、未だにその実行を見ざるは遺憾なり」とあって、道路開削が一向に始まらないことに対する村民のいらだちが読み取れる。

この路線は、昭和十二年に桑之丸から現農協鵜ノ木支所付近まで開通したが、全線開通工事は昭和三十三年度まで待たなければならなかった。

木原一男氏（思川建設会長）によれば、県道蒲生・伊集院線は戦前桑之丸から現在の農協鵜ノ木支所付近までの僅か数百メートルを着手したのみで放置されていた。このため、宇都谷・提水流・西中の三集落は勿論、本名後方面からも、当時、地域経済の中心だった蒲生町への連絡は困難を極めていた。

道路は辛うじて牛車（幅の狭い二輪車）が通れるほどの幅しかなく、「茶屋わたり」では、車は思川の流れを濡れながら渡っていた。人は金峰神社下にかかる幅一メートルもない板橋を渡ったが、この板橋はちょっとした出水にもすぐ流される。その度に裸足で川を渡るほかなかっ

た。その上この三集落には電灯もなく、夜は石油ランプの灯火にたよるありさまで、生活はまるで明治時代そのものともいえるほど旧態依然としたものであった。

戦争が終わり、三集落にも生き残った若者たちが帰ってきた。開けた世間の空気を吸って来た人たちである。この人たちは愛郷心も強かった。終戦直後の混乱した世の中で、先ず電灯を引こうという運動がはじまった。電線その他の資材は、鹿児島市の市役所前の広場に集積してあったのを配電会社の暗黙の了解で馬車七台を派遣して無断で積み取ってきた。電柱は有志の人たちから提供して貰った。資材が揃って、三集落全員の労力奉仕で待望の電灯がついた。この電灯工事の成功が道路工事へのはずみとなった。三集落が力を合わせれば何でもできそうな気がしだした。

道路をつけなければ旧態依然たる生活環境から抜け出せないと、困難な食糧事情の中で毎年二月三月の農閑期には、道路工事のため一人当たり三十日～四十日という膨大な奉仕作業が続けられた。三集落は一致団結して火の玉のようになって燃えていたのである。

一方、都迫・内ノ原間の開削は早馬、内ノ原等の集落民の奉仕によってすすめられていた。ともに地域の発展を願う至誠以外の何ものでもなかった。こうして、県道の開削は少しずつではあったが確実に進められていった。

この間、地元選出の村会議員堤水流啓藏は、当時、議員報酬がなかったにもかかわらず、家業一切を投げうって公事に尽くし、地域の開発を生きがいとして日夜尽力したが、この道路工事にも補助金を獲得して少しでも役に立てようと奔走した。バックに集落民の奉仕作業という実績を持つ陳情には力があった。村当局も県に働きかける。この間にも毎年のように苦難の道路工事は飽く事なく続けられていた。

道路工事が丁度永田トンネルの付近まできた頃、県道認定路線として災害復旧工事だけは県営でやろうということになり、これが橋梁架設に大きく貢献した。それは、先ず農道として村から補助金を貰い木橋をかけ、それが流失すれば県営で永久橋に掛け替えられることになったからである。鵜ノ木・堤水流・川西の各橋はこうして架けられた。

村からの補助金は地元の熱意に応えるように毎年上積みされていった。そして、昭和二十七年ごろには推定工事費の半額が出るようになった。終戦の翌年からそれまでは金で買わなければならない資材費だけの補助だったのである。その頃「誰かに責任を持ってもらい、集落民の奉仕作業をやめて、この金で人を雇って工事を進めら

れないか」ということが三集落道路委員会の議題にのぼった。

多年の奉仕作業で集落民が疲れきっているのが、よく分かっているだけに、皆賛成だったが、肝心の責任者になる人がいなかった。未経験の事業で赤字を出した場合のことが怖く、誰一人として自信のある人がいなかったからである。

集落民の苦難を救いたいという熱意から紆余曲折を経て一人が選ばれた。工事は今の川西建設のある所の山と宇都谷に向けての崖の切取りで、村からの補助金は五十万円だったが、工事終了時には五万円の赤字だったという。ズブの素人が土木工事に挑んだのだから当然の結果だったといえよう。

一度奉仕作業を止めてしまえば、翌年からは人々を奉仕作業に動員することが困難になった。そうはいっても、やりかけた事業を止めるわけにはいかない。村は県に対する面目もあった。

村当局は、その後村営工事として発注するようになったが、乏しい地方財政の中では規模は知れていた。どうしても大きな財政力を持つ県に頼らなければならなかった。

昭和三十年、村長は山下景由に代わった。当時としては珍しい大学出のインテリだったにもかかわらず、税金の無駄遣いだといって助役も置かず、長煙管に地下足袋姿で登庁し、そのまま県庁に陳情にも行くという名物村長だった。

村長としての一期四年間に、県道蒲生・伊集院線の開通と大原地区区画整理事業の二大プロジェクトを仕上げた人である。

この県道の開通には、吉田村に荒落、郡山村に永山という難工事区間を抱え、乏しい村財政では、何十年かかるか分からない、開削上最大のネックとなっていた。

当時、郡山村には国分友睦氏というこれまた名物村長があり、九州全体の国鉄自動車道整備協力会長であった。その縁で「国鉄自動車道整備事業」というのがあり、国鉄バスが走っている路線の整備工事には補助金が貰えることを知ったのである。

これに眼をつけた両村は、牛車も通りかねる山道を国鉄バスが走ることにして、郡山・蒲生間にバス路線権を獲得しようとした。不法ともいえるたいへんな政治工作であるが、これには国鉄と県に目をつむって貰わなければならない。当局を動かすために門司鉄道局と県庁道路課への陳情があいついだ。

山下村長は連日県庁に入り浸った。こんな陳情が数年

続いて熱意は遂に県と国鉄を動かした。国鉄と県当局の腹芸によって昭和三十三年、蒲生・伊集院線は郡山、吉田両方面とも国鉄自動車道整備事業として県営で発注され、翌年三月工事完了と共に多年待望の県道は開通して国鉄バスが走ることになった。

終戦直後から実に十数年を経て地元の悲願が達成されたのである。

3　本名・鹿児島線

町道本名・鹿児島線は沿道の人口増加に伴って交通量も増加し、昭和四十五年四月六日には県道に移管された。現在では鹿児島市と本城とを結ぶ定期バス路線の大部分が県道本名鹿児島線の大原・本吉田を経由して内門・本城へと運行しており、県道鹿児島・蒲生線の内門・吉水間はバス運行回数が極端に減少している。

町内各県道の拡幅、カーブカットなどの改良工事は、現在も続けられているが、これについては「土木」の項を参照されたい。

(四)　九州自動車道

九州自動車道は、昭和四十三年四月一日鹿児島・加治木間二五キロメートルについて建設大臣から日本道路建設公団に対して工事施行命令が出された。

町内の埋蔵文化財包蔵地については、昭和四十六～四十七年に小山・谷ノ口・宮後と上城などの発掘調査が行われて、昭和四十八年（一九七三）十二月に吉田・加治木間十七・三キロメートルが開通した。

この区間の一日平均交通量は昭和六十三年（一九八八）度で約一万五千台である。

町の南端には吉田インターチェンジ、北端近くに始良インターチェンジが設けられ、役場近くには路線バス停留所「本城」が設置されて町外との交通が一段と便利になってきた。

現在、九州自動車道は、南は鹿児島市谷山で指宿スカイラインと接続し、北は、えびのインターチェンジで熊本県に接し、東に延びて宮崎市で一つ葉有料道路に繋がり、南九州の幹線道路としての役割を担いつつある。

九州自動車道（高速道）は、完成のときから改良済み舗装済みの状態であるから問題はないが、県道・町道については未だ

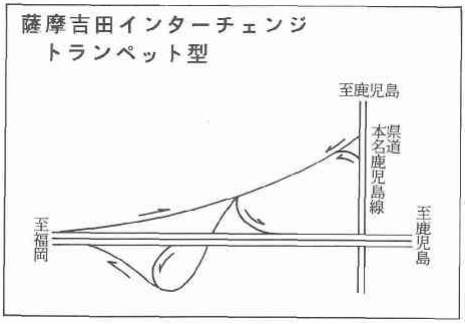

年度別道路状況（単位m）

年度	種別	路線数	総延長	改良済延長	未改良延長	舗装済延長	舗装率(%)
昭和50	高速道	1	8,600	8,600	0	8,600	100
	県道	4	26,992	6,601	20,391	20,274	75.1
	町道	47	84,151	14,994	67,258	33,105	39.3
	計	52	119,747	30,195	87,649	61,969	51.8
55	高速道	1	8,600	8,600	0	8,600	100
	県道	4	25,907	10,115	15,792	25,368	97.9
	町道	78	99,825	24,065	75,763	83,914	86.1
	計	83	134,332	42,777	91,555	119,882	88.5
61	高速道	1	8,600	8,600	0	8,600	100
	県道	4	26,720	12,018	14,702	26,720	100
	町道	167	117,088	28,075	87,580	103,097	88.1
	計	172	152,408	48,693	102,282	138,417	90.8
63	高速道	1	8,600	8,600	0	8,600	100
	県道	4	26,720	12,023	14,702	26,720	100
	町道	169	120,318	34,359	83,348	104,849	89.5
	計	174	155,638	54,982	98,050	140,169	90.1

に未改良区間が多く、舗装も県道は昭和六十一年度で一〇〇%となったものの町道の舗装率はなかなか九〇%台に達しない。

特に、道路の拡幅、カーブカットなどの道路改良は町勢発展の基盤ともなるものなので早期の完工が待望されている。

三、橋とトンネル

(一) 橋梁

戦前の宇都谷について、濵田顕氏は次のように述べている。

『西佐多浦を西に登り詰めた、思川の最上流部落がわが宇都谷である。われわれの小学校時代（大正年間）は橋のない川を五か所渡って通学していた。従って大雨で川が氾濫したときは、涼松～小山～五反田の旧道を傘もさせずに、草藪をあせり分けて通るので、学校に到着するのは既に第二時限が終

わった頃。しかしそれでもよい方だった。隣の提水流部落は川に取り囲まれて出入りができず、学校にも行けなかった。宇都谷は大字本城でありながら、場所としては提水流のすぐ隣であったので昔から子どもたちはほとんど吉田小学校に通っていたものだ。子どもたちが、いつも危険な川を渡って通学せねばならぬので親達が心配してトンネルを作ってくれた。お陰で川を二か所（柿田淵、永田淵）渡らなくてもよいようになった。それが大正十年ごろにできた永田トンネルである。（「道徳教育のための郷土資料集」には大正六年となっている。）

大正十年前後、ある事業家が硅藻土（原文のまま硅藻土としておく）の発掘を始め、そのとき今の西中集落を縦貫する道路の形ができた。（当時は、まだ幅の狭い道路であった）硅藻土を運び出すため、業者の手によって竹下淵の上の崖が切り取られ、小野田井堰のところに馬車を通す木橋が架けられた。この橋は間もなく洪水で流されたが、竹下淵の崖道は残り、人だけは通ることができた。（ここは、大雨のときには川の水が道を削り、大変怖かった。車は竹下淵の上で一度川を渡り、淵の下で再び川を渡って金峰神社への道に戻っていた。〔福崎フミ氏談〕）そのおかげで西中の川を二か所渡らずに通学できるようになった。そして、桑之丸・蒲生方面への用事のある人たちは金峰神社下の川を渡るだけとなった。それでも、まだ高崎の川（高崎渡り）だけは満足な橋がなく、今の鵜ノ木橋や高崎橋の鉄筋橋ができるまでは、大雨のたびごとに子どもも親も心配したものだ』（「吉田北中学校三十周年記念誌」、「宇都谷の沿革」から）

ここに述べられているように、戦前の思川本流には、県道鹿児島・蒲生線に架けられた長隆寺橋以外には本格的な橋はなかったといってよく、川を渡るには、浅瀬を裸足で濡れながら渡るか、せいぜい丸太二本を並べて桟を打ってある程度の橋を渡らなければならなかった。だから多少の出水でも橋は流され、出水が終われば、青年団の手でまた架け直した。そのため、橋が流失しないように丸太の一方を葛や針金で縛り、岸の杭に繋いであったという。それに対して、本名川流域には早くから石橋が架けられた。特に、明治四十五年（一九一二）から大正二年にかけて七本の太鼓橋（他に椿木川筋に一本）が集中して架けられている。この相違は架橋に対する地区住民の熱意の差というよりは、地形の差からきていると思われる。本名川のように河床が深く両岸が迫っている地形では橋の荷重を両岸に掛けることができる太鼓橋が適しており、思川本流のように河床が浅く溢水しやすい（氾濫原が広い）地形では、洪水時を想定して橋を架け

思川の渡りと淵

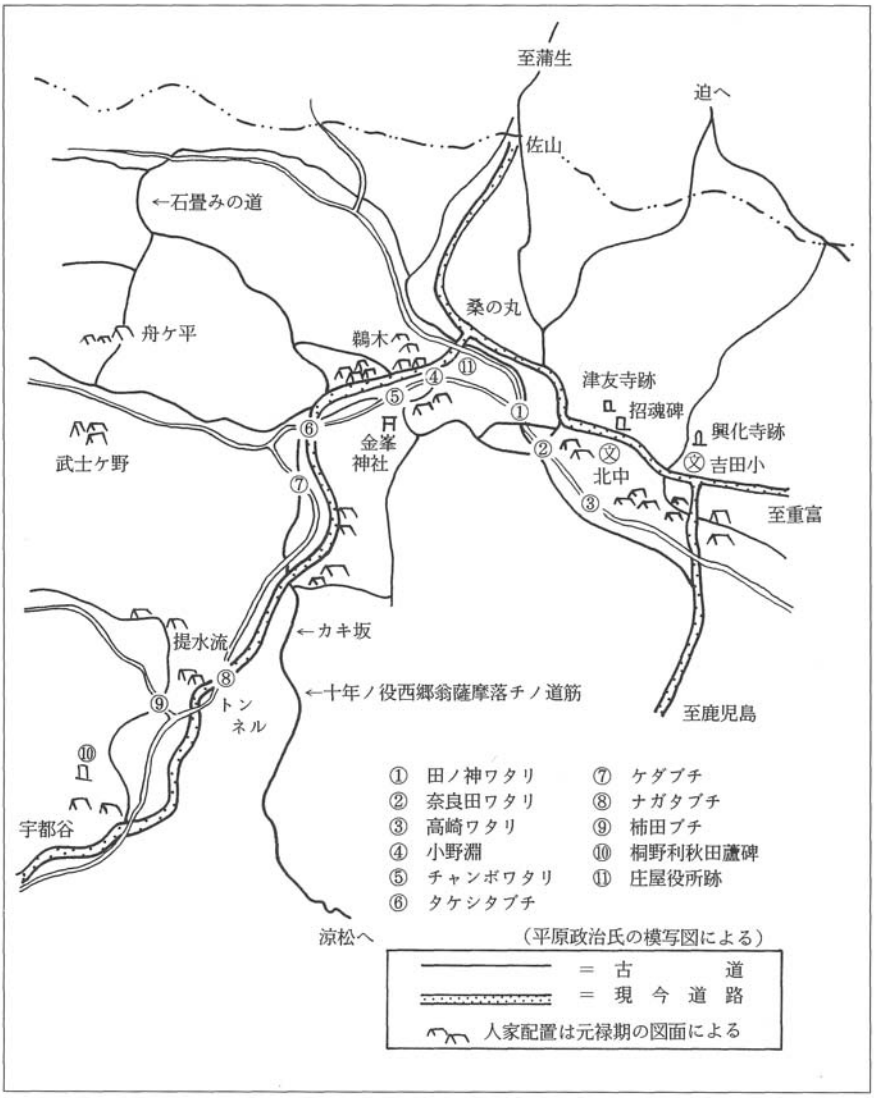
至蒲生
迫へ
佐山
←石畳みの道
桑の丸
舟ケ平
鵜木
津友寺跡
招魂碑
興化寺跡
吉田小
北中
武士ケ野
金峯神社
至重富
提水流
←カキ坂
←十年ノ役西郷翁薩摩落チノ道筋
トンネル
至鹿児島
宇都谷
涼松へ
① 田ノ神ワタリ
② 奈良田ワタリ
③ 高崎ワタリ
④ 小野淵
⑤ チャンボワタリ
⑥ タケシタブチ
⑦ ケダブチ
⑧ ナガタブチ
⑨ 柿田ブチ
⑩ 桐野利秋田蘆碑
⑪ 庄屋役所跡
（平原政治氏の模写図による）
＝ 古道
＝ 現今道路
人家配置は元禄期の図面による

るとすればかなり長いものとなり費用の面や耐用年数からみて不経済であったからであろう。このことは、戦後県道蒲生伊集院線の開削に際し、初めは農道として村費で木橋を架け、流失したら災害復旧工事として県費で永久橋に架け替えたという話しからもわかるように、木橋はかなり短命であった。だから、思川本流の川筋でも河床が深いところでは太鼓橋が架けられていた。数は少ないが、宇都谷橋（現在の第二宇都谷橋）・米山橋・井手口橋などがそれである。

この宇都谷橋を架けるとき、石橋のアーチの現寸図は吉田小学校の校庭で描いたと言われている。幅員は狭く牛車がやっと通れるほどで馬車は通れなかった。昭和二十八年四月、木橋に架け替えられて、バスが通れるようになったが、腐朽したため、昭和三十三年三月、木原一男氏の手によってコンクリート橋として架け替えられた。「宇都谷の沿革」（濵田顕氏）には、コンクリート宇都谷橋竣工（村道としてのコンクリート橋No.1）と、誇らしげに書いてある。

現在のものは、その後昭和三十七年に架け直されたものである。

今までに架けられた木橋は、現在では全て永久橋に架け替えられている。また、石橋もほとんど永久橋に架け替えられていて、昭和六十三年の橋梁台帳によれば、石橋は和田橋・米山橋・前峰橋しか残っていない。しかも、これらの石橋は、路面をコンクリート舗装されていて、路上からではこれが太鼓橋であるとは認識できない状態にある。

県道本名鹿児島線の本名川に架かる後中橋は明治四十五年に幅員二・九メートルの太鼓橋として完成したが、昭和四十一年、下流側にコンクリート橋を併設して現在の姿になった。

このほか比較的よく原形を留めているものに、本名小学校前のテコ橋（太鼓橋）がある。（土木の項参照）

県道に架かる橋については、戦災で県の資料が消失し

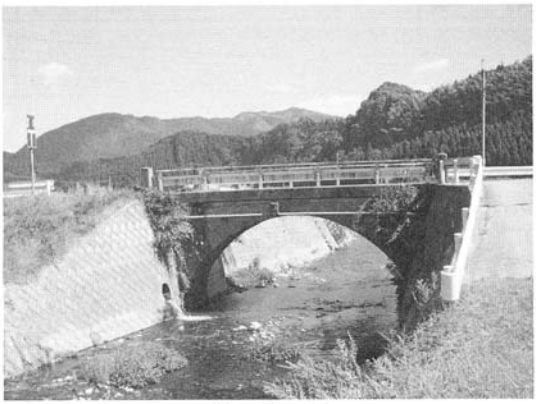

後　中　橋

たため、長隆寺橋が最も長く、明治二十六年（一八九三）に木橋として架けられ、昭和四年にコンクリート橋に架け替えられたことが分かっているだけで、他の橋については、県の橋梁台帳に記録されている以上のことは把握できなかった。（資料編参照）

九州自動車道に架かる橋はいずれも長大で、本名川橋の一八〇・四㍍をはじめとして、町内の第四位までを独占している。

橋梁高速道路橋（九州自動車道）

橋梁名	延長
稲荷川橋	29.7m
本城高架橋	85.0m
宮前橋	39.0m
高附橋	132.0m
本名川橋	180.4m
思川橋	69.9m

主な石造橋（太鼓橋）

橋梁名	架設年度	延長	幅員	路線名	備考
テコ橋(太鼓橋)	大正2	6.00	3.78	県道本名・鹿児島線	県道改修で路線からはずれ，本名小付近の丁字路にそのまま保存されている
後中橋	明治45	8.90	2.90	県道本名・鹿児島線	コンクリート橋を付設して幅員を広げ県道橋として使用（永石下橋）

架設年度は、本名小創立百周年記念誌による。

橋梁の現況（平成元年4月）

単位：m・㎡

区分／橋種	1級町道		2級町道		その他町道		合計		面積
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長	
永久橋	5	77	18	102	29	322	52	501	2,250.23
石橋			2	5	1	5	3	10	48.44
木橋									
計	5	77	20	107	30	327	55	511	2,298.67

このあとに町道の吉水橋（四二㍍）・森山橋（四〇・六㍍）が続いているが、いずれも九州自動車道をまたぐ跨道橋である。

(二) トンネル

一般に、幾つかの集落が浸食された谷間に散在する場合、集落を結ぶ交通路は、谷間の川添いに行くか、山越えで行くかのどちらかを選ぶことになる。川添いの道は平坦で楽なようであるが、洪水や増水による、不意の交通途絶を覚悟しなければならず、一方、山越えの道ではどうしても尾根の急坂を避ける事ができず、これを避けるにはトンネルを掘るなど多大の経費と労力を要することになる。

町内の旧道に残る、素掘り

のトンネルを訪ねてみるとき、壁や天井に残る鶴嘴（つるはし）の跡に先人の苦労を忍び、側壁からの明かり取りや天井の高さなどに工夫の跡をみることができる。

旧道のトンネルは高さが三㍍以上あり、これは物資の運搬を駄馬に頼っていた当時の必要から割り出されたものと思われる、それに対し作道は高さが二・四㍍と低く、手車程度の通行を考えて作られているようである。

町内には、幾つものトンネルが掘られているが、その内県道や町道にあるものは「土木」の項に譲り、ここでは主として旧道にあって、地域住民の日常生活に利用されていた素掘りのトンネルについてとりあげることにする。

1　永田トンネル

桑之丸から宇都谷への県道を行くと、提水流橋の左手にシダが垂れ下がった古いトンネルの入口がある。

思川に沿って崖を掘り抜いて作られたこのトンネルには、途中、明かり窓が二カ所設けてあり、空気の流通も考えて掘られているようだ。

このトンネルができるまで、宇都谷・川路村・提水流地区の人たちは、買い物や田んぼに出かけるときには、川の中に置いてある飛び石を渡って行き来しなければならなかった。

大雨が降ると川はすぐに氾濫して渡ることができなくなるので、親は学校の子どもを迎えに行き、山越えをして帰ることもしばしばであった。

「早くなんとかしなければ」と、川路源次郎・山下喜蔵・濱田彦次郎の三人が地区の代表になって村役場にトンネル工事を陳情した。

しかし、工事を始めてみると、だれもトンネルを掘った経験がないので、本名の上村勇之助の指導を受け、磁石の針を目安に両方から仮設道を掘り、穴が貫通してから人夫を募り、本格的なトンネル工事を始めた。人夫は宇都谷・川路村の人たちが中心であった。

地区の女衆は、丹精込めてつくった握り飯や煮しめ、茶などで男衆を励まし、朝は一番鶏が鳴かないうちから



永田トンネル

作業を始め、夜は蠟燭の火の下で作業が続けられた。こうして工事は約三カ月で完成した。大正六年のことである。全て人手だけでの作業であった。

このトンネルは、堤水流・宇都谷・川路村の人々の生活・通学路として掘削され、ながく町道として重用された。

現在は県道蒲生・伊集院線の全通によって里道に格下げになったが、ちかくの農地への作道として今でも利用されている。

2　本名トンネル

明治四十年（一九〇七）開通、本吉田地区と後川内地区の連絡路として重要であった。昭和四十五年本名・鹿児島線の県道移管にともなって県道の一部となり、昭和六十二年（一九八七）八幡山（俗称）のオープンカット工事によって姿を消した。現在では二基の記念碑が残っているだけである。（「土木」の項参照）

3　荒落のトンネル

宇都谷から荒落を経て都迫に至る旧道が尾根を抜ける二つの短いトンネルで、出入り口には崩落の跡がみられる。いまでは全く忘れられた存在となっているが、現在の県道完成までは蒲生と郡山を結ぶ最短路として人馬の往来が盛んであったということである。「大正五年ごろまでは大山鉄工所の辺りから宇都谷川に下り、川沿いに歩いて山下家の辺りに出た」という神脇藤右衛門氏の話や大正五年（一九一六）の本名区有志委任者議事録に「後上より荒落を経過する新道路の換地及び石橋三ヶ所架橋に対する補助願の件」があるところから開削はこの頃のことと思われる。

4　神園トンネル

神園の集落と、その北側の水田とを結ぶ作道として、大正初期に作られたと言われている。このトンネルの特徴は、集落側の入口から八㍍が五角形の石組みになっていることで、それから北側入口までの八〇㍍は素掘りである。途中、西側に二カ所横穴があり、この奥に本道に並行して二つの横穴をつなぐ小洞穴をもっている。

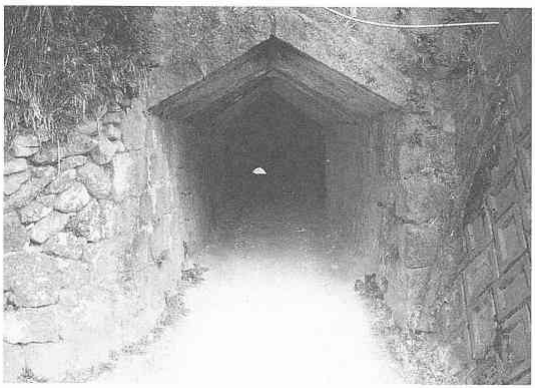

神園トンネル（南側入口）

この小洞穴は、太平洋戦争中に防空壕として掘られたものであろう。現在も作道として人の往来や軽自動車の通行によく利用されている。大正二年（一九一三）の本名区有志委任者議事録に「字神園道路破損の為補助金十一円出す」とあるのが、これと関係があるのかもしれない。

5　堂平のトンネル

昭和九年、堂平から林道千人仏線に抜ける作道として掘られたものといわれるが、新留清志氏の日記に「二月二十一日、今日からトンネルこうじにでる」とあって、開削期日が特定できる。現在は、ほとんど利用されていないようで、千人仏線側の上の入口には土砂の堆積がみられる。

トンネル　　平成元年７月　　（単位＝m）

名　　称	延　長	高さ	幅員	備　　考
永田トンネル	50.0	3.0	2.1	素掘り
本名トンネル	73.5	3.0	2.8	コンクリート 1987消滅
荒落のトンネル	13.0	3.6	2.2	素掘り（北側）
	15.3	3.0	2.7	素掘り（南側）
神園トンネル	88.0	2.4	2.3	南側（８ｍ）石組 北側（80m）素掘り
堂平のトンネル	87.0	2.4	2.8	素掘り
宇都トンネル	220.0	5.3	5.6	コンクリート 町道奥宇都線
小瀬戸トンネル	16.0	2.0	1.6	素掘り

6　宇都トンネル

町道奥宇都線にあって、隣町の蒲生に通じるトンネルで、通勤通学者の利用が多い。（「土木」の項参照）

7　小瀬戸トンネル

大正九年（一九二〇）の竣工記念碑が壁に置かれている。桑之丸方面の人々が小瀬戸の田畑に通うための作道で、幅、高さ共に町内最小である。短いトンネルなのに途中で「く」の字に曲がっていたり、天井のアーチが左右対称でないなど、いかにも素人作りである事が偲ばれ、その稚拙さがかえって微笑（ほほえ）ましい。

第二節　交通機関の発達

一、昔の交通

江戸時代までの道路は、車両の通行を考慮にいれて作られていなかった。

これは、当時の交通手段が、普通、人々の往来は徒歩または乗馬、あるいは宿次の駕籠であり、貨物は人の背または馬（荷駄）で運ばれていたためである。従って、河川を渡るにしても、ほとんどが「渡り」であり、吉田筋の入口に当たる椿木川でさえ川崎渡り（飛石渡り（とびいしわた））といって、人々は川の中の置き石伝いに飛び跳ねて渡って

いた。

このような道路事情であったから、弘化五年（一八四八）二月、斉興公が吉田郷を通過される際には、人数を割り当てて、大急ぎで道筋の道普請をすると共に、川筋には板橋を架橋するよう命ぜられている。主なものは、前記の川崎渡り、岩茶屋下川筋（県道の内門橋）西村庄屋所（西下公民館付近）の前、井手山（金峰神社付近）の頭、竹下川筋などで、後の三カ所には「三間板五枚並三次」（竹下川筋は二次）と仕様書きがあるので、三間板（約五・四㍍）を五枚並べ、それを三つ継ぐ（約一六・二㍍）狭い板橋であったことがわかる。（竹下川筋は二次で約一〇・八㍍）このほか、「桑之丸石橋の傍左右に松丸太二本引く事」〔御光越被為遊候付自分日記：山下新五衛門〕とあり、桑之丸の川（塩杣川）に狭いながら石橋が存在したことが書かれている。以前から江戸期に存在が確認されていた橋は、吉田筋の観音河原橋（現在の稔橋）と東目筋の岩木橋（関屋谷の旧岩木橋）だけで、いずれも土橋であることからすれば、蒲生筋に石橋が存在したことは珍しい。

吉田郷と近隣の諸郷とを結ぶ道筋の主なものについては、先に「昔の道筋」の項で述べておいたが、他郷との接点について述べ足りなかった部分があるので、ここで補足しておきたい。

元禄絵地図によれば、涼松から北は、麓経由（公用書状伝達路）の道が井手口から鼠尾を経て蒲生郷の「迫」へ抜けるものと、涼松から分かれた蒲生筋が、西中から水守を経て佐山へ通じるものと、二筋の道が描かれており、従来言われてきたように「公用書状伝達路も一般路も佐山越えで蒲生郷に入った」のではないように思われる。或いは時代によって経路に変更があったのかも知れない。

郡山郷へは、大角原から花尾山の中腹を越えて花尾神社方面に抜ける道と、同じく大角原と丸山との境、現在道路が十文字になっているところから、丸山口バス停付近まで、吉田・郡山両郷の境界線沿いに南下する道とがあった。元禄絵地図には、この道の途中に両郷に跨る形で楼門のような絵が描かれており、この辺りに昔の駅があったという伝承が思い起こされて興味深い。

二、明治以後の交通機関

明治に入っても、吉田のあたりでは主要な交通手段が徒歩か馬であったことは変わりがなかった。町内には明治から大正にかけての交通に関する記録がほとんど残っていないので、推定に頼らなければならない所が多い。

そこで、県の史料や近隣の町誌、「鹿児島百年」（南日本新聞社編）なども参考にしながら、新しい交通機関が出現したあとをたどってみたい。

(一) 駕籠と人力車

人力車は明治の初めに東京で発明され、間もなく全国に広まった。鹿児島では、県庁の記録に「明治六年、運送会社に命じて営業させた」とあることから、この頃にある程度の人力車が存在したことがわかる。明治十年（一八七七）の「戦塵録」には「（延岡から）宿継の駕籠で、五日間にして福山まで到着、それより小蒸気（船）にて鹿児島に着したれども旅宿なく、いずれ谷山脇田の茶屋まで行かざるを得ずとの事にて腕車を雇い」とあり、街道筋の宿場を連絡する駕籠が存在したことが分かる。（料金は一里につき七銭となっている）それに対し人力車は都市部に多かったようである。

「丁丑野乗」には「（三月）十二日午前九時仂車をやとい川尻（熊本市）に赴き」とあって西南の役の戦時下でも平坦地では人力車が利用されているが、別の資料、「丁丑弾雨日記」には、負傷した著者が花野の病院から吉田を経て帖佐に移送されるようすがつぎのように書かれている「（六月）廿五日、鹿児島の全軍守を失い、惣軍引揚げとなりて担夫来たる、即ち轎（たけかご）に入り揺々（揺られながら）吉田に至る、敵（官軍）すでに蒲生に迫る、早く帖佐に行けと、帖佐に至れば、また加治木に行けと云う」とあって、戦場の混乱の中を竹駕籠に乗せられて、吉田を通過したことがわかる。この史料から直ちに当時の吉田の道路事情を推定することはできないが、昭和に入っても吉田村での人力車保有台数がゼロであること（農村調査、昭和八年）、大正の末から昭和の初めに西佐多浦を走っていたのは、蒲生の伊地知医師の人力車だけだったという古老の話しからも人力車を利用できる道路が極めて限られていたことがうかがえる。

(二) 牛車と馬車

二輪の荷馬車は明治十四年に鹿児島名山堀の成田次郎が設計製作してから県内に広まったとされているが、吉田村での保有数は農村調査（昭和八年）に馬車二三、村勢一覧（昭和十四年）に中車三六とあるのがこれであろう。四輪の荷馬車は大正十四～十五年ごろから県内で使用されたということだが、農村調査や村勢一覧に馬車荷積用となっているのがこれに当たるとおもわれる。

この四輪の荷馬車は、昭和の初めごろ東佐多浦から重富経由で鹿児島まで一台五円で荷を運んでいたということだ。

牛車は馬車に比べて増加率が高く、昭和八年から十四

年までの六年間に約三倍になっているが、農耕用の牛が使用できることと、県道以外は狭い道が多く、車幅の小さい牛車の方が利用しやすいという利点があったのであろう。

このことは昭和十五年の「吉田村郷土史」に、「県道沿線は相当便利なれども奥地は尚不便なり。村道、作道あれど坂道多く自転車もやや不便なり」とあり、年代は前後するものの、郡山町誌には、主な道路について述べた後、「これ以外に各地に通ずる道路がありますが、せいぜい道幅一㍍若しくはそれ以下です」とあって、幹線道路を除けば道路はかなり狭く車両の通行には不便であったことが分かる。

乗合馬車については、蒲生町誌に「明治三十四年六月鹿児島・国分間の鉄道が開設され、同三十六年に国分から吉松まで延長した。それによって蒲生・重富間の交通が盛んになり、荷馬車、客馬車が利用されるようになった。尚その前と思われるが、鹿児島までの客運搬の馬車があり、六人乗りで一人一八銭の料金を支払った」とあって、この馬車が東西佐多浦を通過したものであろう。

「鹿児島百年」によれば、乗合馬車は明治二十一年鹿児島・谷山間に四台が営業したのが県内での始まりで、明治二十七年には一一七台、同四十四年は七〇六台と増加している。明治四十四年（一九一一）ごろについては、「作人五郎日記」（重水義栄著）に「数日の休暇を賞い重富迄汽車、吉田の桑之丸迄馬車で往き、其所から間道を取って徒歩郷里（入来）に向かうた。……略……彼は重富駅で下りて吉田迄の馬車切符（馬車賃一里につき五銭）をもとめた。乗合は一人もない。……略……やがて吉田村西佐多浦の茶屋で下りた」とあって、この頃には重富駅から東西佐多浦を経由して蒲生に至る乗合馬車が定期的に運行していたことがうかがえる。

宮之浦方面での乗合馬車の運行は、いつから始まったかは分からないが、吉水の山下三蔵さんや後川内の西園の三オジさんなどが、昭和六年までは乗合馬車を鹿児島まで走らせていたということだ。

いずれにしても乗合馬車は、乗合自動車の出現によって消えゆく運命にあった。

㈢　自転車

自転車は、明治三十年代に鹿児島に輸入されたもようで三十六年一月の鹿児島新聞に次のような投書がでている。「今年の年始の回礼者に自転車を用いたのがチラホラ見えたようだ。これは本年初めて見受くる所で、今まではぜいたくな玩弄物にされた自転車が追い追いと実用に利用さるる傾きのあるのは喜ぶべき事である」このこ

とは鹿児島にも自転車が普及し始めたことをしめしているが、吉田村には明治、大正年間の車両保有数を示す統計が見当たらず、いつごろから自転車の利用が始まったかは分からないが、昭和に入ると八年の二七四台が十四年には四二九台と飛躍的に増加し、三十二年には九四三台となっている。

㈣ 自動車

自動車は、昭和八年に乗用一台、貨物用二台の保有が記録されているが、貨物用の内一台は特産の白土運搬に使用されていたようである。

町内車両現有数

吉田村農村調査(昭和8年)

自転車	三輪	
	二輪	274
自動車	乗用	1
	荷積用	2
馬車		23
牛車		29
馬車	乗用	
	荷積用	16

吉田村村勢一覧(昭和4年)

自転車	三輪	
	二輪	429
自動車	乗用	
	荷積用	
中車		36
牛車		95
馬車	乗用	
	荷積用	12

吉田村の社会科資料(昭和32年)

種類	
自転車	943
オートバイ 50cc以上	16
オートバイ 80cc以上	11
オートバイ 125cc以上	7
牛馬車	7
大車	170
小車	212
トラック	8
ダット	4
三輪車	10

昭和21年	自転車	116
村予算書	荷車	15

このほかに、宮之浦の堂園休次郎医者が往診に馬を使っていたのをこの年から倉谷の川西藤雄氏を運転手に雇い、サイドカー付きオートバイで往診するようになったということだ。

しかし、昭和十四年の統計には自動車・サイドカーはともに記録されていない。これ以外にも、昭和十七年に出征軍人に送られた「郷土の面影」と題する写真集には、吉田麓産業組合と吉田林業組合のものにそれぞれトラックが写っており、村内産物の輸送に使用されていたことが分かる。

戦前の自動車台数が極めて少ないのは、県道でさえも狭く曲折が多い状態で、幹線以外の道路では自動車の使用が不便だったのではなかろ

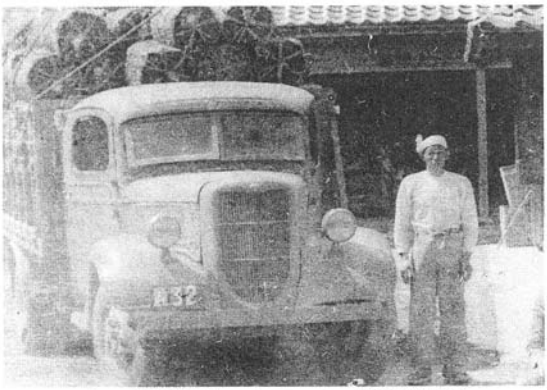

吉田林業組合のトラック（昭和17年）

町内車輛現有数

吉田町村勢要覧（昭和46年）

車種	所有区分		車種	所有区分	
	自家用	公用		自家用	公用
普通車	3	2	小型四輪貨物	300	2
乗合バス	6		軽二輪	34	
普通貨物	62		単車（95～125）	148	2
大型特殊	13	1	単車（55～90）	111	9
小型三輪	9		単車（50cc以下）	397	4
特殊用途	14		農業用トレーラー	60	1
小型四輪乗用	107				

うか。

次に自動車が村の統計に現れるのは戦後の昭和三十二年で、まだ台数は少ないが道路の改修・舗装の進捗に伴って保有台数が着実に増加し、昭和五十六年にはほぼ一家に一台（原付を除く）昭和六十三年には一家に一・五台（同）の普及率となっている。

〔年次別自動車保有台数は資料編参照〕

㈤ 乗合自動車

定期路線バスの運行は、昭和元年から始まったと「吉田校区を中心とした郷土史」（昭和四十六年）に書いてあるが、その頃の経営の主体や路線等は明らかではない。

宮之浦・本城方面では、東郷半七（甲種運転免許第五号）が六人乗りのフォード五台で東郷自動車を設立、鹿児島（南洲神社下）～蒲生（南国バス車庫前）で運行を開始したのが最も早いが、運転手は兄弟二人のほか三人を雇ったということなので、営業期間は弟の信義が運転免許を取得した大正十四年（一九二五）初め以降、半七が吉水で事故のため亡くなった昭和二年（一九二七）十一月十一日まで僅か三年足らずではあったが路線開拓の意義は大きい。佐多浦方面でもこの頃から蒲生自動車が運行し始めたようである。

昭和十五年には、佐多浦方面では蒲生自動車が蒲生を起点として、トヨタの十六人乗りバスで吉田麓から重富経由鹿児島行きを往復十一回運行している。料金は六十銭であった。このほか、大山自動車、林田自動車も運行していたが、どちらも六人乗りの一日一往復だったという。本城、宮之浦方面では東郷自動車の路線を引き継いだ満吉自動車が蒲生から吉田麓・本城・宮之浦経由鹿児島間を一往復と吉田麓から宮之浦経由鹿児島間を六往復

しており、五反自動車が吉水から宮之浦・吉野経由鹿児島間を二往復していた、いずれもフォードの六人乗りを使用していたという。同年の「吉田村郷土史」に「本（吉田）校区を西より東へ通ずる道路及び南北に通ずる道路とは共に主要なる交通路となって居る、東西に通ずる道路は、東へ重富・竜ヶ水を経て鹿児島に至り、西は蒲生を経て入来・薄原・樟原の各方面に至り本校区に於いて最も交通量大なる街道なり。

左の図に示せる如く本街道も今は蒲生・大山・林田の各自動車部の経営により、昔日の客馬車は其の面影を消し、道路は砂塵をあげて自動車トラックの疾駆するを見る。……略……南北に通ずる道路は前者に比し交通量小なり」とあって、蒲生から吉田麓を経由して重富方面への交通量が、本城・宮之浦方面への交通量を圧倒していた。この傾向は戦後まで受け継がれ、昭和二十八年の南国バスの吉田麓運行の回数は、

蒲生―本城―鹿児島　九往復
蒲生―重富―鹿児島　一五往復

と、なっている。



ここで、現在町内を運行している南国交通について触れてみると、昭和十五年（一九四〇）四月六日大山自動車を買収して営業を開始、翌十六年二月五日創業（法人登記）北薩自動車株式会社として正式発足、その後、昭和十六年十二月五日五反自動車を買収、以後、各社を統合していき、昭和十九年（一九四四）十二月南国交通株式会社と改称している。

昭和三十四年に永年の悲願であった県道蒲生・伊集院線が開通すると、国鉄バスが蒲生―桑之丸―郡山―鹿児島間を二往復するようになった。

蒲生町誌によれば、昭和四十三年の村内でのバス運行状況は次の通りである。（回は往復のこと）

南国バス　蒲　生―重　富―西鹿児島　一五回
〃　〃　―本　城―　〃　九回
〃　〃　―石ケ谷―　〃　一回
〃　〃　―本吉田―　〃　一回
国鉄バス　〃　―桑之丸―鹿児島　二回

昭和四十四年の「村のすがた」四十六年の「郷土史」は、いずれも次の表を掲げている。

機関名	区間	路線km数	回数
南国バス	蒲生（重富経由）鹿児島	二八・一km	一五往復
南国バス	蒲生（本城経由）鹿児島	二六・〇km	一二往復
国鉄バス	蒲生（郡山経由）鹿児島	二四・〇km	四往復

また「吉田校区を中心とした郷土史」には、昭和四十八年二月（南国交通）として、

蒲　生↓　麓　↓本　城↓鹿児島　一三回
蒲　生↓　麓　↓重　富↓鹿児島　一三回
鹿児島↓本　城↓　麓　↓蒲　生　一四回
鹿児島↓重　富↓　麓　↓蒲　生　一二回
鹿児島↑↓　麓　料金二一〇円

と吉田麓を通過するバスの回数を記録しているが、これらから見ると、年を追うに連れて蒲生―麓―重富の東西交通に比べて麓―本城―鹿児島の南北交通の比重が次第に大きくなってきていることがわかる。

バスの路線別運行回数の変化からみると、地域人口の増減に伴って、蒲生―麓間は昭和四十三年以降運行回数が漸減しているのに対し、本城から本吉田・大原を経由する路線の運行回数が著しく増加しており、また、牟礼ケ岡団地（三井ニュータウン）の出現によって新路線が開設されるなど鹿児島市に近い地域の発展ぶりを反映している。

一方、蒲生―桑之丸―郡山間の国鉄バス路線は、二往復から四往復に増便された時期もあったが、この地域の過疎化が進んだため再び二往復となり、国鉄がＪＲとなったとき経営合理化のため都迫以北の路線を廃止し昭和六十二年からはこの路線を引き継いだ南国交通が都迫―桑之丸―蒲生間に一往復の運行をするだけとなっている。

〔「バス路線と運行回数の変化」参照〕

バス路線と運行回数の変化

南国交通路線

国鉄バス路線（昭和62年以降＝JRバス路線）

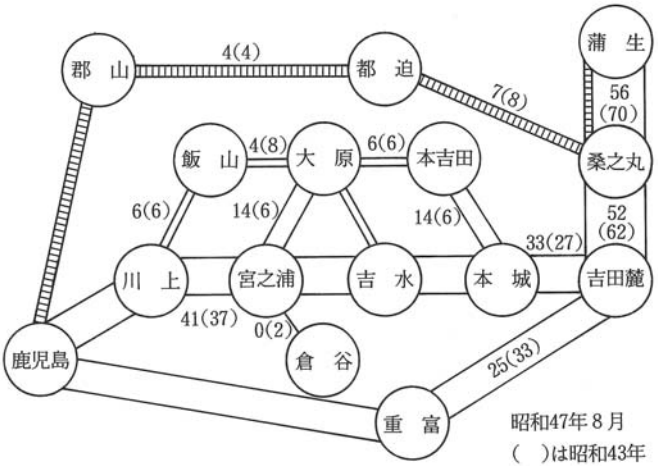

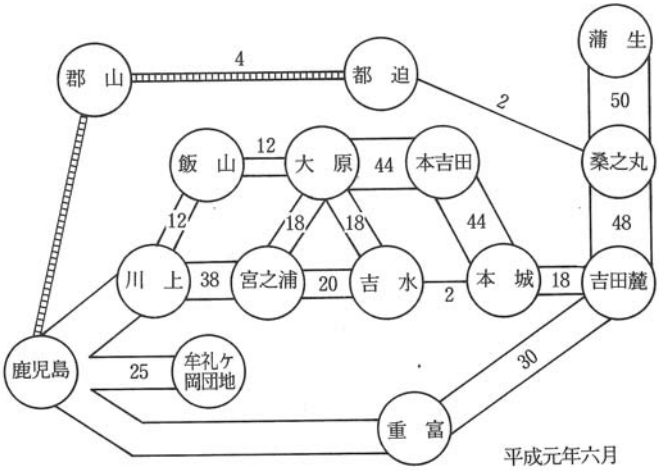

※　平成2年6月から鹿児島・牟礼ケ岡団地線は1日30回（15往復）に増便

第三節　通　信

一、郵　便

㈠　藩政時代

藩政時代のころは、鹿児島を中心として諸郷（現在の町村のことを郷といった）との間に宿次（宿場から宿場へ文書を逓送すること）による公用書状送達の系統（七系統）と、諸令達など廻文による時の経路（六経路）が定められていた。そのうち本町に関係のある分は、吉田、薩摩筋で、次のようであった。

鹿児島―吉田―蒲生―山田―溝辺―永野金山―横川―栗野―吉松―馬関田―加久藤―飯野―小林―須木―高原―高崎―野尻―綾―高岡―倉岡―穆佐（二十一カ所）となっていた。

吉田郷の中での道筋は、北部から、高崎―代丸―長隆寺―水流―桜丸―宮下「タロ渕」―鎮守神社東側を廻って―町（野町）―仮屋―「サヤンセト」（元禄絵図にはサヤセトとある）―小山―涼松―本城―宮之浦を経て鹿児島へと続いていた。

各地には宿場があって、公文書状、廻文の送達は宿次夫を出した。宿次夫、送人馬は百姓の夫役とし、飯米は郡方から出した。外に、商人等の雇人馬もあり、寛政二年（一七九〇）五月にその賃金が一定され、駄馬賃一疋駄荷二二貫或いは乗掛下荷一〇貫一里につき、駄馬銀七分五厘、日雇一人持荷五貫一里につき賃銀五分としていた。

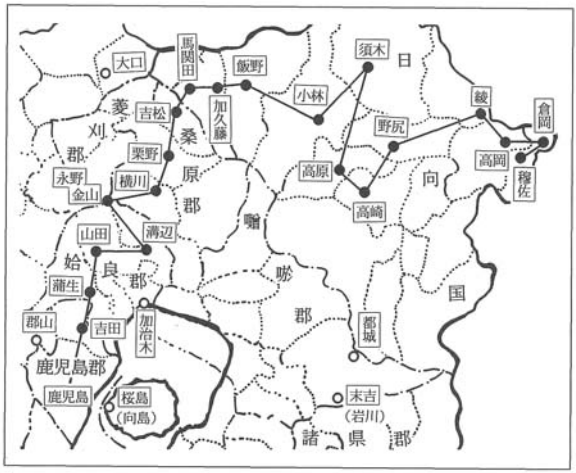

藩政時代の公用諸書状送達径路（吉田薩摩筋）

㈡　明治以降の郵便の変遷

日本で郵便制度が初めて行われたのは、明治四年（一八七一）の初め、東京～京都～大阪間に設定され、同五年六月、太政官は「来る七月朔日より北海道を除く他国

内一般諸街道脇往還共、県庁所在地はもちろん、港津方、駅等公私の要事繁多の地は、毎日か隔日か或は月五、六度かに往復の郵便を開き、道路近傍の市在へもそれぞれ往復すべきこと」の布告を行った。これに基づき全国主要地への郵便路線が開かれていった。

鹿児島県では明治五年七月に、まず鹿児島市大黒町の篠原次右衛門方に郵便事務所を設けて、毎月六回ずつ郵便を往復することとした。ついで駅逓寮（現在の郵便局）の役人が、県内に出張して郵便開通事務に当たった。

明治七年（一八七四）一月になると、県内の主要道路に沿って、郵便開通のことが発表され、県内の郵便は普及の緒についた。すなわち、同年二月一日から「主内外並びに近在諸村は毎日朝夕両度往復」となり、各所に郵便切手売下所がおかれた。郵税は封書二匁、（一匁は三・七五㌘）まで一銭、四匁まで二銭、六匁まで三銭で別配達（現在の速達）は二銭の増税と定められていた。明治十二年の統計によれば、郵便路線の数は県内を通じて五一線、その内毎日往復の路線は鹿児島近在廻、鹿児島・米之津間、鹿児島・熊田間、および富高・細島間の四線であり、以来路線は更に整備されて、往復は増加して郵便事業は発展の一路を辿ることとなるのである。

郵便局の数は明治十二年において、薩摩四四局・大隅三三局・日向四三局・大島郡二一局、合計一四一局となっている。その内鹿児島郵便局は郵便為替局および郵便貯金預局を併置していた。

明治十四年十月、県は「地方郵便大意」を郡役所・戸長役場に頒ち、郵便局未設の町村には、郵便切手売下所と郵便函を設置して、各郵便局から集配人を派出して投函の郵便物を取り集めるようにしていた。

明治十六年における郵便局所は七九、郵便函二三二、切手売下所一九一を数えるに至った。（明治十二年の局数より減少しているのは、宮崎分県の結果である。）

明治十九年には、鹿児島郵便局は二等郵便局となり、管下の郵便局数は一〇五局と増加していた。

㈢ 本町の郵便

1 明治・大正の頃

吉田郷では、西佐多浦の古木筑左衛門が、「行李見舞」（現在の郵便係か）の職に奉ぜられた。と、大正十五年発行の「郷土と教育」第一輯、吉田尋常高等小学校編の中にあり年月が定かでないが、前項のように、鹿児島県では「明治七年一月になると、県下の郵便は普及の緒についた」…とある事からこの頃から郵便取扱所があったのではないかと思われる。また、明治十七年二月二十二日編成の「鹿児島県地誌」の「東佐多浦村」の項の中に

「本村ノ南、字町口ニアリ假設」（原文のまま）となっている。つまり郵便局は、本村（当時は吉田郷といって、五つの村から出来ていたがその内の東佐多浦村）の南部の、字、町口（当時の野町口の事をさしているのではないか）に仮設されていた。ということであって、当時の戸長役場に近い所に設置されていたもようである。

昭和二年以前、吉田村に集配のできる郵便局がなかったころは、重富郵便局から集配されていた。当時、重富から吉田への道は白銀坂（しらがねさか）を通って宮之浦へ出る道、福ケ野の坂を通って本城に来る道、吉田麓へ来る道の三通りがあった。東西佐多浦から本名まで配達をするのに、山や坂道が多く、いそいで配達しても一日で終わらないことがあって、急を要する郵便など間に合わない事がしばしばであったという。また、宮之浦方面への配達は、距離の関係から、重富から白銀坂（旧街道で急坂）を登り、上の峠で郵便の受け渡しをしたりして、配達夫の苦労は並大抵のものではなかった。大きな革のがまロカバンを斜（はす）にかけ、わらじや地下たびをはいて走る配達夫の当時の様子を歌った、「ちょこちょこ走るは郵便屋さん」などは、的を射て妙である。（古老の話）

なお、当時の郵便数（宮之浦の分）は少なく、また新聞も配達されていたが、その数も少なかったという事である。



明治・大正の頃の郵便配達風景

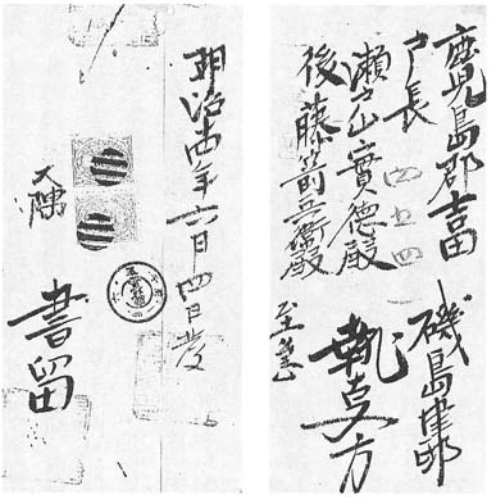

鹿児島市磯島津邸より送られた書留郵便

2 昭和初期から現代へ

(1) 吉田郵便局

昭和二年四月一日、吉田郵便取扱所として、吉田村本城の旧公民館近く（女尻）にでき、十カ月後現在の県道脇、末吉理容所の隣に移る（本城一七一五番地八号）。所長は岩田篤義で、取扱い業務は、郵便（通常郵便・小包郵便）・為替・貯金の三業務であった。当時の業務概要は次に示す通りである。従事員は所長兼事務員一人貯金の通帳番号第一号は、局長岩田篤義自身であった。

昭和五年三月二十六日、逓信省（現在の郵政省）の郵便局昇格認可によって、吉田三等特定郵便局となった。したがって、これまでの業務に加えて、新たに郵便の集配業務および保険・年金事務等が行われるようになり、郵便局としての機能が高まって、地域社会の高揚に果たす役割も大きなものがあったものと思われる。吉田にこ

吉田郵便取扱所業務概要表（昭和二年度）

通常郵便		小包郵便	引受		窓口交付	
引受			総数	総数	前調中書留債格表記	総数
総数	六八一	総数	四九〇		四九〇	
前調中書留債格表記	六八一	前調中書留債格表記				
集金郵便						

爲替	内國				外國				貯金	新規預入人員	預入		拂戻	
	振出		拂渡		振出		拂渡				口数	金額	口数	金額
口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額							
四三〇	六、五八八円	六五〇	二六一	三、一二〇	三一〇						四、六一九	七、六四四円	一八〇	四、八三〇
													三四四	八三〇



（看　板）

県道に並行して残っている旧吉田郵便局舎

のような郵便局ができるについては、当時の局長であった岩田篤義と村長下田平六左衛門による、熊本逓信局へ対する直接陳情等の念願達成へのたゆまない努力が実って、郵便局の昇格にこぎつける事ができたという。

当時の従業員は、集配手五、事務員三、局長、計九人。

昭和五年度の業務概要

吉田（ヨシダ）局業務概要表　五年度

通常郵便			
引受	普通々常		159,077 9,213
	特殊及特別扱	書留及債格表記	1,676
		集金郵便	6
		其ノ他	
配達	普通々常		189,799 13,055
	書留及債格表記		2,605
	集金郵便		482
小包郵便			
引受	總數		868
	總債數格中書留表記		354
配達	總數		1,766
	總債數格中書留表記		793

爲替			
内國	振出	口數	853
		金額	13,269
	拂渡	口數	741
		金額	11,186
外國	振出	口數	
		金額	
	拂渡	口數	1
		金額	20

貯金		
新規預入人員		174
預入	口數	6,028
	金額	18,334
拂戻	口數	993
	金額	16,675

振替貯金		
新規加入人員		
拂込	口數	500
	金額	5,258
拂出	口數	235
	金額	4,468

保険		
新契約	口數	398
申込	保険料額	241
復活申込	口數	4
	保険料額	7
契約受持	口數	797
	保険料額	500
保険料徴収（第二回以後ノ分）	口數	6,327
	金額	4,055
保険金拂渡	口數	7
	金額	452
保険還付金	口數	18
	金額	88

年金		
新契約	口數	1
申込	掛金年額	10
返還金	口數	2
拂渡	金額	29

昭和九年十一月十一日、電信・電話業務を始める。同年十二月十一日、電話交換業務も始まった。加入者一、

昭和九年度従業員

局長　一人、事務員　男二人・女一人、

集配手　男六人、通信手　男一人、　計十一人

鹿児島県吉田郵便局業務概要表

昭和9年度

爲替			
内國	振出	口數	993
		金額	13,689
	拂渡	口數	1,361
		金額	23,726
外國	振出	口數	
		金額	
	拂渡	口數	4
		金額	95

貯金		
新規預入人員		657
預入	口數	7,948
	金額	38,844
拂戻	口數	1,619
	金額	31,196

電報		
内國	發信通數	331
	着信通數	503
外國	發信通數	
	着信通數	
中継信通数		4

電話			
通話	市内	加入者相互間（呼数）	
		非加入者發（通話時數）	
	市外	加入者發（通話時數）	115
		非加入者發（通話時數）	392
呼出	請求件数	加入者發	1
		非加入者發	13
	前納通話券送達通數		36

通常郵便			
引受	普通々常		127,735 △ 7,398
	特殊別特及扱	書留及價格表記	2,102
		其ノ他	
	集金郵便		2
配達	普通々常		172,934 △11,895
	書留及價格表記		3,873
	集金郵便（含取立不能）		△ 241

小包郵便		
引受	普通	963
	書留及價格表記	232
配達	普通	1,370
	書留及價格表記	707

振替貯金		
新規加入人員		
拂込	口數	617
	金額	8,048
拂出	口數	311
	金額	6,017

年金恩給		
拂渡	口數	120
	金額	9,113
現在受持	人員	32
	年額	8,847

年金			
新契約申込	一時拂	口數	
		掛金額	
	分割拂	口數	1
		掛金年額	39
掛金拂込受持		口數	5
		掛金年額	87
年金支拂受持		口數	
		年金年額	
掛金徴収（第二回以後ノ分）		口數	15
		金額	53
年金拂渡		口數	
		金額	
返還金拂渡		口數	1
		金額	11

保険		
新契約申込	口數	150
	保険料額	77
復活申込	口數	12
	保険料額	8
契約受持	口數	1,172
	保険料額	717
保険料徴収（第二回以後ノ分）	口數	12,910
	金額	7,174
保険金拂渡	口數	7
	金額	383
保険還付金拂渡	口數	44
	金額	251

昭和四十八年九月二十六日

電通合理化によって、電話交換業務は郵便局での取扱いは廃止となり、業務は、日本電電公社（現在のＮＴＴ）取扱いとなる。

昭和五十一年二月二十九日

日曜日の郵便配達業務は休止となる。

昭和六十三年十月一日から電報の受付け、および配達業務は廃止となり、日本電信電話株式会社（ＮＴＴ）で請負者に委託して行うようになった。

平成元年現在に於ける吉田郵便局職員

局長、一　内勤者（事務員）、七、集配員、十二　計、二十人

他に、年賀郵便の時期には集配のため臨時職員等を若干人雇用して業務の遂行に当たっている。

昭和62年度（１日分）の郵便物の取扱量

吉田郵便局（よしだ）　　昭和62年度

区別		引受①	配達④
通常	普通	381通	2,120通
	普通速達	5	16
	書留（速達を含む。）	16	41
小包	普通（速達を含む。）	4個	18個
	書留（速達を含む。）	1	0
年末小包	普通（速達を含む。）	19	80
	書留（速達を含む。）	0	1
窓口切手類販売枚数			337枚

※③ 年賀郵便物数（年度中）

区別			引受（12.15～1.10）	到着（12.15～1.10）	差立（12.15～1.10）	配達（12.15～1.10）
取扱状況	葉書	官製	117千通			
		私製	11			
		計	128	136千通	86千通	178千通
	封書		7通			

区別		販売枚数	内訳 窓口販売枚数	内訳 販売所売り出し枚数	完売月日
販売状況（自局分）	40円	105.8千枚	22.8千枚	82千枚	12月9日
	45円	12.2	4.2	8	12月9日
	計	118.0	28.0	90	



昭和46年３月20日　俊工（平成元年時の吉田郵便局）

歴代の局長

初代　岩田篤義　自　昭・2・4・1　至　〃・39・6・30　在任期間　37年２カ月

二代　田中末吉　自　〃・39・7・1　至　〃・39・9・10　局長心得として　２カ月と９日

三代	永田吉美	自	昭39・9・11	2年6カ月と20日
		至	〃42・3・31	
四代	浦田安彦	自	〃42・4・1	2年4カ月と18日
		至	〃44・8・18	
五代	岩川数義	自	〃44・9・22	11年6カ月
		至	〃56・3・31	
六代	小向得庇	自	〃56・4・3	8年1カ月
		至	平・元年現在まで	



西佐多浦当時の吉田麓郵便局

(2) 吉田麓郵便局

昭和九年六月一日、佐多浦郵便取扱所として吉田村西佐多浦五七番地（現在の吉田小学校下県道沿の所）に設置され、業務を始めた。

昭和十一年十一月一日、吉田麓郵便取扱所と改称され取扱い業務は、郵便（通常郵便・小包郵便）、為替、貯金、電話、電信などが行われるようになった。

昭和十一年十二月一日、更に昇格し、保険・年金の業務も加わって、無集配ながら吉田麓三等特定局となって郵便局としての機能も高まっていった。

昭和二十三年十一月一日、吉田麓特定郵便局として昇格し、業務の内容も整備、充実していった。

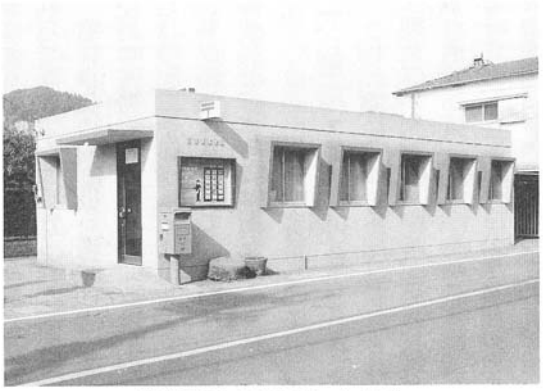

新築されたモダンな局舎

上の写真は、西佐多浦一四八番地、現在の鹿児島中央農協吉田支店（当時の吉田北農協）の隣に移転して来た頃のもので、二階の雨戸に掲げられた横断幕に、積立貯金、定額貯金の文字が見え、郵便局の前の県道脇に見える郵便ポスト（カラーだと真紅の色に見える

のだが）の姿が、当時の情景を偲ばせて興味深い。

職員は局長、内勤（事務員）二人、電報配達一人。

昭和四十五年七月二十日、吉田特定郵便局として、吉田町西佐多浦四六の四へ新築移転して業務を行う。

前頁の下の写真は新築当時の局舎である。モダンな局舎と、郵便ポストで時の流れを感じさせる。

職員は、局長一人、内勤（事務）二人、計三人。

歴代の局長

初代	高嵜　郁	自 昭和9年6月1日 至 昭和23年7月14日
二代	山之内盛吉	自 昭和23年7月15日 至 昭和39年6月29日
三代	前田　淑郎	自 昭和39年6月30日 至 平成元年現在に至る。

(3) 簡易郵便局

大原簡易郵便局（個人委託）　局長……福木　勇

昭和五十三年十月二日開局、以下現在に至る。

吉田宮之浦簡易郵便局（右同）　局長……岩川数義

昭和六十一年四月二十四日開局　以下現在に至る。

簡易郵便局については、郵政窓口を利用者の少ない辺地まで広め、すべての人が郵政事業のサービスを簡易に利用できるように設けられた制度である。

窓口事務の取り扱い範囲は、一部を除き無集配特定郵便局の業務とほとんど同じ取扱いである。この制度の発足は昭和二十四年（一九四九）であった。この制度は簡易郵便局法に基づいて、民間などに委託して開設された郵便局で、本町では前記のように二局が開設している。

二、電信・電話

(一) 電　信

明治二年横浜において、英人技師によって架線した横浜灯台役所と、横浜裁判所の実験通信から発展して、同年十二月二十五日から公衆電報の取扱いを始めている。その後電信は急速に拡張されて、明治十年の西南戦争ではその効力が十分に実証された。

鹿児島県では、西南の役がその開通を促して、熊本―大口―加治木を経て、鹿児島に達したのは明治十年八月であった。それまでは官報のみを取扱っていたが、十月二十二日から当時仮県庁のあった加治木電信分局が私報取扱いを始めた。

その後電信による通信は、昭和三十八年をピークに減少し、現在では慶弔信を中心に利用されている。一方、

遠洋を航行中の船舶との通信には、短波・超短波などを用いた無線による電信や無線電話が重要な通信手段として用いられている。

本町においては、昭和九年十一月十一日、電信・電話事務の取扱業務が開始され、それ以後の電報取扱い量は次のようである。（吉田局業務概要表による）

昭和九年　　昭和十五年　　昭和四十六年

発　信…三三一通……一〇八一通……一四五〇通

受　信…五〇三通……一七八六通……五七二〇通

以上のようであるが、昭和三十二年以降の電話の普及と、昭和四十八年の自動化に伴って、電電公社扱いとなり電報は電話による通信に変わって来ている。

(二) 電　話

我が国に電話が渡来したのは明治十年（一八七七）で、米国のベルが電話を発明した翌年であった。当時電信のことを取扱っていた工部省が研究に着手し、初めに、東京～横浜間で通話試験を行って成功し、次いで宮内省と工部省との間に電話回線を設けたが、これが電話の実用の最初である。その後、電話を事業として公衆通信に利用する計画が進められ、官営とすることに方針を決め、明治二十二年（一八八九）に、東京―熱海間に電話一回線を架設して公衆市外電話の取扱いを開始したのをはじめとし、電話の便利さが逐次知れわたるにつれて加入者は急激に増加し、明治二十六年（一八九三）には大阪・神戸でも電話交換業務が開始され、以後、急速に全国的に拡張されていった。

本町に電話が架設されたのは昭和九年十一月十一日で郵便局業務用として、鹿児島・吉田・吉田麓の三局接続による一回線がしかれ、点信号による合図によって使用するものであった。その後の本町における架設の状況を年度を追って示すと次のようである。

昭和九年十二月十一日

吉田郵便局に電話切換用の転換器が取り付けられる。

昭和十年度……加入台数…一台（単独電話）

これは、当時の村役場に架設されたものである。このことについては、昭和九年二月第二回村会や、昭和十年五月、第五回村会で審議され架設決定が行われている。その議事録の一部をあげると

●昭和九年二月

○番…急施ヲ要スルコトハ勿論（もちろん）ニシテ、郵便局長ノ寄附モアルコトナレバ架設シタキ希望ヲ述（の）ブ。

●昭和十年五月

○番…○○番ノ説ハ、何レモ妥当ナル案ト認ムルモ本年度ハ大演習ノ関係モアルガ、コノ機会ニ通信機

関ノ完備ヲ計ルハ必要ト思ウガ故ニ補助シタキ旨ヲ述ブ。

● 議長…他ニ異議ナキヲ以テ原案ニ可決確定ヲ告グ。

となっている。（原文のまま）

加入電話を設置する場合、多額の費用が必要なことから、当時の村の苦しい財政を考え二回にわたる慎重審議の末に架設を決定されたものと思われる。

加入電話を設置する場合の費用は、加入料三〇〇円、設備料を単独・構内交換電話三万円、二共同電話二万円、三共同以上電話一万円のほか、電話取扱局ごとに定められた電信電話債券の引受け（単独電話の場合で最高一五万円）となっていた。

加入台数は、昭和十七年まで村役場一台のみで、その後、昭和十八年から二十四年までは不明である。

昭和二十五年―二十七年……二台
昭和二十八年―三十年まで……記録に接せず不明
昭和三十一年……三台

この年に、郵便局では転換器を廃し交換台を設置

昭和三十二年……四台……吉田農協本所および支所に架設

昭和三十三年～三十四年…三一台

村内小・中学校全校、特別飛地加入区域設定による架設、牧地区農村公衆等による電話が開通されている。なお、教育用として村内中学校へ、電電公社から旧式電話機（ハンドルを回す、磁石式電話機）の寄贈があり、贈呈式が行われている。吉田北中学校の記録によると次のようである。

※ 昭和三十三年十月二十九日（水）電話機贈呈式…三年生が代表して参列、三時限目、家庭科室にて行う。
来校者……電電公社社員五人、村長・議長・教育長・吉田郵便局長・ＰＴＡ正副会長・村会議員代表、となっており当時の電話に対する関心の深さが伺える。

昭和三十六年……四八台

加入電話……三六台
公衆電話……一二台（局公衆…二、一般公衆一〇）

昭和四十年十月三十一日、全国即時網に編入され、全国六二八局と即時通話ができる半自動通話方式となる。

昭和四十四年……九一台

加入電話……五九台
公衆電話……三二台（委託公衆……　二台／農村公衆……二八台／局　公衆……　二台）

本県における電話交換局の自動化は昭和三十三年（一九五八）から始まり、昭和五十四年（一九七九）二月に

県内全局が自動化を完了している。

本町では、昭和四十五年、地域集団電話の加入について電電公社と話し合い、その促進を図った。そして、昭和四十六年三月、地域集団電話の架設を完了している。

昭和四十六年……一三五一台

加入電話……九四台

公衆電話……三〇台（局　公衆……　二台／農村公衆……二六台／委託公衆……　二台）

地域集団電話…一二二七台

以上のように地域集団電話の導入によって架設電話の数は飛躍的に伸び、各家庭の生活上の利便、仕事上の機能化に役立つこととなった。しかし、この集団電話にも短所があった。それは、一回線を数戸で使用（ぶら下がり電話と俗称されていた）するため、一戸の電話使用中は他の電話は使えないという不便さがあった。一例を上げると次のようであった。

ある家庭で、子供がいたずらするというので、電話機をふろしきで包み棚の上に置いていた所、受話器がずれて話し中の状態となって、他の家庭で使用不能となって相互に調べ合った末前記のような事がわかり解決したという。その他類似した事柄があちこちで起こったという事である。

その後、前記のような事等もあってか、単独電話への切替えが増している。昭和四十八年十月から四十九年までに切替えた単独電話は七六〇台であった。

電電公社では、電話の完全自動化を図るために、町当局との折衝を重ね、集団電話の完全自動化に踏み切り、昭和四十八年九月二十六日を期して実施された。

架設台数……一七五〇台、普及率……八八％

昭和五十年八月末の役場の調査結果は、次のようである。

総数……一八六三台、普及率　八九・八％

加入電話……一八二一台

一般加入……八三一台

地域集団……九九〇台

公衆電話……四二台

ボックス……四台

店　頭……三八台

以後、年ごとに増加し、昭和五十五年の普及率は一〇〇％に達している。その後は、町内各所の大小の団地造成や、中小工場等の進出もあって、戸数も増加した関係から、平成元年五月現在では、昭和四十八年の頃の約二倍近くになっている。

平成元年五月末現在（ＮＴＴ鹿児島支社調べ）

架設台数……三三九四台。普及率……一〇九・九％

一戸に二台架設や商・工業関係の工場、事務所等の架設、公衆電話等が含まれている結果ではないか、と思われるが、いずれにしても一家に一台と、電話のない家はない程の普及状況を表わしている。このことは、電話が家庭・社会生活上必需品化されている証左といえる。現在の電話機は留守番電話等ができるなど各種用途に対応できる多様な機器が開発されて来ている。今後も需用は益々高くなっていくものと考えられる。

三、有線放送

有線放送には、その使用目的によって種々あると思うが、大別して次のように分けられる。

1　無線によって放送を受信して、これを有線によって再放送する、いわゆる共聴放送の場合で、俗に言う親子ラジオである。

2　地域社会（集落）の一カ所に（集落公民館等）音声用放送アンプを置いて、有線で各家庭とを結んで各種の連絡・通達事項・広報等を主体に放送したり外部スピーカーによって、前記の事項を集落内に伝達する放送。

3　前項の1・2を合せ持った仕組で行う放送。

吉田町に現在施設されている有線放送は、主に「2」の形態を持つ放送である。しかし、一時期ではあるが個人経営による「1」の放送が行われていたことがあった。

昭和二十八年ごろ、古川清行（現在鹿児島在住）によって、吉田北地区全体を対象にして、共聴放送が行われ、約四〇〇戸の家庭にラジオ放送を送っていたという。

当時、終戦後の混乱期からようやく立ち直り、産業技術の振興が叫ばれ、ＮＨＫのテレビ放送が、一日四時間東京地区を対象に行われるなど戦後の復興が急速に進んでいた時であったが、国内各地方までの波及は緩やかであって、食糧事情も現在とは比較にならぬ程度であった。こうした時期で、本町内でのラジオ受信機を持っている家庭は数える程しかなかった。

このような状況の中で有線によるラジオ放送は、地域の人々に喜ばれた事と思われる。他に、昭和二十九年ごろから三十二年の頃まで、本名の東正雄によって、本城、上河原、内門、狐迫、本吉田の一部四〇戸を対象とした放送も行われていた。

昭和三十年代は、高度成長期の電化ブームの時代である。この時期にラジオ等は、真空管式のものからトランジスタ式のものへ移り、小型のラジオ等が各家庭へ普及

されるに従って有線によるラジオ放送も需用が減少し、更には、補修費等が重なって存続困難となり、昭和四十年の頃廃止の止むなきに至った。

本町における「2」の有線放送の始まりは、本城の宇都谷集落であった。昭和三十年十二月に施設し放送を始めている。次に早かったのが、東佐多浦城内南・北集落であった。有線放送設置の一例として城内南集落の模様を、当時の公民館長、牧瀬氏の話によって述べると次のようである。

城内南公民館有線放送設置についての動機は、予期しない財源があったこと（松尾城跡下の心岳寺境内にあった杉の大木の処理代金…城内北集落と話し合って等分に分け合ったもの）。更に施設設備のできる技術者がおり設備についての好条件に恵まれていたことである。

集落内全戸（七一戸）に配線し、経費は約十三万円であったという。ただ設置については、九州電波監理局長への「届書」が必要であった。（次掲の書類である）

こうして、昭和三十六年四月から放送を実施した。また、放送した内容の報告義務が付されていて、四カ月ごとに報告をしたという。報告提出が一苦労であった。とは公民館長さんの述懐である。（現在では、届書・報告義務はない。）


受理番号
6770号
有線放送の設備の設置及び業務の開始届
郵政大臣
殿

以後、町内各集落では、昭和四十年代以降設置の傾向にあった。集落所有の山木を売ったりして基金を作り、施設した所も少なくなかった。特に昭和五十年以降は、施設の新設・補修に対しての町の補助制度ができて大部分の集落が施設を持つようになっていった。

町の補助額

昭和五十年……均等割（一万円）戸数割（三百円）
昭和五十二年…均等割（二万円）戸数割（三百円）
昭和五十四年以降…均等割（五万円）戸数割（一千円）

町行政の広報や集落内の各種の連絡・行事等の告知を速やかに確実に行う方法として、有線放送の有効性を評価すると共に、施設の設置を奨励する意味において補助

有線放送架設集落名等（平成元年度役員名簿より）

集落名	戸数	集落名	戸数
東下	六七戸	荒毛	三四戸
東麓下	六七〃	梅ヶ丸	三六〃
〃上	七三〃	内門	二六〃
城内南	六七〃	二本松	三二〃
〃北	四八〃	後中	一七〃
表郷	七〇〃	後本	四二〃
西麓上	八二〃	都迫	三六〃
桑之丸	六六〃	上河内	四一〃
塩杣	三二〃	神園	二八〃
鵜木	七五〃	早馬	三三〃
舟ヶ平	四〇〃	本吉田	四五〃
本宗	一三〃	谷上	七五〃
前宗	一五〃	飯山	九二〃
西中	三八〃	大原心友	七七〃
提水流	四五〃	石下谷	八四〃
宇都谷	二三〃	吉水	一三〇〃
宮前	二四〃	宮西	一二五〃
谷下	三五〃	倉谷	五八〃
谷頭	二四〃	宮東	五四〃
基頭	二三〃		

が行われる様になったのではないかと考えられる。

均等割は、放送アンプへの補助、戸数割は各家庭設置のスピーカー等への補助として、一、〇〇〇円×戸数の計上によってなされている。

平成元年現在における有線放送の設置集落は、三十九集落である。町内全集落の七六・四％に当たっている。

第四節　電　気

一、日本の電気事業の発展

明治十九年（一八八六）、東京電灯会社が火力発電によって開業、官庁・事務所・紡績工場や一部の家庭などの照明用に需要を求めた。電気料金は高く、一〇燭光（しょっこう）一カ月当たり、一・七円（当時の米価で約一斗五升分）であった。

明治二十八年（一八九五）、東電がドイツのＡＦＧ製五〇サイクル発電機、明治三十年（一八九七）大阪電燈にアメリカのトムソン＝ヒューストン製六〇サイクルの発電機が導入され、（これが日本の「二つの違った周波数系統の併存」をまねくこととなった）、その後、遠距離送電の成功と、明治四十四年（一九一一）に火力から水力発電へ転換したことによって発電コストを低下させた。工業原動力としての電力需用は、日本の工業発展を

反映して、大正の初めには電灯需用をしのぐようになり消費財産業の性格を脱却して基幹産業たる地位を確立するにいたった。

このようにして、民営による電気事業は発展の一路をたどり、大正十二年（一九二三）の関東大震災後、電力は過剰となって、五大電力会社（東電・東邦電・大同電・日本電・宇治川電など）の対立が本格化し、電力販売競争が激化して設備の重複、過当競争が目だつようになった。

昭和七年（一九三二）電力連盟の結成が業界の協調を一応確保するものの、国営移行論が台頭し、当時急速に高まってきた統制経済の機運の中で、電力業界の反対を排して、電力国家管理（民有国営）法の成立がなされ、日本発送電と九配電による国策会社体制となっていった。

太平洋戦争後、電気事業は、昭和二十三年（一九四八）集中排除法の指定を受け、事業の再編成が必要となり、その再編成については、全国一社化と地域ブロック化の主張が対立したが、昭和二十五年（一九五〇）のポツダム政令（電気事業再編成令と公益事業令）によって、昭和二十六年（一九五一）に九電力会社（北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・四国・中国・九州各電力会社）が成立、電気料金などその他の事項の決定に当たっては、政府の統制を受けることとなった。

昭和二十七年（一九五二）には政府資金による「電源開発株式会社」の設立をみ、その後電源開発（水力・火力・原子力発電等）は急速に展開される事となりその結果、豊富な電力が産業の米として、いわゆる高度成長と一般家庭の電化に大きく貢献することとなった。

（大日本百科事典小学館より）

二、県内電気事業の推移

前項のように日本全国の電気事業の趨勢（すうせい）によって、本県でも、水力発電による電気事業会社の設立が行われている。

明治二十九年（一八九六）十一月、祁答院重義氏等が電気事業経営の許可を受けて初めて鹿児島電気株式会社を創立、翌三十年八月に会社事務を開始、同年九月、鹿児島郡伊敷村小山田（甲突川上流）に発電所建設に着手し、翌三十一年七月竣工、鹿児島市および附近村落に電灯・電力の供給をなした。六〇キロワットの九州で最初の水力発電所である。同会社は更に、明治三十三年（一九〇〇）十一月、甲突川下流の河頭（こがしら）に鹿児島電気第二発電所を設立している。

その後、同時代に設立された会社は次のようである。

枕崎電気株式会社……明治四十四年五月　創業
萬瀬水力電気株式会社……大正元年九月　〃
串木野電燈株式会社……明治四十四年十二月　〃
川内電気株式会社……同　四十三年　八月　〃
出水電気株式会社……同　四十五年　六月　〃
加治木電気株式会社……同　四十三年十二月　〃
国分電気株式会社……同　四十四年十二月　〃
志布志電気株式会社……明治四十四年　七月　〃
種子島電気株式会社……同　四十四年　十月　〃
大洋電気株式会社……同　四十三年十一月　〃

その他、時代が進むにつれて、県内各所に水力発電所が設置されていった。

（県史第四巻、鹿児島大百科事典より）

三、吉田町電気の推移

吉田に電気が入ってきた当時の様子を吉野町在住の下田平文明氏（下田平六左衛門の養子）の「人生悔顧録」の一節よりあげると次のようである。

「吉田に帰郷して、村政にたずさわる外に、手がけたのは吉田に電灯をともすことであった。朝鮮にいる時は、既に電灯がともっており、私も朝鮮に渡ったとき、電線のものすごいうなり（風による）に肝をつぶしたものである。

役場から、麓（吉田麓）の方に少し下った道（県道鹿児島蒲生線）のカーブのところに発電所の事務所が建てられ、父は毎日ほどそこに出勤した。思川の水（思川の支流女山川）を利用して、発電所を作ろうというのである。最初は思川電気株式会社と呼称したようである。

発起人として、窪田武洪さん、古城武重さんたちがおられたようである。支配人は玉島謙朗という人で、他県人であった。きれいな奥さんをつれていた。

私が骨膜炎の治療を終えて退院して家に帰った晩に電灯がともった。私の小学校四年の時である。

その後、旧式の電話が私の家の入口のところに取りつけられ、（専用電話）電灯の故障の連絡をとるのに使われた。故障のある家の人が来ると、私や母が、電気会社（発電所）に電話を掛けてやるのである。

発電所には、上田平の兄や久木田さん、寺師さんが勤めていて、発電・故障修理などに大活躍をした。

電灯の備品や什器（じゅうき）は、鹿児島市内の江坂電気商会から納入されていた……。」

その発電所建設についての概要を上げると、次のよう

である。

大正九年

思川電気株式会社設立……下田平六左衛門等の発起で設立される。

大正九年二月八日、本名区委任者会議決によると、思川電気の株の申し込み申請の件が協議され、本名区共有金にて一二〇株を購入する事とし、当区内一般からも個人申し込みを受付けることが決議されている。

大正十一年五月

北薩電気株式会社と社名を改称、常務取締役に下田平六左衛門が就任した。

東西佐多浦・本城・本名の一部の諸集落に、電灯・動力（精米・製材所）に電力供給を始めた。

大正十四年八月

本名後川内・大原・石下谷の集落、吉水・宮之浦の諸集落に電気工事が終了して、電力の供給がなされた。

大正十五年

加治木電気株式会社との間に、電力供給契約を結び、余力電力四〇キロワットを、向こう十五年間送電することとなった。

昭和三年五月

北薩電気株式会社を、本村に譲り受け、村営「高附発電所」となった。

昭和四年五月、本名の内之原集落へ配電し、一応村内全般に電力供給が普及したこととなったが、中には経済上などのことで、電灯のない家もあった。

更には、道路事情等による奥地の地域など配電されていない集落もあったという。

なお、この頃の電灯は、大方が夕方になって点灯し、朝になると消灯するものであったという事である。また電灯が消えると、「電気油が切れた」などの笑い話があったのもこの時代である。

更には、電灯が突然消えると、外の電柱を「ワラッゴロ」（藁打ち）でたたくと電灯がついた。などの話もあちこちで聞かれたという。

村営発電所の経営の概要（昭和七年度）

1　経営の目的

本村は村経費の過半を税収入に頼っている状況にして年々、財政は逼迫し十分な施設経営を行うことが出来ないのみならず、財界の不況、生活の向上と相俟って、益々村民の租税力を減退させることを怖れる。このことは、従来、村経費の大部分を税収入にのみ求めたことに起因する所大にして、税外収入の増加を計って、村民の負担を軽減することは、目下の急務である。したがって税外

収入のための恒久的、確実的、時代の要求に応えることのできる公共的事業を経営しようと考えていた時、たまたま本村所在の北薩電気株式会社が、最近、他の会社との合併や、有力事業家の買収等の話を聞くに及び、これを本村に於いて買収することとし、本村および本村民の公共的利益保護、並びに生活の安定を図る目的をもって、発電事業の経営に当たることとした。

2　経営の概要

(1)　電気事業は村の特別会計として経営され、村長が総てを取締まりその下に書記一人を置いて、電灯・動力料の徴収および一般事務にたずさわり、技術者六人は発電所勤務として、技術上全般の業務に従事する。

(2)　他に散宿所三カ所、電球引換所二カ所、切替所二カ所を設けて補助機関とした。

㋐　散宿所

西佐多浦・本名・宮之浦の三カ所に設け、電話通信の設備をして、電気に関する一般的な事故（故障等）の連絡や、電球の引き替えなどを行った。

㋑　電球引替所

散宿所以外に電球引替所二カ所（大原・本名前河内）に設け、電球引き替えなどの便を図った。

㋒　切替所

東佐多浦・宮之浦の倉谷の二カ所に、昼・夜間の送電切替所を設けた。

3　事業の状況（昭和七年度）

(1)　架空電線路

電線路延長	56,723km
低圧線	81,218km
高圧線	91,969km
低・高圧線計	173,187km
電柱数	1,033本

(2)　供給区域別架空電線路

供給区域		吉田村	加治木電気	計
電線路（km）		55,484	1,239	56,723
電線延長	電灯用（km）	155,951		155,951
	電力用（km）	9,261	3,717	12,978
柱上変圧器	電灯用(個数)	25		25
	電力用(個数)	32		32

(3)　敷地別架空電線路

敷地	道路	民有地	合計
電線路延長（km）	2,093	55,484	56,723

(4)　需要家数

電灯数	5燭	10	16	24	32	合計
	42	713	550	1	1	1,103
動力数	1馬力	2馬力	3馬力	5馬力	合計	
	1	13	1	2	17	

電動機別	精米用	製材用	製粉用	製茶用
	13台	2台	1台	1台
	27馬力	10馬力	1馬力	1馬力

⑸　発電所出力

1カ年間昼間動力用送電量	1カ年間夜間電灯送電量	1日昼間平均電力量	1日夜間平均電力量
120.15KW	242.345KW	49.8KW	36.6KW

固定資本…… 142,500

⑹　収入内訳

収入	電灯	料金	9,107,730
		その他	182,400
		合計	9,290,130
	電力	料金	6,284,000
		合計	6,284,000
	その他		1,879,210
総計			17,453,340

（単位…円）

⑺　支出

発電所維持費及運転費	154,700
配電線路維持費	1,666,070
電球取替費	98,000
その他	17,803,080
総計	19,721,850

（単位…円）

以上、村営発電所の経営の概要は、「昭和八年度（内容は昭和七年度）農村調査……大井卓論文による」

村営電気は、これまで記述して来たように、村内の明かりと、動力とを供給するために経営を続けて来ていたが、電気事業費への補助費が年々嵩（かさ）む一方で、事業は困難な状態になりつつあった。

昭和七年の事業の収支を見ても、約二百万円余の減収となっている事からでも推察でき、更に、昭和八年から同十八年までにおける村議会議事事項からも伺うことができる。その一部を述べると次のようである。

昭和八年九月

電気事業に関する件……質疑の中より

昭和六年度の未徴収金（四、六〇〇円）はどのようになっているか。

昭和十年五月・十一月

電気事業の存続について（村費補助の件）

村営電気は非常なる難局に立ち至る（原文のまま）現在の電気委員により、村当局と協力し、善処し、必要に応じて委員を増員する事を決定する。

村費補助の件

村費補助を減少して収支可能であるのか。（調査委員会を設ける…現電気委員で実施）

昭和十三年三月

電業問題について

北薩電気・加治木電気の件について村会の度ごとに引継事項（継続審議）になり、延々終息しないが、また、電気の盗用の取締まりを厳重にしてほしい。

無料電灯……四三灯ある。

昭和十七年五月

加治木電気株式会社との電力需給契約満了に関する件

昭和十七年七月十一日契約満了、従来の契約に基づく権利義務の一切を両者とも放棄し、加治木電気は本村に三〇〇〇円を支払うこととなった。

昭和十七年十二月五日

配電統制令第二六条第一項の規定に依る。吉田村電気供給事業全部を、九州配電株式会社へ譲渡する事とする……決議

昭和十八年三月一日、九州配電に統合される。

電気事業譲渡金の処分の件

以上、村議会における電気事業に関する議事問題の一部を上げて来たが、電気料金の未徴収金や、電気の盗用および加治木電気株式会社との紛事（ふんじ）等、電気事業は平坦な道でなく苦難な経営のうちに九州配電へ統合されるに至った。

昭和二十六年五月一日、九州配電は、九州電力株式会社に吸収された。

昭和三十二年時の電力事情

（昭和三十三年吉田村の社会科資料より）

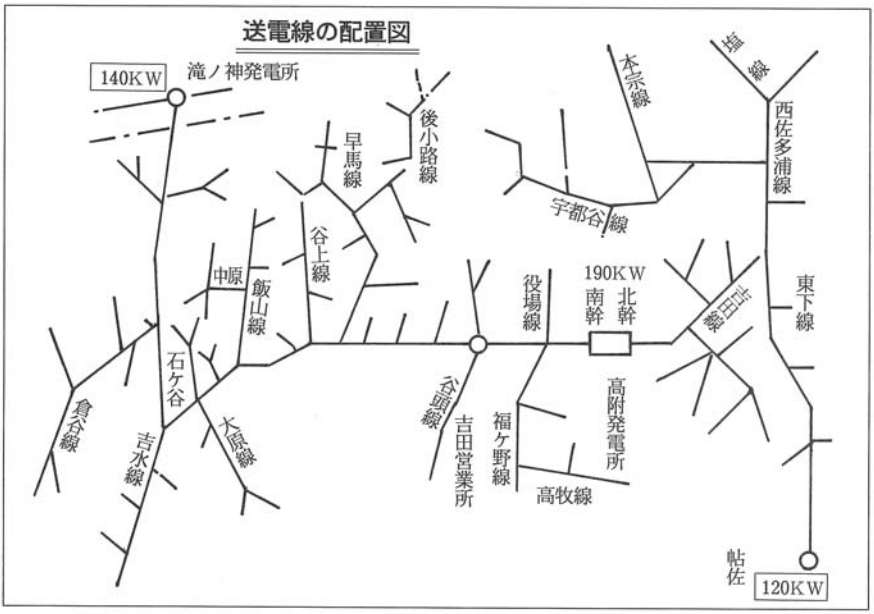

大正十三年某集落配線の具体例……十二月二十五日電柱切り十一本。二十六日電柱立て、外線張。二十七日内線の引込み取付と電気工夫を招き完工祝、点灯。二十九日青年の外灯柱立て、三十一日より点灯。大正十四年六月分の電灯料七十銭、八十五銭であった。
（新留清志氏日記より抜粋）

定額灯と従量灯（昭32年8月概数）

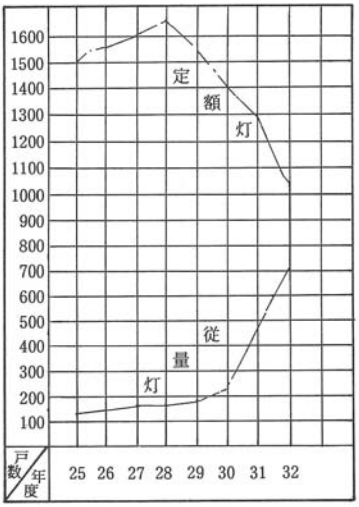

電灯・電力需要量

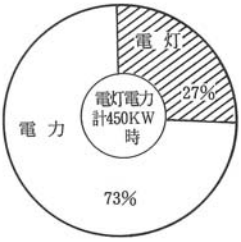

定額と従量

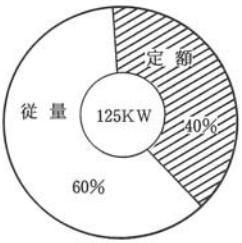

無灯家数

大字	戸数
西佐多	10戸
東佐多	6
本城	8
本名	7
宮之浦	15
計	46戸

（資料提供 吉田電業所）

昭和三十二年時の送電線の配置は、前掲のようになっている。

高附発電所よりの送電内容

吉田線（吉田校区の一部……東佐多浦）
役場線・福ヶ野線・高牧線・谷頭線。（本城校区）
早馬、後小路線・谷上線・中原、飯山線・石ヶ谷、大原線。（本名校区）
吉水線・倉谷線。（宮校区）
その他、滝ノ神発電所の方へ約二〇%の応援送電も行われていた。尚、必要とあれば麓地区へも送電出来る余裕電力を持っていた。（当時の吉田電業所員の話）

帖佐よりの送電内容

東下線・西佐多浦線・塩杣線・本宗線・宇都谷線

定額灯と従量灯

定額灯は、使用している電灯や電気器具（ラジオ等）によって毎月決まった料金を支払うものである。

従量灯は、使用した電灯や電気器具に使った電力の量によって支払う方法である。

左・下の写真は現在の九州電力株式会社「高附発電所」と「取水口」である。



発電所



取　水　口

昭和二十五年と昭和三十二年の、定額灯と従量灯を比較して見ると、定額灯の戸数は徐々に少なくなり、逆に従量灯は増えて、昭和三十二年時は、その差がずい分縮んでいることがよくわかる。

平成二年の現在では、どの家もメーター制で従量化されている。

電灯・電力需要量

昭和三十二年時の電灯・電力の需要量を比較して見ると、電力需要量が全需要量の四分の三を示し、電動機等を使った諸生産が盛んになって、電力と生産との関係が重要になって来たことを示している。

高附発電所は、昭和三十九年三月一日から無人化発電所として現在に至っている。

四、家庭電化

衣食足りて電化ブーム、その主役は三種の神器と呼ばれ、テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫であった。これは戦後（太平洋戦争終了後）十年間でほぼ戦前の水準までに復興し、昭和三十年代に未曾有（みぞう）の成長時代を迎え有史以来初めての好景気を生み出し、昭和三十年代の十年間に日本経済は、かつてないダイナミックな高度成長を遂げた頃のことである。

電化ブームのはしりは電気洗濯機であった。昭和二十八年から本格的な生産が始まり、その年が「電化元年」と呼ばれた。昭和三十六年の頃には生産台数も二〇〇万台を突破し、代表的な主婦労働であった洗濯の苦労から女性は解放され、農村でも電気洗濯機のある風景が見られるようになったのもこの頃である。

電気冷蔵庫は三種の神器の中で一番普及がおくれたが、台所の合理化、食生活の向上には欠かせない商品で、需要は年ごとに確実に増え、昭和三十八年には半数の家庭で使われるようになった。以上は、全国的に見た電化の傾向である。（昭和日本史10巻15巻、昭和史15巻より）

本町における家庭電化の様子は、どうだったろうか、昭和三十年代の経済高度成長の時期には、全国的な普及程ではないが、緩やかながら電化は始まっていたと思われる。昭和四十年代以降の一部の記録を上げると次のようである。（テレビ・洗濯機・冷蔵庫について）

昭和四十八年

（比率は調査対象戸数一五七に対するものである。）

テレビ……一五四台……九七％

洗濯機……一五一台……九五％

冷蔵庫……一三〇台……八二％

右は、町内の一小学校のＰＴＡ戸数における利用台数比率であって、町内全体を推しはかる事はできないが大凡（おおよそ）の傾向は表わしていると思われる。

家庭娯楽・情報を知るためのテレビ・主婦労働の合理化をはかる電器洗濯機、共に大方の家庭で使われるようになり、台所の合理化、食生活の向上に欠かせない電気冷蔵庫も、約八割の家庭で使われるようになっている。

昭和五十二年・六十二年のテレビ受信契約状況

（鹿児島県統計年鑑から）

年代	普通(白黒)契約		カラー契約		総数	
	契約数	契約率	契約数	契約率	契約数	契約率
昭五二	四七	三・二	一、三七	空・九	一、八四	八七・一
昭六二	一〇六	三・九	二、三〇六	八四・八	二、四三	八八・七

現在では、小型画面のマイクロテレビや大画面の超大型テレビ、そして宇宙衛星によるテレビ放送等々、生活の用途によって多種多様な利用が行われるようになった。

テレビ以外の電気機器についての数量的な記録に接せず、具体的な普及の状況が記述できないのが遺憾であるが、どの家庭でも多少の違いはあっても電化の波の中にあることは事実であろう。

第七章　保健・衛生・福祉

第一節　保健衛生

一、保健衛生行政の沿革

本県においての衛生業務は、明治の初め学務課の衛生係が行っていた。その後、何回かの移行が行われて来ているが、明治十年以降について衛生業務とその内容の移り変わりを上げると次のようである。

㈠　明治十年代の衛生行政

明治十三年一月　これまで学務課の衛生係が行っていたが、これを独立した衛生課として業務を行うようになった。

明治十三年三月　内務省の認可を得て、「町村衛生委員」制度を設ける。この衛生委員は次のような業務を行うことによって、戸長の衛生事務をたすける制度である。

1　衛生関係の布達等を町村民に伝達すること。
2　衛生上の意見を郡長に具申すること。
3　伝染病・家畜伝染病の予防及び届出、種痘表の提出、管内医師・薬舗・産婆等の明細表等の作製。

この制度は、明治十八年八月、内務省の指令によって廃止され、その事務は戸長が行うようになった。

明治十四年　「地方衛生会」が開催された。この衛生会は、県衛生行政の諮問機関として、主に伝染病の予防対策の審議であった。（明治から昭和のはじめ頃までに多くの患者が出たが、特に明治時代は多大な死亡者を出していた。）

以上のように明治十年代において、衛生行政の補助機関とも言うべき「地方衛生会」「町村衛生委員」の設置、県内医療の中心機関である「鹿児島医学校及び附属病院」の設立、あるいは伝染病に対する諸対策等が見られたが、この頃の衛生行政の重点は、なお近代医学の普及と急性伝染病の予防とに集中されていた。

㈡　明治二十年代の衛生行政

明治二十三年　県当局は町村衛生委員に代るものとして衛生組合の結成を奨励した。

明治二十六年十月　衛生業務は内務部衛生課から県警察部の保安課の中で業務を取るようになった。その業務は主として「伝染病の防疫と、屠畜（とちく）、乳肉食品業者の許可認可や取締り」が重点であった。

明治二十八年四月　県令第四十八号によって衛生組合規則を創定し、同年六月には、全町村衛生組合の組織

が完了している。その業務は、常時は、「井戸・下水・塵だめ・厠（かわや）（便所）の改善・飲料水の適否調査・種痘の普及徹底・消毒器具の設備・衛生思想の啓発に努め、伝染病が流行すると、患者の隔離や消毒など必要な予防対策に当たるなどであった。

右の組合は昭和二十二年まで続き、住民の保健衛生に尽くすところが大きかった。

組織として、町村では二十戸～四十戸ぐらいを単位として組合を組織して、正副組合長は組合員の互選で各一人を選出するようになっていた。

明治二十八年十二月　県の衛生談話会規則の制定を受けて町村では、「衛生談話会準則」を制定して、町村長の監督を受け、町村役場に対して意見を具申し、またその諮問に応答する事とした。

以上、一般的な衛生行政の補助機関として、地方衛生会・衛生組合・衛生談話会等の組織が整備されていった。

㈢　明治三十年以降の衛生行政

明治三十年四月および明治四十二年十月　その年々のおかれた諸事情によって、衛生組合規則の改正が行われている。その一つは、三十年の組合の組織区域を、村内各大字の区域を単位とする組織に改正する。と、いうことや、四十二年の、区域を拡大した市町村を単位として組織し、県・郡・市衛生組合連合会を組織することと改定されるなど、伝染病予防法中の規定に基づく改定であった。つまり伝染病の予防対策を主とした改定が行われたものと思われる。

明治三十年一月　警察部保安課内にあった衛生業務は再び独立して、警察部内の一課として衛生課となる。業務は主に伝染病防疫と畜乳肉、食品業者などの許認可や取締まりである。

大正十一年三月　鹿児島県衛生講習会規程を定める。郡市町村の、官公吏・警察官吏・衛生組合役員等を対象として、県内必要の地に随時衛生講習会を開催する事として、衛生事務の的確と衛生思想の普及啓発とを図っている。

以後、昭和六年、満州事変、昭和十二年支那事変のぼっ発などを契機として、戦力培養上国民体位の向上や出産奨励を図るため、保健衛生の積極的指導が重視されるようになった。こうして、昭和十七年衛生行政事務は警察の手から一般行政部門に移されることとなったのである。

保健所の誕生

昭和十二年に保健所法が制定され、同十三年の厚生省新設に伴い、保健衛生行政は厚生省に移管された。本県

では同年二月、川内保健所が誕生、その後鹿児島、指宿、加世田など十カ所に次々に設置され、地区保健衛生の指導にのり出したが、戦局悪化のためその機能を十分発揮できぬまま終戦となった。

終戦直後、昭和二十年九月、連合軍司令部は、日本の荒廃、極度の生活難、医薬の欠乏、衛生状態の悪化について政府に対して公衆衛生に関する覚書を発し諸般の指令を行った。

本県では二十一年に機構改革を行い、教育民生部を設置し、内政部に属していた衛生課を教育民生部に移管した。また、二十二年には教育民生部を教育部と民生部に分け、衛生課は民生部に所属することとなった。さらに二十三年衛生課を民生部から分離し新たに衛生部を設置、医務、業務、予防公衆衛生、乳肉衛生の五課を置いて画期的な整備を行ったが、三十九年さらに改革を行い、医務・業務・予防、環境衛生の四課とした。また、県内の保健所網も充実され、地域住民の保健衛生の中心的機関としてその使命を果たして来ている。本町の保健衛生業務もすべて加治木保健所の指導、助言、援助によって今日に至っている。

㈣　加治木保健所

本町における保健衛生業務は加治木保健所とのかかわりの中で行われて来ている。その加治木保健所は、昭和二十五年四月一日、旧加治木高等女学校跡に同校校舎を改築して開設されている。その後、加治木町諏訪一二番地の現在地へ庁舎を新築、移転して昭和四十年十一月二十五日から保健衛生業務が行われた。その管轄地域は、本町を含め、桜島町・三島村・十島村の鹿児島郡および姶良郡の加治木町・姶良町・蒲生町・溝辺町など、二郡で六町二村にわたっている。

1　事務機構（昭和六十三年七月現在）

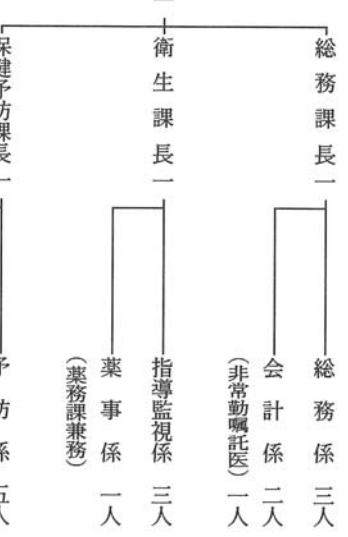

2　所管行政の重点事項（昭和六十三年三月現在）

⑴　移動保健所

交通不便な地域、公衆衛生上問題のある地区に開設

地区民の検診、保健指導、衛生教育、健康管理および保健知識の向上を図る

⑵　食品衛生対策

食品の安全確保のため、

重点監視対象施設の監視指導の強化、食品衛生知識の普及向上を図るための講習会等の開設

⑶　環境衛生対策

生活水準の向上に伴う廃棄物の処理について

各町村に対し適正な保守管理等の指導と適正な処理、し尿浄化槽の保守点検と、届出の履行、適正な施工と維持管理指導

⑷　狂犬病予防対策

犬の正しい飼い方の指導を通し人畜の被害防止

登録予防注射の徹底、不用犬、野犬の処理

⑸　薬事関係対策

関係業者への適正な販売、品質管理等の指導

医薬品等の安全性の確保、麻薬取扱者への事務処理指導。薬物乱用防止対策事業として、覚せい剤・シンナー・接着剤についての広報、キャンペーン等実施して不正使用防止に努める

献血の推進および血液思想の啓発普及を図る。

新入学児童を対象とした血液型検査の実施

⑹　伝染病予防対策

伝染病予防対策（赤痢・コレラ）に重点

集団給食従事者（毎月一回）食品衛生従事者、水道関係従事者（年一回）の保菌検索の実施

⑺　結核予防対策

結核検診および予防接種の徹底を図る

管理検診、家族検診、家庭訪問指導等で患者の減少を図る

⑻　精神衛生対策

精神障害者の相談および医療の確保と家庭訪問指導を通して、

患者の再発防止、回復者の社会復帰を促進（社会復帰学級の開設と訓練指導）、家族会の結成による家族・患者一体となった再発防止と社会復帰

⑼　成人病予防対策

老人保健指導（町村での一般検診とその結果による一部精密検診・新方式および基本検診による検診業の受託）

サンライフ健康講座の開設（病態別・青壮年健康、家

庭看護）、検診異状者に対する事後指導の実施
ガンの早期発見検診の実施（胃・子宮・乳・肺ガン検診）
⑽　栄養改善対策
食生活推進委員の知識、技術の向上を図って栄養改善推進活動を積極化する。
サンライフ栄養教室の開設
病態栄養を主とした教室の開設（糖尿病・高血圧）、乳児栄養講座（乳幼児栄養指導）、幼児栄養講座（保育所）、農村住民健康特別対策としての栄養講習会の実施（塩と砂糖を減じみどりを食そうをテーマに）、栄養指導車利用による巡回指導
⑾　母子保健指導
結婚教室の開設（母子保健の基本的知識と婚前健康診断）、妊産婦の健康管理と保健指導（妊婦の早期届出、妊産婦健康診査の徹底）、乳児および三歳児健康診査・異常の早期発見・精密健康診査の徹底・保健婦等の戸別指導、乳幼児の歯科相談室の開設と歯科保健指導

二、公衆衛生

封建社会における庶民生活は、窮乏甚だしく、ただ働くだけであり、衣食住総てに貧しいものであった。まして保健衛生の思想など頓着できる状態ではなかった。したがって生活環境は衛生的考慮も払われず、医術も幼稚で、一度病気にかかるとすべてが悪魔に取りつかれたものと信じ、これを病身から追い出すための加持祈禱に頼るほかなかった。
また、天然痘流行のときは村を挙げて疱瘡（ホソ）踊りを行ったりもしている。
このような行為は迷信に過ぎないことだが、昔はこれが真剣に行われていたのである。したがって一度伝染病が流行すると、その伝播は早く、罹病者の多くが死の運命にさらされたのである。
明治時代に入って、国の保健衛生政策の主流は伝染病対策で、保健衛生思想の普及に力を入れる諸策が行われてきた。

㈠　衛生組合

1　伝染病

明治十年戦争のさ中から翌々年にかけて、鹿児島県ではコレラ、痘瘡（天然痘）などの悪性伝染病が流行して衛生当局を悩ませた。
明治十二年のコレラは全国的なものとはいえその年の夏季に入ると俄然猛威を奮い、夏祭りなど人々の群集することは一切禁止してその伝染を防いだが、それでも本

県の患者は二千五百余人に及んだ。

明治十四年の春には、また鹿児島市内にコレラが発生している。また十八年にも発生して、出水、鹿児島、谷山、川辺等に蔓延して、患者数五百余人、うち死者二百余人を出した。

明治十九年には痘瘡がかつてない大流行を示し、これはほとんど県内全部に及び、しかも翌年まで終息せず両年の患者総数は一万二百人、死者四千三百五十七人の多数に達した。

既に明治十年秋の流行にかんがみ、種痘のできる医者を各地に派遣して、種痘をした者には戸長の証明書を持たせ、持っていない者には強制種痘を実施したりしたが、今度のように猖獗を極めると痘苗の供給が間にあわない。それで明治二十年には県で製造することを考え、二十一年にはよい痘苗を得ることができたので、各郡に配布して種痘の普及につとめた。

明治二十三年夏には日置、薩摩、出水の各郡にコレラが流行し、翌年まで熄まず、患者四百二十九人、死者二百六十人を出した。

明治二十七年四月、曽於郡大崎町に赤痢患者が発生し、たちまち県内に広がって、三カ月で二千余人の患者が出た。県は七月三十一日訓令を発して、市町村に隔離病室、消毒薬、消毒器具等を用意するよう督励したが、八月には日清戦争に突入し、当局の懸命な活動も抗し得ず、同年中の赤痢患者数は一万二百九人にもおよび、死者千四百八十人を出すに至り冬期になってようやくやんだ。ところがこの年の伝染病は赤痢だけではなく、明治二十二年以来その姿を見せなかった痘瘡までが顔を出し、二十七年中の患者七百四十六人、死者二百五十六人という有様だった。

明治二十七年中で終息したかに見えた伝染病は、明けて二十八年の春暖とともに再び頭をもたげ、特に赤痢は患者数四千四百三人、死者八百四十人に及び、赤痢、痘瘡に加えコレラまで蔓延し、この年のコレラ患者五百四十七人、死者三百五十七人に達した。

二十七、八両年にわたるこれらの伝染病患者は実に一万五千九百五人、死者は二千九百三十三人にも及んだ。この中には二十八年中の痘瘡患者および死者の数がはいっていないから、右の数字はもっと増えることになる。

伝染病による死者の数は患者の三割に及び、特にコレラはコロリと死ぬので別名コロリと言った程、患者の六割から七割が死亡した。

日清戦争の銃後は出征軍人家族の援護とともに、伝染病との不眠不休の戦いでもあった。

2　衛生委員から衛生組合へ

前項のような伝染病の発生は、住民の非衛生的な生活と、衛生に対する知識の欠如に由来するものとして、県においては衛生行政の組織の強化（「一、保健衛生行政の沿革」に記載してある）に努め保健衛生思想の啓培に力を入れてきた。

学務課の衛生掛を、明治十三年に独立した衛生課として引き上げ、明治二十三年には内務部第三課とし、同二十六年には警察部に移して保安課の中に掛（かかり）を置き、更に三十年一月警察部衛生課として独立させて保健衛生思想の徹底を図った。その結果、警察の権力と相俟って、衛生行政の浸透は飛躍的な進展を見ることとなった。

(1)　衛生委員

明治十三年、内務省の達しで衛生委員を置くこととなった（この年はコレラ・痘瘡などの悪性の伝染病が流行している）。この衛生委員の仕事は、戸長を助けて、衛生関係の事項を住民に伝達したり、伝染病の予防および届出、種痘の実施や清潔検査等に立ち会ったり、種痘表の提出、村内の医師・薬舗（薬局）・産婆等の明細表の作製・衛生上の意見を郡長に具申するなど、衛生事務に当たることであった。この制度は二回の改正が行われ、明治十八年八月には廃止され、衛生事務は戸長の担当となって、役場に衛生係が置かれた。戸長役場で衛生事務が取られるようになったが、前に述べたように明治十九年はかつてない痘瘡の流行、そして二十三年にはコレラの猖獗という伝染病の攻勢には、役場吏員だけではとても防ぎきれないので、県は住民がらみで取り組む、つまり衛生組合の結成をすすめることとした。

(2)　衛生組合

県は明治二十三年から衛生組合の結成をすすめてきたが、容易には進展しなかった。折しも明治二十七・八年の各種伝染病の大流行に当面したため、二十八年の四月に、県令をもって衛生組合規則を制定して、村では二十戸～四十戸を以ての組合組織が結成され衛生活動が行われるようになった。明治三十年に県は衛生組合規定を改正して組合の区域を、戸数単位から大字（おおあざ）単位を原則とした組合ができるようにし、本村でも大字ごとに組織されていたもようである。当時の組合の規約や組織、活動のようすは記録に接せず不明であるが、ただ、大字本名区の協議録の中に次のような議事々項が見られることから、組合の存在を知ることができる。

大正五年八月……衛生組合補助の件

本年度衛生組合費は半額を区で補助し、各戸数負担額は各四銭あてと定める。

大正七年四月……五月一日より、乞食・遊芸・その他衛生上不利を来たすべきものは、一切入れ付けを禁ずる。若しこれらに物品その他の物を給与したる者には、五拾銭以上一円までの違約金を徴収すること。

とあり、本村内各区とも衛生組合が組織され、活動していたことを伺い知ることができる。

明治四十二年、衛生組合の規則が再び改正されて、市町村単位による組合を組織するとともに、県・郡・市衛生組合連合会の創設を図って、町村における衛生思想の普及を一層深めて行こうとするものであった。

本村におけるこの衛生組合組織は、ずい分おくれて、大正十五年四月に行われているようである。大字本名区の協議録の中に、「衛生組合組織の変更に関する件」として「これまで区において衛生事務を取扱って来たが、本年度より村において組織を作るように変更になったので、これまでの区の組長は副組長となり、区の副組長は消滅となる。またその報酬は、村より年十円、区より年十四円補助する」とあって、これまでの各区の衛生組合の廃止と各区の組合長は村組合の副組合長となることの協議であることから、村の衛生組合の組織がなされたことが伺える。

組合長…一　副組合長…五（各大字区の旧組合長）部　長…四十　代　議　員…二十四　…の組織となっていた。

組　合　長……平瀬　武藏

副組合長…東　仲次郎、鹿島　盛吉、田畑吉次郎、
　　坂元衛之助、西　熊吉、

部　　長……四十人

代　議　員……二十四人

同年村衛生組合費予算　衛生戸数…一千五百八戸
　予算額…四百円　一戸平均…二十六銭五厘

昭和七年の頃の本村の衛生組合は、組合長…一人、副組合長…五人（各大字から一人）、部長…二十人で組織されており、その衛生業務の内容は次のような事項であった。

一、避病舎の施設。
二、年三回の清潔検査を行う。
三、夏季の蝿（はえ）取紙配布。
四、毎年一回種痘（天然痘）を行う。
五、石油乳剤の配布。

その他、青年会・婦人会・各種団体等の会の機会をとらえて、県および郡からその道の講師を招いて衛生講話会を開き衛生思想の普及に努める等、村の衛生指導に盡力（じんりょく）している。このために本村では、伝染病等は少なく保

健状態は良好な成績を示している。（大井卓論文より）

ア　急性伝染病

本村においての急性伝染病（コレラ・赤痢・疫痢・腸チフス等）の発生については、明治、大正時代（中期の頃まで）を通じて明らかでないが、大正の後期から昭和十年代にかけては少数の患者が、飛び飛びの発生を見る程度であり、このことは前述した衛生組合等の活動による衛生思想の徹底した普及にあったと考えられるのである。（次表参照）

村内居住者病気別・年度別死亡調

病名＼年度	大正10	〃11	〃12	〃13	〃14	昭和6	〃7	計
脳溢血	15	10	12	14	11	13	14	89
死産	9	15	11	20	7	20	15	97
肺結核	5	9	7	19	8	19	15	82
肺炎	3	10	11	11	10	15	10	70
脳膜炎	10	7	6	2	6	2	6	39
気管枝カタル	7	6	0	9	4	9	7	42
慢性胃カタル	0	3	1	6	14	6	14	44
初生児破腸風	4	4	4	5	4	5	6	32
発育不全	2	8	3	7	0	7	3	30
疫痢	1	0	3	0	0	0	0	4
腸チフス	1	0	0	0	1	0	1	3
老衰	3	7	6	3	3	5	8	35
其他	112	85	91	57	57	67	78	547
計	172	164	155	153	125	168	177	1114

イ　慢性伝染病

伝染病のうち慢性的に感染していく諸伝染病の中で特に死病とさえいわれた結核がある。昔は労咳（ろうがい）とか肺病とかいって、不治の病として恐れられた病気であるが、本村での実情は前掲の表で明らかのように、肺結核の死亡者が年々増加の傾向を示している。この傾向は本村に止まらず全県的傾向であって、県ではすでに、明治三十七年六月、県令で「肺結核予防ニ関スル取締マリ規則」を公布して県民の注意を喚起し、その中で「結核の治療は至難であるとし、もっぱら患者と病菌に近寄らず、清潔・消毒」が指示されていた。特に本県では大正年間から昭和の初めごろまで紡績女工等県外への出稼ぎから帰郷した者の中に呼吸器病の患者が多く、それが感染源となって逐年患者が増えていった。本村の場合も例にもれず、当時の記録「肺結核ノ大半ハ出稼人或ハ修学ノ爲メ郷土ヲ離レシ者デ（ママ）ホム」でも明らかである。古老の話によると、患者の家の側を通る時は、息を止めて急いで通った程であったという。戦後、昭和二十三年ごろ連合軍の好意でアメリカから輸入された抗生物質製剤で、結核その他多くの難病が駆逐されることになった。昭和二十六年三月、結核予防法が制定され、行政的にツベルクリン反応検査B・C・G接種を小・中学校の児童生徒に、レン

トゲン間接撮影、精密検査を一般住民に実施し万全を期すこととなって、罹患者、および死亡者ともに激減していった。

慢性伝染病の一つにトラホームがあげられるが、県史によると（第四巻）、明治三十九年に徴兵検査を受けて、強壮な体格を持ちながら眼病で入営できない者の多いことが、鹿児島県は全国で第二位だということで、明治四十二年三月、県は知事訓令をもって、壮丁（兵役に召集される適齢者）のトラホームおよび花柳病予防規定を公布して、強制的に治療させることにした。

当時の本村における実状は明らかでないが、大正の末期五年間の統計（上記の表）によると、罹患者がいたもようであり、また、よく治療が行われるようになって、年度を追うごとに罹患率が低くなっていることがわかる。戦後の混乱期から罹患者が増加して来たが、集中的治療（特に児童生徒）によって、平成元年現在では皆無となっている。

本村年度別トラホーム検査結果

区分＼年度	受検人員			患者人員			百分比（%）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大正10年	1135	1201	2336	175	200	375	15.41	16.65	16.05
大正11年	1260	1390	2650	187	207	394	14.84	14.83	14.86
大正12年	1836	2036	3872	185	268	453	10.07	13.16	11.17
大正13年	2455	2683	5138	166	241	407	6.76	8.98	7.92
大正14年	1544	1771	3315	79	94	173	5.11	5.30	5.21

ウ　隔離病舎

「明治三十年ごろ私は本城から転校してきて、はじめてここの学校（吉田小学校）で唱歌というものを習いました。其の頃、役場の上に避病舎が出来て、その落成式に各学校が参列しましたが……。」

これは、吉田小学校創立八十周年記念誌の中の某先生の回顧文の一節である。

明治二十八年四月、内務省訓令で「市町村ニ設置スベキ避病院設置標準」が達示され、県はこの標準に基づいて訓令で「市町村立避病舎設立規定」を定め、市町村に避病舎の建設を義務づけた。明治二十七・八年は全国的に赤痢・痘瘡・コレラ等の急性伝染病の発生が猛烈を極め、死者が多く出た年である。

本村では前述のように、明治三十年のころ大字本城の字「立平」の山上（現在の県道西側山上、約一反歩…九九〇平方㍍）の土地に建設されていた。瓦葺（かわらぶき）平屋建てで病棟、別棟として看護婦室・事務室・炊事室・医務室が配棟されていた。病室は八室か十室あり、三畳の板敷の

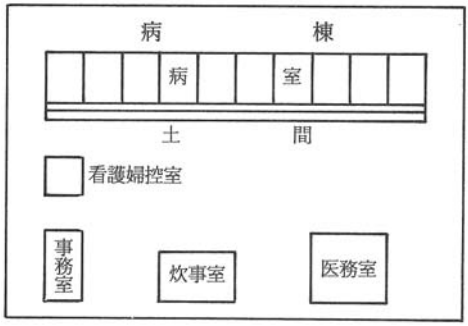

間であった。

病棟利用の実態については明治・大正・昭和の初めのころまでは不明であるが、昭和十三年当時役場の総務課の衛生担当者（榎園親氏）の話によると、「……このころ（昭和十年代）は伝染病罹患者は毎年あったが数は少なかった。ただ、昭和十三年多数の患者が出たので隔離病舎を使用し、衛生組合等と協力しあって、発生家屋等の消毒などを行った。患者の入舎はもちろんであったが、伝染拡大を防ぐため保菌者の隔離という事で入舎を促すのにも一苦労であった」ということである。

衛生										昭和13年度統計
病院	隔離病舎	医師	歯科医師	病						
—	一	一	—	昭和十三年度	患者	内死亡				
獣医	薬剤師	産婆	鍼灸師							
一	一	九	二							
傳染病										
疫痢（エキリ）	腸窒扶斯（チフス）	赤痢（セキリ）	虎列刺（コレラ）							
二	二	九								
二	一	一								

患者が入舎すると前掲の事務室には衛生の係と小使各一人、看護婦一人が詰め、医者の指導を受けながら消毒その他の処置を行うなど病棟の管理にあたった。（前掲の表は、昭和十三年発生の患者および死亡者数）

その後、昭和十五・六年以降は利用せず、患者が発生したら、県が委託した鹿児島市の「尾畔（おんくろ）病院」（現在の城西病院、薬師二丁目）へ収容して治療を行ったということである。そして戦後、病棟の老朽化のため処分された。

⑶ 戦後の衛生組織

終戦後（太平洋戦争）から昭和三十二年のころまでの間、衛生行政や事務等については記録に接せず不明である。ただ、戦後の荒廃した社会的混乱は、保健衛生思想を低下させることとなって、伝染病等の蔓延とそれに対応した衛生組織や活動が考えられるのである。

昭和二十五年本名区委任者会議事録の中に次のような記録がある。

昭和二十五年三月二十二日　於・本名小學校
委任會決議事項　出 十二名　届 一〇名　欠 十二名

一、本名区衛生委員長（上原重志）ヨリ本名区委任會ニ衛生委員長以下十四名ニ対スル雑費不足金額依頼アリタルモ区トシテハ資金ナキ為衛生委員長ニ於テ處理セラレ度回答ス

このことから、村内各区とも衛生組合時代からの衛生委員制度は続いており、村役場の衛生係（総務課内）と連絡を取り合って、村内の衛生上の諸事項に当たっていたことが推察できる。

ア　吉田村衛生普及会

昭和三十三年十二月二十六日、吉田村衛生普及会が発足している。その会則の一部をあげると次のようである。

（目　的）

第四条　本会は衛生思想の普及ならびに公衆及び環境衛生の向上改善につとめ、町民が健康で快適な環境の中で生活できるよう努力することを目的とする。

第三章　事　業

第五条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　衛生思想の普及向上に関すること。
(2)　衛生害虫及びねずみの駆除等に関する実践活動。
(3)　清掃及びその他環境衛生に関する改善向上。
(4)　予防接種、健康診断、伝染病予防、その他町の衛生行政に積極的に協力し、普及宣伝につとめる。
(5)　その他本会の目的を達成するに必要な事項。

第四章　役　員

第六条　本会に次の役員をおく。

(1)　会　長　一名　(2)　副会長　一名　(3)　理事　七名
(4)　監　事　二名

（役員の選出）

第七条　前条の役員は、次の方法により選任する。

(1)　会長・副会長は理事の互選により選任する。
(2)　理事は、各集落の衛生委員の中から選出する。
　東佐多浦一名、西佐多浦一名、本　城一名、
　本名後一名、本名前一名、宮之浦三名

イ　吉田町衛生協会

町衛生普及会々則の部分改正を行っているが、昭和五十九年五月の改正によって衛生普及会の名称を、吉田町衛生協会と改めて発足している。その後、六十三年五月・平成元年五月と、それぞれ一部の改正を行って現在に至っている。

衛生普及会より衛生協会の現在までの会長は次の通りである。

初代……上野　栄藏（宮之浦）
　昭和三十三年十二月　～　昭和四十五年三月
二代……弟子丸正隆（東佐多浦）
　昭和四十五年四月　～　昭和六十一年三月

三代……池田　國友（東佐多浦）
昭和六十一年四月～平成元年現在

ウ　衛生自治団体連合会

公衆衛生の普及実践を組織的に推進し、自分たちの環境は自分たちで整備しようとする主旨をもって、県衛生自治団体連合会が生まれ、県内各保健所（加治木保健所）単位で支部を形成、その管轄下の町村も加入することとなった。また本町ではそれに先だち村結核予防婦人会結成に向けて、昭和四十三年三月二十二日、その総会を開き規約等の検討を行い、昭和四十三年四月二十七日に正式に発足した。

エ　吉田村（町）結核予防婦人会

昭和四十三年四月十九日、加治木保健所管内結核予防婦人会連絡協議会の発足に伴って、前に述べたように、昭和四十三年四月二十七日、吉田村（町）結核予防婦人会は発足している。その規約の一部をあげると次のようである。

第一章　総　則

第三条（組織）本会は、吉田村（町）婦人会会員をもって組織する。

第二章　目　的

第四条　本会は、吉田村（町）の結核撲滅に協力し、あわせて公衆衛生の向上に努力し、もって健康で明るい郷土建設をはかり、しあわせで豊かな家庭をつくることを目的とする。

第三章　事　業

第五条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1　結核対策への協力　2　公衆衛生思想の普及
3　その他本会の目的を達成するために必要な事業

となっており、保健所・村（町）の結核対策への協力と結核予防についての意識高揚に努めるために、現在ある村（町）の婦人会をそのまま本会の会員として組織された。

その結核予防婦人会の発足より平成元年三月までの事業の主な事項をあげると次のようである。（吉田村婦人会記録簿から）

結核予防事業

レントゲン検診の台帳作成と検診カードの作成（毎年実施している）

結核予防封筒（複十字シール封筒）の斡旋と配布

※　複十字

一九〇二年（明治三十五年）ベルリンで開かれた第一回国際結核会議の席上、フランスの代表が今後この複



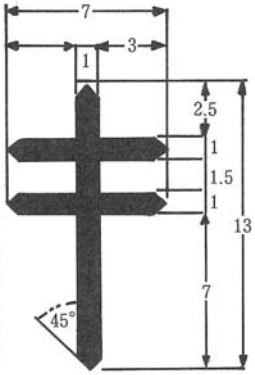

十字を人類共同の敵である結核との戦いの国際的シンボルにしようと提唱、満場一致の賛同により、以来このマークは、万国共通の結核予防運動の旗印となっている。

レントゲン検診の啓発…車で検診を呼びかける

レントゲン検診での受付作業奉仕…各集落婦人会長

レントゲン検診脱漏者カード作成及び検診受付

結核検診対象者基礎調査書作成

結核予防の徹底を図るため、町当局や保健所による事業の一環として、レントゲン検診等の対策によって、早期発見による早期治療と医薬の進化と相まって、患者も激減する事となった。しかしその半面、ガン等消化器系統や高血圧等循環器系統の病気が時代のすう勢により増えてきたため、その予防対策として結核検診と同じように成人病検診制度が実施されるようになった。

昭和五十六年六月、加治木保健所管内結核・成人病予防婦人会連絡協議会が発足し、これに伴って、本町の町結核予防婦人会も名称変更する事にして、「吉田町結核・成人病予防婦人会」として再出発した。

結核・成人病予防事業

成人病予防検診カード作成……十人で奉仕

成人病検診脱漏者カード作成

胃集団検診二十周年のつどい……各校区婦人参加

町内レントゲン検診……受付二人　献血の呼びかけ

レントゲン検診の反省及び婦人ガン検診のすすめなど町役員で話し合う

胃ガンの集団検診（受診率を高め、関心を高め、早期発見治療への呼びかけと督励を行う）

会合や研修関係

役員会、幹部会、総会、支部の理事会、総会

右の会合は毎年行われまた出会している。

研修関係

県および管内外の予防婦人会や各種の研修会、講習会等へ積極的に参加し、前記の事業に意欲を持って実践し、本会の主旨に副うよう努めている。

(二) 清潔検査

1 清潔方法施行規程

政府は、明治三十年（一八九七）に、我が国の防疫上画期的な法制と言われている「伝染病予防法」を公布した。この法律は従来の関係法規を集大成しており、清潔方法、患者発生時の交通遮断や届出義務、隔離、療養強制、検疫等について規定してあるものであった。

県はこれに基づいて、明治三十一年四月「清潔方法施行規程」を制定し、伝染病予防のため、春秋二回清潔の実施とその方法を定めた。

2 清潔検査の実状

明治から戦前にかけての清潔検査は大変きびしいものであった。

検査は、春季・夏季・秋季の三回にわたって行われていた。検査者は、役場の衛生係・衛生組合・警察官の立ち合いのもとに、各家屋の内外を検査した。

畳をはがし、台所、下水溜、便所、床下など徹底的に検査した。特に便所、台所付近の洗い場、下水溜などが不潔であり、そのために不合格となって赤紙が貼られる家が少なくなかった。赤紙には、再検査の期日が示され再度清掃させるほど厳格なものであった。赤紙が貼られると「あそこは赤紙だったそうだ」と近所近辺のうわさになった。立派に清潔されている所には、清潔優良の門札や清潔検査済の証紙が貼られた。

戦後になってからも町（当時は村）は春夏秋の年三回、町（村）全域の清潔検査を実施し環境衛生の指導に当たっている。

昭和三十三年、吉田村衛生普及会が以前の衛生組合に代る衛生組織として生まれ発足し、名称改正により衛生協会へと移り変わって現在に至っているが、この間、赤痢などの伝染病（昭和三十四・五年の頃多く発生している）が発生しており、衛生思想の普及徹底や環境衛生、公衆衛生の普及実践等、町（村）衛生業務の推進に積極的に協力し、努力を重ねて来ている。

村では、昭和三十八年「ホグマシン機」一台を購入し、衛生普及会とタイアップして、「蝿」など伝染病の媒介物殺虫薬の散布を行ったり、清潔検査についても、抜打ち検査（各大字区より二・三軒を理事会で抽出して検査する方法）を町役員で行った。（この方法はどこの家に当たるか分からないため、どの家でも念入りに清掃しておく必要から、その効果は大きかったという）

昭和五十一年ごろから清潔検査の「検査」を「指導」に改めて、清潔指導として実施するようにした。以後現在まで、春・夏・秋の大掃除として指導日を設定し続けている。

(三) 成人病予防

成人病は全国的に最も死亡率が高く、本町もその例にもれない。昭和五十二年における成人病による死亡者数は、同年度本町における総死亡者数の五〇%をとまわっている。（上記の表参照）

年度を追うごとに漸減して来てはいるものの、約四〇%台を維持している現状である。

成人病年度別死因別状況

病名＼年度		悪性新生物	高血圧性疾患	急性心筋梗塞	虚血性心疾患その他の	脳出血	脳梗塞	脳血管疾患その他の	成人病死計(A)	全死亡数(B)	(A)の割合%(B)に対する
昭52	男	12	0	0	3	2	3	0	20	75	57.3
	女	5	1	0	5	1	9	2	23 43		
〃54	男	10	1	3	0	4	6	1	25	97	45.4
	女	9	1	0	0	2	5	2	19 44		
〃56	男	5	2	2	0	5	2	3	19	84	47.6
	女	4	0	1	2	2	10	2	21 40		
〃58	男	7	0	1	2	1	4	2	17	81	38.3
	女	4	1	1	0	0	8	0	14 31		
〃62	男	7	0	1	1	4	5	1	19	78	47.4
	女	8	1	0	1	2	4	2	18 37		

特にその中で、突出して多いのが悪性新生物（癌）である。成人病による死亡総数に対する癌による死亡者総数（昭和五十二年度から昭和六十二年度）の割合は下記の表の通りで、五カ年度の平均は約三六%である。

日本の人口構成は、成年層ないし老年層の人口割合が将来ますます増加する傾向にあって、老人病患者の増加も必然的に考えられ、そのため、成年層から老年層にかけて多く見られる疾患を予防することが、老人病の増加を押えることにつながるわけである。こうした観点から問題になる疾患を広く成人病（前掲した疾患）と呼んで、保健所や町村行政において対策が講じられて来ているのである。

成人病の場合、早期に発見し早期に治療するほか治癒の決め手はないといわれてきている。

悪性新生物（病名別）死亡数

病名＼年度	S.52	54	56	58	62
食道	0	0	0	0	1
胃	5	2	0	3	3
腸	0	1	0	0	0
肝臓	1	5	1	2	3
膵〃	1	2	1	0	1
気管・肺	2	2	3	4	2
乳房	0	0	1	0	2
子宮	0	1	0	0	0
白血病	1	0	1	0	0
その他	7	6	2	2	3
計 (A)	17	19	9	11	15
成人病死全数(B)	43	44	40	31	37
(B)に対する(A) %	39.5	43.2	22.5	35.5	40.5

本町では、保健所や医師の協力を得て、高血圧・胃・肺・糖尿病・婦人病など特に癌などの集団検診および精密検査を徹底して進めている。

結核については医学や医療技術の進歩・健康診断・予防接種の徹底・患者管理の強化等によって著しく改善されてきたが、今なお県では年間約一千人の新たな患者が発生し、結核り患率、死亡率は全国平均と比較して高くなっており、特に中高年齢者の罹患率が高い。本町の場合は横這い状態で、減少していないのが現況である。問題点として、予防に対する住民の関心が薄く、結核健康診断（レントゲン）や予防接種の低下につながっている。（上記の表参照）その対策として計画・実施されたことは次のようであった。

結核検診状況

昭和61年度

間接撮影			精密検査		
対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
3,750	2,887	77.0	105	87	82.9

結核予防に関する正しい知識の普及を推進し、未受診者の解消、集団検診の検診率の向上等を図って、結核の予防と早期発見に努める。また、ＢＣＧ接種の完全実施に努め、特に乳幼児に対する接種の徹底を図る。なお感染症の発生や、蔓延を防止するため、保健医療関係機関・団体等の協力を得て予防接種の向上を図るなどであった。

協力関係で特に顕著であったのが、吉田町結核成人病予防婦人会の活動であった。（前記㈠の⑶のエ項参照）

㈣　狂犬病の予防

狂犬病は発病すれば中枢神経が冒されて、必ず死亡するという恐ろしい病気で、多くは犬から感染する。

予防としては、野犬をなくし、飼い犬は毎年一回（昭和五十九年までは年二回）の予防接種を励行しなければならない。

昭和二十五年八月、狂犬病予防法が制定され、飼犬登録と年二回の予防接種が義務化されたが、昭和六十年の狂犬病予防法の改訂により予防接種は年一回に改められている。

保健所では、飼育者の無自覚による捨犬が原因の野犬の捕獲に努めるとともに、捕獲困難な場合は、地区公民館員の同意を得て、広報の上薬殺を行う場合もあるという。

本県および加治木保健所管内では法制定後、狂犬病は発生していない。しかし、飼犬など動物のペット化によっ

てその数の増加と共に咬傷害も多数の傾向にあり、国では昭和三十三年、飼犬取締条例を定め、更に、昭和五十五年、同条例を改定（動物の飼育および保管に関する条例）し、必要な処置命令が発せられるようにした。

昭和六十三年度、加治木保健所において取り扱った件数は次の通りである。

登録犬……七八九匹　注射……七一五匹

違反件数

捕獲犬……一五六匹　引取り……二二匹

咬　傷……〇件　けい留命令…二件

三、医療機関

(一) 医院・病院

わが国の医療は、長い間和方医、漢方医によって行われてきたが、明治新政府は近代的な衛生行政組織を確立するとともに、西洋医学の全面的採用に応じて医師制度を早急に定める必要から、明治七年（一八七四）医制を発布した。

医制は、当時の衛生制度全般にわたって規定していたが、開業免許制が採用され、医学教育の課程を修め、さらに臨床経験を有することを条件として免許を与えることとされていた。

1　終戦（太平洋戦争）前の医院

明治・大正・昭和（終戦前）の吉田村においての開業医は、次のようである。

牛込医院……院長、牛込藤太郎

明治三十三年の頃まで吉田村大字東佐多浦で開業、乗馬で往診していた。

池田医院……院長、池田角馬

明治後期の頃から昭和十三年、死亡されるまで吉田村西佐多浦で開業。

玉利医院……院長、玉利仲次郎

大正の末ごろから昭和二十年代まで、吉田村大字東佐多浦で開業。

堂園医院……院長、堂園休次郎

大正の頃から昭和の初期の頃まで、吉田村大字宮之浦で開業、乗馬やサイドカーで往診していた。

当時の医師は、内科・小児科が多かったが、ほとんど全科を手がけなければならず、専ら問診と打診・聴診によって診断し、薬の投与を行い、その病気の回復を図るべく苦心していた。

また、急患の求めによっては、夜間の往診にも駆けつけ、地域の人々に深く感謝されていた。

昭和の初めごろまでは、医療費を現金で支払えない家

もあり、農作物の収穫の時期まで待ってもらうのが常であった。また、年末になると、「掛け取り」といって、常雇いの集金人が、それぞれの家を夜遅くまで集金して回ったものであったという。

なお、この時代、少し重い病気になると、加治木・蒲生や鹿児島の医院や病院に行って診察・治療を受けていた。加治木の大井医院の院長は本村出身であり、一日一回往診に来ていた。

2　終戦後の医院・病院

北原医院……院長、北原　進

終戦当時から数年間、吉田町西佐多浦で開院していたが、その後鹿児島市で開業。

谷口医院……院長、谷口慶二

終戦によって郷里の吉田町東佐多浦に帰り、農事に携わるかたわら医療を行っていたが他界。

村田医院……院長、村田作郎

昭和三十年秋ごろから昭和三十三年ごろまで吉田町東佐多浦で開院していた。

以上終戦後の世上混乱期、生活困難の中で医療・往診に努めていた。

前田医院……院長、前田義康

昭和三十八年の頃から昭和四十三年六月まで、吉田町東佐多浦に開院、その後鹿児島市下田町で開業する。更に本名大原に社会福祉施設「寿康園」も開設している。

上田医院……院長、上田　健

昭和四十三年七月から前田医院の後を受け改築し開院。その後、本名地区のへき地無医地区巡回診療所の開設につき要請を入れて、毎週三回（火・木・土）の診療を行った。昭和五十五年病没のため閉院閉所した。

有村医院……院長、有村泰弘

昭和五十五年、上田医院の後を譲り受けて、吉田町東佐多浦二六五〇に外科・泌尿器科・内科医として開業、現在に至っている。

以上、戦後から現在に至るまでの開業医である。吉田町における医療はいうに及ばず、町の保健衛生関係事業（諸検診や予防注射、町内小・中学校の校医、幼稚園・保育所の検診および注射等その他）への協力など、町全体の保健衛生意識の啓培に尽力している。

吉田温泉病院……院長、竹下富三

昭和六十年九月一日、吉田町本名四七〇（大原台地）に、医療法人「頌済会（せきさい）」により建設、開院、現在に至っている。

診療科目は次のようになっている。



吉田温泉病院　　平成元年現在

内科、胃腸科、理学診療科、更に平成元年九月、外科を新設、現在四科目の診療が行われており、一三七の病床、関係職員は非常勤を加え約七十人で病院の運営がなされている。

(二) 歯科医院

歯科は、明治の初めごろまでは専門職としては確立されておらず、入れ歯や補塡は入れ歯細工師がやり、虫歯の鎮痛療法や抜歯などは本道医、つまり普通医の外科の分野とされていた。

歯科医の分野が確立されたのは明治十二年、歯科医術開業試験制度が公布され、明治十六年二月、甲第一一号を以てこの事を布告して以来のことで、その後何回かの改正布告を経て、明治三十九年五月の法律第四八号「歯科医師法」の公布、本県では同年十二月「歯科医師法施行細則」の制定によって確立された。これによってこの頃から開業医が増え始めている。

本町に歯科医の開業をみたのは昭和二十九年である。それまでは歯痛に悩まされると、隣町の蒲生や始良町の重富、鹿児島市の歯科院に通い治療を受けていた。この傾向は平成元年の現在も続いているが、本町においての開業医は次の通りである。

坂ノ上歯科医院……院長、坂ノ上和江

昭和二十九年から昭和三十五年八月まで、吉田町東佐多浦で開業、その後、鹿児島市郡元町に移って開業している。

太田歯科医院……院長、太田逸雄

昭和三十五年以来、約二十四年の空白を経て、昭和五十九年六月二日、吉田町本名八〇〇―三二（大原）に開院、町内小中学校校医や幼児検診等に努めている。

(三) 薬店（舗）と薬剤師

薬に関する法規は江戸時代の終わりまでは、毒薬・にせ薬の販売を禁止するにすぎなかったが、明治七年公布の医制によって薬舗と薬舗主の試験規則が定められ、明

治二十二年の薬品営業並びに薬品取扱規則によって、薬舗を薬局、薬舗主を薬剤師と改称し、これらの法律によって、薬剤師でなければ薬局を開設することができない、となっていた。また、大正十四年・昭和三十五年の改正、改定によって、薬剤師は薬局を管理し、法人にも薬局を開設することができるようになった。特に、昭和三十五年の薬剤師法によって更に、医師の処方箋によって医薬を調合するほか、医薬品を一般人に販売することができるとして現在にいたっている。薬剤師は、薬科大学を卒業、薬剤師国家試験に合格し厚生大臣に申請して、薬剤師免許証を得ている者であることが明示されている。

本町における薬剤師および薬局（薬店）は、記録によると次のようになっている。

昭和七年の頃……一人　昭和十三年の頃……一人
西園薬局……昭和二十四、五年の頃から四十二年の頃まで吉田町本名、本吉田で開店（鹿児島の支店）
五領薬品……昭和五十一年四月から平成元年の現在まで吉田町本名、大原で開店
越中どんの薬……明治から昭和の戦後まで、大方の家では越中富山の移動販売の薬を入れて、軽い病気・傷などの治療に当てていた。

㈣　鍼灸・按摩

鍼灸療法はともに経穴（つぼ）を刺激することによって、効果的な生体反応をおこさせて、生体機能の変調を整え、健康増進や疾病治療に応用する施術であるといわれ、昔から軽い病気やはれ物、疲れを直すために灸が使われ、また肩こりや腰の痛みを直すのに、べに、按摩、マッサージ、針等、心得のある人に頼んで治療していた。

本町では、明治・大正・昭和の戦前、戦後（太平洋戦争）まで不明であるが、昭和二十年代後半以後平成元年現在までの鍼灸・按摩師は次の通りである。

長田鍼灸療院
昭和二十六年ごろから平成元年現在まで、吉田町本名、新大原で開院している。
あべまつ療院
昭和六十三年二月から平成元年の現在まで、吉田町本名、早馬で開院している。

㈤　助産婦（産婆）

助産婦は、かつては産婆とよばれ、江戸時代から職業として事実上存在していたが、正式に制度化されたのは明治三十二年（一八九九）であり、現在は保健婦・助産婦・看護婦法（昭和二十三年公布）の規制を受け、その業務は分娩の介助、妊婦の診察、妊産婦の保健指導、新

生児の沐浴（もくよく）および育児指導が主である。

本町における助産婦の数は次のようになっていた。

大正十五年の頃……五人　昭和七年の頃……八人
昭和十三年の頃……九人　昭和五十年の頃…二人
昭和五十五年の頃…二人　平成元年現在では一人

となっており、戦前に比して戦後の助産婦の数は減少してきている。

昭和四十年代後期の頃から昭和五十年代までは、妊婦が病気か、異常出産の心配がある時入院する以外は大部分が自宅で分娩し、産褥（さんじょく）の一カ月余りを過ごしていた。このため妊娠の兆候のある時は産婆の門をたたいて、分娩まで保健指導を受け、また分娩の介護、産褥中の新生児の保護指導を受けた。しかし、昭和三十年代後半から日本が工業立国に踏み切り、生産年齢者が郷里を離れ都会へ転職するにつれて、町内での分娩件数は激減していっており、更に助産婦の老齢化とも相まって、昭和五十年代後半の頃からは産婦人科病院で分娩する傾向も加わって、助産婦への依頼は極めて減少していった。

これまで（大正の頃から昭和時代）に助産婦を勤めてきた人は次のようである。

楠田ヨシエ（西佐多浦）山口　タキ（西佐多浦）
飯山　チヨ（本名）　津曲　モリ（本名）
床次　タヨ（本名）　内野　エイ（宮之浦）
上野　セイ（宮之浦）

四、栄養改善と食生活改善

㈠ 母子保健

1 母子保健法

乳幼児の健康は母性の健康に左右されやすいため、母性および乳幼児の健康の保持・増進については一貫した対策を立てるのが望ましく、母子を対象に保健指導・健康診査・医療その他の措置を講じて国民保健の向上に寄与する目的から、母子保健法が、昭和四十年（一九六五）八月に公布され、その内容を母子保健と呼ぶようになった。

母子保健法は公布の翌年、昭和四十一年（一九六六）一月一日から施行されたが、これはそれまで児童福祉法に基づいて行われてきた母子保健事業の内容を、広く母性および乳幼児を対象とし、母子一体の理念を明らかにすることによって、さらに充実した事業が行われるようにしたもので、次のように規定されている。

。母性はすべての児童が健やかに生まれ、育てられる基盤であるため尊重せられ、保護されなければならないこと。母性は自ら進んで妊娠、出産、育児について理

解を深めなければならないこと。

○都道府県知事は、母性、乳児もしくは幼児の保持増進のため、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、個別的、集団的に必要な指導助言を行い、女子保健に関する知識の普及に努めること。市町村長はその事務に必要な協力をすること。

○知事は保健指導、新生児の訪問指導、健康診査を行うこと。市町村長は妊産婦、乳児、幼児に対し、栄養の摂取について必要な援助をするように努めること。

○妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。この届出を受けた市町村長は、保健所を経て、知事に報告しなければならない。知事はこの届出者に母子健康手帳を交付しなければならない。また妊産婦は、医師・歯科医・助産婦・保健婦から健康診査を受けたら、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。

○知事は未熟児については、養育上必要があれば、医師、保健婦、助産婦にその未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせること。

としてあり、母性と乳児と幼児の健康の保持と増進を図るため制定されている。

2　本町における母子保健対策

①　昭和四十六年第一次吉田町総合振興計画による母子保健対策は次のようになっていた。

母子衛生

母子保健の状態も著しく向上したが、母性の健康を守り心身ともに健全な児童の出生と育成を図るための対策を推進する。このため妊娠、出産、育児について一貫した保健指導を行い、健康診査を実施して、

・よい子を生むための対策　・丈夫に育てるための対策　・地域ぐるみの母と子の対策　・幼児教育対策

を行う。また、妊産婦、乳児の栄養欠陥を補うため粉ミルクを無償支給する。

②　昭和五十八年第二次前期吉田町総合振興計画による母子保健対策（太陽の子・サンライフ推進事業）

太陽の子推進事業

ア　健康で丈夫な子供を生み育てるため

妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導の充実、心身障害児の発生防止など、母子保健思想の普及徹底を行っている。また保健向上のための基本的なことである、早期妊娠届も好転してきており、妊婦の健康管理に対する意識の向上も見られる。

町内に委嘱している九人の太陽の子推進委員の母子

保健活動に対する献身的な働きにより、各種健康診査の受診率も年々向上してきている。

イ　問題点

妊婦健康診査の結果妊婦の貧血症状が多く見られた。町内の医療機関は一カ所で、歯科・産婦人科・眼科・耳鼻科等、専門の医療機関が町外である。

ウ　計画の内容

母子健康管理の徹底

妊婦の貧血・未熟児発生の予防、周産期死亡率、乳児死亡率の低下に努め、妊婦・乳児相談および健康診査を行い、母子の健康管理を図る。

幼児むし歯予防対策……一歳六カ月、二歳、三歳児健康診査時に歯科コーナーを設け、歯科専門者による実技指導とパンフレット、リーフレット等による保健指導を行い歯科衛生意識の向上を図る。

③　吉田町総合振興計画による母子保健対策

ア　現　況

健康で丈夫な子供を生み育てるため妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導の充実、心身障害児の発生防止など母子保健思想の普及徹底を行っている。また、保健向上のための基本である早期妊娠届も好転してきており、妊婦の健康管理に対する意識の向上も見られる。

町内に委嘱している十人の母子保健推進員の、「母子保健事業」に対する献身的な働きにより、各種健康診査の受診率も年々向上してきている。更に、年々人口の増加が見られる牟礼ヶ岡地区の、母子保健推進員の増員を図りたい。

イ　問題点

乳児・幼児の健康診査の受診率は年々向上して来ている。しかし、妊婦健康診査の結果、貧血症状が多く見られ、妊婦中の健康管理の重要性を認識させることが必要である。

ウ　計画の内容

母子健康管理の徹底……前期に同じ

幼児虫歯予防対策

一歳六カ月児・三歳・五歳児健康診査時に歯科コーナーを設け、歯科専門者による実技指導とパンフレット・リーフレットなどによる保健指導を行い、歯科衛生意識の向上を図る。

以上のようになっているが、その事業推進の内容（活動）は次のようである。

3　母子保健事業の内容

①　母子健康手帳の交付状況

昭和六十二年度……九十七人

昭和六十三年度……八十四人

② 正しい歯みがき習慣を身につけよう（昭和五十八年度）

これは「町づくり運動推進協議会」における「長生きできる健康づくり部会」の推進事業の活動である

乳児検診……四月、九月実施……七十三人
一歳六カ月検診……年四回実施……九十三人
二歳児検診……年一回実施……九十八人
三歳児検診……年一回実施……九十二人
太陽の子推進員研修……年四回……四十人
幼児栄養講座……年三回……五十人

③ 母子健診事業（昭和五十九年度から発足した吉田町保健対策推進協議会より）

三カ月検診……年四回……対象者　八十人
ねらい……先天性疾患の早期発見
指導内容…離乳食と赤ちゃんの保育
乳児検診……年四回……対象者　九十人
ねらい……疾病の早期発見と問題点の把握
指導内容…離乳食・日光浴・体操・赤ちゃんの病気
一歳六カ月児検診……年四回……対象者　九十人
ねらい……発言のチェック・疾病の早期発見・虫歯の発見
指導内容…栄養・おやつ・生活指導・虫歯予防
二歳児検診……年二回……対象者　九十人
ねらい……虫歯の早期発見
指導内容…虫歯予防・栄養・しつけ
三歳児健診……年二回……対象者　百人
ねらい……発言のチェック・精神機能発達チェック



三歳児健診風景　（歯科コーナー）

指導内容…生活指導・栄養・しつけ
妊　婦……年四回……対象者　八十人
ねらい……妊娠中毒症の早期発見・保健指導
指導内容…貧血予防指導・生活の仕方・母としての自覚

以後、平成元年の現在まで毎年実施されてきている。母子保健推進員（はじめ九人、現在十三人）は昭和四十四年、県の推進した「太陽の子運動」に基づく「吉田町、町づくり運動（サンライフ運動）」や「町保健対策推進協議会」の推進委員として、年六回程の研修を積みながら、町保健婦と共に母子保健事業に尽力している。また「太陽の子」運動の一環として「第一子で二歳児」を持つ親を対象とした、「家庭教育相談事業」が、昭和四十七年から始まり、はがき通信等による相談・指導。巡回による相談・指導。テレビ放送による相談・指導。などが行われていた。

(二) 栄養改善

昔から鹿児島のニセ歌に「色は黒くて、横ばいの小ヂックイ」とあるが、風土や生活環境の影響からか、本県人は一般に青少年の体位が、ズン胴、短脚型で、身長、体重、胸囲ともに全国平均を下回り、最下位であった。

昭和七年の記録によると、本村の壮丁（成年に達し、労役や兵役に召集される適齢の男子）者の体格検査累計表によると、次のようであった。

徴兵人員……百五人

種別	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	戊種
人員	三三	一二	二七	二五	八	〇

吉田村における壮丁体格は年々退歩の位置にあり、都市の壮丁者より体格悪き傾向にある。（大井卓・農村調査論文より）また、県史第四巻による県民保健の状況によると、次のように述べられている。

県衛生行政の目標が単なる防疫等の消極的な方面に止まらず、体位の向上という積極的な部面まで拡大され、県民の保健の状況を、児童・生徒・壮丁等の体格について調査した結果、概して小学校児童は、体重・胸囲の発育不良であり、女子中等学校生徒の栄養は全国の標準に劣り、壮丁においても、全国平均に比して筋骨薄弱者の多い事実が明らかにされた。

この体格等に影響すると認められる疾病は、結核の蔓延、農村人口の八割を犯す人体寄生虫、諸種の地方病である。なおその他に、更に重大な原因として考えられる

のは、農村における栄養状態の如何である。

今、これを県内小学校児童について見ると、昭和十一年の調査によれば昼食弁当を持参する者の中、甘藷を主食とする者、また、昼食に全く副食物を持参しない者、さらに、農村の不況を反映して欠食する児童も少なくなかった。

このような現象に対する根本的な施策は、既に衛生行政の範囲を脱して社会政策的な見地から考えられねばならなかったが、さしあたっては学校給食等が着目され、昭和七年度以来県は学齢児童奨励資金から給食費を支出し、欠食児童等に給食を実施する町村、または学校に交付してこれを奨励した。

本村では昭和十二年度から、学校給食費補助金を受けて実施している。昭和十二年度の「村治」歳出によると、吉田尋常高等小学校（二十五円）、本名尋常高等小学校（十五円）、宮尋常小学校（十円）、本城尋常小学校（五円）……とあって、学校規模や児童数に応じて補助金を出して学校給食を行っていたことが伺われる。

当時の食生活は粗末なもので、一汁一菜、それも「からいも」「粟」「麦」「そば」、その他の雑穀が主食で、副食物も自家製の漬物、野菜、山菜を原料としたものが多く、栄養価を考えたものでなく、腹一杯になればそれで満足した。白米の飯は、盆、正月、祝いごとの時と、子供たちにとっては、遠足・運動会・学芸会など学校の大きな行事の行われるとき口にする程度であった。

昭和二十年、終戦前後の食糧不足は、成長期の青少年に十分な栄養が与えられなかったために、体位の向上を阻んだものと思われるのである。

昭和二十二年九月に栄養士が各保健所に配置され、栄養改善が組織的に実現されるようになり、更に昭和二十七年、栄養改善法が公布（同三十七年改正）され、国民の栄養改善の知識や意欲を高め、その栄養状態を調査し、栄養改善を推進して、疾病予防・健康増進・体力増強をはかることを目的として施行されて、その施策として次のことがらが実施されて来ている。　国民栄養調査

栄養指導　集団給食施設の栄養管理　特殊栄養食品の普及　栄養審議会の設置　である。

特殊栄養食品は、不足する栄養素を人工的に食品に加えて補っているもので、「厚生省許可特殊栄養食品」の証票（下記提示）を標示して市販されている。ビタミン類・カルシウム、アミノ酸（リジン）を強化したものと、乳児・妊産婦用の強化食品とがある。



昭和二十九年（一九五四）学校給食法が制定され、翌年日本学校給食会法も公布されて、学校給食の目標が明確化され学校給食の基礎が確立した。

本町における学校給食は、小学校において昭和三十四年から昭和三十七年にかけて、それぞれ単独給食による完全給食が実施され、中学校は昭和四十二年に完全給食を実施している。

昭和五十九年には各校単独給食方式を改めて、町内給食施設集中化による給食センター方式を採用して、集団給食施設と栄養管理を通して児童・生徒の心身の健全な発達と食生活改善に努め、現在に至っている。

また、町では保健婦・生活改善普及員、地域には栄養改善推進委員を置いて住民の体位・体力の増進に寄与し、家庭・学校での食生活改善が進むにつれて児童生徒の体位もよくなり、昭和四十年代になると児童・生徒の机や椅子が体の発育に合わなくなり、従来のものを改造したり、新調するなど規格の調整が必要となってきた。

また、町では昭和三十九年の頃から保健婦・栄養改善推進連絡協議会、同五十八年以後は町栄養推進員を委嘱し、月一回の推進員の研修、その研修の内容を地域の活動に反映させ、住民のバランスのとれた食生活改善を自分の家庭から隣へと輪を広げ、そして他の団体（各婦人会等）と協力しながら推進活動を展開している。

また、住民が栄養に対する関心を高め、正しい栄養の知識と実践を具体的に、自分の健康は自分で守るという態度を養う意味から、次のような栄養教室を開いて来ている。



町食生活改善推進員の実践風景

サンライフくるま座栄養教室（年十回以上）

これは、「明日の鹿児島をつくる県民運動」の一環として、昭和五十三年度から発足した「サンライフ運動」の一つとして実施されてきたものである。町内の主婦や女子青年を対象に、ふだん着で気軽に集まって、栄養改善の話し合いや、実際に調理する過程を通して

正しい栄養知識を高め、栄養をバランスよくとるための具体的方法を習得することができるよう小学校区や地域集落単位に開くようにしたものである。

サンライフ親子栄養教室

郷土料理を見直し、これを継承して行くとともに、家族の年齢・性・労働の状態に応じた正しい栄養のあり方を、母と娘のペアで学習するものである。

昭和六十二年以降は両教室をまとめた「サンライフ栄養教室」として現在に至っている。

中学生・高校生・女子青年・主婦等を対象として年十回以上、小学校区・また集落単位に開き、前に述べたように栄養の知識を高め、バランスよく栄養がとられ健康を保持していくことをねらったものである。



栄養教室風景

昭和五十八年度の実施状況

サンライフくるま座栄養教室

実施回数…十回

…昭和五十八年七月～昭和五十九年一月

会　場…各集落公民館

学習時間…延べ四十時間（一回四時間）

学習内容…講義『肥満と内容』、調理実習

受講者…延べ二二五人……一回平均二二・五人

指導者…栄養士・推進員

親子栄養教室

実施回数…十回

…昭和五十八年七月～昭和五十九年二月

会　場…町中央公民館・各集落公民館・小学校等

学習時間…延べ四十時間（一回四時間）

学習内容…講義『やさしい栄養の知識』、調理実習
受 講 者…母親（延べ一六一人）一回平均約一六人
　中学生（延べ二一三人）一回平均約二一人
指導者等…栄養士・推進員（一回に三人）

昭和六十二年度の実施状況

サンライフ栄養教室
実施期間…六月～昭和六十三年一月
実施回数…三十回（親子…十八回、成人…十二回）
会　場…町中央公民館、各集落公民館、小学校等
学習内容…外食と栄養、栄養カルテ、調理実習
時　間…一回四時間、総延べ時間…一二〇時間
受講者数…親子（七五六人）成人（四一一人）
　総受講者数（一一六七人）
指導者等…栄養士・推進員（一回に三人）

㈢ 食品衛生

1 食品衛生に関する取締り等の変遷

食品衛生に関する取締規則は、明治十年ごろから流行し始めた伝染病対策の一つとして、飲食物の媒介がその原因となることが多かったことから始まっている。

諸獣屠場規則および売肉規則の制定

飲食物中最初に取締りの対象となったのは獣肉であった。県は明治十一年二月、初めて諸獣屠場規則および売肉規則を定め、その後数回の改定を経て明治四十三年十月、食肉販売営業取締規則を公布した。

飲食物営業取締規則の制定

獣肉に次いで牛乳に対して注意が向けられ、明治二十年十月、牛乳搾取販売取締規則が公布され、明治二十九年四月、標題の規則に改められた。その後何回かの改定を行い、着色料とラムネ曹達水営業取締規則や清涼飲料水、人工甘味質取締規則施行細則などが相ついで制定され、明治三十三年以来飲食物営業に対する取締まりは一段と強化されていった。

昭和五年十一月、飲食物防腐剤・漂白剤取締規則施行細則も公布されている。

食品衛生法の制定（法律第二三三号）

「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する」ことを目的として、昭和二十二年十二月に制定された法律で、現在に及んでいる。

この法律で規定されている主な事項を上げると次のようである。

食品とは、すべての飲食物をいう。但し、薬事法に規定する医薬品および医薬部外品は、これを含まない。（二条）と規定し、また同時に、食品添加物と

して指定された以外の化学薬品はいっさい使用できない。（六条）さらに、指定された食品および、指定量以上を使ってはならない。（七条）ことが規定され、前記の六条の規定の違反に対しては、「三年以下の懲役又は五万円以下の罰金」（三十条）が定められている。

なお、薬事法で許されている薬品でも、食品強化用に使用したときには食品衛生法違反となる。食品強化の場合には、食品添加物としての基準に合格し、その指定を受けたものでないと使用できない。となっており、このほかこの法律では、加工食品の内容標示、飲食店や食品加工業、指定食品の販売などの営業許可および停止、食品添加物の国家検定、保健所での監視業務、ならびに検査のための食品衛生監視員による食品の強制収去などについても規定されている。

2　食品衛生対策

本県では、県内十七保健所に食品衛生監視員を配し、四保健所（川内市、加世田市、鹿屋市、隼人町）に、食品衛生監視機動班、本庁（鹿児島市）に二人の食品衛生専門監視員を置いて、広域機動監視、精密検査集中管理体制によって食品関係営業施設の監視指導等が行われている。

吉田町における食品衛生関係営業施設の状況

平成元年三月三十一日現在

〔許可を要しない営業〕

業種別＼町村別		吉田町
給食施設	学校	1
	病院・診療所	2
	事業所	
	その他	6
乳さく取業		3
食品製造業		6
野菜・果物販売業		23
そうざい販売業		23
菓子販売業		34
食品販売業（上記外）		41
添加物販売業		25
器具・容器・包装・おもちゃ製造業及び販売業		25
計		189

〔許可を要する営業〕

業種別＼町村別	吉田町
飲食店営業	43
菓子製造業	5
魚介類販売業	10
魚肉ねり製品製造業	1
喫茶店営業	2
乳類販売業	40
食肉処理業	1
食肉販売業	39
豆腐製造業	6
そうざい製造業	4
清涼飲料水製造業	1
氷雪販売業	1
計	153

加治木保健所調査書より

昭和六十三年度の加治木保健所管内行政の重点事項の業務の反省事項は次のようになっている。

食品衛生対策

食品の安全を確保するため、毎年県で設定する重点監視対象施設についての監視指導を強化するとともに、関係業者、一般消費者に対し講習会等を通じて、食品衛生知識の普及向上を図り、食品による事故防止に努めた。

吉田町食品衛生協会

本町に協会ができたのは昭和三十二年の頃で、主に食品製造業（本町では豆腐製造業）を対象として、保健所の奨めによって二十五、六人で発足したという。その後、昭和五十年十一月、会則等の全面的な改正を行い、指導員制を加え（はじめ一人、後三人となる）たり、加入者も増して平成元年度は六十五人で組織された。その会則による目的や事業等を上げると次のようになっている。

目　的

本会は、食品衛生法の主旨にのっとり、飲食に起因する危害の発生を防止し、進んで食品衛生の向上を図り、もって地域社会の発展に寄与する。

事　業

1　食品衛生思想の啓発普及に関すること。
2　会員の営業施設改善に関すること。
3　食品及び器具、容器、包装等の品質改善技術の向上に関すること。
4　会員およびその従業員の健康の保持・増進に関すること。
5　食品関係従業員の研修に関すること。
6　食品衛生の相談に関すること。
7　食品衛生に必要な調査研究に関すること。
8　会員の福祉厚生に関すること。
9　その他食品衛生上必要と認められること。

となっている。次に、平成元年度の計画を上げたい。

事業計画（平成元年度の事業内容）

1　食品衛生思想の向上及び施設の整備改善関係
(1)食品衛生指導員による巡回指導の強化
(2)一日食品衛生監視員の実施
(3)検便の実施（家族・従業員全員）
(4)手洗いの励行
(5)衛生害虫駆除その他
(6)店舗の清掃（毎月第三日曜日）の実施
2　食品衛生に関する各種相談、指導
(1)食品衛生に関する相談、その他
3　研修会の実施

⑴食品衛生の知識を高めるための研修

4　その他

役　員

会　長…一　副会長…一　監　事…二　理　事…六

書　記…一　となっており、指導員は現在三人（会長・副会長・理事から一人）依嘱されている。

なお、これは各区よりの連絡員も兼ねて業務が行われている。

さらに本協会の運営に当たっては、町当局（保健衛生課等）の、業者の検便など援助を受けており、また保健所の指導も受けながら事業が進められている。

五、環境衛生

昭和二十年、終戦前の環境衛生は予防衛生に含まれていて、主に伝染病の予防対策として行われていた。

終戦直後、連合軍総司令部は覚書を以て環境衛生の改善を指令した。これを契機として環境衛生事業は急速に進められ、昭和二十九年、新清掃法が制定されて、生活環境施設整備が促進されていった。

㈠　簡易水道

1　簡易水道以前の水事情

水は総ての生物にとって、「生命の泉」である。毎日なにげなく使っている水であるが、一日、いや半日でも使えなくなると我々の生活のリズムは乱れてしまう。

人々は昔から水を求めて多くの苦労と苦心を重ねて現在に至っている。

本町（村）では大きく分けて、北部を流れる思川水系と南部の本名川（思川支流）と、椙木川（稲荷川上流）を挟むようにして、その流域に集落して生計を営んで来ている。

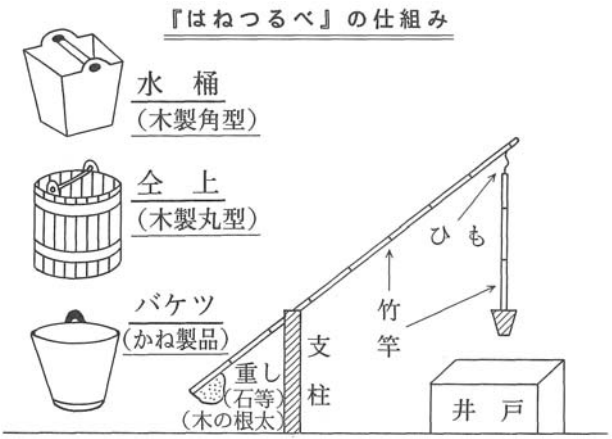

現在の簡易水道ができる前までの水事情は、次のようであったという。

⑴井戸を掘って生活の用水とした。

深井戸、浅井戸の差はあ

るが、宅地内の庭先や屋内の炊事場近くの土間（数は少なかった）等に、「はねつるべ井戸（屋外）」や「滑車を使ったつるべ井戸」を掘って、自家用水として使った。

藩政時代は統治上、郷士による外城制度の充実ということが重要なことで、日々の生活の上で井戸などもその一つであった。

郷中の方限の結びつきを強化させるため郷中に一つとか、方限に一つとか、これを掘らせ、各家には絶対に掘らせないようにしていた。



野町の古井戸

町（昔は野町、現在は東佐多浦の字町口）の中央に（当時は二十数戸あった）唯一あって（現在は埋められて田となっている）、これによって生活が営まれていた。現在残っている古井戸は、以前の井戸を移す形（戸数が減少）で、明治二十八年に新しく掘られた「はねつるべ井戸」である。昭和四十年、簡易水道の普及するまで使われたという。

(2) 湧水利用の井戸

「共同井戸」では、湧水利用の井戸（井川）が多く使われてきた。湧水のある箇所に、木や石等で囲み、中の土・砂・石等をさらって、浅井戸式にして柄杓で水桶に汲み家まで運び、台所のそばの「ながし場」の半胴（ハンズ）に入れて飲料や用水として使っていた。なお、湧水に近い家では竹筒や樋を使って、家まで導いて使ったということである。



共同井戸跡

〔共同井戸から家まで運ぶのに水桶（水タンゴ）をイネカギで担って運んだ。水桶の代りにバケツが使われだしたのは、昭和になってからである〕

水汲みは主に婦女子がかかわっていたが、遠い所まで運ぶ家では大変であった。婦女子

にとっては、極めて過重労働であり、子供たちも（男女を問わず）十歳ぐらいになると、水汲みの手伝いをさせる家庭が多かったという。このために、大正の頃から自家用井戸を掘る家もあったが、その数は少なく、増えて来たのは戦後になってからである。

⑶　自家用の井戸

なお自家用の井戸では「はねつるべ」から、滑車（木製・鉄製）を使った「つるべ井戸」に変わっていった。更に、昭和時代（戦前）になると「手押しポンプ」による井戸水の汲み上げが出来るようになり、ずい分楽になっていった。

戦後の混乱期を抜けて経済的に落ち着き、工業製品が市場に出回ると共に、「電動式の揚水ポンプ」が井戸の上に取り付けられて、現在の水道のように蛇口を使っての利用ができるようになった。

（平成二年の現在、数は少ないが使用している家もある）

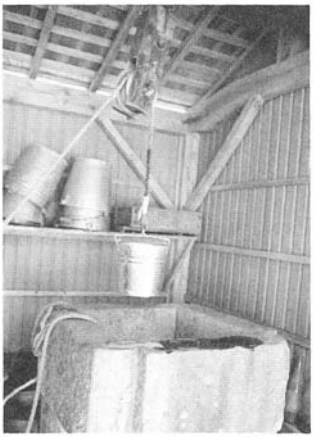

つるべ井戸

本町はその地形上、北部の低地と南部の高地とに概略分けられるが、このことは水利用の上において、北部では割合に水に恵まれ、昭和七年の大井卓の論文「農村調査」書の中で、「飲料水……本村の井戸水は良質のものなり」……の一節があることからも、昔から良い水が多かったことが推察できるのである。

これに対して、南部の高地や山間地等では水に困っている実状であった。



電動・手押し揚水ポンプ

特に、南部の大原台地上の各集落では、個人で井戸を持っていたのは少なく、大方の家では谷間に近い湧水井戸（狐追・大塚西側下・石下谷西下の小川筋）を使って飲料水とし、雑用水（洗濯・ふろ等）にするのには小川の流水を引いたり（竹や土管などで）、また、天水桶に雨水を溜めて利用したという。

したがって、「ふろ」などは一週間に一回沸かせば良い方で、近所と互いに「貰いぶろ」などが行われていた

ということで、用水の確保にもこと欠くほどであった。

人の生活にとって、水なしでは生きられない。様々な苦心の程が伺えるとともに、その苦労がしのばれるのである。

2　簡易水道の建設

昭和二十九年三月、村議会において「吉水・大原・石下谷地区簡易水道施設工事請負契約」の件が決議されて、本町（当時は村）で最初の、そして待望の簡易水道の工事が始められ、同年度内に完成した。地区内の人々の喜びが想像できることである。

以下年度を追うごとに町内各地区に完工していった。町営簡易水道施設の設置は次のようである。

昭29・　吉水・大原・石下谷地区施設工事
〃30・　吉水地区簡易水道事業開始
〃38・1　本城地区　〃　〃
〃39・4　宮之浦地区　〃　〃
〃39・4　吉田地区　〃　〃
〃40・4　本名地区　〃　〃
〃54・1　吉水（大原）地区簡易水道拡張工事完
〃55・2　本名地区簡易水道増補事業竣工
〃57・3　北部地区　〃　施設水源増補改良工事



諸木沈澱池・濾過池

以上のようにして簡易水道は町内全域に普及していった。この背景には、町民の生活水準の向上、衛生思想の普及、技術革新による強力なモーターによる揚水や硬質ビニール管等の普及で、水道施設が容易にできるようになった事などがあったと思われる。

町では「吉田町簡易水道事業給水条例」を昭和四十一年三月三十一日に制定し、以後、その目的に副うべく、改正を行いつつ簡易水道の管理運営が行われてきている。地区ごとの水源地配水地給水状況は次頁のとおりである。

吉田町水源地及び配水池位置図



㋐諸木水源地 沈澱池・濾過池	㋕第３配水池	㋖串毛水源地	㋙青少年センタータンク	㋜配水池	㋑第１水源地（湧水）神園
㋑取水口	㋗第４水源地（梅ヶ丸）	㋘第３水源地	㋚山神山水源地（湧水）	㋞沈砂池	㋒配水池（神園）
㋓配水池	㋛梅ヶ丸電気室	㋝中継ポンプ	㋟冷水水源地（湧水）	㋠井手山水源地	㋡第２水源地及び電気室
㋔量水器（婦ノ木）	㋢第１水源地（湧水）	㋣第1第2配水池	㋤サージタンク	㋥白坂ノ下 〃	
㋦婦ノ木水源地	㋧第２配水池	㋨滅菌室	㋩配水池川原山	㋪倉谷 〃	

地区別給水状況

地区名 / 区分	北部地区	本城地区	本名地区	吉水地区	宮之浦地区	牟礼ヶ岡地区
水源の種別	表流水 1 地下水 1	湧　水 1 地下水 2	湧　水 1 地下水 1	湧　水 2 地下水 2	湧　水 1 地下水 1	地下水 3
取水可能量	1,600 ㎥/日	320 ㎥/日	640 ㎥/日	1,860 ㎥/日	505 ㎥/日	5,600 ㎥/日
計画給水人口	3,000 人	850 人	1,100 人	2,600 人	1,500 人	4,400 人
1人1日最大給水量	(276) 250 ℓ	(284) 250 ℓ	(286) 250 ℓ	(277) 200 ℓ	300 ℓ	500 ℓ
計画1日最大給水量	830 ㎥	305 ㎥	315 ㎥	720 ㎥	505 ㎥	3,850 ㎥
給水区域内の現在人口	2,468 人	753 人	1,026 人	2,583 人	864 人	1,115 人
現在給水人口	2,010 人	650 人	800 人	2,400 人	789 人	1,090 人
配水地容量	371 ㎥	207 ㎥	188 ㎥	370 ㎥	278 ㎥	1,120 ㎥
年間有収水量	165,139㎥/年	55,458㎥/年	68,883㎥/年	316,083㎥/年	66,656㎥/年	
給水区域の集落	東佐多浦全域 前宗本宗と塩杣，舟ヶ平の一部を除く，西佐多浦及び宇都谷	本城全域 内門，二本松 姶良町福ヶ野の一部	神園，上河内 都迫，後中本 谷上，本吉田 早馬	吉水，大原全域 石下谷，飯山 中原，宮西の一部	倉谷，富西， 馬場園，宮東 下東，牟礼谷	牟礼ヶ岡団地 牧，牟礼谷
給水区域内の主な施設	吉田小学校 吉田北中学校 吉田保育園 吉田幼児学園 吉田麓郵便局 中央農協吉田支所	吉田町役場 中央公民館 本城小学校 吉田郵便局 吉田町運動公園	本名小学校 本名保育園	吉田南中学校 仁風学園 青少年研修センター 県総合教育センター 県職員研修所 宮之浦保育所 吉田南農協 吉田南幼稚園 寿康園 吉田温泉病院	宮小学校	牟礼岡小学校

(二) 塵芥処理

ごみの排出量は文化のバロメーターともいわれる。

以前は家庭、学校、事業所などの塵芥は各自の責任で処理していた。昭和二十年の終戦後、やがて日本経済が高度に成長し、特に昭和四十年代になると国民の消費生活が急激に伸び、「消費こそ美徳」の流行語が生まれる程になった。

都市と地方との文化生活の格差が縮まり、生活用品も多様化して使い捨て容器が多くなり、販売競争から過剰包装となるなど、生活の向上によってごみは多様化、増量化の一途をたどっており、家庭等での塵芥処理も困難となってきた。このため、各自治体（市町村）では何等かの対策を講ぜざるを得ない状況となった。

吉田町（当時村）では、前記のような問題を含め、全ての問題を解決していくための長期的展望に立つビジョン「吉田村総合振興計画」第一次を昭和四十六年五月に策定して、県都鹿児島市の近郊町として着実に発展してきた。

しかし、最近の本町をとりまく経済社会並びに地域環境は年ごとに複雑化し流動的となり、今後はこのような情勢の中で、変貌する経済社会、地域環境に適切に対応するために、第二次（前期、昭和五十八年十二月・後期、昭和六十二年十二月）の計画を策定、「緑の自然の中に豊かな住みよい田園の町づくり」をめざしてきている。

昭和四十六年策定の「吉田村総合振興計画」第一次の策定の中で、ごみ処理について、現況と問題点として「生活様式の変化と生活水準の向上によって、年々排出量が増加する傾向にあり不衛生な投棄等が増えているので、近い将来、焼却処理の方策をとらざるを得ない」とあり、更に計画の内容として「焼却炉を建設して衛生的に処理し、今後は不燃性ごみの増大も見込まれるので、これの処理対策も講ずる」と、施策が考えられていた。

昭和四十八年七月、姶良郡西部衛生処理組合（姶良町・加治木町・溝辺町・蒲生町）、（し尿・塵芥・火葬）への加入について町議会の承認を得、同年十一月に加入した。昭和四十九年三月、「吉田町塵芥処理手数料条例」を制定、昭和五十一年十月「姶良郡西部衛生処理組合規約」を承認、昭和五十三年十月、本町の本城九一番地に建設中であった「姶良郡西部衛生処理組合」の清掃センターが完成、更に同じ頃清掃センター近くに、不燃物（危険物）最終処分場もできて、廃棄物の処理が行われるようになった。

廃棄物の収集については昭和四十九年度に地区指定をし収集していたが、昭和五十六年度から町内全域を収集

するようにした。平成二年現在では二業者に委託して週二回収集し、可燃物は姶良郡西部衛生処理組合の焼却場で処理し、不燃物については町単独で処理している。（月三回）

吉田町塵芥収集実績表　（単位 kg）

月＼年	昭和・54	昭和・59	平成・1
1	27,860	46,540	98,980
2	24,740	42,900	84,750
3	28,360	46,860	108,000
4	26,020	51,400	108,040
5	31,960	57,980	112,880
6	34,200	69,540	98,250
7	30,460	50,520	121,940
8	34,300	58,730	120,280
9	35,590	49,510	109,650
10	34,540	47,870	95,310
11	27,800	48,080	110,490
12	29,780	53,610	108,210

今後に残された問題点として、各集落における塵芥収集場所の設備不良等により、塵芥の散乱・悪臭などや、不燃物の量が年々増加し、現在の埋立処分場の敷地にも限界が生じてきつつあるなどである。

(三) し尿処理

農山村地区の便所は、ほとんどが落下式の粗末な造り



塵芥焼却場全景

の外便所であった。外便所にしたのは汲み取りに便利であり、悪臭から隔離できて、家庭環境からは利点もあったが、清掃や消毒が不十分なので伝染病、回虫などの寄生虫の発生源となり易かった。そこで住民の生活文化向上に伴い、改良便所などの普及と相俟って、内便所に切り換える家庭が増加してきた。

昭和四十年代初期の頃までは、し尿は肥料として農地への還元が行われていたが、化学肥料の普及、農業近代化によって各家庭ではし尿処理に困惑するようになり、汲み取り業者（清掃車）に依頼するなどして処理するようになっていった。

本町では昭和四十六年、右のような実状をふまえて「吉田村総合振興計画書」を策定、計画の内容としての生活環境の整備の中で、し尿処理について今後「各家庭にも徐々に浄化槽の設置が進むものと思われ、し尿処理については早急に対策を立てて、衛生的な処理を行う必要があるが、村単独での処理施設は莫大な経費を要し、効率的でなく、かつ適当な放流地もないので、隣接市町の拡張計画と合せて共同処理を図る」としてその解決策を模索し、実現への努力をはらってきた。そして昭和四十八年、「姶良郡西部衛生処理組合」へ加入した。以後同組合によるし尿汲み取りが行われてきた。

昭和五十八年の第二次「吉田町総合振興計画」前期および昭和六十二年の「吉田町総合振興計画」後期、による「現状とその問題点」は次のようになっている。

し尿は、生活様式の変貌により水洗による浄化槽の設置が年々増加し、また、汲み取りによる処理数も増加している。それにひきかえ自家処理件数は年々減少して来ている現状であるが、衛生処理組合の一括処理によって順調に進められている。とあって、昭和四十六年以降懸案であったし尿の処理も解決されつつある。

しかし半面、いろいろな問題も起こってきている。つまり生活排水および浄化槽の普及による汚水処理の問題である。これを解決するため、排水路の整備、小型合併浄化槽等の設置の推進を図ろうと努めている。

昭和六十三年十月、「生活排水処理計画」を策定し、

1　生活排水の処理に関する基本方針

生活排水対策の基本として、水質環境に関する町民の意識の啓発のほか、処理施設の整備に係る基本方針を次のように定めている。

し尿浄化槽		
年	事業所	家庭
昭和 61	96	429
〃 62	104	475
〃 63	114	520

※上掲の表は近年３カ年における，し尿浄化槽の設置状況である。　（単位…箇所・戸）

し尿及び浄化槽の汲取り状況

区分 / 年度	し尿 kℓ	件数 件	浄化槽 kℓ	件数 件
昭 56	1,790,156	6,250	469.6	256
〃 60	2,500.2	1,562	1,130.0	461
〃 61	2,536.2	1,572	1,121.0	525

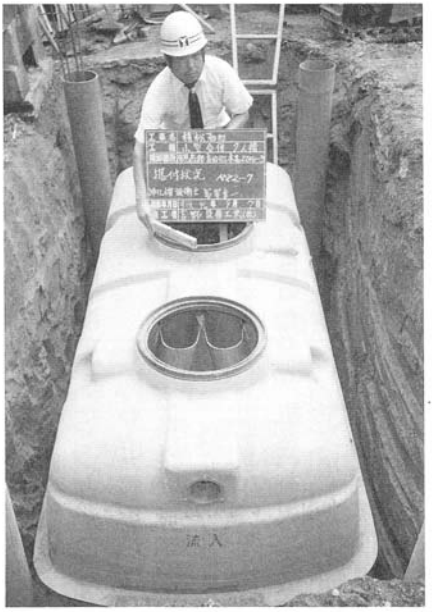

小型合併浄化槽（土中への据付）

。牟礼ケ岡団地区域は、大型集中合併浄化槽により処理する。
。その他の区域は当面、合併処理浄化槽の整備により処理することを基本とする。
。今後行われる開発行為の区域は、集中合併処理浄化槽により処理する。
。単独処理浄化槽及び汲み取り便所設置の家庭は、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を働きかける。
。将来人口増対策については、公共下水道、地域し尿処理施設、農業集落排水事業等については、導入を検討する。

2　浄化槽汚泥の収集、運搬および処理処分に関する事項

合併処理浄化槽設置整備事業に伴い発生する汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者により収集運搬し、五カ町で構成する姶良郡西部衛生処理組合の処分場で処分する。以上の基本方針を基本として対策を講じてきている。その一例を上げると次のようである。

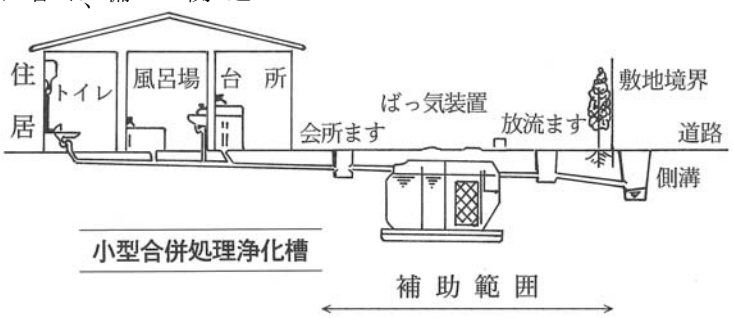

「小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を定め、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、すすめているものである。

この事業は、平成元年四月一日から始められた。平成二年二月現在で十八戸が設置されている。

六、国民健康保険

(一) 国民健康保険事業の変遷

昭和の初期から太平洋戦争ぼっ発までの間、戦争遂行上直接必要なものは、物質的資源とともに兵力および生産労働力の増強であった。当時は、都市も農山村も保健状態は極めて悪く、国民の体位向上は望み薄であった。このため、人口増加策とともに保健対策を強化することとなって、健康保険制度やその他の各種社会保険制度が整えられていった。

昭和十三年、自営業、農業その他に従事する一般国民に対する医療保険として、国民健康保険（地域保険）

昭和十四年、工場や会社等に従事するサラリーマンとその家族を対象とする、職員健康保険制度、船員のための船員保険制度（被用者保険）

昭和十五年、政府職員共済組合令による、公務員の共済組合制度（被用者保険）等が、次々に創設されていった。これらの制度によって、戦前から国民各層を対象とする医療保険が実施されていたが、その内容も十分ではなく、また医療保険に加入できない国民の層も少なくなかった。

特に国民健康保険は、前述したように自営業や農山漁村民等一般国民を対象とした保険で、財源は保険料に加えて国と地方公共団体が援助することとなっていてこれを普及することになったが、低所得にあえぐ人々の保険料負担や医療機関の不足のため、この国保組合の設立は容易には進まなかった。昭和十七年以降、国保法の改正等が行われ、国保組合の設立強化と組合への加入などが進められていった。

当時の吉田村での設立の模様を知る記録は何もなく、ただ、古老（当時、吉田村役場に勤務していて設立に携わった榎園氏）の話によって概略を知るのみであるが（具体的数量等不明）、それによると次のようである。

設立の年月日は定かでないが（昭和十三年ごろから昭和十七年の間ではないかと推測される）設立を目ざして組合への加入を奨め、村の全戸数の五割程度の加入を得て発足した。と同時に、吉田村国民健康保険事業の運営協議会の事務局を設け、その局長として古川清道氏（故人）を依頼して運営を行うようにした。この設立をうか

がわせる事として、昭十六年三月議会での「隣保組合・健康保険組合の設置について」が審議され、答弁として「方面委員と打合わせて決めている」（議事録による）とあるところから設立が検討されていたことがわかる。しかし、このようにして生まれた国保事業も効果を上げ得ず、しりすぼみの形となって自然消滅していった。更に、戦時の末期および戦後の混乱のために、運営も更に難しくなって事務局も閉鎖の止むなきに至り、事業を休止しなければならなかった。

その後、昭和二十三年に市町村が公営により事業を行うことを原則として、任意設立、強制加入など、制度の再建と普及をはかることになった。昭和三十年代に入ると、この年代はわが国の経済活動が実質的に戦前の水準をこえて再建され、急速に成長した時代である。こうした時代的背景に支えられて、社会保障制度の整備充実も一段と進められていった。

医療保険の分野でも、国民のすべてに制度を適用するための皆保険計画が昭和三十二年度から四カ年間で推進され、昭和三十三年には全国の市町村に、国民健康保険事業の実施を義務づける全面

第1表　各種医療保健一覧　（昭和60年10月現在）

	制度区分		加入者	保険者(窓口)	医療の給付		分娩費	埋葬料
					本人	家族		
被用者保険	健康保険	政府管掌健康保険	一般被用者	社会保険事務所	9割	入院8割 外来7割	標準報酬月額×½ 最低20万円	標準報酬の1カ月分
		組合管掌健康保険		各健康保険組合				
	船員保険		船員	都道府県保険課	9割	入院8割 外来7割	同上	標準報酬の2カ月分
	各種共済保険	国家公務員共済組合	国家公務員	各共済組合	9割	入院8割 外来7割	奉給の1カ月分	奉給の1カ月分
		公共企業体職員等共済組合	国鉄・専売・電々各公社の役職員					
		地方公務員共済組合	地方公務員					
		私立学校職員共済組合	私立学校教職員					
地域保険	国民健康保険	市町村	一般国民	市町村国民健康保険課	7割（退職者は8割）		条例による	条例による
		国民健康保険組合		各国民健康保険組合				

注：健康保険では、①配偶者分娩費は一律20万円支給、②家族埋葬料は10万円支給

的法律改正が成立した。この結果、昭和三十六年四月以降は、国民のほとんどすべてがいずれかの医療保険制度に属することになり、いわゆる国民皆保険が達成されたわけである。（第1表参照）

(二) 吉田村国民健康保険事業

本町では国民健康保険事業の発足に先立って、昭和三十五年六月議会において、右記の設置について専門的に研究するため、特別委員会（国民健康保険実施準備委員会）を組織するなどして検討を進め、昭和三十五年十二月二十四日、吉田村国民健康保険条例の公布により昭和三十六年一月一日から実施のはこびとなった。

以後、幾多の改正を経て現在の「吉田村国民健康保険事業」が推進されてきた。

吉田町国民健康保険条例抜粋（昭和三十五年十二月二十四日条例第一四号……改正、昭和六十二年七月四日条例第一四号による）

第一条（目　的）

町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二条（運営協議会）

国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

⑴被保険者を代表する委員　三人

⑵国民健康保険医または国民健康保険薬剤師を代表する委員　三人

⑶公益を代表する委員　三人

第三条（規則への委任）

前条に定めるもののほか協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第六条（一部負担金）

療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該療養取扱機関に支払わなければならない。

⑴次号又は第3号に掲げる者以外の被保険者　10分3

⑵退職被保険者（国民健康保険法『昭和三十三年法律一九二号。以下「法」という』第8条の2、第1項に規定する退職被保険者をいう）10分2

⑶退職被保険者の被扶養者（法第8条の2、第2項に規定する退職被保険者の被扶養者をいう）

ア　診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療（病院又は診療所への収容に伴うものを除く）を受ける場合　10分3

イ　病院又は診療所への収容（それに伴う診療、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療を含む）を受ける場合　10分2

2　看護及び移送につき療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、前項各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金としてこの町に納付しなければならない。

第七条（助産金）

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し助産金として一三〇千円を支給する。

2　前項の規定にかかわらず助産費の支給は同一の出産につき、健康保険法・船員保険法・国家公務員共済組合法・公共企業体共済組合法の規定によってこれに相当する給付ができる場合には行わない。

第八条（葬祭費）

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として、一〇千円を支給する。

第十条（保険施設）

町は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる施設をする。

⑴診療所

⑵衛生教育

⑶伝染病、寄生虫病その他の疾病の予防

⑷健康診断

⑸母性及び乳幼児の保護

⑹栄養改善

⑺その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設

吉田町国民健康保険税条例（抜粋）

昭和三十五年十二月二十四日条例第一五号

改正、平成　元年　六月　三十日条例第一四号

第一条（納税義務者）

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2　国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

第二条（課税額）

前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した、所得

第2表

年度	A 年平均世帯数	B 年平均被保険者数	C 医療費費用額	D 保険給付費支出額累計	E 一世帯当り費用額 (C/A)	F 一世帯当り保険税 (1/A)	H 一人当り医療費 (C/B)	I 保険税調定額	J 収納率
	人	人	千円	千円	円	円	円		%
36	1,595	6,453	11,508	5,631	7,215	3,052	1,783	4,868	85.0
37	1,516	5,975	17,589	8,783	11,602	3,685	2,943	5,587	81.0
38	1,459	5,537	20,729	11,108	14,207	2,979	3,743	4,347	87.0
39	1,510	5,128	26,462	15,381	17,524	3,393	5,160	5,124	86.0
40	1,375	4,915	29,721	17,293	21,615	4,500	6,046	6,187	86.0
41	1,367	4,748	35,167	21,198	35,725	5,618	7,406	7,680	85.9
42	1,365	4,628	41,081	28,454	30,095	5,905	8,876	8,060	87.0
43	1,341	4,449	48,715	33,715	36,327	6,397	10,949	8,578	91.3
44	1,337	4,294	56,682	39,172	42,394	7,300	13,200	9,760	91.5

注 医療費費用額の中には療養費を含む

第3表Ⓐ　国民健康保険税と給付状況

単位：千円・件

年次	保険税		医療費			医療給付		その他の給付			
	総額	1世帯当り	受診件数	総額	1世帯当り	総額	1世帯当り	総額	助産	葬祭	高額療養費
	千円	円	件	千円	円	千円	円	千円	千円	千円	千円
昭45年	11,851	9,000	16,070	66,628	50,000	45,868	35,000	158	68	90	―
48	25,562	20,000	17,902	111,110	88,000	77,078	61,000	560	490	70	―
51	50,196	41,000	17,719	223,105	184,000	155,630	128,000	8,896	1,280	200	7,416
54	63,516	50,000	18,440	342,015	273,000	239,014	191,000	21,889	1,920	392	19,577
56	79,505	61,064	20,092	421,816	323,975	294,827	226,000	27,352	2,280	440	24,632
59	114,838	82,736	20,987	508,139	366,094	424,814	306,000	19,968	2,000	370	17,598
63	165,307	113,457	24,855	728,793	500,201	610,080	418,000	32,475	3,120	440	28,915

割額及び資産割額、並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が四二〇、〇〇〇円を超える場合においては、課税額は四二〇、〇〇〇円とする。

以上によって町国民健康保険事業は昭和三十六年以降平成二年現在まで推進されてきている。（表2・3参照）

国民健康保険では、前記のように世帯主も家族もすべて診療料金の七割の給付であるから、医療をうける場合は国保を取り扱う医療機関で受

診し、定められた自己負担分すなわち三割分を支払うことになっている。

こうして支払った患者負担の額が、一つの医療機関で一カ月に五七、〇〇〇円を超えた場合には、その超えた額を患者の請求によって払い戻す「高額療養費」制度がある。（ただし、総合病院等で内科と歯科に同時にかかった場合には、別計算となる）また、国民健康保険以外の医療保険の加入者は、従来は退職した場合、ほとんどが国民健康保険に移っていたが、昭和五十九年十月の健康保険法の改正によって、新たに「退職医療制度」が設けられ、これに加入することになった。対象となる人は、年金受給開始年齢に達した七十歳未満の退職者とその家族で、自己負担は本人が二割、家族は

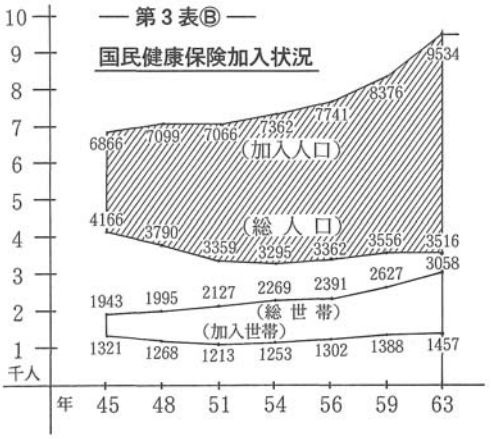

外来が三割、入院が二割となっている。平成二年二月末現在における加入者数は、加入世帯数一四七世帯、加入者数三四八人となっている。

㈢ 医療費と保険税

本町の昭和六十二年四月一日現在における国民健康保険加入世帯数は、一四二三世帯で加入率五〇・八％、被保険者数は三四九三人で加入率三九・八％である。その内訳は、一般が二五四八人で七二・九％、老人が六三四人で一八・二％、退職者等が三一一人で八・九％、また被保険者数の伸びは全体で横這いなのに対し、老人が四％、退職者等が一三％増え、逆に一般はマイナス三％となっている。

昭和六十一年度決算における数値では、保健税一人当たり負担額が三万七四七〇円、一人当たり医療諸費（費用額ベース）では一般一〇万六五七円、退職等二四万六一七円、老人五三万一二一三円で全体では一人当たり一九万二八五円、また保険税の伸びはマイナス二・五％に対して、医療費は一八・四％の伸びを示している。（第4・5表参照）

人生八十年時代、高齢化社会は着々と進展し、その対応として幾多の制度改正が目まぐるしく行われ、国保財政基盤の安定化に寄与しているものの、本町においては

第４表　老人医療費の推移

区分／年度	支給対象者数	件数	費用額	１件当り費用額	１人当り費用額
52	472 人	4,019 件	126,763,476円	31,540 円	268,567 円
53	449	4,313	157,899,171	36,610	351,669
54	454	4,568	158,239,300	34,641	348,545
55	464	4,859	180,272,600	37,101	388,519
56	494	5,202	189,619,335	36,451	383,845

第５表　医療費の動向

年度	一般被保険者		退職被保険者等		老人		全被保険者	
	総医療費	１人当り額	総医療費	１人当り額	総医療費	１人当り額	総医療費	１人当り額
	円	円	円	円	円	円	円	円
57	268,445,158	79,070	―	―	216,830,040	390,685	485,275,198	139,127
58	250,124,055	82,713	―	―	266,326,339	484,230	516,450,394	144,502
59	241,887,419	88,119	25,439,105	106,887	240,812,414	420,266	508,138,938	142,936
60	246,116,265	90,285	59,044,950	212,392	281,700,935	471,861	586,862,150	162,972
61	276,173,484	106,057	74,971,709	246,617	329,352,190	531,213	680,4970383	192,885

依然として医療費の伸びが保険税の伸びを超え、その差を補填するため保険税を引きあげねばならないような状況が続いている。このことは、老齢人口の急増による疾病の増加や近代医療技術の発展による医療費高騰が大きく影響していると思われ、また最近の経済低成長時代を反映して、被保険者の所得は伸びなやみ、保険税負担も低下の傾向にある。

今後は制度的な見直しによる医療の適正化施策を国に強力に要請し、保険者は収納率の向上などをはじめ、医療費適正化に向けた被保険者の指導を中心に町民の「健康づくり」の施策を積極的に展開していくことが必要と、次のような対策を講じて国保の健全な運営を目ざしている。

1　保険税収納率の一％以上引き上げ

収納率向上のため徴収体制の整備を行い「納付組織の強化」「滞納処分等の強化」を図る。

2　医療費適正化対策による一％以上の財政効果

レセプト点検の充実・強化、医療費通知の実施など医療費適正化対策を図る。

3　保健施設活動を促進するため、保健施設費として保険税の一％以上の確保

健康の根幹をなす栄養・休養を中心に全町民の健康

に対する意識の高揚を図るため、広報活動を積極的に行い、被保険者の健康管理対策として保健施設活動など実施体制の確立をはかる。

㈣ 吉田町健康管理センターの整備事業

本町ではこれまで、関係行政機関・医療機関の協力を得て、基本検診を始め各種の検診の体制を強化し、住民の健康の保持増進に努めてきたが、住民の総合的健康増進の拠点となる健康管理センター（類似施設は無）的な施設はなく、教育施設である中央公民館等で基本検診や各種の検診を実施している状況であり、このため、会場の確保に困難があったり、検診にふさわしい施設となっておらず大変な不都合が生じてきていて、住民に十分な保健サービスが出来なかった。

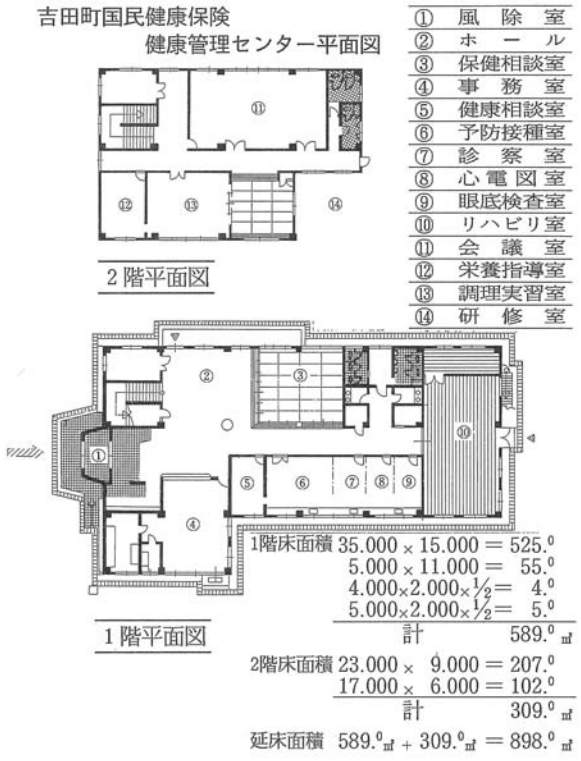

このような現状を分析して町の将来を展望し、検診体制の充実強化はもちろんのこと、守る健康からつくる健康へと一歩進んで、乳幼児期・学童期・成人期・老人期の各ライフステージに一貫してはたらきかける保健行政の役割が重要と考えて、住民の健康づくりの拠点となる健康管理センターの役割が大きく期待され、その建設が必要視されてきた。

町民の健康相談や保健指導等の推進拠点としての機能を十分発揮するためには、地域的なことや関係行政機関の協力体制はもとより、地元医師会との連携および協力体制の確立が必須である。また本町には直営医療施設はないが、幸いにして町内医療機関および鹿児島市医師会から、本事業運営に対しての協力体制の快諾を得ることがで

きるなど、豊かで住みよい郷土づくりを推進するため、総合的な健康増進、予防および訪問指導など包括的地域活動の場としての健康管理センターが設置されることとなった。

開設年月日　平成三年四月　一日（予定）
工期予定　着工　平成二年九月　一日
　　完成　平成三年三月二十日
設置場所　吉田町本城一六八七番地三

㈤ 老人保健法と医療

将来の老齢化社会を想定して、老後の医療保障と健康維持を目的に、全く新たに昭和五十八年二月一日から実施された。

この法律では、七十歳以上の国民すべてがこの対象となる。また、六十五歳以上七十歳未満で寝たきりなどの状態にある者も対象となっている。

従来の制度は、外来、入院とも自己負担はなかった。しかし、今回施行の制度では、次のような自己負担金を支払わなければならなくなった。

外来診療……一カ月…四〇〇円（現在八〇〇円）
入院診療……一日……三〇〇円（二カ月を限度、それ以上の入院は自己負担なし）

医療費と国民総てが公平に負担をしてゆくという見地から、健康に対する自己責任と自覚を持ってもらう、との考え方からである。

本町では昭和四十八年一月から、老人医療の無料化を実施して来たが、この制度の制定によって一部負担制を実施し現在に及んでいる。

これまでの「老人医療証」にかえて、「健康手帳」が使用されるようになった。

第二節　社会福祉

一、社会福祉制度の変遷

㈠ 戦前の福祉制度

1　社会福祉事業の前史

明治以前には、社会福祉的制度はほとんどなかったようで、われわれの祖先は、どんなに貧困や病気などで不幸であっても全く自力で生きていくか、親族および門内（かど）における相互扶助があるだけであったようである。

明治時代になってようやく福祉的制度として恤救規則（じゅっきゅう）が制定された。この規則は明治七年に制定され、「人民相互の情誼（じょうぎ）」すなわち親族および共同体による相互扶助を第一義とし、それができない身寄りのない独身の廃疾者老衰者、傷病人および幼弱児を国家が救済するというものであった。

その後明治十年から二十年に至り窮民救済法を改正し、更に明治二十七・八年の日清戦争、明治三十七・八年の日露戦争によって、軍事扶助立法の必要が叫ばれて下士官・兵卒家族扶助救護法が制定された。

2　社会福祉政策

明治から大正に移り、大正九年第一次世界大戦、同十二年関東大震災が発生し、窮民層は一層拡大して昭和期に入り、昭和四年救護法が制定された。先の恤救規則と救護法は、戦前のわが国の救済制度の法的支柱となった。

この救護法は、初めて生活、医療、助産、生業、埋葬などについて、国が二分の一以内、県四分の一、市町村四分の一以上を負担し、市町村を救護機関とする画期的なものであったが、実施についてはちょうど昭和恐慌期にあって、昭和七年になりようやく陽の目をみた。

吉田町（村）の救護関係を予算・決算書でみると、昭和九年度鹿児島郡吉田村歳入歳出決算

救護費関係

歳　入

国庫補助金　二〇五円五二銭　　計　三九五円八六銭
県　補助金　一九〇円三四銭
歳　出
救護費　合計　五〇〇円一〇銭（国庫、県補助の不足額、一〇四円二四銭は村費支出）

内訳は生活扶助料、医療費、助産費、生業扶助料、埋葬費、委員費で、実際の支出は生活扶助料四一〇円一〇銭、委員費九〇円となっている。

これを見ると、わが町（村）も昭和七年か八年には救護体制ができている。

つづいて国の福祉対策は、不良住宅地区改良法（昭和二年）、少年救護法と児童虐待防止法（昭和八年）、母子保護法（昭和十二年）等が相次いで公布された。

政府が国家的事業として国民の救済事業全般にわたって乗り出したのは、昭和恐慌によって昭和七年ごろから日本経済が極度に疲弊し、そのため会社の倒産を始め失業者・貧困家庭が著しく増え、その上結核患者の激増等によって、国家の増兵要請や生産力の増強等にも支障をきたす恐れがあるとされてからのことであった。

それまでは内務省社会局ですすめていたが、福祉更生行政を総合的に進展させるため、昭和十三年厚生省を新設した。

厚生省は、救護・救療・罹災・救助・方面委員・公益質屋・共同宿泊所・公設市場・協和事業・母子保護・少年保護および児童虐待防止等のすべての面にわたって所管することになった。

当時の社会福祉行政で注目されたのは、母子保護法と社会事業法の二法であった。しかし日中戦争（日華事変）の戦局も長期戦の様相を濃くするに伴い、国家予算の内容も急速に軍事財政的性格を深めていったため、民主的社会事業は行政上重要な問題であると認めながらも、戦争遂行と勝利を目ざす国策で漸次後退を余儀なくされた。

その後は戦争遂行態勢の充足をはかる一手段として、医療保護法（国民の戦争に対する基礎的持久力の培養）戦時災害保護法（空襲罹災者救護）、大日本母子愛育会（人口政策推進のため、妊産婦・乳幼児の保護指導）、協和会（在日朝鮮人の皇民化・資質の向上・日本人との融和）、同和奉仕会（内地人同士の一層の親和）、勤労者住宅増加対策（都市勤労者の増大による労務者用住宅供給）等の政策がすすめられた。また、戦時体制から社会事業を厚生事業と呼ぶようになった。

(二) 戦後の福祉制度

昭和二十年八月太平洋戦争は終結したが、戦災による諸施設の荒廃、戦災孤児、失業者や浮浪者の増大、海外からの引揚者、復員軍人、軍属・徴用解除者などがあふれ、焼野原と化した町では、壕生活や掘立て小屋に住居しなければならず、食料の供給も思うに任せず、総貧民化の様相になった。また、インフレの進行等によって社会秩序は破綻の危機に直面した。

政府は昭和二十年十二月「生活困窮者緊急援護対策要綱」を閣議決定し、翌二十一年四月一日から実施することにした。

一方、占領軍総司令部に提出した「救済福祉に関する計画」に基づき、これまでの各種救済制度の根本的な改正にのりだした。

戦前の社会福祉事業は、慈善的な性格をもち、戦時中は戦争遂行体制づくりの一手段の域を出ることはできなかった。これに対し戦後の社会福祉制度は、人権を尊重するという憲法の精神を前面に打ち出し進められたということが特色とされる。

政府が最初に制定したのは生活保護法（昭和二十一年九月公布、同十月施行）であった。この法律はまさに画期的なもので、貧困者を国家の責任において保護し、近代的な社会保障制度への前進を示したものであった。

生活保護法の制定と共に、従来の方面委員に代わる民生委員法が制定され、救済事業の実施機関である市町村長の補助機関として、民生委員が第一線事務に当たることになった。その後次々に社会福祉関係の法律が制定された。その主なものは次のとおりである。

一　災害救助法　　昭和二十一年　十月制定

一 児童福祉法　昭和二十二年十二月制定
一 失業対策事業法　昭和二十四年　五月制定
一 身体障害者福祉法　昭和二十四年十二月制定
一 社会福祉事業法　昭和二十六年　制定

昭和二十七年以降、同年四月の講和条約の発効によって日本独自の施策が実施され始めた。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法　昭和二十七年
一 社会福祉事業振興会法　昭和二十八年
一 未帰還者留守家族等援護法　昭和二十八年
一 母子福祉資金貸付等に関する法律　昭和二十八年

さらに恩給法の一部改正によって軍人恩給が復活するなど、終戦直後次々にうち出された諸立法や施策に根本的な再検討が加えられた。

昭和三十年以降は公的扶助問題よりも各種の福祉問題対策の専門分化が叫ばれ、これが次第に実現されてきたことである。

一 精神薄弱者福祉法　昭和三十五年
一 老人福祉法　昭和三十八年
一 母子福祉法　昭和三十九年

従来の福祉三法（生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法）に、この三つの福祉法を加え福祉六法と呼ばれることになり、専門分化してきた。

二、社会福祉事業の実際

(一) 社会福祉一般

1 民生委員制度

民生委員制度は、我が国独自のものとして大正六年岡山県に創設されて以来、方面委員令が昭和十一年に発効している。

吉田町（村）は、この方面委員令が発効した昭和十一年以前に方面委員を嘱託している。先の昭和九年の予・決算書の救護費の中に委員費が計上されているのと、昭和十一年二月二十九日「村治」（現在の町議会の会議録に当たる）に「救護費ノ額ノ決定ニツキテハ当局ニ於テ定メラルヽヤ如何」、「現在ニ於テ救護費予算ニ対スル実際給与額如何ナル程ヤ問フ」「御答弁ニ依リ嬉シク存ズル次第デアリマス尚方面委員ノ御活躍ヲ御期待スル次第デアリマス」と記録されている。

戦後、新日本国憲法の理念に従い、昭和二十三年七月二十九日、民生委員法が制度化された。

民生委員は、住民の福祉増進のための相談、指導、調査等の自主的な活動や、福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動など民間奉仕者として位置づけている。

民生委員は、町長が委嘱する民生委員推薦委員会で推薦された者を県知事を経由して厚生大臣が委嘱し、任期

は三年となっている。

なお児童委員と国民年金委員を、民生委員に対し県知事が同時に委嘱することになっている。

民生委員の仕事内容は、次の通り定められている。

1 常に調査を行い生活状態を審かにしておくこと
2 保護を要する者を適切に保護指導すること
3 社会福祉施設と密接に連絡しその機能を助けること
4 関係行政機関の業務に協力すること

吉田町民生委員名と担当地区　（平成元年12月1日委嘱）

氏　名	電話番号	担　当　地　区
伊地知景二	95－1521	東下，東麓下の一部，東麓上
池田国友	〃　1934	城内南，城内北，東下の一部
嶽　栄次	〃　1652	菅原，表郷，西麓上
坂元　正	〃　1314	桑之丸，塩杣，鵜木
森田秀雄	〃　2681	舟ヶ平，本宗，前宗
永吉テル子	〃　1121	西中，提水流，宇都谷
福元　勇	94－3766	宇都谷を除く本城全域
小向得敦子	〃　3433	内門，二本松，後中，後本，都迫
藤田秋義	〃　3815	内ノ原，早馬，神園，上河内
米満静雄	〃　3014	谷上，本吉田
森園清義	〃　3163	飯山，中原
永石芳子	〃　3305	県道本名～鹿児島線の西側の四集落
有馬　正	〃　2552	同上　東側の四集落
福石慧優	〃　2369	石下谷
西　一美	〃　2953	吉水，平野
淵ノ上堅義	〃　2103	倉谷，宮西の一部
東園フクエ	〃　3116	宮西，宮東
椿松　繁	〃　3126	牟礼谷，牧，上河原
松久保哲巳	〃　8509	牟礼ヶ岡団地　1班から7班
永田多賀子	〃　8233	同上　8班から13班

2　吉田町社会福祉協議会

本県の社会福祉協議会は大正十一年三月、県知事中川望が、より一層福祉事業の推進充実を図るため社会課を新設し、その外郭団体として同年十月、鹿児島県社会事業協会を、大正十二年四月には保導委員制度（後、方面委員と改称）を創始した。

この二つの設立によって、戦前戦中を通じて本県社会事業の普及に貢献してきた。終戦により積極的活動は一時停滞した。

昭和二十五年十二月、社会福祉事業法制定（昭和二十六年三月施行）前に鹿児島県社会福祉協議会が発足した。

本町社会福祉協議会は、昭和二十八年十月、吉田村内に居住する者が協力して地域社会福祉の増進を図ることを目的に発足した。会員は、

村内に居住する全世帯
村内各種社会福祉団体

となっていて、世帯主の代表は各地域の民生委員とするとなっている。また団体代表として、中央公民館長、小学校長代表、中学校長代表、議会議長、教育委員長、社会教育委員長、婦人会長、未亡人会長、身体障害者協会長、遺族会長、青少年問題協議会長、保護司、警察官、百才会長、村長、助役、厚生課長となっている。設立当

時の初代会長は柴山良丸氏で、鹿児島郡地区社会福祉協議会副会長を兼ねていた。

社会福祉事業の拡大によって、任意組織の社会福祉協議会では、円滑な活動と健全な運営は期しがたい状態になってきた。全国的にも社会福祉協議会の法制化の気運が高まってきた。本町でも法人組織化への準備を、時の協議会長柴山良丸が発起人代表者となり進めた。

昭和四十三年十月一日付けで申請をし、昭和四十四年九月十八日付け厚生省社第二〇〇号で認可されている。

発足当時の役員として、理事十人、監事二人を置き会長は理事の互選で、役員名は上記の通りである。また、評議員二十五人を選任している。

会長	柴山良丸	
理事	安田義則	
〃	窪園忠	
〃	谷口郁雄	
〃	中森繁	
〃	永野繁	
〃	大井ヨネ	
〃	西園登	
〃	岩田國治	
〃	愛甲清武	
監事	高倉種吉	
〃	重盛重二	

事務所は役場内の一部を借用し、専門職員一人、専任職員一人を置き、予算一〇九万一一一二円を計上し、行政の手の届かないところに愛の手をさしのべ、地域住民の生活安定と社会福祉増進のため、社会福祉法人として動きを始めた。

法人の目的を達成するため、次のような事業を行っている。

- 共同募金、歳末助け合い募金増強運動
- 心配ごと相談所事業
- ボランティア活動育成事業
- しあわせを高める運動世帯厚生資金委託貸付事業
- 老人・心身障害者生活環境整備資金委託貸付事業
- 葬祭用祭壇貸付事業（昭和四十九年より特別会計）

平成元年度の一般会計補正予算、収入一二二六万一六〇〇円「会費四八万五〇〇円（年額二〇〇円）、町補助八六万一四〇〇円、県補助一二九万一七〇〇円、共同募金配



新築された福祉協議会事務所　平成２年３月落成

分事業費一四〇万円、繰入金、繰越金ほか」を計上して、前記の事業を計画し推進している。

評議委員会は二十五人の評議委員をもって組織され、評議委員の選任は、「社会福祉に関係のある団体の代表者または社会福祉事業に関心を持ち若しくは学識経験のある者で法人の趣旨に賛成して協力する者」の中から、理事会の同意を得て会長が委嘱している。

平成元年度の理事・役員

役名	氏名	職名	役名	氏名	職名
会長	米森清正	身障協会長	理事	渕之上堅義	民協副総務
副会	米満静雄	民協総務	理事	瀬戸山秋夫	人権擁護委員
理事	大角純徳	町長	理事	山下逸二	奨学会理事長
理事	寺師幸男	議長	理事	上村昭雄	町民課長
理事	黒岩五大	教育長	理事	児玉ミヤ子	町婦人会長
監事	池田広美	校区館長	監事	西園登	議会議員

※ 理事は評議員会で選任されている。

歴代正副会長

初代会長　柴山良丸（四四年度～四九年度）副　岩田國治
二代　長野繁（五〇年度～六三年度）〃　中森繁
三代会長　米森清正　副　米満静雄

以下それぞれの事業について述べることにする。

(1) 共同募金

共同募金は大正三年（一九一三）に米国オハイオ州のクリーブラント市に起こった慈善博愛連盟の運動が発祥とされている。わが国では大正十年、長崎県の社会福祉事業協会が主体となり、共同募金運動を実施した。

鹿児島県は昭和二十二年六月、全国都道府県厚生課長会議で、わが国で初めての「社会事業資金共同募金」の説明会があった。その後、福祉関係の実態調査を実施し、福祉団体、施設等の充実を図るため、十月共同募金運動準備委員会、十一月に本委員会を開催して県内を市および地方事務所管内ごとに説明会を実施した。また、鹿児島県社会事業共同募金委員会を結成、会長重成格知事を推挙し、社会事業施設の経営費、済生会病院等の設備費ならびに生活困窮者への生活援護金にあてることを目的に、目標額一五〇〇万円の社会事業資金を県民が主体に集めるように決定した。

都市別の募金の目安は人口・財政力・県民税を考慮して決められ、戸別募金の方法だけで初の共同募金運動が展開された。

実績額一三一七万八二〇四円、対目標額比八七・八％になっている。

吉田町昭和59年以降一般募金、歳末たすけあい募金並びに配分金実績表

	一般募金			歳末たすけあい募金			計			配分交付額	
	目標額	実績額	達成率	目標額	実績額	達成率	目標額	実績額	達成率	金額	目標額に対し
	千円	円	%	千円	円	%	千円	円	%		
昭和59	942	991,950	105.3	370	707,134	191.1	1,312	1,699,084	129.5	504,000	前年度の目標額の55%＋目標超過金
60	1,017	1,108,250	109.0	454	714,468	157.4	1,471	1,822,718	123.9	608,000	
61	1,060	1,105,750	104.3	454	711,500	156.7	1,514	1,817,250	120.0	677,000	〃
62	1,150	1,286,600	111.9	426	727,000	170.7	1,576	2,013,600	127.8	641,000	〃
63	1,188	1,235,000	104.0	438	724,900	165.5	1,626	1,959,900	120.5	769,000	〃

吉田町は昭和二十三年度募金完遂の感謝状を一市六十四町村と共に受けている。

共同募金運動は「乏しきを分かちあい扶けあおう、暖かい隣人愛」が民主社会には必要と訴えている。共同募金の実績報告は、「社協だより」で年度末に町内の全家庭に報告している。

平成元年度の一般募金は、目標額一二四万七〇〇〇円に対し実績額一三五万二六〇〇円であった。

歳末たすけあい募金は七九万一五〇〇円で、全額町内のたすけあい活動に活用され、贈呈先は上の表の通りである。

一般募金は全額県共同募金会に納入し、翌年度目標額の五五%とその超過分の合計が町福祉協議会に還元され、活動費に活用されている。

地域歳末たすけあい募金贈呈事業費　（平成元年度分）

贈呈内訳	在宅対象者		施設入居者		小計	
	対象件数	配分額円	対象件数	配分額円	対象件数	配分額円
精神薄弱・肢体不自由児（者）	29件	72,500	30件	70,000	59件	142,500
要保護児童	0		100	30,000	100	30,000
成人施設入居者			3	7,500	3	7,500
老人施設入居者・在宅老人	59	147,500	151	272,500	210	420,000
長期療養患者						
生活困難世帯	2	5,000			2	5,000
小計	90	225,000	284	380,000	374	605,000

(2) 心配ごと相談所

「心配ごと相談所は、主として低所得者に対し、その生活上のあらゆる心配ごと相談に応じ、適切な助言、指

導を行い、その福祉を図ることを目的とするもの」（昭和三十五年四月厚生省事務次官通達）であるが、しあわせを高める世帯更生運動における対象者の発見、指導対策の実践的努力の中で、自然に全国各地域社会福祉協議会の間に普及して行った。

本町においては、吉田村心配ごと相談所を昭和四十二年四月一日に設立し、「住民の日常生活上あらゆる相談に応じ、適切な指導助言を行い、住民の福祉の増進を図ることを目的」に、予算一二万一〇〇〇円（相談員・協力員の一日の手当五百円）を計上して、定例相談日を毎週水曜日午前九時から十二時まで、巡回相談を年六回計画し、相談員八人協力員四人で上の表のような内容で四十八件の相談に応じている。

相談実施状況

昭和42.4.1～43.3.31

相談種目 ＼ 相談経過	生活苦の相談	家庭苦の相談	職業の相談	児童母子の相談	住居等の相談	老人福祉相談	結・再婚の相談	苦情相談	教育相談	その他	合計
取扱件数	3	6	4	2	3	2	1	6	4	17	48
他の機関に紹介		1	2	1				2		5	11
相談日に解決	3	2	1	1	3	2	1	4	4	2	23
指導を継続中		3	1							10	14

昭和五十九年度以降の相談状況は下の表のようになっている。

平成元年度は予算二〇万二六〇〇円（国・県・町各五万八千円、町社協二万円補助）、実費弁償費一回二五〇〇円を計上している。

町民への広報は、社協だよりなどで「心配ごと相談所」利用を「毎週水曜日、相談所を開設して無料相談に応じています。相談上の秘密は固く守ることを義務づけられています」と呼びかけている。

年度別 ＼ 取扱件数		昭和59	60	61	62	63
相談件数		30	32	29	34	46
取扱状況	相談日解決	6	14	17	22	37
	継続指導	13	4	1	0	5
	他機関への紹介	11	13	11	12	4

平成元年度の心配ごと相談員

氏名	職名	氏名	職名
東園フクエ	学識経験者	瀬戸山秋夫	人権擁護委員
米満　静雄	民生委員	床次　國治	学識経験者
淵之上堅義	民生委員	柿元　富夫	司法書士

※司法書士は必要に応じて出席してもらう

(3) 世帯更生資金と老人・心身障害者

県社会福祉協議会発足当時（昭和二十七年）の活動は、所得に恵まれない人々への生活福祉、所得保障であった。

県福祉協議会は県民生委員協議会と申し合わせ「民生委員一人一世帯更生運動」を提唱し、県内民生委員とともに恵まれない人々の幸せを高める運動の普及に努めた。

この運動によって、低所得者に対する資金貸付けの必要が全国的な運動としてその実現促進が展開された結果、昭和三十年、国の財政措置が認められることになった。

その結果国が三分の二、県が三分の一とし、県社会福祉協議会に補助金を交付することになった。

当初の貸付区分は、生業資金、支度資金、技能修得資金、生活資金のうちの生活費、家屋修理費、助産費、葬祭費、並びに低所得者に対する医療費であった。後、修学資金（修学費、修学支度金）の貸付けも包括制定された。

吉田町は昭和四十一年「吉田村社会福祉金庫」を設置して、社会福祉協議会加入者（全戸数）に対し、緊急を要する場合の一時つなぎ資金として貸付けることにした。

この基金は、昭和二十八年十月吉田村社会福祉協議会発足当時、全戸に呼びかけ各戸十円以上たすけあい資金として募金した額を基金とし、その後、篤志家の寄付金、香典返し等を繰り入れ、昭和四十一年三月末で五二万八〇〇〇円余となり、これを貸付運用資金として運用している。

昭和四十六年、老人、心身障害者の生活環境整備として、住宅資金貸付けを県単事業として、県は県福祉協議会にその貸付業務を委託することにした。借入れ申し込みの調査申請手続き、貸付け金の受け渡し、償還金処理などの事務は資金別委託契約により、町社会福祉協議会が実施している。

下表は昭和六十三年十一月末の実績である。

なお、世帯更生資金の種類、貸付限度、据置期間、償還期限等について次表に掲げる。

世帯厚生資金等委託貸付件数・残高

貸付種別	昭和63年度残高		平成元年度貸付		計		差引残高11月末現在	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		円		円		円		円
世帯更生（生業外）	11	4,346,000	1	1,000,000	12	5,346,000	10	4,459,910
世帯更生修学資金	32	9,851,460	2	1,619,000	34	11,470,460	29	8,932,020
老人・心身障害者生活環境整備資金	2	1,450,000	0		2	1,450,000	2	1,304,480
合計	45	15,647,460	3	2,619,000	48	18,266,460	41	14,696,410

世帯厚生貸付条件一覧表

（平成元年度）

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	1,000,000円以内	1年以内	7年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：2,000,000円以内
	支度金	80,000円以内	6月以内	6年以内	
	技能習得費	月 20,000円以内			特に必要と認められる場合 貸付限度：320,000円以内（一括貸付） 貸付期間：6月（法令等において期間に定めのある場合，その期間，最高3年）
身体障害者更生資金	生業費	1,000,000円以内	1年以内	9年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：3,600,000円以内（一括貸付） 据置期間：1年6月以内
	支度金	80,000円以内	6月以内	8年以内	
	技能習得費	月 20,000円以内	1年以内		特に必要と認められる場合 貸付限度：480,000円以内（一括貸付） 貸付期間：6月（法令等において期間に定める場合，その期間，最高3年）
生活資金		月 56,000円以内	6月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：月85,000円以内
福祉資金		250,000円以内	6月以内	3年以内	**貸付限度の区分** 転宅費：190,000円以内 身体障害者福祉資金：520,000円以内 （償還期間：6年以内） 身体障害者等 自動車購入資金 ：2,000,000円以内 （償還期間：6年以内）
住宅資金		1,100,000円以内	6月以内	6年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：1,800,000円以内
修学資金	修学費	高校 月 23,000円以内 高専 月 30,000円以内 短大 月 37,000円以内 大学 月 38,000円以内	6月以内	20年以内	
	就学支度金	80,000円以内			**貸付限度の区分** 高校 自宅通学 37,000円以内 高専 自宅外通学 50,000円以内 短大 自宅通学 50,000円以内 大学 自宅外通学 80,000円以内 私立高校入学時に要する費用で特に必要と認められる場合は，別に130,000円を限度として貸付る。
療養資金		250,000円以内	6月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：380,000円以内 貸付期間：1年（特に必要と認められる場合，1年6月以内）
災害援護資金		1,000,000円以内	1年以内	7年以内	

⑷ ボランティア活動

地域福祉活動の一側面として善意の活動が発足し、昭和三十七年十月、鹿児島県にも全国四番目の善意銀行が開設した。県では昭和四十六年ボランティア教室を開設したり、善意銀行運営委員会を再編成したりして善意銀行の刷新に努めてきた。当時ボランティア活動普及の広報に「福祉国家をめざして四半世紀、国民もようやくその考え方をはっきりつかみ、福祉国家とは国が国民の人間らしい生活を保障することであり、その半面、国民の自発的な助け合い、即ち奉仕の上に立ってこそ形成されるものだと考えられるようになった。そして最近の余裕を持ちつつある国民生活の中では、時間と所得と労力、あるいは知恵を自らの判断でこれを善用しようとし、そこに生きがい、むしろ自分がこの世に生まれてきているあかしとして、体認してみたいと思う人も多くなってきた。私どもはこの行動をボランティア活動と呼んでいる。ボランティア活動は孤立しては生きていけない人間の社会生活をする上での理念に立つ行動であり、この英知と創造は人間だけのもつ価値であると思う。……中略……あなたのその清澄で、ひたむきな実践力をボランティア活動に向けてみませんか。きっとあなた自身の人間形成にも役立ってくれると思います。ここに多数の参加者をお待ちしています」（鹿児島県社会福祉協議会二五年誌）とある。

昭和四十七年秋、本県で行われた第二十七回国民体育大会では、県民一致して地域の美化活動等に取り組み、県内の競技会場地は勿論、国・県道沿いなど、花いっぱい、緑いっぱいの親切運動は選手・参加者に高く評価された。

本町は、昭和五十三年からボランティア活動育成事業を実施している。グループ活動の登録に増減はあるが、次のグループは現在も年間活動計画に基づき、公民館の清掃、太陽の里・寿康園・仁風学園等施設の手伝い、一人ぐらし老人や寝たきり老人への慰問・声かけ訪問、共同募金や歳末助け合い募金運動の協力などを行っている。

なお、月の一日には独居老人宅に家庭奉仕員、民生委員の協力を得て、商工会婦人部、交通安全母の会、精薄育成会、南農協婦人部、生活改善連絡協議会、食生活改

ボランティア活動登録団体（太字年間活動計画あり）

西下	八人	町老人会	一五五人	更生	九人		
青空	一〇	谷上青年	一三	本吉田	一六		
みなみ	八	町猟友会	一三〇	傷病軍人会妻の会	一九		
あおい	一七	仏教婦人会	八〇				
町婦人会	七〇〇	とうげ会	八				

善推進協議会、ひまわり等が温かい弁当を届けている。

3　赤十字

(1)　日本赤十字社の創立

明治十年、西南の役が起こるや元老院議官佐野常民と元老院議官大給恒（おおきゅうゆずる）は、赤十字と同じ組織をつくり、西南の役における両軍の傷病兵を救護しようと計画し、博愛社と名づけ政府に願書を提出したが、受け入れられなかった。そこで同十年五月一日熊本に赴き、征討総督有栖川宮熾仁親王に直接許可を願い出たところ、創設を認められた。博愛社の社則として、

第一条　本社の目的は戦場の傷者を救うにあり、いっさいの戦事はかつてこれに関せず。

第二条　本社の資本金は社員の出金と有志輩の寄付金によって成る。

第三条　本社使用する所の医員、看病夫等は衣上に特別の標章を着し以て遠方より識別するに便す。

第四条　敵人の傷者といえども救い得べき者はこれを収むべし。

第五条　官府の法則謹遵するは勿論進退共に海陸軍医長官の指揮を奉ずべし。

（明治十年五月郵便報知、朝野新聞から）

としている。

明治十九年十一月ジュネーブ条約に加盟し、翌二十年五月、日本赤十字社と改称した。日本赤十字社は、明治十年（一八七七）五月一日を創立の日としている。

(2)　日本赤十字社鹿児島県支部の沿革

日本赤十字社鹿児島県支部は、明治二十五年（一八九二）九月六日、日本赤十字社鹿児島委員部として県庁内に設置し、同二十九年七月、日本赤十字社鹿児島支部と改称した。

支部長は委員部設置当初から歴代県知事が兼任し、終戦時までは国際赤十字への協力と戦傷病兵の救護が目的であったが、昭和二十七年八月十四日、日本赤十字法が制定され、鹿児島県支部と改称された。

また、活動も災害救護、医療、看護婦養成、血液事業、赤十字の講習（救急法、蘇生法、水上安全法、家庭看護法）、難民救護事業、社会福祉事業、青少年赤十字、赤十字奉仕団等平時の活動が始まった。

支部の事務所も、県庁が戦災で全焼（昭和二十年七月七日）したため、鹿児島市武町の日本ガスビルに移転、戦後多数の戦傷病者復員、引揚者等の援護対策、処理のための業務が拡大し、郡元町の仮庁舎に移転した。

昭和二十六年、同地に木造二階建の庁舎を建設し、更に昭和五十二年十一月、鴨池新町に血液センターおよび

支部事務局の「鹿児島県赤十字会館」が建設され、赤十字の総合事業を推進している。

赤十字の活動は、社員（個人、法人）の納入する社費と寄付金によって推進されている。

⑶ 日本赤十字鹿児島県支部吉田分区

戦前は各町村が日赤関係の仕事を担当していたらしいが、吉田町（村）は兵事会を設立してこの仕事を進めていた。昭和九年度吉田村兵事会歳入歳出決算で、当時の活動の概要を知ることができる。（下表参照）

現在、本町の分区長は町長が兼任し、赤十字社関係の業務は町民課福祉係が担当している。

また、赤十字奉仕団の結成は昭和二十四年十二月一日で、県内に初めて結成された年である。分団数は四、班数四十四、団員数七六九人（平成元年三月三十一日現在）で日赤の社員募集や災害救護、救急法・家庭看護法等の活動を行っている。

- 六十三年の火災、平成元年の台風、水害、火災の災害が発生したときは見舞品（毛布・日用品・シーツ）を被害者に届けている。
- 救急法の講習等八回、四四五人を実施している。
- 万一に備えての救護資材として天幕一張り、ヘルメット二個、マグネットシート二枚を備えている。

昭和九年度吉田村兵事会歳入歳出決算

歳　入

一金 弐百五円也

歳　出

一金 壱百八拾六円参拾九銭

歳入歳出差引　残金 拾八円六十一銭

歳　入

科目	決算高	予算高	増減	備考
村費補助	一九〇	一九〇	〇	〇
前年度繰越金	一五	一五	〇	〇
歳入合計	二〇五	二〇五	〇	〇

歳　出

科(種)目	決算高	予算高	増減	附記
会議費		一五	△一五、〇〇〇	
需要費	二	四	△二、〇〇〇	
徴兵検査に要する分	四	四		
簡閲点呼に要する分	三〇	三〇		
入退兵送迎会費	二〇	二〇		
軍隊に対する接待費	五	五		
帰郷兵表彰費	七	七		
海軍志願兵予備試験当日の雑費	二 七〇〇	三	△〇、三〇〇	
軍隊慰問費	三〇	三〇		
出征軍人遺家族慰問費	三 七一〇	五	△一、二九〇	
招魂祭費	一五	一五		
負担金	一〇 五〇〇	一〇 五〇〇		
在郷軍人分会補助	四	四		
予備費	一六 四八〇	一六 五〇〇	△〇、〇二〇	
歳出合計	二〇五 三九〇	二〇五	一八円六一銭	翌年度へ繰越

日赤社員の募集についての状況は昭和六十年以降は次の表の通りであるが、五十九年以前の特別社員、有功章受賞者は銀色特別社員章［思川建設、山下盛義、武 武二、内村巽、石下谷努］銀色有功章［山口義彦、柴山良丸、上村藤吉、上田建、白坂昭典］金色有功章［窪園勝巳］となっている。

有功章及び特別社員受章者

	銀色特別社員	金色特別社員	銀色有功賞
昭和60年度	司夫清功信夫雄弘浩徳 正一　重道久尚芳高 園　方田藤元　石下田 窪西山内後坂東福山脇	有村泰弘	鹿児島佐川急便㈱ 白坂昭典（Ⅲ）
昭和61年度	威馨吉 権　藤 野川口 上有堀	哉ブ徳夫 哲シノ純秋 原瀬角崎 梶平大福	
昭和62年度	憲庄郎雄清正 壽　重得喜一久　清 小向村　方森 西東山米	馨等治吉 川　芳藤 元島口 有枝鮫堀	
昭和63年度	池川小永福 田畑玉盛木 上村田 前		

日赤吉田町分区　社員及び社資

年度	一般社員	特別社員	法人社員	計	社資額
昭和60年	2,214人	16人	6件	2,236件	1,365千円
昭和61年	2,264	18	6	2,288	1,540
昭和62年	2,192	28	11	2,231	1,562
昭和63年	2,228	21	21	2,270	1,587
平成元年	2,297	4	0	2,301	1,250

㈡ 生活保護制度

先に生活保護法は、戦後政府が統一的な公的扶助の基本法規として昭和二十一年九月公布、同十月施行したと述べたが、昭和二十一年から二十四年までの間に数度にわたる改正の後、全面的な改正が行われ、翌二十五年五月公布施行された。

生活保護法の理念は、憲法第二五条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という民主思想を具現することにあり、本法の制定を機に近代的な社会保障制度への前進を示したといわれている。

社会福祉事業法の制定に伴い、生活保護法にも社会福祉主事および福祉事務所に関する規定が設けられ、保護事務の強化がはかられることになった。

本県においては、民生部厚生課の監督のもとに昭和二十六年十月、福祉事務所を設置することになったが、当分の間は地方事務所および支庁に新たな福祉課を設け「生活保護法・児童福祉法および身体障害者福祉法に定める援護育成または更生の措置に関する事務」をつかさどることになった。

地方事務所のない鹿児島郡は、同年十二月鹿児島福祉事務所が設置され、福祉事務を行うことになった。

福祉事務所の設置に伴い、これまで市町村長の責任に

おいて行われていた生活保護法をはじめ、児童福祉法および身体障害者福祉法等に定める援護更生業務はもとより、社会福祉事業法や民生委員に関する福祉関係業務等もすべてこの福祉事務所において処理することになった。

本町は、町民課が民生委員の協力を得て、町民の福祉更生事務をすすめている。

生活保護は原則として世帯を単位としているが、個人を単位としてもよいことになっている。

保護の方法は居宅保護と収容保護とがあり、給付は金銭給付と現物給付（主として医療）とがある。給付については、対象扶助の必要に応じ一種類または二種類以上給付できるようになっている。

1　生活扶助

衣類その他日常生活の需要を満たすために必要なものを給付し、希望によっては施設に収容し、次の扶助のいずれも給付が受けられる。

2　教育扶助

義務教育に必要な教科書、学用品、学校給食、そのほか義務教育に必要なもの。

3　住宅扶助

住居費、住宅の補修費、その他住宅の維持のため必要なもの。

4　医療扶助

診察料、入院費、医学的処置費、施術費、薬剤費、治療材料費、看護費、他病院への移送費、看護費等

5　出産扶助

分娩前後の処置ならびに介助の費用、入院費、分娩に必要な衛生材料費

6　生業扶助

生業に必要な資金、器具費、技能習得費、就労費

7　葬祭扶助

死亡診断書、死体の運搬費、火葬または埋葬費、納骨その他葬儀に必要な経費

生活保護を実際に適用するとき、最低生活水準を級地別に規定している。

㈢ 児童福祉

終戦後混乱した社会情勢の中で、日々増加する少年犯罪と非行浮浪児群に対する応急対策として、占領軍民生部からこれらの児童の収容と健全育成に努力する指令が出された。政府は一斉取締まり指導を行い、その一部を施設に収容保護した。また、次代を背負う全児童の健全育成のためにはより根本的な児童福祉対策が必要であるとして、昭和二十二年十二月、児童福祉法が制定された。

この法の制定によってそれまで保護の対象とされてい

た孤児・浮浪児・捨児などの特殊な児童だけでなく、広くすべての児童に公的福祉事業の手がさしのべられることになった。

本県は全国でも屈指の戦災県であったために児童対策の主力を浮浪児の保護と不良化防止におくことにした。

昭和三十四年には、児童権利宣言が公布された。そして二十二年制定の児童福祉法の内容も、経済情勢の変化により改正がなされ、現行児童福祉施行令による主な児童福祉事業は次のように規定されている。

母と子の幸せのため

1　児童保育の充実をはかる。

2　障害児の福祉の増進を図る。

3　乳児の生命を保持するとともに、心身の順調な発達を保障するため、乳幼児の福祉の向上を図る。

児童の健全育成

4　児童に対する適切な生活指導と健全な遊びを通して、心身の健康の増進をはかる。

5　家庭教育の研修活動を促進し、児童の健全育成をはかるとともに、地域における児童福祉の向上に資する。

6　経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、助産を受けさせる。

児童手当支給

7　児童を養育しているものに児童手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与する。

児童扶養手当支給

8　父と生計を同一にしていないか、または父が重度の障害の状態にある児童（十八歳未満の者、または重度の障害の状態にある二十歳未満の者）、監護する母または養育する者に児童扶養手当を支給することによって、児童の福祉の増進をはかる。

特別児童扶養手当支給

1　精神または身体が重度の障害の状態にある二十歳未満の者を監護している者に、特別扶養手当てを支給することによって福祉の増進をはかる。

2　父子世帯における、乳幼児の保育や児童の養育に困っている世帯について、乳児院、保育所および養護施設等への入所による児童の養育をはかる。

以上児童福祉の概略を述べたが、ここで本町にある仁風学園の前身「仁風寮」について記すことにする。

1　仁風学園（仁風寮）

さきに述べたように、県としては浮浪児の保護の施設の必要に迫られ、恩賜財団戦災援護会鹿児島県支部と図り、昭和二十年九月厚生省等に設立の認可申請をして同

年十月二十五日、恩賜財団による「仁風寮」と命名認可された。つづいて、十一月二十日職員書記一人、保母四人、炊事婦一人、嘱託医一人を任命して、鹿児島市下伊敷二、二七八番地、元海軍施設跡バラック建物三棟の修理・改造（収容および事務室五六坪、炊事場および食堂四〇坪、湯殿洗濯場四〇坪）と生活物資の収集に着手、同年十二月十一日、戦災孤児四人、引揚孤児十人計十四人を収容して開所したが、月末には二十六人、翌二十一年七月末には九十人に達している。

昭和二十二年三月末、鹿児島県立仁風寮として生活保護法による寮として認可、翌二十三年一月一日、児童福祉法に依る養護施設になった。

昭和二十四年六月、天皇陛下鹿児島県行幸の際に御視察、寮児と職員（十八人）を激励された。

同二十五年三月、鹿児島市郡元町二六九九番地、海軍航空隊跡（二七七坪）に新寮舎を新築移転し、伊敷施設は二十六年二月「若葉寮」として独立した。この時期の寮児は百二十人と記録されている。

「この間、多くの人々の善意によって、食料や衣料の確保が最低限できたことや、寮児が浮浪児等と一緒に空腹で盗み食いや窃盗を働き、その後始末や、そのような事が原因になったりして周囲の非難や学校で暴力や排斥等を受けたりしたので、職員会に同席して認識を深め学級参観をして児童に了解を求め、ＰＴＡに出席しては父兄の理解を求めるなどした」と初代施設長「島田稔」の回顧録にある。

昭和三十七年七月、社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団仁風寮と改称している。入寮する児童の措置理由も敗戦後の戦災孤児・引揚孤児・浮浪児等から、家庭崩壊や社会不適応を要因とする理由に変わってきた。

昭和四十五年十月、児童憲章の「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」等の精神を生かすため、施設の移転が検討され吉田町（村）本名早馬下四五八―一に敷地一六、五四六平方㍍（約五千坪）を購入、床面積一、六八九平方㍍の鉄筋コンクリート一部木造モルタルの新築工事に着手、同四十六年四月一日、社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団仁風学園と改称して、新園舎に移転してきた。

園児が転入する本名小学校、吉田南中学校は昭和四十六年二月、仁風寮を訪れ交歓会を開いている。

現在（平成元年十二月一日）園児九十三人を職員三十一人（非常勤を含む）で、

一　健康と安全管理　二　生活指導　三　学習指導
四　進路指導　五　幼児保育

など九つの重点目標を掲げ、自治と自立を身につけるよう養護に当たっている。

また、新しくパソコンを導入して個別の学力に応じた学習をさせ、学習意欲を引き出しながら学力の向上やや る気を助長する試みをしている。

2　児童保育所・保育園

保護者が労働や疾病などの事情から、家庭において保育できなくて、かつ、同居の親族その他の者がその児童を保育できない場合（吉田町保育所入所措置条例、昭和六十二年三月）に、家庭に代わって児童を保育する施設として保育所が設置されている。保育所は厚生大臣の認可によって設置されるが、保育所の経営費は入所者の納める保育料（児童福祉法第五六条の規定に基づく負担金徴収規則、昭和六十年七月、改正平成元年六月）と、総経費から保育料を差し引いた額を国が四分の二、県が四分の一、町が四分の一ずつを負担することになっている。現在、町内には町立保育所二カ所、法人保育園二カ所がある。それぞれの保育所（園）について述べる。

吉田町立本名保育所

昭和三十一年五月一日、本名小学校ＰＴＡが主体（婦人会・校区委任者会の協力）になり学校の解体校舎を払い下げ、学校近くに（現青年会館）幼児学級のための施設をつくり、保育料を徴収し管理者を小学校校長兼任で保護婦二人、会計係を小学校職員にして保育を始めた。

昭和四十七年三月、村議会で本名保育所設置および管理条例を議決した。

管理条例の目的に「本名保育所は吉田村居住者で保護者が労働または疾病のために保育に欠けるところがあると認められる幼児または乳児ならびに児童を保護者に代わって保育し心身の健全な育成を目的とする」とある。

また受託定員は六十人となっている。

創立年月日　昭和四十七年五月一日
場　所　吉田町本名岩菅　三〇二六番地
敷　地　一四〇〇平方メートル　運動場　九二〇〇平方メートル
園　舎　鉄骨平家建て　二四〇平方メートル
　保育室二　厨房一　医務室一　乳幼児保育室一
　事務室一
保育目標　なにごとにも元気な子ども
　こん気のある子ども
　やる気のある子ども　を育てる
保育時間　午前七時三十分から午後五時三十分
通園方法及び園児数　保護者同伴　四十五人
職　員　所長一人（兼務）保母四人　調理婦一人
園の特長　当保育所は、本名小に隣接し保育環境に恵ま

れている。緑豊かで静かな環境のもとで、自然との触れ合いを持ちながら、戸外活動を中心に、春は田んぼでれんげ摘み、夏は本名川で水遊び・魚とり、秋は八幡神社で落ち葉拾い、冬は上半身裸で園庭でのかけっこなど遊びを通して、心身の発達に努めている。

吉田町立宮之浦保育園

町内二つめの保育所として、昭和五十年三月町議会で設立を議決している。

創立年月日　昭和五十年四月一日
場　所　吉田町宮之浦五一九番地
敷　地　一四七四平方メートル　運動場　一一〇〇平方メートル
園　舎　鉄骨平家建て　三〇〇平方メートル
　保育室二　厨房一　医務室一　乳幼児保育室一
　事務室一
保育目標　なにごとにも元気な子ども
　こん気のある子ども
　やる気のある子ども　を育てる
保育時間　午前七時三十分から午後五時三十分
通園方法及び園児数　保護者同伴　六十人
職　員　所長一人、保母五人、調理婦一人
園の特長　地域的に自然に恵まれているので、子供たちも動植物に強い関心を持っている。

社会法人東西福祉会吉田保育園

吉田寺住職大丸法山は昭和十六年、現在の西下公民館の前身西下倶楽部を借りて季節託児所「慈愛保育所」を開設。
昭和二十七年吉田寺（西佐多浦七三九番地）に移転。
昭和三十一年の夏社会福祉施設として県知事の認可を受け、園舎約八〇平方メートルを吉田寺境内に建て発足した。
昭和四十年八月　定員六十人になり施設も約二倍に拡張した。
昭和五十六年十一月　社会福祉法人東西福祉会となる。
同五十七年五月　新園舎が完成した。
創立年月日　昭和三十三年四月
理事長　大丸法山
場　所　吉田町西佐多浦七三九番地
敷　地　一〇六七平方メートル　運動場　六〇一平方メートル
園　舎　鉄筋コンクリート二階建て　四一八平方メートル
　保育室二　乳幼児保育室二　遊戯室一　医務室一
　厨房一　事務室一　園長室一
保育目標　子供は豊かに伸びていく可能性をその内に秘めている。その子供たちが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す基盤を培うことに努める。
保育時間　午前七時三十分から午後五時三十分

通園方法及び園児数　保護者同伴　五十六人
職　　員　園長一人、主任一人、保母六人、調理婦二人
園の特長　子供をのびのび育てるために、きめ細かな保育をモットーにしている。

むれが岡保育園

牟礼ケ岡団地の戸数増加に伴い、幼児の数も増えて住民から保育所の設置の要望が出され、県知事認可を平成元年五月二十五日に受けた。

創立年月日　平成二年四月一日
理 事 長　川原園勝夫
場　　所　吉田町宮之浦三九六六―五一〇
敷　　地　一〇〇六平方㍍
園　　舎　鉄筋コンクリート二階建て　四〇〇・二平方㍍
保育室二　乳幼児保育室一　遊戯室一　厨房一　医務室一　事務室一　園長室一
保育目標
一　丈夫で体力があり、我慢強い子ども
二　思いやりがあり、友達と仲良く遊ぶ子ども
三　良く考え、工夫する子ども
四　あいさつができ、自分のことは自分で出来る子ども
五　自然に興味関心を持ち、事象に感動する子ども
保育時間　午前七時三十分から午後五時三十分
通園方法及び園児数　保護者同伴　六十人
職　　員　園長一人　主任一人　保母四人　調理婦二人
園の特長　健康を基本にリズム感など感性の醸成を図る。

㈣　母子福祉

昭和二十七年、戦争犠牲者遺家族に対する援護を主体とする、資金の貸付けを柱とした母子福祉資金貸付等に関する法律が制定された。その後、母子世帯の実態は戦争遺族にとどまらず、一般の病死、離婚、交通事故等の比率が増加し、その構成に変化が現れてきた。このようなことから昭和三十九年、母子福祉法が公布施行され同五十七年から寡婦についても母子と同様に対象として取り入れられた。昭和六十三年度、県は当初予算に七億七九七万円が計上され次のような事業を実施している。

1　母子・寡婦福祉資金貸付事業（二事業）

配偶者のない女子で、二十歳未満の児童を養育しているものに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付けを県の特別会計事業として実施している。

2　母子たすけあい資金貸付事業

母子家庭および寡婦が、生活資金、結婚資金等一時的に必要とする小口資金について、貸付けを県が社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会に貸付けて運営

している。

3　母子相談員等設置事業

母子家庭等の各種の相談に応ずるとともに、適切な助言指導を行うため、母子相談員、母子福祉協力員を設置している。

4　母子・寡婦・父子家庭介護人派遣事業

母子家庭の母、父子家庭の父、当該家庭の義務教育修了前の児童または寡婦の一時的な傷病により、日常生活を営むのに支障のある母子家庭、父子家庭または寡婦に対し介護人を派遣して必要な介護・保育を行っている。

事業内容

(1)　介護期間　五日程度(十日を限度)

(2)　介護内容　ア　乳幼児の保育　イ　食事の世話　ウ　住居の掃除　エ　身のまわりの世話　オ　生活必需品の買い物　カ　医療機関との連絡　キ　その他必要な用務

5　母子家庭等心のふれあい助成事業

母子家庭の母と子および寡婦に親子の対話または休養の場を与え明日への励みを持たせるために、県内の国民宿舎等を利用した場合に料金の一部を助成する。

6　母子・寡婦ひとり立ち援助事業

自立と生活の安定を図るため、婦人に適した職種に必要な知識、技能を習得するための講習会を実施する。

県は、父子世帯数、三千七百五十世帯（昭和六十二年七月一日）と把握し、家事、子供の教育、保育、収入の確保および住居等が問題であるとして、その対策に取り組んでいる。

(五)　心身障害者福祉

1　精神薄弱者福祉

昭和三十五年三月、精神薄弱者に対する援護をはかるための特別立法として精神薄弱者福祉法が公布され、四月一日から施行された。精薄者問題が正面から取り上げられたのは精神衛生法（昭和二十五年五月制定）であるが、同法はもっぱら精神病院および精神衛生相談所を中心とした臨床的医療保護活動で、精薄者の日常福祉面についてはほとんど触れられていなかった。

昭和二十八年、中央青少年問題協議会によって、精薄者、とくに十八歳未満の精薄者に対する福祉対策の貧困が指摘されるところとなり、精薄児対策について施設その他の面において進展をみたが、十八歳以上の精薄者に対してはほとんど放置の状態であった。

鹿児島県の精薄者数は三十六年末で二千八百四十六人（十八歳以上）と推定されており、援護施設一施設（川

内更生園　収容定員七十人）があるだけであった。その後実態調査を進め施設等の設置拡充をはかり、昭和六十二年度末、

精神薄弱児施設十一カ所（定員六四〇人　入所数五七八人）
精神薄弱児通園施設一カ所（定員三二人　入所数一七人）
重度心身障害児施設三カ所（定員四二〇人　入所数三五五人）
精神薄弱者厚生施設十七カ所（定員二四〇人　入所数二三二人）
精神薄弱者授産施設十一カ所（定員四八〇人　入所数四七八人）

となっている。

本町は、町民課、福祉協議会が福祉事務所や関係機関と連絡を取りながら、障害児・障害者の更生・援護に努力している。また、心身障害者扶養共済制度掛金の一部負担（昭和四十五年七月）、重度心身障害者医療費助成（昭和四十九年十二月）の条例を制定している。

吉田町もくせい福祉作業所（小規模作業所）

吉田町精神薄弱者育成会西村ハナエ会長は、昭和六十年十二月、働く意欲がありながら雇用されることが困難な精神薄弱者に　一、社会性を身につける　二、本人の生きがい対策　を目的に、自宅（宮之浦、下東）を開放して、町内に多い竹を材料に「庭ホーキ」つくりを中心とした作業学習をとり入れた。

昭和六十三年七月から旧谷上（たにかみ）公民館を作業所として、町花木の「もくせい」をとって「吉田町もくせい福祉作業所」の名称にした。

平成二年一月末現在、十九歳から四十七歳まで、男子五人、女子三人計八人が自宅から通所している。

平成元年度に初めて、社会福祉小規模作業所として、国の補助八〇万円（三年で打切）、県・町各七二万五〇〇〇円の補助がついた。

もくせい作業所は町精薄育成会が運営に当たり、所長は西村ハナエで、作業日は月曜日から金曜日まで週五日制である。九時の朝の会で始まり、休息、昼食をはさみ三回の作業で述べ時間は一日二時間から四十分で、月一回から三回の行事がある。

平成元年度は、先の補助二二五万円と歳末たすけあい募金の一部やボランティアによって、「ホーキ」つくりを中心に調理実習やミシン作業等をとり入れ、労働の喜びを体験させると共に社会参加意識を育てている。また、感情の体現を図るため「おどり」を練習させ、県内十五作業所の合同研修会や親子研修会などでの発表も計画している。

このほかに、西佐多浦小松尾に姶良・伊佐関係の「あいら福祉作業所」開設の準備がすすめられている。

2　身体障害者福祉

身体障害者福祉法が昭和二十四年十二月制定され、その後数回改正され昭和四十五年に心身障害者対策基本法が制定された。この法は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害若しくは言語機能障害、心臓機能障害、呼吸機能障害などの固定的臓器機能障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象にした。

主な事業は次のようになっている。

身体障害者更生相談及び障害者手帳交付事業

身体の不自由な人々の更生の方法について、専門的立場から総合的・化学的に判定を行い、装身具、更生医療の給付、施設への入所、税金の減免、鉄道運賃の割引などの制度を活用するための、身体障害者であることの証明書を交付している。事業は国と県が負担している。

県は、昭和六十三年度当初予算に六億六四〇八万二〇〇〇円を計上して、援護、更生事業を行っている。（県民福祉行政のあらまし　昭和六十三年度）

㈥　老人福祉

老人福祉法は昭和三十八年七月に制定された。

1　老人福祉一般

⑴　老人は多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。

⑵　老人は老齢に伴って心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

⑶　老人はその希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

このように老人の福祉に関する原理を明らかにし、老人に対しその心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることになった。

2　本町における老人福祉

本町の平成元年十二月末現在の人口は九千七百四十五人でその内、七十歳以上の人口は一千二十人（平成元年九月末現在）であり、総人口に占める割合は一〇・五％である。

本町の最近五年間の比率は一〇・四％以下であるが、地域により割合に大きな格差がある。

近年、老人クラブの活動が盛んになり、道路や神社等の清掃、花いっぱい運動などの奉仕活動、ゲートボールや研修旅行などのスポーツ・レクリエーション活動にも積極的に参加し、健康つくりや文化活動を活発に行って

いる。しかし、一方ねたきり老人や肢体不自由者もおり、援助の手をさしのべる必要がある。（吉田町総合振興計画　昭和六十二年十二月）

昭和二十年、国民の祝日に関する法律の公布によって、九月十五日が敬老の日と定められ、老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人自ら生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるようになった。敬老の行事については、以前から各家庭で節目をとらえ、還暦（六十）、古希（七十）、喜寿（七十七）、傘寿（八十八）、卒寿（九十）、白寿（九十九）の歳には家庭の生活状態に応じ何等かの形で祝いが行われた。

本村の社会的行事としては、大正四年十一月三日、吉田尋常高等小学校運動会において敬老会を開くとし、

ア　会場一室ヲ場所トシ席ヲ設ク

イ　七十歳以上ノ男女老人九十六人ニ対シ菓子一包湯呑各一個ヅツヲ贈呈ス（吉田校区婦人会記録）

とある。

町内同じように敬老行事が行われたと考えられる。現在でも小・中学校の運動会には敬老席を設けている。

当時全国的には、大正天皇御即位（大正四年十一月十日）の記念行事で八十歳以上の高齢者に木杯を御下賜になったのを機会に、毎年地域婦人会が主体になり、永年郷土発展に尽くされた功績をたたえ高齢者に菓子・湯呑みなどを送っていたとある。

現在、敬老の日には小学校区ごとに地区公民館（学校体育館）等を会場に、七十歳以上の老人の集合を願い記念品を贈り、婦人会手作りの弁当や茶菓に興じながら、子供たちの遊戯や劇・婦人会の手踊りなどがあって、楽しい一日を過ごしている。

町（村）としては、吉田村に居住する高齢者に対し、長寿を祝福して敬老の意を表すために、吉田村敬老年金支給条例を昭和四十六年六月に制定した。

八十歳以上八十五歳未満	年額五千円
八十五歳以上九十歳未満	年額七千円
九十歳以上　百歳未満	年額一万三千円
百歳　以上　……	年額三万円

の敬老年金や、八十八歳の米寿者に記念品等を敬老の日に贈呈している。また、町内に居住する七十歳以上を対象に、温泉保養費助成支給条例を昭和六十三年三月に制定し、健康保持と保健の向上に寄与するため、年額一人当たり四八〇〇円相当額の温泉保養券を交付している。

このほか老人家庭奉仕員四人を設置して、日常生活に支障のある者、ねたきり老人及び一人暮らし老人への援助をしている。（平成二年度当初予算約一、〇四八万円）

六十五歳以上のねたきり老人には、特殊ベッドの貸与もしている。

吉田町総合振興計画では老人福祉の問題点として、

◦老人施設がないので、施設の設置が望まれる。

◦老人の生きがい対策を強く進める必要がある。

として、つぎのような計画をしている。

「老人の自主的活動の推進を図るため、多年にわたる経験と知識・技術を生かし、能力に応じた工作品の生産活動を通じ融和を図り、生産の喜びや創造性を養い生きがい対策に努力する。

また、健康維持管理を強化するため、健康審査をすすめるとともに、ゲートボールや研修旅行により健康づくりに努力し、独居老人対策は福祉電話の設置や家庭奉仕員の派遣等で孤独感を和らげ、地域住民の協力を得て安否の確認等を行い老人福祉に努める」とある。

老人施設は、単に養護施設機能だけでなく、町民の健康増進等を図る方向で「健康管理センター」の仮称で計画が進められている。

特別養護老人ホーム「寿康園」

昭和四十八年十一月、吉田町大原台地（本名二三四番地）に社会福祉法人寿康会が「行き届いた老人の介護」を主とする、五十五人収容の特別老人ホームを開園して現在に至っている。

より充実した生活を図るため、週一回、近くの吉田温泉病院まで温泉浴にでかけたり、器楽合奏と合唱等をしたり、お花見、夏祭り、誕生会、運動会、遠足など計画的な行事もある。

快適な生活環境と充実した介護のため、洗面所水洗便所・全館冷暖房設備と一般浴槽、特殊浴槽、機能回復訓練設備等や安全確保の非常災害対策設備がなされている。

入園は民生委員・町役場・福祉事務所を通じてなされ、入園中の費用負担については福祉事務所で認定され、その負担額は本人および扶養義務者の所得によって、無料または一部負担が決まっている。

㈦ 国民年金

1 国民年金制度の概要

わが国の公的年金制度の土台として、年をとったり病気やけがなどで障害者となったり、死亡したときに生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止して、健全な国民生活の維持および向上を目的とする年金制度である。それまでは、一定の職業に就いている人たちには、例えば各種共済組合をもつ官公庁、船員保険とか、会社・工場などに努める人々を対象にした厚生年金保険制度はあったが、農林漁業に従事する者や自由

業、五人未満の零細企業従業者、商店主などを対象とした年金制度はなかった。

この国民年金制度は昭和三十四年四月、国民年金法として制定され、更に同三十六年四月から保険料を負担する拠出制国民年金制度が発足した。（保険料はその人の収入に関係なく全国一率である）

被保険者は国内に居住する二十歳以上六十歳未満の者（高校、大学および専修学校などの学生は除外）で、他の公的年金制度の被保険者または組合員となっている者は除外される。

2　給付の種類と支給要件

(1)　老齢基礎年金

支給要件は、保険料の納付済期間（保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間）が二十五年以上ある人が、六十五歳以上に達したときに支給される。なお、制度施行日に三十歳以上の人については、年齢に応じて二十年から二十四年までに短縮する等の特例がある。

支給開始年齢は原則として六十五歳となっているが、受給要件を満たした六十歳以上六十五歳未満の人は繰り上げ支給、また六十五歳以後の支給を希望することも出来る。支給開始年齢による減額・増額は下表のようになっている。この支給率は生涯変わらない。

支給の繰上げによる年金額（減額）

60歳以上61歳未満の間に請求する場合 ……	0.42
61歳以上62歳未満の間に請求する場合 ……	0.35
62歳以上63歳未満の間に請求する場合 ……	0.28
63歳以上64歳未満の間に請求する場合 ……	0.20
64歳以上65歳未満の間に請求する場合 ……	0.11

支給の繰下げによる年金額（増額）

1年を超え2年に達するまでの期間のとき(66歳) ……	0.12
2年を超え3年に達するまでの期間のとき(67歳) ……	0.26
3年を超え4年に達するまでの期間のとき(68歳) ……	0.43
4年を超え5年に達するまでの期間のとき(69歳) ……	0.64
5年を超える期間のとき(70歳以上) ……	0.88

(2)　障害基礎年金

支給要件は、初診日の前日に保険料納付済期間（保険料免税期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある人が、障害認定日（初診日から一年六カ月経過した日または症状が固定した日）において、法の定める障害の状態に該

当するとき。

十八歳未満の子（一・二級の障害のある子は二十歳）があるときは、これに子の加算額を加算する。

年金支給額（平成元年四月現在）

障害種別	年金額	支給区分
一級	七八四、〇〇〇円	
二級	六二七、〇〇〇円	

(3) 遺族基礎年金

支給要件は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（死亡日前に、保険料納付済期間が加入期間の三分の二以上）人が死亡したとき、その遺族（死亡当時、生計を維持されていた人の妻で、十八歳未満の子（一・二級障害状態は二十歳）と生計を同じくしている者。十八歳未満の子または一・二級の障害の状態にある二十歳未満）に対し、次の年金額（平成元年四月現在）を支給している。

ア　妻が受けるとき

年金額　六二万七二〇〇円　加算額　子二人各一八万八〇〇〇円、三人目以降各六万二七〇〇円

イ　子が受けるとき　年金額、加算額　妻と同じ

以上三つの基礎年金のほかに、付加年金、寡婦年金および死亡一時金がある。

本町における昭和六十三年度国民年金保険料徴収額および拠出年金（福祉年金を含む）の支給額は表の通りである。

国民年金加入者の状況

（平成元年3月末）

被保険者数									
第1号			任意			第3号			総数
男	女	計	男	女	計	男	女	計	2,258人 (131)
734人	688人	1422人 (123)	4人	7人	11人 (5)	12人	813人	825人 (3)	

60歳以上の任意			免除者数					
男	女	計	法免	率	申免	率	計	率
2	2	4人	119人	8.4%	183人	12.9%	302人	21.2%

付加年金加入者数			農業者年金加人者数	人口	世帯数
強制	任意	計			
3人	100人	103人	36人	9,560人	3,058世帯

注　（）書きは不在者の再掲

年金種類別支給状況

（平成元年３月末）

拠出制年金			基礎年金		
	件	金額（円）		件	金額（円）
老齢年金	687	235,263,500	老齢基礎年金	44	15,799,200
通算老齢年金	247	39,777,500	障害基礎年金	132	97,748,400
障害年金	55	38,792,200	遺族基礎年金	6	3,386,700
母子年金	11	9,031,000	計	182	116,934,300
遺児年金	2	815,400	老齢福祉年金	225	74,250,000
寡婦年金	2	806,200	給付総計	1411	515,670,100
計	1004	324,485,800			

収納状況

（平成元年３月末）

	検認	調定保険料	前納保険料	追納	合計
件数	11,165件	112件	10件	5件	11,292件
金額	86,832,260円	2,996,620円	932,550円	267,460円	91,028,890円

(八) 旧軍人軍属の恩給と遺族年金

恩給制度は、公務員が長年忠実に勤務して退職し、または死亡したとき、公務のためにけがをしたり病気にかかったとき、公務のために死亡したときに、国が公務員との特殊な関係に基づき、使用者として年金給付などを行う制度である。（恩給のしくみ　総務庁恩給局）

この制度は、明治八年（一八七五）の「陸軍武官傷痍扶助及死亡ノ者祭祀其家族扶助概則」や「海軍退隠令」（太政官達）など、武官を対象として発足した。

明治十七年の「官吏恩給令」によって文官にも恩給が支給されるようになり、学校職員・警察官などに対する恩給制度も別に制定された。

このように官吏の種類ごとに設けられてきた諸法を、大正十二年（一九二三）整理統合したものが「恩給法」である。その後、昭和八年に大改正を受けたが、第二次世界大戦の敗戦により傷病恩給の一部を除き、軍人恩給は停止され、公務員制度にも大きな変革が起こった。

講和条約締結後の昭和二十七年「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が成立、翌年には軍人恩給が復活し、官吏は公務員となり、それまで「恩給法」の適用を受けていなかった地方公務員、公社公団の職員等も恩給法の準用を受けることになったが、それぞれの種別による共済組合

制度に移行した。軍人恩給は復活後二十数回改正され普通恩給、増加恩給、傷病年金または傷病賜金、特例傷病恩給等となっている。

1　普通恩給

実在職年に加算年（例、戦地戦務一月につき三月以内）を算入して、兵・下士官は十二年以上、準士官以上は十三年以上となっている。

2　増加恩給、障害年金・特例傷病恩給・傷病賜金

公務のため、また公務に関連してけがをしたり病気にかかったりした公務員が、一定の程度以上の障害を残した場合に支給される恩給で、前三者は年金で、傷病賜金は一時金である。これらをまとめて傷病恩給とよばれている。

なお、特例傷病恩給は旧軍人・準軍人に特有のものである。

3　扶助料・傷病者遺族特別年金

遺族に支給される年金恩給で、扶助料は公務員の死亡の原因、生前受けていた恩給の種類などによって、普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料に分けられ、別に旧軍人・準軍人に特有のものとして特例扶助料がある。

4　一時恩給・一時扶助料

普通恩給を受けることができる年限に達しない公務員やその遺族、または扶助料を支給される遺族がないときに未成年者や重度障害のある兄弟姉妹に支給される一時金である。なお、断続実在職年三年以上の旧軍人にも特別の一時金が支給される。

普通恩給の最低保障額

（昭和63年度４月現在）

区　分	条　件	年金額
最短恩給年限以上	65歳以上	908,100円
	65歳未満	681,100円
最短恩給年限未満65歳以上又は傷病兵	実在職９年以上	681,100円
	〃　６年以上９年未満	544,900円
	〃　６年未満	454,100円

普通扶助料の最低保障額

（昭和63年度４月現在）

区　分		58年度	63年度
最短恩給年限以上		520,000円	635,000円
最短恩給年限未満	実在職９年以上	390,000円	476,300円
	〃　６年以上９年未満	312,000円	381,000円
	〃　６年未満	260,000円	317,500円

第八章　教育・文化

第一節　教育

一、学校教育

(一)　教育制度の移り変わり

1　幕末維新期の教育

藩政時代の教育は、主に武士の子弟を対象とした学問所、稽古所があり、地方には志のある人が私塾を開き、主として手習いを教え、少し進んだ者には四書五経など漢籍の素読や算術・習字等を教えたので、学に志ある者はそこで教育を受けるという程度であった。

当時、なお学問を受けたい人はどのようにしていたかを示すものとして、「古木保彦の略伝」に「十五～六歳の頃勝手奉公（書生）として鹿児島城下に出て、傍ら学問・撃剣等を学びしに、病魔に犯され保養の為め帰村す。

再び城下に出て当時、郡山・吉田両郷の地頭『伊集院周八氏』宅に勝手奉公をなせり。数年の修養により彼の学識著しく上達せりという。殊に書に巧みなりしかば、帰村するや直ちに吉田郷校・外城第十三郷校の習字教師として教鞭を取れり」とある。

このように、鹿児島城下に近かったので、有志の人は城下の有識者の家に住込み家事奉公をしながら、学問・剣術等を学ぶと同時に交友を広め、深めていった。

私塾、寺子屋は、庶民の子弟に日常生活に必要な教養を身につけさせることを目的として教育がなされた。

ここでは読み、書き、算盤が主として教えられ、読み物としては往来物（寺子屋用に編集された教科書の総称）が使用され、手習いは「イロハ・・・一二三・・・」に始まり、「十干十二支、方角、町村名、名頭等」というようなものであった。

指導者としては、郷土の有識者が多く、その他神官、僧侶、医者などが当たった。

吉田の私塾

文久年間（一八六一～六三）、藩主が盛んに文武を奨励したので、吉田郷の儒者川内彦左衛門は、後進者（後輩）誘導の目的をもって、その自宅である東佐多浦字高岡二六一四番地において、一族並びに近隣の篤学者（学問を熱心に励む者）久松藤雄、古木保彦等十数人を集めて漢学を授けている。

(1)　**復生館**

元治元年（一八六四）、鹿児島の士伊集院周八が吉田・

郡山二郷の地頭となるや、当郷の組頭、川田彦兵衛、牛込信兵衛、深見仁左衛門等と相談して士族の共有金を投じ、建坪およそ十二坪の民家を買い受け、これを西佐多浦字興化寺五六番地（現吉田小校門脇濱田氏宅地）に移転して復生館と名づけ校舎に充てた。

地頭は当時帖佐村の教師をしていた、川内彦左衛門を召還して師に任じ、つぎに鹿児島の士、加藤権兵衛（天津流）、隈元伊之助（影之流）の両師を招聘して漢・書・算および剣道の四教科を置き、学問を志す士族の子弟およそ五十余人を教育した。

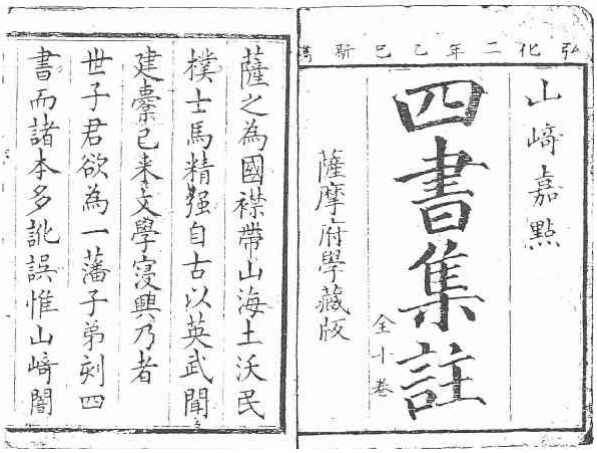

後、校舎を明治二年（一八六九）、津友寺（西佐多浦西麓上）跡に移し、翌三年一月、興化寺（現吉田小敷地内）跡に再移転、廃仏毀釈で廃寺になっていた寺院を校舎に充てている。

(2) 薩摩藩の学制改革

明治四年（一八七一）一月、藩は学制改革を実施し、本学校―小学校、郷校制を確立した。

これ以前、明治元年（一八六八）三月、開成所を造士館内に合併し、更に和学局を置き、次いで館内を、和学・漢学・洋学の三局に分けた。この制度は、明治四年正月の本学校・小学校制の創始まで続いたが、明治二年の改正藩制によると、この和・漢・洋学の三局は知政所直属とされ、学頭は三局を分督し学制をすべく、また、政治の得失にも預議する定めで（当時欠員）、学頭の下に学頭助、都講、授読等の教師があり、また、書師・暦師・算師・通訳等の諸科も学館に付属していた。

学制の最高責任者としては、同三年七月、参政橋口与一郎が監督を命ぜられている。

学生の数は、国学局三十人、漢学局七十人、洋学局百人で、三局中洋学局が中心となり、重要視されていたことがうかがわれる。

学生にはそれぞれ稽古米が支給された。

国学局―学生（四石）一〇人、諸生（三石）二〇人
漢学局―学生（四石）二〇人、諸生（三石）五〇人
洋学局―一、二等諸生（四石）各一五人
　三、四等諸生（三石）各一五人
　五等諸生　（二石）四〇人

明治四年正月、学制に根本的改革が加えられ、従来の和・漢・洋三局の制が改められ、本学校―小学校制が確立された（鹿児島県教育史）。

郷校

藩校としての小学校に対し、城下および諸郷に設立された郷校は、はじめ士族が共同で立てた私学として創立された。そのため経費も少なく教育内容も貧弱だったので、藩では逐次藩校に改める方針をとり、藩校に改められた順に番号を付けることにした。

外城で最も早く郷校を設けたのは垂水で、明治四年六月、外城第一郷校と名付けられた（鹿児島県教育史）。明治四年七月の廃藩までに本学校管轄下に小学校四校、城下郷校七校、外城郷校約二十校があったといわれる。

(3) 外城第十七郷校

吉田では復生館があって教育していたので、所定の条件を整え本学校に出願して、外城第十七郷校吉田郷黌として発足している。大正十五年二月、吉田尋常高等小学校発刊の「郷土と教育」によると、「本校創立の際は復生館と称せしが、後、単に学校と称したり、明治三年一月四日外城第十七郷校と改まり修業年限三箇年となる。明治五年更に外城第十三郷校となる」とある。

緬紫地菊水吉田黌旗

明治五年六月、明治天皇、鹿児島御巡幸。「二十一日鹿児島着艦の上、本学校へ臨幸につき、教官はじめ生徒一同引率出鹿すべき」旨本学校から達示があり。

鹿児島に近い郷校の生徒は、白い戎服を着用して、二ノ丸門下に整列した。第十三郷校（吉田校）の生徒も菊水吉田黌旗を奉持して拝礼した。現在菊水吉田黌旗に類するもので、現存するのは吉田小だけである。



菊水吉田黌旗

注1　吉田黌旗については、県歴史資料センター黎明館調査資料室回答による。
　2　戎服とは、征衣、軍服のことをいうが、ここでは、制服と解す方がよい。

2　明治前期の教育

(1)　学制領布

明治五年（一八七二）八月三日領布された学制は、「自今以後、一般の人民必ず邑（むら）に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」とし、徴兵令と並んで新政府の革新政策の核心をなすものだった。

学問教育の目的は「身を立てる財本（もとで）にあり、民衆の自主自発によるべきで、学問を士人以上の事とし、国家の為にすと唱ふるを以て、学費及び其の衣食の用に至るまで多く官に依頼し、之れ給するに非ざれば学ばざる事と思ひ一生を自棄する者少からざる」は大きな誤りで、以後「此等の弊を改め、一般の人他事を抛（なげう）ち、自ら奮って学に従事せしむべき様心得べき事」と定めたのである。

学制は全国を八大学区に分け、各区に大学校一校を置き、一大学区を三十二中学区に分け、区ごとに中学校一校を置き、一中学区を二百十小学区に分け、区ごとに小学校一校を置くことにした。

本県の場合、第五番大学区に属し、管内六中学区（第十九～第二十四中学区）千二百五十小学区に分けられた。

しかし、庶民教育施設の乏しかった本県では、直ちに文部省案のとおり小学校を開設することは不可能であったので、学制に示された正則小学校に準ずるものとして、変則小学校を認め、各地に増設されつつあった郷校をこれに充てることにした。

(2)　変則小学校

外城第十三郷校（吉田鶯）も、県内の他の郷校と同じように、士族の子弟だけでなく、平民の子弟の入学を許可する旨を明白に示し、入学は七、八歳になり、素読・手習いなどをするようになった者を、父兄近親から学区取締まりに出願して許可された。

授業等は変則小学校の学則により学習がなされ、授業は午前八時に始まり、午前中で終わった。

修業年限はなく、試験の結果によって進級、卒業が認められたが、試験に合格するのは難しく何年経っても初級である者も多かった。試験の時間は線香の燃え尽きる時間で計った。授業料は一銭から三銭程度で学用品は自費で購入するのがたてまえであった。

変則小学校規則を次に掲げると

一　生徒の事

第一条　小学校郷校の儀は士民教育の為これある事

第二条　士民の子弟（士族・平民の子弟）七・八歳にて素読、手習致す様に相成る者はその父兄或は近親者より学区取締へ別紙案文の通願書一通差し出し入校願ふべき事。右の儀は姓名認め候小札一枚毎朝出校

の節教員より相渡すべし。日課相済み退校の節は教員へ差し出すべき事。但し小札授受の方法は校々の適宜により静粛の方に取計ふべし。

第三条　机、書籍、筆墨紙は自弁たるべし。但し書籍は時宜により場所限り貸与することあるべし。

第四条　貧窮の節別段願出る者はその事情を糺し、右入用品等総て貸与することあるべし。その節は学区取締の差図あるべし。

第五条　生徒出入進退は学区取締始め教員の指揮に従ひ行儀正しく、騒々しく無之儀は勿論、自分の机上取乱すべからず。

第六条　座席は日々組合輪番を以て一時間以前出席校内清潔に掃除すべし。但し縁回り雪隠等の掃除は小使受持たるべし。

第七条　若し懶惰傲慢又は師命を奉ぜざる等の事ある時は、黙座逗校或は罰格之賤役等申付くべし。

第八条　拝借の書籍器械等取扱いの宜しからざるにより破損又は落書せしものは、其の大小に応じ学区取締より償申付くべし。

第九条　小学修業は年限無之事

第十条　毎月試験致し等級を定む。其の節断りなく闕席し、又は入校後六十日以外出校無之者は除名の事。但し改めて入校願出者は苦しからず。

第十一条　生徒の中にて平日の行状、学術の進歩にて助教命ずる時は異議なく之を奉ずべし。

第十二条　生徒病気差支の節は願人より其の旨学校へ断り出づべし。

二　学課の事（後述）

第十三条　右四級の科目は学区取締時宜に随ひ日課相立て指示すべし。

第十四条　講釈は日曜日朝毎に聴聞すべし。

第十五条　第三級の生徒学術の進次宜しく、課表中課程より分外渉取る者は論孟の輪講、理学会講並に数学は級数対表用法等教授致候事

三　休業の事

孝明天皇祭一月三十日。神武天皇祭四月三日。神嘗祭十月十七日。天長節十一月三日。新嘗祭十一月二十三日。招魂祭日。

十二月二十一日より一月八日まで冬休み。

暑入二週間過より三十日夏休み。日曜日。

四　教授方（教員）の事

第十六条　小学校郷校の儀は学区取締の受持たりと雖も協力校内の規則を厳粛にし、生徒をして各々学事に欵進せしめ、敢て偏執の念なく教授致すは勿論、各

専門の学課を教授し倦まざるを要す。但し頑兇暴慢にして教へに従はざる者は学区取締申合せ至当の処置あるべし。

第十七条　月々の試験等級の褒貶賞罰等は学区取締の指揮たるべし。

第十八条　小学校郷校の教授方は総て学区取締の指揮を受け銘々受持の学課教授致すべし。

第十九条　教授方病気の節は中学校規則に準ず。但し中学校とは師員十二ヶ月の間三十日以外の病気四度相煩ひ、並に六ヶ月の間に七日以外の病気五度以上のものは退役願出づべし。

第二十条　校内日用の諸雑費は用度司の受持たるべし。

第二十一条　屋宇墻壁並に戸障子等破損の節は学区取締立会見分の上学務課へ申出づべし。

第二十二条　生徒出校の有無取調べの事。

第二十三条　校内小使等動向の儀は学区取締より定置条申置くと雖も、尚不都合の廉無之様日々心掛け差図致すべし。

第二十四条　門番校内に居住し、門の開閉並びに警夜を兼候事

変則小学校学科課程表

	初級	一級	二級	三級
読書	三字経 孝経 内国史略 四書	皇国地理 書経 蒙求	国史略 元明史略 十八史略 博物新編 英仏の内 綴字練習 英仏独の 単語暗記	三史略 大音講釈 英仏独の内 書取 文典 会話
手習	いろは片仮名 数字 名頭国尽 往来物	私用公用文章	設題私用文章	設題公用文章
数学		数学の命位 加減乗除度量 衡諸等 分数、小数	比例式全部	開平・開立 雑算・復習 算盤用法
講釈聴聞				

正則施行

変則小学校規則が定められ、県内各郷校は大いに整備され一歩躍進した。そして、明治八年（一八七五）七月十三日付けで「諸郷郷校の儀初級一級生文部省正則に基き教を施す」ように通達し、着手の方法は学務課員を派遣することとして、正則施行をすべての郷校に布達した。

しかし、この正則施行にあたっての最大の困難は、免許状を持った正式教員の不足で、早急に大量の教員養成を図る必要に迫られた。

そのため、教員養成機関として、小学正則講習所が明治館跡に設立され、明治八年九月から開校された。

女教員養成のため、東千石町天文館跡に小学正則女子講習所も同年中に設立された。

生徒は、諸郷から満十六歳から四十五歳までの者を二人ずつ選抜させ、明治八年九月学務課に出頭を命じ、試験のうえ、入学を許した。また、九年六月には伝習生七十二人の募集が公告され、各郷から満十八歳から四十歳の者で相当の学力ある者を二人ずつ選出させ、試験のうえ七十二人が入学を許された。

このようにして、郷校教員の正則による再教育が進むにつれて、各小学校郷校に正則教育が施行されるようになり、明治九年中にはほぼ県内一般に正則小学校が普及していった。しかし、施設・教師などいろいろの条件を具備してはじめて認可されたもようで、県内一斉に正則制に移行したわけではなく、正則・変則混在しつつ、徐々に正則に切り替えていったのであろう。

(3) 吉田における正則小学校

外城十三郷校として施設および教師等をととのえていたので、明治八年、正則施行と同時に正則小学校として認可され、吉田小学として発足した。（同十八年までは「校」の字はなかった）

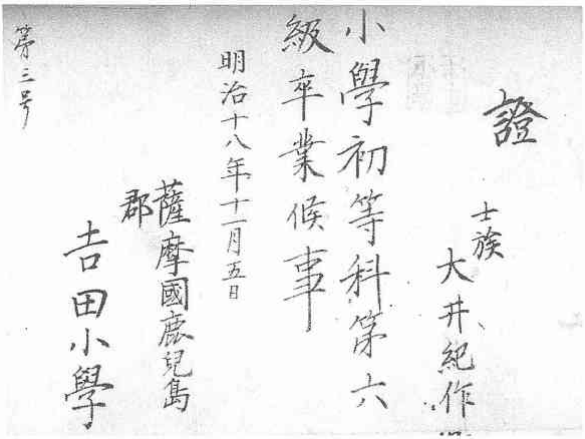

他の郷校には正式教員がいなかったが、吉田鄕には川内彦左衛門を始め久松藤雄・古木保彦・前田重本（三人とも戸長兼任）・古木左兵衛ら有資格者が教師をしていた。

しかし、明治十年二月西南の役が起こると教師生徒の中から従軍する者が多く（西南の役参照）授業を続けることは不可能だったので、学校は自然休校になった。

県丁丑日誌（ていちゅう）（明治十年）の学校再開調査報告書の中に吉田小学の名はないので、十一年になってから再開した

と思われる。

当時は吉田郷内の各村から通学していたが、本城分校（明治九年途絶）と西分校（桑之丸にあって明治十八年廃止）の二つがあった。

県令岩村通俊が教育の再開と振興を強力に奨めたのと吉田郷の各村に教育の必要性が高まり、村ごとに学校建設の気運が盛り上がり、明治十二年（一八八〇）五月十五日学校の位置はほぼ現在地に、本名小学校が約三十人、宮小学校は二～三十人の児童生徒数で発足している。（当時吉田郷に五つの村があった）

本城小学校は、明治二十二年ごろから本城八七〇番地に学校設立、授業開始となっている。

明治十五年（一八八〇）改正教育令により町村に小学設置の義務を負わせ、設置・廃止を縣令の認可制にし、授業日数も毎年三十二週以上と定め、一日の時間数も三時間以上、六時間以下としている。

吉田小学校は明治十六年初等科・中等科各三年になり、初等科・中等科を各六級に分け、進級のための小試験・大試験も六ヵ月目に行われて合格したら進級することになっていた。

各学校の生徒数は鹿児島縣地誌上（鹿児島県史料第十六輯　明治十七年九月十五日　編成）に、

宮ノ浦村、公立小學校　本村ノ中央ニアリ　生徒男四拾六人

本名村、公立小學校　本村ノ中央ニ有リ　生徒男六拾七人

本城村、公立小學校　村ノ中央ニアリ　生徒男廿八人

西佐多浦村、公立學校二　一ハ本村ノ東ニ有リ生徒男七拾人女三拾四人、一ハ村ノ中央ニアリ生徒男弐拾七人

とある。

吉田小学校の卒業証書授与台帳によると、明治二十二年卒業生十四人で、士族、平民同じように卒業している。女子の卒業は同二十五年からになっている。

本名小学校の明治二十六年（一八九三）卒業生六人は男子のみで、士族一、平民五となっている。

明治十七年鹿県地誌上の調査にある、吉田小学校の女子三十四人の在籍数は、地方では群を抜いた数である。年を経るに士民・貧富の別なく、就学する生徒の数が増えている。

3　明治後期の教育

明治初期から試行錯誤とも思われるような教育制度の模索がなされてきたが、この時代になって教育近代化への方向づけができたといえる。小学校の義務教育化が叫ばれ、修業年限の六年が確立された。施設設備の整備と基準が示され、児童の発達段階に応じた国定教科書の制度が発足した。

教育目標も明確に示されて、国家社会の発展に寄与する教育ということで、忠君愛国、生産富国というような精神が尊重された。また、憲法発布、教育勅語が下賜され、徳育の涵養が重要視された。

経済的不況の時代であり、生産性の向上を目指す実業補習教育の充実も考えられ、就学しやすくするための対策も色々と工夫され、女子教育に対する配慮もされるようになった。

簡易科小学校

経済的な理由で家事労働にたずさわらねばならず、正規の小学校教育を受けることが困難な児童のために、簡易な初等教育を施す制度として、小学校簡易科の設置を認め、これを尋常小学校に代わるものとした。授業料は児童からは徴収せず、村や区が負担した。

本村では明治十九年（一八八六）六月宮簡易小学校として認可されている。



教科書は読み方（国語）算術（算数）書き方（習字）それに算盤であった。

教科書はなく、先生が黒板に書くと、児童は石盤（木の枠をつけたスレート）に石筆（蠟石を筆の形にしたもの）で書き、布でふけば消せるので何度でも書きなおしができた。ノートや鉛筆は高価で使わず、習字も墨でけいこするのでなく、筆に水をふくませ半紙に書き、水の筆で練習した後はじめて墨をつけて書かせてもらった。

高学年になると教科書を使ったが、漢字が多く先生が読んで、児童は大きな声で先生のあとをついていくやりかたで、字を覚えるより、「父母の恩は山よりも高く、海よりも深し」というような文章を覚えるというやりかただった。

児童数は四十人程度だったか？休む人が多いので実数ははっきりとしていない。女子は一人もいなかった。

校舎はかや葺きで一棟が教室と先生の居間および土間と小使い部屋になっていて、渡り廊下で事務所とつながっていた。事務所は普段は空き部屋で、寄り合いがあるときに使われていた。（宮小学校創立百周年記念誌　再版「むかしがたり」一九七一年一月　倉谷勲談　九十六歳、倉谷勇記）

尋常小学校

明治二十三年十月二十三日、小学校令が改正された。従来小学校は普通の教育を授ける所という程度であったが、この改正でその目的が明確に示された。

「小学校ハ児童生徒ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定めている。

小学校は尋常小学校と高等小学校の二種として、簡易小学校を廃止することにした。修業年限は三～四年としたが、本村では修業年限四年であった。

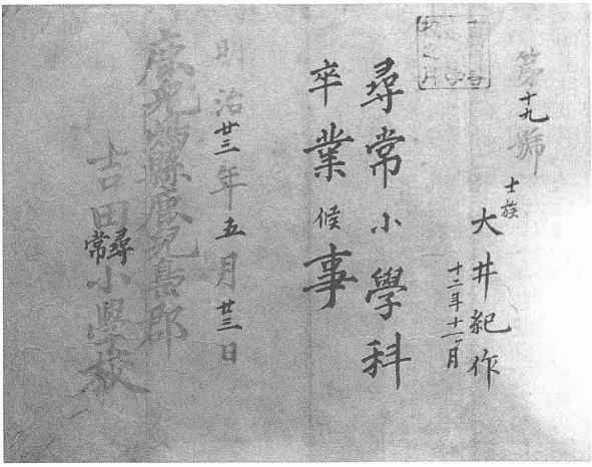

宮小学校が明治二十四年六月二十五日、尋常四学年制認可（単級組織）を受け、宮尋常小学校と改称している。

本名小学校と本城小学校が明治二十五年十月七日それぞれ尋常四学年制認可を受け、本名尋常小学校、本城尋常小学校と改称している。

吉田小学校は、明治二十五年尋常小学校と高等小学校を併設し、それぞれ修業年限四カ年で吉田高等尋常小学校と改称している。

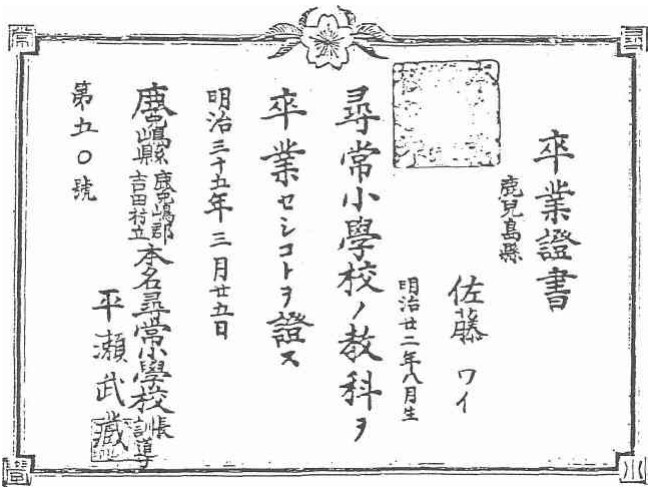
卒業證書
鹿兒島縣
佐藤 ワイ
明治廿二年八月生
尋常小學校ノ教科ヲ
卒業セシコトヲ證ス
明治三十五年三月廿五日
鹿兒島縣 鹿兒島郡 吉田村立 本名尋常小學校 訓導 平瀬武藏
第五〇號

学校の設備基準が示されたため増築・改築が行われ、吉田小学校は明治二十四年、四教室坪数百二坪（三三六平方メートル）の瓦葺き二階一棟が建築された。女子の就学も多くなり、裁縫科が設けられ女教師の誕生をみている。

教科も修身、読書作文、習字、算術、体操、図画、唱歌、裁縫、農業と多彩になった。

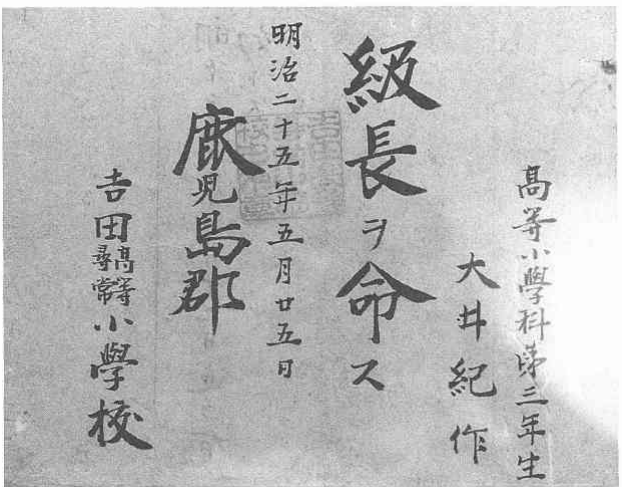
高等小學科第二年生
大井紀作
級長ヲ命ス
明治二十五年五月廿五日
鹿兒島郡
吉田高等尋常小學校

このとき学級の自治活動を進めるため、級長を命じている。

明治二十五年二月十二日には、各学校に教育勅語の謄本が下賜された。

明治二十六年三月には、明治天皇昭憲皇后陛下の御真影も下賜され、その奉安の場所も指示された。学校では、御真影と教育勅語の管理に神経を使い焼失等を防ぐために、特別な施設を設置してもらうように関係当局に働きかけ、全国的に奉安殿が造られた。

実業補習学校の併設

社会の実生活に必要な教育を主眼とした実科教育のため「実業補習学校規程」を明治二十六年十一月に制定して、小学校卒業者に対して小学校教育の補習と、簡易な方法で職業に必要な知識や技能を授けることを制度化した。

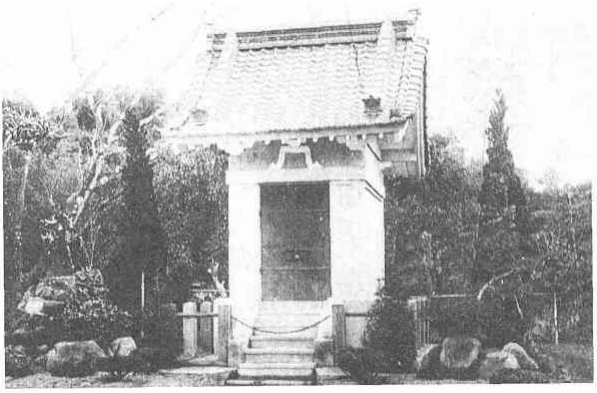

昭和３年に建設された奉安殿

本町では、明治三十六年十二月宮小学校、明治三十七年一月本名小学校に実業補習学校を併設した。

補習科は高等二年程度までに準じた課程とし、週時数も三時間から十二時間以下とされている。

小学校修業年限六年となる

明治四十年（一九〇七）三月、小学校令の改正により、尋常小学校の修業年限が六年に延長され、高等科は二年とし、延長して三カ年とすることもできるようにした。

従来は義務教育である四年制の尋常小学校を卒業して高等小学校（四年制）へ進み、その第二学年を終了して中学校や高等女学校に進学していた。

実業系学校には尋常小学校卒業、高等小学校第二学年終了、高等小学校（四年）卒業で入学するなど入学資格はまちまちであった。

義務教育が六カ年となってからは、この制度が学校体系上の基礎の段階となって、この上に中等教育、さらに高等教育の諸学校が位置づけられ、学校全体の体系が整った。

この制度は太平洋戦争が終わるまで続いた。

本県では、明治四十一年四月から実施した。

吉田尋常高等小学校では、尋常小学校四年生は従来大部分が尋常小学校を卒業していたが、新しい尋常小学校五年生に進級することとなり、高等小学校一年生は尋常小学校六年生へ進み、高等小学校二年生は従来通りの修業証書で学校を去り、高等小学校四年生が正式卒業、高等小学校三年生は四月から高等科二年生になった。

明治四十二年高等科三年を併置し、尋常科六年、高等科三年の吉田尋常高等小学校になった。

本名小学校は小学校令の一部改正がまだ行われない、明治四十年（一九〇七）四月から高等科二学年程度を附設し尋常科六年、高等科二年の本名尋常高等小学校になった。宮小学校、本城小学校は尋常科六年の宮尋常小学校、本城尋常小学校となった。

就学率も上昇し、各学校の生徒数も増加したので、校庭の拡張や校舎建築が行われ、ほぼ現在の規模になった。昭和五年ごろの吉田小学校の校舎配置図（学校建築の項参照）を見てもそのことがいえる。

教科書も国定教科書となった。このころからノートや鉛筆が売られるようになり、一本一銭であった。

教科書の変遷を国語についてみてみることにする。

明治三十七年発行された第一期国定国語教科書巻一は「イエスシ」で始まるいわゆる「イエスシ」読本といわれた。「イ」と「エ」の区別の明らかでない地域、「ス」と「シ」との区別の明らかでない東北地方の訛を矯正しようとするところから始まったという。

絵が入り、ツキのツ、ハチのチ、クチのチ、キリのキ、ニグルマのニなどとなっていた。この時期には、「新聞紙」とか、「停車場」というような開花啓発的な教材文明の利器、例えば「電報」「郵便」とか、また文明がもたらした近代社会の様々な機構、例えば「開港場」「工業」とかいうようなものが多かった。

明治四十三年に改定された第二期国語教科書巻一は、日の丸の旗を冒頭に掲げた「ハタ、タコ、コマ」読本である。この期の教科書は、国家や家族が軽視されているという批判に応え、国旗、菊、桐の紋などが載せられている。大正七年に改定された第三期の国語教科書は、それまでの黒表紙から、やや明るい灰白色の表紙に改められ、巻一冒頭は「ハナ、ハト、マメ、マス」で始まった。

大正七年第一次世界大戦が終結し、同九年には国際連盟が結成され、時代は平和協調的な雰囲気に満ち、青年たちの心も海外へと向いていった。教材にも「アメリカだより」「ヨーロッパの旅」というような、欧米をはじめ諸外国をテーマにした教材が取り入れられ、清新の気を吹き込んだ。

昭和八年、満州事変ぼっ発後に改訂された第四期教科書は修身が青色表紙、色刷りの「サクラ」読本で「サイタ　サイタ　サクラガサイタ」の文章に始まり、装丁、内容ともに一変した。

「ススメススメ　ヘイタイススメ」と、軍国における忠君愛国の精神の鼓舞が協調された。

4　大正、昭和前期の教育

明治後期の教育で述べたが、就学率も増え学校の施設設備も充実し、世界の著名な教育学説も紹介され、教育の深化が叫ばれた時代でもあった。このような風潮は、学校現場の研究活動を盛んにし、教授法の研究会が催され、講習会や各学校の研究発表会が盛んに行われた。

鹿児島県教育研究会（一九〇六年発足）の研究集会が、毎年二月から三月にかけて開かれ、県内の学校から発表もあり、本県の教育研究奨励に大きな役割を果たした。

研究は、狭くとも深く研究することを勧め、根底の確立を図らせ、内容の充実に努めさせた。特色ある教員を召集して、長所発揮のための講習会を開いて、各地における中心人物をつくり、あるいは教科を定めて研究の徹底を図り、あるいは巡回指導講師を派遣して実地について指導させた。県外に学事視察を命じ、長野県との交換教員を派遣したのもこの時期からであった。

教育の郷土化主張　教育の郷土化が叫ばれたのもこの頃からで、特に地理・理科の研究が進み、郷土的材料・実用的材料についての研究を中心に、発表している。

(1)　模範学校等

①　吉田尋常高等小学校（模範学校）

十一代村長深見國二（大正七～十一年）は、欧州の大戦禍が終わりを告げた暁には文化運動に移るであろう、それには教育が必要と考え、そのためには優良教育者を招致することが第一として、県内からすぐれた教師を集めた。郷土人系（南日本新聞社編）に、「吉田村に模範学校」の記事があるので、しばらく引用する。

「同村の深見國二村長や川畑宗篤県議は鹿児島郡視学の鎌田精一ら教育会首脳に『県下で一番優秀な校長と教師を集めて欲しい。吉田小を師範の付属小以上に充実した模範学校に育てたい。月給も二倍に増やす』

吉田校区民は明治初期から子弟の育英事業に役立てるため造林計画をすすめ、二十ヘクタール以上の広大な山林を共有していた。学校づくりにはいくらでも金を出すという鎌田らの推薦によって勝目市次がその校長のイスにすわった。

勝目は明治三十六年に県師範を出て、加世田小から師範付属小訓導へ。つづいて加世田小校長、伊佐郡視学、師範教諭を歴任、のち大竜小校長。市尋校の兼子鎮雄、大口小の上野憲治両校長と共に、鹿児島の代表的な〈学者校長〉として知られていた。

勝目が吉田小に集めた部下たちは各地区から選出

されたサムライばかり。まず首席訓導が佐多峰太郎。盈進小、谷山小、市尋校の校長をつとめた実力者。酒豪でボッケモン。しかし、いくら酔っても毎日夜中の二時ごろまで、読書を欠かさなかったという勉強家。

このほかに谷川市次（元桜峰小校長）、池田早苗（県環境衛生連合会長）、仁科盛次（前鶴田町長）、山口　実（元県視学）、鶴田清助（元県視学）、吉永秀春（前県校長協会事務局長）らが勝目の下で腕をふるった。

※（　）内は本人の最終職名を表す。

吉田小は日豊本線の重富駅から約六キロ。このいなかのデコボコ道が一躍脚光を浴び、教師の往来がしげくなりはじめる。『勝目校長の経営するモデル学校を一目でも見ておこう』と、県内外から視察者がワンサと押しかけた。とくに体育と理科、しつけ教育が徹底していた。」

当時の他の学校も郷土教育を中心に特色ある学校経営をしていた。大正十一年七月鹿児島朝日新聞の吉田村紹介号の記事にそれを見ることが出来る。

②　本名尋常高等小学校

（鹿児島朝日新聞、吉田村紹介号記事を転載）

学校教育の効果を的確に向上発展させるには、教育勅語戊申詔書の聖旨を奉体し、健全なる思想の下に一貫した方針を定め、綿密周到な準備と適切な具体的方案を定め、進んでやまずに永続的に努力奮闘をなし、時々刻々其の実行に突進し常に結果の考察を重んじ、これを基礎として進取的に努力するにありと、この主義方針に沿って進みつつある。先ず学習においては、教授・訓練・体育の主義方針を確立し、自発的学習態度を作り研究的に学習する自治訓練の徹底を期し、学級別に奨励し優良学級を作り、校舎内外の設備を充実させ、教科的方面の理科、体操、裁縫、農科、家事、地歴、算術等の教具を立派に備え、其の他児童博物館、衛生上の設備に力を注ぐこととした。

児童に対しては、先ず就学出席の奨励をなすのは勿論特殊児童の保護に努め、児童の体育大会を開催し或は学芸共進会、学校園及び児童実習地品評会を開催し其の奨励を図り、卒業生に対しては中等学校及び実業補習学校入学を奨励し、実力ある児童養成に努めつつある。又、教師に於いては基礎学科講習を怠らず、永続的に深刻に研究することにし、自己の品性修養に努め人格の向上を

図り、職務に忠実勉励し執務率の増進を期し郷土の研究教具の意匠に努める等真に献身的努力を見せている。

③ 宮尋常小学校

本校の特色とも称すべきは学校園で、校庭には幾十本の桜樹栄えて陽春三月の花盛りには霞か雲のように麗しく咲き乱れ、道を急ぐ足をしばし留め愛でる者多し。

其の下に教材用観賞園等あり、生徒の試作園も立派に整理されて、蔬菜等見事な発育を見せている。

訓育方針としては、意気が旺盛で規律的に真面目に勤勉努力し、物事に緻密な観察をなし深刻に研究する精神を養い、見事に進取的で博愛の念に富み同情心深く共同一致の美風に富み、清潔整頓を旨とする児童を養成することを目的とする。教授の方針は先ず社会の舞台に立って活動するに必要な実力ある人を作るのを旨とし、教材を深刻に研究し教壇に立ちて不都合なきよう準備を周到にし、主眼点の徹底を期し静粛に注意を放ちて聴取し、熟考観察の能を養い発表の立派に出来るように育成したい。養護上については、年数回の身体検査の結果を反省し、身体の各部分を均整的に発育するよう鍛練し、そして耐忍持久の精神を養い疲労の回復と注意の転換に深く注意し平素の容儀服装に留意すると共に清潔を旨とし、摂生に注意し遺憾なきを期したい。今や教員は敏腕家が揃い区民は教育に熱心である。

④ 本城尋常小学校

村の中央にあり、単級組織の学校で社会教育と共に其の成績良好で、父兄や地域との連携宜しく学校が進展しつつある。教育の方針として、勅語の精神を奉体し立憲国民としての個人の品性人格の向上に努め、そして健全なる体力を備えた忠良なる国民を養成するにあるので、これに対し教授上の主義としては、各教科の教材研究に努め、研究した教案に基づき、機会を逸する事なく個性適応の教授を施し、結果の調査を怠らず教授力の徹底を期すること。訓育の方針として校訓と定めた、正直、規律、勤勉、親切ということを目標に徹底を期し、先ず児童の長所を認めた後、その短所の矯正に及び、なお自分の事は自分で実行する事に努めさせ、自治制度に重きを置き且つ連帯責任感を養成するよう努力している。養護上は身体検査を有効にし学習作業の姿勢を正しくし、清潔整頓に意を払い眼病耳病その他の疾病に注意して身体の健康を保つ事にしている。

とあるように、校区民と一体になって教育振興、校区作りに取り組んでいる。

(2) 大正末期の学校経営

大正末期の学校経営については「郷土と教育」第一輯

吉田尋常高等小学校（大正十五年二月）に詳しくでているので、当時の学校が学校経営と地域との関わりをどのように捉えていたか次に記すことにする。

① 使　命

本校の使命は、教育の聖勅詔書の御聖旨を奉体し、国家法規の示すところにしたがい創立以来伝来の人材養成の精神を目標とし、郷土人の要求を了して着実にその実を挙げると共に環境を整理し、人材輩出の施設を攻究実施し、両々相俟って国家に貢献することである。

② 校風の確立

前記の使命を果たすためには児童の身体を鍛練し、武道を練り労作を重んじ、以て質実剛健の気風を作り、学習をして理知に偏せず情操陶冶に留意して、円満なる人格の保持者たる素地を啓培し、常に深刻なる注意を以て学習に当たり、因循姑息を戒めて進取の意気を保有せしめ、規律正しく、礼譲を重んじ、常に元気溌らつとして而も和気靄々たる校風を樹立したい。本校経営者は常に公平無私一視同仁の心境を以て児童に対して頂きたい。

③ 環境を如何に整理すべきか（以下現代文で記す）

我が学区の地勢は連山に囲まれた小盆地と、これに連続する谷あいの土地からなっている。田の区画も雑然とし、山の樹種も不統一である。また一朝豪雨になれば、濁流田地に漲り、幾多の美田が小石原に変わる。今日の最大急務は耕地の整理と林野の整理であると思う。耕地整理をして、耕地の交換をなし仕事の能率を上げ、管理を便にして収穫を増やすようにする必要がある。

また、学区の大部分が山林で、山腹からは硅藻土および磨土を多量に産出すると共に、凹凸が多いので造林に最も適している。我が区民の危急を救い、経済を円滑にするには、実にこの山である。

本校経営者はこの点について、常に警告を与え整理を急がせなければならないと思うのである。特に伊集院・蒲生間の県道が近く開通すれば従来運搬に最も不便であった山地が便利になり、林材を高価に販売できる。無論材林と薪炭林との配合は考えなければならない。

次に交通機関の整備であるが、近く伊集院・蒲生線が開通すると、学区内に県道の三差路が二カ所できて、四つの口が出来る事になるから、これらの県道に連続する里道の改修と数カ所の架橋によって、だいたい学区内の交通網は完備することになる。

次に来るのが住宅地の整理利用である。戸数の割合に土地の広い学区は、必然の要求に迫られないため、住宅地の整理ということに無頓着であった。次第に戸数も増えるし、集約的に整理されるだろうが、とにかく宅地内

は雑樹の伐採をなし、果樹を植えたり継ぎ替えをして有用植物の栽培を奨励したいと思う。

④　人材を造る方法

学校経営者がよく本校の使命を考慮して、鋭意児童の教養に没頭すると共に、学区の環境がよく整理され、民力の涵養ができ学校への後援が十分であっても、本校の卒業生がその希望を達成することが出来なければ、本校教育の効果は薄弱といわねばならない。それで幾分学資に乏しい家庭の児童を向上させるため、奨学資金をつくって、学費の貸付けを実行するという事が最大急務であると思う。（奨学金制度の必要）

どうして奨学資金をつくるか良く考え研究しなければならない。その方法としては区内の義金を集めて基礎を作るのが第一の仕事であろうが、現在の学校田畑の収入は従来通り学校の経常費に充当し、今後学校林四七町八反五畝歩余より生ずる収入はこの奨学金に加えることにして、差し当たって現在をどうすればよいか。勿論現在造林してある場所や、年々造林しなければならない場所も広いので、急に資金の出来ることは困難であろうが、この奨学事業は学区百年の長計であるから、薪炭材の売却や間伐林材によって得た資金、五万円ぐらいを奨学基金としてその利子により、貸付けする制度にしたい。

⑤　後方勤務の問題（後継者育成・郷土振興）

従来県内の各地で、書生倒れの家庭があり、学資の送金で経済的に困ったという町村があると聞いたことがある。また努力して成功しても一家を引き払って都会に移住するのが多く、疲弊している農村のためにならない。

農村としては、子弟を無闇に上級学校に入れるという事は考えものであるということを聞いた。実にもっともなことである。町村の事業も色々あるが、最も金のかかるのは教育事業であり、上級学校に進んだ者の学資であろう。

多額の費用をかけて、折角なんらか役立つ人物になったとしても、国家のためには貢献することにもなろうが、これらの者の大部分が郷土を出てしまうようでは郷土にとっては有り難味の少ない事となるから、ここらは大いに警告を与え反省を促すべきである。

境遇の許す限り上級の学校に進むにしても、大部分は郷土に残るのであるから、現在の環境を一新し集約的農法を行って生産を高め、各戸の富力を増進するためには将来自営の目的を有する子弟を多く農学校に進める必要がある。これらの卒業生が自家経営をやると共に郷土農業経営の中心になり、また小学校や農業補習学校の農科並びに実習に力を入れて、次第に区内産業開発の歩を進

めて民力を高め、外部に出て活動するものと一緒になりこの郷土を安泰にさせなければならない。

我が区民は古来大いに勤勉であった。殊に明治の聖代に多く家業に勤労した。その結果、隣村や他学区の土地を購入した分が田畑山原野数百町歩に達するであろう。

しかし、大正になって次第に労賃が高くなったため、常雇いを解雇して耕地を小作に出すものや、人手も少なくなり小作者も得られぬというところから、やむを得ず畑地に造林するという風になり、従って区民に土地欲が減じてきたことは事実である。また労働能率の減退を示しつつあるのは学区の発展上由々しいことであるから、現時点で決意を新たにし努力すべきである。そうでなければ郷土振興が十分行われず、人材をつくる余力も無くなるのではなかろうか。

⑥　児童教養の手心如何

家庭においても学校においても、愛の欠乏ということがどのくらいその子供のために悪影響を与えて、不良性を来たすかということは、今更くどくど言う必要もない。殊に学校における愛情が、児童の心情を順良にするのにも、励みの心を養うためにも最も必要なことである。

児童の幸福のためには経費の許す範囲内で出来る限りの設備もし、また少しでも賞揚すべき点があればこれに賞詞を与えて児童に希望を持たせる様にしたい。無論色々と規範を作ってこれを守らせるという事も必要であるが、これは時間をかけて行くべきと思う。

「桃李不言下自為蹊」（桃李もの言わざれども下自ずから蹊を成す）と古語にあるが、教育の事業もまたその通りで、教師の言わざる前にすでに児童はその意をうけて学習し作業し行動する真の意気投合が必要である。この境地に達した時が校風の確立したときである。

そこでこのような師弟間の意気投合はどのようにして出来るかを考えて教育に従事しなければならない。この意気投合の秘法は教師の真心であると信じる。

何事も児童のためにと親の心を以て尽くしたときに、児童は自ら感謝の念が起こってくるのである。感謝の念を児童が持ちつつ学習し作業するときに、次第に大切な意気の投合が出来、奮励が加わり、児童は自然にその師の徳風に薫化される。この境地に達すれば怠惰も不善も次第に消滅して、教師は叱責一つ言わずに済む。ただその方向をはっきりと示すだけでよい。

ただし、この境地に達するには教師は公平と愛情を以て児童に対しなければならない。

本校経営者はこの信念を以て、陛下の示された目標に向かって、陛下の赤子を指導すべきであると思う。

⑦　大慈悲の光

本校は純学区費維持の学校であるから、必要なものがあれば無理な要求でない限り学校経営者の要求をいれて貰うことも出来るし、すでに過去において篤志家の寄附で色々な設備もしてあるので、別に学校後援会などの必要も感じない。いわば学区全体が後援者であるのであって精神上の後援も戴いている。

その中にあって最も力強く感じられるのは、児童の母姉である婦人団体の活動である。約二十年の歴史を持つ団体だけに堅実味もあるが、最も麗しく思うことは学校が順調な時にも逆境に立った時でも、絶えず慈眼を以て学校を眺め大慈悲の光を投げて下さった。このお陰で自然波濤も穏やかになったであろうことを思うときに大いに心強さを感ずる次第である。

一家においても母は愛の中心であるように、この学区においても愛の中心になって貰っている。いままでに物質上精神上児童のために、職員のために色々と慰撫(いぶ)して頂いたことが、どのくらい児童教養の上に好影響を与えたか。古来偉人傑士、功成り名を遂げた人の多くが母の感化に負うところが大なる事を見るにつけ、かかる母姉を有する本校児童の将来は誠に多望であると思い、常に感謝の念にかられ敬意を表する次第であって、児童教養の重責を痛感せずにはおられない。

⑧　設備の問題

学校の計画や努力が十分であるにしても、相当の設備がなければ教育の効果を十分上げることは出来ない。

殊に儀式その他会合の場合に教室を取り片づけて、式場に当てることは直接児童の労力と時間を空費する事が多く、訓話などを行う事も自然粗略になり勝ちであるから、本校当面の急は校地の拡張と講堂の建築である。講堂は約八十坪ぐらいで良いと思う。

講堂の建築完成の場合、平素は音楽教室に充て、また学区内の各種会合の場に提供して便利を図りたい。

次にピアノを一台備えて貰いたい。

理科設備は大体出来ているが標本類が不足しているので補充して行かねばならない。機器類も時勢に伴う新機器でしかも丈夫なものを補って行く必要がある。

次に体操機器も腐朽しつつあるので新調を要す。

⑨　今後努力を要すべき問題

学区連合青年団は約二十年の歴史を持ち、既に二千数百円の資金を有する上なお財源もあるし、今後目立つ事業をする計画もある。

婦人会も順調な発達をしているので、この二つについては特別な心配はいらないと思う。

処女会はまだ資金も少ないし、これを育成するために多くの努力をしなければならない。

また、農事小組合も学区内二十の小組合中、優良な団体は僅か数団体に過ぎないので、この農事小組合の活動を促進することが最も急務であると思う。農事小組合は本県特有の組織といってもよく、民力を高めるのに必要な団体であるが、設立後の進展の思わしくないものもあるので、集会への出席を奨め、印刷物等の配付によって自覚を促している。中には最近県内の優良小組合の視察等をして既に活動を始めている小組合もあるが、今後、全部の自覚を促し勧業方面に努力すべきであると思う。と述べている。

(3) 青年訓練所から青年学校へ

大正十五年（一九二六）、従来の実業補習学校（公民学校ともいわれた）とは別に、青年訓練所設置に関する規定を設けて十六歳から二十歳までの青年を収容し、これに業務を妨げない範囲内で、毎年二百時間ずつ四年間合計八百時間を限り、学科及び教練を授けこれを終了した者の入営期間、普通兵役の二カ年を一カ年半に短縮した。

学科は修身公民科百時間、普通学科二百時間、職業科百時間としその他の四百時間を教練科に充てるように定められた。

青年訓練所は小学校または実業補習学校に併置する事教員は小学校教員の兼務、教練は在郷軍人中の伍長を充てるように定められた。

吉田には、吉田中等公民学校、本名・宮・本城実業補習学校があり、それぞれの学校に青年訓練所を設置して主事に校長を、学科指導員に教員を兼務させ、中等公民学校には専任の教諭を一人配置していた。更に教練の指導員一人ずつ配置し、その上に歩兵特務曹長鮫島藤安を四カ所の教練指導員としていた。教練は本城青年訓練所で実施し、制服を着用させていたので、制服代の一部を青年団等で補助していた。（宇都谷青年団日誌）

昭和八年二月二十八日の村会議録に「青年訓練所の訓練及び学科時間」について質問がなされ、「一カ月四回ぐらいの出席で、一年を通じて教練百時間・学科二十四時間、普通科五十時間、職業科五十時間で、規定時間を得なければ終了証書を与えられないので、規定の時間数を実施している」と答弁している。また、「銃器の数を問う」との質問に「十二挺ある旨を答える」とある。

県は青年訓練所を村一カ所にして内容の充実を図るよう強く指導していたので、昭和九年二月、第二回村会で農業補習学校等の併合と校舎建築費の起債について審議、

議決している。

それぞれの学区にあった農業補習学校等を町中央に集めるため、本城尋常小学校に隣接して、教練の出来る広さの敷地を確保、校地整理と校舎建築の準備を始めた。

国としても、青年訓練所発足当時から実業補習学校との相互関係の調整の必要を課題としていた。

全国的にも両者に二重在籍する生徒は五〇％を超していた。また教育内容も五十歩百歩で、校長・教員は両方を兼任していたので、青年学校をつくった。

青年学校の目的を「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」とある。

普通科、本科、研究科、専修科の四科をもって構成され、施設は独立校舎を要望した。教授訓練期間は、普通科二年、本科男子五年（四年）・女子三年（二年）、研究科は一年以上、専修科は期間を設けなかった。なお、本科は一部と二部に分かれ、一部は定時制で、男子は五年、女子は三年で卒業した。

二部は、男子は最初の二年を全日制で出校し、あとを二年定時制で出校し卒業する。女子は二年を全日制で出校すれば本科卒業とした。

尋常小学校六年卒業者は普通科に、高等小学校卒業者は本科に入学し、本科卒業生はこれと相当の教養あるものと共に研究科にはいることができるようにし、専修科は、特別の事項を専門に希望する者に対して許可した。

教授訓練の内容は、普通科は修身および公民・普通学科・職業学科・体操で、女子は家事および裁縫料を加え、本科の男子には、体操の代わりに教練を課したが、女子には教練を省いて家事と裁縫および体操を加えた。

なお普通学科・職業学科に関しては、土地の情況および学校によって、適切な内容にすることができるようにした。

(4) 戦時下の教育

昭和六年満州事変がぼっ発、教育にもしだいに軍事体制が導入されつつあったが、昭和十二年日中戦争が起こるに及び、その体制はますます強化され昭和十六年十二月、太平洋戦争に突入すると急速に戦時体制がとられるようになった。教育の基本精神として、「皇国の道を基にして、国家有為の人材を育成し、皇国民としての責任を果たし得る人間を育成する」ことで教育を統制した、皇民練成・臣道実践・聖戦完遂というような言葉が頻繁に使われるようになった。

昭和十八年になると、戦争はいよいよ激化し、本土決戦の様相が強くなり、非常事態に備えることを余儀なく

され、教育活動も麻痺する状態であった。集団勤労作業、学徒動員、修業年限を短縮した繰り上げ卒業（九月卒業）、学童疎開と戦争体制へのめり込んでいった。

(5) 青年学校義務教育となる

昭和十一年、現役場庁舎地二、一四四坪（七、〇七五平方メートル）を買収し、校舎を建築した。

本館として普通教室三、職員室・校長室・銃器庫（土間）一棟と裁縫室（会議室兼用）、家事室（調理室）、宿直室の各棟および農舎等を建設、昭和十一年十一月十一日校舎落成と同時に新しくスタートした。

その後厩舎・豚舎・育雛舎・温室等を整備し内容の充実を図った。

政府は、昭和十四年青年学校を義務制にすることに踏み切った。勤労青年の教育の義務制についてはさきに、大正六年（一九一七）に設置された臨時教育会議が「実業補習教育ハ益々其ノ普及発達ヲ奨励シ成ルベク速ニ之ノ全部又ハ一部ヲ義務教育ト為シ得ルニ至ラシムルコト」と答申し、その後また、昭和十年一月文部審議会が、「青年学校制度ニ関スル件」の答申にあたって、「本案ノ実功ヲ全ウスル為当局ハ速ヤカニ……義務制ノ実施ヲ期スルコト」を付帯議決しているので急にでた問題ではないけれども、青年学校を義務制にしたのは、日中戦争であった。

教科は修身、公民、国語、数学、地理、歴史、理科、手工、音楽、体操、武道、教練、家事、裁縫、生花、作法、農業と多かった。生活指導には特に力を入れ、青年の日常心得として、容儀、規律、整頓、礼譲、服装、風采、清潔、外出、帰宅、貸借、隙見、立聞、耳語など細かい指導がなされた。人間形成に力を注いだことがうかがわれる。

ここで、実業補習学校・青年訓練所から青年学校までの変遷をまとめることにする。

明治三十六年二月、宮実業補習学校
大正二年四月、東西佐多浦区立女子実業補習学校
（大正八年まで、村内から通学、吉田小に附設）
大正十五年四月、吉田、本名中等公民学校
同　宮、本城実業補習学校
（校長兼任、中等公民学校専任教員一人）
昭和三年四月、中等公民学校・実業補習学校
青年訓練所（各小学校に併設）
（主事・小校長兼任、指導員各一人）
昭和八年四月、中等公民学校・農業補習学校
（宮・本城農業補習学校と改称）
同　八年四月、吉田青年訓練所（村一カ所・本城に）



吉田村立青年学校本科３年男子　（昭和23年３月）

（校長・吉田小校長兼任、専任五人、兼任三人）
昭和十年四月、青年学校発足（公民・補習学校解消）
（吉田・本名・宮・本城青年学校と呼び、併設）
昭和十一年四月、吉田青年学校（本城に校舎等建築）
初代校長　藤田　行夫（吉田小校長兼任）
（専任三、兼任一一、指導員四人）
二代校長　桑波田　忠志（専任、十二年～）
（専任三、兼任四、専任指導員一、非常勤三）
三代校長　木原　平四郎（専任、十六年～）
（専任四、欠員二、指導員五、応召四）
四代校長　汰木　清彦（専任、二十一年～）
昭和二十三年三月、吉田青年学校閉校

(6) 国民学校と改称

昭和十六年三月十四日、国民学校令を施行して、昭和十六年四月十一日から、尋常小学校を国民学校と改称することになった。

吉田尋常高等小学校は吉田国民学校に
本名尋常高等小学校は本名国民学校に
宮　尋常高等小学校は宮　国民学校に
本城尋常小学校は本城国民学校に
改称された。

国民学校の目的は、「國民学校は皇国の道に則りて

初等普通教育を施し、國民の基礎的練成を為すを以て目的とす」と定められた。

修業年限は初等科六年、高等科二年の八カ年を義務教育の年限とした。高等科二年課程の終了者には、修業年限一年の特習科をおくことができるとした。

しかし八カ年の義務教育制は、昭和十九年から実施することになっていたが、戦争のために実施するまでに至らなかった。

教科の編成も従来の教科目を解体して、戦争体制に即して再編成された。初等科は国民科、理数科、体錬科、芸能科の四科に編成され、国民科は（修身、国語、国史、地理）、理数科は（算数、理科）、体錬科は（体操、武道）、芸能科は（音楽、習字、図画、工作、裁縫〔女〕）とした。高等科には実業科（農業、工業、商業）、高等科女子の芸能科には家事と裁縫を加えた。

教科統合の方向は世界の新しい教育運動と一致していたが、皇国民の練成という教育目標は他国と著しく異なっているが、国家的統制、社会的統制は世界的傾向であった。

昭和十七年の教育計画のなかに盛られた「肇国精神ノ昂揚」の中に、たとえば「国体ニ対スル信念ヲ明確ニシ大東亜戦争ノ目的完遂ニ挺身スルコト」の中に「神代三神勅ヲ日夕奉誦シテ、国体ノ渊源ヲ明ニシ、肇国ノ聖地ニ生ヲウケタル感激ヲ常ニ新タニスルコト」とか、「肇国聖地ノ研究ノ気運ヲ振作スルト共ニ薩藩教育ノ伝統ノ美点涵養ニ努メ、之レヲ本県教育ノ実際ニ具体的ニ活用スルコト」とか、「明治維新以来ノ郷土ノ英傑ノ鴻業ヲ回想セシメル」など、また、「科学教育ヲ振興スルト共ニ国防能力ヲ錬成スル」「勤労報国精神ヲ確立シ、国防事業並ビニ生産拡充ニ積極的協力ヲナスコト」「標準語ノ普及徹底ニ努ムルコト」など国家的統一の教育、決戦体制の強化が見られ、国語教育については大きな努力を払い、中央に出て才能を伸ばすためには、ことばの教育がだいじと考えられた。

このころになると、教科書も戦争のにおいの強いもので、「カズノホン一」にも戦闘機・戦車・軍艦などのさし絵がふえ、教科書には、日本の神話、歴史物語、大東亜戦争にちなんだ戦記美談等が多く見られた。

昭和十九年ごろから、教科書出版もおもうようにならず、古本を使用した。同時に、学童服やノート・鉛筆・運動靴なども配給制になり、学校も学校園等の作業が多くなった。

学校内の行事も、朝会では国旗掲揚・東方遙拝・祈念・朗読・校長訓話を行い、毎週少年団訓練を行った。

当時は、東の空に太陽が照り始め、校庭の霜柱が解ける校庭に整列し、先生が意味のわからない話を次から次へと話される。素足（靴を履かないこと）の指の間から霜が解けてにじんでくる。「体を鍛え頑張らないと日本の国は、アメリカ、イギリスに負ける」という意味らしい話しで、もう、耳にたこができたようだったという回顧を多くの人から聞く。

国語の純化、標準語の普及徹底をはかり特に皇室に対する、敬語の指導は徹底していた。国民学校の一年生でも、教室の正面に掲げてある二重橋の写真を指して、「あれは何ですか」と尋ねると、「二重橋の御写真です」と答え、「宮城というのはどんなところですか」と尋ねると、「天皇陛下様のいらっしゃるところです」と必ず答えられた。

(7) 学童疎開と学校施設軍接収

昭和十九年戦局はいよいよ急を告げ、本土空襲も激しさを増してきた。政府は六月末、国民学校初等科三年以上六年までの児童を保護者の申請により疎開させることにした。まず縁故先への疎開を奨励し、昭和二十年三月には戦局ますます不利になり、学童の集団疎開を低学年を含めて実施することになり、大都市、離島から実施することになった。

本町（村）には、種子島の南種子村の茎南国民学校の二年生以上が本名国民学校に、四月二十六日夕方、児童百三十数人が教師（三人）・保護婦（女子青年、八人）に引率され到着している。各集落ごとに子供の少ない家に、二～三人ぐらいずつ分宿し生活した。授業は四月三十日から、本名校で実施し、九月二十五日帰着した。（茎南校区沿革誌による）

吉田国民学校にも、南種子村の島間国民学校の児童が四月二十八日午後、受入れ区域婦人班長等の出迎を受けて到着している。



学童疎開の碑（吉田小学校）

吉田婦人会記録に「中村主事殿より疎開児童側からのご希望を承り、役場より出張の方々からお米配給の事と一先ず翌朝まで婦人会の方で炊きだしその他のお世話のご依頼を受け、各部落常会長班長さん方と共に夜遅

く迄お世話をなせり」とある。
　昭和六十二年十月「学童疎開の碑」を島間国民学校の元疎開児童有志が吉田小学校の一角に建立している。
　その碑文に
「昭和二十年四月、太平洋戦争は日毎に悪化、軍は種子島学童の本土疎開を要請。四月二十五日、島間国民学校児童（二年生以上）百九十三名（含む引率者十七名）は、父母と最後の別れをし、空襲の為、夜、島間港を出発、四月二十九日、此吉田国民学校に到着。多くの人々に迎えられた後、各部落に分散収容される。五月二日、本校各学級に夫々編入学、八月十五日、終戦敗戦は悲しかったが子供心に父母に又会える日を一日千秋の思いで待つ。九月十四日、吉田を去る。感慨無量。
　その後四十年。当時、日本は貧困のどん底にありながら、吉田校区の皆様、学校の先生方の御加護により、今日、命あるを思い、改めて感謝の意を表し、更に永久の平和を祈念致したくこの碑を建つ」とある。
　記念碑除幕式の様子は、ＮＨＫテレビで全国放送もされ、十一月十一日の新聞に「永遠の平和願って学童疎開の碑」の見出しで、報道された。

(8)　学校施設軍接収

　学校は、本土防衛部隊の移動時の休憩場所や一時駐留および駐屯本部として使われた。昭和二十年の吉田婦人会記録に、
「三月四日　第一八部隊行軍に際し休憩、御茶・唐芋及び味噌汁を饗す。
五月二十三日　午後一時沢山の兵隊さん方をお出迎えし全兵隊さん方へ御茶その他を饗す。夜間演習の折り膝当・肱当の入用なる御話承り、婦人会にて率先して作って差し上げる協議をなす。
五月二十七日　膝当・肱当六百人分を木下部隊へ献納す。
六月十八日　早朝吉田校木下部隊〇〇方面へ移動されるに当たり会員多数御見送りをなせり。
七月二十五日　二千五百人の兵隊さん吉田校にて休憩される、終日兵隊さんの炊事のお手伝いをなす。
八月二日　七月二十五日通過されし部隊の後続部隊四百人三日夜到着されるとの事にて各戸より二個以上の梅干を戴き総計二千四百九個集まり、六〇部隊と五日通過の五八部隊に贈呈す。
八月五・六日　終日通過部隊の炊事方お手伝いをなす。
八月七日　稔第九二六九部隊より御味噌の製造方を依頼される。（学校を本部にして、村内外に駐屯）
十月三日　稔部隊いよいよ吉田を引揚げ北海道へ復員

の帰途広島風水害跡修理の為広島へ向け出発さるるにつき、代表重富駅まで御見送りをなす」

とある。

終戦の昭和二十年は、吉田の子供たちも空襲や軍の駐屯などで、教室で学習出来る状態でなかった。しかし、郷土に残った人たちが、自分たちも苦しい中で、親元を遠く離れた疎開児童、国のために軍人として苦労している兵隊さんたちに出来る限りの接待をされている姿に人間としての尊いものを多く学んだ。

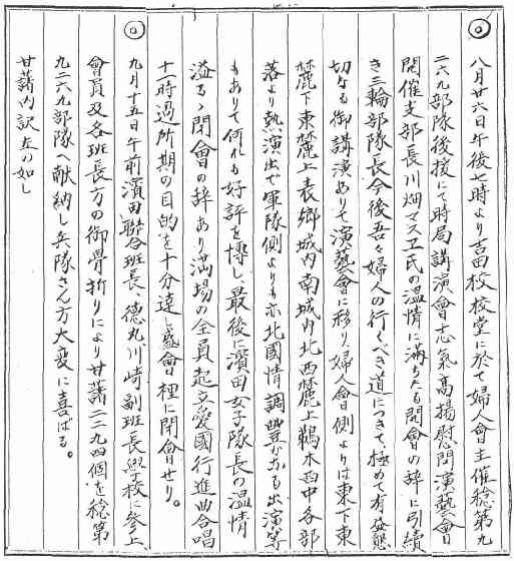

婦人会日誌

特に八月十五日以後、敗戦で大部分の日本人の心が乱れた時も、疎開児童や駐屯軍人とのトラブルもなく、お互いに誠意をもって生活出来たのは、吉田の誇りである、これも親の教え・学校教育のたまものである。

5　戦後の教育

ポツダム宣言を受諾し、昭和二十年八月十五日、太平洋戦争は敗戦という形で終戦となった。

いつ果てるともわからない戦争からやっと解放された喜びはあったものの、あまりに違った過去との断絶に、人々は戸惑うばかりであった。

文部省はとりあえず八月二十八日に、九月から授業再開の通達で教科書・教材の取り扱いについての注意を出した。九月十五日に、教科書の根本的な改訂があるまでは、軍国主義・国家主義の教材を省略するよう指示し、軍隊に関係のあるものは、墨で黒く塗りつぶし読めないようにした。学校に残っていた地図も、樺太、朝鮮、台湾、南洋諸島は赤色を塗りつぶすよう指示された。

鹿児島は、南進基地であり、特攻隊基地であったため空襲も激しく、その被害もおびただしく、空襲の被害率は全国一といわれ、その上、九月十七日と十月十日に大きな台風があった。本村の学校は幸い空襲だけは逃れることができたが、台風で大きな被害を受けた。

学校は十月になってから授業を再開した。

日本の政治の総てが連合軍最高司令部の指揮下に置かれた。

教育も、占領政策に沿って急いで改革され、伝統的な美風までも根こそぎ失われ、国民性に合致しない面も多かった。

しかし、封建性の強い社会風習、通念、組織といったものが改められ、個人の尊厳を中心においた民主的近代国家、平和国家への基礎が形づくられ、近代民主教育の方向づけがなされた。

昭和二十二年四月、学校教育法が施行されて、いわゆる六三制、小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学校四年の制度となり、小学校、中学校が義務教育となった。

(1) 国民学校を小学校と改称

昭和二十二年四月の学校教育法の改正により、国民学校を小学校と改称することになり、村内四国民学校をそれぞれ吉田小学校、本名小学校、宮小学校、本城小学校と改称し、五月一日から再出発した。

教科も国語、社会、算数、理科、音楽、図工、家庭、体育の八教科とし、従来の修身、地理、歴史がなくなり、新しく社会、家庭、自由研究が加えられた。

社会科は児童が自分たちの社会に正しく適応でき、望ましい人間関係を実現できるようにする社会的態度や社会的能力を養うことにした。

家庭科は男子にも課して望ましい家庭の一員としての技術や態度能力を養うことにした。

児童は戸惑いながらも、興味を以て学習に取り組んだ。

自由研究は児童の興味と能力に応じて、教科の学習活動で十分できなかったものを、自主的活動の中で習得させるものであった。

学習指導も従来の講義式の方法から、問題解決方式となり児童の問題点を取り上げて、学習展開をする方法が取り上げられるようになった。評価についても、テスト一辺倒を改めて日常活動を通じて、進歩の状況をみることに重点がおかれた。評価の記録も従来の学籍簿が改められて指導要録となり、身体の記録、標準検査の記録、行動の記録、学習の記録となっていて、学校生活全般について記録するようになった。継続的に記録されて、進学先、転校先に送付されることになっている。

昭和六十三年四月一日、牟礼ケ岡団地に牟礼岡小学校が本町五つ目の小学校として開校した。

(2) 新制中学校の発足

これまでは国民学校を卒業すると、国民学校高等科、

青年学校へと進む者、入学試験を受けて中学校、高等女学校、商業、工業、農業などの実業系の学校にわかれて進学していた。中学校などは多額の授業料、下宿料、通学費その他相当の学費を必要としたので、経済的な理由で進学できない者も多かった。教育の機会均等と義務教育の延長、国民学校初等科卒での進路選択の時期尚早などから新制の中学校は発足した。

本村では、昭和二十二年三月、村会で新制中学校二校を建設することを議決している。



ＰＴＡ会員の作業風景（吉田南中）

吉田北中学校は、津友寺跡を候補地に、吉田小学校の校舎の一部・講堂を仮校舎として昭和二十二年五月二日創立開校し、初代校長深栖直武（吉田小校長兼任）、職員八人、生徒数百七十人で発足している。昭和二十四年四月、校地を現在地に決定、区民総出で（生徒も）埋め立て・整地作業をして、同年九月には二・三年生は新校舎で授業を受けた。

吉田南中学校は、当分青年学校校舎を仮校舎として、昭和二十二年五月二日創立開校し、初代校長汰木清彦（青年学校長兼任）、職員十二人、生徒数二百九十七人で発足している。

同二十四年五月、校地を現在地に決定、ＰＴＡ会員が中心になり整地作業をし、翌二十五年十二月新校舎建築に着手、二十七年二月新校舎に移転した。

両校とも、昭和二十三年四月から、専任の校長がそれぞれ発令されている。中学校は、無からの出発であったので、昭和三十二年の創立十年ごろまでは、校舎、運動場等の施設・設備の整備、教材・教具の整備充実等に、設置者である町も財政的に大きな負担であったが、年次的に整備をすすめてきた。また校区やＰＴＡなども学校の整備・充実には協力を惜しまなかった。

学校も職員・生徒一緒になり、学習環境つくりに励んだ伝統は、現在に引き継がれている。

(3) 学校給食

昭和二十九年六月、児童の心身の健全な発達と国民の食生活の改善を図るため「学校給食法」が制定されて、

学校給食が実施されることになった。当時のわが国は食糧事情が悪く、育ち盛りの児童にその発育に必要な栄養を与えることが出来ず、それどころか常に空腹を満たし得ない状態で、児童生徒の体位は極めて悪かった。そこで国はミルクと小麦粉に対する補助金を出し、昭和二十九年から三十二年にかけ、ミルク給食が始まった。

昭和三十四年吉田小学校、宮小学校に給食室の増築と給食器具を整備して、完全給食（週三日制）を同年九月から実施した。

昭和三十五年度予算で本名小学校の給食室を増築、昭和三十六年三月から完全給食（週五日制）を実施した。

本城小学校は昭和三十七年六月、本名小学校の給食室から、定期バスを使って給食婦が運搬していた。この運搬は昭和五十六年九月末まで続けられ、同年十月から単独給食となった。

中学校は小学校よりおくれて昭和四十二年一月から完全給食（五日制）をそれぞれの学校で実施した。

昭和五十九年になると、各学校の給食調理室・設備も古くなり、改造の必要が生じた。特に衛生管理の面から保健所の指摘を受けていたので、町教育委員会・町当局は適正規模の合理的施設設備を設置し、衛生管理の徹底、給食内容の充実、調理業務の向上等により、学校給食の運営管理の円滑化と合わせて、財政上の見直し、人件費・光熱水費等、諸経費の節約を図るため町内を一括した給食センター方式を採用することにした。

昭和五十九年度学校給食施設整備補助を受け、総額一億二、四〇〇万円（工事費約九千万円、備品購入費約二千万円、敷地代ほか）で本城一五八八番地一に建設した。

昭和六十年三月、吉田町立学校給食センター設置および管理条例と同施行規則、同運営要綱を設け、運営の適正化を図っている。



学校給食センター

現在、吉田町立学校給食センターの運営は教育委員会代表、町議会代表、助役、学校長代表、ＰＴＡ代表、学校医代表、学識経験者が運営委員になって、内容の改善に努めている。

所長（教育長兼任）、事務長、事務員、栄養

士（各一人）調理従事員（九人、臨時を含む）、運転手（委託、二人）で、一日約一六〇〇食、専門の栄養士の献立（児童生徒のアンケート調査等も参考にして）により調理された給食は、給食運搬車二台で短時間に各学校へ配食されている。

学校の行事に合わせた行事食など細かい配慮もなされている。また児童生徒の希望もあって、週三回の米飯給食を実施している。

昭和六十三年度の学校給食の実施状況は、給食日数二三二日、給食事業費五、五一七万三〇〇〇円（給食費として徴収、小学生年額三万三五〇〇円、中学生年額四万一二五〇円）と町費四、五九三万九〇〇〇円（職員給料・賃金、光熱水費、一般消耗、維持修繕費等委託料、備品購入費、保険料ほか）、合計一億一一万二〇〇〇円となっている。

(4) 県立蒲生高等学校吉田分校

昭和二十三年二月、県内各方面の代表者を集めた新学制対策委員会は、新制高校実施の根本方針を定めた。新制高校の設置基準を定め、勤労青年教育を重視して定時制課程を多数設置すること、男女共学を勧め、余剰校舎を新制中学へ転用すること、講堂・図書館を建設して設備を充実することなどが定められ、学校統合が断行された。定時制課程は、従来全国で最も充実していた旧青年学校の施設設備を転用して、教育の機会均等に基づき、勤労青年の教育を重視して設置された。

本村も、義務教育卒業後の教育の必要性を強く感じ、町立鹿児島県蒲生高等学校吉田教場として設立申請をし、昭和二十三年四月一日、定時制課程（本科農業科、別科家庭科）として、青年学校跡を校舎として認可された。

教育内容の充実を図るには、施設・設備の充実が必要であるとして、分校への昇格申請・陳情を、昭和二十四年十月に「現在、在籍生徒百五人、同二十五年度は、二百人を超える（一五〇人を超えると分校として認可する制度があった）」として県教育委員会に対して行った。

二十五年四月一日　鹿児島県蒲生高等学校吉田分校認可。

蒲生町と連携して県立移管への陳情等を続け、その間町としても施設設備の充実に努めた。

二十八年四月一日　県立移管となった。

三十一年四月　鹿児島県立蒲生高等学校吉田分校と改称。

三十二年四月　本科農業科（農業コース、家庭コース）をおく。

生徒の通学や施設の老朽化、時代に適応した施設設備

の整備等を考慮し、移転の必要を学校からも要望があり町当局、町議会も全面的協力をして、東佐多浦一九六五番地（現高千穂電機株式会社鹿児島吉田工場敷地）を中心に実習地を含めた用地買収をした。



昭和28年 県立移管となる

三十八年四月十二日　吉田町東佐多浦一九六五番地に移転準備始まる。一学年は吉田小で授業開始。

同年十一月二十三日～二十八日　全学年新校舎へ移転のため運搬作業。二十九日、新校舎で授業開始。

昭和四十二年度　第一学年募集定員百四人、二学級（臨時学級）として認可

昭和四十三年度　第一学年の募集を農業科一学級、家政科一学級として認可

昭和四十八年度　第一学年より全日制農業科一学級、家政科一学級の募集となる。

昭和四十九年十二月　昭和五十年度募集定員、普通科二学級百人となる。

昭和五十六年度　募集停止

戦後、経済の発展と社会が安定するにつれて、中学校卒業生の上級学校への進学が次第に増加した。

本町の二つの中学校の進学率は次の表の通りである。

年度	四〇	四五	四九	五四	五八	六二	六五
進学率(%)	六三・六	八二・八	八八・〇	八四・九	八七・七	九三・〇	九二・六

吉田分校発足当時と比べ、日本の経済情勢が工業生産

を中心とした都市集中型に変化し、多くの人材を必要とするようになり、県外の企業への就職が多くなった。

また、生徒の進学希望も職業科から普通科へと変わっていった。

吉田分校の昭和五十年度の学級編成、出身町別生徒数および教職員数は下のようになっていた。

学級編成

		1年	計		2年	3年	4年	計	合計
普通科	A	44	88	農業科	34	28	29	91	311
	B	44		家政科	44	42	46	132	

出身町別生徒数

		1男	1女	2男	2女	3男	3女	4男	4女	計
吉田町	東佐多浦	3	4	0	5	6	6	1	5	30
	西佐多浦	3	6	4	2	4	4	3	7	33
	本城	0	1	3	3	0	2	1	2	12
	本名	3	4	2	0	0	1	0	3	13
	宮ノ浦	2	1	2	0	2	2	3	2	14
	計	11	16	11	10	12	15	8	19	102
蒲生町	蒲生	17	10	9	17	8	12	11	13	97
	西浦	2	1	1	2	5	2	2	3	18
	湊	1	1	1	3	2	1	1	2	12
	計	20	12	11	22	15	15	14	18	127
姶良町	北山木津志	2	3	0	1	0	0	1	0	7
	山田	2	3	2	2	0	4	1	2	16
	帖佐	8	8	8	8	1	4	4	5	46
	重富	1	0	1	1	0	3	0	2	8
	計	13	14	11	12	1	11	6	9	77
その他町村		1	1	1	0	0	1	1	0	5
合計		45	43	34	44	28	42	29	46	311

職員数

	教頭	教諭		事務職員	実習助手	用務員		図書司書	非常勤講師	計
		男	女			男	女			
定員	1	16		2	2	2		1	4	28
現員	1	14	2	2	2	1	1	1	4	28

校歌

高牧羊礼に まもられて
萬朶のさくら 照る紅葉
あらるわしき 春と秋
こゝに理想の旗かさし
こゝに正義の歌ひゞく
吉田高校 誇りあり

栄ある歴史 佐多浦に
そびゆるいらか 我が母校
あゝ発刺の 意気高く
朝真理の 聲をきき
夕大地に 汗そゝく
吉田高校 励みあり

水上清き 思ひ川
河鹿の声よ 明星よ
あゝ友情も 温かに
こゝに平和の火をともし
こゝに文化の 郷築く
吉田高校 栄えあれ





県立蒲生高等学校吉田分校　校舎全景

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職	備考
一	有馬義雄	二三・四～二四・三	一・〇	
二	杉田盤	二四・四～二四・七	〇・三	
三	汾陽光延	二四・七～二七・三	二・八	
四	野田政重	二七・四～三一・三	五・〇	
五	濱崎利春	三一・四～三五・三	三・〇	
六	葉田了	三五・四～三八・三	三・〇	
七	酒匂長雄	三八・四～四一・三	三・〇	
八	新村元志	四一・四～四四・三	三・〇	
九	谷口勇	四四・四～四八・三	四・〇	
一〇	田中早苗	四八・四～四九・三	一・〇	
一一	松下遼二	四九・四～五〇・三	一・〇	
一二	六反田利男	五〇・四～五三・三	三・〇	
一三	二階堂友房	五三・四～五五・三	二・〇	
一四	福村清重	五五・四～		

分校主事・教頭

代	氏名	在職期間	年	備考
主任	築島秀雄	二三・四～二五・三	二	教務主事
一	有馬岩夫	二五・四～二七・三	二	
二	水枝谷清武	二七・四～三一・三	四	主事
三	有村清蔵	三一・四～三四・三	三	〃
四	赤塚俊彦	三四・四～四一・三	七	〃
五	中島定	四一・四～四八・三	七	〃
六	園田善雄	四八・四～五〇・三	二	主事教
七	川野次男	五〇・四～五二・三	二	教頭
八	大野鉄男	五二・四～五五・三	二	〃
九	押川康蔵	五五・四～五七・三	二	〃

社会の進展に伴い、本町も施設園芸等に力を入れ、一時期「思川キュウリ」の銘柄で好評を得た。これらは分校卒業者の努力に負うところが大である。

中学卒業生の減少に伴い入学者が少なくなり、昭和五十六年四月から生徒募集を停止し、五十八年三月、卒業生二四人を最後に、三十四年間の歴史を閉じた。卒業生総数一四九二人（定時制農業科七九四、家政科三〇四、全日制農業科五七、家政科八四、普通科二五三）である。

(二) 各学校（園）の沿革

1 吉田小学校



▲旧吉田小学校

制　定
昭和6年1月7日



▲現吉田小学校

校章の意義
◎全体の菱形は希望と誇り、強い意志を表す。
◎稲穂は校区の水田地帯を示し、「実るほど頭の垂れる稲穂かな」のような心豊かで自己の成長と社会の発展に寄与する姿を表している。
◎六本の旭光は昭和六年の制定であること、力強く伸びる姿、自然の恵みに感謝する心を表している。

新校歌

一、山なみ清く　朝明けて
　さやかに光　さすところ
　学びの窓に　きょうもまた
　明るい自主の　鐘が鳴る
　われらの小学　吉田校

二、歴史をほこる　学び舎の
　みどりの木かげ　肩組んで
　足なみそろう　よろこびに
　楽しい愛の　歌がわく
　われらの小学　吉田校

三、思いのほとり　朝夕に
　高牧山を　仰ぎつつ
　希望はとわに　火ともえて
　おおしいあすの　夢をよぶ
　われらの小学　吉田校

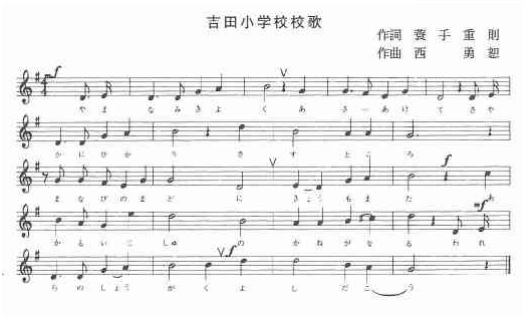

旧校歌（明治四十年代）

山紫に　水あきらかに
この地に建てる　我が校は
集える児童　学ぶ師弟
衛生を重んじ　身体を健全に
常に大なる活動　共に之れを楽しみ
上をうやまい　下愛し
おのれをつゝしみ　礼儀を守り
よく努め　よく耐え　本分を全うし
二十世紀の　学びの道を
おさむる児童　多望の少年
奮発勉励　不屈不動
かくこそ　吾等のたのしい学びや

吉田小学校沿革

元治元年　復生館を西佐多浦興化寺五六番地に設立
明治3・4　興化寺跡の寺院を校舎にあて、外城第十七郷校と改め修業年限三カ年になった
〃　4・8　外城第十三郷校となった
〃　8・15　吉田小学校と改称し開校した
〃　15・16　校舎改築　坪数約四十坪
〃　16・24　学制改革　初等科・中等科修業年限各三年
〃　24・25・4　校舎（二階）増築　百二坪
〃　25・33　吉田高等・尋常小学校と改称した（尋常・高等と後年改称）修業年限各四年
〃　33・40　校地拡張　東方へ畑地一反二畝購入
〃　40・41・4　校地拡張　東北両方へ一反五畝購入
〃　41・42・4　学制改正　修業年限尋常科六年・高等科二年
〃　42・44・　新制高等科三学年を併置
大正2・4　校舎増築　二百三坪（昭和38年まで使用）
〃　8・4　高等科第三学年を廃止　実業補習学校併置
〃　9・4　模範学校となる
〃　10・15・4　実業補習学校廃止、高等科第三学年復活
〃　校舎増築（二階）　百三十七坪
〃　高等科第三学年廃止、中等公民学校併置
昭和3・6・　奉安殿建設
〃　校旗制定
〃　7・　校地を西方へ拡張し校庭を埋立て、二階校舎を増築
〃　10・　講堂建設、完成
〃　16・22・4　勅令により吉田国民学校と改称
〃　学制改革により吉田小学校と改称、新制中学校同居（講堂、特別教室等使用）
〃　24・　東方二階校舎解体　平屋校舎七十坪新築（中学校移転　九月）
〃　26・4　県実験学校（特殊教育）の指定
〃　29・　図書館の充実（カーペット、机・椅子等）
〃　30・　創立八十周年記念式典及び事業（校歌制定）
〃　33・　国旗掲揚台設置
〃　34・　完全給食（三日制）開始
〃　36・　県ＰＴＡより表彰を受く
〃　38・　完全給食五日制実施　校舎裏拡張工事
〃　一期工事完成　二階校舎（西方）解体
〃　40・　二期工事六教室・別館着工　新校舎に全学級移転
〃　校舎落成式挙行　校舎裏擁壁工事　体育倉庫・校門・水族館完成
〃　41・

昭和42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・

標準服制定　体育施設完成　地区体育中心校研究発表
県学校保健優良校表彰　仲よし学級開設
地区ＰＴＡ研究公開
屋内体育館落成　校旗新調（百歳会寄贈）
文部省「道徳」研究指定校　県学校歯科優良校表彰
プール完成　文部省指定道徳研究学校（県地区指定）研究大会開催
校庭緑化・九州地区音楽教育研究大会に授業提供　理科室整備　地区道徳教育研究会
第十七回美術館こども絵画展で学校賞受賞
第十二回県美育協会移動作品展学校賞受賞
家庭科室整備　ＰＴＡ活動活発（元会長大丸氏　文部大臣表彰、百歳大学　文部省指定）
保健室の移動と充実　小中合同運動会実施
県算数研究協力校の指定　創立百周年記念式典・同事業（視聴覚器具、図書館充実、金管楽器整備充実　記念誌発刊）
吉田小母と子の読書会表彰（県図書館、県学校図書館協会）
県図工展学校賞
県理科研究協力校の指定　ＰＴＡ保健安全部表彰（西警察署、西交通安全協会）
文部省指定家庭教育学級　プール循環浄化装置設置　本館と体育館の渡り廊下設置
小さな親切運動本部表彰状受賞
ソニー理科教育優良賞受賞　学校緑化コンクール優秀賞受賞
ボランティア活動推進校の指定　手づくり学習農園設置モデル校の指定
県教育方法改善推進校の指定（三年間）
郡教育研究大会・郡ＰＴＡ研究大会開催
ＭＢＣおくさまワイド「米つくりから給食まで」放映（十一月）
県「山坂達者実践推進校」の指定　南日花壇コンクール特選
特別教育室棟落成（音楽・家庭科・視聴覚室、児童玄関・放送室・普通教室一）
創立百十周年記念事業（放送室整備・遊具・金管バンドユニホーム等・元標設置）
パーソナルコンピューター二十一台文部省補助で設置　便所水洗式に改造

昭和62・4　県パソコン教育利用推進モデル校の指定
「学童疎開の碑」南種子町島間国民学校疎開児童建立
〃63・5　財団法人松下視聴覚教育研究助成校
〃・9　財団法人発達科学研究教育奨励賞
〃　〃　北西擁壁、体育館裏ランニングコース工事
平成元・5　財団法人松下視聴覚教育研究助成校
〃・8　体育館ステージ幕改装
〃・10　学研教育費
2・4　児童数百八十五人　学級数七（特一）
職員数十四人（町費二）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
一	川内彦左衛門	明治四年前後	
二	福島郁太郎	〃　一一年～一三年	三・〇
三	川内彦左衛門	〃　一三年～一六年	三・〇
四	永野助一	〃　一六年～一九年	三・〇
五	永井源一郎	〃　一九年～二一年	三・〇
六	瀬戸山吉次郎	〃　二一年～二三年	三・〇
七	鮫島嘉太郎	明治二三年～二五年	三・〇
八	平井政治	〃　二五年～二六年	一・〇
九	塩津保庸	〃　二六年～二九年	三・〇
一〇	大井藤助	〃　二九年～三一年	二・〇
一一	木下喜治郎	〃　三一年～三三年	二・〇
一二	川畑政治	〃　三三年～三五年	二・〇
一三	政木業広	〃　三五年～三九年	四・〇
一四	宮牟礼与助	〃　三九年～四二年	三・〇
一五	池亀硯哉	〃　四二年～大正三年	五・〇
一六	志々目宏	大正　三年～　八年	五・〇
一七	勝目市次	〃　八年～一一年	三・〇
一八	勝田彦次郎	〃　一一年～一三年	二・〇
一九	平瀬武二	〃　一三年～昭和五年	六・〇
二〇	牛飼市助	昭和　五年～　九年	四・〇
二一	藤田行夫	〃　九年～一三年	四・〇
二二	上田三芳	〃　一三年～一八年	五・〇
二三	末広尚文	〃　一八年～一九年	一・〇
二四	種子島己夫	〃　一九年～二一年	二・〇
二五	入佐忠雄	〃　二一年～二二年	一・〇

代	氏名	在任期間	在職
二六	深栖直武	昭和二二年～二五年	三・〇
二七	稲森清重	〃　二五年～二七年	二・〇
二八	佐藤操	〃　二七年～三〇年	三・〇
二九	有川貞夫	〃　三〇年～三五年	五・〇
三〇	椎原節	〃　三五年～四〇年	五・〇
三一	有馬純弘	〃　四〇年～四五年	五・〇
三二	稲元千治	〃　四五年～四八年	三・〇
三三	高城芳男	〃　四八年～五一年	三・〇
三四	伊崎田信雄	〃　五一年～五三年	二・〇
三五	立元栄治	〃　五三年～五五年	二・〇
三六	上野賀平	〃　五五年～五七年	二・〇
三七	長年郎	〃　五七年～六〇年	三・〇
三八	東英雄	〃　六〇年～平成元年	四・〇
三九	山下稔	平成元年～現在	

現況

一、教育目標

創造力と社会性に富み、情操豊かで、心身ともにたくましい実践力をもつ子供を育成する。

二、学校経営の方針

公教育の本質に立ち、百十余年を超す長い歴史のある伝統と地域社会の特性を踏まえ、職員相互の協力と努力によって、自ら学ぶ素地つくりを基盤に、創造的で情操豊かで、しかも国際化時代に対応できる逞しい子供を育成する。

三、努力点と特色ある教育活動

(1) 個に応じ個を生かす指導法の研究を深め、学力水準の向上に努める。

(2) 豊かな情操と集団生活を高める活動を通して、奉仕する心情の育成に努める。

(3) 運動の楽しさがわかる体育学習の推進を図る。

(4) 地域素材を生かした教育活動の推進を図る。

(5) 人を大事にする教育の推進を図る。

(6) 適時性を重視する指導に努める。

新教育機器を活用し、個に応じ個を生かす指導の推進

勤労や体験的学習を通し、豊かな心の育成を図る

金管バンド等を重視し、表現力豊かな活動の推進

2 本名小学校

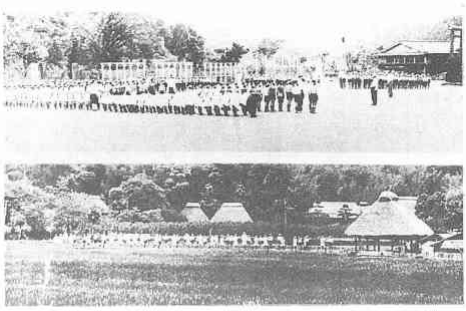

▲旧本名小学校

校章の意義
本名の「本」の字をサクラの花で囲んでいる。
サクラは清らかさ、自然の豊かさを表している。

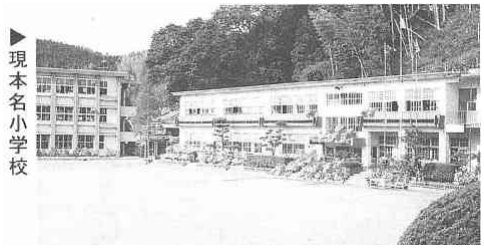

▶現本名小学校

新校歌

一、八幡山に日は映えて
　緑の風よ青空よ
　みんな元気できょうもまた
　かよう楽しい学びやに
　ああ、かねがなる本名校

二、思いの川の川岸の
　伸びゆく木々よ若草よ
　みんな仲よくかたくんで
　そろう明るい足なみに
　ああ、歌がわく本名校

三、朝夕あおぐ三重岳の
　かがやく峯よ白雲よ
　みんな正しくたくましく
　生きる希望のはばたきに
　ああ、ゆめがよぶ本名校

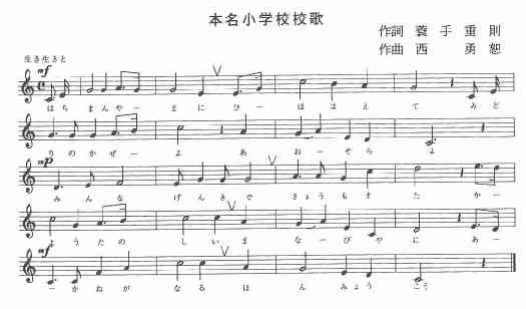

旧校歌（昭和二十八年頃まで）

一、雲の絶え間にほの見ゆる
　杉の梢も色ふりて
　神さび映ゆる三重山は
　我が望みにも似たるかな

二、八幡の宮の瑞垣に
　夕ばえ映ゆる大楠の
　朝日に匂う気高さは
　我が望みにも似たるかな

三、豊けき御代のめぐみに
　光あまねき本名の
　誉と栄えをいたきつつ
　いざや進まんとことはに

明治12・5　本名小学校創立
〃25・　本名尋常小学校と改称、修業年限四年
〃40・　高等科設置、修業年限二年
大正2・6　校舎増改築
昭和16・4　勅命により本名国民学校と改称
〃22・4　学制改革により本名小学校と改称
〃29・5　創立七十五周年記念式典、記念事業
〃34・5　鉄筋校舎落成
〃36・3　学校完全給食開始
〃39・5　創立八十五周年記念式典、記念事業
〃41・7　東校舎移転
〃〃・9　学童疎開校・南種子町茎南小学校と姉妹校盟約式
〃42・2　屋内体育館落成式
〃43・4　鉄筋校舎落成式
〃45・4　仲よし学級開設
〃〃・〃　県「家庭科」研究協力校、公開
〃46・4　児童数二百六十人
〃〃・8　プール完成
〃52・12　県「学校給食指導」研究協力校、公開
〃53・12　県学校給食優良校表彰
昭和54・5　創立百周年記念式典及び祝賀会、記念碑設置
　十学級・児童数二百七十七人、職員十八人
〃55・5　文部省「家庭教育学級」研究協力校
〃〃・10　県発明工夫展県教育委員会賞
〃57・3　西側鉄筋三階校舎落成
〃〃・4　県「保健指導」研究協力校
　十三学級・児童数三百十九人、職員二十一人
〃〃・8　野外鍛練施設設置（百万円補助事業）
〃〃・12　県「山坂達者実践推進校」研究公開
〃58・8　県図画作品展優秀校受賞
〃〃・11　南日本花壇コンクール学校賞
〃59・11　県学校保健準優良校
〃60・4　発明工夫展科学技術長官賞
〃61・8　県図画作品展優秀校受賞
〃62・4　十三学級・児童数三百六十人、職員二十人
〃〃・5　松下視聴覚教育財団研究助成費七十万円
　県育英財団研究助成費二十万円　授与
〃〃・11　郷土資料室ほか教育施設整備、ＮＨＫ全国へテレビ放映
〃63・4　文部省「勤労生産学習」研究推進校

昭和63・8　県図画作品展学校賞
〃・10　県発明工夫展学校賞・県知事賞
〃・〃　アドベンチャー遠足実施、全国紹介
平成元・4　発明工夫展科学技術長官賞（二回目）
〃・6　シンガポール教育視察団二十人来校
〃・10　県発明工夫展学校賞・県知事賞
〃・11　文部省「勤労生産学習」研究公開
2・4　児童数三百四十五人・学級数十二（特一）、職員数十九人（町費二）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
一	市来孝八	明治一二年～一四年	二・〇
二	大井藤助	〃　一四年～一八年	四・〇
三	山口善作	〃　一八年～二一年	三・〇
四	伊集院仲八	〃　二一年～二四年	三・〇
五	相良長睦	〃　二四年～二七年	三・〇
六	木村長信	〃　二七年～三〇年	三・〇
七	肥木田松治	〃　三〇年～三四年	四・〇
八	平瀬武蔵	〃　三四年～四〇年	六・〇
九	石田巖	明治四〇年～四二年	二・〇
一〇	戸高泰次郎	〃　四二年～四四年	二・〇
一一	福満静雄	〃　四四年～大正元年	一・〇
一二	平瀬武二	大正　元年～　九年	八・〇
一三	阿久根与一郎	〃　九年～一〇年	一・〇
一四	西山精蔵	〃　一〇年～一三年	三・〇
一五	種子島清	〃　一三年～昭和八年	九・〇
一六	福島助次郎	昭和　八年～　九年	一・〇
一七	築地健吉	〃　九年～一二年	三・〇
一八	小向得孫市	〃　一二年～一八年	六・〇
一九	岩切楓次郎	〃　一八年～一九年	一・〇
二〇	宮脇俊光	〃　一九年～二〇年	一・〇
二一	森山霞	〃　二〇年～二一年	一・〇
二二	若林正幸	〃　二一年～二七年	六・〇
二三	山下茂樹	〃　二七年～三二年	五・〇
二四	河野利通	〃　三二年～三六年	四・〇
二五	石塚春男	〃　三六年～三八年	二・〇
二六	下野春吉	〃　三八年～四三年	五・〇
二七	萩原最	〃　四三年～四七年	四・〇

代	氏名	在任期間	在職
二八	村山三郎	昭和四七年～五〇年	三・〇
二九	下高原三郎	〃 五〇年～五二年	三・〇
三〇	鈴木敏蔵	〃 五二年～五七年	五・〇
三一	日高光臣	〃 五七年～六一年	四・〇
三二	吉原政四郎	〃 六一年～平成二年	三・〇
三三	水間司	平成二年～現在	

現況

一、教育目標

「豊かな人間性を培い、自から考え、正しく判断して実行する本名の子の育成をめざす」

- すすんで勉強する子
- 仲よく、助け合う子
- 健康でたくましい子

二、経営の方針

経営の基底

「職員の総親和」「師弟同行」

体験学習を重視し、

- 公教育の確立と国際化を図る。
- 子供の自主性、可能性を伸ばす。
- 環境の整備を図る。
- 地域に根ざした教育の推進を図る。

三、特色ある教育活動

特に八平方メートルの吉田町の立体模型地図を中心に、郷土をはじめ県内全市町村、全国各県、世界七十三カ国の資料等を展示してある郷土資料室を軸に、アドベンチャー遠足、国際交流集会、舞台芸能鑑賞会、宿泊学習、縦割作業、文部省研究推進校としての勤労生産学習の研究（元年十一月八日公開）など多角的体験学習をとおして世界の中の日本人として「たくましく生き抜いていける子どもの育成」に努めている。

また、本名小の伝統である発明工夫では二回目の科学技術長官賞を受賞し、創意工夫学習も推進している。



郷土学習

3 宮小学校

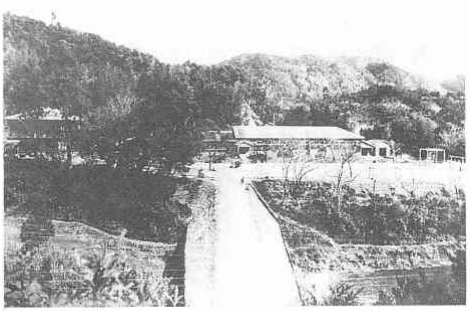

▲旧宮小学校



校章の意義

クジャクに似た想像上の鳥、鳳凰（ほうおう）が向かい合っている。

中央に宮の字が入れてある。

聖徳、希望、善美、清純などの徳を表している。

▶現宮小学校



校歌

一、ほがらにあけゆく牟礼が丘
てらす光をあびながら
たのしいわれらの校庭に
みんななかよく手をとって
希望のうたをうたおうよ
われらがまなびや宮小学校

二、しずかなきよき吉水の
ながれたゆまぬあべき川
玉のいずみにかげそえて
強く正しく美しく
なおき心をみがこうよ
われらがまなびや宮小学校

三、みどりしたたる宮之浦
山ふところにいだかれて
豊かにむつぶはらからよ
真理をたずね身をきたえ
平和な日本をきずこうよ
われらがまなびや宮小学校

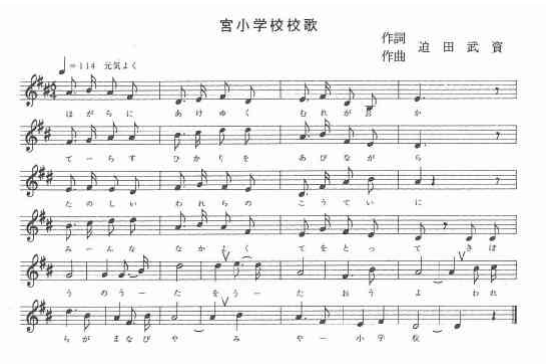

明治12・5　宮小学校創立（児童数三十人）
〃19・6　宮簡易小学校と改称
〃22・5　校舎五十七坪建築
〃24・6　尋常小学校四学年制認可
〃28・5　二学級編成認可
〃30・　校舎増築
〃31・4　尋常科六年制認可
〃32・6　四学級編成認可
〃36・2　実業補修学校併置
〃41・4　五学級編成認可
〃45・9　六学級編成認可、校舎六十坪増築
昭和2・4　高等科設置
〃3・　校旗制定
〃5・3　学校教育後援会設置、飲料水場設置
〃6・6　校地拡張六畝買収
〃12・1　校舎増築百十五坪、家事室、物置、渡廊下
〃〃・4　高等科二学級編成
〃16・4　勅令により宮国民学校と改称
〃22・4　学制改革により宮小学校と改称
　　ＰＴＡ発足
〃26・6　校舎増築三教室
昭和27・7　校門道路完成
〃28・5　創立七十五周年記念式典、事業（ピアノ・放送機器整備）
〃31・4　七学級編成認可
〃32・　宿直室竣工
〃34・4　八学級編成認可
〃〃・9　学校林植林、学校給食開始（Ｄａ型）
〃38・8　二階校舎解体
〃39・4　鉄筋三階校舎落成式、運動場拡張・南側植林、西側土手芝植え
〃〃・12　給食室完成・完全給食実施
〃40・5　校門完成
〃45・　校門道路舗装、外側フェンス・体育施設（コンビネーション）工事完成
〃〃・11　地区小学校教育研究会
47・　国旗掲揚台新設、校庭拡張
48・4　県体育研究協力校
50・10　プール完成
51・10　学校体育研究全国表彰
52・9　全日本よい歯の学校表彰
53・4　県学校緑化研究協力校
54・5　創立百周年記念式典、記念事業（視聴覚機

昭和55・12　器・記念碑・百年の森）
〃 56・3　「子どもの森」山開き
〃 〃・11　県学校緑化知事賞
〃 57・　南日本花だんコンクール優秀校
宮「緑の少年団」結成
〃 58・3　ボランティア活動育成事業協力校
〃 59・5　屋内運動場落成
〃 〃・10　緑化功労者として表彰を受ける
〃 60・2　交通安全功労団体表彰
〃 〃・4　宮の森野外鍛練施設完成
〃 〃・〃　第二学年学級増（八学級二百二十三人）
〃 〃・〃　学校給食が給食センター方式となる
〃 61・4　中庭に図書室を建設
〃 〃・〃　第六学年学級増（八学級二百五十二人）
〃 62・7　フィジー大使夫妻来校
〃 〃・4　第一、二学年学級増（十学級二百六十八人）
〃 〃・　煉瓦花壇設置、交通安全優良として九州安全協会表彰、優良親子読書会として県図書館協会表彰
〃 63・1　児童数二百八十七人になる
〃・4　宮小学校から牟礼岡小学校が分離、学級数六学級・児童数百三十八人
平成元・3　校門道路舗装完成
〃 2・4　児童数百三十六人・学級数六、職員数十二人（町費一）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
一	小倉源七	明治一二年～一三年	一・〇
二	曽山愛徳	〃 一三年～一五年	二・〇
三	赤崎矢熊	〃 一五年～一八年	三・〇
四	鹿島英助	〃 一八年～二〇年	二・〇
五	林茂	〃 二〇年～二二年	二・〇
六	藤島良賢	〃 二二年～二五年	三・〇
七	綾部清吾	〃 二五年～三二年	七・〇
八	牧三之丞	〃 三二年～三九年	七・〇
九	湧前純伸	〃 三九年～三九年	〇・一
一〇	八木新蔵	〃 三九年～四〇年	一・〇
一一	島田慶蔵	〃 四〇年～四三年	三・〇
一二	堀添雄助	〃 四三年～四四年	一・〇
一三	山崎盛蔵	〃 四四年～大正五年	五・〇
一四	上原仲助	大正 五年～ 七年	二・〇
一五	橋口敏	〃 七年～一一年	四・〇

代	氏名	在任期間	在職
一六	田尻国彦	大正一一年～昭和二年	五・〇
一七	幸福直	昭和二年～三年	一・〇
一八	峰盛利親	〃　三年～四年	一・〇
一九	大山武	〃　四年～七年	三・〇
二〇	川畑清香	〃　七年～一二年	五・〇
二一	久木元延治	〃　一二年～一五年	三・〇
二二	隈崎彌太郎	〃　一五年～二二年	七・〇
二三	田中通夫	〃　二二年～二三年	一・〇
二四	迫田健一	〃　二三年～二九年	六・〇
二五	山口健吉	〃　二九年～三三年	四・〇
二六	横山秀志	〃　三三年～三九年	六・〇
二七	山下敏雄	〃　三九年～四五年	六・〇
二八	挽地秀雄	〃　四五年～四七年	二・〇
二九	狩野友彦	〃　四七年～五〇年	三・〇
三〇	立元栄治	〃　五〇年～五三年	三・〇
三一	道岡嘉明	〃　五三年～五六年	三・〇
三二	宗岡健治	〃　五六年～五九年	三・〇
三三	原田功	〃　五九年～六二年	三・〇
三四	日高鐵也	〃　六二年～平成二年	三・〇
三五	有川典子	平成二年～現在	

現況

一、教育目標

自主性、創造性に富み、情操豊かで、心身ともにたくましく生きる宮の子の育成

二、経営方針

(1) 生涯学習の観点にたって、教育課題を把握し、適切な教育課程を編成し実施する。

(2) 国際的視野にたち、郷土に根ざした教育活動を展開し、特色と活力ある学校の創造に努める。

(3) 人間尊重の精神と科学的見方、考え方を基調とし、一人ひとりを大事に、心に届く教育を推進する。

(4) 職員の相互研さんの気風を樹立し、教育理論の探究と効率の高い教育実践に努める。

(5) ＰＴＡ、校区住民との協力体制を緊密化し、相提携して教育の推進を図る。

三、努力点と特色ある教育活動

(1) 一人ひとりを生かす授業づくりと基礎学力の向上

(2) 豊かな心をもち、自ら実践する子供を育てる道徳教育の研究と実践(生徒指導・情操教育の充実)

(3) 体力・気力づくりと交通安全指導の徹底

(4) 花と緑の学校づくりと教育環境の整備充実

(5) 「宮小親切運動」の実施と家庭・地域との連携

4 本城小学校

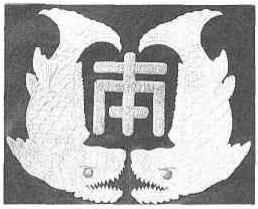

校章の意義
本城の城下町として校区にちなみ、城跡のしゃちほこがかたどられている。
まん中に「本」の字がおかれている。

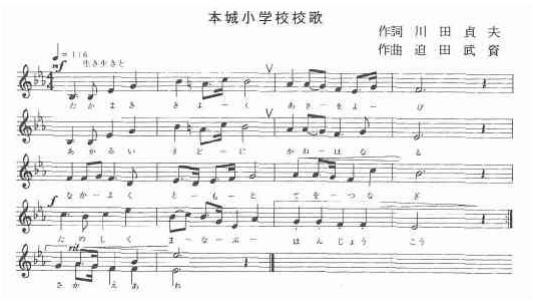

校歌

一、高牧清く　朝をよび
あかるい窓に　鐘はなる
仲よく友と　手をつなぎ
たのしく学ぶ　本城校

二、歴史をほこる　本城の
かがやくさとに
生いたちて
正しく強く　道すすむ
ほこりも高い　本城校

三、流れも清い　思い川
文化の花を　夢に見る
ああ　はつらつと
意気高く
われらの本城　栄えあれ

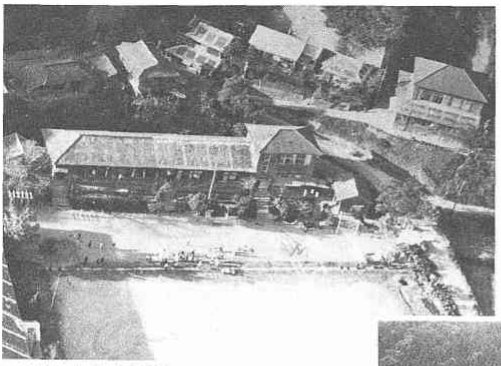

▲旧本城小学校



▶現本城小学校

本城小学校沿革

明治 8・ 吉田小学校本城分校として発足
〃 17・9 公立小學校村ノ中央ニアリ生徒男廿八人
（縣地誌上）
〃 22・ 小学校設立　本城八七〇番地　授業開始
〃 25・10 本城尋常小学校創立（認可）
〃 26・3 第一回卒業生男三人
新校舎落成（現本城公民館）
〃 41・4 学制改正により修業年限六カ年となる
大正 5・2 学校移転校舎改築落成　本城一七〇五番地
宇都谷部落吉田小学校へ校区変更さる
昭和 9・4 吉田村立青年学校設立により校地整理
〃 16・4 勅令により本城国民学校と改称
〃 22・4 学制改革により本城小学校と改称
〃 28・2 二階校舎一棟（二教室）、増築（棒踊り復活）
〃 29・ 校門・運動場施設・水道施設等整備
〃 30・10 学校図書館設置
〃 32・5 宿直室・物置改築
〃 34・4 学級増二学級、国旗掲揚台・池設置
〃 37・6 完全給食開始（本名小で調理し搬送）
〃・7 文部省学力テスト実施
昭和 38・4 僻地教育研究協力校指定・簡易水道給水
〃・8 豪雨により道路決壊の土砂校庭閉鎖
〃 39・4 六学級定員七人、教室間仕切り工事
〃 40・5 理科室を旧高校あとへ移転
〃 41・4 四学級定員六人
〃 42・12 地区道徳教育研究公開
〃 43・4 三学級定員五人、耐火書庫設備、夏服制定
〃 45・4 四学級定員六人、水道・下水管設置
〃 47・11 町制施行により吉田町立本城小学校となる
〃 53・4 鉄筋校舎落成式・校区祝賀会
〃 54・4 屋内体育館落成・校区祝賀会
〃 55・6 教育論文（日本標準教育賞第二位）入賞
〃・12 校区公民館より校旗寄贈
〃 56・10 給食自校方式開始（本名小より分離）
〃 57・4 五学級定員七人
〃・8 プール完成
〃 58・5 スクールゾーン設置委員会表彰を受く
〃 59・2 県指定学校体育研究（山坂達者）発表
〃・3 鉄筋校舎落成・校区祝賀会
〃・ 六学級定員八人、プール浄化そう設置
〃 61・2 小動物飼育舎完成
〃・ 県指定「郷土教育」研究協力校

昭和61・4　五学級定員七人
〃 62・11　県研究協力校「郷土教育」二年次公開
〃 63・2　全国日動火災研究論文入選
〃・4　四学級（複式三・四年、五・六年）
平成元・4　五学級（複式三・四年）
〃・5　「人権の花」運動実施指定校
〃・10　郡教育研究会・町合科的指導研究公開
〃 2・4　児童数四十七人・学級数四、職員数九人（町費二）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
一	鹿島栄助	明治二五年～三一年	五・〇
二	隈崎正吉	〃 三一年～四三年	一三・〇
三	田尻栄助	〃 四三年～大正元年	三・〇
四	長岩安之助	大正 元年～ 五年	四・〇
五	坂元平之丞	〃 五年～ 七年	二・〇
六	幸福直	〃 七年～ 八年	一・〇
七	平瀬武蔵	〃 八年～一二年	四・〇
八	谷口直右ヱ門	〃 一二年～昭和二年	四・〇
九	野添宗吉	昭和 二年～ 八年	六・〇
一〇	関一雄	〃 八年～一三年	五・〇
一一	内倉勇吉	〃 一三年～一五年	二・〇
一二	永浜友二	〃 一五年～一七年	二・〇
一三	富松駒助	〃 一七年～一九年	二・〇
一四	石下谷忠義	〃 一九・四～一九・七	〇・四
一五	池之内秀備	〃 一九・八～二一・三	二・八
一六	塚原徳蔵	〃 二一年～二四年	三・〇
一七	梶原政道	〃 二四年～二九年	五・〇
一八	川田貞雄	〃 二九年～三二年	三・〇
一九	西中川友吉	〃 三二年～三五年	三・〇
二〇	南春美	〃 三五年～三八年	三・〇
二一	古川宗則	〃 三八年～四六年	八・〇
二二	東宏	〃 四六年～四九年	三・〇
二三	日高友仁	〃 四九年～五二年	三・〇
二四	内之浦兼忠	〃 五二年～五五年	三・〇
二五	大山澄治	〃 五五年～五九年	四・〇
二六	小園淳	〃 五九年～六二年	三・〇
二七	上井みき	〃 六二年～平成二年	三・〇

代	氏名	在任期間	在職
二八	本　伸幸	平成二年～現在	

現況

一、教育目標

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成

二、経営方針

(1) 憲法・教育基本法等国の諸法規・学習指導要領、県・町の規定に従い教育計画を樹立し展開する。

(2) 児童の自己教育力を伸ばし、自立への基礎実践に努める。

(3) 信頼と尊敬を受けられるよう絶えず研修に励み、人間性豊かな子供の育成に努める。

(4) 家庭・地域社会との連携を密にして、学校教育に対する理解と協力を深め地域の活性化に努める。

(5) 郷土素材を開発し、学習活動や環境整備に努める。

三、努力点と特色ある教育活動

(1) わかる授業で確実に学力をつける。(考える子供)

(2) うるわしい思いやりの心情をもつ子供を育てる。

(3) 強いからだで最後までやりぬく子供を育てる。

(4) 郷土「ふるさとの川と道」を中核とした教育活動
稲つくり・魚つり・川のはたらき・植物採集・
早朝マラソン・落葉ひろい・クラブ活動など
で自立できる子供を育てる。



早朝持久走　スタート

5 牟礼岡小学校

制　定
昭和63年4月1日

校章の意義

◎五つの円は、勉学・スポーツ・道徳・勇気・協調と町内五つ目の小学校を意味し、
◎小を中心とした五角形、その外側の五角形は、個性の伸長と校区の広がりと深まりを示し、
◎五つの円を結ぶ曲線は、MUREGAOKAの頭文字を組み合わせ、未来に向かってたくましく伸びる姿を表している。

▶牟礼岡小学校



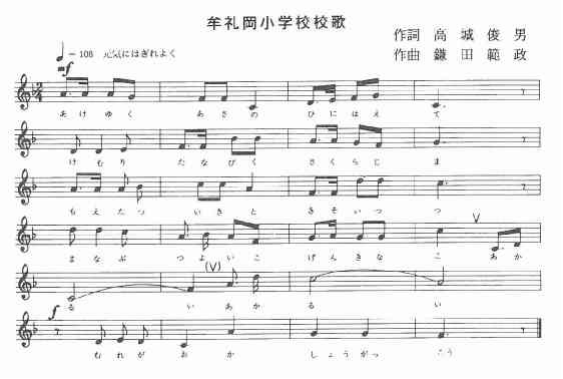

校歌

一、明けゆく朝の　陽にはえて
けむりたなびく　桜島
もえ立つ意気と　競いつつ
学ぶつよい子　元気な子
明るい　明るい
牟礼岡小学校

二、肩をよせ合う　丘の上
はるかにのぞむ　錦江湾
心をみがき　身をきたえ
励むつよい子　かしこい子
仲よし　仲よし
牟礼岡小学校

三、歴史かがやく　このさとに
めざす豊かな　あすがある
牧神さまを　仰ぎつつ
伸びるつよい子　やさしい子
楽しい　楽しい
牟礼岡小学校

牟礼岡小学校沿革

昭和62・3・11　牟礼岡小学校設置を町議会で議決
〃　〃・7・10　牟礼岡小校舎・体育館建設着工
〃　63・3・10　牟礼岡小校舎・体育館完成
〃　〃・〃・29　牟礼岡小校舎・体育館落成式
〃　〃・4・1　牟礼岡小学校発足
校章・校歌・標準服制定
牟礼岡小学校開校宣言式
六学級百六十五人職員十三人（町二）
〃　〃・〃・6　開校式
〃　〃・〃・27　九学級二百三十三人職員十八人（町二）
平成元・4・1　文部省小学校教育課程研究指定校（理科）
県山坂達者実践推進校
県ボランティア育成事業協力校
〃　2・4・　児童数二百七十七人・学級数十、職員数十八人（町費二）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
初	山下　明	昭和六三年～平成二年	二・〇
二	中村三郎	平成二年～現在	

現況

一、教育目標

豊かな心をもち、深く考え、たくましく生きる子供の育成。―あかるく・かしこく・たくましく―

二、経営方針

―牟礼岡小の歴史を刻み未来を拓く―

公教育の本質に立ちながら、特に人間尊重の精神に徹し、教育者の使命と責任を自覚して教育に当たる。

三、努力点と特色ある教育活動

(1) 諸教育基盤の確立と新しい校風の創造
　文部省教育課程（理科）研究指定校の研究深化
(2) 分かる授業の推進と基礎学力の向上
　オープンスペースの活用と指導の個別化の推進
(3) 心に届く生徒指導の充実
　県ボランティア育成事業協力校の活動の推進
(4) 豊かな人間性をめざす道徳教育の充実
　郷土資料の活用と家庭・地域社会との連携強化
(5) 体格・体力・気力の向上と保健安全指導の充実
　県「山坂達者」実践推進校の指導の充実
(6) 研修に対する共通理解と共通実践の確立
　児童の実態に即した学習指導法の改善と充実
(7) 教育環境の整備と美化・緑化の推進
　学習を支え、体験を広げる環境づくりの推進

6 吉田北中学校

制　定
昭和23年4月19日



▲旧吉田北中学校

校章の意義
先端は、ペンをあしらい、文化をあらわし、北の文字で丸くかこんで平和を象徴している。

▶現吉田北中学校



校歌

一、山紫に水清き
吉田の里を庭として
空を学びの窓とする
理想の吉田北中の
校歌を高くひびかせよ
松尾の山の松風に

二、兵どもの夢のあと
絵にも似かよう朝霧の
吉田に注ぐ女山川
仰ぐ連峰峯高や
世は私利私欲に沈むとも
われ向上の道をゆく

三、アネモネの花さしまねく
高牧山に朝夕の
勇む心の胸をかり
世界平和の想を練る
伸ばせば里人わが想い
新日本を建てるまで

四、早月苗田の水の色
秋田圃の月を浴び
清き心の思い川
誓う岸辺に我立てば
文化の花を夢にみる
若きこの日に幸あれよ

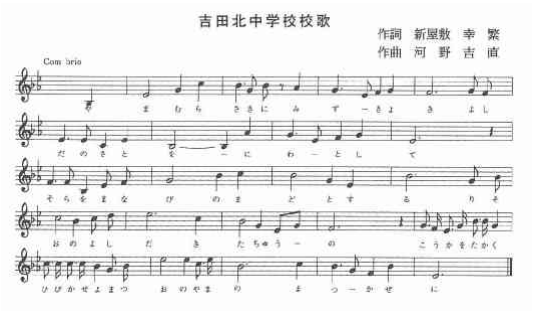

吉田北中学校沿革

昭和22・5　新学制により吉田村立吉田北中学校として発足
〃　吉田小学校講堂を間仕切り、授業開始
〃・9　校歌制定
〃・4・23　校章・バッジ制定
〃・6・24　前校舎落成
〃・9　二・三年生前校舎に移転し、授業開始
〃・6・26　後校舎落成
〃・4・28　保健室・倉庫、理科室・技術室落成
〃・12・31　家庭科室落成
〃・4・32　理科教育センターに指定
〃・5　校旗制定
〃・11　創立十周年記念式典
〃・8・36　県産業教育研究指定校
〃・5・38　校区公民館兼講堂落成
〃・11・41　学校給食室落成、学校給食開始
〃・10・42　創立二十周年記念式典、記念事業
〃・4・44　特殊学級設置
〃・9・48　校内放送施設整備完了
〃・2・50　学校林コンクール優良賞
〃・11・51　鹿児島地区教育方法改善研究会開催
〃・11・52　創立三十周年記念式典・文化祭挙行
〃・12　県小中学校視聴覚研究会開催
〃・11・54　教育課程研究公開
昭和55・4　新校舎・体育館落成、校区祝賀会
〃・10　県英語教育研究会開催
〃・4・56　県「租税教育」研究指定、県「理科教育」研究指定
〃・5・57　観察池及び庭園完成（玄関前）
〃・3・58　気象観測用露場完成
〃・4・58　県「山坂達者」実践推進校
〃・4　県「数学教育」研究協力校
〃・4・59　郡・地区ＰＴＡ研修会開催
〃・4・60　学校給食自校式から給食センター方式へ
〃・4・61　県「金銭教育」研究協力校
〃・5　女子中間服制定
〃・12　体育倉庫完成
〃・2・62　県中学校音楽コンクール「春の祭典」で銀賞、奨励賞
〃・4　県「ふるさと交流学習」推進校（久志中）
〃・9　テニスコート整備工事（暗渠排水）、フェンス（県道側）工事
〃・3・63　創立四十周年記念「校旗」新調
〃・4　県「読書指導」研究協力校
〃・7　九州中学校合唱コンクールに県代表として出場「銅賞」
〃・9　玄関から校門へ排水溝・さつき園・花壇設置
平成元・2　県中学校音楽コンクール「春の祭典」合唱

で金賞、温室・農機具倉庫・水道改修工事
平成元・9　給食配膳室改修工事
〃・〃・11　観察池改修工事
〃・2・4　生徒数百十人・学級数三、職員数十二人（町費一）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
一	深栖直武	昭和二二年～二三年	一・〇
二	藤崎清重	〃 二三年～二五年	二・〇
三	村山光雄	〃 二五年～二七年	二・〇
四	南勘重	〃 二七年～三五年	八・〇
五	入佐義麿	〃 三五年～三七年	二・〇
六	新納忠良	〃 三七年～四四年	六・〇
七	小原秀丸	〃 四四年～四七年	三・〇
八	有島末広	〃 四七年～五〇年	三・〇
九	常盤安治	〃 五〇年～五四年	三・五
一〇	福留豊志	〃 五四年～五八年	三・五
一一	川原孝一	〃 五八年～六〇年	二・〇
一二	松木田三郎	〃 六〇年～六二年	二・〇
一三	金子弘助	〃 六二年～平成二年	二・〇
一四	吉盛国治	平成 二年～現在	

現況

一、教育目標

生涯学習の観点にたち、創造性と科学性にとみ、心身ともに健康で個性ある豊かな人間を育てる。さらに国際的視野をもち、よりよき社会の形成者となる資質をもつ生徒を育成する。

二、経営方針

憲法・教育基本法・学校教育法その他の諸法にのっとり、県・郡・町教育行政の教育方針に基づき、本校の歴史や伝統を継承し、校区・学校・生徒の実態を踏まえ、校区民や父母の期待に応える公教育の推進を図る。

三、努力点と特色ある教育活動

昭和六十三年度、平成元年度の二カ年間県教育委員会の読書指導研究協力校として、研究テーマ「一人一人の興味と能力を生かす読書指導の工夫」、サブテーマに「学級指導・教科指導を通して」をかかげ、学級指導・教科指導を中心にすべての教育活動の中で本に触れ合う機会を多くつくることにより、本に親しみ、本を活用できる能力が育っていくのではないかと考えて研究実践を進めている。読書の喜びを味わい、そして、それが読書習慣に結びつき、読書量がふえつつあることは、喜ばしいことである。

7　吉田南中学校

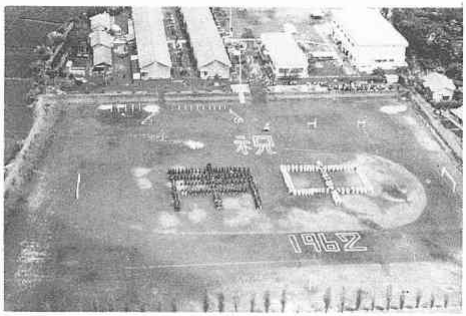

▲旧吉田南中学校

制　定
昭和27年７月

校章の意義
吉田のYと南のMを組み合わせて中を形づくり、学校から仰ぎ見る、赤崩、三重岳に向かって、希望を持ち努力することを、力強く表した。

▶現吉田南中学校



校歌

一、大原の空しずかなり
白雲は　低く流れて
おか広く光り　豊かに
命いのち　燃えたつところ
ああ吉田　南中学校

二、寺山の　ふかき緑よ
この国の　歴史のとびら
音たかく　開きし人の
言の花　今もかおりて
真言なり　敬天愛人

三、大いなる天地の間
桜島　青くそびえて
若人よ　大志いだけと
ふき上がる　煙の高さ
ああ吉田　南中学校

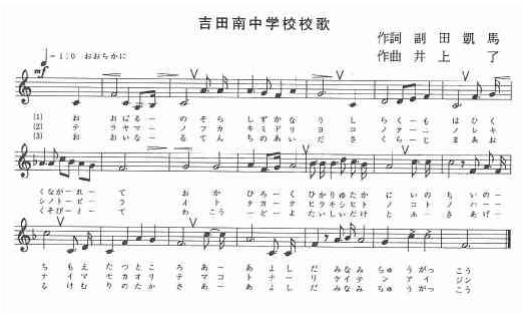

吉田南中学校沿革

昭和22・5 新学制により吉田村立吉田南中学校として発足
〃23・7 ＰＴＡ発足
〃24・7 本名教場閉鎖、本城教場に合併
〃27・2 大原新敷地に本校舎完工（十教室）、本城・宮教場を閉じ移転
〃〃・7 校章制定
〃28・5 音楽室・理科室・普通教室三落成
〃31・5 家庭科教室落成
〃32・3 同窓会結成
〃33・10 運動場拡張工事完了
〃37・3 体育館完成
〃38・1 校旗・校歌制定
〃〃・2 技術科教室落成
〃40・8 理科室落成
〃42・1 給食室完成、完全給食実施
〃42・9 亡師亡友の碑建立
〃43・4 特殊学級開設
〃44・10 誓いの塔建立・時計台設置
〃49・1 県学校環境緑化コンクール知事賞
〃〃・5 国旗掲揚台設置
〃〃・10 南日本花だんコンクール優秀賞
昭和49・12 第二十回美術館子ども絵画展県教委賞
〃〃・〃 県新人サッカー大会優勝
〃50・8 県中学総合体育大会サッカー優勝
〃〃・12 グラウンド全面改修完了
〃52・8 ナイター施設設置
〃53・1 県学校環境緑化コンクール優秀賞
〃〃・4 文部省「体力づくり推進校」指定
〃56・3 鉄筋三階新校舎落成
〃〃・7 自転車置場完成
〃〃・11 保健体育優良校全国表彰
〃57・11 南日本花だんコンクール最優秀賞
〃58・11 県進路指導研究協力校研究公開
〃59・3 全日本学校緑化コンクール入選
〃〃・4 県総合教育センター研究提携校委嘱を受く
〃〃・5 全国学校緑化入選及び県緑化功労者として全国植樹祭で受賞
〃〃・10 全国花いっぱいコンクール毎日新聞社賞及び最優秀賞
〃60・2 鉄筋二階北校舎落成
〃〃・3 県緑化推進大会・学校緑化の部で最優秀賞
〃〃・11 県総合教育センター研究提携校研究公開
〃〃・12 ＬＬ教室完成
〃61・3 県学校環境緑化コンクール優秀賞及びモデ

ル校指定
昭和61・11　東光ジュニア展学校賞
〃62・1　校門新設工事完了
〃・6　東光ジュニア展学校賞
〃・8　県ＰＴＡ活動研究委嘱公開
〃・10　学校基本調査優秀校として文部大臣表彰
〃63・2　ＭＢＣ硬筆書写コンクール学校賞
県児童・生徒彫塑展優秀賞
〃・9　グラウンド排水工事完了
平成元・12　県総合教育センター研究提携校研究公開
〃2・2　パソコン十四台導入（文部省補助事業）
〃・3　屋内運動場落成
〃・4　生徒数三百八十九人・学級数十一（特一）、職員数二十五人（町費一）

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職
一	汰木清彦	昭和二二年～二六年	四・〇
二	鮫島馨	〃 二六年～二九・九	三・六
三	大平政光	〃二九・九～三二年	二・六
四	有川七治	〃 三二年～三九年	六・〇
五	駒走武夫	昭和三九年～四一年	二・〇
六	上山英哉	〃 四一年～四五年	四・〇
七	石塚春男	〃 四五年～四九年	四・〇
八	岩切正行	〃 四九年～五〇年	一・〇
九	萩原啓司	〃 五〇年～五三年	三・〇
一〇	満尾醇二	〃 五三年～五七年	四・〇
一一	奥喜代二	〃 五七年～五九年	二・〇
一二	田上義人	〃 五九年～六一年	二・〇
一三	一松正治	〃 六一年～六三・六	二・三
一四	原園明男	〃六三・六～現在	

現況

一、教育目標

豊かな人間性と健全な心身を備え、二十一世紀の社会に貢献できる人間の育成
①確かな学力　②心身の鍛練　③豊かな情操

二、経営方針

(1) 師弟同行、率先垂範の教育
(2) 地域、生徒の実態にたった具体的な教育実践
(3) 生徒一人ひとりの個性や能力の伸長

(4) 整備された環境の中で心に届く教育の推進
(5) 教育センター研究提携校として研修の充実と先導的研究の推進

三、努力点と特色ある教育活動

(1) 個人差に応じた学習指導を推進し、分かる授業の実践に努め、学力の向上を図る。
　◦研究提携校としてテーマ研究の推進と実践の公開
(2) 体験的活動の場を設定し、豊かな情操を培うと共にたくましい心身を持った生徒を育成する。
　◦全校活動の日の設定
　◦「緑の時間」（創意活動）の実践
(3) 心に届く教育の推進と、学級経営の充実を図る。
　◦「心に届く授業十二章」の実践

8 幼児教育

戦前は家庭生活の中で、家長を中心とした長幼の序と愛情を中心とした躾がなされた。

母の背中や祖母の膝の上で、兄や姉、隣近所の友だちと、野や畠また集落の神社の境内などでの遊びの中で、兄弟愛や人間生活の規律・行儀正しくすることなど、強く指導された。

昭和八年、吉田村立吉田託児所が吉田小学校内に、所長が小学校長兼任で、専任二人、兼任三人（学校教員）。同九年には、本名前・本名後託児所、大原寺託児所、宮託児所、本城託児所が村立として発足し、専任を一～二人置いていた。（旧職員録・学校関係より）

戦時体制が進むにつれて、女子青年団、婦人会の活動が盛んになり、社会連帯や奉仕の立場から、農繁期、神社や倶楽部（公民館）などで託児所が開かれるようになった。

これらの託児所では、一定の教育をするというのでなく、一日中、子供を預って子守りをする程度であったが、農家の主婦に大変喜ばれた。

戦後になって学校教育が充実してくると、幼児教育の一環として、重要視されるようになった。

① 学校法人吉田南幼稚園

昭和五十七年十二月十四日、法人設立と幼稚園認可（定員八十人）、昭和五十八年二月、園舎を完成した。

創立年月　昭和五十八年一月七日
理事長　橋口　馨
場所　吉田町本名五四三番地
敷地　二一〇〇平方メートル
運動場　九五〇平方メートル

園　舎　鉄筋コンクリート平屋建て　四〇七平方メートル
保育室二　遊戯室一　厨房一　トイレ室一
事務室一　その他一

教育目標
強く明るい子（元気いっぱい、明るくたくましく、粘り強い子）
かしこい子（みんなと仲良く、くふうしながら自分で進んでやる子）
心ゆたかな子（やさしい心、物を大切にする子、感動する心を持つ子）

保育時間　午前九時～午後二時まで
通園方法　徒歩又は通園バス
園児数　百一人
職　員　園長一人　教諭四人　事務二人
園の特長　恵まれた環境を十分に生かして心身ともに健全な子供を育てる。

②　学校法人大丸学園よしだルンビニー幼稚園

季節託児所を昭和三十九年四月、吉田幼児学級園として吉田小学校の解体校舎を改造して東佐多浦二一五七番地に開設、昭和六十二年二月新しい園舎を建築すると同時に学校法人として県の認可を受ける。

創立年月　昭和六十二年二月二十三日
理事長　大丸法海
場所　吉田町東佐多浦二一五七番地一
敷地　一〇八一平方メートル
運動場　四六一平方メートル
園　舎　鉄筋コンクリート平屋建て　三七六平方メートル
保育室二　遊戯室一　医務室一　厨房一
事務室・会議室一

教育目標
あかるく（挨拶、返事、仲良く、優しい心）
かしこく（はっきり言える、工夫して遊ぶ）
たくましく（元気いっぱい、粘り強く）

保育時間　午前九時～午後二時まで
通園方法　徒歩または通園バス
園児数　七十一人
職　員　園長一人　教諭三人　調理員一人
ほか三人
園の特長　緑豊かな田園を活かし、健全な身体と豊かな心の育成をめざし「あかるく、かしこく、たくましく」をモットーに、自然の中で伸び伸びとした教育を行っている。

二、社会教育

(一)　青少年の教育

鹿児島県では、藩政時代から郷中教育という独特の教育が行われていた。士族の子弟は年齢によって、小稚児（六、七歳から十歳）、長稚児（十一歳から十四、五歳）、二才（十四、五歳から二十四、五歳）の組織に入り、長幼の序の厳格な郷中において、相互に切磋琢磨しながら、忠孝の道、武士道、礼節などの基本的な徳性を身につけ、清廉と質実剛健の気風を養い、武芸と体育（山坂達者）など厳しい鍛錬教育で、青少年の人間形成、人格形成に素晴らしい成果をあげていたということである（薩摩の郷中教育）。

吉田町でもある地域では、上郷中、下郷中などの集落の呼び名が現在も使われているが、これは郷中教育の名残りではなかろうかと考えられる。

郷士以外の子弟については、日常生活の作法や、基本的な農業技術などは、家庭でしつけるのは勿論、子供組、二才組などにおいて、一種の集団生活の場を通じて教育された。そのような子供組、二才組に参加して行う年中行事や、各種郷土芸能などでも決して単なる遊びやレクリエーションではなく、立派な教育の機会として利用されていたということである。

1　昔の幼・少年教育

「三つ子の魂百まで」ということわざがあるが、一人前の人間に仕上げるための幼児の「しつけ」は大切であり、どこの家庭でも「しつけ」は厳しく行われていた。しかし、幼少の頃は、むしろ愛情をもって、いたわりながらしつけるというふうで、その人間形成には、数々の「遊び」「子守歌」「昔話」などが大きな力をもっていた。

物心がつき、子供が大人のすることを見まねするようになる五、六歳から九歳ごろまでの間に、ごく簡単な農作業や家事の手伝いをさせた。男の子は、野良仕事や薪取り、牛馬の世話など一通りの仕事を覚えこまねばならなかった。女の子の場合は、水くみ、子守、炊事など、家事のしつけが主であった。その方法も言葉で教えると言うより、見習わせて、やらせてみて、間違いをなおしてやるという方法が一般的であった。

子供が危険な運動・遊戯をしても、あまり止めないで着物の袖がちぎれ、泥によごれ、少々のけがをしてかえって来ても、あまり叱らず、むしろ「着物な弱かれ、身は強かれ」と、健康に育つ成長ぶりを喜びさえもしたものである。争いに負けて帰ることを叱り、飢渇を訴えることや、食物の好き嫌いをいわせず、厳寒酷暑を避けるこ

とを戒めた。また、幼少時代から善悪の区別をやかましくいい、幼児期に為すべきことと、為すべからざることを具体的事例に即して教えていた。一例をあげると「よそのミカンやカキを取るな、人は見ていなくてもお天道様がみている」と人の物を盗むことは罪悪だと厳しく教え、「うそをいうな、うそつきはドロボウのはじまりだ」「ドロボウとはつきあっても、うそつきとはつきあってはならない」と、うそをいうなと強く戒めた。また、「ぎをいうな」といって多くの言論よりも実行が大事だと教え、「弱い者をいじめるな」と、年少者や弱い者をいじめたりすると、それは男の恥だ、と叱られるものであった。「親の意見と茄子(なすび)の花は千に一つもあだはない」と、親のいうことには間違いはない、よく守らなければいけない、と教えられた。

家庭の「しつけ」に果たす母親の役目は大であり、母親の深い愛情や子供をいとおしむ内容を盛り込んだ子守歌は、知らず知らずのうちに幼な児たちの心にしみ込んでいった。封建的考えの強かった戦前までは、特に男児は国家のために役立つ者との考えからか、洗濯をするにも男だらいと女だらいの区別を守り、物干し竿も男竿、女竿の区別をして、男子には、物干し竿の下をくぐらせないようにしていた。

また、男子には飯のこげを与えず、甘藷の鍬傷のあるものは食べさせないようにしていた。その外にもいろいろあるが、親、特に母親は、男児の枕もとは通らないで足もとの方からまわるのが常であった。それは、男児の大事な頭を踏んではならない、という周到な心くばりからであった。

昔は、子供が修学のために旅立つような時には、門を出る時は振り向くことなく出発させ、その留守中は、毎日陰膳(かげぜん)を供えて子供の努力精進と、無事平安を祈る母親が多かったようである。

家庭における父母の言行は、偉大な感化を子供に与えることが痛感されていたので、すべての親たちは自分の行跡行動を慎む気風が強かったようである。若し子供を戒めることがあれば、神に代わってこれを戒め、子供もこれを軽んじ侮るようなことはなかった。子供の人格形成に対する母親の教育力は偉大であり、その教えは成人した後までも子供たちの心に強く焼き付けられていた。

昔から伝わっていた諸行事礼式は子供中心で、それが非常に厳粛に行われたものである。名づけ祝い、産土神参拝、桃の節句、端午の節句、成人式などすべてそのように厳粛に行われていた。（鹿児島県教育史）

2 行事を通した少年教育

明治時代の末ごろから昭和の初期ごろまで、数え年七歳から十四歳までの男子少年の間では、正月七日の「鬼火たき」、旧暦正月十四日の「もぐらうち」、旧暦八月十五日の「十五夜綱引き」などの伝統行事を中心にして十四歳の年長者を「頭」（かした）にした子供たちの組織的な団体活動が活発に行われていた。このような組織には成文の規定は無かったが、年齢に達すると必ず入らなければならないようになっていた。

(1) 鬼火たき

鬼火たきの行事では、年長者で指導力のある者を選び「鬼火の頭」（おねっのかした）にして、その人の言いつけには必ず従って、日曜日や冬休みには毎日のように集まり、山奥まで枯れ木の根っこ（トンゴ）引きに行った。年上の者たちは、鉈や山鍬を使って枯れ木の根っこ（トンゴ）を掘り出し、縄でくくって年少者も協力して広場まで引っ張って集めるものであった。一月七日の日には、朝から正月の祝い木（ワレキ）・門松・しめ飾りなどを各家庭を回って集めたり、孟宗竹をもらいに行ったりして鬼火たきの準備をした。その日は男の子たちだけでなく集落内の女の子たちも、みんな集まり、たきつけ用の杉の落ち葉拾いなどに進んで協力した。

(2) もぐら打ち

旧暦一月十四日の「モチ」（穂垂れ引き祭）の晩には同じような組織の子供たちが集まり、集落内の各家庭をまわり、ワラゾトで庭土をたたきながら「もぐら打ちゃ晩じゃ」などと唱えて、祝い餅や包み銭などを頂いたりするものであった。年長者は年少者をよく指導して、終わった後では、貰い物などをみんなに分けてやるのも「頭」（かした）の仕事だった。

(3) 十五夜の綱引き

旧暦八月十五夜の綱引き行事では、学校が夏休みに入るとすぐの頃から集まり、「十五夜の頭」を中心にして綱の材料にする藁もらいに集落内の家々を回るものであった。十五夜の一週間ぐらい前からは毎晩綱打ちの場所に集まって、綱打ち（綱ねり）が行われる。

綱打ちは二才（にせ）（青年）の人たちに頼んで、少年たちは三組に別れて藁束を次々に二才（青年）の人たちに手渡す仕事をした。大きな綱が長く長く伸びて行くのを楽しみに、毎晩一生懸命働いて、十五夜綱引きの準備に精出したものである。

「鬼火たき」「もぐら打ち」「十五夜綱引き」その他の伝統行事や、それまでの準備の仕事を協力して進めていく過程で、子供同士のきまりを作り、年長者の指揮に従っ

て規律正しい行動をするものであった。それぞれの「頭」（かした）を中心にして困難な仕事にも当たる気慨ができ、異年齢集団による相互練磨（いもこじ練磨）の教育ができていった。

3　健児団教育

昭和六年十一月、昭和天皇の本県行幸を記念して、県では健児団教育を制定した。すなわち薩藩健児の精神を現代に生かし、先賢の精神を継承しながら校外生活指導、社会生活の訓練を施すために、学校教育に取り入れたのである。

それは、日本国民としての信念の啓培、情操の陶冶、性格の訓練が目的であって、小学校五年生以上の男女をもって組織した。

訓練に当たっては、「敬天愛人」と赤く染め出された鉢巻きを必ずしめ、男子は白シャツに白猿股、女子は白シャツにブルマースの揃いの軽装で、凛々しい姿であった。鉢巻きの文字「敬天愛人」は西郷南洲翁の教育精神で、この語を健児団の教育精神としたのである。

そして次の五か条が健児団信条として定められていた。

健児団信条

一　神明を敬い　祖先を尊ぶ。
一　皇室を尊び　皇国を護る。
一　我を愛する心を以て人を愛す。
一　人を相手にせず　天を相手にす。
一　恥を知り　節義を重んず。

団員は、この健児団信条を具体化して実践しようと努力するものであった。（鹿児島県教育史下巻）

本村でも各学校ごとに健児団を結成し、それを地域（集落）別に分けて班を編成、学校と、各班別に健児団訓練を行っていた。

村内各学校では、昭和六年十一月行幸記念として健児団旗を作製し、学校内の訓練ではその団旗を中心として活動した。

主な訓練としては団旗を先頭にした分列行進や、行軍、駆け足などの合同訓練があり、また、訓話や次のような健児団心得の朗唱などが行われた。

健児団心得

一　我等は朝夕神仏を礼拝す。
二　我等は父母長上の命に従う。
三　我等は責任を果たす。　四　我等は礼儀を守る。
五　我等は身体を鍛う。　六　我等は自治に立つ。
七　我等は勤労を尊ぶ。　八　我等は創造に務む。
九　我等は生物を愛護す。　十　我等は常に快活なり。

集落ごとに分かれて行う班活動では、集会所や集落内

の広場などに集まり、実践項目に従って、早起き会、駆け足、神社、その他の清掃など、班長の指示に従って団員が心を合わせ、進んで活動するものであった。

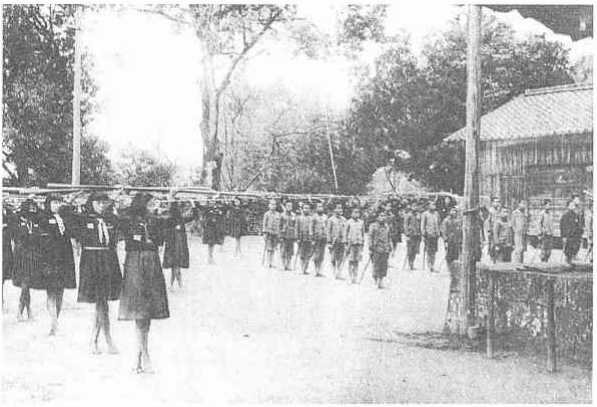

健児団訓練（王子神社境内）

この写真は、王子神社境内で行われた健児団の訓練である。

男子は木剣を持って剣道、女子は長刀（なぎなた）を持って長刀の訓練である。

訓練の前後には、全員で神社境内の掃除も必ず行っていた。

4　子供会活動

太平洋戦争後は、戦前・戦中の健児団教育にかわって子供たち一人ひとりの自主性を伸ばす「子供会活動」の育成を目指し、学校がＰＴＡと手を取り合って努力したものである。

特に夏休み、冬休みを前にして、各集落親子会を計画し、集落担任が集落に出向いて、その健全な育成に当たる方法がとられた。

先ず、親子会（全体会）を開き、学校の教育方針や長期休業中の生活指導の要点等を話し、その後、親会と子供会に分かれ、親会では、子供を健全に育てるためのＰＴＡ活動や家庭教育の望ましいあり方などが話し合われた。また子供会では、会長・副会長・書記などが中心になって、休み中の行事計画や生活設計等について話し合い、早起き会（ラジオ体操）、学習時間、奉仕活動、帰宅時刻（午後五時）、その他守るべき約束ごと等の申し合わせをした。

休み中の諸行事には進んで参加し、休みの終わる前には宿題帳を持ち寄って学習会をしたり、休み中の反省会をしたりするものであった。

昭和四十年代後半ごろからは、ＰＴＡ会員の中から子供会育成者・指導者を選出して子供会の育成指導に当たるようになり、組織を整え、年間活動計画を立てて活動する現在のような子供会活動ができるようになった。

現在は各自治公民館（各集落）ごとに子供会を組織し、



創作活動（しめ縄つくり）

主に中学生をインリーダー（会長・副会長）として、地域内の小・中学生が互いに仲よく助け合い、子供会活動が行われている。素晴らしい子供会を育てるために、育成者・育成指導者研修会その他次のような事業が町では行われている。



ジャンボ七夕

- 子供会インリーダー研修会
- 子供会ジュニアリーダー研修会
- 郷土の史跡めぐり
- 創作活動
- 子供会キャンプ
- 郡子供会大会参加
- 子供会花だんの奨励と花だんコンクール
- ジャンボ七タコンクール

などがあり、数年前までは、たこあげ大会、走ろう大会なども行われていた。すべて特色のある子供会行事である。

昭和五十八年度「鹿児島の子供朝読み夕読み」推進事業（県事業）の指定を受け、大原青少年会館管内（南）と吉田公民館管内（北）の小・中学生を対象にモデル地区を設け、毎朝・夕、スピーカーから音読の声が流れ、二年間の実践活動による効果は大きかったようである。

あの当時、数年間ＮＴＴのテレフォンサービスに読書の声を取り上げていただき、全国各地で電話のダイヤル㉕の四三四三を回すと、電話口で故郷の子供たちの読書の声が聴取できるので、県外に出ている親戚の人たちから喜びの声が届いたものである。

子供会年間行事の中には、スポーツ、レクリエーション活動や生産活動（花だんづくり）など、野外で行う活動が多いので、活動中における事故を未然に防ぐために

安全教育を積極的に推進する必要がある。

もし、活動中に事故が発生した場合、それに対処するため、県子供会安全会（会費八十円）と全国子供会安全会（会費二十円）に単位子供会全員と育成指導者が毎年加入している。

町社会教育課の主催で、町内の青少年および育成指導者その他の関係者が、年一回一堂に集まり開催される吉田町青少年自立自興大会では、町花だんコンクール入賞の子供会の表彰が行われ、また、活動の優れた子供会などの活動・体験発表が行われ、健全な青少年育成活動を盛り上げる契機となっている。

5　青年団活動

藩政時代から二才組（にせぐみ）という青年の組織があり、十五歳から二十五歳までの男子は、その組織に加入しなければならなかった。

数え年十五歳になると、「二才入り」といって厳しい儀式を経て入会しなければならなかった。

二才組は、日常の礼儀作法から生活・行動にいたるまで年長者から具体的に指導され、その活動としては集落の夜警、消防、公役（くやく）としての道普請その他の奉仕、伝統行事の主催や協力など、総会の決議を得て実践し、地域の人たちからも信頼されていた。

(1)　青年会（団）の設立と活動

明治の末ごろから二才組は青年会へと変わっていった。町内宇都谷青年会の記録によると、明治四十四年四月創立され、第一回からの役員名簿が残されている。

役員名簿　　宇都谷青年会

第一回	会長	岩田善熊	自　明治四十年四月
	副会長	鬼塚堅一	
	幹事	田中守義	至　大正　二年四月
	〃	重田熊男	
第二回	会長	鬼塚堅一	自　大正二年四月
	副会長	田中守義	
	幹事	重田熊男	至　〃　四年四月

以下略

吉田村聯合（れんごう）青年会は大正二年八月二十五日発会式を挙げ、その規則綴りには、最初のページに明治四十一年十月十三日発布された戊申詔書（ぼしんしょうしょ）の全文が綴られ、その後に次のような「会則」がかかげられている。

会　則

第一条　本会ハ吉田村聯合青年会ト称シ村内有志青年団ヲ以テ組織ス

第二条　本会ハ戊申詔書ノ御聖旨（ごせいし）ヲ奉体シテ相互ニ督励シ敦厚質素（じゅんこうしっそ）ノ美風ヲ養ヒ風紀ノ改善ヲ図リ

勤倹力行ニ勉ムルヲ以テ目的トス

第三条　本会ハ目的ヲ達センガ為左ノ事項ヲ行フ

一　勤倹貯蓄　　二　軍人ノ送迎慰問

三　産業ノ振興　　四　部落弊風ノ改善

五　士風ノ鼓舞

六　公共事業ニ要スル基本財産ノ積ミ立テ

七　其他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名、副会長二名、専任幹事三名

各支部ニ幹事一名乃至三名

評議員　若干名、会計二名

第五条　会長、副会長、評議員ハ名誉職トシテ有志中ヨリ会員ノ選挙又ハ推薦トス

但シ任期ハ四カ年トス

第六条　役員ノ職務権限ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ総理シ会議ノ場合ハ議長トナル

二　副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三　専任幹事ハ幹事中ヨリ会長之ヲ指名シ支部其他ノ発信文書ヲ掌ラシム

四　幹事ハ会務ニ於ケル重要事項ノ協議ヲナシ且ツ区ヲ代表シ会長ノ召集ニ応シ会長ノ指揮ヲ受ケ区内ニ於ケル事務ヲ掌ル

五　評議員ハ重要ナル事項ニ関シ会長ニ於テ必要ト認メタル場合請求ニ応シ評議員会ヲ開キ之ガ決定ヲ与フルコト

六　会計ハ幹事会ノ推薦ニ依リ会長ノ指揮ヲ受ケ会計一切ノ事務ヲ掌ル

第七条　本会ハ春秋二期ニ開会スルモノトス会合日程ハ其都度幹事会ノ議決ヲ経テ会長之ヲ定ム

第八条　会務ニ関シ疑義ヲ生シタル場合ハ幹事会ノ決定ニ従フモノトス

第九条　会員ハ幹事会ニ於テ決定セシ事項ヲ堅ク遵守シ全会員之ガ遂行ニ務メ会則ヲ守リ本会ノ名誉ヲ損フ所為ナカランコトヲ以テ任務トス

第十条　本会ノ会員ヲ普通会員・評議員トス

第十一条　本会員ハ左記ノ外脱会スルコトヲ得ス

一　転任ノ場合

二　支部ニ於テ脱会サレタル場合

第十二条　脱会サレシモノハ会員タルノ資格ヲ失ヒ全青年会員ニ通告シ会員間ノ交際ヲ絶チ改悛セシムベキ適当ノ手段ヲ講ズルモノトス

細　則

第一項　支部ニ於テ全員集合ノ際ハ必ス支部長ハ戊申詔書ヲ奉読シ会員ヲシテ聖旨ヲ智得遵守セシムベシ

第二項　会員ハ相互ノ約束ヲ違ヘズ時間ヲ励行スルモノトス

第三項　火災水難其他非常ナル場合ハ上司ノ指揮ヲ受ケ救助ニ努力スルコト

第四項　会員相互ハ勿論一般困厄ヲ救ヒ孤独ヲ慰撫シ長老ヲ尊敬シ又善行美蹟ヲ調査シテ表彰シ当局者ニ具状スルモノトス

第五項　小学教育ヲ補ヒ村民ノ知識ヲ進ムル為臨時会合ヲ催シ経験アル人々ノ講話ヲ請ヒ会員其他一般村民ニ聴カシム

第六項　義勇奉公ノ精神ヲ発揮センコトヲ期シ戦時ニ於イテハ出征軍人ノ家族ヲ慰撫シ困厄者ノ家業ヲ助ケ生計ヲ補ヒ出征者ヲシテ後顧ノ憂ヒナカラシムルモノトス

第七項　身体ヲ鍛練シ士気ヲ鼓舞スル為柔道撃剣等諸種ノ運動ヲ奨励スルモノトス

第八項　公共事業ニ要スル基本財産ヲ作ランガ為会員共同シテ家業ノ余暇ヲ以テ道路ノ修繕河川改修公有林野整理事業等ヲ請負ヒテ収入ヲ積立ツルモノトス

第九項　農業ノ進歩ヲ図リ農村ノ発達ヲ期スル為種苗ノ精選肥料ノ使用法病虫害ノ予防駆除其他農業経営法等ニ関シ当局農会ニ於テ奨励スル農業上ノ改良事項ハ総ベテ会員申合セ率先之ガ励行ニ尽力スルモノトス

第十項　敬神ノ念ヲ養成センガ為神社ノ境内公共建造物ノ敷地内及ビ道路ノ立木ハ之ヲ保護シ本会ノ事業トシテ新ニ之等ノ地ニ樹木ヲ栽培スルモノトス

以上が大正初期における吉田村連合青年会会則であるが、これを受けて校区では次のような支団団則を作り、さらに「青年支団申合」によって具体的な青年団活動の方向を示している。

吉田青年支団団則

第一条　本団ハ吉田青年支団ト称シ東西佐多浦区内青年ヲ以テ組織シ各部落ニ支部ヲ置ク

第二条　本団ハ団員相互団結ノ力ニ依リ将来健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ修得スルヲ以テ目的トスル

第三条　本団ハ目的ヲ達センガ為左ノ事項ヲ行フ

一　勤倹貯蓄　　二　軍人ノ送迎慰問
三　産業ノ振興　　四　部落弊風ノ改善
五　士気ノ鼓舞
六　公共事業ニ要スル基本財産ノ積立
七　其他本団ノ目的ヲ達スルニ必要ナ事項

第四条　本団ニ左ノ役員ヲ置ク
団長一名、副団長二名、専任幹事三名
各支部ニ幹事一名乃至三名
評議員　若干名、会計二名

第五条　団長副団長評議員ハ名誉職トシテ有志団員中ヨリ団員ガ選挙又ハ推薦トス
但シ任期ハ二ヶ年トス

第六条　役員ノ職務権限ヲ定ムルコト左ノ如シ
一　団長ハ本団ヲ代表シ団務ヲ総理シ会議ノ場合ハ議長トナル
二　副団長ハ団長ヲ補佐シ団長事故アルトキハ之ヲ代理ス
三　専任幹事ハ団長之ヲ指名シ本団ノ事務ヲ掌ラシム
四　幹事ハ団務ニ於ケル重要事項ノ協議ヲナシ且ツ支部ヲ代表シ団長ノ招集ニ応シ団長ノ指揮ヲ受ケ支部ニ於ケル事務ヲ掌ル
五　評議員ハ総会ノ場合ニハ出席シ重要ナル事項ニ関シテハ団長ノ諮問ニ応ス
六　会計ハ幹事会ノ推薦ニ依リ団長ノ指揮ヲ受ケ会計一切ノ事務ヲ掌ル（之ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム）

第七条　本会ハ春秋二期ニ開会スルモノトス会合日程ハ其都度幹事会ノ決議ヲ経テ団長之ヲ定ム必要アル場合ハ団長ニ於テ臨時総会ヲ開クコトアルベシ

第八条　団務ニ関シ疑義ヲ生シタル場合ハ幹事会ノ決定ニ従フモノトス

第九条　団員ハ団則ヲ厳守シ本団ノ発展ニ努力ス

第十条　団員ハ転任ノ場合ノ外退団スルコトヲ得ス

第十一条　本団員ニシテ団ノ精神ニ背（はい）スル言行アル者ニ対シテハ改悛（かいしゅん）セシムヘキ手段ヲ講スルモノトス

吉田青年支団申合

第一項　吾々ハ他ニ率先シテ時間尊重ノ実行ニ力（つと）ム
一　朝起ヲスルコト
二　夜フカシヲセサルコト
三　会合ノ時間ヲ守ルコト

第二項　補習教育義務ヲ完全ニ履行ス

第三項　支部総会期日ハ開会二日前ニ本団ニ通知ス
第四項　団員相互ハ勿論一般困厄ヲ救ヒ孤独ヲ慰撫シ長老ヲ尊敬シ又善行美蹟ヲ調査シテ表彰シ当局者ニ具状スルモノトス
第五項　小学教育ヲ補ヒ村民ノ知識ヲ進ムル為臨時会合ヲ催シ経験アル人々ノ講話ヲ請ヒ団員其外一般村民ニ聴カシム
第六項　義勇奉公ノ精神ヲ発揮センコトヲ期シ戦時ニ於テハ出征軍人ノ家族ヲ慰撫シ困厄者ノ家業ヲ助ケ生計ヲ補ヒ出征者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルモノトス
第七項　身体ヲ鍛練シ士気ヲ鼓舞スル為柔道撃剣等諸種ノ運動ヲ奨励スルモノトス
第八項　公共事業ニ要スル基本財産ヲ造ランガ為団員共同シテ家業ノ余暇ヲ以テ道路ノ修繕河川改修公有林野整理事業等ヲ請負ヒテ収入ヲ積立ツルモノトス
第九項　農業ノ進歩ヲ図リ農村ノ発達ヲ期スル為種苗ノ精選肥料ノ使用法病虫害ノ予防駆除其他農業経営法等ニ関シ当局農会ニ於テ奨励スル農業上ノ改良事項ハ総ヘテ団員申合セ率先之カ励行ニ尽力スルモノトス
第十項　敬神ノ念ヲ養成センカ為神社ノ境内公共建造物ノ敷地内及ヒ道路ノ立木ハ之ヲ保護シ本団ノ事業トシテ新ニ之等ノ地ニ樹木ヲ栽培スルモノトス

これは吉田青年支団の会則と申し合せであるが、本名、本城、宮之浦等の各支団に於いても、同じように吉田村連合青年会の会則や細則を受けて、各支団の会則や申し合せを作り青年団活動を推進したのではなかろうか。会則中にある「支部」とは、各集落青年団のことであり、より具体的な会則を作り、日常の青年団活動の多くは、この「支部」を単位として実施されていたものである。吉田支団長は当初平瀬武二吉田小学校長であった。

宇都谷青年会の日誌大正五年四月三日の記事に「郡連合青年会発会式」へ出会・十二人と書かれており、当時の鹿児島郡は、吉田村・西桜島村、東桜島村・伊敷村・谷山村、吉野村などであったが、郡の連合青年会がその時発足したもののようである。翌年の郡連合青年会には宇都谷からは一人参加と記録されている。

宇都谷青年会では、大正期から昭和初期ごろまでの日誌が保存され、当時の青年会（団）の活動状態がよく記録されているので、その中から主なものを取り上げると次のようなものがある。

修養会

大正四年十一月二十八日総会・会則第三条　本会の目的を変更して修養会を開くことを決定。来賓の吉田小学校志々目校長の講話「青年の修養」を聞く。十二月十一日本日より青年修養会を始む、一週一回とする。

夜学舎による夜学会

大正五年二月二十一日青年夜学舎敷地開き（全会員で）同年三月三日「青年夜学舎落成式挙行。三月五日より夜学会を新築夜学舎にて始む」とあり、夜学会では志々目校長の講話や、農業指導員の授業などを受けている。

農業技術向上と資本金つくり

青年会員で大豆・粟・甘藷などの試作をなし、共同で手入れし、販売代金は基本金として積み立てていた。また、大正七年ごろからは大根試作も加えており、試験栽培の外に基本金つくりのため、稲の株切りや麦田整地なども請負い、資金稼ぎと共に農事振興に努力した。

修養会（毎月三回夜間実施）

大正八年九月ごろから撃剣会や珠算練習を主にした修養会を開いた。十年ごろまではそのような記録が多い。

郡主催当村青年団一夜講習会（大正十三年）

四月十八日午後七時から十九日午前零時半まで受講。講師は青年修養団理事永野忠廣氏および本県福島事務官・浜田本部長・福田本部主事で、その講演を聞いた。

火災警防組合の設立

役員は青年会役員で兼務、集落内の夜回り（夜警）実施、火災予防につとめた。

道路修繕の奉仕作業――早朝実施

毎年時期を総会で話し合い、朝会を行い集落内全域を数日に分け、青年会員全員で道路修繕を実施した。大正十三年度の記録によると、「十月五日・六日・七日・九日・十日・十四日・十五日・十八日・十九日朝会後道路修繕をなす」と記されており、大正十四年度は「毎月十日と二十日朝会後道路修繕をする」と記されている。（略）

児童の成績・出席奨励の為の表彰実施

学期ごとに成績・出席を調査し賞品を授与していた。

表彰法……（大正十四年一学期の例）

成績　一等　八〇点以上　ノート一冊・鉛筆二本
二等　六〇点以上　ノート一冊
三等　四〇点以上　鉛筆二本

出席　一等　皆勤賞　ノート二冊
二等　欠席三日以内　ノート一冊

父兄も出席してもらい毎学期実施していた。その外に「新入学児には特に奨励のため文具品を授与すること。貧困児童にて学用品を所持せざる者には給与すること」

などが話し合われ、青年会活動の一環として児童の成績や出席奨励に努め、児童たちの発奮を促していた。（中略）

大正十五年十月十日（改築記念）村政要覧によると、大正十四年十二月末の吉田村青年団の状況は次表のようになっている。

青年団調べ　（大正14年12月末現在）

項目／區分	吉田青年團	吉田分團	本城分團	本名分團	宮分團
團長	下田平六左衛門	深見國二	谷口直左衛門	種子島清	田尻國彦
團員	四五七	一七六	二七	一四九	一〇五
二十歳以下	一〇〇	二九	一三	三七	二一
出稼員	一四九	四八	一四	四五	四二
陸海軍役	三九	一五	四	一二	八
學生	七一	三一	五	一八	一九
合計	八一六	二九九	六三	二五九	一九五
大正十四年度經費	一〇〇円	二一七円	一二〇円	二六九円	二三四円
資産 基金		三三三一円	三〇〇円	一一九〇円	九七五円
資産 土地		七〇〇〇円	二七〇〇円		
資産 建物		七五〇円		一〇〇円	六〇円

吉田村青年団長は、当時の村長下田平六左衛門、吉田分団長は、前村長（大正七～十一年の間）深見国二、本城分団長は、本城小学校長谷口直左衛門、本名分団長は、本名小学校長種子島清、宮分団長は、宮小学校長田尻国彦であった。

このことから、青年団育成に対する当時の村当局の並々ならぬ取り組みの姿が推察でき、下部組織の分団や支部に至るまで、活発な活動が徹底して行われたのではなかろうかと推察される。

出征軍人の見送り・留守宅への労力奉仕

（宇都谷青年会記録から）

昭和十二年七月日中戦争突発後は、毎日のように自分の集落や隣集落の友人先輩たちが応召出征したが、その時には見送り用の幟旗（のぼりばた）一旒（りゅう）を贈り、団員は率先して見送りに出かけ、農繁期には多くの留守家族のための労力奉仕に献身した。また、無言の凱旋者の村葬もだんだん多くなったが、青年団員は率先して参列、諸係の仕事に奉仕したことが日誌に数多く記録されている。

昭和十二年八月二十四日吉田村青年団分団長会議で吉田村青年団団則の審議が行われ、団長に村長梶原景藏、副団長に桑波田忠志青年学校長が決定された。

その頃、第六師団管下に防空令が施行され、本村に防

空監視哨を置くべく命令があったので、青年団から監視哨要員三十人を次の条件で推薦することになった。

一　二十歳以上の健康なる団員であること。

二　なるべく兵役関係者をさけること。

三　利発なるもの。

九月二十七日、県内一斉防空演習が行われ、青年団員は全員警報班として参加（午後七時～十二時灯火管制）と記録され、その後もそのような記事が多い。

平常の活動としては、団植林地下払い、試作園の手入れ、毎朝の「起こし鐘」打ち、心身鍛練のための撃剣会（剣道）その他、集落生活の各方面に進んで活躍していたことが記録されている。普通の場合における宇都谷青年団の会合日数は、大体年間四十日余りで月別にみると

一月（二日）　二月（三日）　三月（三日）
四月（一日）　五月（三日）　六月（二日）
七月（二日）　八月（九日）　九月（三日）
十月（六日）　十一月（五日）　十二月（五日）

となっているが、太平洋戦争の頃には、もっと多くの出会日数になったのではなかろうか。

以上は、宇都谷青年会の日誌から主なことがらを拾い上げたものであるが、村内他の支部（集落）青年会でも（同様な活動が行われていたものと思われる）明治末期から太平洋戦争ごろまでの青年団活動は、ほとんど同じだったと考えられる。

(2)　女子青年団の活動

女子青年団についてはまとまった記録は無いが、吉田婦人会の記録の中に次のようなものがある。

◦大正十四年十月十六日　「処女会基本金造成のため露店販売につき幹部一同之が援助に努めたり」とあり、その頃から処女会という名で女子青年団の活動が始まっていたことがうかがえる。

◦昭和二年三月十三日　鹿児島郡連合処女・婦人会総会出席者本会より三十五人、翌三年三月十一日　鹿児島郡連合処女・婦人会総会に本会より二十人出席とあり、

◦昭和六年十月十一日　吉田村連合婦人・処女会発会式に本会より百余人出席と記録されている。

その当時、処女会（女子青年）は婦人会と共に活動し、毎月行われた講演会や、被服・料理・その他の実技講習会にも参加していたもののようである。

◦昭和十年六月十五日　吉田国防婦人会支会発会式の記録の中に東麓と城内女子青年団という記録があり、七月十三日の吉田小学校新築校舎および講堂の上棟式では「余興として女子青年の援助を受け踊りをなす」と記録されており、その頃は女子青年と呼ばれ、集落別女子

青年団活動が行われていた。

(3) 太平洋戦争後の青年団活動

太平洋戦争後は、新憲法のもと、民主主義や男女平等の立場から男子・女子青年団は合併して吉田村青年団として発足した。

宇都谷青年団記録によれば、昭和二十二年五月、第一回（男女合併）の役員選出が行われ女子青年が副会長に就任している。当時は復員軍人の団員も多く、世の中の思潮も急激に変化した時代であり、学習活動や青年団運営にも、暫くは困難が多かった。

特に戦後の青年団活動は、各集落ごとの活動よりも校区青年団として、その組織を生かした活動の方が多かったようである。吉田校区青年団などでは、新制中学校発足当時ＰＴＡに協力して、学校敷地の選定確保などに日夜奔走したものである。他の校区でも同じように、校区青年団として、まとまった活動が昭和五十年代末ごろまで、よく行われていた。

町としては町青協（吉田町青年団連絡協議会）の活動が活発に行われ、青年団員の研修のための中央青年学級も、社会教育課の施策として、公民館講座の中に取り上げられ、月一回ずつ夜間に町中央公民館で開催されたが、青年たちは、昼間の勤務の疲れもみせず熱心に受講していた。

各校区青年団の活動としては、毎年夏に盆踊り大会を校区青年団主催で開催し、校区民は勿論、お盆休みで帰省した人々からも、郷土の年中行事として大変喜ばれていた。しかし、諸般の事情で数年前から行われなくなり、それにつれ青年団活動も現在では、以前程活発ではなくなっている。

6 スポーツ少年団

(1) 活動の目的

スポーツ少年団活動は、スポーツの好きな子供たちが集まり、指導者や親、そして地域の人たちの助けを借りながら活動していくものである。その究極的なねらいはスポーツを通しての青少年の健全育成にある。従って単に競技記録の向上や、競技会の勝利だけを目指すものであってはならない。

日本スポーツ少年団団員綱領には、

一　わたくしたちは、健康なからだと心を養い、次代を担うりっぱな人間になります。

一　わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけず進んで奉仕し、りっぱな社会人になります。

一　わたくしたちは、スポーツによって、限りなく伸びる自分の力を作り出すために努力します。

一　わたくしたちは、スポーツの中で、友情と協力と歓びを学び、わたくしたちの国と国民を愛します。

一　わたくしたちは、世界の友と力をあわせ、りっぱな世界をつくります。

と全国のスポーツ少年団員育成のためのねらいが示されている。各スポーツ少年団においても、この綱領に添いながら、各団の具体的目標設定がなされている。

(2)　活動の分野

スポーツ少年団が他の青少年団体と大きく異なる特徴は、スポーツ活動をその活動の中心としていることである。

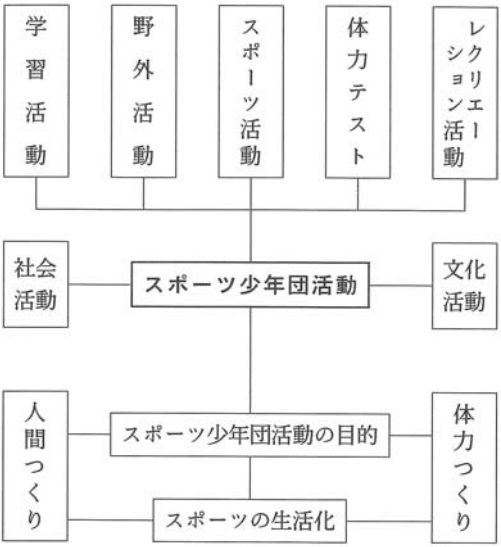

団活動の分野

スポーツのもつ大きな価値と多くの効果を認めながらスポーツ少年団の目標である「人間つくり」と「体力つくり」をしようとするものである。

このスポーツ活動を考えるとき狭義のスポーツ活動だけでなく、広い分野の活動を考えることが必要である。

スポーツ活動を中心として、その他の活動が関わりあいつつ団育成の目標を達成しようとするものである。

(3)　本町におけるスポーツ少年団活動

本町において、スポーツ少年団らしい活動が始まったのは、正確な記録はないが昭和三十九年ごろからで、最初に本名校区のソフトボールチームの活動が始まり、その後四十年代にマラソンを主にした陸上部の活動が始まったということである。同校区では後年サッカーチームや女子のバレーチームができ、それぞれ活動が始まり、四十年代後半には柔道部の活動も始まった。吉田校区では昭和四十年代初めごろから剣道同好会の活動が始まり、宮校区でも同じ頃、剣道チームができ活動していたということである。その後、次々に新しいスポーツ少年団が活動を始め、現在登録されているものは次の通りである。



バレーボール小学生大会

平成元年度　現在

スポーツ少年団名	校区	団員数 男子	女子	合計
吉田剣道	吉田	六	一	七
吉田柔道	本名	一二	三	一五
本名サッカー	〃	四四	〇	四四
本名バレー	〃	〇	二三	二三
吉田空手	吉田	一八	一	一九
宮ランニング	宮	二一	二四	四五
宮卓球	〃	七	七	一四
仁風学園柔道	本名	一四	八	二二
本城バレー	本城	九	一三	二二
宮バレー	宮	〇	一一	一一
宮ソフト	〃	二九	〇	二九
吉田北剣道	吉田	一七	六	二三
牟礼ケ岡サッカー	牟礼ケ岡	三六	〇	三六
牟礼ケ岡卓球	〃	六	四	一〇
牟礼ケ岡空手	〃	二一	五	二六
牟礼ケ岡バレー	〃	〇	一八	一八

本町では、現在（一九八九）前表の通り十六のスポーツ少年団があり、各団それぞれの目標を掲げ、各地域で活躍している。その活動としては、日常活動を最重点として、計画的・定期的にしかも継続的に行われなければならないといわれている。


スポーツ少年団の発表（町民体育祭の時）

スポーツ少年団の育成発展を図るため、町としては、年二回のスポーツ少年団指導者研修会・スポーツ少年団員体力テスト・スポーツ少年団交歓会等を実施している。

各スポーツ少年団が、単に競技記録の向上や競技会の勝利だけを目指すことなく、それぞれの団の活動を通じて、団員たちが生涯スポーツの愛好者となり、体力つくりと好ましい人

間つくりに役立て、立派な社会人に育っていって欲しいものである。

スポーツ少年団の活動を活発に推進することによって、青少年の健全育成という究極の目的を達成することができるのではなかろうか。

7　文化財少年団

一　めあて

この活動は、少年たちが、地域の文化財（歴史・民俗・自然）について自ら調べる活動、すなわち文化財との対話をすることにより、郷土に対する正しい理解と愛情を深め、文化財の保存、伝承に寄与することをねらいとしている。

二　事業主体

吉田町教育委員会
鹿児島県教育委員会　　共催

三　年次別活動

昭和六十一年度　吉田校区文化財少年団

1　活動テーマ　吉田校区にある郷土の文化財を調べ郷土の良さを見直そう

2　少年団の構成　小学五年生　四人
六年生一六人　計二〇人

3　指導者　吉田町社会教育課長
吉田町社会教育指導員（文化財担当）
吉田小ＰＴＡ教養部長

4　活動要旨

(1)　実施期間　自昭和六十一年七月十六日
至　〃　八月二十二日

(2)　実践活動

ア　七月二十六日（土）東麓・東下方面の遺跡十カ所興化寺跡の五輪塔、小学校付近の石敢当、相良八代実長の墓、大永期の勧請石碑・王子神社・田之神石像、弘治期の十三仏設斎碑・馬頭観音石碑・旧地頭館跡・野町跡とエビス様祠などを見学し、由来について調査した。



興化寺跡の五輪塔　吉田氏の墓
（吉田小学校裏の墓地内）

イ　七月二十八日（月）城内方面の遺跡五カ所
六字名号供養百万遍石塔・大日如来石像・松尾城跡・観音石像・島津歳久の墓と「城内てんご踊り」など、本日の調査では、松尾城と吉田氏や島津氏との関係、特に島津歳久と松尾城との関係等についてよく調査できた。
ウ　八月四日（月）西麓上・鵜ノ木方面の遺跡十カ所
仏智山津友寺跡・仁王石像・北中学校前の招魂碑・心久山祖盛大居士の墓・阿弥陀仏石像・五輪塔・金峰神社・田之神石碑と田之神なおり、馬頭観音と火ノ神、山口門の門神碑と金神等を見学・調査した。
エ　八月七日（木）舟平・本宗方面の遺跡五カ所
オ　八月十一日（月）西中・提水流・宇都谷方面の桐野利秋田薗碑外七遺跡
カ　八月十八日（月）遺跡調査のまとめ―吉田公民館
キ　八月二十六日（金）本吉田城発掘調査現地見学、活動の総まとめ、記録整理

5　まとめ
参加した子供たちは、活動の反省を作文に書いたが、それによると「校区内にこんなに多くの遺跡があることに大変驚いた。家の父母も知らない所が多いので、是非家族で見て回りたい」とか「自分たちの町がどんなふうにしてできたか、また、昔の人たちの生活や信仰のようすがよくわかった」などの感想が多く、本年度の事業の目的が十分達成できたものと思う。結果は町青少年自立自興大会で発表、参加者たちに多くの感銘を与えた。

昭和六十二年度　吉田校区文化財少年団

1　活動テーマ　小野田用水について調べ、先人の偉業をしのぶ。
2　少年団の構成　小学生　四年一二人・五年八人
六年五人
中学生四人　合計二九人
3　指導者　吉田町社会教育課長
吉田町社会教育指導員（文化財担当）
吉田小学校教諭一人
4　活動要旨
(1)　実施期間　自昭和六十二年七月十四日
至　〃　八月二十八日
(2)　実践活動の概要
活動のめあて
◦吉田校区は、西から東の方に流れる思川流域に水田がひらけ、東は姶良町まで続いている。
◦小野田用水は、藩政時代、用水路や新田の開発が行われた頃、文禄二年（一五九三）ごろ祖先の人たちが、現在では想像もできないような苦心や努力を続けて開削

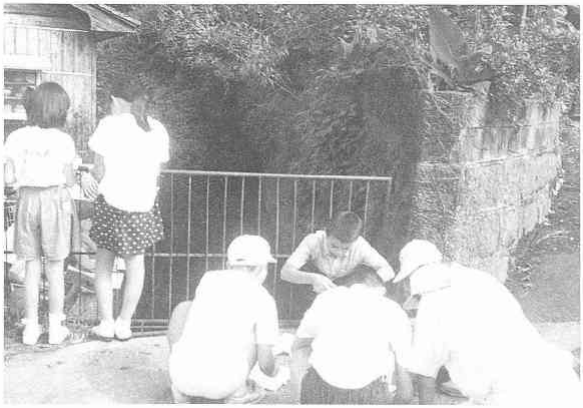

小野田用水路の調査

された用水路である。小野田イゼキや取水口、横手、トンネル、石こし、その他の施設等について調べ、昔の人々の苦心や努力のあとを知り、開発に尽くした祖先の人たちへの感謝と、自分たちも世のため人のため尽くさなければいけない、という意欲が起こるように期待して活動を進めることにした。

(3)　実践活動の要旨

ア　七月三十日（木）次のような調査実施

昔の小野田イゼキと現在のイゼキおよび取水口

鵜ノ木の横手（水門）の構造と機能について

桑之丸トンネルの横穴と「石こし」について

井手口の横手と横溝からの水の取り入れ方法

思川堤防の安永・宝暦二基の水神碑と洪水関係

西麓・表郷間の長いトンネルと水抜きトンネル

イ　八月十一日（木）次のような調査実施

表郷トンネル出口と用水取り出し口の調査

ヨシダ電気前の横手と天保六年の水神碑

奥宇都出口の横手と中野店後ろの立体交差水路

王子神社下の用水路底に設けられた沈砂池

東下の明和六年の水神碑と用水路の底にトンネルを掘って、横溝からの土砂やごみを流す横手

触田イゼキと記念碑、小野田イゼキとの関係

ウ　八月二十四日（月）町マイクロバスに乗車、小野田用水路下流の触田・上水流・森山方面見学

エ　八月二十八日（金）活動のまとめ―吉田公民館

5　まとめ

何百年も昔の自分たちの祖先が、あらゆる困難を克服して用水路を開削し、自分たちの水田だけでなく隣村の水田まで潤し、また、新田開拓に貢献したことや、風水害を防ぎ豊作を祈って田之神様や水神様を祀ったことなどについて調べ、よく理解できたようである。

実際活動としては、現地に足を運び、観察したり、スケッチしたり、説明を聞いたりする活動が主であった

が、子供たちの心に深く刻み込まれ、所期の目的を十分達することができたようである。

昭和六十三年度　本名小学校文化財少年団

1　活動テーマ　校区にある石橋の保存・調査活動を通して、郷土への理解と愛情を深める。

2　少年団の構成　小学生　四年四人　五年五人　六年四人　合計　一三人

3　指導者　吉田町社会教育指導員（文化財担当）　吉田町立本名小学校教諭

4　活動要旨

(1)　実施期間　自昭和六十三年四月二十八日　至平成　元年　三月三十一日

(2)　実践活動の概要

ア　活動計画

最初に橋と人々の生活の結び付きや、橋の歴史、橋の種類とその架け方などについて調べてみることにした。

それをもとに、本名のテコ橋（太鼓橋）の歴史、種類、大きさなどについて調べ、更に橋周辺の清掃や整備をし保存活動をしていこうと計画した。また、どのようにして造られたかを調べ、模型を造って製作方法についても勉強することにした。

イ　橋の歴史と種類

歴史や種類について辞典で調べた。種類としては、丸木橋・けた橋・つり橋などがあること。

ウ　テコ橋の歴史

鹿児島市の五大石橋や、アーチ橋の仕組み、架け方について説明を聞き、テコ橋は貴重な文化財であるので大切に保存しなければならないことを学んだ。

本名のテコ橋について、校区の古老上野実徳さん（九十五歳）に話を聞き次のようなことがわかった。

時期　大正二年

施工者　吉野町花棚の石工の職人（市の五大石橋を造った岩永三五郎の弟子の子孫か？）

橋の材料――校区内二本松の石切り場の石

校区内に多くの石橋が造られたのは、石橋造りの技術をもった職人が近くにいたことや、よい石材が近くにあったからだということがわかった。

エ　テコ橋の清掃――週一回（土曜日午後にも）

オ　テコ橋の測量――結果は看板に表示

カ　保存の呼びかけ

看板の設置――テコ橋の存在を広く知ってもらい、大切な文化遺産が守られることを願って、次頁の写真のような看板を設置した。



設置されたテコ橋の説明板

◍　町文化祭での発表

これまでの活動の様子を紹介して、吉田町全部の人たちに、テコ橋を知ってもらい、テコ橋に限らず、郷土の文化財を、みんなの手で守っていかなければならないと呼びかけた。「いつもそばを通りながら石橋のことは知らなかった」とか「テコ橋の歴史は知らなかった」などの声があり、活動発表は好評であった。

キ　まとめと今後の課題

今回の調査活動で、本名テコ橋が造られた時期・施工者・橋の石材のことなどわかったが、職人の名前・製作に要した期間、製作にかかった費用などまだわからない事が幾つかあるので、更に調査を続けていきたい。また少年団の活動として、橋周辺の清掃活動を今後も定期的に行って、もっと多くの人にテコ橋への関心をもってもらうよう努めていきたい。そして、更に、校区内の他の文化遺産にも目を向け、勉強と保存に努めていきたいと思っている。

平成元年度　本名小学校文化財少年団

1　活動テーマ　校区にある八幡神社の調査活動を通して、郷土への理解と愛情を深める。

2　少年団の構成　本名小学校　四年一五人
五年一三人　六年一人　計二九人

3　指導者　本名小学校教諭　二人

4　活動要旨

(1)　実施期間　自　平成元年七月八日
至　平成二年三月三十一日

(2)　実践活動の概要

ア　活動計画

本名小学校の子供たちは、朝夕八幡神社の鳥居を眺め体の鍛練のために石段の登り下りをしたりして生活している。しかし、この八幡神社が、歴史的にどんな価値があるのか知っている人は、ほとんどいない。

本年度は、八幡神社を見学することから始め、神社の

建築の様式、神社の歴史などについて調べ、更に、神社周辺の清掃をすることを通して、郷土の文化財に対する興味や関心を高めていきたい。

イ　実践活動

○　八幡神社と、その付近の見学　七月二十五日㈫実施

・　鳥居　・　日清日露戦役碑　・　庚申石幢

・　仁王像　・　百三十段余の石段

・　八幡神社――正一位正八幡神社

・　本名寺入り口にある五輪塔

○　以上の見学を実施し、神社の周りにたくさんの史跡があることに驚いた。そしてこれらの一つ一つを、もっと詳しく調べることにした。

本名八幡の庚申石幢と庚申信仰について

神社の鳥居と仁王像について

正一位正八幡神社の由来について

・　祭神は、応神天皇、神功皇后、仁徳天皇、玉依姫（三女神）、吉田清存、島津歳久であること。

・　お祭り日は、二月八日、十一月八日

・　神社の移り変わり

吉田権現――若宮八幡――正一位正八幡

本名寺前の五輪塔の由来について

八幡神社とその周辺の清掃――第四土曜日に実施

年間活動として毎週土曜日、十四時から十五時までを活動の時間とし、そのうち第三土曜日は地域の人々との活動、第一・第二土曜日は、学校の図書館や郷土資料館を使っての学習、第四土曜日は清掃活動を実施した。

ウ　まとめと今後の課題

今年度の少年団活動を通して、今まで何となく見ていた八幡神社やその周辺に散在する史跡には、それぞれの意味があり、そのことから、歴史の深さ、吉田町の良さを十分感じてくれたものと思う。そして、やがて彼等の心の中に郷土を愛する気持ちを培うことになると、確信したいのである。

また、校区には、まだ多くの史跡が残されている。たとえば、念仏かくれ窟、田之神石像、桐野利秋開墾の碑、大原遺跡などがある。そのような遺跡についても、今後調べていきたい。

以上は、昭和六十一年度から平成元年度までの本町文化財少年団の年次別活動の概要である。

8　高校生クラブ

昭和五十五年七月十九日（土）吉田町中央公民館において「吉田町高校生をもつ親の集い」が開かれ、高校生の現状について警察官の話を聞いた後、各高校別の話し合いがもたれ、その後の全体会で講演を聴いたり、高校

生クラブ育成についての協議が行われた。

その時渡された「吉田町高校生クラブの育成に関する事業計画（案）」には、「本町高校生の現状と課題」として次のように述べられている。

本町の高校生は、近在の高等学校二十三校、高等専門学校一校、各種学校二校に通学している。昨年一年間とりあげるべき非行もなく、温和で素直な高校生である。それぞれ通う高校は違うが、本町に高校生としてのつながりの中で、学校教育では学び得ない地域活動を通して、各々の人格の完成を目指し、ひいては、町発展の原動力としての町民の期待は大きい。昨年から地区においては高校生クラブ育成の動きがあったが、町全体としての組織的取り組みが早急の課題である。しかし、多様化した今日の高校生の生活志向の中で、高校生クラブを結成するためには、高校生の意識はもちろん、学校、家庭、地域社会の理解と協力および援助が不可欠である。本年度は組織づくりを主眼とし、スポーツ活動を通じて組織化をはかりたい。

高校生クラブ育成を目指して、「高校生をもつ父母の会」を結成するため、町教委と高校側と双方からの案内状を発送して開かれた「高校生をもつ親の集い」の後、七月二十七日（日）には、各地区各学年代表生徒数人を



高校生クラブ球技大会

を集め「高校生クラブ発足準備会」が開催された。

一方では、吉田町在住の高校生名簿を作成し、高校生の健全育成の一環としての球技大会を兼ねて、高校生クラブの発会式を開くことになり、選手選考には各校区公民館長の協力を仰ぎ、また、関係高校長・生徒指導主任に対し、高校生の集会許可をお願いして、昭和五十五年八月二十四日（日）吉田北中学校において開催された。

当日の「高校生クラブ発会式兼高校生球技大会」については次のような記録が残っている。

○　趣旨　町内の高校生たちが、スポーツ活動をとおして吉田町に住む高校生としての地域連帯意識を育て、ふるさとのよさを見直させ、ひいては高校生の社会参加のきっかけとする。

○　日程

9：30～10：30　高校生クラブ発会式
10：30～10：40　球技大会開会式
11：00～16：30　男子ソフトボール
　　女子バレーボール
16：30～16：40　閉会式

高校生クラブ発会式の折、渡された総会資料には、「社会教育の充実にともない、各世代の人たちが活発に活動している中で、高校生だけが未組織のままである。学校が違うためにお互いに疎遠になり、家庭・学校間の往復という孤立した高校生が多い。

高校生クラブが交歓の場となり、地域活動への参加の中で、内にこもりがちな高校生の心身の自由をはばたかせ、あわせて、高校生としての誇りと自覚をもち、明るい町づくりに参加できないものだろうか」と高校生たちに対して呼びかけられている。

式次第の中では高校生クラブ結成の経過と意義が述べられ、協議事項としては、

(1)　高校生クラブ結成と意識確認
(2)　各地区別代表者（幹事）の選出と連絡網の作成

が取り上げられ、各校区ごとの代表者の選出と連絡網の作成まではできたが、完全な組織づくりまでには至らなかったようである。

昭和五十六年度は更に、高校生クラブ育成計画方針が検討され、次のような指針がたてられた。

1　「吉田町高校生をもつ親の会」の組織化
　役員の選出、規約の制定
2　高校生クラブの組織化
　役員の選出、規約の制定
3　高校生クラブの始動
　スポーツ大会、美化活動、その他

昭和五十六年六月二十二日（月）吉田町中央公民館で開催した「高校生をもつ親の集い」において、吉田町高校生父母連絡会の会則や吉田町高校生クラブ会則を審議し、役員選出が行われ、町父母連絡会の会長に岩戸國治、副会長に山下芳浩、両氏が選出された。

◎　吉田町高校生クラブ会則（案）（一部抜粋）

第一条　この会は吉田町高校生クラブと称し、事務所を吉田町中央公民館におく。

第二条　この会は吉田町内に居住する高校生をもって組織する。

（目　的）

第三条　この会は会員の相互の連絡提携により高校生活の充実、発展を図り広く地域社会に目を向け、よ

りよいふるさとの発展向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第四条　前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　スポーツ・レクリエーション活動

(2)　文化活動

(3)　社会奉仕活動（ふるさと運動）

(4)　小・中学生の指導（ジュニア・リーダー活動）

(5)　その他目的達成に必要な事業

第五条　役員と任務

第六条　会　議

第七条　予　算

第八条　顧　問

略

◎　吉田町高校生父母連絡会規約（一部抜粋）

第一条　この会は、吉田町高校生父母連絡会と称し、事務所を吉田町中央公民館に置く。

第二条　この会は、高校生をもつ町内在住の父母および主旨に賛同する者をもって構成する。

（目　的）

第三条　この会は、会員相互の緊密な連携、協力のもとに、生徒の健全な発達を図り、併せて会員の研修を図る事を目的とする。

（事　業）

第四条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　会員の資質向上をはかるための講習会、講演会、研修会の開催

(2)　生徒の生活指導および教育環境の整備と改善

(3)　各種団体との連絡協力

(4)　社会教育振興に関すること

(5)　その他目的達成に必要な事項

第五条　役　員　　以下略

◎　地区別高校生クラブ・父母連絡会　合同会

八月八日・九日・十一日・十二日　午後八時から各校区別に実施された。

前半は、高校生と父母が一堂に集まって全体会を開き、あらかじめ用意された高校生クラブ会則、高校生父母連絡会会則についての審議や、他町村の高校生クラブの事例等について資料による説明を受けた後、高校生クラブと父母連絡会の二分科会に分かれて協議がなされた。

議　題

(1)　役員選出

父母側は、前記会長・副会長の承認と、校区父母連絡会の会長一人、副会長二人の選出、高校

生クラブ側は、男子二人、女子二人を選出し、中から会長一人を選出した。

(2) 当面する行事について

ア 青少年ふるさと大会の取り組みについて

イ 高校生球技大会への取り組みについて

ウ その他について

昭和五十六年度当時、吉田町内在住の高校生クラブ加入者数は男子一四一人、女子一三八人 計二七九人で、通学している高校を略記すると、鹿東、蒲生、隼人、加高、加工、実践、玉竜、鹿女子、鹿高、鹿実、鹿商工、鶴丸、甲南、中央、甲陵、鹿工、鹿商、純心、鹿屋農、城西、加治木女、加世田女、鹿電子、などである。

高校生の社会参加を活動目的として、青少年ふるさと講演会、高校生球技大会への参加活動が吉田北中、吉田南中を拠点として行われ、また、母校に対する奉仕活動も併せ行われるようになった。

昭和五十七年度の高校生クラブ活動は次のとおり行われたことが記録されている。

- 高校生大会（講演会、バレー、ソフト）八月下旬
- 老人と高校生交流ゲートボール大会　八月二十日
- 奉仕活動――文化財清掃、ロードミラー磨き
- 町民運動会への参加（役員・競技）
- 盆踊り大会への協力
- 各種研修会への参加
- 子供会活動の指導（ジュニア・リーダー）
- 高校生サマースクール　七月～八月

北校区高校生、南校区高校生に分かれて実施

	吉田北校区高校生 サマースクール	吉田南校区高校生 サマースクール
場所	吉田北中体育館	吉田南中テニスコート
時間	十時～十二時	十時～十二時
対象	北中校区高校生	南中校区高校生
内容	バトミントン他	軟式テニス他

地区別高校生数　昭和57年度

地区	合計	学年別生徒数					
		3男	3女	2男	2女	1男	1女
西佐多浦	53	7	10	10	6	9	11
東佐多浦	44	6	4	7	11	5	11
本城	25	6	1	1	9	4	4
本名前	69	6	7	14	12	17	13
本名後	48	9	8	8	4	10	9
宮之浦	55	9	10	7	5	14	10
合計	294	43	40	47	47	59	58

昭和五十八年度は、町内在住高校生数　男子一四八人、女子一二八人、計二七六人で、吉田北中校区、吉田南中校区に分かれて活動していた。

高校生クラブ総会は、夏休み中の一日、会場の母校に集まり、次のような会順で行われた。

開会行事の後、年間活動計画の話し合い・役員選出をすませ、講師の講話を聞き、その後、男子は校庭、一、二年女子は公民館内部の奉仕作業、三年女子は郷土料理の指導を受けて実習をして、昼食は全員で、その手作り料理による会食が行われ、午後は、学年対抗バレーボールやグラウンドゴルフ等で交歓し、会場片付け清掃後、閉会行事をして散会した。

計画の段階から役員を中心にして、自主的運営ができるようになり、着実に一歩ずつではあるが、地域に根ざした活動が展開された。（これは、吉田北中校区高校生クラブ総会、昭和五十八年度の記録である）

地域高校生クラブ育成の面から、南地区においても高校生クラブの活発な活動が望まれる。

今後、地域高校生クラブの組織充実を図り、その望ましい活動推進を、温かく見守り、育ててゆくことは、青少年の健全育成の一環として、たいへん大事なことである。

(二)　婦人教育

1　婦人会の発会とその後の活動

婦人会としての組織がまだできていなかった明治の頃までは、家庭を中心としての婦人の生き方や、立派な子供を育てるための知識、その他衣・食・住に関する知識などについては、母親や姑から代々伝えられ、教えられていた。また、結(ゆ)いや共同作業、冠婚葬祭、親族同士や近隣の人々との交際法や古い慣習等については、つきあいの中で、その都度、先輩や周囲の入々に教えられることが多く、そのような人間関係の中で婦人としての教養を身につけ、良妻賢母を目指した努力がなされていた。

吉田町婦人会（吉田校区）の記録によると、吉田校区では明治四十一年二月一日会則を制定し、二月十一日吉田小学校に於いて発会式を挙行した、という正式な婦人会組織としての発足が記録されている。

会　則

一　総　則

第一条　本会ハ会員相互ノ交誼ヲ温メ婦徳ノ啓発本務ノ励精ヲ期シ兼ネテ慈善的公事ノ発達ヲ謀リモッテ奉公ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス

第二条　本会ハ吉田婦人会ト称ス　（以下略）

このように会の目的や名称をきめ、発会している。初代の会長が池田マツ、副会長が浜田　國、その外評議員が七人、幹事六人、顧問（校長外校区有志）九人、会員一五〇人と記録されている。どうしたわけか大正四年四月の役員改選で会長に吉田小学校長が推され、大正十一年まで数代の校長が会長を続けた後、大正十二年に婦人会正会員の中から会長古木アイが選出されている。

婦人会活動を奨励するため次のような規定があった。

◎吉田婦人会奨励規程　大正十年三月七日設定

第一条　支部ノ活動ヲ促シ家庭ノ整理生活ノ改善ヲ進メンガ為メ奨励規程を設ク

第二条　左記事項ニ就キ成績優良ナル支部ニ対シ褒賞ヲ授与ス

第一　集会
第二　家庭・整理改善
第三　品評会出品物
第四　規約事項の励行

第三条　審査法ヲ左ノ通リ定ム

第一　集会　満点　二〇〇点
出席歩合　支部毎ニ採点　満点一〇〇点
会員態度　右　仝

第二　家庭整理　（大正十年度ハ農具ノ整理）
1　場所ノ経済　三十点
2　使用上ノ便否　三十点
3　手入ノ良否　四十点

各戸ニ付キ審査シ会員戸数ニテ除シ平均点ヲ算出ス

第三　品評会出品物（大正十年度ハ蔬菜及加工品）

優品一点ニツキ得点左ノ如シ其総得点ヲ会員ニ平均シテ支部ノ得点トス

等級	一等	二等	三等	四等	五等
得点	一五点	一二	一〇	八	六

第四　規約ノ励行　（大正十年度ハ無シ）

第四条　審査員ハ会長之ヲ嘱託ス

大正十五年十月発行の村政要覧によると、当時の吉田村婦人会は左記のとおりであった。

婦人会調べ　（大正十五年九月末現在）

名称	会長	会員数	十四年度経費
吉田婦人会	平瀬シカ	四七〇	九〇円
本城婦人会	有満マンケサ	八〇	一五〃
本名婦人会	種子島清（校長）	記録なし	
宮　婦人会	田尻国彦（校長）	一七〇	一五〃

各校区婦人会の下部組織としては、学区内青年団区域と同一に支部が組織され、具体的な婦人会活動が行われていた。主な活動を挙げると次のようである。

○ 演芸会や運動会当日等に模擬(もぎ)店を開いて、収益金を活動資金（基本金）とした。

○ 小学校長その他顧問による講話（育児の話や子供の教育の話）を聞き修養につとめた。

○ 家計・農事講習会や竹皮笠編み講習会等を度々開催し、農家の主婦として実際生活に役立てた。

○ 敬老会の実施、十一月三日運動会会場を利用し、七十歳以上の老人を招待、婦人会でもてなした。

○ 毎年春・秋の種子物を配布し蔬菜品評会を実施。

○ 沢庵漬・藁工品・竹皮笠その他農産加工品や手芸作品・料理等の品評会を実施し生産奨励をした。

○ 生活簡素化につとめ、勤倹貯蓄を奨励した。

○ 昭和三年ごろから軍人慰労慰問の記事が多くなる。

昭和六年七月十八日　吉田村連合婦人会創立協議会

同年　十月十一日　吉田村連合婦人会・処女会発会式

この頃から満州事変出征軍将兵に対する慰問金の募集や出征軍人の祈願祭、餞別、見送りを婦人会一同で行った記録、名誉の戦死者出迎えに会員多数が参列した記録等が次々に記されている。

○ 品評会の出品等も、従前の外に戦時色をうつして廃物利用の手芸品等を加えるようになった。

2　国防婦人会の発会式とその活動

昭和十年四月二十七日　吉田村国防婦人会発会式挙行

同　年　六月十五日　吉田国防婦人会支会発会式挙行

会長には当時の小学校長が推された。他の校区でも同じように支会発会式が行われたのではなかろうか。

その頃から出征軍人を送る場合など、会員は白いカッポウ着に国防婦人会のタスキをかけ、誠に凛々(りり)しい姿であった。

3　愛国婦人会の発会式とその活動

昭和十四年九月十九日　吉田村愛国婦人会発会式挙行

日中戦争が拡大するにつれ、「愛国婦人会」のタスキをかけての出征軍人祈願祭や見送りの回数が増加し、防空頭巾(ずきん)をかぶっての防空訓練、防空演習も次々に行われるようになった。

昭和十五年九月二十一日には、モンペ服着用式が行われ、農繁期には、出征軍人留守宅や戦死者遺家族宅の労力奉仕など、会員は銃後の守りに日夜献身していた。

太平洋戦争が始まってからは、婦人会員の手によって前線将兵への慰問袋が次々に作られ発送された。

4　大日本婦人会の結成とその活動

昭和十七年五月十八日　大日本婦人会吉田支部結成引き続き各校区班の結成式も次々に行われ、同年八月八日には、大日本婦人会鹿児島郡会も結成された。

同年九月二十九日には、婦人総動員大会および貯蓄組合結成式が行われ、婦人会員は、国策遂行のための一銭貯金の永続を申し合わせた。

また、蔬菜品評会（栄養代用食品出品多数）の賞品代を廃止して国防献金に回した。

昭和十八年二月ごろから婦人錬成会（講演、閲兵分列）が行われるようになり、また、弾丸切手販売や、必勝貯金（毎月一人一円以上）の実施が励行された。

5　勤労報国隊の結成とその活動

昭和十八年八月二日　勤労報国会（隊員三七〇人）が結成され、九月十日には、愛国婦人会と国防婦人会のタスキ五八三枚が集められ、支部長を通じて供出された。

昭和十九年二月十五日には、各集落ごとに婦人錬成会（閲兵、分列、注水訓練、繃帯（ほうたい）訓練など）が行われ、三月九日には、合同の婦人錬成会が行われた。

また、十一月十一日には令旨奉読記念式と実行問題協議会が開催され、

(1)　礼儀の件 ― 女らしさを失わず礼儀を守ること。

(2)　節米の件 ― 毎週日曜日は米なし日とすること。外出時は唐芋弁当にすること。

(3)　早起きの件 ― 朝五時半には必ず起きること。

(4)　仕事の予定 ― 毎日仕事の予定をたてること。

などが決定された。

昭和十九年末ごろから金属回収（白金・錫・銅・鉄・アルミニウム）および座布団その他の綿供出が婦人会員の手で行われ、役場へ集められた、と記録されている。

昭和二十年三月には防空体制の強化に尽力、多人数の集まりを避けるため春季総会は中止に決定、三月四日には次のような厳しい実行問題が達示されている。

1　猪口米（ちょくまい）をとること（節米）

2　落葉、枯葉を堆肥に生かすこと（労力戦力化）



婦人会幹部（昭和17年度）

3　十日・二十日に寝具を干すこと（雨天順延）
4　手元に現金を持たぬこと。
5　アルミ貨を全部貯金すること（婦人会必勝貯金）
6　ヒソヒソ話や噂話を慎むこと。
7　手紙の文句に気をつけること。
8　各班で一反歩以上甘藷畠を開墾すること。
9　僅かでも時間を生み出しお役に立つ仕事をする。

竹槍訓練が行われるようになったのも此の頃からであった。同年四月二十八日には種子島疎開児童、五月二十三日には吉田校に駐留部隊（稔部隊）を迎え、接待や炊事手伝い等に婦人会員があたったことが記録されている。

昭和二十年七月十二日、吉田町でも大日本婦人会の解散式が行われ、それと同時に吉田村国民義勇隊幹部任命式が行われた。

川畑マスエ支部長は幕僚に、浜田喜代子連合班長は東西佐多浦女子隊長に、徳丸キソ、川崎モト副班長は副隊長に、各集落班長は小隊長に任命された。

昭和二十年八月十五日終戦を迎えてからも疎開児童の世話は、九月二十二日帰郷送別の日まで婦人会員の手で続けられ、駐留部隊の慰問も十月三日その引揚げの日まで続けられた、と終戦当時の記録が残されている。

6　太平洋戦争後の婦人会活動

昭和二十一年四月二十五日　吉田村婦人会結成式挙行

会長に川畑マスエが選出され、新しく出発した。

校区婦人会の組織としては、会長・副会長の下に支部長（各集落の会長）、その下の班長を幹事とした。

昭和二十二年九月五日――鹿児島郡連合婦人会結成式

同年十二月九日鹿児島県婦人会結成式が挙行された。

民主主義の時代を迎えて「新憲法解説」の講座や「家庭教育座談会」「料理改善講習会」など婦人の教養を高めるための学習の機会が多くもたれるようになった。昭和二十三年一月二十日には吉田村未亡人会結成式が挙行された。

太平洋戦争後における吉田村（町）婦人会記録によると、歴代会長名、会員数の変遷は次表の通りである。

吉田村（町）歴代婦人会会長　（婦人会記録による）

氏名	在任期間
川畑マスエ	昭和二一年四月～昭和二三年三月（二年）
古川マス	〃二三年四月～〃二三年九月（六カ月）
堂園文江	〃二三年九月～〃二五年三月（一年六カ月）
大井ヨネ	〃二五年四月～〃二七年三月（二年）
堂園文江	〃二七年四月～〃二八年三月（一年）
永田梅	〃二八年四月～〃三〇年三月（二年）

氏名	在任期間
水枝谷 静子	昭和三〇年四月～昭和三一年三月（一年）
満永モト	〃三一年四月～〃四〇年三月（九年）
大井ヨネ	〃四〇年四月～〃四八年三月（八年）
江夏チトリ	〃四八年三月～〃五六年三月（八年）
小向得敦子	〃五六年四月～平成元年四月（八年）
児玉ミヤ子	平成元年四月～現在

吉田村（町）婦人会会員数の変遷

校区＼年	昭35年	40年	45年	50年	55年	61年	62年
吉田	499	437	406	349	316	252	248
本城	70	38	?	54	56	40	38
本名	420	377	303	259	340	222	198
宮	190	150	71	100	140	198	184
計	1,179	1,002	780	762	852	708	668

昭和二十一年吉田村婦人会発足当時の会則には、第四章目的及び事業の中で、目的として、

第五条　会員相互の交誼を温め、心身の修練を図り婦徳を磨いて福利厚生の途を開き、生活困難なる同胞を援護し、以て婦人の社会的地位向上を図ると共に、新日本再建に寄与することを目的とする。

第六条　事業……略

とあり、あの当時、焼土と化した国土の中にあって、物資欠乏の中から立ち上がろうとする婦人会の活動として、その意気込みの程が察せられる。

昭和二十五年九月二十四日、第一回吉田校区婦人学級開講式、その後毎年開講され、月一回ずつの講座によって会員の教養を高め、婦人の地位向上が図られた。

昭和二十八年九月十四日の指導者講習会において、婦人会は今何をなすべきかが探究され、

- 婦人会は教養団体である。
- 婦人会は奉仕団体である。
- 婦人会は親睦団体である。例会を楽しくする。

などが話し合われた。

昭和二十年代後半の主な活動としては、共同募金への協力、「明るい越年」たすけあい運動（米一にぎり　餅一こ　はぎれ三尺拠出運動）、婦人会主催「吉田村戦没者慰霊祭」農村生活向上婦人大会、年末年始の合理化運動、産業振興を目指した馬耕講習会などが行われていたようである。

昭和三十三年二月八日には村婦人会連絡協議会（各集落婦人会長四十六人集合）が開催され、「吉田村婦人会連絡協議会規約」を制定し、会員の年齢を従来の五十五歳とせず、吉田村に居住する婦人全部を以て構成するこ

とになった。

昭和四十四年度から一月十五日挙行の村主催駅伝大会の時、婦人会の手で中継点の湯茶接待をすることや、吉田村大運動会時の接待などもするようになってきた。

昭和四十七年七月二十二日　第一回料理学級、二十八日　第一回生花学級、二十九日　第一回手芸編み物学級が開講された。

昭和四十九年五月二十一日には第一回吉田町中央婦人学級が開講された。

学級の学習内容としては、午前中講話と映画、午後はコース別学習で、生花・料理・着付けなどのコースに分かれて学習した。毎月一回開かれ、午前の講話では、電気の話、家庭における人間関係、婦人の生き方、子供の教育、家族の健康管理、そのほか外部講師を頼んでいろいろな講話を聞くようになっていた。

このような形の中央婦人学級は、昭和六十年度まで中央公民館を会場として行われ、各校区では校区婦人学級が行われていたが、昭和六十一年度からは中央婦人学級は行われなくなり、各校区婦人学級だけが現在も行われている。

昭和四十年代後半ごろから婦人会活動として新しく加わった主なものは次のようである。

健全な子育てを望み「母親セミナー」開催、婦人は地域の担い手としてのボランティア活動、敬老の日の行事参加、独居老人訪問声かけ、他のボランティアグループと協力して独居老人宅へ月一回の弁当配布、仁風学園・寿康園などへの慰問、また、会員の健康増進と親睦を兼ねたソフトボール大会やミニバレーボール大会開催などがあり、例年県体育大会に出場のマスゲームを町婦人会全体に広げて、小・中学校の運動会・体育祭や町民体育祭での発表などが年中行事化して行われるようになった。

その外、日赤募金・共同募金などの募金活動、結核予防婦人会の活動、交通安全母の会会員としての活動、農協婦人部員としての活動などがある。

昭和五十八年度吉田町婦人会総会資料に「私たち婦人会の目的は」として次のように示されている。

親睦（会員相互、連帯感の育成）

学習（婦人として個人の教養の向上）

奉仕（社会の一員として、地域社会に役立つ）

このような考え方は、平成時代の現在も婦人会活動の根底にある目的意識として引き継がれているようである。

(三)　P・T・A（父母と教師の会）

P・T・Aは、昭和二十一年三月に来日したアメリカ教育使節団の勧奨等によって、日本民主化のために結成された団体であるが、その後文部省が中心になり、参考規約・資料等の作成配布をはじめとして、その普及育成に努めた。父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長を目的としている。

その主な活動は、よい父母・教師となるように努めること、家庭と学校との緊密な連絡によって青少年の生活を補導すること、青少年の生活環境をよくすることなどであった。

このころ県内の親や教師は未曽有の混乱の中にも、教育の回復と新しい路線を求めて、父兄会や学校後援会の組織を通じて、校区ごとの活動をひろげていたが、この勧奨により従来設置されていた学校後援会は解散して各単位ＰＴＡが結成されるようになった。発足当時のためＰＴＡをＤＤＴ（当時良く使用された殺虫剤）と間違ったり、ひよこの鳴声と勘違いしたりするなど、種々の面白い話題も起こった。

本町の各学校も昭和二十二年、後援会はP・T・Aに発展してその名を消している。

新制中学校のP・T・Aは吉田北中学校が昭和二十二年五月六日に吉田南中学校が翌二十三年七月に発足した。

特に中学校のP・T・Aは、本来の目的である父母と教師が協力して教育に当たる事よりも、校舎建築のために校地の整地から始めなければならなかったので、両校のＰＴＡ役員は、夜、何回となく会合を持ち校地の整理や校舎建築のための奉仕作業計画、資材の収集等を話し合い、会員や地域住民の協力要請に奔走した。

このように、後援会的活動ではあったが、新しい学校を自分たちで創るのだという意気込みが、混乱した世相ではあったが、会員の団結と協力態勢を生み、その後のP・T・A活動の原点になった。

当時、学校予算は乏しい時代であったので、ときには農産物や手作りの家庭用品などを持ち寄って現金化し、また、バザーを開いてその収益を学校へ寄附したりした。

昭和三十年後半ごろから、会員の研修や会自体の運営面に会費が使われるようになってきた。

会費も発足当時は十円から五十円程度であったが、昭和六十年代になると三百円程度になっている。

町内のP・T・A組織は学校によって違いはあるが、代表的なものは次のようになっている。

校外指導部は、児童生徒の校外における生活指導に当たり、長期休業中は町内巡視などをして危険および非行

防止に努めている。

研修部は、会員の資質向上を図るための研修会、研修視察などを計画実施している。

事業部は、廃品回収などをして会費の補充をしたり、奉仕作業などの計画実施に当たっている。保健部は、学校保健委員会と連携して、児童生徒の保健安全を図り、交通安全指導にも努力している。

小学校ＰＴＡでは、親子・教師のふれあいを深める労作活動などを計画実施しているところが多くなっている。

代表的な組織

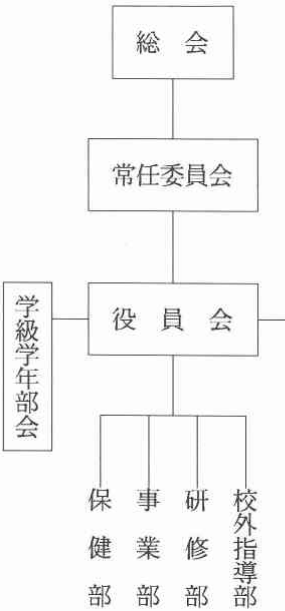

町Ｐ・Ｔ・Ａ連絡協議会

単位ＰＴＡが結成された翌年、昭和二十四年六月十日に町Ｐ・Ｔ・Ａが結成されている。

単位ＰＴＡの緊密な連携と協力によって、相互の健全な発展を期し、もって児童生徒の福祉を推進することを目的としている。

また、事業内容を次のように定めている。

(1) ＰＴＡ会員の向上と運営に関すること

(2) 児童生徒の健全育成に関すること

(3) 単位ＰＴＡ相互ならびに関係団体との連絡提携に関すること

(4) 社会環境の整備に関すること

町Ｐ連の運営費は、一戸数当たり三十円を各単Ｐから拠出した拠出金と、助成金で運営している。

㈣ 高齢者教育

１ 吉田町百歳会と校区百歳大学

昭和三十七年十月九日から施行された「吉田町連合百歳会規約」には、

第一章 総 則

第一条 本会は吉田町百歳会といい事務所を役場住民課内におきます。

第二章 組 織

第二条 本会は町内各校区百歳会員をもって組織します。

第三章 目的と事業

第三条 本会は百歳長寿を目標とする会員の福利増進に

つとめ、校区百歳会の連絡協調をはかり、会員の資質を高め、明るい吉田町の建設に協力します。

第四条　本会の目的を達成するため次の事業を行います。

(1)　総会・役員会を開きます。

(2)　百歳大学を開設し、教養および健康に関する研修会を開きます。

(3)　会員の福利増進に関する調査研究をします。

(4)　遠足・旅行・慰安会等を行います。

(5)　校区百歳会との連絡強調をはかります。

第四章　役　員……（以下は省略）

このように示されており、その頃、すでに各校区ではそれぞれ校区百歳会が組織され、校区内老人クラブの活動が行われていた。また、百歳大学を開催して、会員の教養および健康に関する研修等が行われていたもようである。

一例として、吉田校区百歳会総会（昭和五十一年四月）資料のプリントに次のようなものがある。

吉田校区百歳大学信条心得

一　信条　百歳までは、元気で働こう。

二　心得

（一）前途に希望をもち、毎日をいきいきとしてくらしましょう。

（二）新しい時代について、理解を深め、若い気持ちで精神の修養につとめましょう。

（三）できるだけ、からだを動かし、身に応じた仕事に精出しましょう。

（四）できるだけ不満不平をすて、クヨクヨ、ブツブツ、にくまれ口をつつしみ、いつも感謝のきもちで、生活しましょう。

（五）現代の利己的世相に迷わず、人のため、郷土のため、社会のためになることを、心がけましょう。

三　毎日の生活十訓

（一）健康な、からだづくりをしましょう。

（二）思いやりの心を、もちましょう。

（三）すなおな、心でくらしましょう。

（四）人に親切にしてあげましょう。

（五）みんなに、好かれる人になりましょう。

（六）毎日感謝して、くらしましょう。

（七）きょうも、笑顔ですごしましょう。

（八）よいことに、気づいたら、進んでやりましょう。

（九）自分の心を、いつも平静にもちましょう。

（十）みんなで心を合わせ、明るい社会をつくりましょう。

以上

百歳大学の学習計画については、百歳会総会順の中

で、協議事項の一番目に話し合われていたようである。

昭和五十年二月二十八日発行の吉田町中央公民館だよりには「社会教育のあゆみ」のなかで、「百歳大学は、各校区とも盛んで、特に自分たちの学級という意識が強まり、各学校まかせの運営からの脱皮に力を入れています。会場の準備から会の運営、整理まで自力で行い、ところによっては各係を決めて自主活動をもりあげています。本城を除いて各学校の講堂を使用するため、冬の寒さはお年寄りにとって相当こたえるのが実状のようです。「ここでも学習の拠点が問題になるようです」とあり、当時の百歳大学のもようがわかるようである。

2　中央百歳大学（中央高齢者学級）

昭和五十一年度の公民館事業として、中央公民館だよりによって「中央高齢者学級」の受講生を次のように募集している。

1　期間　五月～三月（年間一〇回）
2　場所　中央公民館
3　対象　町内に居住する満六十五歳以上の高齢者
4　内容　一般教養
　老後の生き方、宗教講話、健康を守るための話、高齢者のための法律制度の話、社会問題、政治の話、レクリエーション等
　専門コース
　花卉盆栽、民踊、ゲートボール、その他
5　経費　受講料　無料。但し実習等材料費は各自の負担
6　其他　専門コースのみの参加は認めない。一般教養（約一時間）終了後、各コースに分れて学習する。

このような呼びかけに対し、町内全域から七十八人の参加希望があったので、吉田町中央百歳大学として発足することとなり、昭和五十一年五月二十四日午後一時半から、吉田町中央公民館において、開講式が挙行された。

当時の中央百歳大学学習計画表によると、

目的　うつり変わりの激しい現代社会の中で、ややもすれば時の流れに取り残され、消極的になりがちな高齢者に対し、学級を開設しそれに参加することによって生活に希望と誇りを与え、生き甲斐を見出すと共に、積極的な社会参加を生み出そうとするものである。

○　学習計画　年間十回　（一覧表で示す）……略
　学習の流れ　開講時間　午前九時半
　講師のお話　一時間
　映画・ＶＴＲ・討議　四〇分
　健康体操・レクリエーション　三〇分

昼食時間　一時間

専門学習（コース制学習）午後一時～四時

花卉盆栽・民踊・ゲートボールの三コース別。

今まで校区ごとに集まって学習していた高齢者たちが、初めて一緒に集まって学習することになったので、学級員相互の親睦融和をはかるため、学級生を十二班にわけ、各班には各校区出身者が入り混じるような編成とし、座席等もそのように配慮されていた。

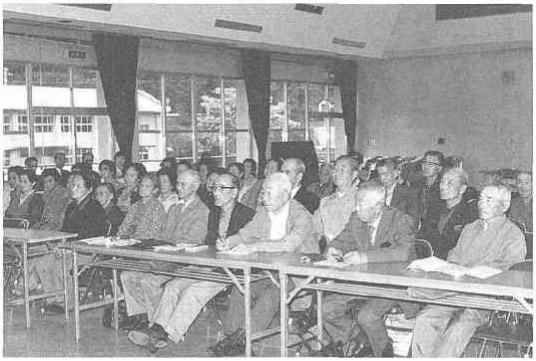

中央百歳大学

また、朝の始業前と午後の終業後一時間ぐらいは、喜んで学習に参加できるように、ゲートボールも行われていたとのことである。

昭和五十五・六・七年度は、国庫補助を受け、その後は町単独事業として開設されている。

学級運営上、受講生の代表として選出され、学級の中心となって、諸連絡推進の仕事をする学級長（学長）は次の人たちであった。

川口軍蔵　昭和五十一年～昭和五十七年（七年）

宝満武雄　昭和五十八年～昭和六十一年（四年）

鈴木光義　昭和六十一年～

寿命が延び、高齢化社会の進む現在、高齢者に学習の場を設定して、価値観の多様化、複雑化する社会に対応し、自己を高め、希望と生きがいを見出すと共に、社会に寄与しようとする意欲を持たせたいと、中央百歳大学の講座が毎年計画されている。

中央公民館で行われる学級・講座の中では、受講生の数が一番多い学級として、月一回の講座に出席することを楽しみにしている高齢者の方々も多いようである。

3　老人クラブの活動

吉田町では、老人クラブ運営基準に基づき組織された十二の老人クラブ（単老）がある。その運営並びに必要と認められる事業に要する経費に対し、町では「老人クラブ助成事業に関する補助金」を交付して、単位老人クラブの活動を助成している。各単位老人クラブでは、会員醵出（きょしゅつ）の会費と、町からの補助金で会の運営や活動費に充当している。

平成元年度の補助金申請書による各単位老人クラブ名と加入人員は次のとおりである。

吉田東　一九〇人、吉田中　一二七人、
吉田西　一七三人、本城南　六一人、本城北　五四人
本名前　一五五人、本名中　五四人、本名後　八〇人
本名後下　六七人、宮南　八〇人、宮北　一四四人
牟礼ケ岡　六五人　　合計　一、二五〇人

また、吉田町老人クラブ連合会も組織され、各単老からの分担金と県からの補助金（町老人クラブ助成金）によって、町老人クラブ連合会としての運営・活動が行われている。

老人クラブ活動の主なものとしては、老人クラブ総会（各単老・連合会）、研修旅行、各種ゲートボール大会等への参加、鹿児島・日置地区老人クラブ総会・福祉大会参加、町老人クラブスポーツ大会、老人交流研修会参加、寿康園等の施設慰問、奉仕活動、老人クラブ花壇作業（常時活動）などがある。

今後は更に高齢者人口の増加が予想されるが、中央百歳大学の学習の充実や、老人クラブの活発な活動展開等に対する支援の体制を整えて、高齢者教育の推進を図らなければならない。

(五) 各種学級・教室・講座

昭和四十九年五月、待望の吉田町中央公民館が落成し、学習の場所ができたので、次のような公民館事業計画によって、町民各層に対する学習参加を呼びかけた。

1　婦人の公民館一日入校。午前料理実習、午後レクリエーション
　七月　吉田校区（一日間）八月　吉田・本名両校区
　九月　吉田・本名両校区　十一月　本城校区
　十二月　吉田・本名両校区、宮校区は後日決定
2　百歳大学公民館一日入校。七月・十月・三月
　全校区共同学習
3　中央婦人学級。年間十回開講、午後一時三十分から四時まで、主として消費生活と一般教養。

このほかに

1　宮小学校で家庭教育学級
2　吉田校区公民館で婦人学級
3　各校区単位で、百歳大学を毎月開講

昭和五十年度は、昭和五十一年三月三十一日発行の公民館だよりによると、「社会教育の拠点である中央公民館ができて、昨年度は校区公民館と緊密な連絡をとりながら、婦人の一日入校、中央学級、合同百歳大学、青年の交歓会、各種学習クラブその他を開催し、一応の成果

を収めることができた」と述べられている。

昭和五十一年度は、公民館事業の計画立案にあたって、住民の真の要求を知るための希望調査を実施して、その結果により次のような各種学級・教室・講座・グループの計画と紹介が公民館だよりに掲載されている。

各種学級

- 中央婦人学級（五月～三月、年間一〇回）
- 中央高齢者学級（五月～三月、年間一〇回）
- 中央青年学級（日曜日実施、年間一〇回）
- 家庭教育学級（各小学校会場、年間一〇回）
- 校区婦人学級（各校区別、年間一〇回）

各種教室

- 洋裁教室―洋裁の初歩から、五～三月、毎月二回　受講料年間二千円、実習材料費各人負担
- 和裁教室―和裁の初歩から、その他洋裁に同じ
- 手芸教室―（含編物）　〃
- 製菓教室―家庭でできる菓子つくり　〃
- 花卉盆栽教室―花卉・盆栽隔月実施　〃

各種講座

- 日曜大工講座　・ブロック工事講座
- 庭づくり講座　・農機具のメーカーと修理講座

各種グループの結成は次のとおりであった。

- コーラス　・写真　・釣り　・ギター
- 器楽　・三味線（翌年から三味線教室へ）

昭和五十二年度以降も、毎年、前記のような各種学級、教室、講座等の学習が続けられたが、その外にも次のような学級、教室等が年度によっては開催されていたようである。

- 幼児の母親学級　・三味線教室
- 習字教室　・大正琴教室
- 民踊教室　・社交ダンス教室
- コーラス教室など

平成元年度においては、次のような各種学級、教室、講座が開かれ、それぞれの受講者に対して、平成二年二月二十五日社会教育大会の折修了証書が授与された。各学級、教室の修了者数は次のとおりであった。

- 中央百歳大学　三五人
- 各校区婦人学級

本城　一二人　本名　一三人　牟礼岡　二四人
宮　二一人　吉田　三七人　合計一〇七人

- 各学校家庭教育学級

本城小　二二人　吉田小　二〇人　宮小　三二人
本名小　三五人　牟礼岡小　二七人　合計一三六人

- ＰＴＡスクール

吉田北中ＰＴＡスクール　一六人
吉田南中ＰＴＡスクール　一八人　合計　三四人

○各種教室
薬草　二四人　手芸　二二人　詩吟　一三人
習字　一二人　大正琴　一二人　パソコン　一〇人
絵画　五人　三Ｂ体操　一三人
軟式庭球　一六人　以上九教室　合計一二七人

吉田町教育委員会では、例年どおり平成二年二月二十五日、社会教育大会席上で、平成元年度の前記各種学級・教室・講座の受講者に対して、修了証書を授与した。

毎年行われる社会教育大会の趣旨には「生き甲斐に満ちた心豊かな人生を送るためには、生涯にわたり学習を継続し、共に高めあい郷土の未来に夢を託する学習社会が求められている。ここで、社会教育のあゆみをふり返ると共に、その認識をいっそう高め、町民一人ひとりが自発的に学び合う気運づくりをするものである」と述べられている。

学習社会を目指す生涯学習の推進施設としての公民館を拠点として、成人教育の充実に努力がなされているが、今後、更に学習内容の工夫、および教育方法の改善を図り、魅力ある生涯学習活動を推進しなければならない。

（六）本町の社会教育施設

1　吉田町中央公民館

昭和四十八年度の社会教育施設整備補助金を受けて建築し、昭和四十九年五月八日落成式が挙行された。

○補助金額　八六〇万円
○建物構造　鉄筋コンクリート二階建
○建物延面積　八六〇平方メートル



吉田町中央公民館

大集会室をはじめ、研修室四（和室二）、調理室、図書室、事務室などを備え、各種の会合、各種学級、教室、講座、研修会等町民の学習の場として、また、お互いの連帯を深める場としてよく活用されている。

公民館各室の利用状況（昭和六十三年度）

室	区分	計
第1研修室	回数	97
	延人数	2,545
第2,3研修室	回数	77
	延人数	1,504
第4研修室	回数	147
	延人数	1,856
大集会室	回数	115
	延人数	7,561
調理室 農産加工室	回数	20
	延人数	2,785

公民館図書室の整備充実と利用状況

公民館図書の計画的購入により、年々充実され、平成元年四月一日現在では、蔵書冊数六、四四三冊（その内児童用二、八七九冊）、人口一人当たり〇・六八冊となっており、利用者数は二、六六五人、貸出冊数は、個人貸出一、一二〇冊、団体貸出一、七九一冊となっている。

町中央公民館は、本町社会教育の拠点として、町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進等に大いに寄与している。

2　吉田公民館

昭和三十七年度の社会教育施設整備補助金を受け建築された。

◦補助金額　一〇〇万円
◦建物構造　鉄筋コンクリート、二階建
◦建物延面積　四六二平方メートル

吉田北中学校の校庭に隣接して建てられ、校区公民館の集会施設として、また、当時体育館をもたなかった北中学校の講堂（屋体）として、昭和五十五年ごろまで引き続き使用されていた。

二階部分には、西麓上、菅原公民館（和室）が併設されている。それは、建設費用として両集落から応分の出資が行われたからである。

現在、吉田公民館は、吉田校区社会教育の拠点として、諸会合、研修会、学級、講座等やスポーツ少年団その他青少年健全育成の場として活用されている。

3　大原青少年育成会館

位置　吉田町本名　並松下一、二三三番地
昭和五十六年度青少年自立自興運動推進モデル市町村事業補助金を受け、昭和五十六年十一月二十七日着手、翌年の三月二日竣工した施設である。

◦補助対象事業　工事費　八一六万円
　補助金額　三〇〇万円
◦建物構造　木造平屋建
◦建物面積　一二七、三一四平方メートル

この新築に当たっては、大原三人、大原本三人、大原心友四人、新大原五人、計十五人の建設委員会が組織され、敷地関係や、負担金の出資等について協議がなされ、役員としては、会長に神園蕃、副会長に二宮一郎、蓑田光雄、書記会計に脇田高徳、監事に五領三月、脇田英吉の方々が選出され、建設推進に尽力された。



大原青少年育成会館

大原、大原本、大原心友、新大原の各集落が自治公民館活動等に大原青少年育成会館を使用する場合は、使用料は免除される。

この会館設置の目的である「地域ぐるみで、青少年健全育成の町民運動を展開し、青少年教育の充実を図る」を中心にした社会教育施設として幅広い活用がなされている。

4　校区公民館

本町には、吉田校区、本城校区、本名校区、宮校区、牟礼岡校区の五つの校区公民館がある。

各校区公民館長を中心に、校区民の親睦融和を図るための各種スポーツ行事や敬老会その他、校区民の心のふれあいを深め、むらづくり運動を進めるための事業等が、校区内の集会施設や学校施設等を利用して、毎年盛大におこなわれており、校区民の教養向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に大変役立っている。

5　自治公民館

町内には、また、吉田校区に十七、本城校区に七、本名校区に十八、宮校区に七、牟礼岡校区に二、合計五十一の自治公民館がある。

自治公民館活動の拠点としての集会施設を単独でもっている集落三十四、二集落以上で共用している集落十四、集落施設無し三となっている。

戦前からあった集会施設が老朽化して、近年、改築、増改築、新築された集会施設は次の通りである。

◎　自治公民館整備事業補助による（増・改・新築）

昭和五十七年度　宮西公民館　改築　表郷公民館　改築

昭和五十七年度　本城宮前公民館　増築
〃　本宗　〃　改築
〃五十八〃　東下　〃　増改築
〃五十九〃　舟平　〃　改築
〃　牟礼岡　〃　新築　九九、三六平方メートル
〃　二本松　〃　増・改築
〃六十　〃　東麓上　〃　改築
〃六十一　城内南　〃　改築
平成　元　年度　内門　〃　増築
〃　二　〃　牟礼谷　〃　増、改築　以上十二施設

◎　農村振興村づくり事業による集会施設

A型事業による集会施設（平方メートル未満は略）

昭和五十七年度　後中本　新築（農村研修施設）　一一三平方メートル
〃六十　〃　谷上　新築（集落農事集会所）　一一五　〃

B型事業による集会施設

昭和五十四年度　都迫　新築　八二平方メートル
〃五十五〃　上河内　新築　八四　〃
〃　神園　補修　八一　〃
〃　西中　新築　七五　〃
〃　提水流　補修　五五　〃
昭和五十七年度　西下（桑之丸・鵜ノ木）　新築　一九四平方メートル
〃五十八〃　吉水　新築　一八九　〃
〃五十九〃　倉谷　新築　一〇六　〃
〃六十　〃　宮西　新築　一八三　〃
〃六十一〃　宮東　新築　九六　〃
〃　本吉田　新築　一一八　〃
〃六十三〃　飯山　新築　一三二　〃
平成　元　年度　石下谷　新築　一五四　〃

C型事業による集会施設

昭和五十七年度　内門　新築　六八平方メートル
〃　塩杣　新築　七五　〃
〃六十　〃　牧　新築　七五　〃

以上十八施設

合計三十集会施設が、自治公民館整備事業と農村振興村づくり事業の補助金を受けて造られた施設である。

前記したそれぞれの集会施設を拠点として、自治公民館活動が行われ、地域住民が協力して、自分たちの力で住みよい地域づくり、村づくりをしようと、いろいろな事業を企画し、実践に励んでいる。

(七) 社会体育

昭和三十六年六月十六日スポーツ振興法が制定されたが、これは運動競技や身体運動（野外活動を含む）を活発化し、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成を目指すものであった。

昭和三十九年十月に開催された東京オリンピックでの日本選手の活躍によって、国内のスポーツ熱は高まりを見せ、わが国の経済発展と共に社会体育への関心も大きくなり、社会体育施設の整備や体育指導員の充実が図られるようになってきた。

1 社会体育施設

(1) 学校体育施設開放

本町では、すでに昭和四十年代から社会体育のスポーツクラブが盛んになり、昭和五十四年には六十六クラブが活動していたが、その内五十四団体が吉田南中のグラウンドを利用しようとひしめき合う状態になっていた。

このように、不足がちな社会体育施設を補充するため、昭和五十六年四月一日「吉田町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則」が制定され、子供の安全な遊び場の確保および社会教育団体活動の促進並びに社会体育の普及を図るため、学校教育に支障のない範囲以内で学校内の施設を住民の利用に供することとした。

開放する施設は校庭、体育館、プールなどで、吉田南中学校の校庭には昭和五十二年に夜間照明施設が設置されている。

学校開放は、その性格上、休日や夜間に利用されることが多いが、その開放状況は別表の通りで、昭和五十七年度から六十三年度までの六年間に利用者数は倍増しており、学校開放が社会体育の振興に大きく寄与していることがうかがえる。

(2) 吉田町総合運動公園

昭和五十六年度から本城六番地外に、町民の健康増進と体力向上、町民の心の触れ合いによる親睦融和、明るく豊かな町づくりを目指して建設が始められた。

総面積九九、八九六平方メートル、総事業費一八億五、〇〇〇万円（概算）である。このうち、多目的グラウンド（一五、四〇〇平方メートル）が昭和六十一年度から使用開始となったのをはじめとして、駐車場（四〇、七八〇平方メートル）、ゲートボール場（一、二六〇平方メートル）、プレイランド（五、一二〇平方メートル）、広場、緑地、公園等（四〇、七八〇平方メートル）が、次々に供用されている。

この運動公園ができてからは、町民運動会をはじめ各種体育競技の会場として利用され、また、クロスカントリー大会のように新しい企画が持たれるなど、別表のよ

学校体育施設開放状況

年度	利用者	吉田小	本名小	宮小	本城小	牟礼岡小	吉田北中	吉田南中	計
昭和57年度	少年層	982	1,200	1,000	1,021		250	300	4,753
	青年層	502	255	120	130		200	200	1,407
	婦人	863	520	545	1,000		860	550	4,337
	成壮年層	870	690	650	1,000		1,000	1,800	6,010
	高年齢層	120	900	100	800		200	600	2,720
	計	3,337	3,565	2,415	3,951		2,510	3,450	19,228
	開放日数	240	190	150	250		180	280	1,290
昭和59年度	少年層	1,500	1,650	1,300	1,050		260	370	6,130
	青年層	120	180	260	240		50	1,050	1,900
	婦人	1,050	1,350	1,200	1,800		1,150	207	6,757
	成壮年層	650	700	950	850		780	2,800	6,730
	高年齢層	100	280	50	550		180	202	1,362
	計	3,420	4,160	3,760	4,490		2,420	4,629	22,879
	開放日数	160	165	165	195		134	201	1,044
昭和63年度	少年層	3,317	7,828	6,431	5,594	3,350	229	312	27,070
	青年層	109	416	357	538	650	783	1,571	4,424
	婦人	191	532	696	571	675	665	1,353	4,737
	成壮年層	273	258	536	416	547	675	1,379	4,096
	高年齢層	35	45	119	38	40	113	384	774
	計	3,925	9,079	8,137	7,151	5,262	2,465	5,026	41,047
	開放日数	104	145	98	147	107	135	144	880

総合運動公園利用状況

(昭和)年度	体育施設	延利用者数		
		男子	女子	合計
61	多目的グラウンド	6,889	1,463	8,352
	ゲートボール場	0	0	0
	計	6,889	1,463	8,352
62	多目的グラウンド	9,630	2,407	12,037
	ゲートボール場	253	175	428
	計	9,883	2,582	12,465
63	多目的グラウンド	16,540	7,088	23,628
	ゲートボール場	380	228	608
	計	16,920	7,316	24,236

うに、町民はもとより町外からの利用者も大きく伸びている。また、統計にはあらわれないが、プレイランドや展望台など、家族の行楽に、あるいは遠足の目的地として多数の人々が訪れている。

今後、未完成の施設が整備され、なお一層利用度が高まることを期待したい。

また、ほとんどの集落には、ゲートボール場が設置されていて、お年寄りを中心によく利用されている。

2　体育協会

吉田村（町）体育協会は、昭和三十二年四月一日に発足した。規約によれば、各種のスポーツを振興し、体位の向上とスポーツ精神を涵養すると共に町民相互の融和親睦を図り、町政の飛躍的な発展に資することを目的として設立され、事業としては、体育の指導奨励（スポーツ教室等）、体育向上に関する行事の主催並びに後援をあげており、町内における各種体育大会の主催・共催はもとより、スポーツ教室、指導者講習会の開催など幅広い活動を続けてきた。

昭和五十七年度の第二十七回各種競技大会実施要項には、

一、趣　旨

各種大会は、住民総参加のもと、体位、体力の向上を図り、スポーツ文化の高揚と、明るく豊かな郷土づくりに資する。

二、主催並びに共催

主　催　吉田町体育協会
共　催　吉田町教育委員会
〃　吉田町ＰＴＡ連絡協議会

三、実施方針

①　県民体育大会、鹿児島地区大会の予選をかねて実施する。

②　実施競技

バレーボール、ソフトボール、卓球、剣道、柔道、軟式庭球、親子駅伝、町内一周駅伝、ゲートボール、町内走ろう会、（町民運動会）

競技種目得点規定

種　目	1位	2位	3位	4位	5位	6位	備　考
1 親子駅伝	14	10	8	6	4	2	
2 男子バレー	14	10	8	6	4	2	年齢構成
3 女子バレー	14	10	8	6	4	2	
4 一般男子ソフト	14	10	8	6	4	2	年齢構成
5 親子ソフト	14	10	8	6	4	2	
6 ゲートボール	14	10	8	6	4	2	
7 運動会	14	10	8	6	4	2	（町民運動会）

(注)
- 運動会を除き試合はトーナメント法による。
- 不参加チームの得点は0とする。
- 同点の場合，1位数の多いチームを優勝とする。

とあって、町内での社会体育を総括する立場にあったことがうかがえる。このほか、「スポーツ大会総合優勝規定」が設けられ、上記実施競技の内、上表の七競技種目については六地区対抗として実施し、その総合成績二位までの表彰を町民体育大会の際行うことになっ

ていた。

昭和五十年代の後半になると体育協会活動見直しの気運が高まり、昭和五十八年の規約改正によって民間団体としての性格を強め、事業の中心を各連盟の開催する各種競技大会の主催や共催、県・地区・郡や町外大会への選手派遣へと移すことになり、町内での町民参加の体育行事やスポーツ教室などは、社会教育行政の一環として位置づける方向で現在に至っている。

役員数は、昭和五十四年で

会長一人　副会長二人　幹事二人　評議員若干名（各種団体長二六人）　理事若干名（体育指導委員、社会教育課　種目別部長等二四人）　書記会計（事務局長）一人

昭和五十八年の規約改正後は

会長一人　副会長一人　事務局長一人　幹事二人　連盟代表理事各一人〔九人〕、クラブ代表代議員各一人〔四六人〕、顧問若干名〔一〇人〕

〔　〕内は昭和六十三年度実数〕

となっている。

会長は体育協会結成以来昭和五十五年度までは町（村）長であった。

◎　歴代会長

初代	山下景由	昭和三十二～三十三年度
二代	安田義則	三十四～三十七
三代	外園郁也	三十八～四十一
四代	安田義則	四十二～四十五
五代	西園　暁	四十六～五十三
六代	大角純徳	五十四～五十五
七代	税所文雄	五十六
八代	神園　蕃	五十七～五十九
九代	窪園正司	六十　～

◎　吉田町体育協会の組織は次の図の通りである。

吉田町体育協会組織　　平成元年度

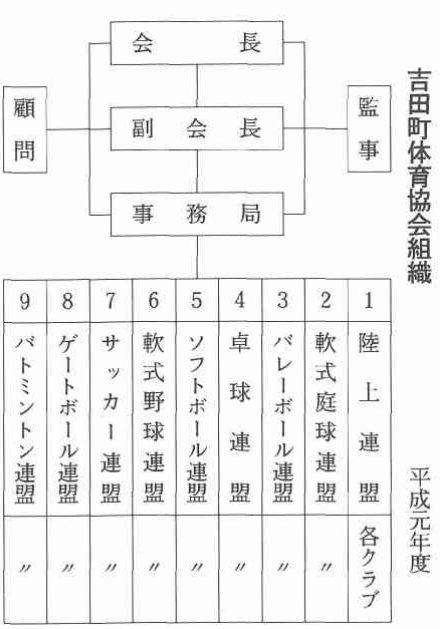

3　社会体育の振興

吉田町教育委員会としては、社会体育の振興を下表のように、

①　スポーツ活動への誘い、体力つくり振興

②　スポーツを通した青少年の健全育成

③　親睦と地域つくり、仲間つくり

の三系統に体系化し、町体育協会と提携しながら吉田町の社会体育を振興する方策を立てている。……〔下表「社会体育振興の体系化」〕

(1)　行政主催事業

スポーツの普及振興を図るため、行政の側では学校開放を進めたり、運動公園などの体育施設を整備するなどのほか、スポーツ教室の開設やニュースポーツの紹介によって社会体育参加人口の増加を図り、あるいは社会

吉田町における社会体育振興の体系化

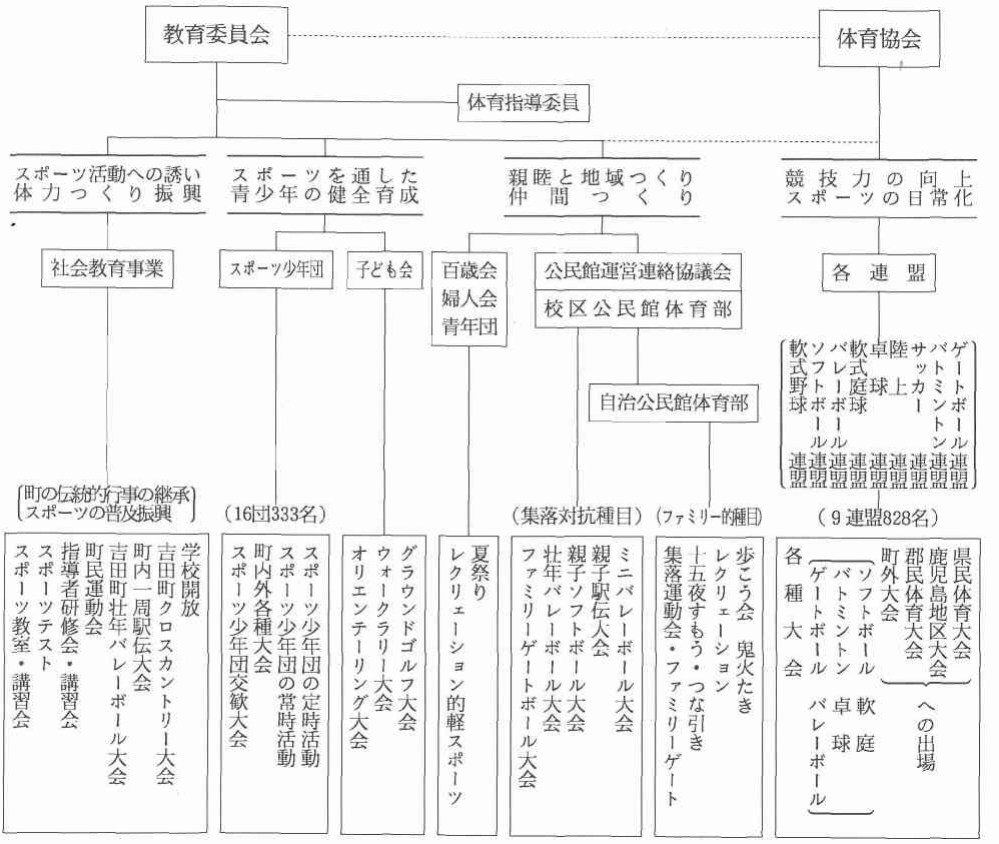

体育指導者研修会や社会体育指導者の養成に努め、町民運動会をはじめいくつかの大会を主催してスポーツ活動へ町民を誘い、町民の体力つくりの振興を図っている。

① 町民運動会

第一回は昭和三十年十一月十三日吉田村大運動会の名で当時の町民グラウンド（現在の本城小学校運動場）で開催されている。その後役場庁舎移転などの事情もあって、本城小、吉田南中、吉田北中の三会場を巡回して開催されてきたが、昭和六十一年から総合運動公園の多目的グラウンドで開催されることになった。

現在では、町民総参加のもと、町民の健康増進、スポーツ精神の高揚を図るとともに、町民の親睦と融和を深め、明るくたくましい豊かな郷土づくりを目的として、毎年十月十日の体育の日に開催されている。

- 主催　吉田町　吉田町教育委員会
- 協賛　吉田町体育協会ほか各種団体
- 地区と色分け　東佐多浦（赤）、西佐多浦（白）、本城（緑）、本名前（桃）、本名後（紫）、宮之浦（黄）の六地区制が永く続いたが、第三三回（昭和六十三年）から牟礼ケ岡（青）が加わって七地区制になった。

町民運動会の内容には、地区対抗の採点種目のほかに非採点種目やアトラクションなども含まれ、町民総参加の楽しい行事として、年々盛んになってきている。

② 町内一周駅伝大会

昭和三十一年一月十五日、新成人を祝福するとともに町内の中長距離走の普及を図るため、第一回村内一周駅伝大会が実施された。参加チームは各地区のほか、年によって異なるが職場、学校などからの参加もあって、毎年十数チームが出場している。

第一回以来第三十三回までの区間と距離は次の通りである。

走区	区間	距離
1区	役場前 ～ 東下 ～ 麓三文字	五・四キロメートル
2区	麓三文字 ～ 宇都谷公民館下	四・三キロメートル
3区	宇都谷公民館下 ～ 麓三文字	四・三キロメートル
4区	麓三文字 ～ 本城	四・一キロメートル
5区	本城 ～ 宮高速ガード下	五・四キロメートル
6区	宮高速ガード下 ～ 本吉田	四・五キロメートル
7区	本吉田 ～ 都迫 ～ 役場前	五・九キロメートル

第三十三回からは、それまでの六地区に加えて牟礼ケ岡チームが参加するようになった。

第三十四回（平成二年一月十五日）は、内門～吉水

～教育センター入口間を削除し、牟礼ケ岡地区を加えた新コースになった。この区間と距離は次の通りである。

走区	区間	距離
1区	牟礼岡小前～宮高速ガード下	四・七キロメートル
2区	宮高速ガード下～Aコープ前	三・〇キロメートル
3区	Aコープ前～都迫農協支所前	三・二キロメートル
4区	都迫農協支所前～堀切商店前	四・二キロメートル
5区	堀切商店前～東下～麓三文字	五・三キロメートル
6区	麓三文字 ～ 宇都谷公民館下	四・三キロメートル
7区	宇都谷公民館下 ～ 麓三文字	四・三キロメートル
8区	麓三文字～城内北 ～ 役場前	四・二キロメートル

町内一周駅伝大会の当日は、沿道に応援の家族友人が立ち並び声援を送るなど、駅伝大会は町の風物詩として定着している。

これとは別に、昭和四十九年から親子駅伝競走大会が実施されてきたが、昭和五十九年ごろの行事調整によって姿を消した。しかし、校区によっては校区親子駅伝の形で現在まで引き続いて行われている。

③ 吉田町壮年バレーボール大会

これは、昭和六十一年まで「四百歳バレーボール大会」といって、四十歳以上の男女で構成された選手九人の合計年齢四百歳以上のチームが参加して行われてきたが、チーム編成上から参加資格を一部手直しして昭和六十二年度以後名称を現在のように改めたものである。

一、趣　旨

吉田町内に居住する四十歳以上の男女が一堂に会し、バレーボール競技を通して、相互の理解と親睦融和を深め、健康の保持増進を図る。

二、主　催

吉田町教育委員会

三、編　成（九人制）

原則として、四十歳以上の男女をもって一チームとする。ただし、三十歳代の男女二人を後衛に入れることができる。また、チームの中に常時三十歳以上の女性を二人以上入れなければならない。

会場は毎年本城小と吉田北中の体育館を使用してきたが、平成二年度からは吉田南中の体育館も会場として使用されることになった。

各チームの編成は、地域別や同好会などと多彩であって、毎年十～十二チームが参加する楽しい大会となっている。

④ 吉田町クロスカントリー大会

この大会は、体育協会によって昭和五十七年十一月

十四日に始められた「町民走ろう大会」から発展したもので、現在でも、主催、吉田町・吉田町教育委員会、共催、吉田町体育協会の形で実施されている。

「町民走ろう会」は、一キロメートル、二キロメートル、三キロメートル、五キロメートル、一〇キロメートルの五コースで実施され、参加者は二百人ぐらいあったが年々減少し、昭和六十年には小中学校の児童生徒を除けば一般の参加者が極めて少なかったので、昭和六十一年から運動公園に会場を移したのを機会に、コースを八〇〇メートル、一五〇〇メートル、二〇〇〇メートル、四〇〇〇メートルに変更して、町民が気軽に参加できるようにし、昭和六十三年からは名称を「吉田町運動公園ジョギング大会」に変え、昭和六十三年度（平成元年二月）には松陽高校の陸上部を招待して、「一緒に走ろう」と町民に呼びかけるなどして参加者の拡大を図った。これを更に発展させるため、平成元年度（平成二年二月）から「吉田町クロスカントリー大会」として町外にも参加を呼びかけ、金管バンドやマーチングバンドによる歓迎セレモニーを行うなど、企画運営に工夫をこらすようになった。このため、次頁上表のように参加者数が年々増加に転じていることはまことに喜ばしいことである。

⑤ スポーツの普及と振興

町としては、スポーツ活動に町民を誘い、町民の体力作りのために、前述のような主催行事のほかにもスポーツ教室・講習会等の開設や、スポーツテストを実施するなどの努力を続けている。

ゲートボール、ミニバスケットボール、グラウンドゴルフなどは、このような講習会・スポーツ教室を経て普及した競技である。

平成元年のスポーツ教室としてはテニス教室、講習会ではグラウンドゴルフ講習会、バレーボール実技講習会、バレーボール審判講習会等が開催され、スポーツテストとしてはスポーツ少年団体力テスト、壮年体力テストが実施されている。

これらの講習会・研修会、教室、体力テストへの参加状況は次頁下表の通りである。

(2) 青少年の健全育成

社会体育のなかでのスポーツを通した「青少年の健全育成」の分野では、スポーツ少年団や子ども会の活動に負うところが大きい。

① スポーツ少年団

スポーツ少年団について昭和三十八年五月三十日付けで文部省体育局長から各都道府県教育長に出された通知には次のように述べられている。

「青少年を健全に育成するためにスポーツの果たす役

「町民走ろう会」から「吉田町クロスカントリー大会」までのコースと参加人員の推移

実施年月日	名称	コース	参加人員
昭 57.10.14	町民走ろう会	1km, 2km, 3km, 5km, 10km	200人
昭 59. 2.26	町民走ろう会	1km, 2km, 3km, 5km, 10km	134人
昭 60. 2.24	町民走ろう会	1km, 2km, 3km, 5km, 10km	400人
昭 61. 2.16	町民走ろう会	0.8km, 1.5km, 2km, 4km	150人
昭 62. 2.22	町民走ろう会	0.8km, 1.5km, 2km, 4km	151人
昭 63. 2.21	吉田町運動公園ジョギング大会	0.8km, 1.5km, 2km, 4km	250人
平 元. 2.26	吉田町運動公園ジョギング大会	1km, 2km, 4km	499人
平 2. 2.24	吉田町クロスカントリー大会	1km, 3km, 4km	630人

平成元年社会体育関係行事参加人員

事業名	名称	開催日数	男子	女子	合計
講習会研修会	体育指導委員講習会	4	32	8	40
	スポーツ少年団指導者講習会	3	33	3	36
	校区体育部長研修会	3	21	0	21
	集落体育部長研修会	4	45	0	45
	バレーボール審判講習会	3	46	108	154
スポーツ教室	軟式庭球教室	10	0	260	260
スポーツテスト（体力テスト）	スポーツ少年団体力テスト				137
	壮年体力テスト				40

割は極めて大きいものがあると考えます。

青少年スポーツ活動を推進するために既存の青少年団体のスポーツ活動が、より一層立派に行われるよう奨励するとともにこれらの団体に属していない青少年についてもできるだけその組織化を進め、広くスポーツ活動が実施されるよう配慮することが必要であります。財団法人日本体育協会では昨年の五月以来、全国に呼びかけてスポーツ活動をその中核とするスポーツ少年団の結成をすすめておりますが、このほど別紙のような資料を添えて、その結成の促進方について協力方を要請してまいりました。……別紙（略）」

吉田町ではこの通知の翌年（昭和三十九年）ごろからスポーツ少年団らしい活動が始まっている。これについては社会教育の項で取り扱っているので省略するが、昭和四十八年度県体育

協会発行の「体協かごしま」の登録団体一覧には吉田町は一団体も登録されていないので、未登録団体としての活動がしばらくは続いたようである。

ア　交歓大会

スポーツ少年団は、その成立の事情からしても、同一種目間の交流はしやすいが、異種目のスポーツ少年団との交流はなかなか難しい。そこで本町では、少年団同士の横の連携を深めるために、各スポーツ少年団の競技種目とは異なった競技を設定した町スポーツ少年団交歓大会を実施することにした。

第一回は昭和六十三年に本城小学校運動場で実施され、第二回は平成元年、県立青少年センターで約二百五十人が参加して実施された。実施要項から趣旨、編成、競技種目について抜き書きすれば次の通りである。

一、趣　旨

吉田町内のスポーツ少年団員及び指導者が一堂に会し、競技やレクリェーション等の触れ合いを通して、相互の親睦融和と友情を深め、自主性と思いやりの心を育てるとともに今後の団活動の充実を図る。

二、組編成

各団に関係なく、体格や男女がだいたい均一になるように編成する。（指導者も含めて七組に編成する）

競技種目

1　輪入れ　（各組から一〇人）
2　ゲートボールリレー　（　〃　）
3　金輪まわし　（　〃　）
4　水入れ　（　〃　）
5　綱引き　（全　員）
6　玉入れ　（　〃　）
7　全員リレー　（　〃　）

このように、日常活動としての少年団編成を解き、体力相応の組編成をすることによって、他の少年団員との親睦と融和を深めることができた。

②　子ども会

子ども会活動は、健全な青少年の育成を目指して学校とＰＴＡが手を取り合って推進してきたものであって、社会体育との関連では長期休業中の早起き会（ラジオ体操）・奉仕活動のあり方などの話し合いや実践活動がなされてきた。

昭和四十年代の後半からは、ＰＴＡ会員の中から子ども会育成者や指導者を選出して子ども会の育成指導に当たるようになり、現在の子ども会のあり方に近くなってきている。

ア　子ども会キャンプ（通称）

子ども会活動のうち、広い意味での体育活動に当たるものには、上記のほかに子ども会のキャンプがあり、集落単位でそれぞれ計画実施されるもののほか、町が子ども会育成連絡協議会と共催で開催するものに「吉田町青少年相互錬成キャンプ」がある。

これは町内の青少年が野外で自然に親しみながら相互錬成キャンプを実施する中で、炊飯などの野外活動技術を習得し、合わせて仲間意識の醸成を図るとともに、心身を鍛練して青少年の健全育成に資するとの趣旨で実施されるもので、ながらく県立霧島青年の家で行われてきたが、平成元年度からは宮崎県高原町の御池キャンプ場に場所を移して実施されることになった。

平成元年度青少年相互錬成キャンプ参加者数

参加者		男子	女子	計
小学生	4年生以下	9	6	15
	5年生以上	20	15	35
中学生		5	7	12
指導者		4	0	4
育成者		5	7	12
計		43	35	78

社会体育（野外活動を含む）に関連のある行事としては、中岳登山、共同炊飯、キャンプファイヤー、朝のつどい（ラジオ体操）、湖畔散策（御池めぐり）、ウォークラリー等が組みこまれている。ここでのウォークラリーは、同所の「自然の森」の中に用意された番号札を辿りながら、クイズを解いたり、樹木名を学んだり、野鳥観察をしながら身体を鍛練するものである。

同様な内容を含む行事としては、インリーダー研修会、ジュニアリーダー研修会などがある。

(3) **仲間づくり**

社会体育を通して親睦を深め、仲間づくり、地域づくりの基盤を作る活動は、主として百歳会、婦人会などの団体や校区や集落の公民館活動を中心として展開されている。

体力や競技力の向上を主目的としたものではないので、レクリエーション的軽スポーツや伝統行事の継承のなかで体育的要素を含むものが多く、健康体操、ゲートボール、ミニバレーボールなどの軽スポーツや鬼火たき、十五夜の綱引きや相撲などの伝統行事がよく行われているようである。

本町では、社会体育関係行事が年間を通してよく行われている。その内主要なものをまとめてみると、次表のようになる。

吉田町社会体育関係年間行事一覧表

月	町，教育委員会	スポーツ少年団 子　ど　も　会	百歳会，婦人会， 校区・集落公民館	体　育　協　会
4	スポーツ少年団育成実験地区担当者研修会 スポーツ少年団指導者研修会		婦人会ミニバレーボール大会	4月定例ゲートボール大会 春季ゲートボール大会 始良リーグ・サッカー 春季リングトーナメント ソフトボール大会
5			中央百歳大学	町体協総会 始良リーグ・サッカー 女子新人戦杯テニス
6		子ども会花壇花苗配布	中央百歳大学	郡体協理事会 男子体協杯テニス
7	青少年ふるさと美化活動	インリーダー研修会 ジュニアリーダー研修会	中央百歳大学	バレーボール大会 バドミントン大会 町体協ゲートボール大会 町女子ゲートボール大会 町軟式野球夏期大会 始良リーグ・サッカー 夏季リングトーナメント ソフトボール大会 郡民体育大会
8	高校生ボランティア養成セミナー	町子ども会キャンプ 町子ども会花壇コンクール 町子ども会史跡めぐり	中央百歳大学 七夕コンクール	交通安全ゲートボール大会
9	自興学寮 スポーツ少年団指導者研修会		地婦連健康づくり学習大会 中央百歳大学 十五夜綱引，相撲	老人ゲートボール大会 始良リーグ・サッカー テニス初心者教室 秋季リーグ大会 （ソフトボール）
10	町民運動会			高齢者ゲートボール大会
11	町壮年バレーボール大会	子ども会花壇花苗配布 スポーツ少年団交歓大会	中央百歳大学	バレーボール大会 バレーボール講習会 町秋季ゲートボール大会 連盟会長杯テニス（女子）
12			中央百歳大学	バレーボール講習会 町軟式野球秋季大会 テニス初心者教室
1	町内一周駅伝競走大会		中央百歳大学 鬼火たき	新春ゲートボール打初大会 菜の花マラソン 県下職域高校新人駅伝
2	町クロスカントリー大会			体協杯テニス大会（女子） 梅マラソン
3				バドミントン大会 連盟会長杯テニス（男子） ランニング桜島 川内走ろう会 クロスカントリー大会

4　体育指導委員

スポーツ振興法第十九条には「市町村の教育委員会に体育指導委員を置く。2、体育指導委員は教育委員会規則の定めるところにより市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対しスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導助言を行うものとする。3、体育指導委員は社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つものの中から教育委員会が任命する」とある。

社会体育指導委員は非常勤の公務員として、常勤の職員との連絡を密にし、協力体制を充実して、すべての地域住民のスポーツ生活に平等に奉仕する義務を負うもので、初めは技術全般にわたるスポーツの指導者としての性格が強かったが、社会体育の普及と共に「地域におけるスポーツ行動のとり方の指導や調整」「地域スポーツ事業の適正化及びスポーツ環境の整備充実への貢献」へと重心を移している。

本町の体育指導委員は町内でのスポーツ事業や行事計画の一員としての参加協力や各種大会実施への協力といった面での活躍が主となってきており、表のような組織によって活動している。

吉田町体育指導委員の会組織

平成元年度

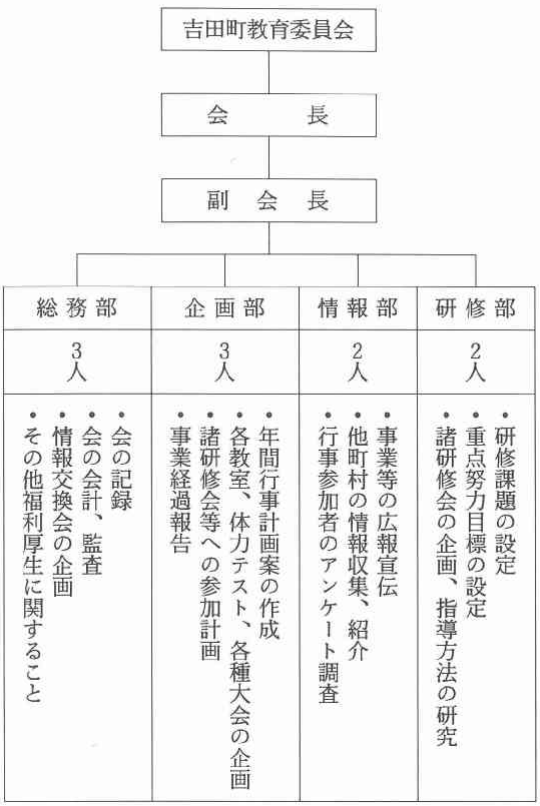

第二節　文　化

一、文化財

㈠　指定文化財

文化財は、日本民俗の文化遺産であり国民の財産である。これらは我が国の自然風土のもの、更に私たちの祖先のたくましい創造力とたゆみない努力によって生み育てられ、その祖先から伝承された有形・無形の文化的所産である。

町内には、埋蔵遺跡をはじめ、有形・無形の文化財並びに民俗文化財、記念物などが各地に数多く残されている。

これらの文化財を保護し維持していくためには、町民各自が文化財の価値を十分に認識することが大切である。

町においては、昭和四十五年文化財保護条例を制定し保護していたが、これを廃止して、新たに昭和五十三年七月一日「吉田町文化財保護条例」を制定した。

第一条に「この条例は、文化財保護法第九八号第二項の規定に基づき、町の区域内に存する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土文化の向上に資することを目的とする」としている。

町教育委員会では、高齢者学級、婦人学級、町子供会など一般町民を対象として「町内史跡めぐり」を計画的に実施したり、文化財少年団を結成して、郷土にある文化財についての知識と関心を深め、文化財愛護の心を育て、郷土への愛着心の養成に努めつつある。

また、吉田町文化財保護審議会条例を制定し、町教育委員会が任命した五人の委員で文化財保護審議会を組織している。

文化財審議委員会は、「町教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議すること」になっている。

文化財には次のようなものがある。

1　**有形文化財**　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術的価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なるもの

2　**無形文化財**　演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化財的所産で、我が国にとって歴史上または芸術的価値の高いもの

3　**民俗文化財**　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関

する風俗慣習、民俗芸能およびこれらに用いられる衣服器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解に欠くことのできないもの

4　**記念物、特別史跡、史跡のうち特に重要なもの**

天然記念物、史跡、貝塚、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの、名勝、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳、その他の名勝地

5　**天然記念物**　動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む）、植物（自生地を含む）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で、我が国にとって学術上価値の高いもの

6　**伝統的建造物群**　周囲の環境と一体をなして、歴史的風致を形成している伝統的な建造物で価値の高いもの

7　**埋蔵文化財**　その土地に埋蔵されている文化財

町指定文化財一覧

指定番号	区分	細区分	名称	指定年月日
1	民俗文化財	有形民俗文化財	田之神石像	昭和46年8月15日
2	〃	〃	弘治期十三仏設斎石碑	〃
3	〃	〃	大永期の勧請石碑	〃
4	記念物	史跡	仏智山津友寺跡	〃
5	民俗文化財	有形民俗文化財	六字名号供養百万遍石塔	〃
6	記念物	史跡	松尾城跡	〃
7	民俗文化財	有形民俗文化財	田之神石碑	〃
8	〃	〃	念仏かくれ窟	昭和63年4月指定解除
9	記念物	史跡	桐野利秋田蕨碑	昭和46年8月15日
10	有形文化財	彫刻	庚申仁王石像	〃
11	民俗文化財	有形民俗文化財	下坊上山の五輪塔	〃
12	〃	〃	寺前の五輪塔と宝塔	〃
13	〃	〃	本名八幡の庚申石幢	〃
14	有形文化財	古文書	市来家文書	〃
15	民俗文化財	有形民俗文化財	牟礼谷の牧神	〃
16	〃	〃	宮之浦三重石塔	〃
17	記念物	史跡	興化寺跡の五輪塔	昭和61年2月18日
18	民俗文化財	有形民俗文化財	都迫の念仏かくれ窟	昭和62年1月20日
19	有形文化財	建造物	本名八幡神社本殿（含宮殿）	平成元年11月20日

吉田町指定文化財所在地



なお、文化財審議会の委員の任期は二年と定められ、委員の互選によって会長・副会長を定め会議を処理している。

平成元年度吉田町文化財審議委員名

氏名	役職	集落
大井　節	学識経験者	東麓下
稲村武志	〃	宮西
木下博美	〃	大原
瀬戸山秋夫	〃	西麓上
川﨑正孝	〃	吉野

1　田之神石像

所在地　吉田町東佐多浦東下（鎮守神社境内）
管理者　東下公民館
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

田之神様は、豊作をもたらす農業の神様として農民たちが、豊作を願わずにはいられない心から生まれ、祀られたもので、その呼び方も「タノカンサァー」と親しみをこめて呼んでいる。



鎮守神社の境内にある田之神像は高さ一二〇㌢で、石の台上に両膝を立てて、左手にワンを持ち、とても大らかで道行く人びとに何かを語りかける様に、今にも踊り出されるようにも見える。

故寺師三千夫氏（大口出身民俗学者）の手紙の一節に「東下の田之神像は立派なもので今後とも大事にしていただきますようお願いします」とある。

享保二十一年（一七三六）前田喜八の作だと言われる鵜ノ木の田之神像の型といい、彫りといい全く同じであるので、この像も同じ享保の頃、前田喜八が作ったものではないかと言われている。

全く無傷で像も大きく立派な田之神像で、民俗資料として県内でも指折りの像だといわれている。

2 弘治期の十三仏設斎碑

所在地　吉田町東佐多浦東下
管理者　東下公民館
指定年月日　昭和四十六年八月十五日



東下の中丸墓地の南隅にある。弘治三年（一五五七）丁己建立の石碑である。この碑は国家平清、村家豊饒、現世平穏を祈念したもので、十三仏信仰がこの地（吉田）にあったものと思われる。（この碑は元観音川原と呼ばれる所にあったものを、思川河川改修工事のとき、ここに移されたと言われている）

幅九〇㌢、高さ七〇㌢、厚さ二〇㌢の四角な石碑でその面に次のような文字（十三仏）が彫りこまれている。

阿閦如来　地蔵菩薩
大日如来　弥勒菩薩
虚空蔵菩薩　薬師如来　文珠大士
阿弥陀佛　観音菩薩　普賢大士
大執至大士
（以下略）

3 大永期の勧請石碑

所在地　吉田町東佐多浦東麓下
管理者　中野　隆
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

大永二年（一五二二）の年号をもつ念仏南無阿弥陀仏碑は東佐多浦般昌寺跡墓地内にある。

高さ九〇㌢ほどで幅は五〇㌢足らずの自然石を磨いたものである。その銘文は、次図のようになっている。



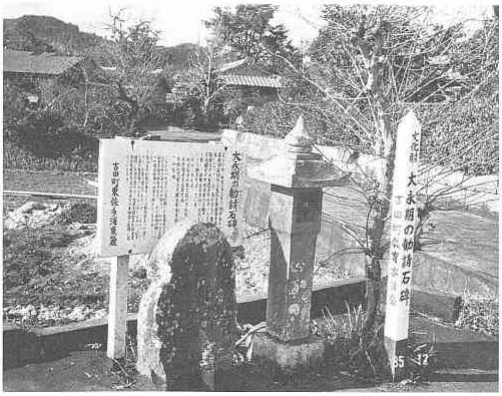

これによって見れば、佐多郷の平氏勝重なる者以下三十三人の者が語らい、心からなる念仏百万遍の供養を行いその善根功徳によって死後後世の安楽を願わんことを刻んでいる。

生前、善根功徳を積むことは極楽浄土への道であることは仏教の教えでもあった。

この石碑について三国名勝図会に「佐多浦村に阿弥陀堂あり。開基大檀那平氏勝重月峰浄心居士　大永二年壬午　三月勧請と石碑に記せり」とある。

4　仏智山　津友寺跡

所在地　吉田町西佐多浦麓上

管理者　西麓上公民館

指定年月日　昭和四十六年八月十五日

津友寺は常球寺、龍雲寺と共に島津藩曹洞宗の三か寺といわれていたもので、神社改帳によると、右は応永二十年（一四一三）癸己福昌寺二世竹居正猷大和尚が開山せられ、安寧山了心寺といい、吉田家十代吉田若狭守清正、法名月岑了心大禅伯の菩提所である。

清正の後裔若狭守位清（これきよ）は君命にそむき、松尾城に立てこもったので、大守忠治公がこれを攻めた。しかし永正十二年乙亥八月二十五日、当城攻めの最中に亡くなられたのでこの寺に葬られた。御弟島津忠隆公その跡を継いで、この地を攻めたため位清力尽き、この城を献じた。

そこで、了心寺を忠治公（蘭窓）の菩提寺として、仏智山津友寺と改められた。「西藩野史」によれば、忠治公の母は大友氏の出で、津友寺とは島津の津と大友の友を合わせて津友としたとある。



忠治公墓所跡を含む墓石群

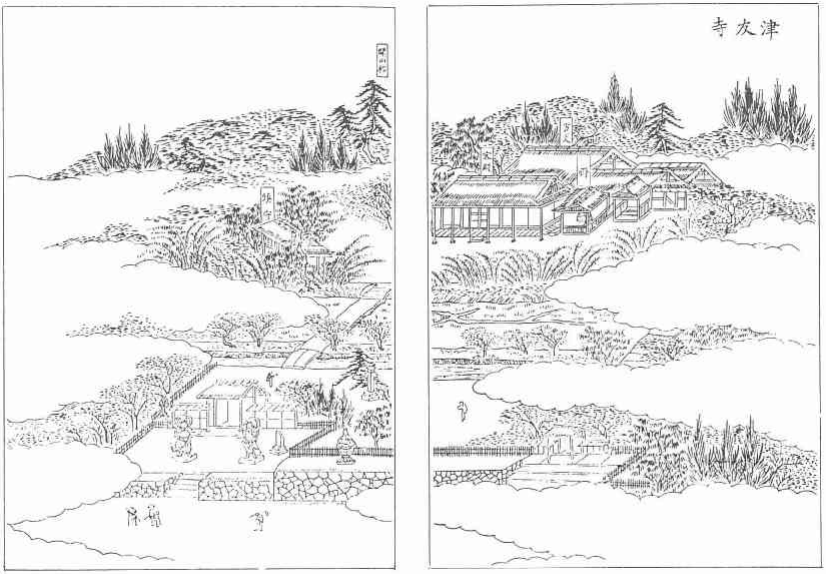

津友寺風景（三国名勝図会）

参道入口には仁王像胸部と正徳六年（一七一六）丙申四月八日と刻まれた石燈籠もある。

昭和五十七年八月、寺跡になかば埋もれ散在していた墓石類を整理復元した。その数六十基に近く、島津家から寄贈された跡地に津友寺跡石塔群として末長く保存することになった。

5　六字名号供養百万遍石塔

所在地　吉田町東佐多浦城内
管理者　梶原堅三
指定年月日　昭和四十六年八月十五日



東佐多浦字城内、五六坂を登りつめた所、通称「ドウ」と呼ばれている所がある。

この辺りが、松尾城と一体となった社寺である宝勝院の跡らしく、数多くの中世の石塔類が目につく。中でも文明十四年

（一四八二）の年号と大勢の人の法名が刻まれている、六字名号供養百万遍石塔は、碑の高さ一一〇㌢、幅九〇㌢、厚さ二〇㌢の自然石の中央に、南無阿弥陀佛奉供養百万遍結衆五十余人願主了因敬白と刻され、その左右に年号と二十五人ずつの法名が刻まれている。

これは当城下士が逆修供養のために造られたものと思われる。その傍らに

一、宝勝院中興上人石像
一、大日如来石像台座
一、石燈籠「明暦元年（一六五五）薩刕（州）鹿児島郡吉田」

一、寛文八年（一六六八）戊申盛応上人のための読経碑などがある。

6　松尾城跡

所在地　吉田町東佐多浦城内南北
管理者　城内南北公民館
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

東佐多浦にある山城の跡で、大規模な連郭型式城郭である。

「物の見事は吉田の城よ、前は大川後は山」とうたい伝えられ、その安定した姿と朝夕の眺めは歌の文句どおり見事なものである。

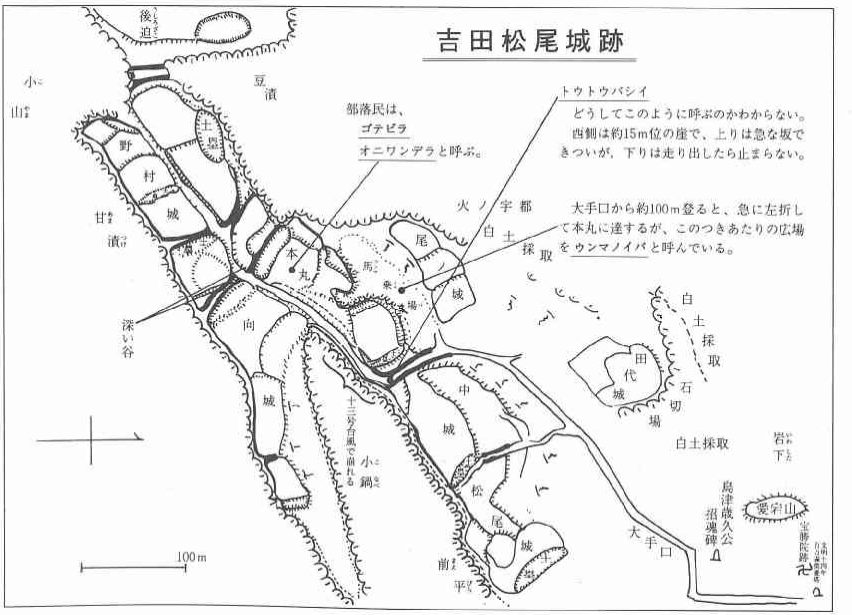

城まわり一里十四丁五十七間（五、五五八㍍）、高さ九十間（一六二㍍）、周囲は切りたった崖の要害、この山中に小山方面から向門、野村城、向城、本丸、中丸、松尾城、田代城、大手門などの砦を築いていた。

水は大手門附近に池があり、野村城、向城、田代城では険しい崖を下って求める以外は天水を利用しておったようである。

三国名勝図会に

「吉田の本城とあり、吉田氏累代の居城で永正十四年（一五一七）吉田若狭守位清（十四代）当城によって興岳公（島津忠隆）と戦い、力尽きて同年二月十四日城を献じた。

後、永禄五年（一五六二）島津左衛門歳久吉田に封を受け当城に居る。天正八年（一五八〇）祁答院に移封され、以後藩の直轄となる」

と記されている。

7　田之神石碑

所在地　吉田町西佐多浦鵜ノ木

管理者　鵜木公民館

指定年月日　昭和四十八年八月十五日

西佐多浦鵜ノ木集落の田の中に立っている。鵜ノ木、桑之丸、舟平三集落共同で行われている田之神祭りの



田之神の所在地である。

石碑に、享保二十一年（一七三六）丙辰天「正月吉祥日奉造立田之神敬白西佐多浦名中庄屋池田仙右ヱ門、前田喜八作」とある。

隣に火フクロ石塔があり「宝暦甲戌年閏二月吉祥日奉寄進田之神講中敬白」と記してある。

昔、享保検地が終わって東西佐多浦が分村した頃、このあたりの耕地が整理され、鵜ノ木堰ができ、それから水が引かれて開田するに至ったのではないか。

またこの田之神は東下の田之神、触田の田之神と同時期に作られている点、何かつながりがあるようにも思われる。

8　念仏かくれ窟（宇都谷）

滅失により、昭和六十三年四月二十日指定解除。

9　桐野利秋田蘆碑

所在地　吉田町本城宇都谷

管理者　岩田フクエ

指定年月日　昭和四十六年八月十五日

明治六年（一八七三）の征韓論で廟議と意見が合わず、西郷南洲に従い薩摩に帰った利秋は山下孫兵衛をたよって宇都谷に来て、掘っ立て小屋を住居として連日開墾に従事し水田四反余（約四〇アール）、陸田五反余（約五〇アール）を開墾した。その跡地に遺徳を偲び建立したものである。

利秋は天保九年（一八三八）二月吉野実方に生まれ、初名中村半次郎、文久二年（一八六二）国父久光に従って上京し、西郷翁の意をうけて尊王倒幕運動に奔走した。鳥羽伏見の戦いに従軍し会津攻撃に参加、陸軍少将となり近衛親兵を指揮し、陸軍裁判長を兼ねた。また北海道屯田を建言、西南の役には薩軍総参謀長となり、三十九歳の若さで城山に戦死した。



碑文（原文は漢文）

「鹿児島郡吉田村宇都谷、久部山の墾田は桐野利秋が開墾したもので、水田四反余、陸田五反余畝である。初め利秋が此の地を開くには、山下孫兵衛翁をたよってきたものである。

利秋の父中村與右衛門は非常に貧しく、歳末にも餅を供える事が出来なかった。その頃利秋はまだ幼少であったので、孫兵衛翁はこれをあわれみ、餅米を贈った。

利秋はこの志に深く感じ其の後利秋と翁との交わりは水魚のごとくであった。利秋は成人すると英邁勇決で明治六年の征韓論では廟議と意見が合わず、遂に西郷南洲翁に従って一緒に鹿児島に帰った。利秋が久部山を開墾するに当たっては家族は全然連れて来ず、唯従僕一人を伴って来て自ら鋤鍬を揮って農耕に励み、その元気なことは青年をもしのぐものがあった。農耕のかたわら暇があれば老農に会って農桑のことをすすめ、食糧が貧しくなれば山下孫兵衛のところに行って之れを求めた。

この頃天下の志士で利秋を訪れる者が次々に来て、話が万国の形勢のことになれば夜を徹してでも論じ

合った。

佐賀の乱の落人石井武之助貞興、徳久五郎恒敏の二人が利秋をたよってきたので、利秋は孫兵衛翁父子及び前田、久松、古木等と相談してこの二人を隠した。

ところが既に官軍はこれを知り、捕吏が来てこの二人を引き渡すよう利秋に要求した。ちょうど其の時二人は襖の奥に居てこれを聞いていた。利秋はわざと大きな声でその捕吏をしかりつけ、怒りの眼は炬(たいまつ)のように輝いたので、捕吏は、利秋のこの威勢におそれおののいて、そのまま帰っていった。

後にこの二人は丁丑の乱（西南の役）で戦死し、利秋の従僕で太郎という人も利秋に従って同死した。

それから既に十八年を経過している。

孫兵衛翁は使いを私のところにやって『私は利秋が久部山で農耕をした時のことを石に刻んで残したいと思っている。それでその碑文を書いてほしい』とたのまれた。考えてみると、山下孫兵衛翁はすでに七十歳という老齢である。

それに利秋の勲が偉大であれば後世の人は皆これを知ってくれるだろうが、仮にその勲が小さければ知る人は殆どなくなるだろう。もし自分が今翁のたのみを辞退すれば利秋の業績も埋没して忘れられてしまうのではないかと心配される。そこでいまこの碑文を書きつらね、利秋が住んでいた旧居の庭にこの石碑を建てる次第である。

麗城　東条鶴山撰
明治二十七年十二月」
訳　浜田　顕（宇都谷出身）

10 庚申仁王石像

所在地　吉田町本城宮前
管理者　竹田清親
指定年月日
昭和四十六年八月十五日

本城字宮川内に在る花尾神社境内の拝殿前に二基一対の石像が建てられている。

像から見て南側が阿形像で口を大きく開き、顔面は厳しくにらみつけ、腕は筋骨隆々としている。高さ二・二㍍、胸囲一・七㍍、重量約三・五㌧の巨

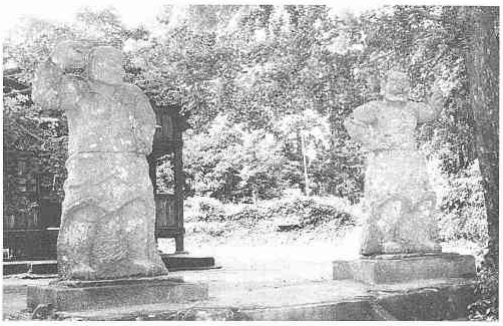

大なもので、背には「延宝七年（一六七九）己未、二月十三日奉造立供養庚申待結衆敬白」と刻まれ、北側の呿（うん）形像は口をむっと結んで高さおよび重量などほぼ阿形像と類似している。

背に「庚申人数四十八人」と刻まれ、その華麗にして彫刻技術の優秀さは庚申碑として他に類を見ないものである。

11　下坊上山の五輪塔

所在地　吉田町本城谷下
管理者　下坊正宏
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

本城谷ノ口、旧下坊屋敷裏の阿弥陀薬師堂の庭に古石塔二基（平安時代の末期）が建っている。

三国名勝図会に鎮西八郎為朝夫婦の墓と伝えられている。また為朝が自身でこの石碑を建てて、その後南島に渡海したともいわれている。また為朝の事については姶良郡山田の巻に具体的に記載されているので、その一部を紹介しておく。

「薩隅日地理参考」に、姶良町字上名玉城山に、為朝の居城が在ったといい伝えられている。為朝は幼少より腕白勇を以て誇り、十三歳にして父為義未来をおそれ、鎮西に追放してしまった。為朝豊後に住、鎮西八郎と名のり、自ら九国の総追捕吏であるといっていた。

肥後の国「阿曽平四郎忠景の子息三郎忠国」の婿となって忠国を師範役とし、筑紫を征服し、年十五歳にして九国を治めてしまった。



吉田と為朝との関係は、古書によれば、為朝の二男源為重は、執印行賢から吉田を譲られ、後、女孫の息長清道に譲り与えたという。

12　寺前の五輪塔と宝塔

所在地　吉田町本名本吉田
管理者　西園シヅカ
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

本吉田の西本願寺本名出張所入口の五輪塔は、吉田美作守清存の霊塔と伝えられている。



三国名勝図会によると

「清存は、吉田城主若狭守位清の弟であったが、兄弟仲が悪く兄位清が謀って弟清存を殺そうとした。

文和元年（一三五二）三月二十三日、思い余って清存は自害した。

世人は清存の御霊を吉田権現として崇めた。それが若宮八幡の起こりである。」

その後応神天皇、神功皇后、仁徳天皇等の四神を奉祀して、若宮八幡と号している。

例祭は二月八日、十一月八日である。

五輪塔、宝塔、宝篋印塔など十数基、風雪にたえてしめやかに佇んでいる。

13　本名八幡の庚申石幢

所在地　吉田町本名本吉田

管理者　西園　暁

指定年月日　昭和四十六年八月十五日

本吉田八幡神社の大鳥居わきに高さ一四〇㌢の八角柱の石幢がある。天文十三年（一五四四）十一月二十三日、室町時代に建立された。

石幢には

「大隅州の吉田院に所属していた本吉田の里には仏教を信仰する人達が住んでいた。この人達が健康でよく働き、信仰を高め合い、災いから身を守り、また祖先の霊をお祀りするために、この庚申石幢を建立した。

庚申の夜は『三戸の厄』を避け、講の人達は一所に集まり、一睡もせず、国が治まり、郡内が安全で、住民がこの上もなく



楽しみを得ることができるように祈って碑文を刻んだ次第である」

という意味の碑文が刻まれている。

14　市来家文書

所在地　吉田町本名二本松

管理者　市来昭宏

指定年月日　昭和四十六年八月十五日

宝永元年（一七〇四）藩の記録奉行であった市来家年が伝来の文書を整理し目録に記載した同家伝来の文書で、蔵書目録の内、現存している物（十一）、紛失した物（五）である。

現存しているものは

一、市来家系図（二巻）

一、家之紋図　（二枚）

一、一同御光儀之時進上之御膳御献立（一通）

一、一家分派の次第　家年軍功書付　（一通）

一、家尚代庶流市来織部助家政江系図書写遣候証書（一通）

一、同島津久元伊勢貞昌状案（一通）　以下略

その他江戸時代はじめ、重要な藩制資料を含む。

島津家の先祖は惟宗姓であるが、系図によれば市来家も惟宗姓で、同族であることがわかる。

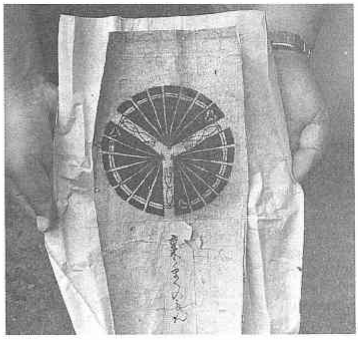



先祖の墓地が泉岳寺（江戸高輪）、興国寺、寿昌院（南林寺）、福昌寺（玉龍山）にまたがるのはその証しであろう。

吉田への転入は定かではないが、二本松の墓地は祖父母以降である。

いずれにしても吉田町市来家に伝えられた数点の文書は近世初期藩制確立期における藩主と家臣家の相続問題について考察の糸口を与えてくれる意味深い資料といえよう。

※　現在は、県歴史資料センター黎明館に寄託保存されている。

15　牟礼谷の牧神

所在地　吉田町宮之浦
管理者　牟礼谷公民館
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

「山頂の巨巌」「牟礼神社」「馬頭観音」の三者を一緒にして「牧神様」と呼んでいる。

巨巌は百ﾄﾝもあろうという自然石で、頂上に蓋様の笠石があり、中には黄金の馬鞍が入っていると伝承されて昔から信仰の対象になっていた。



向かって右側が「馬頭観音」、左側が「牟礼神社」である。馬頭観音は昔から牛馬の神様として大衆に崇められてきた。

祭礼日は毎年四月十五日となっている。馬の生産地として有名だった当地方では、その信仰も厚く、毎年の祭日（マツガンサー祭り）は実に盛大な時代もあった。

牟礼神社の例祭は三月三日と十一月十五日であったが、近年は馬頭観音と一緒に四月十五日に行われている。

この石祠は、馬頭観音の方が貞享二年（一六八二）、牟礼神社の方が享保十三年（一七二八）に建立されている。建立者は、永井□左ヱ門、野間勝蔵、野添金兵衛などの有力な武将であったといわれる。

なお、この牧神については、三国名勝図会には牟礼大明神として記載されている。



16　宮之浦三重石塔

所在地　吉田町宮之浦宮西
管理者　淵之上松雄
指定年月日　昭和四十六年八月十五日

宮之浦八幡神社の南方二〇〇㍍ほどの地点、県道沿いにある。

高さ二・五㍍、各層四方表面に梵字が刻まれている。東面下段に「寛政十二年（一八〇〇）丑吉日奉供養講衆四十六人」と刻まれている。当時盛んだった庚申講の供養塔であると推定される。



一説によれば、ガラッパドンの墓などともいわれているが、ある時期、当地域では毎年水害に見舞われたり、子供の水難があったので、この塔でお祭りをして難を逃れた。それ以後「ガラッパどん」の墓と言うようになったという古老の話もある。

17　興化寺跡の五輪塔

所在地　吉田町西佐多浦字興化寺

管理者　瀬戸山秋夫

指定年月日　昭和六十一年二月十八日

興化寺は、初め吉田美作守清存の菩提寺として建立され、清存の法名了潭をとって清秀山了潭寺と称していたが、後、島津興岳公（忠隆公）の位牌を安置して興化齢岳禅寺と改められたと三国名勝図会にある。

ここの五輪塔群は、昭和五十九年七月、竹藪の土手のあたりに風雨に晒されて散在していた残欠を整理復元したものである。その折り、吉田氏七代領主次郎太夫清持、八代伊豆守氏清、九代伊豆守清元、その他吉田氏にゆかりのあると思われる方々の法名が刻まれた地輪が発掘された。そこでその霊を慰め、後世に伝えることにした。



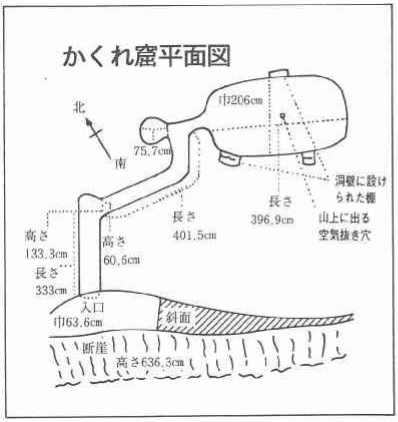



18　都迫の念仏かくれ窟

所在地　吉田町本名都迫
管理者　岩戸茂
指定年月日　昭和六十二年一月二十日

薩摩藩の厳しい真宗禁止で藩の役人の目を逃れて、仏を拝んだり修行するために作られた洞くつであろう。

入口は岸壁の中ほどにあり、外部からは所在がわかりにくく、内部の構造はよほど巧みで上部に向かって空気抜きの穴があけられ、奥に小さな室が設けられている。



19　本名八幡神社本殿（含宮殿）

所在地　吉田町本名字瀬戸口三五七七番地
管理者　竹田清親
指定年月日　平成元年十一月二十日

この神社は、文和四年（一三五五）吉田美作守清存の霊を祀るために建てられた。これが若宮八幡の起こりであると伝えられていると神社誌にある。

永禄九年（一五六六）正一位正八幡の社格を得た。

本殿に納められている宮殿には天文五年（一五三六）の敷板銘があり、この年に再興されたことが書かれている。

この宮殿は「一間社隅木入春日造」という型式で、九州で唯一の貴重なものであるとい

われる。

なお、本殿の平面型式は県重要文化財指定になっている大口市八幡神社本殿と等しくなかなか重要であると、近世社寺建築・鹿児島県教育委員会の報告書に述べられている。

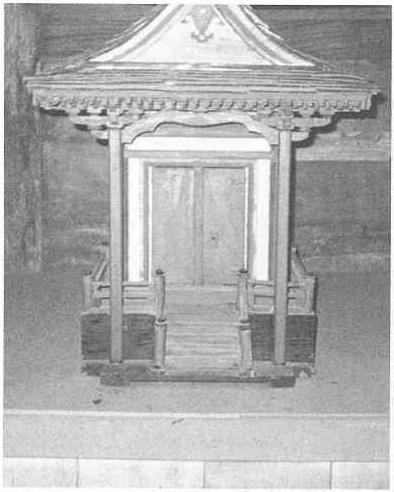

宮殿正面

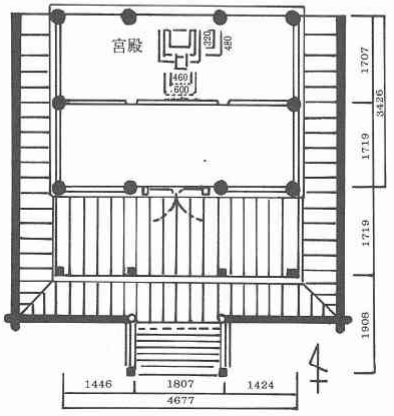

本殿平面図

(二) 周知の文化財

町文化財として指定を受けてはいないが、保護・維持すべきものが多い。指定文化財の項で関連として取り上げたもの、宗教・土木建築で取り上げたものは、除外してある。（所在地は集落名）

番号	遺跡名（呼称）	所在地	地形	年代	備考
1	おせいどん六面碑	東佐多浦東下東スタンド横	山中	宝暦八年	お伊勢講の名残りと言われるが、社もなく、刻字のある六角碑も横倒しのまま放置されている。
2	エビス様社と石像	東佐多浦城内南本町の三差路	平地		野町の中央にあったのを、野町のはずれに当たる現在地に移転。社の中に四体の石像が安置。
3	庚申奉納石室	東佐多浦東下東下公民館隣	平地	宝暦八年	石室の正面に奉寄進、左側に宝暦八戊寅歳、裏に庚申成就、石切　前田善八とある。

4	島津歳久招魂碑	東佐多浦城内南字大手口	山麓	承応三年	歳久公、龍ケ水にて御逝去以後城中城外へ怪異のことなどあって承応三年七月建立された。
5	水神祠	西佐多浦西麓上思川堤防	堤防	宝暦一〇年	土地改良の際、現地に移され、一つ祠に、山神、田神、水神が祀られている。
6	水神碑	西佐多浦西麓上思川堤防	堤防	安永	前の祠と同じく堤防にあり、高さ六三㌢、幅二七㌢あり、水神の刻字と安永とだけ判読できる。
7	水神	西佐多浦鵜ノ木西下消防車庫横	平地	寛政五年	寛政五年二月吉日とあり、半ば土中に埋もれ、二つに割れている。
8	馬頭観音と火の神	西佐多浦鵜ノ木西下消防車庫横	平地	刻字不明	以前、溜家の庭先にあったものを現在地に移転、馬頭観音十月十八日、火の神には人名の刻字。
9	水神碑	東佐多浦東麓上堀口商店前	平地	刻字不明	高さ九〇㌢、大きく水神とある。小野田用水にゆかりのあるものと推察される。
10	田之神と山神石室	西佐多浦溝口税所宅下道路脇	山麓	不明	部落共同井戸の跡の道路沿いにある。その後方に山神三基の埋もれた石室がある。
11	田之神像	東佐多浦城内北江夏チトリ宅	床間		高さ四三㌢、集落持ち回りとなっている。
12	田之神像	東佐多浦東麓上柏原昂宅	床間		高さ二一㌢、幅一六㌢あり、持ち回りになっている。
13	田之神像	西佐多浦表郷安田政輝宅	床間		高さ二三㌢、右足立て膝で、飯茶わんを持たない持ち回りの田之神像である。
14	山の神（川ネコどん）	西佐多浦塩杣竹田宅裏山	山中	宝暦三年	通称「川猫どん」と呼ばれ、岩の下にコマ犬像一対がある。傍らの石造物に宝暦三年とある。

15	山の神（石室）	西佐多浦舟ケ平有村宅片隅	山麓	元文丁己年	石室二基（天正十五年・天文二年）奉納碑があって「御山元許人数奉納」など刻字がある。
16	山の神（石室）	西佐多浦前宗米山口道路先		安永五年	寄進燈籠三基、石祠一基、その中にア・ウン二つの唐獅子像と鉄製の鉾がある。刻字あり。
17	山の神（石室）	西佐多浦前宗篠原悟宅入口	山中		石祠の中に高さ三〇㌢、幅一五㌢の仏像が安置され、刻字なし。
18	山の神（石室）	西佐多浦本宗古木審宅前庭	山中	文政五年	文政五年三月六日と刻字のある祠の中には、長さ二五㌢の鉄の鉾がある。
19	馬頭観音石碑	東佐多浦東下佐川急便横東側	山中		祠の脇にある燈籠に碑文あり。古老の話によると元高牧にあった馬頭観音を現在地に移した。
20	大日如来石像	東佐多浦城内南梶原宅表庭	平地	承応元年	宝勝院にあったものを移したもので、高さ二㍍近く、幅一三〇㌢で碑文も明らかである。
21	薬師石像	西佐多浦米山口日高宅裏山	山中		像の高さ五二㌢の坐像。傍らに高さ一一〇㌢の燈籠あり。刻字なし。
22	馬頭観世音石像	西佐多浦前宗岩吉宅入口	山中	安永五年	像の高さ六五㌢、裏に羽州住知元作、口永五戊子九念日。肱黒市左衛門とあり、傍らに石塔。
23	地蔵石像	西佐多浦前宗道路上の山中	山中	宝永五年	頭部はなく、代わりに石がのせてある。岩吉氏宅にあった地蔵の刻名と同じ刻名あり。
24	薬師石仏	西佐多浦表郷池田宅庭先	平地	宝暦九年	佐多浦　字　内六にあったものを移されたもので、高さ一五〇㌢。傍らの石燈籠に刻字あり。
25	二十三夜供養碑と元禄庚申供養塔	西佐多浦西中慶田宅前庭	平地	元禄八年	二十三夜供養碑は舟形で、庚申供養塔は六角燈籠である、共に下部刻字は摩滅して読めない。

26	金峰山権現と二十三夜供養塔	西佐多浦西中沢田宅前庭	平地	享保一〇年	三基の石造物、金峰山権現を祀る石室（御神体石六個）、二十三夜供養碑・刻字あり、重塔一基。
27	庚申碑（板碑）	西佐多浦西中公民館脇	平地	安永五年	高さ一五〇㌢、上幅三一㌢、下幅五三㌢、厚さ二五㌢で、碑文は摩滅して不明。
28	石敢当	東佐多浦東麓上吉田小裏門脇	平地		町内には、数少ない石造物で、この他に城内南の後藤清哉宅前にあるのみである。
29	五輪塔（オケサドン）	東佐多浦東麓上有村医院入口脇	平地		「荒神さあー」とか「オケサドン」と呼ばれ、宝筐印塔の紋様は相良八代実長の紋様らしい。
30	五輪塔	西佐多浦鵜ノ木居福宅入口脇	平地		高さ八二㌢ある五輪塔で刻字なし。
31	五輪塔	西佐多浦舟平舟平宅前庭	平地		庭先に三基の五輪と残欠がある。この辺りには五輪の残欠があちこち見られると言う。
32	供養葉山碑	西佐多浦塩杣新道の下	山中	文化一一年	大きな岩石の上にある高さ八〇㌢の碑で、正面右から文化十一年甲戌　奉供養葉山　二月吉日
33	供養葉山石室	西佐多浦本宗公民館庭	平地	文化八年	正面に　奉供養　葉山　右に　文化八年　左に二月十日とある。
34	触田堰碑	東佐多浦東下姶良町との境	平地	文久元年	「イシイデ」と呼ばれている堰で、刻字に文久元年辛酉五月、巻返石井手成などの刻字がある。
35	正観音石像（イボの神様）	東佐多浦城内南旧道上	山中	享保一九年	「イボ」の神とも伝えられ、奉造立正観音、享保十九甲寅、正月吉日施主後藤清右ヱ門の刻字。
36	田之神像	東佐多浦城内北平瀬宅前庭	平地		高さ七五㌢で庭にあり、傍らに高さ八五㌢の石祠がある。

37	田之神像	東佐多浦城内北梶原景光宅	床間	明治一五年	高さ七二㌢の持ち回りの田之神像。
38	慶長の墓	西佐多浦小古川鮫島平木工場裏	平地	慶長四年	高さ一〇〇㌢、下幅四五㌢。慶長四己亥年、心久山祖盛大居士七月十六日、佐多浦で最古の墓碑。
39	古井戸	西佐多浦西中沢田宅入口脇	平地		水道施設が普及して昔の面影を残す井戸は町内でも少なくなった。（現在は使用していない。）
40	田之神碑	西佐多浦提水流	田の畔	明暦四年	土地改良のため、現在地に移され明暦四年の刻字がある貴重な石碑である。鵜木の碑と同年代。
41	菅原神社跡の碑	西佐多浦表郷	台地	明治四二年	明治四十二年金峰神社に合祠された菅原神社の跡地に、青年団の協力で御大典記念として建立。
42	門神碑ほか	西佐多浦鵜木山口宅庭	平地	寛政五年	庭の一隅に高さ一二〇㌢、幅二五㌢の角柱碑をはじめ不動明王、馬頭観音、金神、寄進塔がある。
43	阿弥陀佛石像	西佐多浦佃平佃田宅前山中	山中	寛延三年	像の上部がかげ明確でないが、□延三庚手とあり、弥陀定印の坐像である。石工　新助
44	観音像　武士ヶ野	西佐多浦舟平武士ヶ野山中	山中	享保一〇年	高さ一〇〇㌢、幅四五㌢の自然石の中央に彫られた観音像である。
45	山神石祠	西佐多浦諸木鬼塚宅裏山	山中	宝暦八年	宝暦八戊寅三月十一日の寄進石祠と高さ八七㌢の燈籠があり、昔は鉾と獅子像があった。
46	田之神像	西佐多浦鵜木居福岩男宅	床間		持ち回り
47	田之神像	西佐多浦鵜木坂元正宅	床間		持ち回り

48	田之神像	東佐多浦東下中野重夫宅	床間			持ち回り
49	田之神像	西佐多浦提水流	平地	宝暦四年		昔は田の畔にあった。宝暦四年の刻字と当時の役人の名が刻まれている。
50	愛宕山（騎馬神像）	東佐多浦城内宝勝院裏の岡	山地			愛宕信仰の石碑で騎馬像の彫りは立派なものである。戦争中は戦の神として参拝者が多かった。
51	五輪塔	西佐多浦提水流永田水源地下	山麓			この辺りは他にも五輪の残欠が多い。かなり大きい五輪塔である。
52	水神碑	東佐多浦東下鹿島宅前	平地	明和七年		小野田用水（シンデン）の東下の水門（ヨコテ）の路上にある。
53	仏像	西佐多浦前宗井前宅裏山	山中			井前宅裏山にあり。
54	千人仏遺跡供養板碑	本城長牟礼涼松林道上	山中	応永七年		板碑二基あり。共に刻字あり。往古、戦死者千人の霊を合祀した石碑と伝えられている。
55	早馬神社跡寄進碑と祠	本城涼松岡の上	山中	正徳三年		明治十二年の寄進碑と、正徳三年の銘のある石祠（馬頭観音）がある。
56	越後どんの墓と石燈籠	本城字越後迫	山麓	天明三年		越後どん墓と伝承される。刻字には、蒲生町と縁のある刻字が多く、天保十三年の寄進碑と天明三年、慶応元年の刻字のある石燈籠等がある。
57	カネサッドン庚申石碑	本城花立河野宅裏山	山中	不明		高さ三㍍近い自然石で、摩滅がひどく判読できない。毎年青年団主催の六月燈があった。
58	水神碑（高附発電所）	本城高附発電所入口	道路脇	昭和二年		発電所に係わりのある水神碑で、昭和二年三月、常務取締役下田平六左ヱ門書、石工池田とある。

59	かくれ念仏窟	本城宮前 前田宅竹林内	平地		窟は、谷下有村イソ宅地裏にあったが、九州自動車道工事のため埋没。
60	花尾神社鳥居	本城 花尾神社	平地	明治三九年	木造であったが、日露戦争凱旋記念として川上石取り場から、女の髪の毛を綱として運び建立。
61	花尾神社寄進石燈籠 〃　石室	本城 花尾神社境内	平地	安永八年 刻字	石燈籠安永八年亥十二月吉日奉造立庚申待敬白、石室の中に仏像あり、刻字不明。
62	阿弥陀堂と田之神 石碑・石仏	本城谷下 野元商店裏	平地	刻字	「アンダドン」と呼ばれる石祠の正面に、バイ、キリーク、キヤの梵字と奉造立田之神の刻字。
63	毘沙門天木像	本城谷下 榎園文二宅	平地		杉材造りの立派な彫りものである。年代などは不明。
64	田之神と地蔵	本城荒毛 野間下バス停下	平地	江戸時代	谷下の御堂様として三差路に各お堂に安置されていたのを現地に移す。地蔵は木製で珍しい。
65	野間門墓	本城荒毛 野間政行宅上		寛永 一二年	数基の門墓があり、その中に寛永十二年のもの一基と二十三夜と判読できるものあり。
66	市来家の墓	本城 上城墓地内	墓地	刻字	現在は納骨堂である。市来家系図によれば明治三年、川内東郷より本城村に中宿するとある。
67	五輪塔型　墓塔	本城上城 上城墓地内	墓地	元禄 四年	荒毛ビワンコ瀬戸入口榎園家の上段にあったものを昭和四十六年現地に移転。元禄四年の刻字。
68	袈裟どん 寺師古石塔群	本城基頭	山麓		「ケサどん」と呼ばれ、終戦まで例祭の十二月一日、日没から夜明けまで読経が続けられた。
69	早馬観音 （早馬さあ）	本城轟木 菊池宅上	山麓	天保 三年	「早馬さあ」と呼ばれ、四月三日の祭日には多勢の参詣者があった。室の中に天保三年の墨書。

70	阿弥陀三尊石像（庚申待碑）	本城宇都谷三差路	平地	寛文元年	奉供養庚申待の刻字のある石碑は高さ二㍍、幅七〇㌢上部に三尊梵字、中央に仏像両側に碑文。
71	庚申碑と石室	本城宇都谷山下宅前庭	平地		旧道の山手にあったものを現地に移転。庚申碑のほか、氏神を祀る石室などがある。刻字なし。
72	牛馬観世音石祠	本名大原牛せり市場入口	平地	昭和二年	馬の像を彫り込み、極めて精密に造られている。台石に氏名がみえるが確認出来ない。
73	小岡どんの石室と石燈籠	本名石下谷大塚の小岡	小岡	嘉永三年	四月三日、集落の祭りが行われる岡の上には、嘉永三年寄進の石殿、明治四十二年寄進の燈籠あり。
74	小岡どんの田之神像	本名石下谷大塚	小岡	寛政一一年	町内では珍しい袴着用の立像の田之神である。高さ七七㌢、石下谷御中寛政十一年壬三月三日。
75	小岡どんの馬頭観音	本名石下谷大塚	小岡	昭和二九年	自然石に馬頭観音を刻み、台は小石を丸く並べ、セメントで固めてある。
76	なぞの神様（塚どん）	本名石下谷大塚	平地	刻字	高さ一四〇㌢の自然石板碑で由緒不明。中央に梵字のあとがみえるが判読できない。
77	鬼面石像（鬼瓦）	本名飯山福本宅前庭隅	平地		荒神さあといわれているが、鬼瓦と推定される。五輪塔の水輪が傍らにある。
78	石祠 新納新兵衛墓	本名松ケ迫枝元宅東隣	山中	寛政一二年	右側面に新納新兵衛、左側面に寛政十二年酉二月二十五日、正面には刻字なし、東南を方向。
79	仁王像	本名本吉田八幡神社入口	山麓	万治二年	背面に奉寄進　施主盛應上人　萬治貳年十月吉日。盛應上人は如意山東光寺宝勝院の十三世。
80	薬師如来	本名谷上大脇宅竹林の中	山中		木造りの祠に祀られ、後の山は薬師山と呼ばれている。廃仏毀釈で堂は焼かれたという。

81	馬頭観音	本名内之原 内原公民館庭	平地	元治二年		上の山に建立されていたものを、公民館建築当時移転した。山麓は藩政時代牧場があった。
82	牛馬観音ほか	本名都迫 平原栄宅裏山	山中	天保六年		馬頭観音は天保六年。刀交差の馬頭碑は明治四年、同十四年の寄進碑、天保十四年の寄進燈籠。
83	内神、山神、大日神	本名上河内 桝満宅前庭	山中			氏神の御身体は木像の弁天様らしく古く朽ちかけている。名主川内家の居住跡の遺物という。
84	田之神様	本名 稲荷神社境内	山麓			高さ六八㌢で、毎年四月三日婦人の手によってお化粧なおしが行われている。
85	庚申碑	本名上河内 稲荷神社境内	山麓	寛文一一年		田之神像の隣にあり、奉供養庚申講衆中寛文十一年、大勢の氏名の刻字あり。
86	仁王像	本名上河内 稲荷神社境内	山麓			背の低い（高さ一九〇㌢）仁王像で二体とも刻字なし。
87	三重層塔 （庚申塔）	本名後川内 郡山街道脇	平地	元禄二年		県道脇になかば埋没していたものを、現地に移転。塔脇に元禄二年の奉供養庚申の石碑がある。
88	虚空蔵菩薩 （支那事変従軍記念碑）	本名後川内 上楠本	山麓			ホウソウの神様として終戦まではお参りに来る人が多かった。供養日は四月十三日。
89	水神石室	本名二本松 田鎖宅前岡頂上	山麓			高さ七二㌢の石室で水神として祀られて久しい。本体は田鎖氏宅に移されて祀られているという。
90	どんもと五輪塔群	本名二本松 岩田宅前	山麓			昔は、水が出て集落の人々の水汲場であった所に、付近から出た五輪塔の残欠を復元した。
91	庄屋跡	本名字尾コノセ （岩茶屋）	山麓			現在東条自動車整備工場のある所が、庄屋跡といわれている。

92	馬頭観音と火の神	宮之浦牟礼谷 前田力宅地内	山麓	天明二年	馬頭観音は石祠、天明二年□月□日、前田文左ヱ門とあり、火の神は自然石。
93	二十三夜待石祠	宮之浦牟礼谷	山麓	天明四年	前方の小高い岡の上にあったものを現在地に移転。祠の中に石像あり。寄進者の刻字あり。
94	阿弥陀堂と田之神	宮之浦吉水 福永宅前三差路	山麓		木造りの社の中に、田之神石像と彫りの浅い地蔵菩薩像が祀られている。
95	山神石祠 （オネツの神）	宮之浦倉谷 倉谷英蔵宅裏	山麓	貞享元年	「オネツ」の神様と言われ、お参りする人は火吹き竹を奉納した。両脇に寄進燈籠あり。
96	馬頭観音石祠	宮之浦 倉谷公民館裏山		宝暦九年	石祠の中に像あり。像の高さ二五㌢。宝暦九年卯二月吉日とある。
97	吉水水源地の石造物	宮之浦吉水 川谷水源地	山麓	享保七年	宿待二十三夜碑、供養石殿、首のとれた仏像、供養碑の傍らに水道記念碑。昭和三四年一〇月牟礼ケ岡開拓の祖、知識氏の墓碑。
98	知識家の墓	宮之浦	山麓		
99	五輪塔 東宅地内	宮之浦吉水	山麓		天台宗のお寺の跡で、五輪塔が五・六基あったが墓地に移されたという。
100	石祠と燈籠	宮之浦吉水 八幡神社境内	平地		参道の階段両側にある石祠の中の像は、なんであるか不明。一対の燈籠に享保七年の刻字。
101	鬼子母神社 馬頭観音	宮之浦吉水 鬼子母神社境内	平地	天保六年	馬頭観音は馬上刀交差像で、天保六年乙未奉造立七月吉日とある。
102	鬼子母神社 石燈籠ほか	宮之浦吉水 鬼子母神社境内	平地	元禄六年	高さ一六五㌢の石燈籠である。その外に明治三十三年建立の鳥居、石祠あり。

(三) 郷土芸能

1 棒踊り

棒踊りは、古来神社のお田植え祭りに踊られ、一名お田植え踊りと言う所もある。

また、この踊りは武道の奥儀から編み出されたもので、藩主が一般の士気を鼓舞し、いざという時に備えるため棒術を踊りに仕組んで、農民の子に踊らせて鍛練したものであるとされている。

現在吉田町に踊り継がれている棒踊りは、西下田ノ神棒踊り、吉水棒踊り、本城棒踊り、谷上棒踊りなどがある。

(1) 西下田ノ神棒踊り

西佐多浦の鵜木・舟ケ平・桑ノ丸の三集落に、享保の昔から伝承されて来たもので、毎年三月十八日前後の日曜日、産土神である金峰神社の例祭日「お田植え祭り」当日奉納されている。

近年になって、棒踊りが奉納された後、獅子舞を舞って祭りが締めくくられている。

獅子舞は獅子が田畑を荒らすのを退治する踊りで、五穀豊穣を祈願する舞である。

かつては本宗地区で舞われていたが、途絶えてしまって、戦後蒲生大山集落の長老から伝授されて現在は桑之丸地区で舞われている。

この西下田ノ神棒踊りは、田ノ神遷座祭と共通な催しである。

田ノ神遷座祭は、古くは十八日が氏神さまである金峰神社の祭り日で、十九日二才入りがあり、夕方から田ノ神祭りが行われていた。

この年二才入りする十五歳の者が、田ノ神祭りの道具を運ぶ仕事をしていたという。

後年、田ノ神祭りの諸費用を捻出するため棒踊りをするようになった。



ここで田ノ神遷座祭の様子について述べる。

先ず神社の鳥居前で、棒踊りと獅子舞を踊って神前に向かい、神前で、また棒踊りと獅子舞を奉納し終わって「のぼり」の上につけた「はと」と、「はと」につけた御幣を奉納する。

これらが終わって、田起こしが始まる。次に稲の種子を蒔いて神社での祭りは終わる。

家へ帰り、本年度田ノ神が遷る集落の家の主人たちと

一緒に酒宴、酒が大分回った頃「出座歌」が歌われ、シャミ・太鼓・踊りで賑やかに出立つ、途中迎えの人たちのシャミ・太鼓が加わって、いっそう賑やかに迎え入れられる。ここで到着の歌が歌われて着座、そうして移りの歌で酒宴になって終わる。以上が遷座祭の概要である。

(2) 本名谷上・本吉田棒踊り

三月八日、最寄りの日曜日を選び、本名八幡神社のお田植え祭りに併せて毎年奉納されている。（現在は谷上棒踊りだけが奉納されている）

(3) 吉水棒踊り

通称「二月おどり」とも呼ばれ、鎮守神社（子持神社）の例祭日に当たる三月五日に奉納されている。

(4) 本城棒踊り

花尾神社の春祭り三月五日に近い日曜日にお田植え行事と共に実施されている。

棒踊りの歌

物の　見事は　吉田の城よ　　きょうの　田打ちは
後は　山で　前は大川　　お神の　田打ち
苗は　小苗で　一本苗よ　　神の　お田なら
米が　八石　矢が八石　　お田植えなされ
　　清めの　雨は
　　ばらい　ざらい

◇

2 さつま編笠踊り

天下泰平の元禄時代に武士が踊っていたと伝えられ、また、何時の時代からか、ほうそう（天然痘）が軽くすむようにと祈願して踊られたので、一名「ほうそう踊り」とも言う。



踊り子の服装は、黒紋付き・黒羽織り・丸帯・緋色の長じゅばん・白足袋を履いて腰に脇差し、手に扇子を持ち、編み笠を被って、三味線二人、太鼓一人、拍子木一人、唄二人に合わせて八人の踊り子が、①道楽（みちがく）、②出栄（でば）、③舞、④退去楽（ひきがく）の四場面を踊る。

踊る姿は、優雅で高尚な品格があり、元禄時代を偲ばせる伝統芸能である。

編み笠踊り歌詞

第一節

鷲を烏というは無理よ
一羽の鳥も、鶏といい
葵の花も紅く咲く
雪という字を墨でかく
ソレソレそうかいな

第二節

淀ノ川瀬の水車
誰を待つやらくるくると
水を酌めとの判じこと
これぞ浮き世のさとり草
ヤアコレコレ柄杓が招く
ヨイヤナ　えんやな

替え歌

船は出てゆく
帆かけて走る
茶屋の娘は出て招く
招けと呼ぶは良けれども
思い切れとの風が立つ
ソレソレソウカイナ

小女郎はまいどの行燈に
恋という字を書きちらす
客に読めとの判じ事
これぞ浮き世のさとり草
ヤアコレコレコレコレ

3　てんご踊り（天狗踊り）

東佐多浦城内集落に伝わる踊りで、今から凡そ四百数十年前、豊臣秀吉が九州征伐の時、薩摩入りして島津勢を追討中、吉田の前城主島津歳久公も追われて当城下を通過されることになった。

平常気難しく、笑顔を見せられた事のない殿様の心境を察した家老が、急に思い立って吉田の武士たちに踊らせたのが始まりであるという。

普段余り笑顔を見せなかった歳久公もこの踊りを見て笑顔を見せられたという。

「てんご」とは「ふざける」という意味があるので、てんご踊りと言うようになった。

構成と扮装

すり鐘…天狗の面をつけ袖の長い衣をつけ、手にすり鐘（シンバル）を持っている。

大太鼓、小太鼓…天狗の面と袴（後を一回ひねり）をつけ、赤たすきをかけている。

鐘……右同

きね…頭に「シキ」を被り、天狗の面をつけ、袴、赤だすき、肩に手ぎね、手にしゃもじを持ち、腰にシャクシ、茶セン、ハガマ取りをぶらさげている。



踊りは、全員天狗の面をつけ、餅つき用具（杵・メシゲ）を持ち、腰には台所用具（杓子・ハガマ取り）をぶらさげ、台詞も常識外の言葉や動作が取り入れられ、解釈に苦しむ程、おもしろく、おかしく綴られている。

台詞

1 おじゃーかー
　まいべそうー
2 こうこうもとにげんじたるは、
　ただ　ただの者とは、おぼーつらん
3 このじゃらは、武士方にては、おてーべら
　お寺方にては、きねんばち、ざいけい方においては
　みたんぎね
4 天下大明神どん、自からごとうべーおー
5 天下大明神どん、ものをさいかく、見け行こうとてー
6 うち着いもんなー持っちゃらず
7 隣いの嫁女たつの衣装を借っても、かいもどさし
8 きゃーふを借っても、かいもどさし
9 いまーく　あさ種子一斗七・八升うちめっ
10 二ツ葉に　なるときゃー　すいへっ
11 三ツ葉に　なるときゃー　うんせつ
12 二おん　三ぜん　うちれーつ
13 隣のむしとごてなんどを　かっ
　ゴツリン　ゴツリン　つんおつ

註釈

○ おいでになりますか
　いらっしゃいませ　あいさつ
○ ここに現れたのは、普通の者とは違う
○ このめしげは、武士方では　しゃもじ 寺方では
　つきぎね ざい方では 手ぎね
○ 殿様自ら　おでかけになって
○ 殿様　てんご踊りを見に行こうと思ったが
○ 着る着物がない
○ 隣りの嫁女達の着物を借りに行ったが貸してくれない
○ 腰巻を貸せといったが貸してくれない
○ それなら今から麻種子を一斗七・八升植えて
○ 二ツ葉が出たときに、葉を打ち落とし
○ 三ツ葉になったときは引きさいて
○ まだ、半反しか無いが
○ 隣りのむしろ織り機を借りて
　ゴットン　ゴットン織って

14 隣いの嫁女たっのかるしんぞうべ
　よもや、かつめらすいめべおー
15 あー今朝の寒さに鴨、川を渡れば
　つがねどんが、がねどんが
16 白ひげ落としたが、お見つけどま、めさんか
17 たもらんことについちゃ、いかなる千本だち
　足ーも、ごてーもごつーやはなさぬめぬがゆ
18 白ひげのことについちゃ　わしゃくしゃ　しらん
19 さーらば一つうっぱっそ、あーインヤ　インヤ　〃
20 天下大明神どんに餅をついて、おんめらしゅうべ
　おー
21 天下大明神どんに餅ついておんめらせんなら
　ごえらんが　さめすめー　べーおー
22 さーらば　一つついて　おんめらしゅうべーおー
　あーいんよ　いんよ　いんよ
23 あーれ　腰の痛さ　しゃくしゃ　腰にせつ
24 隣りに　餅搗く　きんきもよいが
　呼んでも行こうか　呼ばずとも　せつかくとかく
　あの餅ちゃ　くわ　はづいめ
　トンカッカ　トンカッカ

○ 隣りの嫁女達の　あの心臓で貸せとはいうまいが
　貸せるものか
○ 寒い朝　鴨が川を渡りながら
　カニどん　カニどん
○ 白髪金玉を落としたが、見かけなかったか
○ くれなければ　いかなる力を出しても足も手も
　甲羅も突き放すぞ、目も引き抜くぞー
○ 白髪金玉の事については　私は知らない
○ それでは一つ突きはなすぞ　アーヨイショ　ヨイショ　ヨイショ
○ 殿様に餅をついて　差し上げましょう
○ 殿様に餅をついて　食べさせないと
　御機嫌が　直らないだろう
○ それでは一つ　ついて　差し上げます
　アーヨイショ　ヨイショ　ヨイショ
○ アー腰の痛いことよ　杓子は腰にさし
○ 隣りに餅をつく音がするが、呼びに行こうか
　呼びに行かんでも　とにかく　あの餅は
　食いはずさないだろう。

4　太鼓踊り

太鼓踊りは、島津義弘公の朝鮮出兵の凱旋祝いとして踊られたのが始まりであるとされ、義弘公の奨励によって県内一円に広まったと言われている。

東佐多浦東下集落の太鼓踊りは「道太鼓」「庭入り」「庭戻し」の三つの場面から成り立っていて、往古、決死の勇士が「旗指し物」を背にして敵陣へ駆け入る様子を振りつけたものであると伝えられ、勇壮な踊りである。

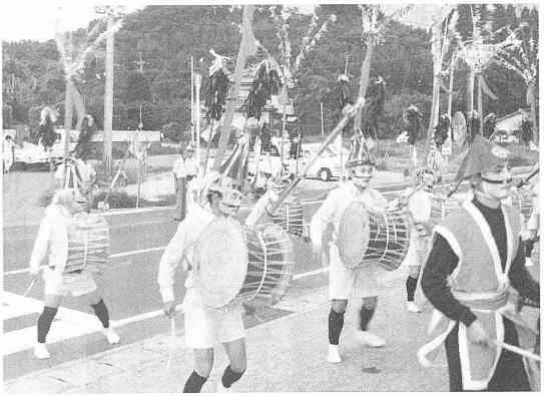

何時の頃から踊られる様になったのか明らかではないが、遺された太鼓の胴に「慶応」の文字もあることから多分この頃から踊り継がれているのではなかろうかと思われる。

一時踊り手がいなくなっていたが、有志の努力によって近年復活した。

構成と扮装

鐘打ち……四人。その中に子供一人をまじえる。

服装……もも引き姿でワラジを履き、陣羽織り、陣笠をかぶる。

太鼓打ち…十二、三人で白の浴衣に足袋を履き、胸に太鼓を抱き、旗指し物を背にして踊る。

5　さむらい踊り

終戦までは、麓の集落に「士族踊り」として伝えられ、士族ばかりで編成された踊りであった。

戦後「士族踊り」の呼称はふさわしくないとして「さむらい踊り」と改称された。

一説によると、豊臣秀吉が朝鮮出兵後、島津配下の従軍戦士の凱旋祝いに踊らせたのが始まりと言われる。

吉田の踊りは、「出陣の場」と伝えられている。

現在は、歌だけは口ずさむ古老もいるが、踊り手や用具（鎧・兜・陣羽織り・陣笠・刀剣・槍など）が揃わずすたれてしまった。

構成と扮装

上げ歌テコ　陣羽織り、わらじ、つのだて、鉢まき

ヘコとび　陣羽織り、唐うちは、わらじ、鉢まき

カキマワリ　紋付き、刀・槍・鉄砲、袴

カネ　イデコ　陣羽織、わらじ、鉢まき
ヘゴ　ヤマ　ヘゴで籠を作りその中に入る
伝家の鎧・兜を身につけ、陣太刀姿で槍・なぎなた・エラボなどを持ち、歌に合わせて勇壮に歩く。
上げ歌　芭蕉に霰の降る音は　がく　中入鼓
同　板屋に霰の降る音は　がく　中入鼓
同　野笹に霰の降る音は　がく　中入鼓
　汀の千鳥駆け回るチリチリチリと駆け回る
太鼓の歌　春を待つかよひばりめが、秋を待つかよ跳ぶ
　鹿が谷に妻呼ぶ声をして
鎧武者の歌　サテも今宵はなにをさびし
引き上げ歌
　愛宕参りに袖を引かれた　これも愛宕のごいしょかな

二、文化団体

(一) 文化協会

昭和五十四年九月三日、長年の懸案であった吉田町文化協会設立のための総会が、町社会教育課の努力と文化活動関係者の協力により吉田町中央公民館で開かれ、会則、組織、活動計画・予算などについて研究協議して設立することを議決し、初代会長に河野利通を選任し発足した。

当時の研修資料に
まず、文化活動の担い手は住民である。
文化活動は本来住民一人ひとりの自発的活動であり、文化の創造は個人の努力にまつべきもの。
　心の豊かさ、生きがいのある充実した生活を求めて
　新しい町づくり、地域づくりのために

文化とは

文化は人間の精神活動の所産である。
衣食住、習慣、法律、道徳、言語、技術、芸術、学問その他およそ人間の生活に関わる総てのものをいう。

文化活動とは

国民が日常生活の中で自己の向上のために行う自発的な営みである。
教養や趣味のための学習、心身の健康のためのスポーツ、芸術の鑑賞や創作活動。

◎　わが町の文化活動の実態は

(1)　本町の文化活動の事態は
　文芸部門、芸術部門の組織化

(2)　本町の文化活動の施設は、その利用状況は
　中央公民館が中心

(3) 伝統芸能（棒踊りなど）の活発化
(4) 住民の文化活動に対する意識度は
関心はかなりある→リーダーと組織化

◎ 文化活動の今後の課題
(1) より広げるために
より高めるために
より継続させるため
} 行政、協会役員の手だてが必要
(2) 文化活動のリーダー、指導者の発掘と自主活動の推進
(3) 施設・設備の充実と予算獲得のための不断の努力
(4) 他市町村との文化交流
(5) 県教委、県文化協会、町部局、その他関係団体との連携

とあり、文化協会の目的を「この会は町民の文化活動を通じ文化の向上と豊かな情操を養い、会員相互の親睦を図り、もって地域文化の発展に貢献することを目的とする」となっている。

発足当時の加盟団体は

芸能部門
舞踊同好会が三団体、三味線同好会が二団体
生活部門
華道グループ七団体、盆栽、囲碁同好会各一団体
民俗芸能部門
民俗芸能団体八団体

以上、加盟団体二十二団体、加盟会員二五〇人であった。

事業計画として
1 各文化団体相互の連絡提携をはかり、その事業の推進に協力する。
2 各文化団体の活動を助成し、その育成をはかる。
3 文化に関する各種大会、並びに講習会、講演会を開催する。
4 地域文化の開発、調査、研究と伝承保存に努める。
5 各関係機関団体との連携をはかる。
6 その他文化興隆に必要な事業を行う。

◎ 文化協会が実施した主な事業
1 研修視察の実施

年一回、先進地の公民館施設ならびに公民館活動、文化活動の状況を交歓会の形で実施し、文化に対する認識を高め、本町の文化活動の向上発展に貢献する目的をもって、町マイクロバスを利用して実施している。

参加者は、協会の役員およびグループ長で、今までの研修の場所は、鹿児島市、郡山町、蒲生町、姶良町、高山町、末吉町などであった。

2　機関誌「文化よしだ」の発刊

昭和五十七年三月第一号を発刊以来、毎年三月に一年間の文化活動に関する会員の感想、他市町村の文化協会の活動情況、文協グループの紹介、町内の文化財の紹介などを掲載し町内全戸に配布している。

3　文化祭の開催

町民総参加を目標とする文化祭は、稲の収穫の終わる十一月初旬、作品展示、舞台発表が二日間の日程で開かれる。

作品展示は、生け花、絵画、盆栽、菊花、手芸など公民館講座の生徒や一般の作品の外、幼・小・中の園児、児童、生徒の図画・習字、工作などが会場一杯に展示され、来館者も熱心に鑑賞している。

舞台発表は、午前十時から午後三時まで計画し、午前中は主として幼・小・中の児童生徒の発表（遊戯、合唱、合奏等）、午後は文化協会会員、各同好会の舞踊、器楽、百歳会グループの踊りなどの発表があり、会場一杯の町民の盛んな拍手を浴び盛会に催される。

現在の文化協会加入団体

※舞（舞踊）花（生花）園（園芸）民（民俗芸能）

団体名	人数	代表者名	団体名	人数	代表者名
一条会(舞)	36	武田　キミ子	京扇会(舞)	5	南　タミ子
文之会(舞)	8	川畑　フミ	喜子母会(舞)	6	西　美代子
龍舞会(〃)	13	和田　トミ子	白鷺会(〃)	8	上野　ミツ子
若草会(〃)	18	左近充ツル子	澄香会(〃)	11	今村　のり子
春日会(〃)	7	田代　満子	愛穂会(〃)	4	市来　三千代
鈴晃会(〃)	22	枝元　光子	みのりグループ(〃)	22	梅北　タツエ
春ノ会(〃)	3	市来　ヨシ子	恵会(〃)	10	東園　澄子
江夏社中(花)	17	前田　光江	安田社中(花)	16	安田　鈴香
向日葵グループ(〃)	9	東　トシ子	白百合グループ(〃)	13	枝元　ミツエ
紫陽花グループ(〃)	14	橋本　アヤ子	野菊グループ(〃)	4	前田　セツ
牟礼岡グループ(〃)	5	村田　玲子	菊花同好会(園)	20	東園　喬
本城棒踊り(民)	59	有村　勝巳	谷上棒踊り(民)	28	米満　忠
城内天狗踊り(〃)	32	池田　国友	西下田之神踊り	30	徳丸　哲弘
東下太鼓踊り(〃)	16	古屋　忠	さつま編笠踊り	16	古屋　勉

(二)　舞踊協会

舞踊交流で豊かな人間性を創り、日本舞踊を次代に伝承し、社会福祉や文化振興にささやかでも貢献しようと、各流派の壁を越えて昭和五十年に発足し、会長竹田キミ子、会員六十人で次のような活動をしている。

1　年一回　協会独自の発表会を開催

2　ボランティア活動として、各ホームを慰問

3　町文化祭に参加

三、風俗

(一) 年中行事

我々の祖先は、農林業を中心にして生活の糧を得ていた。この農林業は季節や気象条件を考えて農作業を進めなければならず、季節や月によって農作業は大体一定していた。また、収穫も天候に大きく左右されたので、季節の移り変わりや農作業の始め・収穫時などには、天地の神仏に祈り、また感謝する生活を門（集落）を単位に実施していた。

このように、祈りと感謝の祭りを中心にした生活は、一面から考えると、農民の生活の知恵であると同時に逞しさ、したたかささえ感じられる。

吉田に昔から年々繰り返されて来た伝承的な行事を季節を追って次に取り上げる。

1　正月準備

① すすはらい

「ショガッドン」が近づくと、どこの家でも屋敷周りの垣根を新しく取り替えたり、家の内・外、庭や木戸、「馬小屋」などを清掃し今まで農作業で取り乱されていた家が見違える程整理されてきれいになったものである。

② 餅つき

正月準備の手始めは餅搗きから始まった。昔はどこの家でも暮れの二十九日の餅つきは、ニク餅と忌み嫌われて搗かない日とされて、ほとんどの家では二十八日までに済ませていた。

用具は、臼と杵である。臼は直径四十五㌢内外の松の木をくり抜いたものや石臼を使った。

搗き手は、その家の主人、手まぜ役は主婦の受け持ちであった。最後に、カライモ餅をついて小豆アンをつけ皆で食べたものである。この餅を「年カサ」と言って、この餅を食べることによって、年を一つ重ねるのだと聞かされた。

③ 門　松

大晦日に木戸口の両側にコサン竹を立て根元にシラスを盛り、竹のあいだに注連縄を張る。注連縄は新しい藁で各家で作り、中央にダイダイ（みかん）・ウラジロ（へご）・木炭・ユズリ葉を結び付けたもので、門松は、松の芯で枝まで合わせ五本あるものを使い、ユズリ葉の木（枝）と竹を添えていた。木戸口から玄関までシラスを撒き、清めて新年を迎えた。馬・牛小屋も清潔にし、シラスを撒いて牛馬の安全を祈った。

④ お供え、お飾り

祝い餅は、内神様、仏壇、床の間は言うまでもなく、台所や農機具置場、机、鏡台などに至るまで、半紙を敷

いてウラジロ、ユズリ葉をおいて餅を二段重ねにして、その上にミカンを載せて飾った。

ユズリ葉は、家が代々譲られて栄えて行くように、ウラジロは、節度正しく繁栄して行くようにという願いがある。不幸のあった家では、門松は勿論お供え、お飾りなどはしない習わしであった。

⑤　年とり晩

十二月三十一日は、一年中の締めくくりの日として、正月の準備が終わると氏神様や仏前に一年の無事を感謝し、家中揃って年の晩の膳についた。他郷へ出ている人もみんな帰って来て年越しをしていた。

また、この日は年越しそばと名付けて各家でそばを打ち、食べていた。

2　元　旦

①　若水汲み

元旦の朝早くその家の主人が、新しいバケツやヒシャクを持って井戸の水を汲んだ。この水を若水といって、先ず神前・仏前にお供えした。これを一年の水の使い始めとして大事に取り扱われていた。

現在でも、若水を水桶に移し、餅を一個ずつ二個入れて、表が出ると天気年、裏が出ると雨年と天気を占う風習が残っている家もあるようである。

②　初　詣

朝早く、村の神社に初参りして、一家の安全と繁栄を祈っていた。現在は除夜の鐘を待って近くの神社参り、車を使って遠くの神社や初日の出を拝みに行く人も多くなっている。

③　年始回り

「ショガツデ」といい、家族で正月祝いを済ませ隣近所、親戚、先輩、友人の家に年頭の挨拶に行った。

親元に行くときには、鏡餅を持って行く習わしがあり、大工や左官など徒弟関係の職人の間でも、親方の家に鏡餅を持って挨拶に出掛けた。

終戦までは、元日に学校で児童・生徒、父兄が参加して、拝賀式が盛大に行われた後、父兄や校区の有識者で新年宴会が開かれ、万歳三唱で閉会されると、それぞれの親戚や知人の家を回ったものである。

現在は校区ごとに集落の集会所で年始会を開き、新年の挨拶を交換している所もある。

また、親戚同士、日を決めて一同に集まり「ヨイエ正月（寄り合い正月）」をして、年始会を開いている所もある。

3　正月二日

① 二日山（フッカ山）

農家の仕事始めの日で、二日の朝まだ薄暗いうちに起き山に行き、必ず長木（ながき）を一本切って持ち帰る習わしがあった。この習慣が今でも一部残っている。

② 臼おこし

山の木の切り始め、鉈の使い始めのことを二日山というが、二日の朝、手杵で臼を二・三回コツコツとたたいて音をさせて、臼の使い始めをする家もあった。

③ 書き初め

正月二日に新しい気持ちで筆を取り習字をする習わしで、昔は「吉書」といって、めでたい文句を書いて家に飾ったと言われる。

書き初めは今でも行われている。

④ 初　夢

二日の夜みる夢を初夢という。初夢で最も縁起がよいといわれるものは、一富士、二鷹、三茄子で、これらの夢をみることを願って床に就いたものである。

4　六日どし、正月六日

六日は「ムイカドシ」といって、モロギの枝やタラの木を小さく割った薪と一緒に、縁柱に立て掛けたり、墓にも飾られた。これを歳木といった。

また、この日はいろりの「火のトク」を取り替えたり、門松や注連縄なども取りはずされ、歳木と替えられた。この際使われる薪は、二日山のとき伐った長木を祝木とする習わしがあった。

5　七日節（ナンカンセツ）

正月七日は、朝、どこの家でも七種類の野菜を入れたズシをつくって食べる習わしがあって、数え年七歳になる児童のいる家では七つの祝いをする。

子供に晴れ着を着せ、お膳に椀をのせたり、重箱を持ったりして、母や姉に連れられ七軒の家を回ってズシを貰って歩く習わしがあった。これを「ななとこいのずし」という。

七草とは、セリ、ナズナ、ゴギョウ、ハコベ、ホトケノザ、スズナ、スズシロをいうが、これらを総て入れるとは限らない。

鬼火たき（オネッコ）

正月七日には田んぼ、川原などに集めた門松、竹、注連縄、ヘゴなどで櫓を組んで夜になると火をつける。これを鬼火たきという。

鬼火にあたれば、その年は無病息災だといわれ、残り火で餅を焼いて食べたり、残りの割れ木や灰を持って帰りいろりに入れたりして、一年の安全を祈った。また、

大人たちも家族連れでやって来て、厄払いとしてお金をまく人もいた。

終戦後一時途絶えていたが、近年また復活している集落もある。（子供の活動は青少年教育参照）

6　祝餅下げ（鏡開き）

十一日は、正月にお供えした鏡餅を下げる日で鏡開きの日ともいう。

祝餅は刃物を使わずに手で小さくちぎってお粥（餅汁）に炊いて食べたり、ぜんざいにして食べたりした。

7　穂だれ（ホダレヒキ）

一月十四日は、小正月ともいってこの日にホダレヒキの行事をする。

稲の穂が垂れるほどの豊作を願う行事で、粟餅や米餅を新しく搗いて、二㌢から三㌢ぐらいの立方体・直方体に切って榎の小枝にさす。

これを「メのモチ」と呼んで花のついた猫柳（インコロ）と揃えて、神前や床・軒下にさし、竈には一際大きなメのモチが供えられた。墓にも供えて六日に供えたモロギと取り替えられた。

その夜はホダレヒキといって、家族揃って膳につくが大きな汁椀には、ネギやヒイ（ニンニク）が根つきのまま入れられ、大根も菜葉も大きめにきざまれたものが味噌で煮込まれ、魚（イワシ）も一匹丸ごと椀からはみだしているというように総て大きめである。

これは、長い野菜の葉が垂れたのが稲穂のよく実った様子を表していると見たのである。

箸は平常と違って柳で作られた荒削りの長めのものを使い、小豆ご飯（赤飯）と一緒に食べる。

食べ終わって、すぐお茶を飲んだり、お椀を洗うと五月の大雨で田が洗い流される。

食べてすぐ寝転ぶ事が、稲が稔り穂の重さで倒れるほどの豊作になる。として、食事の後、ゆっくり静養するようにしていた。このようなホダレヒキの行事をする家は少なくなった。

モグラウチ

同じ十四日の夜、新しい年の豊作を祈り「モグラウチ」といって、藁で作った棒で地面を叩いて回った集落もあった。（青少年教育参照）

8　二才入り

十五日（宮之浦は十七日）は、十五歳になった少年が夜、青年小屋で年上の人たちからいろいろと訓示を受け、今後男子としての生き方を厳しく求められた。その後ニワトリと焼酎で二才入りの宴が開かれた。この日から一人前の成人として扱われた。

9　二十日正月

旧暦の二十日を二十日正月といって、餅を搗いて一日を送る習わしで、おくり正月とも言って、正月の総ざらえの日であった。

10　節　分

立春の前日をセッガワイ（節分）といって、その夜は赤カブか赤大根の酢の物を食べ、大豆を炒って、「鬼は外、福は内」と言って豆をまき、厄を追い払った。

男四十二歳、女三十三歳を大厄といって、この年齢の人は特に宮詣りなどをして厄払いをしている。

11　三月の節句

三月三日を桃の節句ともいって女の子のお祝いの日としている。吉田では新暦の四月三日に行っている。

座敷に雛の壇を作り、帖佐人形などと産地の名前をつけて呼ぶ土人形を並べる所が多かった。

人形は、親類知人が人形市などで求めて前もって贈るもので、家に伝わる古い土人形は嘉例がよいといって贈ると喜ばれた。

雛壇の前に「フッの餅（よもぎ餅）」「小豆カン」「イコ菓子」を作ってお供えしてお祝いをした。

特に初めて女の子の生まれた家では初節句と言って親類縁者を招いて子どもの成長を祝っている。

現在は、土人形はほとんど見掛けなくなり、親や祖父母が、内裏雛など雛段の人形を購入している。

12　彼　岸

彼岸は春・秋二回あって、春の彼岸は三月二十日ごろの一週間で、中の日を「彼岸の中日」といって仏前や神棚に彼岸ダゴをお供えして、先祖の霊を供養しお墓参りやお寺参りをする。また、中日は殺生をしてはならないとされていた。

13　五月の節句

吉田では六月五日を「端午の節句」といい、家の軒端に「ショウブ」や「ヨモギ」をさしたり、菖蒲湯に入ったりしていた。「あくまき」「カカラン団子」などを作り、仏前・神棚に供え、出郷している子供にも送ったりして、子供の成長と安全を祈っている。

男の子の初めての節句をハツノボイ（初幟）といって、ノボイユエ（幟祝い）をする。

幟祝いの幟は上に定紋を染め、その下に八幡太郎、加藤清正などの武者絵や金太郎、鯉の滝上りの絵などを描いた大幟で、親戚縁者が染め物屋に注文して作らせ贈っていた。

鯉幟は最近の流行で、元は幟には吹き流しを添えていた。現在は「こどもの日」として祝日になっている。

14 六月灯

県内の各地で行われた夏祭りである。

町内でも、各地区で古くから行われている行事で、当日は自作の角張り灯ろうに絵や文字を描いて奉納した。

神社では祭典があり、催しなどもあり賑やかであったが、何時しか消滅同然となっている所もある。

町内で現在行われている所は

七月　三日　上河内　稲荷神社
〃月　八日　本吉田　西本願寺本名出張所
〃月　十日　本名大原　小岡どん（馬頭観音）
〃月十三日　後川内　虚空蔵神社
〃月十七日　宮之浦　八幡神社
〃月十九日　吉水　子持神（鬼子母神社）
〃月二十三日　牟礼谷・牧　公民館
〃月二十五日　倉谷　公民館
〃月三十日　東佐多浦　王子神社

15 七夕まつり

七夕まつりは、旧暦の七月七日「牽牛星」と「織女星」が、年に一度天の川を渡って会う日として、星を祭る年中行事で五節句の一つでもある。

現在は新暦で行っていて、吉田では八月七日に実施している。

七夕は、短冊形に切った色紙に墨で「七夕さま」「天の川」などと七夕にちなんだ言葉や、自分の願いを書いたもの、色紙を長くつなぎ合わせた物、着物を型どったものなどを、笹のついた竹に吊るした七夕竿を庭先に立て、字や手芸などが上手になるように祈った。

また、この日は「ハカコシタエ」と言って、墓掃除を一斉にして竹筒の花立てを作って古いものと取り替えたり、物干竿の竹もこの日に切ったものが良いとされていた。

16 お盆

町内は、八月十三日から十五日までの三日間、盆の行事をしている。

盆前に食器などを灰汁で煮て奇麗にして祖先を迎える準備をし、祖先の位牌も仏壇から床の間に移し、灯ろうをともして、その前に精進料理や団子、果物などを供え祖先の霊を供養している。

十三日は、「オショロサァ」が家にお帰りになる日とされ、夕方は家の木戸で迎え火を燃やし祖先の霊を迎える。親戚に「初盆」の家があると、必ずと言ってよいほど盆灯ろうを贈るのが通例で、遺族はこの盆ちょうちんを持って十四日は早めに行き、十五日は遅くまで墓参りをする習わしである。

なお、正月と同様に分家は本家に行き、ソーメンや線香などの供え物をして霊を弔い、近隣同士も初盆の家には、事前に供え物を贈るのが今でも続いている。

17 十五夜

旧暦の八月十五日、月のさす縁先に臼を出し、箕を載せその上に栗やカライモ、里芋のゆがいたものや団子を一升桝に入れて置き、花ビン（一升とっくり）にはススキ、萩、栗の枝などを活けて、お月様に供える。

子供たちは、一週間前から藁を集めて、青年や大人の人たちから綱を編んで貰い、月の出と同時に引き合った。綱引きの後、相撲を取ったりもした。これは今年の豊作を祈る意味もあったので、集落のほとんどの人が参加し、力強い綱引きが行われた。

本名の飯山は、他の集落と同じように藁で綱を作るが、綱と並行して大きなワラ草履を作っていた。片方だけで長さ四〇㌢、幅三〇㌢もあるヤマジョイ（山草履）で太く短くワラのヒゲが長くでているもので、綱を練る場所の月のよく照らす高い木の枝に吊り下げておく。十五夜の後も、草履は腐って落ちるまで残っていたという。

現在、藁で綱を作っている集落もあるが、大部分は市販のロープを使い十五夜の行事を続けている。

18 秋の彼岸

秋分の日を中心として前後一週間が彼岸である。

「暑さ寒さも彼岸まで」と言われるように、彼岸を境に気候も大きく変わっていく。行事内容は春の彼岸と同じである。

19 ホゼ祭り

方祭・豊祭とも書けるようにホゼは、一年の苦労が実り豊作であったことを、神に感謝する祭りで村の鎮守の庭で行われた。この祭りは、一年の祭りの中で最も喜びの大きいもので、境内では催しものや露店商などが並び賑わった。

お供えとしては、甘酒やニシメなどで親類や知人を互いに招き合って楽しんだ。

今は甘酒すら作る家は少ない。

(二) 人の一生（人生儀礼）

1 出産・育児

① 帯祝い　腹帯（岩田帯）

妊娠して三カ月ごろから五ヵ月ごろにかけて、実家の母親かおばに当たる人が、妊娠を祝いお産が軽く、子供が健やかに育つ事を祈念して贈られた腹帯（岩田帯）を、犬のお産が軽いと言う縁起に基づいて「戌の日」に巻いて貰い、帯祝いといって祝いをした。

② 出　産

出産間際になると「コ、ウンモドイ」と言って、実家に帰って出産していた。これも初産（第一子）のときだけで第二子からは帰らなかった。

当時は出産予定日も判らず、畑仕事の最中や外出中に急に産気づいて生まれたなど安産の話もあるが、出産は「身が二つになる」ということで、本人は勿論家族にとっても緊張が続き、安産を願い神や仏にすがっていた。

妊婦は、塩辛いもの、脂肪の濃いものはいけないとか、「火事を見ると赤痣やホヤケのある子が生まれる」「本人や身内の人が葬式に参列すると黒痣の子が生まれる」「双子のミカンを食べると双子が生まれる」「家族の中に妊婦がいるときは家造りをしてはいけない」など。

反対に、毎日便所を奇麗に掃除すると美しい子が生まれるなどとも言われた。

産室は、薄暗い「ウッノザ」や納戸を使った。

産婆（助産婦）のいない所も多かったので、産婆の手伝いの経験のある「トイアゲバァサン」に依頼した。

出産するとき、力むため天井から下げた帯や綱につかまって産む座産が一般的であった。

産まれると「トイァゲバァサン」は、臍の緒を切り産湯を使わせ、木綿の産着を着せた。

後産のことを「イヤ」と言って、大抵家の床下に埋めて、犬や猫などに掘り上げられないようにしたものである。

臍の緒は大事に保存し、その人が死んだら抱かせてやるものであった。

③ 育　児

母乳を与える事が当然で、たまに母乳の出ない母親、不足する母親は他の女の母乳を貰って与えたり、米の汁やオモ湯、ヤギの乳などで育てた。

米飯は、生後一年くらいから母親が咀嚼したものを与え始めた。

母親も働くため、昼間はコカレオビ（子負帯）を使っておんぶし、寒いときは、その上にネンネコを着てあやして寝かせたり、夜間は添い寝をして育てた。

忙しく人手のないときは、赤子の胴を帯で結んで片方を柱にくくりつけておくこともあった。

④ ヤシネオヤ（養い親）

生まれつき身体が弱い場合、強い子どもに育てたい場合は別に養い親を頼んでいた。

塩売りをヤシネオヤにすると丈夫に育つとして、重富・松原方面の塩売りの家にヤシネオヤになって貰って、正月や盆には親類付き合いをしていた。

2 新生児

① 名付け祝い

生後、男の子は三十五日目、女の子は三十三日目を、「日あけ」とか「ひはれ」といって、その間に命名していた。

昔は早死にする子どもが多かったので、中には半年から一年も命名せず、丈夫に育つのを確かめてから役所に届け出る事もあって、後日いろいろな不都合も起こった。明治になって、戸籍法が制定され「出生、死去等ハ必其時々戸長ニ届ケ」と義務づけられたのでそのような事はなくなった。

命名は、戸主がしていた。

② 宮 参 り

出産後三十三日目になると、産婦が産の忌みから解かれる日（ヒハレ）といい、産褥を離れ日常の生活に戻ることが出来るとされて、朝身を清めた後、母親の付き添いで初めて外出し近くの神社にお参りして、赤子の誕生を報告して将来の加護を祈念する。これを宮参りという。お産を実家でしたときは、宮参りには婚家から、宮参りの晴れ着を新調して贈り、母子を迎えに行った。

③ 食い初め

生後百日目になると、一人前の膳を用意して、食べる真似をさせて食い初めの祝いをした。

④ 餅踏ませ

初誕生の日、あるいは初めて歩き始めたとき「モチフマセ」といって、小さな草履を履かせて餅を踏ませ、また背負わせたりして新生児の無病息災と健在な成長を祈った。この餅は親類縁者に配られたが、焼いて食べるとその子がやけどをすると言われ焼いては食べなかった。

⑤ 初 節 句

生まれて初めて迎える節句のことで、長子の場合は近親者などを呼んで祝宴を開き、次子からは一般的行事として家庭内で初節句を祝っている。

3 歳祝い

① 七・五・三の祝い

数え歳で三歳、五歳、七歳になった年の十一月十五日を「七・五・三」の日といい、女の子は三歳の時、帯を付けてやり赤飯を炊いて祝い、男の子は五歳の時袴付けの祝いがなされた。

七歳になると「ナナツのユエ」が行われ、七軒の家から雑炊を貰う。

② 厄 払 い

男子の厄歳は、二十五歳、四十二歳、六十一歳、女子は十九歳、三十三歳、三十七歳をいい、その前後を前厄、

後厄として厄難を避けるために神社参りや厄払いの宴を開いたりした。

③　長寿の祝い

六十歳を還暦　七十歳を古稀　七十七歳を喜寿
八十歳を傘寿　八十八歳を米寿　九十歳を卒寿
九十九歳を白寿　百歳を亀寿

といって、吉田では八十八歳の米寿になると、家族や近親者が集まって長寿を祝っている。

二度若くなるという意味で、赤い頭巾、赤い肩衣を着せ表座に座らせ祝いをする。

男の祝いを「トカツ」のユエ、女の祝いを「イトヨイユエ」と言ったのは、祝いに参列した人に男は斗掻き（米の量を量る時使う道具）を配り、女は麻から取った糸のオのヨマを配ったのでこの呼び名が残っている。

4　冠　婚

①　結　婚

結婚は、当人同士の合意というより、むしろ家と家、親の意志が強く支配して行われた半強制的な見合い結婚であった。

先ず、双方の間に仲人が立って、男側から女側の方に相談があり、双方が合意したところで結納となり、やがて吉日を選んで結婚式が行われた。

結婚には、縁起をかつぎ、結納も挙式の日も、大安で戌の日が最も良い日とされた。

申（サル）の日、酉（トリ）の日は凶とされ、申は去るに通じ、酉は飛び去るといってこの日は避けた。

また、丙午（ヒノエウマ）・丙寅（ヒノエトラ）生まれは、男を跳ね飛ばすとか食い殺すとか全く根拠のないことで婚期を逸する人もいた。

②　結　納

両家で約束された日の午前中に、婿方から仲人夫婦・両親が嫁方に行って結納をした。

結納には、結納金（帯料）、酒、鯛などを持参する。

この結納に対して、結納返しは仲人を交え両家で話し合って決めていた。その日は嫁方で簡単な酒盛りをして、結婚式当日のことについて具体的に話し合った。

③　結婚式と披露宴

ゴゼムケ（結婚式）は、婿方の家で行われ、当日は勿論、二・三日前から婿方の方も、嫁方も近親者が集まり酒肴の準備に忙しい。

ゴゼムケの当日、準備が終わり夕方近くになると婿殿は最も身近なお供を連れて、嫁女を迎えに出掛けて、結婚が成立した礼を言って酒肴の供応を受けながら日が落ちるのを待つ。

日が落ち夜のとばりが降りる頃、嫁女より一足先に帰宅して、嫁女方の来るのを待っていた。

盛装した嫁は、お供と共に表間で、祖先・両親に別れの挨拶を交わし、表縁から下りて下駄を履く。（女性が表の縁側から正式に下りられるのは、嫁入りのときと死んで葬式をして貰うときだけだとされていた）

日がすっかり暮れると、嫁入り道具を先頭に、紋付き袴に礼装した近親者が続いて婿殿の家に向かい、婿殿の家で挙式、祝宴に移る順序で行われた。

祝宴の夜は、近隣の人たちが大人も子供も「嫁女見い」といってわんさと押し掛け、縁側の障子は穴だらけになるものであった。

式が終わって翌々日、三日戻りという花嫁の里帰りで結婚式は一段落となった。

5　葬　祭

葬祭の形式は、宗教や地域によって異なるが、吉田で行われる仏式・神式の一般的なものについて述べる。

① 死に水をとる

息を引きとる直前に、綿に水を浸し口にふくませてやることを「マツゴノ水」（死に水）をとるというが、親の死に当たり「死に水」をとるということは子供にとって最大の義務とされている。

② 使いをやる

死者がでると遺族は、先ず二人の使人を依頼してお寺や親類に死を知らせる。現在は、親類には電話を利用するようになった。

③ 枕なおし

死者の身体を清め、手を組ませ着物の襟を左前にして北枕に寝せ顔に白布をかける。

枕元に灯明・線香をあげ、白いご飯に箸を立てて供える。

④ 通　夜

死者の家に、親戚・縁者が集まり死者と最後の夜を過ごす。集落の人たちは、菓子などを持って悔やみに行って、遅くまで死人の思い出話しをして死者を弔う。

通夜の際、集落のまとめ役を中心にして葬式の段取りが話し合われる。

葬儀は特別な事情がない限り「友引の日」を避けて行われるのが普通である。

葬式の当日は、親類や集落の人が手伝いをして、喪主は何も手をつけない習わしで、男子は買い物、墓掘り、葬式の用具作り、女子は主として賄いの仕事を手伝う。

現在は葬儀社に一切を頼み、納骨堂に納めるため男子の手伝う事は少なくなった。料理も仕出し屋に依頼する

家も少なくない。

⑤　葬式当日の食べ物

仏式では、精進料理と定められ魚類は使わないが、神式では魚類が使われる。

当日は、白米のご飯・味噌汁・大根人参のなます・豆腐の油揚げ・にしめなどで、材料はお互いに持ち寄り合う。

⑥　納棺と出棺

肉親の者が、藁のたすきを掛けて遺体を棺に移す。土葬であった昭和の中ごろまでは、ほとんどが丸棺が使われた。

棺には死者が生前着用していた着物・愛好品・嗜好品、家族近親者の爪・髪、臍の緒、花、銭などが入れられた。現在は火葬にするようになり燃えにくい物は入れなくなった。

納棺が終わり祭事がすむと、最も身近な者が棺蓋を石で打ちつけ、親族の手により表縁から出棺し、出棺のあと藁莚で内側にはき清めた。

棺は、お守り役の人たちによって墓地に運ばれ、以前に掘ってある穴に埋葬、土をかぶせ墓標を立て、タマヤをかぶせ弔旗を立てた。

埋葬から帰るときは、絶対に他家に立ち寄るものでないとされていた。

家に入るときは、塩で身を清めて入るものとされ門口に塩と水が準備されていた。

現在は、門口から霊柩車で火葬場に運び火葬が終わると、近親者が骨を拾い壺に納めて、再び家に帰って祭儀を行い墓地に納骨する家もあれば、火葬場から直接墓地に行き納骨を終わり、参列者一同が線香をたむけ納骨を終わる。

葬列の順序は（神式）大体次のようになっている。

先払い――たいまつ――旗――花輪――提灯――花筒――前飾り――位牌――墓標――棺――神主――近親者――霊屋――一般参列者

⑦　法　事

死後三日目が、「三日トモレ」といい、近親者が集まって法事を行い、その後は死後七日目ごとに供養する。

初七日目をヒトナンカ、十四日目をフタナンカ、二十一日目をミナンカ、二十八日目をヨナンカ、三十五日目をイツナンカ、四十二日目をムナンカといい、四十九日目をキアケ（忌明け）といって法事をし忌中が終わったことになる。近ごろは葬儀の終わった日に忌明けの法事を行う家が多くなった。

その後は、一周忌、三周忌、七回忌、十三回忌、十七

回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌まで法要を行って、死後初めてのお盆に初盆の法事を行うのは今も続いている。

神道では、十日祭、二十日祭、五十日祭、一年祭、三年祭、五年祭、十年祭、十三年祭、二十年祭、三十年祭、三十五年祭、五十年祭を行い、葬儀当日に十日祭・二十日祭を引き寄せて行う家もある。

法事の日を引き寄せることは良いが、引き伸ばすことはよくないとされている。

㈢ 昔の遊び

子供の遊びは、自然の中で裏山の立木や竹を材料にして、自分で遊び道具を作り、遊び仲間同士でルールを定め、思う存分に屋外を駆け回って遊ぶことが多かった。

1 男の子の遊び

(1) ネンウチ

堅い木を、長さ三〇㌢ぐらいに切り、先をとがしたものを「ネン」と言った。

一人で数本のネンを持ち寄り、田圃などの土の柔らかい所に、じゃんけんで負けた方からネンを打ち込む。先に打ったネンに当てるようにして次の者が打ち込み、先に打ち込んだのを倒し、倒れたネンを自分のものにする遊びである。

また、打ち込みに失敗して倒れると、後の者は倒れたネンに向かって打ち込み、そのネン全体が位置を変えたとき勝ちとなる。

後、五寸釘をネンに代えて遊ぶようになったが、危険だということで禁止された。

(2) ギッチョ（キンカン）

長さ一〇㌢くらいの丸木の先端が斜めにカットされたもの（ギッチョ）の先端を別な丸棒で軽く叩いて、上にあがったところを打って遠く飛ばして距離を競う遊び。

(3) 打っゴマ

大きさはまちまちであったが、堅い木（カシ、シイ）を五㌢くらいに切り小刀で削って作った。


ウッゴマ

回っているコマを、回転方向に向かって棒の先に付けた「カジの皮」などで打つと、コマはすごい速さで回った。お互い同士でコマを合わせて喧嘩をさせ、先に止まった方が負けである。

コマの上に色を塗り、回ると模様ができて奇麗だった。

(4) ヒッゴマ

唐竹の直径四・五㌢くらいのものを、長さ五・六㌢に切り、上と下に板を張り、真ん中に軸棒を付け隙間のないようにロウをしみこませ、側面に斜めに穴をあけると

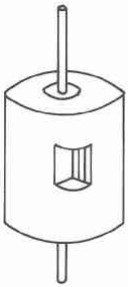

ヒッゴマ

出来上がる。

軸棒に紐を巻付け、紐を勢いよく一挙に引くとコマは地上で気持ち良い音をたてて回る。

作り方が少し難しく、家の人から作って貰って遊んだ。

(5) シイの実コマ

ドングリの実や椎の実の形の良いものを選り分け、親指と中指で勢いよく捻ると回った。

重心が高いと頭を振り良く回らないので、頭の部分を平たい石などですり潰して作っていた。

(6) タケテッポ、水テッポ

直径一㌢近い長さ二〇㌢くらいの竹を、七対三くらいに切り、短い方に長い方よりやや短めの竹を突っ込んで固定させる。

長い方に紙を濡らし丸めた玉を込め、これを先まで押し込み、次に玉を込めて勢いよく押すとポンと音をたてて先の玉が飛ぶ。紙の玉の代わりに万両の実を使ったり、杉の実、楠の実などを使ったが、実の大きさに合った口径のテッポウを作った。

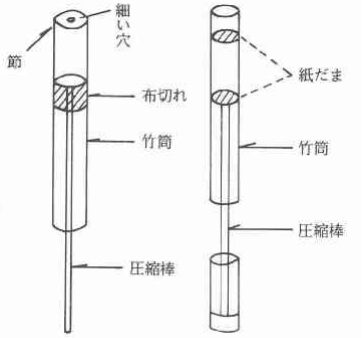

(7) ギッタ弓

二股（また）になった雑木の枝を見つけてきれいに削り、股になった両端の先端にゴム紐を付けて糸で固定し、二つを皮などで結び、皮の所に小石などを入れてパチンとはじいた。ゴムの強弱、引き具合によって飛ぶ距離が違った。スズメ打ちに出掛けて遊んだ。

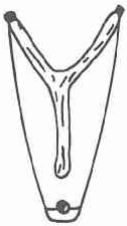

ギッタユン

(8) 竹トンボ

孟宗竹を幅二㌢、長さ一二㌢くらい、厚さ五㍉くらいに削り、飛行機のプロペラのように両端の表裏を反対方向に薄く削り、中央部に錐等で直径二㍉くらいの穴をあけ、そこに長さ一五㌢くらいの軸棒をさし込み、両手で軸棒を勢い良く回し飛ばす。長く飛ばしたり、高く飛ばしたりして競い合って遊んだ。



竹とんぼ

(9) サンゲシ（竹馬）

コサン竹や金ちく竹を利用して、長さ一五〇㌢くらいに二本の支柱を切り、双方とも下端から五〇㌢くらいの所に切り込みを入れて踏み台を付け、その踏み台の端と支柱の下端から一〇㌢くらいの所を支え棒で接続し、それらを藁で編んだ紐や針金などで縛りつけ固定する。こうやって竹馬を作って乗り回した。うまく出来ないので、兄や親から作って貰った。



サンゲシ

(10) ハスンゴ

地面に碁盤の目をかき、石ころや木切れなど見分け安い物を碁石にして、両側から交互に動かし相手の石をはさむとその石を取り、全部とると勝ちになる。

目の数は、始め五×五とし後増やすことも出来た。石は、縦と横に動かすきまりで、二つはさむ方法などもあった。

(11) カッタ打ち

反物の包紙など厚い紙を丸く切り、カッタを多く作ってカッタ打ちをして遊んだ。

平らな地面や板の間などで相手のカッタをすくったり、ひっくり返したりすれば勝ちとなって、自分の物になる遊びで、沢山のカッタを集めて自慢し合った。

後、為朝、清正、信玄などの武者絵が描かれたカッタが市販されるようになると、競って買い求め「カッタトイコ」が流行し学校の隅々などで行われた。

(12) タコ揚げ

唐竹か孟宗竹を割って骨を作り、障子紙のような丈夫で軽い紙を糊（飯粒）で張り付け、細長い紙の足をとりつけ、北風の強い田圃や野原で揚げて遊んだ。

後に奴さんや武者絵を描いた凧が市販されるようになったが、紙質が弱くすぐ破れがちであった。

この外にクチナシの花や金竹の皮、画用紙などを使って風車などを作ったりして遊び、夏ともなれば川で魚釣りや水泳、とんぼつり、夜はホタル捕りなど、秋は栗やあけびなど山の実採り、すず虫捕りや、冬になると木の実を餌に小鳥を獲ったりした。

(13) 腕 押 し

お互いの右腕・左腕の肘を畳や台の上にのせ、手を組み合わせ反対側の手で腕の力こぶを握り、対等の姿勢をとり「始め」の合図で押し合いを始め、相手の手の甲を畳または台に早くねじ伏せた方が勝ちとなる。

(14) 脛 押 し

右か左の脛を合わせ押し合いをする。痛さと力に耐え

きれず足を早く引いた方が負けとなる。

(15) ケンケン

地面に丸い円陣を描き、片足をあげ、反対側の手で足首を握り、肩先を相手の肩先に合わせ押し合いをする。手を足首から離したり、倒れたり、円陣の外に押し出されると負けになる。

(16) カクレンボ

じゃんけんで鬼が決まると、鬼は柱や木にもたれ目を閉じ、一から百まで数える。この間に皆は四方に散らばり、木の陰、家の陰、床下、うまやの藁の中などに身を隠す。百まで数えた鬼は探し始める。皆を見付け、名前を当てれば鬼は最初に見付けた人と交替し、皆を見付けださない内に誰かが鬼がもたれていた柱・木に手をつくと、またやり直しになる。

(17) メクランボ

地面に大きな円を描き、この円内に入ってじゃんけんで負けた人がめくらとなり、タオルで目をふさぎ相手を追い回し、捕まえたら相手の名を当てる。的中したら当てられた人が鬼になる。

2 女の子の遊び

(1) おはじき

市販されているガラス製のおはじきや小さい石ころなどで、一握りしたものを上に投げ手の甲で受け止めて切り込みをして遊んだり、おはじきを畳の上や庭に広げ、おはじきの間を触らないように小指の先で線を引き爪先ではじき当てる。

(2) テダマトイ

色とりどりの布の切れ端で小さな袋を作り、その中に大豆やじゅず玉、そまなどを入れて縫い合わせて手玉を作り、歌に合わせて遊びを考案した。

(3) まりつき

ゴムまりを、まりつき歌に合わせてうって遊ぶ。回りながらうったり、股をくぐらせるのや工夫して遊んだ。

(4) ゴムとび

輪ゴムを長く繋ぎ合わせ、膝の高さから一段二段とだんだん高くして最上の高さまで跳んで遊ぶ。

(5) あやとり（糸とり）

五〇㌢ぐらいの糸の端をくくり、これを両手の指の間に掛けていろんな形のあやを作り、相手はそれを指先で取る。作ったり、とったりして遊ぶ。とれなかったり、こわれたら、やり直す。

(6) ナワとび

一人でいろいろな跳び方をしたり、二人で跳んだり、大勢で跳んで遊んだ。

(7) 場所とい

地面に円を描き、それを鱗状に円内一杯に分けて描く。ガラスかけらの様な平たいものを指ではじいて、先の鱗状の区画を一つずつ取って行って、自分の場所を広げていく遊び。

(8) ままごと遊び

日だまりにムシロを敷いて、水桶は竹の子の食べられない所で作り、茶わんや皿は木の葉や食器のかけらを見付け、御馳走には、砂まんじゅう・木の実・草花などを使った。男の子はお父さんになり仕事から帰ると御馳走になり、人形が赤ちゃんで時には病人が出てお医者ごっこになり、発展した遊びが繰り広げられた。

(四) 講

吉田には、終戦まではさまざまな講が伝承されて来たが、時代の移り変わりにつれて段々失われつつある。

講には、山神講、田ノ神講、庚申講、秋葉講（小国講）、愛宕講、二十三夜待講、二十六夜待講、十二夜待講、お伊勢講、きりしま講、徳講、最勝講、縄ね講、御日待講、たばこ講、報恩講、ろうそく講や頼母子（たのもし）講などがあった。

これらの講は、信仰的な結成もさることながら、むしろ集落の緊密な結合という方が強く、また反面娯楽の少なかった農村では、気心の合った者同士の楽しみの集まりで、情報交換の機会でもあり社交の場でもあった。

講の行事はどの講でも大体同じで、講中の者が輪番で座元となり、夜集まって酒宴と話し合いがもたれた。

酒宴の料理は、米・野菜を持ち寄り、会費制で味噌・醤油などの調味料は座元持ちが多く、魚や鶏などや焼酎は購入して講中の負担として皆が出し合った。

1 庚申講

庚申講は、干支の庚申の日に行われる信仰行事で、吉田には所々に組織されていたとみえてその遺跡が多く残されている。（周知の文化財参照）

この講は、中国の道教の影響を受けた信仰で、「人の体内にいる『三尸（さんし）の虫』が庚申の日の夜、人が眠ると体内から抜け出し天帝にその人の罪悪を告げる。天帝はその人を早死させる。それで庚申の夜は身を慎んで徹夜すればよい」という説で、室町時代には仏教化して、青面金剛をご本尊とする庚申講が全国に広まった。

青面金剛は、ホトクイやオンバコなど雑草の種子を畑にまき散らす、アメノシャグメを踏みつけて退治する神であるとして、農民的な庚申信仰が生まれ、また猿田彦信仰と結びついて作神として農村に浸透していった。

吉田では、正月最初の庚申の夜は、青面金剛の掛け軸を掛け、祈願をして会食しながら徹夜で語り明かした。

座元では、丸餅を作り集まった人々に二個ずつ与えることにしていた。

2　田ノ神講

町内には、個人持ち、集落持ち回り、小高い丘、田の畔、道の三差路などに数多くの田ノ神像がある。

田ノ神は作神であり、豊作をもたらす神として敬われ田ノ神を中心にいくつかの集団が生まれ、田ノ神像を上座に、今年の豊作を感謝し、くる年の満作を祈って来た。

記録によると、田ノ神講は春と秋の二回、旧暦の十月の戌の日と、二月の丑の日に行われていた。近年になって徐々にすたれて講としての催しは見られない。

残存する講の記録は所々にあるが、判読しにくいものが多い。東佐多浦　前ノ郷　新正庵集落に残された記録によると

明治廿八年二月座　平原角右ヱ門

御田神祭日記

来秋座元　重田源之烝

田ノ神　秋春供一人前

一、白米餅　米五合ツツ
一、砂糖　三斤但シ六人ニ付
一、大豆　壱合ツツ（キナ粉用）
一、小豆　二合五勺ツツ（アン用）
一、肴代　壱人ニ付金三厘ツツ
一、花焼酎代　壱升　座元仕切ノ事

右明治廿八年旧二月座元平原角右ヱ門方ニ於テ衆議決定致候事

前ノ郷字新正庵

座元順

重田源之烝　鮫島直之烝　柏原彦助　重田堅十郎
高崎瀧助　平原角右ヱ門

3　二十三夜待講

この講は、お月様の出を待つ月待ち講である。

旧暦の正月、五月、九月の二十三日の月光には、阿弥陀仏・観音菩薩・勢至菩薩の三尊が現れると言い伝えられるところから、故郷を遠く離れて旅の暮らしをしている人々の「健康と祝福」を月の出に祈る集団行事で、古くから行われていたとみえ享保年間、天明年間の年号をもつ遺跡が残っている。

特に戦争中は、出征兵士の武運長久祈願をするため、その人の写真を飾り、二十三個の餅とその人の好物をまじえた酒肴を供え、その前で留守を預かる人たちは夜の宴を開き、無事を祈りながら遅く出る月を待った。

今はほとんど見掛けなくなっている。

4 秋葉講

鵜ノ木、桑之丸集落に残されている講日記は一部欠けているが文久の年から現在までの記録である。

それによると、講が開かれるのは、正月、五月、九月の十八日で、日記の表紙に明治五年までが「秋葉大権現講」とあり、同年九月十八日から「小国神社講」と改名されているのがわかる。



秋葉講日記

講の当日の座元人、触れ役、米取り役と講を開くための係役の氏名が記され、講当日の出会者氏名と出資金の明細が書かれている。

鵜ノ木・桑之丸では現在も引き続き講が開かれている。

四、生活の移り変わり

(一) 戦前の生活

1 衣生活

明治の中ごろまでは、ほとんど自給自足の時代で綿や麻を栽培する家が多く、荒れ地を開墾して植えた綿を秋にムシリ取って、サネカリにかけて繊維だけにし、糸車で糸にして自分で染めたり、クヤ（紺屋）どんで染めて貰ったりして、手織りにして衣類に仕立てた。

麻は、盆前に刈り取って共同で繊維を取って糸にしたという。麻の繊維をとるためには、麻を茹でる大きな釜と樽が必要であった。この釜のある場所を「オイデコシキ」と呼んで大きな木のある神社などの境内が選ばれ、そこで婦人たちが共同で繊維をとる仕事をしていた。

麻殻は、お盆に「ショロ様用」の箸に使った。

麻は、着物にすると軽くて夏向きの衣料として好まれ、特に蚊帳は涼しくて重宝がられた。

明治になって養蚕が盛んになると、上繭は販売して金に換え、不良品やくず繭で絹糸や真綿を作って絹織物の晴れ着として用いられるようになった。

① 仕事着

農作業用の仕事着のことを「シゴッダナシ」「コダナシ」などと呼んで布地は木綿で、裄の短い筒袖、丈は腰か膝までの短いもので、紺か黒の無地、女物は格子縞か絣を用い、男は冬は下にバッチ（股引き）を着て、夏はマワシ（ふんどし）のまま、女は襦袢・腰巻に前だれ（前掛け）姿が普通であった。

冬はこの上に綿入りの袖なしや半天といってシゴッダ

ナシに裏を付けたものを用いた。

現在のように男はズボン、女はモンペを着るようになったのは昭和十三、四年ごろからである。

○ **被り物**は、多くは手ヌグイ（日本タオル）が用いられ鉢巻にしたり、寒い時は頬かむりをし、女は手ぬぐいを被るのが普通で髪の後で結んだ。



ミノ

大正の頃になって麦わら帽子が流行した。雨天のときは、タカンバッチョと蓑を使っていた。

ビニール製の雨具が使われるようになったのは、昭和三十年代になってからである。

○ **作業用の履き物**は、「アシナカジョイ」と言った足の裏半分の長さの短いゾウリであったが、ハダシ（素足）の人が多かった。

地下足袋の使用は、昭和の始めごろからであったが、作業時に使用するようになったのは戦後からである。

② 普段着と晴れ着

普段着は、男女とも縞か絣の木綿織りが普通で、子供は筒袖に肩上げをして、裾の長さは腰あげによって調節ができて、女物は色の花柄模様の着物が多く、大人になると肩上げがとれて、袂衣装を着るようになった。

晴れ着と普段着の区別は判然としたものでなく、新しく仕立てたものを晴れ着にして、古くなったものを普段着にしていた。

男子の晴れ着は、木綿のナガイショ（長い着物）に羽織りを着ると立派な晴れ着であり、結婚式や葬式に出る時は裕福な者は紋付きや袴・足袋を着用する者もいた。

女子の晴れ着は、新しい手織りの木綿や銘仙の長い着物に羽織りに広帯をしめて、足袋履きが普通の晴れ着であった。

慶事には、裾模様・紋付き長袖広帯、弔時には黒ずくめの紋付き姿が普通であったが、めったに使う物でないため、借りる事もあった。

2 食生活

一般の農家の食生活は、質素で変化に乏しく、朝・昼・夜の三食とも、ご飯と野菜を沢山煮こんだ味噌汁に自家製の漬物か梅干し程度で、魚・肉が食膳にあがることはほとんどなかった。

ご飯と言っても米だけ食べる事はなく、粟・からいもまたは麦・稗などを混ぜた飯で、どこに米粒があるか判らないものを常食としていた。

このほか、ソマ粉・カライモン粉・小麦粉を使って、団子やだご汁にして食べるのが常であった。

弁当は、杉の薄板か竹で編んだ弁当箱に飯を一杯詰め、水は竹筒に入れ、おかずは漬物（大根・ラッキョウ・高菜）か梅干し、生味噌であった。

仕事の都合で朝が早かったり、夜なべでもする様になると、一日四食・五食とる家庭もあり、中間食として小麦団子か、ゆでた芋などを食べていた。

農作業のとき、午前十時と午後三時に「タバコアガイとか、十時ん茶・三時ん茶」と称して休みをとって、団子や煮しめを食べるのが通例であった。

このように日常の食生活は質素なものであったが、正月、花見（でばい）、とき（講）、お祭りなどの行事のある時は、米（赤飯）、魚・肉を使った特別な料理が作られたので子供たちは、これらの行事のくるのを待ちあぐんだものだと言われる。

これほど、米食は子供たちの憧れの的であったので、親たちは「早く米の飯を喰える人間になれ」と励ましていた。

食生活に欠くことの出来ない調味料の味噌・醤油は、戦前までは店屋で買うことは、その家の主婦の恥とされて、どこの家でも原料となる大豆や麦を栽培して、塩だけを購入して作られたものである。

3 住生活

① カヤ葺屋根

昔の家はカヤか麦ワラ葺屋根であった。カヤ葺屋根は二、三十年ももったが、麦ワラ葺は四、五年ごとに葺換えなければならなかった。

屋根の葺換えには、多くのカヤを必要としたので、各集落ごとにカヤ立野があり、毎年二月ごろカヤの生育がよくなるように集落の共同作業で野焼をしていた。

カヤ刈りや葺換え作業は、お互いに手伝う習わしで、「ヤネフッ（屋根葺）と、ソシッ（葬式）のカセ（手伝い）は断れぬ」と言われていた。

長持ちはしないが、水田地帯では小麦の麦わらをカヤの代わりに使っていた。

屋根の葺換えは、カヤや麦わらの材料の関係で一度に四ヒラ（四面）を葺換えることはめったになく、一ヒラか二ヒラずつ何年かに分けて葺換えていた。

② 農家の屋敷構造

一般に母屋、中屋、馬屋の三棟からなっており、この

外に隠居と風呂小屋（露天風呂もあった）を別棟に作ってある所もあった。棟の間は竹樋でつながれ、床は高く約九〇㌢もあり通風を良くし、湿気を避けるためでもあるが、薪になる割り木を詰めていた。

母屋の間取りは普通、おもて、うつの間、なかえ、なんど、うす庭などからなっていた。

○ おもて

おもてには、トコサア（床）があり、小床には仏壇も置いてあって普段は使わず、珍客のある場合とかお祝いのときなどに使う場所とした。

○ なんど

おもての裏にあって、長持や櫃などを置いて、その上に夜具・布団を載せていた。

○ うつの間

主婦の寝間であったり、病床に使われたり、その家の人々の寝起きの間でもあった。

○ なかえ

すえん間ともいって、普通一段下がってユルイ（いろり）があって台所に続いた。台所は板の間であり、どこの家にも水を貯えるハンズ（陶製の水桶）が置いてあった。

○ いろり

床下から粘土と自然石とで積上げて造った半畳か一畳ほどの炉で、上からジュゼカッ（自在かぎ）が常備されていて、煮炊きができるようにしてあった。

いろりは、一家団欒の場であり、いろりを中心として生活が営まれて行ったと言ってよい。座る場所も一定していた。

いろりに続いてハシイと称する調理場・食器洗い場があって、床は竹製で丸竹や縦半割りの孟宗竹を伏せて並べた床で、水が下に流れ落ちるように考えられていた。

○ うす庭

普通うす庭（臼庭）は土間で、竈が設けてあって餅つきや味噌作りなどの煮炊きの場でもあった。

○ うんま小屋

農家では、大正初期まで馬を農耕用として使用していた。その後馬に代わって牛が飼育されるようになり、ウマヤを牛小屋とも呼ぶようになった。

③ 建築儀礼

家を新築する場合、次のような儀礼があった。

先ず敷地の選定が終わったら「地鎮祭」を行う。

次に製材所のない昔は、コビキを頼んで山に行き材木を切る。このとき、最初に切る木の根元に榊を立て、お神酒を供え山の神に仕事の安全を祈る。

切り倒した木を用途別に切り、馬や牛で運び出す。

大工が仕事に取り掛かるときは「角立(つのた)て祝い」をする。この日は親類縁者を呼び、米・塩・焼酎を供えて、コビキを上座に大工の棟りょう、大工の順に座に着いてお祓いをする。

大工が柱の切り込みを済ましたら、敷地の区割りをして、柱を建てる位置に土台石を置いて地突きをする。

地突きは、大黒柱の所から突き始め、乾（北西の角）で突き終わるしきたりであった。

地突きのときは、「地つき歌」に合わせて大きな丸太に十数本の綱をつけて引き上げ、急に落として突き固める。

地突きが終わると家建てに掛かる。

柱を建てて組み合わせていき、最後に棟木を上げる。棟木の上には、大きな弓にかぶら矢をつがえて立てる。矢は親類のいない方向に向ける。また、五色の布を垂らして扇の的をはって神を祭る。

祭壇には、もち米・塩・焼酎・餅・銭（一年の日の数三六五円）・大工の物指し（曲尺）を供える。

屋根の四隅には餅を供え、棟木に雷よけの米と塩を紙に包み、桑の木の枝にはさんで打ちつける。

棟りょうと施主、外二、三人が祭壇に上がり、棟りょうが祭文を唱えた後、銭と餅を四方にまく。

棟上げの夜は棟上げ祝。建築が完成するとジョジュエ（竣工祝）をする。このときは、コビキ、大工を始め工事を手伝った親類や友人を招く。

(二) 戦時下の衣・食生活

日華事変が日増しに拡大し、昭和十三年四月には「国家総動員法」が公布されて、これを基にしてあらゆる生活必需品は統制されて統制経済へと進展し戦時色が濃くなった。

昭和十五年には軍服に似たカーキ色の男子用の国民服が作られ、公式の場ではこれを着用するようにと制定され、女子用としてはモンペ着用が奨励された。これは、銃後を守る女性が男の仕事をやらなければならなくなったこと、バケツリレーやハシゴ乗りなどの防空演習が始まり、否応なしに足のさばきが必要になってきたことなどによる。

モンペの型紙が婦人会員の手で各家庭に配られた。

吉田では、モンペ着用式まで催し、モンペ着用を奨励した記録がみえる。

こうした中で、昭和十六年十二月八日太平洋戦争が始まり、衣料の原料となる綿や羊毛の輸入も出来なくなり、純綿のものが姿を消し物資は無くなり、物価は上がり国民生活はだんだん苦しくなった。

翌、昭和十七年一月には衣料も配給制となり、割り当てられた点数の範囲内でしか布地、縫い糸などの購入は出来ず、仕事着にしても、子供たちの学生服も、持ち合わせの布地で継ぎはぎしたもので、我慢しなければならなかった。

長い時間をかけて行列の仲間入りをして、ようやく手に入れた布地は、スフと呼ばれる、洗えば縮み、繊維が弱くすぐ破れるシワのよりやすい粗悪品であった。

服装にも制限が加わり、男子は国民服に戦闘帽、女子はモンペ姿に防空頭巾というのが一般的な服装になった。

食にしても、統制令が公布されると主食は勿論、塩・砂糖などの調味料その他焼酎、海産物に至るまで配給制となった。

しかも配給量は極めて少なく、配給開始の頃の配給量は成人一人当たり一日白米二合五勺（約三三〇グラム）であった。そのうちに配給される白米は七分搗きになり、五分搗きになり、三分搗きにとだんだん黒くなっていった。

そのため一升瓶の中に三分搗きの米を入れ、足で瓶を押さえ両手で木の棒を握りコツ、コツと搗いて白米にして食べた。

昭和二十年になると、配給量も二合一勺（約二〇〇グラム）になり、大部分は外米（赤米）、こうりゃん、押し麦、うどん、甘藷、馬鈴薯の混合配給となり、戦況が悪化するにつれて配給品は遅れ、調味料などは家庭に届かなくなる状態であった。

農家であっても食糧の統制が厳しく、雑穀までも供出が割り当てられて十分な食糧はなく、僅かな米に甘藷や大根を入れた雑炊を食べながら、空襲を避けながら増産に励んだ。

戦時下の生活を知る資料として、個人の日記帳や吉田校区婦人会記録がある。これらの記録から特に共通実践事項として協議された項目を、食生活と衣生活に関係するものを述べて、当時を偲びたい。

食生活に関係する実践項目

- 正月料理は三品以下とする
- 各班で一反歩（一〇ａ）以上の甘藷畑を開墾すること
- チョコ米（さかずき一杯の米）を取ること
- 毎週日曜日を、米なし日とすること
- 外出のときは、甘藷弁当を持参すること
- 代用食の製法講習会の開催（パン製法）の件
- 婦人の手で、ヤミを撲滅する運動を行う
- 供出米の督励に努める
- 婦人馬耕の奨励と競技会を実施する

○ 落葉・野菜屑などを堆肥にすること
○ 日雇い、大工、屋根葺などには昼食を出さぬこと

衣生活に関する項目

○ 衣料更生講習会の件
○ モンペ服調製の件
○ 平素の服装は、半袖にモンペとすること
○ 冠婚・葬祭には紋服を用いずモンペですませる
○ 綿の回収、座布団綿の供出をする
○ 婦人会のタスキを供出する件

その他

○ アルミ貨を全部貯金すること
○ 国民貯蓄運動の件
○ 白金動員の件
○ 弾丸切手販売に協力
○ ヒマの採集協力
○ 時局講演会の催し
○ 出征兵士の見送り、祈願祭の件
○ 遺骨出迎え、村葬への参列の件
○ 防空訓練の催し

等の協議事項が丹念に記載されている。

(三) 戦後の生活

1 食生活

太平洋戦争が終わると、復員や海外から引き揚げて帰郷する人々が多く、消費人口が急激に増加したため吉田でも食糧事情は悪化した。その上、秋の稔りを待ちあぐんでいた昭和二十年九月、枕崎台風の直撃を受け農作物は荒らされ村民の望みは消えた。

米の配給量は少なくなり遅配も続いた。毎日の食生活は、野菜と一緒にした雑炊を作って食べていたが、その野菜なども台風のため不作となり、甘藷の葉柄やカボチャの葉柄などを工夫して食べたり、山芋や山百合の鱗茎なども採掘して食用にした。葛の根を掘り、叩き潰して澱粉をとり貴重なものであったが食用にした。

翌二十一年の春は、野ビイ・クサキの葉、タラの芽などの山菜に頼った。

占領軍はこのような食糧事情の危急を救うため、トウモロコシの粉や大豆粕、フスマ（小麦粉をひいたカス）を放出したので、これらで団子を作り焼いて食べ飢えをしのいだ。

当時村内には、戦闘帽をかぶりリュックサックを背負った人たちが食糧を探し求め、あちこち歩き回る姿をみかけ、床ガライモ（甘藷のつるをとった後の芋）までも喜

んで買い求めたということである。

鹿児島駅前や西駅前、街角などにはヤミ市が登場し、食糧を求める人で賑わいをみせ、「ヤミ成金」とか、衣服を一枚ずつ売ったり食糧と換えたりしたので「竹の子生活」と言う言葉が流行したのもこの頃であった。

嗜好品も、愛煙家が松やヨモギの葉などを紙に巻いて吸ったり、メチル酒のため目を潰したり一命を落としたりもした。

このような生活も、米国の物資援助や国力が回復するにつれて次第に良くなり、食生活は急激に変化をもたらし、金さえあればなんでも入手出来る時代になったが、「米つぶを落とすとバチがあたる」と躾けられた戦前に比べ、食物に対する感謝の念が薄れ、粗末にする傾向がみられるようになった。

2　衣生活

戦後は、衣料を食糧に換えてしまって着たきり雀の状態がしばらく続いた。当時の一般的な服装は、男子は軍服に戦闘帽・軍靴、女子は着物にモンペ、手製の買い物袋を下げ下駄ばきかズックであった。

しばらくして産業界が復興し、科学文明が進みナイロン・テトロンなどの化学繊維も生産されるようになって、衣料切符制も昭和二十五年に撤廃された。

特に化学繊維は丈夫で軽く、しわになりにくく、乾燥も早かったので好まれた。戦後強くなったのは「女と靴下」などという言葉も生まれた。

現在は、普段着は洋服となり、活動しやすいズボン姿が多くなり、後姿だけでは男女の区別がつかない姿も見かけるようになった。

(三)　節目における村（町）民の生活

太平洋戦争（大東亜戦争）勃発、敗戦、新円切り替えの大きな変化の時、村民は、どんな生活をしていただろうか。表現はそのままにし、氏名は出征・戦死者以外は仮名にした。

1　太平洋戦争勃発

昭和十六年八月三十日　曇小雨　文志入営祝い

八月三十一日　曇　午前五時、文志が自宅出発。われらは八幡神社境内まで見送り、庭で別れ、鹿児島へは八人で送って行った。午後二時頃帰って来た。行くときは、吉野経由徒歩。終日上田平にいた。夕方帰った。

九月一日　晴　草を切ってから豆を干して、十石の粟のふけり残りをふけいけ行き、午前に済ませて帰った。

※ふけり残りをふけいけ行き（間引きの残りを、間引きに行き。粟は種を蒔くので、密生して生えるため、間隔をとって引き抜き、丈夫に育つようにする）



昭和16年６月　後中農繁期共同炊事食事風景

九月二日　晴　朝仕事に、楠元の田に油入れをした。私はそま畑鋤き、午前・午後とも。妻は、T方の粟ふけりの加勢終日。Mは午前は乾燥草切り、午後はSと畳の敷込み方をす。Sは、午前、菜園畑打ちをした。

※田に油を入れた（油を田に撒き、害虫を竹竿等で水面に払い落とし、害虫を駆除する）

※そま畑鋤（ソマ（そば）を蒔くために、畑を牛・馬を使って耕す）

※菜園畑打ち（自家用の野菜を植える畑を耕す）

九月三日　晴　草ども切ってから、豆殻を干し。それから後ケ原の粟中引きに妻と二人行き、アンモニアをやり、午前にかしたの方から引き、一番ともの藪まで引き終わる。帰りに組合から買物をしたり、高寺の銭を借りて来た。（二百円也）これはEに持たした軍刀代でY様に払うのであった。午後は豆殻を打ち（Y婆の加勢をせらった）。Y様こられるのを待っており、五時半頃こらしたら、金三五〇円の軍刀代を払い、お礼に包銭をしたら取られなかった。それから、自分は夕方ソマ肥混ぜをした。Mは、青年学校に行き、Sは午前は休んで午後は豆殻打ちをした。

※豆殻を干し（大豆の殻は、薪に火をつけるときに使ったり、稲等を野積みする時、豆殻は腐食しにくいので、一番下に敷いたりしていた。）

※かしたの方から引き（上の方から、耕し）

※一番ともの藪まで引き終わる。（畑の下の方の藪まで中耕し終わった。）

※包銭をし（お礼の印として、金を包み、渡す。またこころざしとしての金）

※ソマ肥混ぜをした（そば用の肥料作り）

九月四日　曇　私は、後原の粟中の引きかけを引き取り、帰りに小向得方に蒲生の婆様の初盆に包銭を頼みに寄って、組合から買物をして帰り、妻らは茶碗などを煮て磨き午後はオカベをし、私は午後は墓の花竹筒を替えに行き、それから下駄の緒立をし、小屋の清潔をす。

※引きかけを引き取り（中耕の残りを済ませて）

※お盆（この頃は、旧暦で盆の行事をしていた）
※茶碗などを煮て磨き（盆を迎えるため、茶碗等を木灰を入れて煮て、油分や汚れを落とす）
※オカベをし（豆腐をつくり、当時は自分の家で作っていた）
※花竹筒を替えに（墓花筒は、真竹や孟宗竹の小さいのを使っていて、盆と正月に新しいのと替えていた）

九月五日　曇　お盆祭り、Eに手紙の返事を書いて出し餅を搗き、夕方前小路の小向得方に盆礼に行って見たが、留守であったので、初盆に行って来て、また来て見たが矢張り留守であったので帰った（品物は正中一本と餅重入れのまま置いて帰った）。Nが墓参りに来て寄った。正中をびん一本持って来てくれた。
　夕方Kが盆礼にY子を連れて来た。十時過ぎ帰った。

九月二十七日　晴　午前私は、菜園場畑打ちをし、妻は精米に籾を引かせて行き、午後は東義雄氏の村葬が本名校であり、一時に後本倶楽部に集まり、遺骨の供をして行き、二時過ぎ始まり、読経、焼香、弔辞等一切の葬儀を了へ、墓へ行き、帰る時は四時過ぎであった。
　それから、夕方ちょっと菜種植えの準備をした。
※菜園場畑打ちをし（自宅で使う、野菜を植える畑を耕す）
※引かせて行き（だし車に荷物をのせ、牛に、だし車を引かせて行った）

九月二十八日　曇　菜種植えをす。末広武夫に今日また、召集が来た。妻は、午前は布団縫い。午後はY婆の味噌つき加勢に行った。夜、今留で集落の寄をす。
※寄をす（話し合いの、集まりをした）

九月二十九日　小雨　二人共タンドに出た。宅が午後は茶沸かしをした。夕方からY婆が脳が痛せしてSIが来たり宅から行ったりして、TDに灸しどんを頼みに行って貰い、直ぐ来てくれらった。針をせらった。自分とTDと泊まった。
※タンド（用水路に溜った土砂をとり除く。溝こしたえとも言う）
※灸しどん（灸をする人。針灸師）
※来てくれらった（来てくださった）

十月三日　晴　私は、八幡神社に祈願祭に行き、後で出征軍人、遺家族の写真取りあり。それから末広の応召祝いに行った。妻、Mは朝から加勢であった。

十月四日　曇　午前八時に、武夫が出発するので、郷中は六時の鐘を打って、末広に集まり、飯を食うて、正中を飲み、八時に出発。永石の下まで三味をひいて行き八幡神社に参拝し、挨拶し、郷中の見送りはここまでで別れ、県道より自動車にて行く。鹿駅迄見送りは郷中からの五人と親類から六人、十二時四十五分の急

行から行き、汽車が出てから、われらは昼食をなし、それから、思い思いに買い物をなし、午後四時の自動車から帰った（女三人は二時ののから上がり）。五時頃帰り、それから皆、末広に行き後祝をなし、八時半に帰った。妻らは武夫を八時に送って行き、それから婦人会の総会に出て、四時頃帰り末広に行き。

※三味をひいて行き（三味線をひきながら行く）

十月五日　曇　二人ともタンドに出た。Mが内にいて旧十五夜につき牡丹餅どもした。

十月六日　曇　タンドに一人出た。妻は学校に慰問袋送りの準備に行った。

※慰問袋送りの準備（国防婦人会などが中心になって、戦地の兵隊さんに郷土の近況の写真や日用品などを送った）

※慰問袋について次のような文書で指導がなされたと思われる。

・・ニ贈ル送リ物ガ所謂慰問袋ノ名ヲ以テ取扱ハレ、ソノ内容モ送ル人々ノ身分ニ依リ時ニハ拾円見当或ハソレ以上ニモ及ブモノアリ又此等見本カ百貨店等ニ陳列シアルタメ慰問袋ハコレ位ノ程度ニセサレバ献納出来サルヤト献納カ非常ニ億却ニナリツツアル現状ナルニツキ内容品選定上ノ標語ヲ左ニ列記ス参考トセラレ度

イ　主旨

慰問袋品物ヨリモ熱ヲ入レ
暖カイ誠心籠メタル一袋
慰問袋廉価ニ作リ数多ク
送レ兵士ニ士気ヲ鼓舞スル精神ノ弾丸ヲ

ロ　慰問袋

前線テ喜フ時ハ二ケ月後

この文書は、役場に保管してある復員者名簿用紙の裏に印刷されていたものである。

十月八日　晴　朝、私は八幡参りに行き、帰ってから籾を組合に二度引かせて掛けて売り、それから森林組合の寄に学校に行き、夜入って帰る。妻は蒲生に遠足の洋服買いに行き。今日、Mは西森に昼から加勢に行き、われらも帰ってから皆西森に行った。郷中も総てシヨヨであった。

※二度引かせ（牛車で二回運んだ）

※シヨヨであった（ごった走であった）

十月十日　晴　楠元井堰の竣工式をＫＫ宅にてなす。午前八時より昼食携行で二人とも出て準備をし、折り詰めを取ってなす。県から木佐貫技師と梶原助手書記が



昭和16年10月10日　楠元井堰竣工祝い

来かたあり。村長、農会長、勧業主任と村から三人、十一時半に昼食をなし、それから井堰の所に行き奉告祭を行い講演を聞き、またＫＫ方に下り大いに祝をやった。県の人達には、合同タクシーを呼んで夜が入ってから暫くしてから帰られた。帰られるときは下の本道までテコ・三味線で送り出てたら満足そうに帰られた。われらの帰りは十二時頃であった。

十月十八日　雨　午前は休み、午後一時よりＫＫ方に寄り井堰の計算整理しをした。妻・Ｍは湯脇一義「遺骨」出迎えに行った。……略……。

十月十九日　曇晴　午前はＫＫ方からセメントを引かせ午後一時から角力見に行った。妻は朝から小向得に加勢に行った。（学生のＴ方の田刈り、今日午前）……略……。

十月二十日　曇晴　稲刈り、Ｔ方の稲刈りを警防団のしの加勢にこられた。……略……。

十一月十日　晴　ＭＩ男が洋服店を満期になり帰るとき、祝いのためわれら二人とも夜の明けぬ内に家を出た。諸品物を準備して荷のうて吉野道を歩いて往復した。

十時半に着き一時過ぎ祝いになり、主人様より金百円を下された。午後四時より帰り始め、宮之浦より夜が入って帰った。今日は湯脇一義氏の村葬あり。

十一月十一日　晴　私は郵便局に貯金を下げて、農銀の利子を送りに行き、本城に寄って帰りに、ＭＩ男が行李を持って来た。ＭＩ男は今朝一番の自動車から帰って来た。旧の九月二十三日夜に当たるので、四戸共同して二十三夜待をする事になり、今日はその準備であった。夜は沢山来て頂き盛大に二十三夜待が出来た。

※二十三夜待（外（旅）に出ている人の安全を祈る行事）

十一月十五日　晴　ＭＩ男はまた今日鹿児島に出方をした。妻とＭと行李と夜具を持って送り、二番の自動車から行った。妻は帰って稲扱（いねこき）をし。Ｍは役場に謄本下げに行き（赤十字社看護婦志願をするのに）、自分は朝から井戸ポンプ修繕、昨日ＫＵが鹿児島に修理に行ってくれた。井戸の中に入って清潔をして、ポンプを取り付けたら良く出るようになった。

午前中に済み今留へ行って茶を飲み計算をす。各自一円出し。午後は自分も稲扱をした。井戸田の分全部扱取った。

※稲扱（稲の脱穀をする）
※謄本下げ（戸籍謄本を役場からとってくる）
※各自一円出し（各家一円ずつ出す。数軒で井戸を使っていたので管理も共同であった）
※扱取った（脱穀を終わった）

十一月十六日　晴　朝、Ｉ方にＭＩ男が適齢届を書いて貰いに行った。走落(はしりおとし)の大ぜまちの稲扱をす。稲扱は早く済んで藁こずみに縄掛けをした。

※適齢届（二十歳になれば届け出の必要があったらしい）

※藁こずみ（藁を円柱状に積み雨水で腐食しないようにする）

十一月十七日　晴　妻とＭは走落小せまちの稲扱をし、自分は籾を干してから高崎の麦田鋤きをす。午前に鋤きとり午後は、コラ田溝際(ぎわ)のを半分位鋤いてから藁こずみをした。妻らも小せまちは午前に済んで午後は下屋敷のを一こずみ扱いだ。

※小せまち（面積の小さい田んぼ）

※麦田鋤（麦を植えるために田を牛で耕す）

十一月十八日　曇　朝、ＳＴ方に甘酒麹頼みに行き、それから大原に牛のトリコモナスの検査受けに行き帰ってから下屋敷の稲扱をした。妻は朝から扱方をしＭは青年学校へ行き。今日は婦人会貯金を納めた。

十一月十九日　晴曇　昨夜二時が十五分前大きな地震がした。今朝、Ｉ方にＭＩ男が適齢届けを頼みに行き、それから入れてあった稲扱をし、午後一時半から青年学校で時局講演があるので、私は聞きに行った（講師は谷山出身福留中尉）三時より三時四十分まで。四時過ぎ帰ってまた稲扱をした。

十二月一日　曇　午前は婚姻届書きをし、妻は、Ｍがソバ切りをして食わせと言うので、ソバきりを打っていでた。自分は藤右衛門店まで砂糖買に行き（三斤）。午後から十石に粟刈りに妻と二人行き、少し刈って駄たり、荷たりして来た。夕方、上野直左衛門方に届け書を見て貰いに行き、また上鶴精米所から米を持ってきた。Ｍは矢張り良くなく寝ていた。

※ソバ切りを打っていでた（そばを作って、湯がいた）

十二月二日　曇　牛が昨夕からカラオラビだしたので、今朝、早く自分は本城まで引いて行き頼んで置き（種付け）すぐ帰り、Ｙ婆の前小路のエトシドンぬ頼んでいてくれらったので（Ｍの病気に）朝食をすませておったら直ぐ来てくれらった。紅と針をしてくれらった。

　灸としどんの帰られてから、われら二人は十石の粟刈りに行き、もち粟だけ刈り取って昼食に帰り、午後はまた半分シャクノ粟刈りをし五時まで刈ったら刈り取った。Ｍは矢張り寝ていた。

※もち粟（粘りのある粟で、餅などに使う）

十二月四日　曇　牛のタンソ病予防注射に大原まで行き、それから、後ケ原の粟の残りを刈りに行き刈り取って、午後は、駄たり荷たりして総て運び取った。籾を干したれども乾かず。

十二月五日　曇小雨　朝、郵便局まで貯金下げに行き、それから十時より学校へ本年卒業生の就職に就いて紹介所から来かたがあるので私は行った。講話と知能検査があり、就職先を聞かれた。午後三時に帰りそれよりモチ米を下ろして精米に行く準備をし、尿を汲み、夜は葉書を書いた（四人分の返信）。Mは今日から起きた。

※本年卒業生の就職（高等科二年の卒業生）

十二月六日　晴曇　朝仕事に、上鶴精米所にモチ米搗に行き（餅三、シャク一叭）誰れどもおらず、本宅まで行って見たら、直ぐには来る事は出来ないとの事で、籾は頼んで帰って、粟を扱ぎ、後ケ原の分は全部扱とった（二叭と少し）。夜は活動あり。M、SY、TY三人行く。

※活動（活動写真・映画）

十二月七日　晴　昨日、扱落した粟を干し、十石の粟を扱落しおったら、鹿児島からMI男がラジオ機械を持って来た。今夜は泊まっていてラジオを載せる棚造りをした。われら粟たたきをした。二叭以上

※ラジオは昭和十二年の議会答弁で「村内に三十台ある」とある。

十二月八日　晴　今朝、一時半、米国と交戦。畏くも宣戦の詔を下し給えり。三時半に英国とも宣戦の詔勅を渙発あらせらる。

八日参りには私が行き、MI男が一番自動車から行くので、から芋とボンタンなど持たせて妻が本城まで送って行った。それから、妻は、もち粟扱ぎをし自分は楠元の麦田鋤きをした（二枚半）

十二月九日　晴小雨　妻は朝、浦の稲荷神社に祈願参りに行った。自分は肥混ぜをしたり籾仕上げをしたり。妻は、籾仕上げをしてから、午後は、御供田重雄の遺骨帰還に付き本城まで迎えに出た。

十二月十日　晴　私は午前、後ケ原に畑の小尻とりに行く（鋤くように）。午後は、から芋をいけてから、こら田の鋤きかけの田鋤きをした。妻とMは前屋敷のから芋の取りかけの取りかたをした。十二時から籾干をしたり、キンカンちぎりをした。

※小尻とり（畑を牛馬に鋤を引かせ耕すとき、鋤易いように人手ですみを耕す）

十二月十一日　晴　午前は後ケ原に肥上げ（車で二度）午後一時から学校で警防団員、家庭防空班長、部落会長等の防空についての寄いがあり私が行った。内村駐在巡査の講話あり。準備管制、警戒管制、空襲管制の話および警戒警報、空襲警報の話しあり。終わって三

時半に帰り、それからまた後ケ原に肥を荷(に)て行き、砂を取った。妻は午後……略……。

十二月十三日　雨　昨日の、防空についての寄の件を、達しなければならぬので、朝、今留に話に行き、直ぐ寄って貰う事にして、KUが廻ってくれて寄って貰うた。十二時過ぎまでかかった。それから籾を空に上げかたをし、粟種子の仕末をし、下駄緒立てをした。

※空に上げ（屋根裏に上げる。土木建築の民家を参照）

十二月十四日　曇雨　後ケ原の麦植えにMとSYを連れて四人行き、午後二時までかかり、全部済ませて雨に濡れて帰った。それから雨降りで何もせず。夕方から第一班の婦人会で警防団の詰所に夜ぶれをして行く事を受け合っていたので、皆、宅へ来て宅で赤飯を蒸して握り飯をして、学校裁縫室の詰所に五人で持って行った。そして十時過ぎ、皆帰られた。

※夜ぶれ（夜食のこと）

十二月十五日　曇　今朝、傷痍軍人にやる、もち米寄を宅でする様に布令て廻り、皆、宅へ持って来たので、各戸七斤ずつ掛けて取り、叺に入れた。それから、古鉄屑集めもし、済んでから自分は組合に、このもち米を入れる叺取りに行き、婦人会貯金を納め、婦人会長方に、愛国婦人会会費を納めに行った（九人分、四円五十銭）。それから、深迫(ふかさこ)に肥上げをなす。四っ上げた。妻は午後から、ぐるい上げをした。

※布令（触れと同じ、示達すること）

※七斤（一斤は六〇〇㌘に当たる。）

※ぐるい上げ（田畑の周りの土を上げ、排水を良くしたり、肥料や土の流出を防ぐ）

十二月二十三日　晴　私は向江(むかえ)山に竹切りに行き、前屋敷にから芋干棚作りをし、妻は籾を干してから、から芋を切って干し方をした。MはY婆と蒲生に歯の治療に行った。私は、午後は楠元の麦田のほりかたをした。

十二月二十四日　晴　楠元麦田溝上げをし二枚上げて、午後は植え方をした。Mを小麦種買いにやった。（朝浦から七升）それから、Mは肥荷(こえに)をし、午後は三人で植えかたをした。一肥床に肥は三荷やり、リンサン三升、硫安一升、種子も一升かけ。二枚植えてからまた一枚の溝上げした。今夜、下屋敷の田に松のほたを置かしてくれと敷地相談に来たので、損料金五円を取って置かすことにした。

※一升かけ（肥料に種子一升を混ぜ、播種した）

十二月二十五日　小雨　朝、平山茶屋まで配給の種油買いに行き、それから、組合に叺取りに行ったが一叺もなかったので、浦の方に買いに行き七所行って、漸く

買って帰り、それから仕上げてまいけた（八叺）。妻は午後は祈願祭に行った。夜は活動あり。

私、一人残り他は皆行った。本日、午後五時五十分、香港（ホンコン）軍我に降伏す。

十二月二十六日　曇　朝、Mが朝鮮のKI等に餅を送りに郵便局へ行き、私はもち籾代を各戸に配り（三三銭づつ）。それから組合へ、籾を八叺引かせて行き、代金を受け取って来た。（七五円六〇銭、一叺に付き九円九五銭ずつ、内一叺に付き五〇銭ずつ貯金を引かる）妻は、午前は楠元に肥を荷ひ午後は植え方をした。田麦植え済み。夜は浦のSI方に小麦種子買いに行き三升借りて来た。

十二月二十七日　晴　朝、Fに税頼み行き、それから十石に肥上げをし、荷たり駄たり三度し午前に二つ上げて、妻とMは、籾を干してから十石のぐるい上げや草取りをし、午後は植え方をした。粟後に麦植えをしリンサン三升、アンモニヤ一升、種子は二升ずつかけた。夜はA宅に班の寄り、配給木綿の配付と釘の分け方。

十二月二十八日　曇　朝、今留に肥料代と叺代ともち籾代の内から、小組合雑費に六円六〇銭やる銭を、KUに渡した。それから上鶴精米所に米搗に行き搗いて来た。それから籾を仕上げまた上鶴に籾を二叺引かせて行った。妻とMは午前は薪取りを、午後は米洗いをす。

十二月二十九日　晴　餅米の蒸する間に向江山に竹切りに行き、餅を搗いた。宅の分一こしき丈午前に搗いた。午後はまた、一こしき蒸して搗いた。その後にY婆のを蒸して搗いた。（家の分、米二斗五升、粟四升。Y婆の分、米一斗六升、粟一升五合）

※一こしき（一回に一斗（約一四㌔）ぐらい蒸した）

十二月三十日　晴　粟を干し、垣をす。妻は薪取りをしMは浦に砂糖買いに行ったり茶碗を煮て磨き、SYを組合に配給になった正中取りにやった。（二升）

※垣をす（正月を迎えるため、古い竹垣を取り除き、新しい竹と替えていた）

十二月三十一日　晴曇　私は鹿児島に年末の買い物に行った。富田様方に鏡餅を持って行き、別院に鏡餅を納めに行った。T子も鹿児島の薪屋の餅を持って行った。帰りは二人とも吉野へ歩いてきた。昨日、午後一時半頃、中野孫四郎死亡し、今日葬式あり、重富のSとSGと来て泊まった。内では、オカベをしたり、片付け方をしたり。

昭和十七年一月一日　曇　午前六時半から稲荷神社に参拝す。帰りて朝食をなし、直ぐ学校へ四方拝に行き四方拝の式後、八幡神社祭典に詣で帰りて、西森上に寄（よい）

合正月に行けり。
　本年は鶏一羽で済ませ、宅ののを出し皆で計算す（八二〇匁、四円一〇銭なれ共一円二〇銭ずつ貰た）来年は宅が座元。
※四方拝（この頃は、天皇家の安泰と戦勝祈願を主としていた。全国的に行われていた）

一月二日　雪　雪雨日和で寒くて、終日火ぬくみ休み。Mは鹿児島市宮内医院に遊びに行った。今朝、一番自動車でMI男が帰って来た。今日、午後ヒリッピン（フィリピン）首都マニラ陥落。

一月三日　晴曇　午前は私、T子、TY子三人、前小路の小向得方に正月礼に行った。十二時十五分に発って帰り、T子、TY子は、前小路から本城へ寄合正月に行き、私は、宅に帰りて、牛に食はして本城に行った。妻、MI男、Mは朝から行って準備をす。Y婆、T子も重富からSIとRと二人来た。今日の人員十五人であった。午後五時から帰ってきた。来年は、宅か高寺が宿をする事。
※寄合正月（ヨイヨ正月ともいい、近親者で合同の正月祝いをする）

一月四日　小雨　前小路から来て下されるので、朝、鶏をこしたえ待っていたが一向来られず、十一時過ぎ来られた。市来の姉様と子供四人来て下された。先生は傷があったのに、バイ菌が入って、具合が悪かったそうで来て下されなかった。Y婆とFJと今日、桜島に鏡餅を持っていかる。西森のTY婆を連れて、ラジオを聞かせた。

一月七日　雨　昨夜から雨が降り出した。SYが鹿児島教育会館に海軍工廠の試験受けに行くので、MI男が帰る便に連れて行き、十一時頃宅を出発し、母が本城まで送って行った。F雄に手紙を出した。私は、午後三時から大脇の寄合正月に一人行った（もち米一升、しゃく米一升、煙草、線香）。行って見たら墓下叔父の一人行っておられた。暫く待っていたが、誰も来方がないので、我等は叔父と墓参り共して、今年の正月礼をすませた。ただ、餅の吸物と飯を食はして貰うてすませた。

一月八日　晴雪　寒くて終日家にいる。今日、入営兵出発あり。妻は本城まで見送りに出た。

一月九日　寒日和　火ぬくみ。タンゴの帯入れどもした。

一月十日　寒日和　休み傍ら肥ショケ造りどもした。またタンゴ帯入れもした。
※肥ショケ（肥料撒布用の竹ザルのこと）
※タンゴ帯入れ（タンゴは木製の水汲用桶のこと、この桶に

竹製の輪がしてあり、これの取り替え作業のこと）

2　太平洋戦争（大東亜戦争）終結

①　敗色も濃くなり、空襲による被害状況、それに対する処置などが記されている。

②　食料増産の様子、敗戦後の動きが記されている。

昭和二十年七月十七日　雨　鹿児島市大空襲。

以下八月五日までの分は、第十章　軍事　第七節　三　戦時下の暮らし　㈢　空襲の項に掲載してある。

八月八日　晴　八日参りに私が行った。今日正一が相浦で入団するのであった。今日も粟肥上げをす。

八月九日　晴　粟植え　Y婆とT子と加勢に来てくれたので深迫大畑を午前に三つ植えて帰り、本城から粟種子五合借りてきた。午後は浦のFTも加勢に来てくれたので、大畑の残りの三つと口町畑の小キビまで早々と植えた。大畑にシャク四つ、モチ二つ植えた。KMが昨夜帰って来たと言って昼来ていた。FMの妻子三人死亡。

※三つ植えた（植え付けをするとき、元肥を一〇ルアーに四ヵ所準備していたので、三つで約七・五ルアーになる）

※FMの妻子三人死亡（長崎の原爆で死亡）

八月十一日　晴　私は吉叔父畑の野稲中引き。F子はササゲちぎり。

今日、小向得のHが、加治木中学校で敵機のため負傷した。

※ササゲ（小豆の一種で、小豆より収量が多く菓子などの原料にしていた。）

八月十二日　晴　今日、Hが加治木から荷なわれて帰るとSNが寄ってくれたので、私も一緒に荷け行った。内門の記念碑の所まで来をつた。それから自分等もかわるがわる荷て、小向得迄行き十一時頃帰り、それから地像平に防空壕掘りを始めた。午後はT子も連れて行き土を引かせた。F子は後ケ平の野稲草取りをした。K婆の葬式今日有り。

八月十三日　晴　防空壕掘り　今日は、F子もT子も行き三人で掘った。昼間に内門の松根油工場までサク酸取りに行き石油缶二本荷て来た。午後はまた、防空壕掘りをす。

八月十四日　晴　午前は油分をし松脂取りの語会をし、兵隊様の来られるので、茶わかしなど語会（かたいえ）をし、十二時過ぎ来られたので、各戸宿舎に連れて廻り、Y婆方八人、M方九人、T方八人、KN方六人、家六人、KI方五人、F方九人、T婆方九人、JM方五人、SY方五人、計七〇人（薪出しのため来られた）

八月十五日　晴　午前は兵隊様がおられたので何も出来

ず、午後一時兵隊様が行かれてから、松脂取りに班全部出て上迫を済ませた。竹筒を各戸二〇宛のつもりなれども宅は四八作り。

八月十六日　晴　停戦の噂あり。今日は終日松脂取りの竹筒を下げて廻り（私が出た）。TE子が春山のMが所に行ってくれた。

今夜私が春山に浣腸器を持って行き泊まった。

F子は午前は野稲草取り（後ケ原）、午後は挽地のFMの妻など親子三人の葬式あり、F子が行った。

八月十七日　晴　私は春山のMが所に泊まっていて、浣腸をして便を取り、午後二時過ぎから帰り家では大根種子を干して掛け方をしていたので、私も帰ってから大根種子掛けをした。

八月十八日　晴　大東亜戦争の停戦の話を聞き何もせず。午前八時半頃から部落会長宅に各班から二、三人宛寄って、部落内の治安維持の件に付いて、色々協議懇談をなし午後二時ごろ帰り、それから、深迫大畑に豆こやしに行きT子迄三人で駄たり荷たりする丈こやした。

（伊佐から来られた東北地方の兵隊様が通られたので准尉の方に状況を聞いた）

※こやした（引き抜いた）

※駄たり荷たりする丈（牛馬に背負わす量、人が背負う量）

八月十九日　晴　深迫に豆こやしに行き、鹿児島のH姉様が加勢に来て下されTY子まで四人でこやし、ともの四つかを残し後は全部こやしとって帰り、それから干して、夕方たたいた。本城姉が来て加勢した。鹿児島の薪屋の姉様も入れ方の加勢をせらった。

朝の中は砲の音が聞こえたので玄米の一俵をモソ山にいけたりした。

※四つか（肥料を集積したもの、又それを一定の面積撒く。一つかは約〇・六アール）

※モソ山にいけたりした（孟宗竹山に埋めたりした）

八月二十日　晴　T子と二人朝仕事に後ケ原の四束の豆こやしに行き、こやし取って来て干し、帰ってみたら兵隊様が薪取りに来て家に来ておられた。それで、茶を沸かせ、飯を炊かせ、シメモンをさせ、汁を煮させ、大ぜっけであった。兵隊様は二時過ぎお立ちになり、それから、豆たたきをした。今日も薪屋の姉様と本城姉が来て豆たたきの加勢をしてくれた。昼頃Y婆と薪屋の姉様と墓こしたえに行ってくれらった。

夜KK方から木炭一俵買うて来た（十円）。（Mの所に持って行くのに）

灯火管制廃止となる。

※大ぜっけ（非常に忙しい）

※墓こしたえ（お盆前に念を入れて墓掃除をすること）

八月二十一日　晴　私は今日、本城姉が春山のMの所に行ってくれるので、炭を本城まで持って行き頼み、その便に種子油が盆用に少しばかり部落に来たので、その油を農業会まで取りに行き（五三戸分、二升三合八勺）、兄方に寄って午後一時帰り、それから花竹筒竹を高寺に貰いに行き、貰って来て引切り、三時から学校で西村部隊長の講演があるので聞きに行った。家では、F子が餅搗をし（Y婆の加勢をせらる）、オカベをす。墓参りにはT子、TY子が行った。私は夕方盆用の種子油分けがあり、また各戸に分配もした。

八月二十二日　晴　私は豆干しをし、F子はY婆を加勢貰て盆のダゴしをす。午后は豆たたきをす。本城姉が来て加勢をした。小向得と丸山にやるダゴをY婆が重の中に入れてくれらった。夕方からF子を丸山にやった。T子を小向得にやった。私と姉と参りに行った。

※ダゴしをす（団子つくりをする）

※重の中に（重箱の中に）

八月二十三日　晴　朝、籾（シャクとモチを）下ろして準備し、草を切って帰って見たら兵隊様が来ておられた。豆を少し干てから上鶴精米所に行って、それから兵隊様が、飯を炊いてくれと言うのでT子に炊かせ、兵隊様達が食べてから自分達も食べ、二時ごろ、兵隊様達が出発したので、私は精米に行き夜が入て帰った。

八月二十四日　晴　草ども切ってから、深迫の四つかの豆（農林二号）をF子と二人こやしに行き、こやし取って帰り直ぐ干しまた実も干した。鮫島という人が米買いに来た（一升に付十五銭ずつ、一斗五升やった）。午後は豆たたきをした。一番打ち済み（四つか分三斗二升あった）。実の二日干しを仕上げてまいけた。

※四つか分（面積約二・五ヘクタール）

八月二十五日　晴　朝仕事に田に油を入れ、草取をし、豆の実を干していたら正一が帰って来た。二十三日の日、相ノ浦で満期になり、軍艦で串木野まで来て、鹿児島駅まで汽車、昨日春山のMの所に来て宿（やど）っていたと言って帰って来た。また今日、川上の兵隊様が車を九台引いて薪取りに来て、家にも十人ぐらい来て茶を沸かしたり飯を炊いてくれとの事で炊いてやったりしかたで仕事は出来ず。私は、午後二時ごろから、春山のMが所に米、味噌、醤油、浣腸器等を持って行き、夜が入って帰った。もう大分Mが良くなっていた。口が開くようになり粥など食べれるようになっていた。

※満期（満期は、敗戦で軍の解体によって、軍役が解除になった事を意味する）

※口が開く（話が出来る、食べられるようになった。元気が出てきた）

八月二十六日　晴　豆を仕上げていたら本城姉が牛肉を持って来てくれた。粟ふけり始めてY婆の加勢にきてくれらったので、F子と深迫大畑のをふけりに行き。私は肉を切ったり豆を叭に入れてまいけたりしてから十時半頃から粟ふけりに行った。昼食はヨシ婆も宅で食うて貰い、終日ふけったら、後が四つか位残った。今日は、午后五時頃、上田平文志が北海道から満期になって帰ってきた。また夜の十時半ごろは、薩男が伊作から満期になって帰ってきた。今日、連合軍が横須賀に上陸。

※牛肉を持って「進駐軍が牛は全部持って行くとして（デマ）自分たちで屠殺した」

八月二十七日　晴　午前中はまた、Y婆の加勢せられて深迫の粟ふけりをし（大畑の分全部すみ）午後は清潔しをす。

八月二十八日　曇小雨　朝、清潔しをす。私は午前はMの所にやる鶏をコシタエ、SYを昼から春山にやった。F子は、口町畑の小キビふけりに行き、ふけりとった。今日、清潔検査

3　新円切り替え（金融緊急措置令）

昭和二十一年二月十七日発令　太平洋戦争敗戦後悪性化した日本のインフレーションを収束するために、日本銀行券預入令とともにとられた金融非常措置で、一九四六年二月十七日現在における各金融機関の預貯金を封鎖し、その現金支払いや融資をきびしく法令によって規制した。旧円の流通は三月七日をもって禁止され、一人当たり五百円に限って、旧円に印紙をはって使うことが許された。（大日本百科事典）

昭和二十一年二月七日　小雨　後ケ原の麦にアンモニアを追肥し、中引きをした。私、SY、妻、F子、T子、五人行き午前にすませて来て、午後は又、深迫にアンモニアひねりに行っていたら、班長寄があると言うて来たので、私は直ぐ帰って、KK方に寄いに行き、妻、SY、F子三人で追肥をした。夜は今留で七人共同山の寄方をした。売るか、売らないかの語り会であった。HAは午前は小山田に桐木切りに行き、午後は桶造りをした。

※ひねりに行く（指先に挟んで撒く）

※桐木切り（桐の木を伐採するため。下駄の材料）

二月八日　雨　朝、進駐軍へ出す藁を寄せてまいけ方をし（各戸二〆宛）、それから私は書類書をす。今朝ホ

ソハチラクノシが沢山来るので、当班はすぐ米を宅の
を立替へて湿し、直ぐ上下へことって西森下でダゴし
をした。F子が行った。妻は叺織りをす。
※ホソハチラクノシ（天然痘のお祓いをするため、他の集落
と交替で、神様参りをしていたのでその人たち。ハチラク
（巡礼をする人））
二月九日　晴　午前は何かれして、午後は小田山に倒れ
た松切りに行き三人朝の中に供出の藁の準備をし、後
中全部ののをHAが役場木戸まで引かせて行った。
（四〆まいけを十八把）
二月十日　晴　今日も午前、午後とも、HA、SY、私
三人、小田山に雑木切りに行き、F子等は田麦の中打
ちをした。
二月十一日　曇　午前は、谷口慶吉塩田工事用の古叺と
甘藷を集めて私が組合に持って行き、午後は学校で在
外満鮮同胞救護同盟村民大会あり聞きに行った。夜は
丸山氏が七人共同山を買いに来たので、今留に行き七
人とも集まって、売る事に決まり。夜が明けた。
二月十二日　晴　午前・午後とも小田山に薪切りに皆行っ
た。駄せたり、カタゲたり。
※カタゲたり（肩に担ぐ）
二月十三日　晴　今日も皆で小田山の薪切り私は松切り
妻はコダクッテまいけ方。HA、SY、F子は駄たり
かたげたり。
※コダクッテ（約六〇㌢の長さに、鉈で切ること）
※まいけ方（直径約三〇㌢の輪に結ぶこと）
二月十五日　小雨　私は小田山に昼食携行でデソ木割、
HAは今日も引かせ方。妻、SY、F子等は麦にアン
モニアし（十石の大畑）。重富のOが縄なひ機の事で
来た。
※デソ木割り（塩田用の薪、松を良く使い大きめに割ってい
た）
二月十六日　曇　午前は私、妻、SY、F子で小田山に
デソ木割と積方に行き午後は寒くなり、休み。HAは
炭焼きを始めた。
二月十七日　曇たり晴たり　今村宅の牛を人に取られて
青年鐘を打って、青年に寄って貰ひ探し方の語会をし、
午前にわれらは、千人仏のあたり迄行き、帰りて昼食
をし、また、探しに行き「はしが山」を下り西佐多に
出て判らず帰った。
二月十八日　晴・曇　HAは今日まで今村方の牛探しに
蒲生方面に行き、私とSYは籾を長持に入れたり、供
出に出すのを下して、掛けたりし、妻は縄をない、F
子は粉挽きをす。午後は、私はKK方に麦取計算と電

柱立替計算に行った。一班からKUと二人、二班から二人、三班から一人、四班から二人。昼からSYは菜園場の垣しをした。

二月十九日　晴　私とSYと組合に供出の籾を三叺半引かせて行って納めたり、国民貯金を納めがなるか尋ねて行ったりし、妻らは麦搗をす。午後は十石に麦の中の種子コヤシに行った。HAは薪割をす。夜、宅でカライモ代金の分け方をした。

二月二十日　晴　私は午前は組合に国民貯金納めに行ったり、東に保険金納めに行ったり、KK方に警防後援会費（一九円）と二十年七月より十二月まで六ヶ月分の電灯料を納めた。午後は向江山に風の吹倒した松切りに行った。本城姉が薪取りに来た。HAは、今日も薪割りをし、他のしは楠元の麦にアンモニアの追肥をし、中打ちをし、屋敷の麦にも追肥をし中打ちをした。

二月二十一日　晴　私、妻、M三人重富迄小縄ナヒ機械荷に行った。HAは向江山から松の薪を引かせて、引切方し、F子は高崎の麦に肥しをす。SYは蒲生に馬踊にKAと行った。

二月二十二日　晴　午前は色々の小仕事をし、午後は刀剣類及び銃砲火薬類の供出のため……以下自警団参照……無しと言う印を押して、更に又、各家庭を残らず手分けして廻った。妻は叺織をし、Mは小縄ないをし今日は本城しが姉とKと薪取りに来た。

二月二十三日　晴　私は、附仕事や叺の緒立、HAは、薪割り、SYは刀剣銃類を駐在所まで持って行き、午後は蒲生市に行った。妻は、叺織、Mは小縄ない。F子は藁入れをす。午後は、私は所持金の精算しをす。（新紙幣と交換準備のため）煙草技手福永様の補助金を持って来られた。坂口と比志島の人とメゴ竹切りに来た（十円がつあった）。

※メゴ竹（茶わん等を入れる、籠をつくる竹。和名オカメザサ）

二月二十四日　小雨　叺織、縄ないひ、叺緒立、私は釘を買って廻り、夜は第三班福元宅に於て常会有り。

新円引換の件、米供出の件等についてあり。

二月二十五日　晴　私は新円引換の準備のため、朝からKK方に寄って各人の一人当たり百円宛の十円紙幣と



昭和21年２月　新円切り換え
旧円（上）　新円（下）

百円紙幣の枚数を記入して印を取り方をし、昼食は小向得で食うて、終日かかった。家では、叺織り、縄なひ。妻は朝の中は部落のオカベしをした。HAは、薪小屋の庇造りの準備をした。銭の替方は第一班の分七十七人で七、七〇〇円也であった。

二月二十六日　晴　私はKK方に朝から銭寄せをし、精算して組合に証紙を取りに行き、又KK方で現金と証紙との引合わせ方をし、午後は又、各人に渡し方をした。集落総計二万九、七〇〇円であった。

今日、田中様の母様が籾代を持って来られた。家では、叺織りと、HAは薪小屋造りの準備をした。

二月二十七日　雨　私は朝の中は、煙草耕作者へ来た特配煙草を買て廻り、丁度、昼前KKより昨日替へた金を（十円札）返してくれと言うて来たから、直ぐ寄てくれと言うて来たので直ぐ行って、その割合の人名を書き抜いて、直ぐ集めて廻り、また直ぐKK方に持寄り計算し、組合に行き百円札と替へて来て、各人へ渡した。内では、筵織りをし、Mは郵便局に貯金しに行きHAは、薪小屋造り、SYは、昼から東の下溝掘りに出た。夜は今留で、七人共同山の代金残金を全部分け方をした。雑費とKUを蒲生に頼んでやった費用とに三五円やりその後を分けて取った。（一人前二五円宛）

二月二十八日　雨　私は午前は郵便局に貯金しと簡易保険を一か年分（二十一年三月から二十二年二月まで）払い込に行き、午後はまた組合に貯金しに行き帰ってから叺の緒立てをした。夜T方に小組合の箱の中に包で入れてあった、金十円五銭を仏事方の支払費にして貰うように持って行って渡した。TAも来ていたので時田籾代を計算して金六円一二銭貰た（一人分）。この語会いが、Y婆もMAも各々一叺取ってをり、今度またTとTAと一叺宛取ったので、家だけが残っているから今年出来た時、宅が一叺取り、何れも公定価で積もり代金を取って分けるように語りあった。今度のTとTAが取った籾は、一叺一五円二八銭で米一升六五銭積もりで計算して二叺代三〇円五六銭を五人で分けて取った。

三月一日　晴後小雨　私は叺みん切り仕方。午後は薪小屋に平木かぶせをした。妻は叺織。HAは、朝から終日薪小屋に平木かぶせの準備。（種子島の児童を預かった家に、県から一人に三〇円ずつ来たので、配って廻った。）

三月二日　雨　私は叺の緒立て、小縄ない。組合に貯金しに行き、妻は叺織り、SYは昨夜の青年総会が遅かったので休んだ。

※叺の緒立て（むしろのように編んだものを、片方を少しずらして二つ折りにし、縫い合わせるとき、大きめの縄を小縄で綴じて縫い合わせ、端を約八〇㌢残す。籾を入れてくくるときに使う）

三月三日　曇　午前は叺のみん切りをし、午後は走落（はしりおとし）大の裸と井戸田の裸にアンモニアの追肥をし方をした。妻は、叺織り。ＨＡなど今夜、夜警詰。

三月三日　晴曇　朝Ｙ婆の籾を掛けて供出し（ＳＹが引かせて行った）それから、煙草の二番床を作り、三吉方から苗を貰て来て植え方をした。（苗代に五円やり）Ｙ婆もきて共同でした。妻は、叺織り。ＨＡは生木薪を小屋に積込方をした。今日、Ｂも籾を供出した（浦から踊りの飯を貰た）。

深水親夫の遺骨など今日帰る。

三月五日　曇小雨　朝の中は昨日からの煙草の苗の植えかけを植取って、それから、私は叺の緒立てをした。今日午後からホソ見もあり、学芸会もあり、私とＨＡとＳＹが行かなかっただけ、他のしは皆見に行った。妻は午前は叺織りをした。私は終日緒立てをした。

三月八日　曇晴　祭りの宿に、午前十時から集合のつもりであるが、私は十一時に家を出て行って見たが、未だ男のしは、誰も来ていなかった。庭の辺りに暫くいて、十二時がなったから内に上がり、青年のしもＭＯがえから来た。今日は部落会長のＫＫは午前は役場に寄方のため頼み、正中を飲み昼食していたら、ＫＫが来方があった。今日の行事は二月の常会で従前通りとの事で、各戸皆出来合いのシオケを持って出た。昼食は、二時半頃であった。自衛団と青年団から夜警の事と夜警所の事の協議題が出て、……以下自警団の項参照……夜警所の改造に各戸から麦がらを一把づつ集めて、ふた平小屋とし床を欠く事。

今年は八幡詣に青年全部行った。（但し今年は青年団員は全部は来ていなかった。役員や其の他主だった者だけであった）来ていた者はまた全部行った。

そして、持って行く御酒は五合を、良い加減につくり、御酒と外に一つ、都合二つの入れ物に入れて行った。御賽銭は五〇銭準備して行った。そして、夜の入らぬ中に早く帰って来たので又、宿屋で残りの正中を飲んで丁度夜入りと一緒に終わった。今日の雑費は、宿代に十円、正中が一升一六円づつ七升、運搬費八円位、計一三〇円位に上がるので、戸数二円五〇銭づつば集める事に決まった。

三月九日　曇　米供出の件にて朝からあちこちして、農業会理事の選挙に午後行った。妻は筵織り、Ｍ、ＳＹ、

T子は飯山に落成式の踊見に行き、HAは、車ハマ引切りと薪引切りと、ジャガタラを植える所の麦の中打ちなどした。

三月十日　雨曇　青年の番小屋の造り直し方があり、女子青年の発会入団あり。妻は筵織りをす。昼間にY婆と妻と清水の悔やみに行った。

三月十一日　晴　MとK子と春山に行き、私は本城の籠造りどん方に、工事用の（走落下石堰石垣改修用）ブンギイ六荷を頼みに行き、それから役場へ行き、印鑑証明を下げて帰り、HAらは屋敷の田圃にジャガタ植えをした。午後は私は組合に天引通帳の金額引合わせに行きそれから筵のミン切りと叺の緒立てをし、夜はKK方に春田溝掛の堰工事起工に付いての寄方に行った。私、KKを含め四人で、来る十四日より始める事に決まる。

※ブンギイ六荷（土木作業用の竹製ザルのことで、昔はほとんどこれだけであった。別名ブイともいった）

三月十三日　晴曇　午前は貯金申告の事であちこちし、午後一時家で、第一班全部の貯金など申告の書き込みかたをKU、TAと頼んで仕方をした。夜はHA等夜警であった。

三月十四日　曇小雨　私は走落下（しも）の堰工事の起工に出た。第一班から八人だった。午後は六人であった。家の向江の山から材木の切出しかたをした。

三月十五日　小雨　私は朝、SM方に申告書を持って行き方の件に付いて、聞き合わせに行き帰ってすぐ、自分は組合に申告書を持って行った。そして済ませて貰うて帰り、各戸に貯金通帳と印鑑と配給券とを配て廻った。SYは四つ割りになる板木を堰の所からKS方の木戸までカタゲタ。HAは、第一班各戸の門札になる木札造りをした。妻はムシロ織りをした。

三月十六日　曇雨　春山の田中様のMが扶養料貰の件に付いて来て下されたので、部落会長KK宅へ証明書を貰いにテナンデ行き、田中様の役場まで一度行って見て下されたが、またもう一通証明書がいるとの事で、KK方迄行き証明書を貰うて役場のほうをすませて、来て下された。そして宅で昼食を食うて帰って行かれた。

　自分は伊藤吉太郎様の貯金通帳の間違いを組合まで行って、直して貰いそれから筵の耳切り等をした。

※テナンデ（一緒に）

三月十七日　曇　午前は堰工事に私が出て（今日は玉石上と砂利取り）私は朝の中にNJ方まで板木をカタゲテ行った。午後は部落会（常会）を一時からT方にて

開き、役員選挙あり。部落会長、班長は一班から四班まで選出された。婦人会長、副会長も選出された。

報酬部落会長の分は、村役場より来る分を全部向ける事に決まる。班長給料は四人分に六百円とし、戸数及び反別により与える事。

従前よりの各戸数から徴収する反別割り、反当五〇銭は二十一年度まで其の儘にし、戸数割り六円を一二円と倍額にする事に決まる。

★この日記は新留清志氏（九七歳、本名・後中）のもので、第一号は大正十二年一月からで、昭和三年以降は毎日記録されている。表題は「参考書」とある。平成二年九月現在

五、町内の史跡と伝説

(一) 城館跡と史跡

町内には多くの史跡があるが、ここでは町指定文化財や周知の文化財、土木建築、交通の項で取り上げたものを除いて、昭和十五年版の吉田村郷土史によって述べる。

(1) 早　馬

本名　飯山の平地から高さ四、五〇㍍の小高き早馬丘と称する所あり。これを早馬と称する。

「この地は、島津氏が三州の地に荘司として鎌倉から下る時、その馬がこの地にて死し、葬ったと云う伝説あり丘の麓に「チッサン堂」と称する祠あり、今もその跡をとどめ後人これを馬の神として祭る」とある。

(2) 大　塚

本名　大原にあり。付近の人オオツカドン（大塚殿）と称す。人工の土墳なりと云う。石碑あり、往時この石を運びてこの地を過ぎるや巌として動かすべからずにより、この石碑となすと伝う。

(3) 榛野駅跡

本名　後小路より日置郡、郡山村に通ずる里道中花尾山の東麓に柚木原あり。この地、約千百年前の駅の跡なりと。某、古老の言によれば、この駅跡より何時の時代のものか判然としない壺が発見されたことがあるという。その他、駅跡としての証拠物は現存しない。

(4) 涼　松

西佐多浦より本城に通ずる里道と旧郡山街道との交差点を涼松という。

三十余年前までは二、三の茶店あり、今は通行人少なきため皆他に移住せり。

また当地は、西南の役の戦場となった場所でもある。

(5) 関屋谷

宮之浦、牟礼ケ岡団地に行くバス停（関屋口）となっ

ている所で、昔、薩摩藩の幹線道路（東目筋）で、関所が設けられていた。（昔の道筋参照）

(6) 赤　滝

宮之浦の字落ノ上にある滝で、滝の高さ二〇㍍を超え四段階をなし、水しぶきが雨となり霧となるため、風を起こし夏の盛りでも冷気を感ずる。

滝に向かって左方には亀裂があり岩石を抱く大木の根元より水チョロチョロと落ち、水晶のすだれを思わせる。（赤滝の名称の起こりは民話④赤滝を参照）

(7) 峯　高

東佐多浦にあり、標高一五〇㍍。改帳によると、往古本城の上之段にあった地蔵菩薩を、吉田若狭守清正（吉田家十代領主）がこの峯高に移したとある。

また、同じ改帳に、その後、永正十四年（一五一七）若狭守位清が松尾城にたてこもって謀反した際、蘭窓公（島津忠治）の御遺言の通り興岳公（島津忠隆）は、この峯高に陣を構えられて松尾城を攻められた。

そのとき、この地蔵に「今日彼城責（攻）落し候様加護あるべく、左候わば、近辺の知行寄進致すべき候」と御祈誓なされた。後、立願なされた通り城も落ちたのでこの辺一帯の地所を地蔵に寄付されたという。

現在、この辺りを集落の人たちは、陣ケ平とか養忠ケ平と呼んでいる。

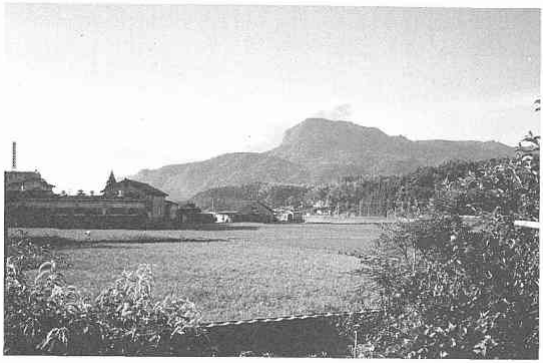

高　牧

(8) 高　牧

標高四二九㍍で、薩摩藩が設けた県内二十牧場の一つであり、吉田郷に属していたが、天文二年（一七三七）佐多浦の一部が重富に属するようになったとき、現在の触田と共に重富に移った。

(9) 地頭館跡

三国名勝図会に「永禄五年（一五六二）島津左衛門歳久、吉田に封を受けて当城に居る。天正八年（一五一二）祁答院に移封せられて当城を去る。後、藩朝の直隷となる。天下治平の後山麓に地頭館を設けて、当所の治所とす」とある。

この地頭館は、後、戸長役場となるが、明治十七年鹿児島県地誌に「吉田郷五カ村の戸長役場は、東佐多浦萩ノ段にあり」と記され、現在の東佐多浦城内北にある山

之内氏の屋敷になっている所が地頭館の跡らしい。

(10) アマツケ洞窟

東佐多浦、字甘漬にある大きな洞窟を里人はアマツケ洞窟と呼んで、この穴は火の宇都まで通じていると伝えられている。

昔は人が住んでいたこともあると伝えられているが、太平洋戦争末期、吉田に駐屯していた北海道部隊が兵舎に当てていた。

(11) こうもり穴

東佐多浦字蝙蝠宇都にあり、俗にコーモリ穴といっている。西南の役当時この付近の人たちが避難した場所だと伝えられている。

アマツケ洞窟と同じように、兵舎に当てられた。

この洞窟の峯通りを「鼠尾」と言い蒲生町に通ずる旧道が通り、その道脇に将軍塚とか首塚といわれている古石塔があり、峯高に通ずる。

(二) 城　跡

町内に残存する城跡の総ては、山林・田畑・家屋敷などとなって、ほとんど原形をとどめず、山城の跡であることすら知らない人がある。

古い記録をみると松尾城・上ノ城・鳶ノ巣城・カユウカ城などの名称が記載されている。これらの城跡について、昭和六十年鹿児島県文化課によって実施された、中世城館跡調査報告書を基に記述することにする。

この外に、城跡と呼ばれているものに、本城 字 和田にある「栴城」と上ノ城の後方、字 平山にあって里人たちが城跡と呼ぶ山がある。

(1) 松 尾 城

この城跡は、町指定文化財になっており、前項の町指定文化財に述べてあるので、省略する。



(2) 上ノ城跡

この城跡は、本城 字 上城にあり、旧跡改帳によれば、吉田美作守清存の居城であり、城惣（総）回り十八町、高さ東三十五間・西三十四間、北二十間、南二十間、地頭仮屋より末

方に当たり一里二町とある。

現在は畑、集落墓地、山林となっている。また、西半分は九州自動車道工事のため破壊されているが、小規模の単郭式山城であるといわれている。

当城で最も明確に遺構がみられる所は、集落の人々が「馬乗り場」と呼んでいる所の上段よりも一段低い所に設けられた腰曲輪である。

(3) 鳶ノ巣城跡

この城跡は、宮之浦 字 馬場園にあり、通称馬場園の丘と呼ばれている。

古戦場記には、矢上・長谷場氏支配の要塞とあるが、現在は開墾されて宅地や畑地となり、頂上の一部が雑木林で、雑木林は縦五二メートル、横三〇メートルぐらいの平地である。

この平地の回りの片方に土塁や城溝がみられる。

頂上への登り道はジグザグ状をなし、平地から一〇メートルぐらい下方に突出した往時の見張所らしき箇所が残る三段連郭式山城である。

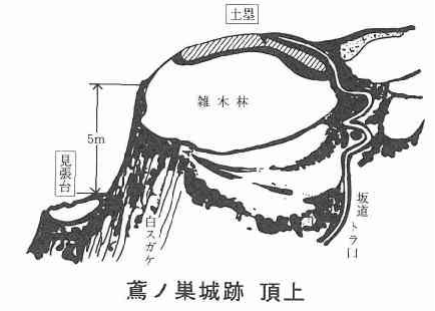

鳶ノ巣城跡 頂上

(4) 本吉田城跡（カユウカ城）

この城跡は、本名 本吉田 八幡神社のある八幡山全体を指して呼ばれている山城で、吉田美作守の居城であったと伝えられている。

別名カユウカ城とも言われるのは、昔、吉田氏が八幡宮の台所の「頭」を務めていた折り、「カユ」占いをしてここに城を構えることにしたといういわれからである。

ここに、明治四十年にトンネルが掘られ、昭和二十六年のルース台風でトンネルが決壊したので改修されたが、昭和六十一年道路拡張のため切り通し工事が行われて山城の大半が失われた。


本吉田城跡発掘調査

(三) 吉田と桐野利秋

桐野利秋が、明治六年（一八七三）西郷に従い官を辞して帰鹿、吉田郷宇都谷に山下孫兵衛翁を頼って、凡そ三カ年間吉田で生活したことは既に述べたとおりであるが、その間にうまれた数々の逸話の中から二、三記すことにする。

(1) 桐野利秋の人となり

天保九年（一八三八）十二月、吉野郷実方の微禄の家に生まれる。父桐野与右衛門兼秋、母スガ（別府九郎兵衛の娘）の第三子として生まれた。

通称は信作、中村半次郎と称したが、明治以後本姓に復して桐野利秋と改めた。

少年時代辛酸をなめたが、天資豪邁で胆略があり、貧苦に屈せず武芸に励んだ。

文久二年（一八六二）島津久光に従い入京し中川宮付きの守衛となり、西郷に用いられ長州藩邸に出入りして動静をさぐり、また遠く長州藩内に入り込もうとしたが、藩境でさえぎられ実現できなかった。この頃、京都では「人斬り半次郎」と称され恐れられた。

明治元年戊辰の役には、藩の小頭見習として鳥羽伏見の戦いに従軍し、ついで東海道先峰として江戸に入った。西郷・勝の会見の時期には、桐野はすでに村田新八、篠原国幹などと共に「左右の隊長」（勝海舟日記）として参加している。

奥羽の戦いには会津征討軍、軍監として会津若松城受け取りの任務をはたし、維新の功により賞典禄二〇〇石を賜わった。

同二年、鹿児島常備隊大隊長となり、明治四年親兵隊の大隊長となって上京し、陸軍少将に任ぜられた。

同五年熊本鎮台司令官となり、同六年陸軍裁判所長に転じた。

征韓論に敗れると西郷に従い官を辞し帰国し、桐野利秋は宇都谷久辺山の原野を開墾して、訪れる者と天下国家を論じ、西南の役には、薩軍総参謀長となり、戦い利あらず故山城山の岩崎谷で西郷等と共に壮烈な戦死を遂げた。（西郷隆盛全集）

(2) 利秋の書

或る日、利秋の従者太郎が、利秋に、この家には床に掛け軸がないから寂しいと言ったところ、「それなら俺が書いてやろう」と床の壁板三枚に、仁徳天皇の御製など三つを書かれたという。

ア　高き屋にのぼりてみれば煙りたつ
　　民のかまどはにぎわいにけり

イ　照りくもり暑さ寒さは時として

民に心の休むまもなし

ウ　吾職農也

この内、ウの「わが職農なり」というのは、永岩家に保存されていたけれども磯の集成館に寄贈されたという。

イの「照りくもりの御製」は、現在岩田家に保存されている。（左の写真）



アの御製は、山下家に保存されていたが、現在はどこにあるのか判らないという。（資料編参照）

(3) 落ち人をかくまった横穴

佐賀の乱の落ち人、石井貞興、徳久恒敏の二人が、桐野利秋を頼って来る事を聞かされた利秋は、毎日のように狩りを装って高牧山を探し歩き、やっと探し当てて連れ帰り（西郷隆盛全集には、明治七年三月一日・二日、江藤新平は山川村鰻温泉に西郷を訪ね密談し、三日鹿児島に帰り、桐野と会い石井と徳久を託した。とある）、濱田家の屋敷裏（旧）の山崖に横穴を掘らせ、そこにかくまい、ハシゴを掛けて食事を与えていたと伝えられる横穴が今も残っている。

夜になると、二人を濱田家の表座敷に呼び、世論を談じ、事が万国の形勢のこととともなれば、夜を徹して論じ会う事がしばしばあり、その間、利秋は膝もくずさなかったという。その端正な態度に濱田家の人々は敬服していた。（宇都谷史、濱田顕著）

(4) にぎりめし

ある朝、利秋が「兎狩りに行くから、にぎり飯をくれ」と、岩田善之助に所望された。釜を見ると粟飯で、桐野どんにあげる様なものではない。別に炊いて差し上げようと準備したら、何時の間にか出掛けられた後であったという。後、新しく炊いたものでなく、朝飯の残りを所望されたのである事に気付いた善之助は、その後、粗末な粟飯でもあったものを差し出すと喜んで持って行かれたという。

また、桐野どんは、そば団子が好物であったので、そば団子を見ると桐野どんを思い出すと岩田善之助さんは話しておられた。

(5) 水車の起こり（サコンタロ）

山下コトが（山下善之進の妻）足が不自由で米を搗くのに大変難儀するのを見兼ねた石井貞興は、孟宗竹で水車を作って与えたという。（これが吉田での初めての動力精米法である）後年、東佐多浦山口に上村勇之助らが、水車を造る時は、山下善之助に教わったと伝えられ、鹿

児島市の滝の神骨粉工場の水車もこれを手本にして造られたのだと伝承されている。

(6) 孫兵衛の馬



ゆかりの家

上の写真は利秋と親交のあった山下孫兵衛の家である。

山下孫兵衛の孫に当たる児玉小之助が、十八、九歳の頃、孫兵衛の使いで馬の背に米俵を載せ、鹿児島市に行ってその帰り道のことである。

吉野の村人たち五、六十人が、道普請をしているどまん中に、何に驚いたのか小之助を背にしたまま馬が飛び込んだからたまらない。

仕事に夢中であった村人たちも驚いた。村人たちの騒ぐ声に馬も驚いて暴れ回る。

「狼籍者め、どこんわろか、たたっ殺せ」と言って、馬を取り囲んで鍬を振り上げるやら、鎌を振り回すやら大騒ぎになった。

馬は、村人たちに囲まれて逃げ出す道もなく、益々暴れるばかり。馬上の小之助少年は、もうこれまでと馬の鬣（たてがみ）にしがみついていた。

この時、一人の年長らしい者が出てきて、大声で「おい、わいどん、いっとっ待て、こん馬は吉田ん孫兵衛が馬じゃいごたっ。通せ」と叫んだ。

この一声で村人たちは道を開けた。活路を見い出した馬と人は一目散に走り抜けて命拾いしたという。

後日、児玉小之助氏はこの時ほど、孫兵衛という人の偉大さに感激したことはなかったと、度々話された。

（以上、宇都谷史・濵田顕著から）

(四) 民話と諺

1 民話

吉田町教育委員会は、昭和六十二年から平成元年にかけて子供たちの読み物として、伝説や民話を聴取して、若干の創作を加え刊行した。その中からいくつかを紹介する。

(1) ちい山のてんぐどん

むかし、むかし舟ケ平の岩下と言う所に「ちい山」という切り立った山があって、そこに天狗どんが住んでいたそうな。

ある日、山の麓で爺さんと婆あさんが畑仕事をしていた。途中ちょっと一服と、畔道でお茶を飲んでいたときのことです。

すると、今まで晴れ渡っていた空模様が俄に悪くなって、今にも雨が降り出しそうになりました。

爺さんと婆あさんは雨が降ったら大変と、何もかもほったらかして、一目散に家へ逃げ帰りました。

ところが家に帰りついてもう一度空を見上げて見ると、あら、不思議、今まで空を覆っていた雨雲は、嘘のように雲一つない晴れ渡った天気に変わっておりました。

爺さんと婆あさんは暫くあっけにとられておりましたが、気を取り直して、また畑の方へ引き返しました。

すると畔道に置いてあったお茶や団子が見当たりません。一体どうしたことかとあたりを見回しました。

その時、どこからか二人の足元に古ぼけた蓑が飛んできて、爺さんと婆あさんをさらって行きました。

爺さんと婆あさんは突然のことにびっくりしましたが、しばらくすると、蓑は舟ケ平のまんじゅう屋の前に止まりました。

店から出てきたまんじゅう屋の主人が二人にまんじゅうを腹一杯ご馳走してくれました。何が何だか訳が分かりませんでしたが、おなかがすいていたので腹一杯食べた二人はいつの間にか眠くなって、その場に横になって眠りこけてしまいました。

二人がしばらくして目を覚まして気がついてみると、元の畑の畔道に腰掛けていたそうです。

爺さんと婆あさんは夢でも見ていたのかと思いました。

婆あさんが、ぽつりと言いました。「爺さま、これはきっと腹の減った、ちい山の天狗どんの仕業じゃ」

爺さんは、深く頷きました。

腹の減ったちい山の天狗どんが、団子をさらっていったお詫びに、まんじゅうをご馳走してくれたのでございます。そして、あの蓑も天狗どんの隠れ蓑だったということでございます。

(2) 田んぼの中の一升どっくり

ずっと昔、明治か大正の初めごろのお話です。今の吉田北中学校のある所は、広い田んぼでした。

この田んぼの持ち主である下伊地知の旦那さんは、農作業のために何人かの人を雇っていました。ある時、旦那さんは雇人たちに田の草を取るように言い付けて、昼飯も持たせず田んぼにやりました。

ところが、雇人たちはろくろく草取りもせず、昼が過ぎると早々と帰ってきて、旦那さんに言いました。

「旦那さん、田の草はあんまり生えていなかったので

早く済みました」

すると、旦那さんは言いました。

「あ、そうか。また明日、もう一度行って取ってきなさい」あくる日もまた、雇人たちは田の草取りに行きました。今度は、田んぼの周りばかりあちこち草を取る真似をして、あとは土手で昼寝をしていました。

そして、いいころを見計らって帰って来て、今度はこう言いました。

「旦那さん、田の草取りがやっと済みました」すると旦那さんは、「あっ、そうか。少しは生えていただろう。明日も行って取ってきなさい」と言いました。

雇人たちは「あらしまった。自分達が昼寝をしている所を、旦那さんはどこからか見ていらっしゃったのではないだろうか」と心配になって、またあくる日も、田んぼの草取りに出掛けて行きました。

今度は念を入れて田んぼの周りから真ん中の方へ丁寧に草を取っていきました。そして、真ん中の当たりまで来たとき、一升入りの焼酎どっくりがあるのを見付けました。びっくりしてとっくりの蓋を取ってみると、焼酎のいい匂いがしました。一口飲んでみると、それは間違いなく焼酎でした。

雇人たちは、喜んでとっくりを持って帰り「旦那さん、旦那さん、田んぼの中に一升どっくりがありましたよ」と言って、旦那さんに差し出すと「それはお前達が見付けたものだから、お前達で飲みなさい」雇人たちは「有難うございます」と言うと大喜びで飲みました。

田んぼが余り広いので、何時も雇人たちが、周りだけの草しか取らない事を知っていた旦那さんが、真ん中の草まで取るようにさせようと思って前もって一升どっくりを置いていたのです。

(3) さきとかよ

むかし、むかし、本城にさきとかよという娘が住んでいました。

さきは、とても美しい娘で、踊りも大変上手でした。さきは、村一番の人気者だったのです。

かよは、余り踊りが上手でなかったので、さきが、羨(うらや)ましくてたまりませんでした。それで、かよは、何時もさきを苛めてやろうと思っていました。

十五夜の、花尾神社のお祭りの日、さきが踊っていました。すると、さきが踏んだ板がピーピーと、音を立ててしまったのです。「大事な、お祭りでおならをするのはよくない」と、かよが言いました。

かよは、本城で一番のお金持ちの娘です。みんな困ってしまいました。そして、「さきは、悪いことをした」

と言って、さきを責めました。「おならは、していません」と、さきは言いましたが、かよや村人は許しません。悲しくなったさきは、目一杯涙をため、カンビンと杯を持って、駆け出しました。そして、六間滝の中に飛び込んでしまいました。

「大変な事をしてしまった」とかよは、何時までも涙を流していました。

そして、花尾神社のお祭りの日には、何時もさきのお墓に花を添えて上げました。

(4) 赤　滝

島津さんの植林地を北に回ると、上り二キロ、下り二キロほどの重富越えの道があります。

この辺りから泉の水がホクホクと湧いて流れており、それがいくつか集まって小川となり、やがて暴れ馬が走り下るような急流となって一キロ程行くと大きな滝となっています。

この滝を赤滝といいます。三方を山に囲まれ椎、樫、松、杉などの大木が空を突き刺すように聳え立っていて、昼でも薄暗く、静かな深い谷に、滝の音だけが雷のように鳴り響き大地を震わせています。

赤滝は、その名の通り周囲の岩は豚や牛の肉を裂いたような赤味を帯びていて、一目見ると身の凍る思いがするほどです。

言い伝えによると、昔、野添金兵衛さんが山の見回りに行ったとき、滝の辺りの岩の上に腰を掛けて一休みしたところ、小さな蛇（大蛇が化けていた）がまといついて、足の指先から呑みこもうとし始めたので金兵衛さんは、腰に差していた脇差しを抜いて足に添えていたところ、化けていた蛇は大蛇となって、刀と共に呑み込んだため蛇の体は二つに裂け、その血は辺り一面を赤く染め流れる水も紅色になったといいます。

これから後、村人たちはこの滝を赤滝と言うようになったということです。

2　ことわざ

諺は、祖先がそれぞれの世代に得た生活の知恵を言葉にして、親から子へと代々伝えられたものである。

その中には、教訓的なもの、農事・気象、生活の知恵、宗教的な意味あいを持つものなど、さまざまなものがある。

吉田に伝承されているものの内、代表的なものを五十音順に記載した。

①　あ

- 暑さ寒さも彼岸まで
- 朝焼けは雨
- 足（あ）しゃかたげっ通れ
- 足がすいこぎなった

○上げ膳・下げ膳　　○秋は北風、春は南風
○朝雷は隣いにもいっな
○あっがれ（赤切れ）が、うづっときゃ明日雨
○朝茶柱が立てばよかこっがある
○秋なすは嫁女にゃ食わすんな
○朝こつ（クモ）夜むかで（ムカデ）縁起がよか
○朝起きたら手から先洗え
○足の裏がかゆい時は他人が噂しているとき
○あいごっして、なかとが銭

②　い

○一姫・二太郎　　○入い鳥に、入い猫
○五つ子は、足形まで憎い
○一に工面（くめん）、二に働き
○一番勝ちゃ、くそ勝ち
○一寸先きゃ暗やん　　○犬と猿の仲
○一日と十五日は墓めいをせよ
○市風に吹かれると風邪（かぜ）は引かん
○井戸に金物の落とすと水神さあがたたる
○一度の追肥より田をまぜくれ
○一に種子　二に肥やし　三に作
○イシタタキ（せきれい）が来ると大風（うかぜ）は吹かん
○イラサ蜂が地面に巣をつくれば大風
○戦さ見て、矢はち・・盗人（ぬすと）と見て縄ない
○い（ゆい）もどしゃ親の死にめにも合わん

③　う

○大釜（うん）飯と小鍋ん汁　　○牛に追われる夢は吉
○卯辰の女房に巳午の男
○大（う）どいよっか小どい
○植え付け水は、どっからでん取れ
○うん黙（だま）いの、つっごろ牛
○打たれた上、踏んだくられた
○うんめもんの喰て油断すんな
○嘘と坊主の頭は結たこっがね
○瓜の蔓にはなすびはならん
○梅切らん馬鹿、桜切い馬鹿
○嘘ひいごろは泥棒のはじめ
○梅はあっとき漬けんと飢饉どき困い
○打っ殺してん、けしなん奴

④　え

○えっ（海老）で鯛を釣っ

⑤　お

○親にた亀ん子　　○お茶いっぺ
○女ごだましの天気
○男ん子の枕元は通んな

○男ん子にゃ焦げ飯しゅ喰わすんな
○女は仕事から一足先帰れ
○男寡はうじがわっ。女寡は花が咲っ
○親の意見となすびの花は万が一つの無駄がない
○男物は前、女物は目につかん所に干せ
○お茶と情けは濃いごいと
○女竿ん下をくぐると出世はできん
○お月さぁが傘を被れば雨前
○奥歯に物を挟んだよなこつ言っ

⑥ か

○亀の甲より年の功　　○がんない八年
○烏の水浴び　　○かゆい所に手が届く
○かかいよわん、けさまつ
○家弓は家内のいない方に立てよ
○金釘を踏んだら金槌で叩け
○烏が家の近くで鳴くと悪いこっがある
○竈の焚き口は床ん間の方に向くんな
○柿の木をゆるいにくべると牛馬がつまづく
○蚊の群れが天に回れば雨風
○から芋は貧乏人にあぶらせ、魚は分限者にあぶらせ
○寒の強い年しゃ畑作が出来る
○駆け付け三べ、くるくる九杯
○借っとっの仏つら、戻すとっの鬼づら
○加治木のタカンバッチョ帖佐吹
○蒲生は紙すき吉田は木売り
○勝って兜の緒を締めよ

⑦ き

○木六、竹八　　○木元、竹うら
○気は心　　○北枕には寝るな
○北東風や雨　　○兄弟は他人の始まり
○義理はいは、生爪おけてんせ
○着物のふせは、横布使こな
○黄焼けは大風、風は雲足を見れ
○聞けば気の毒、見れば目の毒
○客が玄関を出る時座敷を掃くな
○急須ん口、口つけて呑んと大口の子が生まるっ

⑧ く

○腐ってん鯛の魚
○火事の祟りは三代祟る
○口ちゃ災いの元　　○九月の女子だまし
○くけ（後悔）と、ともれ（弔い）は後から
○くしゃんの出いときゃ人が噂をしっおっとき
○暮れの二十九日にゃ餅搗な
○くもが高く巣を張れば晴

⑨ け

○ 下駄ん緒が切れると不吉が起こる
○ 煙が真すぐ上がれば明日は天気

⑩ こ

○ 子どんな風ん子　　○ こじきにも衣装
○ こだが利いちょい　　○ 志ざしゃニラン葉
○ 子は細産んで太育て
○ 木の葉が光れば一日日和（ひしてびょい）
○ ご飯粒をこぼすと目が潰れる
○ 肥麦は彼岸まで、稲肥は土用まで
○ こぬか三合あれば養子に行くな
○ コンニャク芋んとうが立つときゃよか事なし

⑪ さ

○ 作は荒作　　○ 作に手本なし
○ 五月の東風は雨になる
○ 三月の忘れ雪　　○ 侍は早飯、早糞
○ 五月男に、師走おなご
○ 裁縫すっときゃ片袖つけてうっちょっな
○ 夕立ちゃ片袖濡れて、片袖濡れぬ
○ サルスベリの木を植えると家は栄えん
○ 三人並んで写真を撮ると真ん中ん人は早死する
○ 逆木をくべると逆子を産む
○ 魚といに梅干持って行くと魚は獲れん

⑫ し

○ 四十ぐれ　　○ 七斤となな斤
○ 十月の投げ苗　　○ 所帯（しょて）は女ごしで
○ 椎の実ちぎいに枝折るな
○ しゃばが思ごっ行けば、がねも横にゃ歩かん
○ しゃばにゃ、ただはね、もろたもんな高こつく
○ 四月三日はコラ建てぬ、四月八日はお茶いらぬ
○ 死人に口なし。死人の夢みて語れば不吉
○ 神経痛がいてときゃ明日雨
○ 御馳走は一番しょよ、風呂は二番風呂
○ 仕事ちゃ千石馬場、とん着か中町
○ 正月・五月・九月の十六日には山仕事に行くな
○ 正月・五月・九月の家なおいは不吉
○ しょてぐらしと水車はしんぼうで回る
○ 地火に植えた米は葬式の米

⑬ す

○ すよどんどん、二男がっがっ
○ スッポンがかんつけば雷が鳴るまで離さん
○ すすけ褌がじめじめするときゃ雨が近い

⑭ せ

○ 洗濯もんな北干すんな　　○ 千の倉より子は宝

○ 銭がものをいう　　○ 銭（ぜん）かねんこつゆな
○ 洗濯もんな裏から抜くな
○ 洗濯もんな一度たたんで着れ
○ せっがわい（節分）にゃ赤でこんのなますを作れ

⑮ そ

○ そま二百十日地の内、大豆は八十八夜地の内
○ そま植えは水汲にも会うな
○ そいが合わん

⑯ た

○ だれ馬水くれ　　○ 畳のへりは踏んな
○ 宝の持ちぐされ　　○ 谷山犬のくれにげ
○ 立っちょいもんは、親でん使え
○ 竹ん子暮らし
○ 畳は、四角合わせに敷くな
○ 竹ん子の夢は不吉の知らせ
○ 田を持つなら、散り田を持て
○ 岳岳（たけだけ）は雪、下じもは黒じょか
○ 田の神講の餅は焼いて食べるな
○ だっきゅうづら、面皮が厚い
○ 魂しゃ使けどっ、トンコッちゃ下げどっ
○ 種子もんな、ただで貰な、後が絶える
○ 田刈の頃は、風四方に回れば雨は降らん

⑰ て

○ てくれはするな　　○ 出た釘は打たれる
○ 出（で）もん腫（は）れもん、所嫌わず
○ 出穂みて三十日、出揃っ二十日
○ 出たっ、入いたっ、いざこざ言うな
○ 大根（でこん）のうつうつ（耕す）植ゆい馬鹿

⑱ と

○ 土用の丑の日にうなぎを喰うと一年中病に罹からん
○ トッシャゴを植えると、蝮がでらん
○ 鳶が鷹を産んだ　　○ 歳が薬
○ 遠か親戚よっか、近か他人
○ 土用過ぎの田の肥と彼岸過ぎの麦肥はききめがない
○ 冬至にかぼちゃを食べると中風にかからん
○ 嫁いだ娘が帰ると庭の立木も枯れる
○ 年寄りと金釘はひっ込んだうえはなか
○ 遠か上田より近か下田

⑲ な

○ 梅雨（ながし）や雨七日、日七日（なんか）、風七日（なんか）で終わる
○ 長尻の客にゃ箒を逆さに立てよ
○ 泣こかい飛ぼかい泣こよっかひっ飛べ
○ 梨の当たり年は大風（うかぜ）が吹く
○ 苗　半作　　○ 名高　骨高

○七度探して、人を疑え
○仲立ちすいよっか、逆立ちょせ

⑳ に

○煮てん、焙ってん喰われん
○似たもんの夫婦
○二度あるこちゃ三度ある
○西風と夫婦喧嘩は夜がへれば止ん
○庭にソテツを植えると所帯が潰れる
○新か下駄は、夕方もて下ろすな
○鶏が宵の口に鳴くと、夕方不吉が起こる
○西日の入る家は、病人が絶えん
○虹の根元には宝物が埋まっている
○鶏の頭を喰うと早起きする

㉑ ぬ

○濡れ手に粟　　○ぬかに釘
○盗人ごろとはつっきょてん嘘ひいとはつっきょな

㉒ ね

○猫に銭みせた　　○猫にかつお節
○猫なで声に、油断すんな

㉓ の

○蚤の夫婦　　○登らん木からな落てん
○乗いくだ舟　　○暖簾に腕押し

㉔ は

○馬鹿と鋏んな使よ　　○花より団子
○馬鹿につくい薬いはなか
○梯子の桁は奇数がよい
○八十八夜の忘れ霜
○梅雨の夕映え天気
○腹八分に医者いらず
○「はい」にとがなし
○馬鹿ん一つ覚え　　○馬鹿の大喰
○初物は、神さあから
○春の夕焼け蓑着て待て、秋の夕焼け鎌を研げ
○畑の草といは、溝草をよくとれ

㉕ ひ

○火のない火鉢　　○一つ穴のきつね
○びわ麦、梅田　　○人の噂も七十五日
○日傘・月傘雨のもと
○彼岸には山・川行くな
○人は人中、田は田の中
○人の口には、戸は立てられん
○陽の入らん家にゃ、医者が入っ

㉖ ふ

○麓の書生くずれ　　○筆で飯を喰う

・降ってん照ってん傘一本
・不ゆしごろん二度造作
・冬のはえん風、寄り道すんな
・二つ子の卵を喰うと二っ子が生まれる
・ブトが低く飛べば雨が近い

㉗ へ

・下手な横好き　　・へび夢は吉
・下手ん鉄砲はよけられん
・へびが左から右に横切ればよかこちゃね

㉘ ほ

・盆と正月が一度き来た　　・盆腹
・仏さんの飯を食べると長生きをする
・ホダレン汁を早くおろして洗うと水口が落ちる
・ホタルが家の中に入ってくっと病人が出る
・ホソが流行っときゃ、八手の葉をつるせ

㉙ ま

・まな板の鯉　　・股ばいの、こやっ
・孫、頼むより杖頼め

㉚ み

・三つ子の魂百まで
・水の中にお湯を入れるな
・味噌つきは、家族の誕生日にするな
・みみずに小便をかけると金玉が腫れる
・みかんの双子を食べると双子を産む
・道の真ん中小便すっと、ゴゼムケン時雨が降る
・耳ちゃばん太か人は長生きをすい
・みかんの皮を火にくべると顔が赤くなる

㉛ む

・娘ん子が木戸を通った分で損をすい
・棟上げにまいた餅は焼いて食べるな
・胸は鳩胸、尻はちょぼ尻

㉜ め

・女山川の音が聞こえると雨
・飯こぼせば目が見えなくなる
・目は面らん飾りじゃなか
・参らん神には罰やかぶらん
・飯椀に盛った飯に箸を立てるな
・めん鶏が歌を歌えば災がくる

㉝ も

・持たん袖は振られん
・貰たもんは高こつく
・ものは言いよ、話しゃ聞っよ
・物事は固と、酢味噌はゆるく
・物干竿は、薪にはするな

○物干竿の下をくぐると男は出世できん
○もずが土用うち鳴けば霜が早え

㉞ や

○痩せ馬大食れ（うんまんうぐ）　。闇の夜の、曲い角
○山が近くに見ゆれば晴
○山には手ぶらで行くな
○やっけな、そまげ焼けば灰がつく
○やかんは、戸尻に向けて掛けるな
○屋敷の立木を切ればその家は潰れる
○屋根山は枯れ木も取るな
○八手を植ゆれば、病には罹からん
○やけどをすれば、親恩は無

㉟ ゆ

○雪年しゃ豊作　。夢は逆夢
○夕方には生花はとるな
○言うごちゃ明日言え
○夕方に爪を切るな
○ゆるいの端で爪をとると、きっげになる

㊱ よ

○嫁女貰なら親もらえ
○弱り目に、たたり目
○横水はとっちゃならん
○よかもん喰て油断すんな
○汚れは、かん殺しゃせん
○夜止（よや）んの雨は三日もてん
○夕方もてぶとが飛べば雨が近い（よかい）
○四畳半、四つは良すぎる
○四つ違いの人と結婚すると不幸になる
○夜明けの星がまたたく時は風が吹く
○寄い月（閏年）の年しゃ新墓はたつんな

㊲ わ

○わがむか脛　。若白髪はふがよか
○若けとっの難儀は買（こ）てでんせえ
○藁きびいは、根元を揃え

第三節　教育行政

一、教育行政の移り変わり

(一) 戦前の教育行政

文部省は明治四年（一八七一）七月に創設され、その任務は「教育ヲ総括シ、大・中・小学校ヲ管掌セシム」と規定されていた。翌、明治五年に学制を施行、その第一条に「全国ノ学制ハ之ヲ文部一省ニ統フ」と規定され、地方教育行政の基盤として、大・中・小の学区制が全国

的に実施された。そして、大学区の本部に督学局が設けられ、督学は地方官と協議して所管の事務を行うことが規定されたのである。また、中学区には、学区取締制度がしかれ、一中学区に十人から十二、三人の学区取締を置き、一人について小学区二十から三十の分担をさせ、地方の名望家から選んで地方長官が任命するようになっていた。

県の機構も、明治八年（一八七五）四月、県治条令の改正によって、庶務課にあった学務掛が昇格して学務課が新設された。学務課は、教育行政を担当し、課員を地方に派遣して、施設内容の検討指導、教員および生徒の勤惰等の検査、学校未設立の地方に対する設立の督促などを行った。

明治九年四月に、区長と兼任であった学区取締りを、文部省学則によって専任と改め、学区取締事務章程十七条を頒布して、所管内のいっさいの教育行政に関する権限と任務を明示した。

明治十一年（一八七八）七月学区取締り受持ち区域を定め、区域ごとに一人の学区取締りを配置した。その給料は一カ月七円ずつを県庁から支給し、旅費は各区に交付した小学補助金その他で区内支給することになった。

明治九年の学区取締事務章程は、十二年二月に改正され、学区取締心得書が定められた。仕事の内容は、区戸長と協力して区内学資の調査・保管や文部省補助金などの金銭出納上のことで、兼ねて督学上の事務を負担した。

当時の心得書は次のように示されている。

一、学制の趣を奉じ県庁の指揮に従ひ区内の学事を掌る

一、区戸長と力を合わせ区内学事の進歩をはかる

一、区内人民の就学を勧めて教育の普及をはかる

学区取締りの勤務する所は、学区事務所であり、教員配当・俸給支払いなどが行われ、学区取締りは郷内における教育上の絶対的な責任者であった。

明治十一年に郡区町村編成法が出されて、地方制度がしだいに整備されてきたので、町村が地方教育行政の末端の単位となり、明治十二年教育令制定とともに、学区取締りの制度も廃止された。町村に学務委員が置かれ、教育事務を管理することになった。

本県では、明治十三年（一八八〇）学務委員選挙規則を制定し、改正教育令に基づいて明治十四年八月学務委員選挙規則を定めた。それによると、学務委員は学区ごとに一人から数人を置き、学区内に本籍があって現住する満二十年以上の者で、土地か建物を持っている者が、その選挙権・被選挙権を有することに決められた。

また町村会員（現町会議員）は、その学区内の選挙人の承諾を得て、県令（県知事）の認可があれば、直ちに学務委員に充てることができた。

学務委員の定員・俸給等・選挙手続きはすべて町村会で議決し、その選挙は定員の三倍を予選し、県令はそのうちから定員だけ委嘱した。また、学務委員の任期は四年とし、再任を妨げないということになっていた。

学務委員の仕事の内容は、就学関係の奨学督促、学校設置の促進、学校管理の充実であったが、改正教育令により、学務委員のうちに戸長が加えられることになった。そして、学務委員の権限のうちに、教員人事の管理権の一部が加えられるようになって、学務委員の町村における教育行政機関としての立場が確立してきた。

吉田郷・村の歴代学務委員名

明治十年頃	学校掛	池田勇右衛門
同　十二年頃	同　同	牛込信兵衛
同　十六年頃	学務委員	前田重本
同　同	同　同	北原兼亮
同　十七年頃	同　同	山下宗伯

※十八年の教育令の改正で学務委員制度廃止

※小学校令が地方自治制度に対応するため、明治二十三年に改正され、地方学事通則が発布されて、学務委員の制度が復活、三人制の内、常設委員一人を置く

明治二十七年頃	常設学務委員	後藤祐義
同　三十年頃	同	瀬戸山庄太郎
同　三十二年頃	同	前田實徳
同　三十四年頃	同	志摩兼太郎
同　三十六年頃	同	大井岩助
同　四十年頃	同	江夏源次郎
同　四十二年頃	同	堂園義彦
同　四十五年頃	同	外園三次郎
大正三～十一年	同	大井新久
同　十一～十四年	同	川畑宗篤
同　十四～十五年	同	平瀬武藏

以上が明治・大正の学務委員（常設）名である。

明治二十三年（一八九〇）、地方自治制度に対応するため、同年十月地方学事通則が発布され、学務委員制度が復活されているが、これは、教育事務に関して市町村長を補助する諮問機関であって、三人で構成され一人は常務委員といって専任であった。選出は、村会議員から一人と公民中選挙権を有する者一人、小学校男子教員一人（おもに校長）を、公民中からの一人は村会で選挙し、教員中からの一人は村長が任免することになっていて、任期は三カ年であった。この制度は、太平洋戦争が終わ

。　。

るまで大きな変革もなく継続された。服務心得は、次のとおりである。

学務委員心得　明治三十年

第一　常設学務委員は村役場に出勤して施行規則第二条の事務を取扱ふべし

第二　学務委員は平素村に属する国の教育事務に留意すべきは勿論常にその整備普及進歩をはかるため毎月一回以上会合をなし村長の諮問に応じ又は互に意見を吐露して協議をなすものとす　但し会合の時日は村長に於て之れを定め学務委員に通告すべし

第三　常設学務委員は村内各学校毎月の就学及出席現状を学務委員に報告するものとす

第四　学務委員会に於て協議すべき事項は左の如し

。設備及学校衛生に関すること

。学齢児童就学に関すること

。生徒出席に関すること

第五　学務委員に於て協議の結果必要に応じ実地に従事することあるべし

第六　学務委員は努めて学校を視察するは勿論なりといえども特に常設学務委員は毎月一回以上必ず各学校を巡視すべきものとす

第七　学校巡視の時は左の件を取調べ意見ある時は村長へ申告すべし

。設備整合 学校衛生の適否

。生徒出席状況

。学校編制及教員配置の適否

。教科目の加除 授業時間の適否

。生徒の風儀 卒業後の状況

。学校家庭の連絡状況

。その他教育上特に必要と認むる件

第八　学務委員は各学区内学齢児童の就学及出席の歩合を知悉しつとめて之を佳良ならしめんことを図るべし

第九　学務委員は毎月一回以上農事閑暇の時を選び各学校職員とはかり父母兄姉を召集し教育の談話会を開くものとす

学務委員の任務が多岐に亘る中で、なお、就学・出席督励に関するものに重点をおいていた。

(二) 教育系統図と教育年表

鹿屋高校「三星年表（文部省学生百年史）より」

第1図　明治6年（学制による制度）

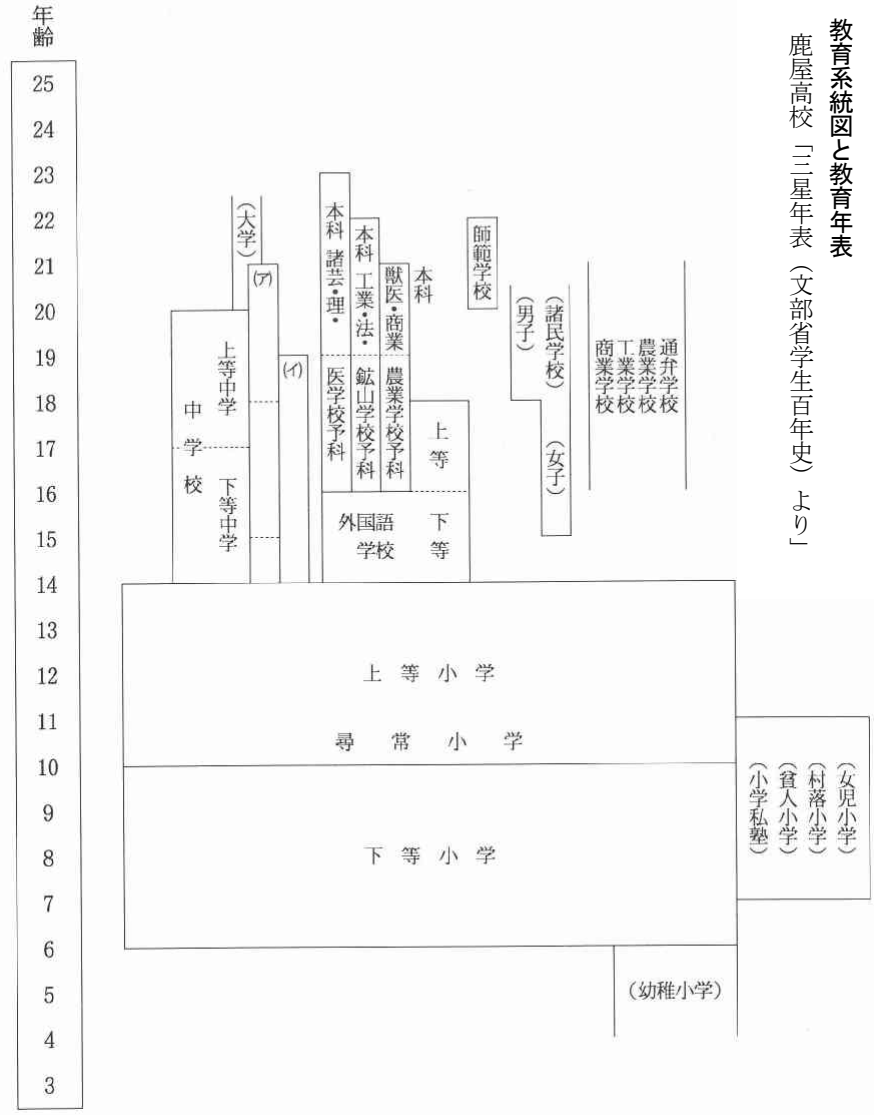

(注) (ア)は外国教師にて教授する中学校予科
(イ)は外国教師にて教授する医学校

第2図　大正8年

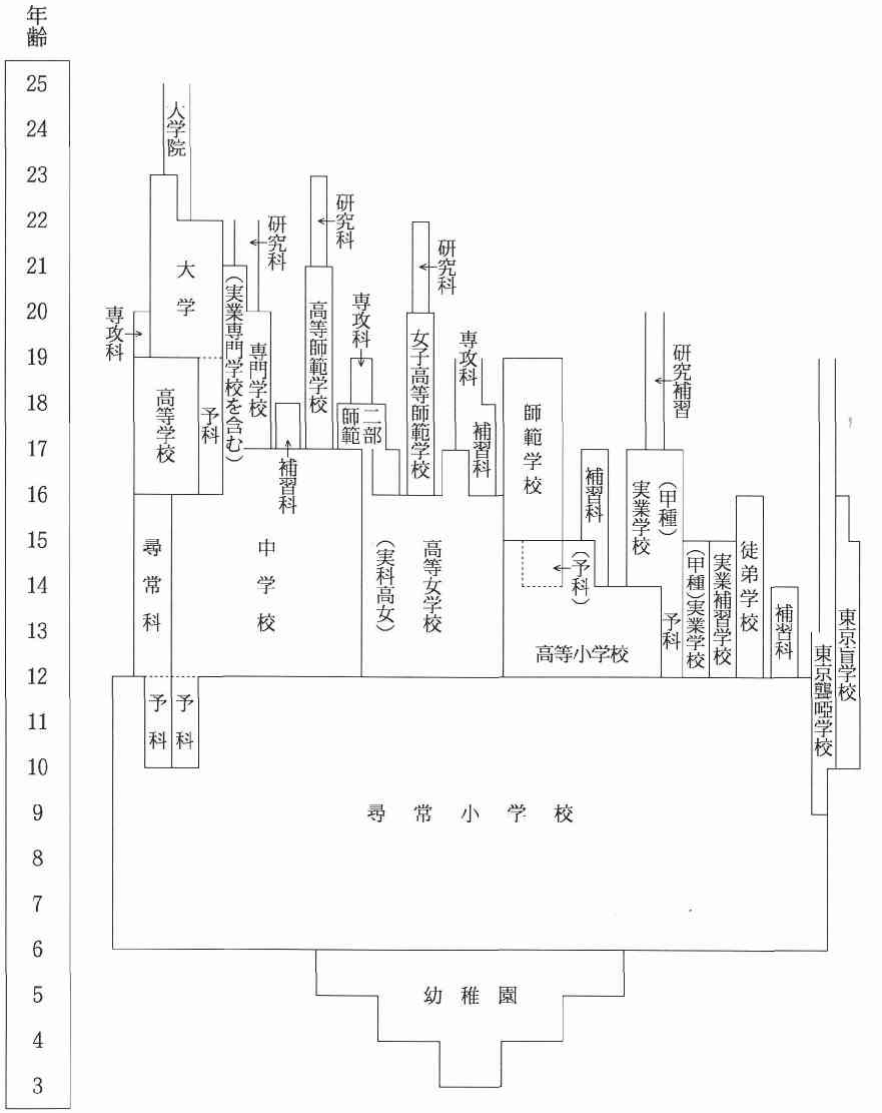

年齢
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
大学院
大学
研究科
研究科
研究科
専攻科
(実業専門学校を含む)
専門学校
高等師範学校
専攻科
女子高等師範学校
専攻科
高等学校
予科
二部師範
補習科
補習科
師範学校
研究補習
補習科
(甲種)実業学校
尋常科
中学校
(実科高女)
高等女学校
(予科)
予科
(甲種)実業学校
実業補習学校
徒弟学校
補習科
東京盲学校
東京聾啞学校
高等小学校
予科
予科
尋常小学校
幼稚園

第3図　昭和19年

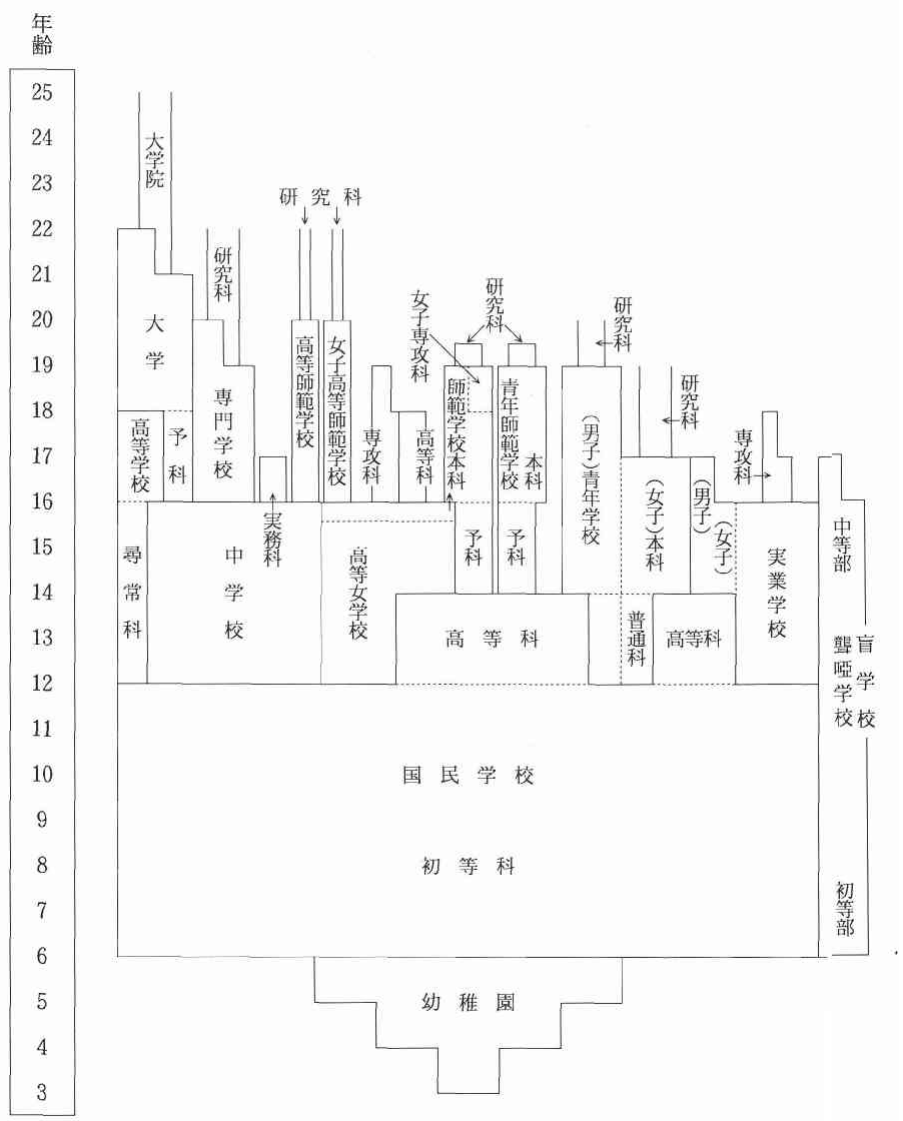
年齢
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
大学院
大学
研究科
研究科
高等師範学校
女子高等師範学校
女子専攻科
研究科
研究科
研究科
専門学校
高等学校
予科
専攻科
高等科
師範学校本科
青年師範学校
本科
(男子)青年学校
(女子)本科
(男子)
(女子)
専攻科
実務科
尋常科
中学校
高等女学校
予科
予科
高等科
普通科
高等科
実業学校
中等部
盲学校
聾唖学校
国民学校
初等科
初等部
幼稚園

第4図　昭和47年

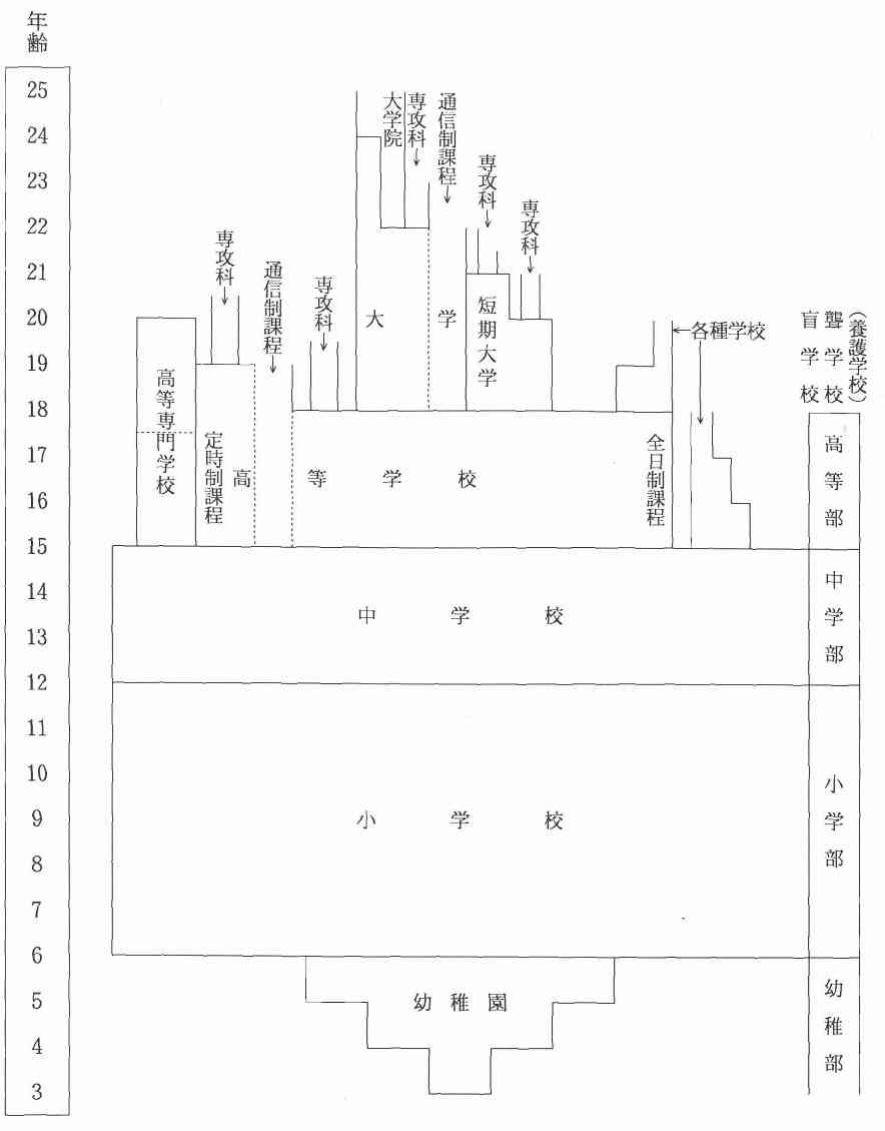
年齢
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
大学院
専攻科
通信制課程
専攻科
専攻科
大学
学
短期大学
専攻科
通信制課程
専攻科
高等専門学校
高等学校
定時制課程
全日制課程
各種学校
聾学校（養護学校）
盲学校
高等部
中学校
中学部
小学校
小学部
幼稚園
幼稚部

(三) 学校財政

学校の経営に必要な経費の変遷をみてみると、私塾時代は無償または僅かの志を貰っていたようである。

復生館の時代は、士族の共有金を以て子弟の養育をしていた。

外城第十七郷校（藩立学校）になったのは、財政の基盤を確固たるものにするためのものであったが、県は、明治六年三月に「今般官費を廃し、今後会計は総て学校において取り計らう事」と次のように達示している。

三月十日（川辺学校日誌、外城第二十一郷校より）

一、学校之儀是迄官費ヲ以施設イタシ県庁ヨリ致差図来候得共今般官費ヲ廃シ以来会社計相成候間進退黜陟等万端学校ニオイテ可取計事

酉　三月（酉は明治六年）　鹿児島県庁

明治八年の日誌に、文部省より学業資本委託金として各区人員一人に付き、九厘ずつ下げ渡しがあったとして

五月二十四日（川辺学校日誌）

戸長方ヨリ師員中へ示談之趣ニ付皆々役所エ出席イタシ候処今般文部省ヨリ各区人員ニ応シ学業資本トシテ委託金御下渡ニ相成当区ハ戸長出県イタシ左之通受納ニ及候就而者処分之次第一定ノ目途立テ付スシテハ相済スト各勘考ニ渉リ候処戸長方頂リニテ貸出相成追追其利息ヲ以必要ノ用品購求スル処ニ決着イタシ候

写

各区正副戸長江

嘗テ文部省ヨリ被相達候委託金今般下渡ニ付而者尚一層勉励修業渡スハ勿論資金永久之目途相立候様深ク注意可致尤以来年々下致相成候条尋常容易之事ニ使用ス可カラス事

但毎年一月六月仕払明細相調出納課江可差出事

八年五月　鹿児島県令　大山綱良

各郷校委託金之儀当亥一月ヨリ六月迄之分既ニ右金株文部省ヨリ御下渡相成候ニ付而各郷人員取調中ニ付即今相渡候儀難相整一同各郷戸長中得其段申□置候事

但相渡日限等之儀追而廻章可相達事

亥五月

一、今般委託金申受候戸長之面々学校委託金往々見込目　相達候訳届可申出候事

一、戸長帰郷之節者学校課江届可申出候左ニテ別段相達　候向茂可有之候事

とある

※　川辺「学校日誌」は明治五年六月二十日から明治九年十月二十三日までのもので、古い郷校制から小学校制への転換期に相当している。転換期のようすを示す唯一資料であるので引用した。

県としては、学校費の財源として官林の払い下げを行っている。

明治七年（一八七四）六月大山県令は第一支庁に、各郷内の官林杉松の伐採、土地開墾などの方法によって学校費に充てるように正副戸長に論告せよと指示した。

明治十二年岩村県令も、山林・神社境内・私有地などの学校払い下げに努力している。

明治十年の西南の役によって、学校維持の収入が一時中断した。このため、島津忠義・黒田清隆など有志の寄付を募り、この寄付金が明治十一年度で八万六、〇八七円に上り、この年の総教育費の約四分の一を占めている。また、明治十一年度の文部省補助金が三万一、五八八円で寄付金と合わせ、西南の役後の学校復興に大きく貢献した。

明治十二年の教育令の第二四条に「公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スベシ」とあり、第四三条には、「凡学校ニ於テ授業料ヲ納ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スベシ」とあり、小学校の経費は、町村費でまかない、県でも補助し、国の補助もあるということになり、授業料の徴収は地方で自由に決めてよいということになった。

明治十三年（一八八〇）、改正教育令により、明治十四年以後補助がなくなった。

市町村に於ける教育費は、歳出中最も大きな費目になった。日清戦争後の町村費に占める小学校費は三五・三%にもなった。

明治二十九年（一八九六）に、義務教育費に関して、国家予算に補助金が計上されるようになり、明治三十三年に至って市町村立小学校教育費国庫負担法が発布された。明治四十年には、国から市町村へ配付する補助金と同額を、県に於いても市町村に交付しなければならないようになった。

大正七年（一九一八）、義務教育費国庫負担法が三月二十六日に公布された。明治末期以来増加してきた市町村義務教育費の負担を軽減し、教育者の生活を保証しようとするものであった。市町村小学校の正教員・準教員の俸給に要する費用の一部は、国庫がこれを負担するものとした。これは、義務教育費は国が負担すべきだということを原則とした点において、画期的な法律で、年とともにその金額が増加してきた。しかし、その支出金額は一千万円を下らないものとされたので、鹿児島県においては、まだ目だって市町村の負担を軽減するところまでは至っていない。そこで、県内の各市町村では、政府

に対して、負担金を増加してくれという建議書をだした。

大正七年度の全国市町村総支出額が三億三八〇〇万円で、小学校費が二七％の七三〇〇万円を占めていたが、政府補助ではとてもまかなえないという事情にあったからである。

政府補助は、初年度に一〇〇〇万円を出し大正十一年までは、その額で据え置かれたが、大正十二年度に四〇〇〇万円、大正十五年には七〇〇〇万円に増額された。特に大正九年になると、第一次世界大戦後のインフレの波が鹿児島にも押し寄せ、教育費の増額をしなければならなくなって増額している。

1　吉田村の教育財政

大正十一年度予算

学校名	経常費	臨時費	合計
吉田尋高小	二〇、一六九円	一、七三三円	二一、九〇二円
本名尋高小	一二、二七九	二〇	一二、二九九
宮　尋高小	五、七九八	一〇	五、八〇八
本城尋小	三、〇五七	一七	三、〇七四
吉田村教育費総額	四三、二六三円		

次に教員給の平均額は、昭和三年全国平均が五八円四〇銭、県平均が五二円九七銭となっている。本村は大正十一年度、吉田尋常高等小学校七〇円、本城尋常小学校五七円五〇銭、本名尋常高等小学校五五円、宮尋常高等小学校五四円三三銭となっている。本村の教員給が四校とも県平均を上回り、また学校間に差があるのは学区制によるものである。

すでに述べたように、吉田郷の郷校として、復生館を設立、それが外城十七郷校（藩立学校）になり、学制によって「吉田小学」となった。

明治二十二年町村制が施行されるまで、吉田郷本名村、本城村、宮之浦村と東・西佐多浦村の五村に分かれていた。当初、西佐多浦にある吉田小学に、三つの村からも通学していたが、通学の便などから各村ごとに学校設立の気運が盛り上がり、村ごとに経費を負担して小学校が発足した。

政府は町村制開始の翌年（二十三年）、改正小学校令で学校の設置維持は町村（新しく）の責任と定めたが、吉田村においては左記のように区制の継続を申請し、内務・文部両大臣の許可を受けた。

(1)　吉田村学区会設置ノ答申書

明治二十三年十月、勅令第二一五号小学校令実施ニ付キ今般学第一〇七号ヲ以テ本村小学校位置並ニ校数等村会ヘ諮問相成。本村会ハ諮問案校数位置ニハ賛同シ別ニ

意見無之候へ共本村ハ従前ヨリ西佐多浦東佐多浦ヲ合シ其ノ本名・本城・宮之浦各大字毎ニ壱校宛設置シ経済分離未ダニ付今後ニ至リテモ従前ノ趣旨ニ依リ右四区ニ分割シ其各区ハ区内ノ学校ヲ各別ニ負担スルコトニ決議致候段答申候也

吉田村会議長

明治二十五年七月七日告示第八号ヲ以テ区会条例ヲ公布

(2) 吉田村区会条例

第一条　鹿児島郡吉田村大字本城・宮之浦・本名ヲ各一区及び東西佐多浦ヲ一区トシ毎区ニ於ケル小学校教育ニ関スル事務ノ為ニ区会ヲ設ク。

第二条　本城区ハ八名、宮之浦区ハ十名、本名区及東佐多浦・西佐多浦区ハ各十二名ヲ以テ区会議員ノ定員トス。

第三条　区会議員ト為ルヲ得ベキモノハ村会議員ノ被選挙権ヲ有シ各其ノ区ニ住スルモノニ限ルモノトス。

第四条　区内ニ居住スル村公民ハ凡テ区会議員ノ選挙権ヲ有ス。但シ公民権ヲ停止セラルル者及陸海軍ノ現役ニ服役スルモノハ之ノ限リニアラズ。

凡ソ内国人ニシテ公権ヲ有シ各々其ノ区ニ於テ直接村税ヲ納ムル者其ノ額区内ニ住スル公民ノ其ノ区ニ於テ最多ク納税スル者三名中ノ一人ヨリ多キトキハ区内ニ住スル公民ニアラズト雖モ選挙権ヲ有ス。但シ公民権ヲ停止セラルル者及陸海軍ノ現役ニ服スルモノハ此ノ限リニアラズ。

法律ニ従ッテ設立シタル会社其ノ他法人ニシテ前項ノ場合ニ当ルトキモ又同ジ。

第五条　毎区選挙人ニハ等級ヲ設ケズ。

第六条　前各条ノ外村会ノ組織並ニ選挙職務権限庶務規定ニシテ区会ニ適用シ得ベキモノハ総テ村会ノ例ヲ適用ス。

右明治二十五年七月七日告示第八号ヲ以テ公布

明治二十六年十月二日内務大臣文務大臣ノ許可指令アリ町村制第百二十五条地方学事通則第十二条ニ依リ之ヲ許可ス

内務大臣　伯爵　井上　馨

文務大臣　　井上　毅

区会条例の廃止について議会審議

国は大正十四年二月二十七日訓令第三号を以て区会条例を廃止するに当たり各区の所有に属する財産並びに営造物処分の件に対する村会の意見を聞いている。

昭和四年四月六日、各学区の基本財産のうち村に帰属せらるるもの（案）として提案している。

東西佐多浦区
一、田　反別　四町九反七畝十三歩
一、畑　反別　五町　九畝二十八歩
一、山林反別　十九町三反三畝十一歩
一、原野反別　二十八町五反四畝二十一歩
一、現金　二千二百四十四円四十七銭
本城区
一、山林反別　一町五反三畝歩
一、原野反別　五反六畝歩
一、現金　二千三十円八銭二厘
本名区
一、山林反別　四反二畝九歩
一、原野反別　一町　四畝歩
一、現金　四千三百八十八円三銭三厘
宮之浦区
一、畑　反別　三反五畝十四歩
一、山林反別　一反一畝二十歩
一、現金　三千五百五十六円四十五銭
昭和四年四月十日　村会に於いて議決するに至らず。

2　学校基本財産

当時各区の学校基本財産が、どのようにしてできたのか、東西佐多浦の例を次に示す事にする。

東西佐多浦学区学校基本財産

文久の頃藩主盛んに文武の道を奨励される。当郷儒者川内彦左衛門は後進者誘導の目的を以て東佐多浦高岡に私塾を開く。

元治元年、地頭・組頭相図って士族共有金（当時、藩主より百二外城にある士分にして貧困なる者の子弟を、出生より青年まで養育するため無償貸与する田約二町歩があった。これを作敷地といい班田収授の法に準じ、収授したり貸与の要なき田地収益を累年蓄積したもの）を投じ、建坪十二坪の屋舎を建設して「復生館」と名づけ学舎にあてた。

維新（明治二年）藩公より御持山（松尾城）並びに島津家菩提寺地を学校に賜る。

明治十年までは前記作敷地収入蓄積金等を以て維持してきたが丁丑の戦役（西南の役）のとき出陣費として大部分を使ったため、明治十一年島津家下賜の土地を公売して得た資金を加え元金七千六百六十四円四十三銭四厘を、郷民に貸付けて月利八厘及至一分の利率にて利殖した。

明治十二、三年ごろ東西佐多浦にある庄屋扶持面田畑一町余を学校基本財産に編入した。

明治二十年に至りて元金はもとより利子の回収全く不

能に陥り、教員の俸給さえ支払いができなくなった。

時の学務委員山下宗伯は整理の衝に当たり、当時の郡長末弘直方の指揮を受けて整理を断行した。

時に世は不景気の極に達し米価一升三銭の時代にして、担保価格不足した者は、増担保を提供させたので無財産となる者もあった。悲涙の中にも学校の財産となるのだからと諦めていたものの俄然大紛糾を惹き起こし、学校財産の分配を叫び流言蜚語も盛んに起こったが、先の二人の奮闘によって遂にその整理の目的を達して負債者抵当地を買入し、作敷地を廉売して田畑反別二十四町五反十一歩を得て、これを郷民に小作させて上納米を徴収する事とした。

明治三十九年村長梶原恒太郎の時、政府が不要存置山林原野を払い下げたとき、東西佐多浦磨土組合の純益による寄付金を以て、山林十九町三反三畝十一歩、原野二十八町五反三畝二十一歩（実測約百五十町歩）を払い下げ、初めは学区民の労力寄付により植栽下払いをした。

明治四十三年校有地中下等な田畑を公売して現金五百十四円六十六銭五厘を得た。

大正九年村長深見国二は、鹿児島高等農林学校林科卒業論文材料に提供して、同生徒実地調査研究の下に造林計画を樹て（五十年後約百万円の財を得る予定）、県費の補助を受け、年々造林費を支出して下払い補植をすると共に山番人給を支出し、一部は小学校児童生徒に下払い補植を行わせ一面愛林思想を涵養した。

大正十五年二月の学校基本財産

一、田地反別　十五町一反八畝二十一歩
一、畑地反別　八町三反三畝十七歩
一、宅地反別　六町二十四歩（実際は耕地）
一、山林反別　十九町三反三畝十一歩
一、原野反別　二十八町五反三畝二十一歩
一、校地　三千九十坪一合八勺
一、現金　二千二百四十四円四十八銭

大正年間の学校経常費予算（吉田尋常高等小学校）

大正　二年度　二千九百十円九十二銭
同　三年度　二千八百七十九円十九銭
同　四年度　二千七百五十二円七十二銭
同　五年度　二千九百七十一円五十八銭
同　六年度　三千二百八十九円三十五銭
同　七年度　三千六百七十七円四十銭
同　八年度　七千七百八十九円〇〇銭
（模範学校となった）
同　九年度　一万四千七百九十八円〇〇銭
（第一次世界大戦後のインフレによる）

大正　十年度　一万五千三百五十八円〇〇銭
同　十一年度　一万五千七百五十三円〇〇銭
同　十二年度　一万二千五百六十三円〇〇銭
同　十三年度　一万二千四十二円〇〇銭
同　十四年度　一万一千五百六十五円〇〇銭

国は大正十四年から区会を廃止し、村で学校の維持管理をするように県を通じて指導してきた。社会の進展に伴い諸法規の整備も進み、学校基本財産の維持管理もむずかしくなり、各校区は、法人組織の研究をすすめた。

昭和八年、校区・村の発展を図るには、精神生活並びに経済生活の更新を図る以外にないとして、財団法人東・西佐多浦奨学会を設立した。つづいて、本城・宮区に法人組織が発足した。本名区は長い間本名区有志委任者会で、学校の維持管理をしていたが、昭和十三年九月十七日、区会で法人組織を発足させるように決定した。

3　財団法人　鹿児島郡吉田村　東西佐多浦　奨学会　昭和八年一月十日

(1)　財団法人の趣旨徹底に関する件

わが財団はその寄付行為が示すように、東西佐多浦区における普及徹底を期し有為の人物を養成することを目的とし、これに対する事業を企画遂行すべきことは、いまさら言わなくてもよいが、本財団を設立した理由は、教化施策により、先ず精神生活並びに経済生活の更新を図り、倍々(ますます)郷土集落の親善を厚くし、進んで村の平和維持上嫌忌すべきしこりを排除し、決して地域にこだわることをせず、大同団結して互助協調・共存共栄を根本とし、常に区民の福利を増進し、村自治の円満と無限の伸張を図ろうとするものである。

だから、本財団は自己のためのみを図って他人の痛苦を思わず、個人一族の名利得失に専念して、区民共同の福利を思わないのはこの設立の本義に反するものである。

なお、わが財団は東西佐多浦と共に永遠に続くもので、その施策方針は恒久の対策を要しこの理想の目標は、常に変改すべきものではない。

われらは将来このような信念に基づき、一心協力して、ややもすると緩みがちな気風をうち払って、緊張努力して、その設立の本旨を貫徹しなければならない。

これがためには、古

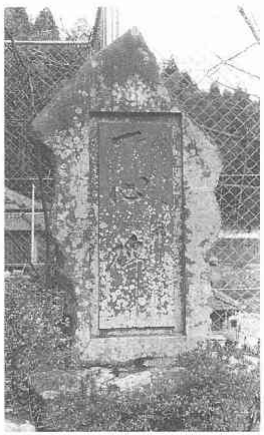
奨学会設立記念碑

来、地理的、慣習的にわが区を構成している「郷中」（集落）において先ず本趣旨を宣伝し財団使命の全貌を理解してもらい、校区民は良く今日の世局を考え、自ら反省して言行共に率先、敢然としてわが財団の理想実現に努力してもらいたい。

(2) 財団法人と学校との連絡提携に関する件

現在、小学校並びに実業補習学校の教育職員は、その学校本来の職務が非常に繁忙であることは、よく吾人も理解し、かねて心から感謝しているところである。

特にわが村のように学区対立、村の統一を妨げ、区、内外の事情は学校経営上深慮を要するものがあり、心労が多いと察している。このような事情は全く教育の効果を挙げるに不利であると思い、まず本財団を設立し、校長教員各位の協力援助により、わが区を革新していく志を遂行したい。

今まで述べたように、わが財団は或る意味においては地域教化の団体である。常に区民の経済生活に立脚し精神生活の向上を図り、いわゆる実生活に即した施策を完備し、道徳・経済並進の理想郷を実現しようとするものである。

近ごろ、学校教育の郷土化・実際化の説を聴く。これは本来わが財団の施策と同じであると信ずる。よろしく互助提携し地域革新運動と共に、組織的・計画的に教育の力によってわが区を救済したい。

(3) 小作組合の設立に関する件

わが財団は財団のための財団でなく、区民の財団なり。したがって、これが健全なる発達は区民連帯の責任にしてこれを役員のみの責任にすべきものではない。

しかし、わが財団の健否は、事業源資である小作米の徴収成績の如何による。だからわが財団は財団に対する共同連帯の責任を明らかにし、各郷中（集落）を単位とし小作組合の設立を規定した。各位は郷中より選ばれた連帯責任者の代表であるから、当然小作組合長の栄を担う。小作組合長は組合員に対し小作貸付けを専行できる権利があると共に、納期日内小作米を納付させる義務を負うことは既に了解されている通りで、各位は良くその職責を重んじ郷土愛の至情に基づき財団の健全なる発達に奉仕されることを望む。

(4) 青年講座に関する件

現下の国情に鑑み青年訓練の一般的方策は、すでに青年団理事者で研究実施されているので言うことはないが、わが財団は特に郷土に即した教育施策を行い、わが青年に対し特別に青年講座を開設し、士気を鼓舞し沈滞している校区の空気を一掃し、その潑剌真摯（はつらつしんし）な力により旧来

のものから脱皮して新東西佐多浦を建設したい。

思うにわが区は住民の移動少なく、貧富の差も少なく思想上も不純な言動を見ない。時には内に相争うことがあっても、難題に対しては共に当たり共に分担し、まさに一家を拡張したようである。これ全く郷土集落の家族的一円融合の発露で、これを良く育て、協力し相親しむようになれば、校区の安泰を得ることができる。

財団は、青年の胸奥に財団の理想と進むべき方向をはっきり示し、潑剌とした鋭気を鼓舞し、理想の実現と目標の達成ができるように、各位は宜しく青年講座に共鳴し、日常青年の指導に留意すると共に講座に出席をするよう奨励してくださる事を望む。

(5) 婦人講座に関する件

祖先墳墓の地として永く定住し、喜び悲しみをお互いのものとし、共済協力の美風に富む校区も、時代の流れに従い、ややもすれば人心が隔離して一致を妨げ、意気が衰え新興の気魄が乏しくなり憂慮しなければならない。

財団は設立の精神に基づき経済的自覚に訴えて、産業の経営を改善し消費の合理化を図り、経済的協力をもって精神生活の内容を充実し、自家の更生から郷土集落の更生へ、郷土集落の更生から村の更生へと新興の道のりを進みたい。そのためには青年だけに限らず、特に婦人の協力いやむしろ婦人の働きが大切であると思い、婦人講座を開設するのである。区民は宜しくこの趣旨を理解して出席を勧奨し効果を挙げるようにしてもらいたい。

(6) 成人講座に関する件

青年団を離れる年齢になると、単なる家庭人として、また職業人として仕事に従事するばかりで、共同的訓練指導を受けないため遂には修養の志を失い、後には切実に精神的生活の空虚を感じるのは自他その感を同じくする所である。

だから、われらはこれに対する一般的なことは学校にお願いするとしても、財団設立の本義に基づき、郷土愛と共同一致の力によって道徳・経済並進の理想郷建設のため、産業振興に関する共同施設、因習に依る生活様式の改善などにつき解決しなければならないものがある。

これらについて、お互いに了解し実行の方法を考えるために成人講座を開設するので出席をされることを望む。

(7) 生産並びに消費経済調査に関する件

我が財団は、区民に対し現在並び将来に於いて、常に新興生活を促進し無限の発達を要望す。

新興生活とは精神生活並びに経済生活の更新であり、全生活の向上である。

経済生活の更新は産業の経営を改善し消費の合理化を

図るにあり、区には産業の統制的経営を行う計画機関がなく、消費の合理的組織がないため、区民は不便の上その損失は大なるものがある。

本財団に於いては委員を設け生産消費経済調査を行い、将来計画的経営をもって生産を奨め、生活様式の改善を行う資料にしたい。

各位は宜しくこの趣旨に賛同し、直接間接に力を尽くして、完全な産業計画が樹立できる資料が得られることを望む。

［原文］

我財團ハ我區ノ大衆ニ對シ現在並將來ニ於テ、常ニ新興生活ヲ促進シ無限ノ發達ヲ要望ス、新興生活トハ精神生活並經濟生活ノ更新ナリ、全生活ノ向上ナリ、然リ而シテ經濟生活ノ更新ハ産業ノ經營ヲ改善シ消費ノ合理化ヲ圖ルニアリ、我區ハ産業ノ統制的經營ヲ行フ計畫機關ナク、消費ノ合理的整頓ヲ行フ組織ヲ有セザルタメ大衆ノ不便其損失蓋シ大ナルモノアリ、故ニ本財團ニ於テハ委員ヲ設ケ生産消費經濟調査ヲ遂行シ、將來計畫的經營ヲ以テ生産ヲ奬メ、分度生活、生活様式ノ改善ニヨリ生活整頓ヲ行フノ資ニ供セムトス、各位ハ宜シク此趣旨ヲ賛シ調査ニ際シ直接間接盡力シテ完全ナル産業計畫ヲ樹ツルノ資料ヲ得セシメラレムコトヲ望ム。

(8) 集落懇親会に関する件

財団は新興東西佐多浦を建設し、永遠に発展することを本旨とするという事は既に述べた。これがためには極力従来の因襲と常識とのみによる産業経営法を改め、生産の増収を図り、無駄と冗費を省き経済生活の内容充実を図ると共に精神生活の向上を期し、まず一家一族振興の基本を確立して、倍々「郷中」（集落）の親善を促し延いては区の更生を期し、進んでわが村の伸展に寄与する努力に忠実であることを徹底させる必要を痛感し、ここに集落懇親会を開き実行問題を協議しようとするのである。各位は宜しく単独にまたは他と連合して左記によりこれを開設しそれぞれ実績をあげられる事を望む。

財団法人　鹿児島郡吉田村　東・西佐多浦　奨学会　寄付行為

総　則

一条、本財団は第六条記載の財産を以て設置する。

二条、本財団は教育の普及徹底を期し将来有為の人材を養成するを以て目的とす。

三条、本財団は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

ア、学校教育施設の援助

イ、男女青年教育上の施設
ウ、社会教育並実業教育上の施設
エ、貧困児童の救護就学
オ、育英事業の施設
カ、弁論大会、体育大会の開催
キ、其他教育上必要と認める事業

4　財団法人　鹿児島郡吉田村　宮之浦学校　後援会寄付行為

昭和八年四月

第一章　総則

第一条　本財団は第六条記載の財産を以て設置す
第二条　本財団は宮小学校区に於ける教育の普及徹底を期し兼ねて家庭教育社会教育の改善を図るを以て目的とす
第三条　本財団は前条の目的を達成する為左の事業を行う
一、学校教育施設の援助
二、男女青年教育上の施設
三、社会教育並実業教育上の施設
四、貧困児童の救護就学
五、育英事業の施設
六、其他教育上必要と認むる事項
第四条　本財団を財団法人鹿児島郡吉田村宮之浦学校後援会と称す
第五条　本財団は事務所を鹿児島県鹿児島郡吉田村宮之浦宮尋常高等小学校内に置く
第二章　資産・経費
第六条　本財団設置当時の資産左の如し
一、畑地　三反五畝十四歩
一、山林　一反一畝廿歩
一、原野　三畝五歩
第七条　前条の資産は之を基本財産とす
基本財産は之を処分することを得ず但し止むを得ざる事由あるときは顧問の意見を聞き理事及評議員総数の三分の二以上の同意を経且つ主務官庁の認可を受け之を処分することを得
第八条　本財団の資産は理事長保管の責に任す
第九条　本財団の経費は基本財産より生ずる収入雑収入寄付金を以て之に充つ、年度末に於いては剰余金を生したるときは其の二分の一を基本財産に編入し残余は翌々年度に繰越すものとす
第一〇条　本財団の収入支出は毎年予算を之を定む
第一一条　本財団の予算は毎年度評議員会の議決を経決算は其の承認を受くべし

第三章　役　員

第一二条　本財団に左の役員を置く

理事監事は互に兼任することを得ず

理事　五名（内理事長一名）

監事　五名

評議員　十名

顧問　若干名

第一三条　評議員は別表各部落より一名宛選出す

理事及監事は評議員の選挙により連記投票を以て之を定む

理事長は理事の互選とす

顧問は本財団に縁故あり学識経験に富み徳望あるものの内より理事長評議員の意見を聞き之を嘱託す

第一四条　理事長は法人を代表し其の一切の事務を掌り会議のときは議長となる　理事長事故あるときは予め指定せる順序に依り其の他の理事之を代理す

其の他の理事は理事長の指揮を受け其の事務を分担す

第一五条　監事は法人の毎月之を検査し理事業務執行の状況を監査す

第一六条　顧問は理事長の諮問に応じ意見を陳述す

任期中役員に欠員を生したるときは補欠選挙を行う

補欠役員の任期は前任者の残任期間とす

第一八条　理事監事並評議員は任期満了後と雖後任者就任に至るまては尚其の職務を行うものとす

第四章　評議員会

第一九条　評議員会は毎年二月理事長之を召集し左の事項を議決す

一、予算の議決及決算の承認

二、事業の計画

三、寄付行為の変更及諸規程の制定改廃

四、其の他必要と認むる事項

理事長に於て特に必要と認むるとき又は評議員五名以上より会議の目的たる事項を示し請求ありたるときは臨時評議員会を召集す

第二〇条　評議員会は総員の二分の一以上出席するにあらされは開会することを得す

議事は出席議員過半数の同意を以て之を決す　但可否同数なるときは議長之を決す

第五章　附　則

第二一条　本寄付行為は顧問の意見を聞き評議員過半数の同意を経且主務官庁の認可を得るにあらされは之を改廃することを得す

第二二条　本財団の解散及解散に伴う財産処分は顧問の

意見を聞き評議員総員二分の一以上出席し出席員の過半数の同意を得且主務官庁の認可を経るにあらざるは之をなすことを得す

第二三条　本財団法人設立当時に於ける理事左の如し

堂園　休次郎、　寶満　金之助、　中森　栄吉

藤田　才七、　堀之内　親則　以上

昭和十一年度　財団法人鹿児島郡吉田村

宮之浦学校後援会（歳入歳出決算）

歳　入

一金壱千五百五十九円弐拾六銭　歳入決算高

歳　出

一金壱千五百円弐拾銭　歳出決算高

歳入歳出差引

残金　五拾九円六銭　翌年度へ繰越高

（以上両財団の規約の全ぼう……原文のまま）

昭和十三年十二月二十四日、村会に於いて学区制廃止を決定した。

そして、区有財産（土地）を財団法人奨学会へ無償譲渡することを昭和二十年三月の村会で議決している。

明治二十二年四月、村制施行後、約五十年間学区の小学校教育、中等公民学校・実業補習学校、青年訓練所教育の振興、青年・婦人・成人講座等を開催し社会教育の推進をはじめ、校区の生活水準の向上や地域の開発、自治活動及び文化活動の推進、産業振興等に多大の功績を残した。

教育が、校区民全部のものとして受けとめられ、教育の動向を校区民も良く理解し、協力していたので、その気風は現在でも残っている。

(四) 教育委員会

1 概　説

太平洋戦争が終結し世相が落ちつくと、従来の教育を見直すために昭和二十三年、教育行政の改革が行われた。同年六月十五日教育委員会法が公布されると、県教育委員の選挙が十月五日行われ、十一月一日県教育委員会が発足した。

本町では昭和二十七年十一月一日、教育委員会を設置することになり、そのため同年十月一日公選により五人の委員が選出され、教育長を任命して、村の教育行政にあたった。

公選を原則とした教育委員会制度も、昭和三十一年六月十日に公布された「地方教育行政の組織および運営に関する法律」によって大幅に改正された。

1、教育委員の選出については、直接公選制を改め、町

長（村長）が議会の同意を得て任命する。

2、町（村）教育長は県教育委員会の承認を得て、町教育委員会が任命する

3、教育委員会の予算、条例原案の送付権を廃止し、教育財産の取得、処分権、教育事務関係の契約権等は町長（村長）の権限とする。

4、県費負担教職員の任命権は、町（村）教育委員会の内申をまって県教育委員会が行使する。

以上が改正の重要事項であるが、町教育委員会の独立権限がやや弱くなり中央集権的になった。

(1) 教育委員会事務局機構

本町の現在の教育委員会組織は下表のとおりであるが、教育委員会発足当時は事務局職員二人で学校教育、社会教育を担当していた。

町（村）教育委員会に昭和三十九年八月社会教育主事が誕生し、社会教育法に基づく計画的、継続的な社会教育を自治公民館を中心に進めていた。

町政施行（昭和四十七年十一月）後、教育委員会の充実と機能化をより図る必要から、昭和四十九年四月一日、教育委員会総務課と社会教育課の二課を置いた。

つづいて、社会教育の殿堂として吉田町中央公民館を同年五月八日に落成・開館した。

経済社会の進展に伴い、学校教育・社会教育とも多様化・高度化してきたので、両課に課長補佐制、社会教育課に非常勤の社会教育指導員を置くようになった。

現在総務課に、課長、課長補佐（学校教育係）、庶務係二人（一人は学校現場と兼務）計四人

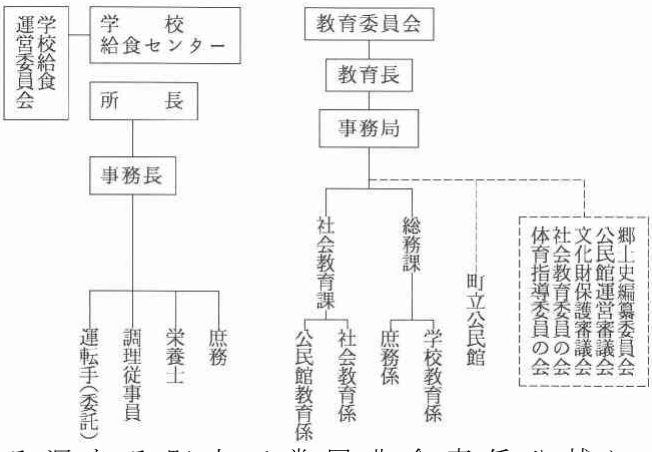

社会教育課に課長、課長補佐（庶務・公民館教育係）、社会教育係三人（社会教育主事と非常勤二人）、図書館係（非常勤）の六人で、互いに協力しあって、町民に魅力ある行事・講座などを計画し運営をしている。

(2) 教育長と教育委員

歴代教育長

代	氏名	在任期間	在職
初	田中　薫	昭和二七年一一月～三五年三月	七・四
二	外園郁也	〃　三五年　四月～三八年五月	三・一
三	谷口郁雄	〃　三八年　六月～五一年九月	一三・四
四	伏見繁男	〃　五一年一〇月～五二年九月	一・〇
五	原田貞雄	〃　五二年一〇月～五五年九月	三・〇
六	壽　重憲	〃　五五年一〇月～六三年九月	八・〇
七	黒岩五大	〃　六三年一〇月～現在	

公選・任命された教育委員名

氏名	任期	内委員長	期間	備考
川崎　量夫	昭和三七～五五年	三・〇	三〇・〇	
永野　繁	〃　三七～三七年	一・〇	一・〇	
大角　純徳	〃　三七～三三年	二・〇	五・〇	
坂口　清治	〃　三七～四三年		一六・〇	
古木　保喬	〃　三七～六年		二・〇	（議会代表）
桑波田　清	〃　元、三～三五年		五・〇	（元年議会代表）
西園　暁	〃　三年			（議会代表）
谷口　郁雄	〃　三五～六年		三・〇	
山口　義彦	〃　三七～四九年		三・〇	
中森　繁	昭和元～五年		四・〇	
濱田　顕	〃　四三～五〇年		七・〇	
川田　貞夫	〃　四九～五三年		三・〇	
内田　功	〃　五〇～五三年		二・〇	
湯脇　重男	〃　五三～六三年	三・〇	一〇・〇	
後藤　直	〃　五三年～平成二年		一三・〇	
床次　國治	〃　五六年～現在			
税所　文雄	〃　五九年～平成二年		六・〇	
上野　静雄	〃　六三年～現在			
前田　淑郎	平成二年～			十月一日任命
大丸　法照	〃　二年～			十月一日任命

2　教育の町吉田の教育目標（昭和59年11月30日制定）

「少年が少年となり、青年が青年となるのは、その年齢に達したからでなく、かれがそこで幼年期を、更に少年期を、かれの心情・身体の諸要求に忠実に従って生き抜いてきたからである」といわれているように、人間の発達段階のそれぞれは、人生各期への単なる過渡期としてとらえるのではなく、その段階にふさわしい生き方を十分にすることが大切である。

そのためには、学校と家庭、それに地域社会の形成の条件や機能を大いに生かし、地域住民の教育に対する熱意をより一層高めることが必要である。

教育の町吉田の教育目標

体をきたえ
心を育て
知識を広める

人生各期	望ましい人間像	重点目標
乳幼児期	はきはきした明るい じょうぶな子供	●あいさつやへんじを正しくする ●友だちと仲よくする ●何でも食べて楽しくあそぶ
小学生	よく考えすなおで 元気な児童	●学習のしかたを身につける ●きまりを守る ●戸外で元気よく遊ぶ
中学生	自ら学び思いやりがあり きたえる生徒	●計画的に学習する ●親切な心で接する ●体位体力つくりにつとめる
高校生	広く学び心豊かで たくましい生徒	●進路に応じた学習をする ●他人の立場を考えて行動する ●個に応じた体力つくりにつとめる
大学生青年	知識をみがき思慮深い 気力あふれる人間	●適性を自覚し、職業観をもつ ●責任ある言動をする ●心身の鍛練にはげむ
壮年期	教養を深め円満な 活力ある人間	●地域社会の発展に寄与する ●家庭愛・郷土愛の育成につとめる ●スポーツに親しむ
高齢期	学び続け魅力ある 健康な人間	●生きがいのある生活を創る ●伝承・奉仕の活動につとめる ●健康生活の確保につとめる

人生各期の充実をめざして

昭和59年11月30日発行　吉田町教育委員会
吉田町教育目標設定委員会

そこで本町では、時代を先取りする形で、教育の町にふさわしく、すべての人々が生涯学習の観点に立って、学び合い、教え合い、磨き合う「教育目標」を設定した。この目標を実現するための環境作りをすすめる。

- 学校教育の改善・充実「自ら考え、正しく判断する力を養う」ことを重視し、ゆとりある、しかも充実した学校生活を実現するための諸条件整備につとめる。
- 社会教育の振興・充実　乳幼児期から高齢期に至る学習要求に対応できる諸条件整備につとめる。
- 体育文化の振興　本町のすぐれた文化の継承と創造、体力つくりのための諸条件整備につとめる。

平成元年度の教育行政施策

教育行政の重点施策

「教育の町吉田」「文化の町吉田」を誇りとする教育的風土のなかで、主体性・創造性・国際性を備えた、心身共に健康で人間性豊かな町民の育成をめざして、教育文化の振興を図る。

学校教育の基本方針と重点施策

一　基本方針

県教育委員会の重点施策に基づき、吉田町の教育的風土と実態に即し、生涯学習の観点にたって、町内各学校の経営の充実を図り、心身共に健康で豊かな人間性をそなえ、強い意志と創造性豊かな児童生徒の育成に努める。

二　重点課題

(1)　教職員・父母・地域住民の連携と協力のもとに心に届く教育の推進

(2)　自己教育力（主体的に学ぶ意志、態度、能力）の育成を図る教育の推進

(3)　心身共に健康で豊かな心と確かな学力を持った児童生徒の育成を図る教育の推進

(4)　国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を図る教育の推進

(5)　教職員の資質の向上に努め、研修の成果を生かす教育活動の推進

以上の基本方針・重点課題をふまえ、町内七校が伝統を基に、父母、地域住民と連携・協力しながら「特色と風格のある学校」を創造するよう指導・援助している。

社会教育の基本方針と重点課題

一　基本方針

県教育委員会の重点施策並びに町民憲章の精神をふまえ、生涯学習の観点にたって町民一人ひとりが自己の能力の開発につとめ、豊かな教育的風土のなかで自立自興をめざす社会教育の推進に努める。

二　重点課題

(1) 生涯学習の観点にたって、社会教育諸条件の整備・拡充と学習機会の確保に努める。

(2) 住民の自治意識の向上と、連帯意識のかん養に努める。

(3) 社会教育関係団体の育成と連携強化に努める。

(4) 自立自興をめざす青少年の健全育成に努める。

3　牟礼岡小学校開校準備委員会

百二年ぶりに新設する牟礼岡小学校の開校準備のため町教育委員会は、教育委員会事務局員並びに町内の学校教職員をもって、牟礼岡小学校開校準備委員会を発足させ、地域住民の意見も聞き、準備をすすめ開校した。

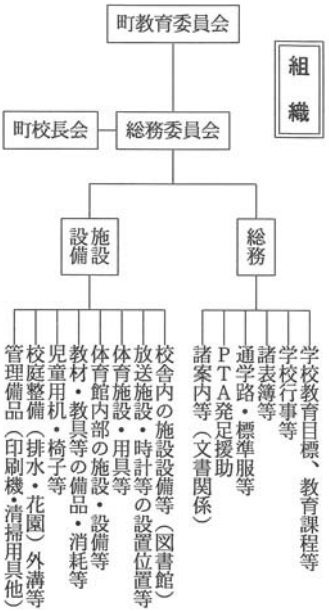

二、そ の 他

（一）児童、生徒数の変遷 (昭和22年以前は小学は6年生までの児童数で高等科は除外)

（ ）学級数

	M25 4年卒	M35 4年卒	M45 6年卒	T15 6年卒	S10 6年卒	S20 6年卒	S22	S30	S40	S45	S50	S55	S60	S63	H元
吉田小	60	133	323	396 (6)	475 (12)	449 (12)	520 (12)	552 (12)	496 (11)	237 (8)	187 (7)	191 (7)	235 (8)	205 (7)	188 (9)
本名小	54	126	219	374 (6)	420 (10)	400 (10)	475 (12)	427 (11)	403 (11)	230 (8)	241 (9)	286 (12)	322 (13)	360 (13)	345 (12)
宮小	53	147 (4)	184 (6)	244 (6)	243 (6)	245 (6)	303 (6)	251 (6)	256 (8)	139 (6)	108 (6)	145 (6)	223 (7)	138 (6)	154 (6)
本城小	23	58 (2)	74 (2)	122 (3)	99 (3)	118 (3)	125 (3)	94 (3)	83 (5)	63 (4)	53 (4)	52 (4)	65 (6)	50 (4)	51 (5)
牟礼岡小														165 (6)	233 (9)
吉田北中							170 (4)	261 (6)	249 (7)	209 (7)	113 (4)	107 (4)	119 (4)	120 (5)	111 (4)
吉田南中							297 (7)	422 (9)	490 (12)	362 (10)	220 (7)	223 (7)	321 (10)	354 (10)	361 (10)
町計	190	464	800	1,136 (21)	1,237 (31)	1,212 (33)	1,890 (44)	2,007 (47)	1,977 (54)	1,180 (43)	922 (37)	1,003 (40)	1,285 (48)	1,392 (51)	1,443 (55)

(二) 教育振興会

昭和四十五年六月三日「吉田町の伝統と地域性に立脚し新しい時代に即応する特色ある吉田町学校教育の振興をはかる」ことを目的として、町内教職員全員が会員となって発足している。

昭和四十七年三月十日付けで「吉田の教育、第一集」が発刊されているが、巻頭言に「憤せざれば啓せず、悱せざれば発せず、一隅を挙げて三隅を以て反らざれば」の論語述而篇の一節が掲げられ、「人は自ら憤することによって啓発されるのであって憤することなしには一物もひらかれるものではない」いま、吉田村は縦貫道路の建設で、好むと好まざるを問わず大きく変貌しようとしている。村はじまって以来最大の転換期を迎えているこのとき、なによりもまず村民が、それぞれの立場によって自ら憤し、心のかよい合う統一をみいだして、村づくりに大きく進むことが最大の課題である。また、序文に「子どもたちの自主性、自発性を育てる」ためには、教師自身が先ず主体的に研修意欲を盛りあげることが最善の途であるというので生まれたのが「吉田村教育振興会」であると記されている。

会則第五条に目的を達成するために次の事業を行う。

1　会員の教養と資質向上をはかるための研究会・講演会・研修視察等の実施
2　児童・生徒の学力水準の向上をはかるための諸施策の推進
3　児童・生徒の学習指導・生徒指導に関する諸調査の研究
4　児童・生徒の体位の向上をはかるための諸施策の充実推進
5　その他本町教育の振興をはかるために必要なこと

とあり、子どもの実態把握をするため、昭和四十三年度から五教科（国・社・算(数)・理・英）の学力実態調査とその分析、同四十四年度道徳性の調査とまとめ・スポーツテストの集計、同四十五年度理科の意識調査や保健の意識調査とまとめを行っている。

昭和四十六年度から研究の累積を図るために、「吉田の教育」として冊子にまとめ発刊している。第一集に「吉田の歴史と伝統」の座談会の特集が掲載されている。時代の推移と進展に従い、研究のすすめかたも改善され、「自ら学び　思いやりのある　たくましい児童生徒の育成」を研究テーマに、昭和六十一年度から各学校もこの趣旨を活かした学校の研究テーマのもとで研究に取り組み、その成果を町内の各学校で共有し、より充実した教育活動をすすめる方向で努力がなされている。

第九章　警察・消防・交通安全

第一節　警　察

一、警察制度の起こり

わが国の警察制度を振り返ってみるとき、古代においては大宝律令（七〇一）以後全国に国司、郡司、里長を置き、また、源頼朝は鎌倉幕府成立に先立って文治元年（一一八五）、守護・地頭を設置して、それぞれ管内の警備や治安維持に当たらせたが、まだ、行政や軍事と警察が未分離の状態であり、令外之官としての検非違使（八三四）の設置が僅かに警察らしい制度の始めである。しかし、これも、その権限は都の内外に及ぶだけで、間もなく有名無実となってしまった。

統制ある司法、警察の制度が整うのは近世（一六〇三）以降、江戸幕府が中央に三役（大老、老中、若年寄）、三奉行（社寺奉行、勘定奉行、江戸町奉行）の他に、老中の下に大目付、若年寄りの下に目付を置いて治安警察と司法警察を司る国家機関とし、地方の諸藩には地頭職（曖、与頭、横目）を活用させた。鹿児島では藩政時代の警察事務は、鹿児島城下三町（上町、下町、西田町）は町奉行が、各郷は横目が取り扱っていた。幕末（一八四〇代）の吉田郷では山下直記、山下新五衛門の両人が相継いで横目を勤めている。

二、鹿児島の警察

明治二年二月二十日鹿児島藩は政府の方針に従い「知政所」の職制を発表した。それによると、従来地頭のもとにあった曖、与頭、横目などは廃止され、新たに常備隊を置き、小隊長、半隊長、分隊長を任命して、今までの曖などの職務を継承させた。従ってこれらの隊長は常備隊の長であるとともに従来郷の役人が持っていた警察の職務も取り扱うことになった。明治四年の県資料によれば、吉田郷の常備隊は一小隊編成となっている。常備隊は明治五年二月十五日限りで廃止され、県に捕亡吏を置くことになった。これが現在の警察官の起源といってよいであろう。しかし、地方には捕亡吏が置かれず、郡長や戸長にこの権限がゆだねられていた。

この当時の吉田郷戸長は、平瀬藤左衛門、大井源次郎、牛込信兵衛、池田勇之助、古木佐兵衛、川田彦兵衛で大正十五年の村勢要覧には「以上明治五年廃藩置県当時ノ官選戸長五人分担時代ニシテ川田氏ハ平瀬氏退職後ノ補

欠」となっている。

この後も警察制度は目まぐるしく改正されている。明治八年四月には捕亡・捕亡長を見張り・見張り長と改称し、同年十一月には巡査と改め、警部の職を置いている。

また、同年に設置された警察局は、翌九年には鹿児島警察署と改められている。

明治十年（一八七七）、西南の役が起こると県内の警察官はほとんど薩軍に従軍したため罷免され、七月には東京警視庁の出張所（警視出張所）が置かれた。九月に西南の役が終わると、県内各地に警視庁警察隊を駐屯させ、私学校党の復活防止を図っている。

翌十一年十月十五日警視出張所が閉鎖されるのを受けて県警察課を開設し、県内に十警察署と十六分署を置き、巡査を身分によらず試験で採用して各署に配置した。それまでの巡査は、士族（私学校党）だけから採用していたことからいえば、この日から近代的な意味での鹿児島県巡査が誕生したといってよいであろう。

このとき置かれた警察署と分署は次の通りである。

（警　察　署）	（分署所在地）
鹿児島警察署	谷山　伊集院
水　引警察署	阿久根　出水　宮之城
加世田警察署	知覧　山川　伊作
加治木警察署	蒲生　牛山　福山
都　城警察署	小林
鹿　屋警察署	大根占　志布志
宮　崎警察署	高鍋
飫　肥警察署	
延　岡警察署	
大　島警察署	徳之島

この後も、警察区画の改正はしばしば行われたが、明治十九年に警察区画の大改正があり、翌二十年（一八八七）一月一日から次のように施行された。

（警　察　署）	（分　署）	（派　出　所）
鹿　児　島	谷山	吉田　桜島
市　来	伊集院	
加　世　田	伊作　南方	
揖　宿	頴娃	
知　覧		
隈　之　城	西方　宮之城	甑島　里村　市比野
出　水	阿久根	
牛　山	菱刈	
加　治　木	横川　蒲生	
国　分	福山	
鹿　屋	柏原　大根占　垂水	

志布志　末吉　岩川
大　島　東方　徳之島　宝島
喜界島　沖永良部島
種子島　屋久島

このとき派出所には三人の巡査を配置したとあるので、これが吉田郷に巡査が配置された始まりであるが、場所は分からない。その後間もなく、市町村制の実施を控えて巡査配置法が実施され、県内に約百六十の駐在所を開設したとあり、明治二十六年十二月一日には警察区画の規定を変更し、派出所は喜界島一カ所のみとなっているので、この間に吉田派出所は、駐在所に変更されたことになる。

駐在所が設置されたことによって、平和な農村に思いも掛けぬ恐慌が起こった。それは、裸と立ち小便の取り締まりである。特に暑いときの農作業は男は褌一つ、女は腰巻だけが常識のようになっていただけに、遠くに巡査どんの姿を認めると、物かげに逃げこむやら、畦道に置いた半纏を取りに走るなど一騒動だったという。この禁令は明治、大正、昭和に至るまで生き続けている。

それから後も警察区画の変更や分署の警察署昇格が行われたので、大正末期には警察署数は三十三署となった。昭和十年五月十五日現在の鹿児島警察署所管市町村および派出所・駐在所数は次の通りである。

所管市町村　鹿児島　伊敷　吉田　西桜島　東桜島
警　部　補派出所　〇
巡査部長派出所　一
巡　査派出所　二二
巡　査駐在所　二三（県史参照）

三、吉田の駐在所

昭和八年度の鹿児島県吉田村「農村調査」によれば、「本村ニハ警察署ナク、鹿児島警察署管内ニ属シ現在西佐多浦、東佐多浦、本城、宮之浦四ケ所ニ巡査駐在所アリ治安保タル」とあり、村内に四駐在所が置かれていたことがわかる。

吉田郷に初めて置かれた派出所は、記録がないので伝聞によるしかないが、榎園親氏によれば、大正の初め字上城の学校跡に隣接して駐在所があり、「派出所」と呼んでいたという。字図に（本城）一二八〇ノロ［宅］とあるのがそれであろう。「本城尋常小学校は明治二十二年頃より、現、下坊功美方敷地に学校設立」とあるので、この駐在所の設置が明治期であったことは間違いない。現在、九州自動車道本城高架橋の下になっているところである。

本城駐在所は、大正六年に本名地区に移転した。その間の事情を本名区有志委任者議事録からひろってみると、

大正六年二月六日

一、巡査駐在所を本名区内に設置するの件

　世話人詰所付近に本城の現在巡査駐在所の家屋を譲り受け設立することとし、若し譲り受け得ざるときは新築するも妨げなきこと。

大正六年七月十二日

一、駐在所は新築することとし、構造は元本城の駐在所と同様にして金百円を以て森園金太郎に請け負わしむることに決す。尚、両便所までとす。

（位置は内門の内　敏秋方）

大正十一年十二月九日

一、駐在所移転の件

　駐在巡査より現宅にては不便なるにつき、適当なる位置に移転されたしと願いでられたるも、駐在並びに委任者も良く考え時期を見計り次回に決議することに決す。

大正十二年九月五日

一、駐在所に関する件

　右の件は前会の決議により駐在所は現在の世話人詰所隣に移転なすことに決す。（位置は西本願寺別院本名出張所）

昭和二年九月二十三日

一、木下巡査より台所用流し破損のため作り替え方及び屋根、垣修繕願い出の件

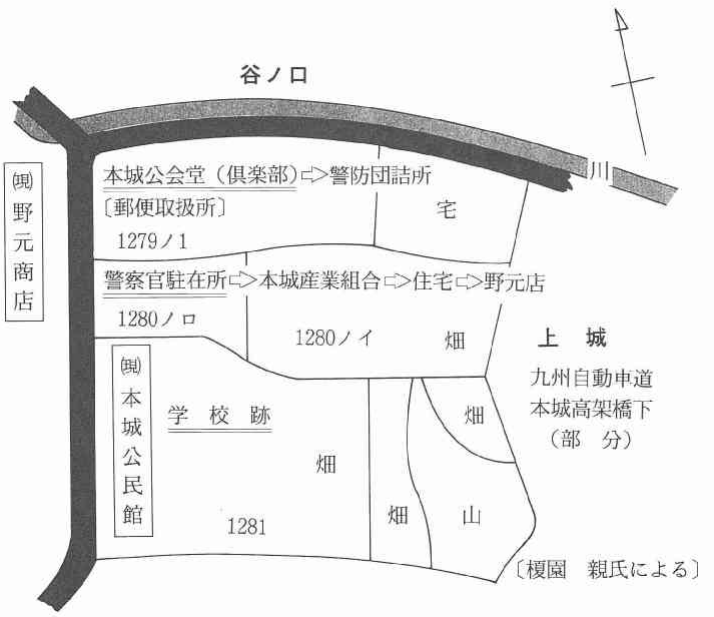

［この後、昭和七年の記事まで駐在所関係の記録は見当たらない。この間に「吉田騒擾事件」があり、駐在所は役場近くの本城一七一一番地に移転した模様である］

昭和七年五月八日

元巡査駐在所建物及び元世話人詰所建物処分の件

建物は五月十五日午後二時に入札に付す事

［吉田村郷土史（昭和十五年）の付図には本城花立に駐在所が記入してある。］

昭和二十四年十二月十五日

一、本城駐在所移転に関しては位置は本名小付近とする。

［この最後の議決のあと、複雑な事情があったらしく、吉田駐在所の資料には「鹿児島警察署本城駐在所が本名小横に設置され、本城、本名校区を区域としていたが、戦後本城花立に移転した。（時期不明）」とあり、この間の移転は如何にも慌ただしい。これから後は次のようになっている。］



吉田駐在所

昭和二十五年　本城旧寺院跡に移転した。（吉田郵便局前の山側にあった。土砂崩れがあったため移転することになった）

昭和二十六年　本城柿元工務店を改造、本城駐在所とする。（柿元司法書士宅地内）

昭和三十四年　宮之浦駐在所、本城駐在所が統合されて吉田巡査部長派出所となり警察官二名が配置され、（位置同上）東西佐多浦は佐多浦駐在所に統合された。

昭和四十年　再度、本城駐在所が設置され、本城、本

吉田（本城）駐在所歴代駐在巡査名

就任年	氏名	就任年	氏名
昭和二五	尾辻鶴見	昭和四三	羽月貞支
二六	川俣義輝	四五	上村利夫
二七	平田渡	四六	岩川正俊
二七	西田稔	五二	寺田一郎
三〇	田中三郎	五三	坪内忠彦
三二	城ノ下秋義	五五	大田洋一郎
三四	有田政雄	五七	下野純雄
三八	八丸豊志	五九	成松一則
三九	山下繁清	五九	門上生剛
	安藤	六三	中原清隆
四〇	大漉実一	平成元	谷山伸一

名を分割、宮之浦全部を区域とした。
昭和四十六年　鹿児島西警察署所轄となる。
昭和四十八年　町制の施行にともない、現在地に移転し、吉田駐在所と改称した。（三月十五日）
平成元年　警察官二名となる。
以上、本名区有志委任者議事録と吉田駐在所からの資料を基にして、吉田（本城）駐在所の変遷を纏めたが、参考までに村（町）勢要覧の一部を併記しておく。
村のすがた（昭和四十四年）

（名　称）	（職　員）	（管　轄）
吉田警察官駐在所	巡査部長　宮之浦、本城、本名（都迫以西を除く）	
佐多浦警察官駐在所	巡　査　東佐多浦、西佐多浦、本名（都迫以西含む）	

［村勢要覧（昭和四十六年）も同様である］
宮之浦駐在所がいつ設置されたかは分からないが、宝満武雄氏によれば、「自分が小学校一年のとき（明治四十三年…一九一〇）には伊地知理髪店（宮之浦一四〇二番地）の位置にあった」ということである。その後一時、外園景明方隠居を経て、大正八年ごろ、川崎金次郎（現在は、八百二）方宅地内に移り、昭和十四年ごろ宮小学校の前、徳田春実方の隣接地に移転したが、昭和三十四年

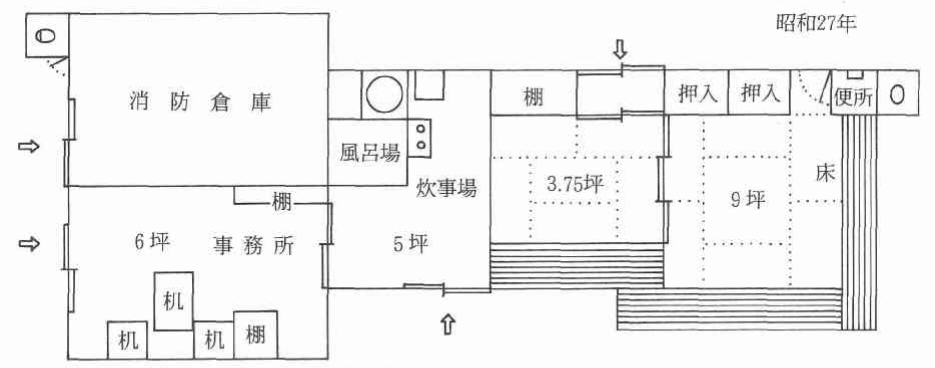

佐多浦警察官駐在所の一階平面図
事務室と消防倉庫の部分は２階建で、２階は消防団詰め所になっていた。

駐在所統合によって廃止された。
西佐多浦駐在所は昭和の初めごろ、小野淵の上（消防車庫付近）にあったということだが、その場所は現在道路になっている。その後、昭和十年ごろ現在の西下公民館敷地内に移転し、昭和二十七年に現在の佐多浦駐在所（西佐多浦一三三番地）の位置へと移っている。
東佐多浦駐在所は、明治三十

五年以前から県道麓重富停車場線と五反田から触田に抜ける町道との交差点付近（東佐多浦一三二番地、今吉悠宅の隣接地）にあったが、当時の戸長役場（村役場）に近く、最初に置かれた派出所はここであったのかも知れない。この駐在所は、昭和三十四年に佐多浦駐在所に統合された。

佐多浦駐在所の資料によれば

昭和二十七年　受持区民の寄付によって、西佐多浦巡査駐在所として現在地に建設

土地は民有借地（一五〇坪）

建物は吉田村有（一八坪）

と、なっているが、ここには昭和二十三年から鹿児島地区警察署吉田巡査部長派出所が置かれており、建物建設を機会に西佐多浦駐在所を吸収したと考えたい。その後は、

昭和三十四年　本城地区に吉田村巡査部長派出所が建設されたことに伴い、東佐多浦、西佐多浦両駐在所が統合され、現在地において佐多浦警察官駐在所と改名

昭和四十年　受持区変更により、これまでの東佐多浦地区、西佐多浦地区に本名地区（都迫、上河内、神園、早馬、内の原）が加えられた。

昭和四十八年　民有地だった駐在所敷地を吉田町が買い上げ町有地となる。



佐多浦駐在所

昭和四十九年　現在の駐在所が新築（県有）される。

と、なっている。

吉田町（村）の所轄警察署は、戦前は一貫して鹿児島警察署であったが、戦後、昭和二十三年三月新警察制度が発足して、自治体警察と国家地方警察の二本立となったとき吉田村は国家地方警察管轄下の鹿児島地区警察署所轄となり、昭和二十九年警察法が全面改正されて都道府県警察機構が発足すると鹿児島警察署の所轄となった。その後、昭和四十六年からは鹿児島西警察署の所轄となって現在に至っている。

（西）佐多浦駐在所歴代駐在巡査名

就任年月	氏名	就任年月	氏名
昭和二四・一	渡辺栄三	昭和五三・三	村上光徳
二五・五	川俣義輝	五三・九	飛松猛
二六・一〇	高木登	五四・二	鶴本憲
二八・一	平田渡	五五・三	田淵豊久
三〇・六	福元水哉	五七・三	西森信義
三一・九	田中幸治	五八・三	徳森正義
三二・三	金松清志	五九・九	井ノ上純俊
三六・四	佐々木百司	六一・三	柏木重徳
四一・四	取違春美	六一・八	玉泉保
四二・三	倉岡秋盛	六三・九	平原英明
四八・三	吉永安夫	平成・元・八	北野義弘

第二節　消防

一、戦前の消防

明治の半ばごろまでは組織された消防団体はなく、県は明治二十一年四月十八日県令第四四号を以て消防組編成規則を公布し、各市町村が消防組織を編成するときには全てこの規則によることを指示している。

この当時の消防組は、その活動については警察署長の指揮監督を受けることになっていた。

町内には、消防についての纏まった記録がないので、他団体の記録の断片から推測するほかないが、宇都谷青年会の「日誌」に、

大正七年二月二十八日

涼松に山火事起こり消防に努む、約三〇分時にして鎮火す、会員全部出動す。

同年三月四日

火災の報伝わり会員を招集して出掛けしも、すでに鎮火したるものと見え、火元不明にて現場まで行くことを止む。

大正十一年三月十日

火災警防組合設立の件、右役員は青年役員を兼任せしむ。

同年五月十四日

中野助次郎火災のため、会員全部消火に努む、且つ、他の青年会員加勢、消防人へ慰労を為す。（来たる青年…西下、提水流）

などの記事があり、少なくとも大正の中ごろには各地域の青年団が消防組織を兼ねており、それが宇都谷で火災警防組合を設立する際、青年会役員が火災警防組合の役員を兼任することにつながったものと思われる。

昭和八年度吉田村農村調査によれば、消防について、「本村では各部落ごとに消防組織されている。最新式機



箱蓋裏書

上の写真は、谷頭の菊池重尚氏宅に保存されていた箱蓋の裏に墨で書いてあるもので、

一、弓張り提灯　二張り内一張り外に出し置く
一、馬上提灯　十張り内二張り外に出し置く
一、ローソク　三十丁　但し箱に入り付け置く
一、御用紙　二帖
一、右の内半切　二巻
一、出火につき運上（課税）人帳　一冊
一、硯箱　一つ

と読める。

江戸時代の吉田郷にはどのような消防組織が存在したのか分からないが、これは当時の非常持ち出し箱の内容書きと思われる。

械あるでなく旧式のポンプなり。本村は水運の便悪しき故最新式機械購入を希望してやまぬ。

然し平素指導者の指導よろしきを得、万一の場合一致協力敏活なる行動を発揮している。また、本村は火災等少なきは喜ばしい事である」と昭和初期の事情が述べられているが坂口清治町消防団長によれば、昭和五年に十五歳で青年団に入団した当時は青年団が消防を兼ねており、本名での器材といえば竜吐水（りゅうどすい）、鳶口くらいで、スコップや山払い鎌（山火事のとき）等を持って火事場に駆けつけるものだったという。竜吐水は、江戸時代から使われていた消火用具で、これが昭和初期まで現役として活躍していたということであるから、装備の遅れは著しい。（戦後間もなく都迫で火事があったとき、大原の方から竜吐水を担いで駆けつけたところ、現場に来ていた警察官が「いまどき竜吐水とは何事か」と言ったために消防団と警察官とで口論になった「川口司氏談」ということであるから、竜吐水は腕用ポンプと併用してかなり永く使用されていたようである）また、消火に当たっては、水不足もあって、スコップで土砂をかけることも行われていた。

榎園親氏の話では昭和二～三年、本城の郵便取扱所（現在の本城公民館付近［本城一二七九ノ一］）に勤



龍吐水

この龍吐水は、石下谷の福石純武氏宅に保存されているもので、正面に「御免、本家、東京三河町龍吐水師平石新造作」と彫刻してあり、左面に「明治十六年六月一日求之」右面に「薩摩国鹿児島郡本名村之内石ケ谷方限定相預」と墨書してあるところから石下谷郷中備え付けの龍吐水（消火器）であったことが分かる。

めていたとき隣に消防小屋があって六人用の腕用ポンプが格納してあり、梁の上に二、三本の大きな水鉄砲のようなもの（竜吐水）が乗っていた。昭和十年に親類の家が火事で全焼したときには、本城のほか、本名のポンプも駆けつけたが間に合わなかったということである。

福崎光雄氏によれば、東佐多浦の消防団は昭和八～九年ごろ（山下逸二によれば昭和八年）六人用腕用ポンプを区費で購入し、青年団員四十人で編成した。消防団長は在郷軍人の中馬重春、青年団長（福崎）が筒先を務めたという。消防の機械置き場は、東麓下の山下逸二宅前の墓地入口で、火事のときは手車にポンプを乗せて走り、現場に着くと、大きな桶に団員がバケツで水を汲み入れ、それを放水するので水汲みが大変だったという。

これらの談話から分かるように、腕用ポンプは各区ごとに区費で購入され、昭和の始めから十年ごろまでに装備されているようだ。各地区の消防団は青年団員で編成されており、村全体としての組織はなかった。服装も各自が働きやすいものを着ており制服など支給されることもなく、出動手当などもなかったということである。

二、警防団

日中戦争（日華事変）が始まると、防空業務は消防組が担当することになったが、これまでの組織では、その

昭和十二年九月二十七日

鹿児島県下（熊毛、大島両郡を除く）一円に渡る防空演習、燈火管制あり、午後七時より十二時まで団員全部警報班としてこれに参加す。児玉、岩田二名伝令として吉田村防護団本部に行く。

同年十月八～九日

西部防衛司令部管内、防空訓練、燈火管制に参

加す。

宇都谷青年会記録

目的に添うことができなかったので、昭和十四年四月、警防団令が公布され、吉田村でも直ちに警防団が発足している。この頃の状況を各団体の記録から見てみると、

昭和十四年四月四日　警防団支部発会式に金十円の寄付を為す。（吉田婦人会「会則及び記録」）

昭和十四年四月十六日　警防団結成式諸雑費として金十八円也を支出する事に決す。（本名区委任会議事録）

とあり、村長を村の警防団長とし、吉田、本城、本名、宮の各校区ごとに警防団支部（分団）を置くという体制が作られたようであるが、本城、宮の両校区については資料が見当たらない。歴代村長名からみると初代警防団長は梶原景蔵、二代は上鑢勘左衛門である。

警防団の結成に伴い、防空訓練も活発化し、昭和十四年だけでも七月二十四～二十七日、十月二十五～二十八日（吉田婦人会記録）が記録されており、モーターサイレンの設置（昭和十五年二月十一日竣工式）消防機の購入（昭和十六年三月二十八日区民会議協議事項）「いずれも本名区」等の記録が見られる。



本城警防分団旗

本城の役場には手動のサイレン、佐多浦にはモーターサイレンが設置された。警防団が組織されると、警防団詰所設置の気運が高まって、昭和十五年には佐多浦（五月十六日警防団事務所地ならしに、つけあげ贈呈「吉田婦人会記録」*場所は吉田小正門脇の麓郵便局隣、二階建であった「福崎フミ氏談」*昭和十六年度警防団舎建築助成「佐多浦奨学会紀要」）に建設されたのに続き、本名区では昭和十七年に警防団器具倉庫（建築費一〇五円八五銭）を、翌年には警防会館を建設している。

昭和十八年四月二十二日区民会

一、警防会館建設に関する件

①　警防会館になすべき家を本城上原清二方より一九〇〇円に買い受けになりましたと建築委員会より報告あり。

②　解き方は警防団員より行う事

③　運搬は内村巡査より牛車会へ頼み下されるとの事

④　警防会館建設敷地は八幡様墓の上、国民学校実習地内にする事（以下略）

本名区委任会議事録

宮之浦区では、宮小学校前の宮之浦駐在所の一部を区切って警防団詰所としていた。警防分団長は栴 勲で、警防団の初めから終戦前に召集を受けるまで分団長を務めた。

装備としては、腕用ポンプ、鳶口などがあったが、警防団の制服は駐在巡査の助言で戦後間もなく駐在所の庭で焼却したということである。

本城区の警防団詰所は当時の倶楽部（本城二七九ノ一）の一郭に設けられていた。装備などは明らかでないが、当時の吉田村警防団本城分団旗は、そのままの姿で本城公民館に保存されている。



警防団幹部

警防団になってから村全体の合同訓練などの行事が実施されるようになり、制服も統一されたが、服装は個人または区の負担であり、器材は各区で負担していたようである。

三、自 警 団

戦後も、しばらくは警防団が維持されたが、治安維持のため各集落で自警団（自衛団）を組織して自衛した時期があった。

昭和二十年から二十一年の新留清志氏の日記には、

八月十八日　大東亜戦争の停戦の話を聞き何もせず。午前八時半頃から部落会長宅に各班から二、三名宛寄って、部落内の治安維持の件について、色々懇談をなし二時頃帰り……

二月二十二日　午後は刀剣類及び鉄砲火薬類の供出のため、青年団、自衛団員、警防団員、部落会役員共同にて、東の番小屋の所に集まり、……

三月八日　自衛団と青年団から夜警のことと夜警所のことの協議題がでて、夜警は三月中することとし、夜警所を来たる十日に改造することに決まった。

三月十七日　午後は部落会を開き、役員選挙あり、……

自警団員は二十一年度まで続けて現在の人達がやってもらうことに決まる。

などの記事が見られる。このほか夜警として詰所に泊まりこんだり、盗まれた牛を蒲生まで捜しに行ったりしている。このような自警団活動は社会情勢が安定するとともに自然消滅していったようである。

四、戦後の消防

昭和二十二年の消防団令によって、警防団は消防団となり、同年消防組織法、続いて翌二十三年には消防法が公布されて自治体消防となり、警察の指揮監督から離れて市町村の管理下に置かれ、その必要経費も市町村が負担することになった。

初代団長は古川清道、二代は坂口清治（昭和四十七年以降）である。

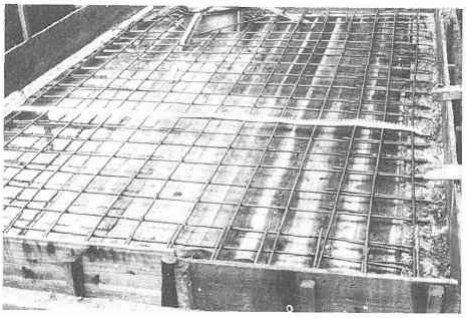

谷上防火水槽工事

五、消防団の現況

(一) 消防施設・器具

自治体消防として発足はしたものの、戦後の村財政困難のため、消防団員の制服支給さえすぐにはできず、まして新しい器材の購入もできないので、各区の警防分団器材を引き継ぐ形で出発している。

すでに腕用ポンプは各分団に存在したが、当時を知る人の話しによれば、このポンプを引いて火事場に駆けつけると、それだけで息が切れて、とてもポンプを押せる状態ではなかったという。

可搬動力ポンプは、山下村長（昭和三十～三十四年）のとき佐多浦分団から配備され始め、



出初め式の放水

消防団員数　（平成２年４月１日現在）

団　名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
消防団本部	1	1						2
中央分団			1	1	1	3	9	15
佐多浦分団			1	1	2	7	21	32
本城分団			1	1	1	3	11	17
本名分団			1	1	3	7	17	29
宮分団			1	1	2	4	17	25
計	1	1	5	5	9	24	75	120

消防施設　（平成２年４月１日現在）

団　名	消防ポンプ自動車	積込車	小型動力ポンプ車	消火栓	防火水槽
消防本部					
中央分団	（水槽付）1		1		
佐多浦分団	1	1	2	29	2
本城分団	1		1	7	1
本名分団	3		3	41	5
宮分団	1		1	66	4
計	7	1	8	143	12

昭和三十四、五年（安田村長）ごろの本城分団が最後の配備となった。

運搬自動車は昭和四十二年度、佐多浦（東）分団に配備されたのが最初で逐次各分団に配備された。

ポンプ車は昭和四十三年中央分団、四十七年佐多浦分団に配備されたものが比較的早く、中央分団のポンプ車は昭和五十四年水槽付きのものに更新された。

防火水槽は、昭和四十七年本名谷上に設置されたのが最初である。

消防車庫では、平成二年に牟礼ケ岡団地内の防災資機材地域備蓄施設に付設されたものが最も新しく、昭和六十三年に建設された、宮分団の車庫がこれに続いている。

町内の消防施設は別表の通りである。

(二) 消防団の編成と活動

消防団は本部と中央分団（役場職員）、佐多浦分団（東部、西部）、本城分団、本名分団（一部〈大原〉、二部〈本吉田〉、三部〈都迫〉）宮分団（一部〈宮之浦〉、二部〈牟礼ケ岡〉）の五分団、一二〇人の団員で編成されている。

町内での火災発生件数は少なく、また、火災による損害額も小さい。

これは町民の自覚と消防団員の適切な活動に因るものであって、昭和五十四年度には、鹿児島県消防協会と日本消防協会からそれぞれ竿頭綬（かんとうじゅ）を授与されている。

消防団としての出動回数は、火災よりも訓練・特別警戒・その他災害出動などが多く、そのほかにも、分団ごとに消火器の詰め替え（五年ごと）、老人家庭の風呂場煙突の掃除、雑草の刈り取り指導、防火週間の広報活動など、防火防災につとめている。

火災発生件数

年次	件数	住家損害	その他損害	出動延人数
昭和40	1	150（千円）	500（千円）	68人
41	2	1,574	976	73
42	1	——	200	19
43	2	650	185	63
44	2	3,430	60	183
45	2	300	70	102
47	2	300		
48	3	10,100		
49	4	500		
61	12	6,223	15	279
62	5	3,868	——	159
63	7	652	——	202

消防団出動状況

年次		火災	演習訓練	訓練指導	特別警戒	その他	計
昭和61	出動回数	12	13	2	4	3	34
	出動延人数	279	567	3	212	138	1199
62	出動回数	5	8	4	4	4	25
	出動延人数	159	323	10	401	35	928
63	出動回数	7	5	6	3	2	23
	出動延人数	204	465	18	371	29	1087

六、吉田町消防団条例

吉田町消防団条例（昭和二十八年条例第一二号）の全部を次のように改正する。

（通則）

第一条　消防団員（以下「団員」という）の任免、定員、給与、服務については、この条例の定めるところによる。

（任命）

第二条　消防団員（以下「団長」

という）及び副団長は消防団の推せんに基づき町長が、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中より町長の承認を得て任命する。

(1) 本町の区域内に居住する者

(2) 年齢一八歳以上の者

(3) 志操堅固でかつ身体強健な者

（定員）

第三条　団員の定数は一二〇人とし、その区分は次による。

団長	一人
副団長	一人
分団長	五人
副分団長	五人
部長	九人
班長	二五人
団員	七四人

（分限）

第四条　団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる

(1) 勤務成績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃により過員を生じた場合

2　団員が町の区域外に住居を移したときは、その資格を失う。

（給与）

第五条　団員に報酬及び費用弁償を支給する。費用弁償の額は別表の定めるところによる。

2　報酬は、年の中途において新たに団員となった者又は退職した者には月割計算によって支給する。

3　報酬の支給時期は年2回（9月、3月）とする。

（服務）

第六条　団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2　招集を受けない場合であっても、水、火災、その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務に就かなければならない。

第七条　出動した団員が解散する場合は、人員及び携帯器具について所属長の点検を受けなければならない。

第八条　団員は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 常に水、火災の予防に務め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たねばならない。

⑵　規律を守り上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
⑶　上下同僚の間、互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして、常に言行をつつしまなければならない。
⑷　職務上知りえた秘密をもらしてはならない。
⑸　消防団の名義をもって政治運動や、他人の訴訟、又は紛争事件等に関与してはならない。
⑹　消防器具、機械その他設備資材は職務をもってする外これを使用してはならない。
⑺　その他消防団の威信を損するような行動があってはならない。

第九条　この条例に規定するもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

1　この条例は、昭和四十八年四月一日から適用する。
2　この条例施行の日に現に団員である者は、改正後の条例に基づき任命された団員とみなす。

……（中　略）……

附　則（平成二年条例第四号）

この条例は、平成二年四月一日から適用する。

第三節　交通安全

一、交通安全

戦前については、町内の資料が見当たらないが、昭和六年六月地方自治法の一部改正によって町村の仕事として「交通安全の保持に関する事務」が加えられたので、これ以後に交通安全を推進する体制が整備されたと見てよいであろう。

戦前は村内保有車両といえば、馬車牛車を除くとほとんどが自転車だけといってよいくらいで、交通安全は専ら警察の取り締まりによって保たれていた。

戦後になると鹿児島県に交通安全協会が発足し、村内でも昭和三十年代に入ると自動車が増加しはじめ、交通安全協会支部結成への動きが高まってきた。

昭和四十年代以降は、交通事故状況が統計によって明らかになっているが、吉田（村）町は全県と比較してみたとき、人口一万人当たり死傷率、自動車千台当たり死傷率ともかなり低いのが一般的であった。しかしながら、最近は鹿児島市のベットタウン化に伴う交通量の増加、郡部と鹿児島市間を走る町内通過車両が著しく増加するなどの状況が重なって、昭和六十一年以降は交通事故による死傷率は人口一万人当たり、自動車千台当たりとも

交通安全

吉田町交通事故状況

（県統計による）

年度（昭和）	事故件数	死亡	重傷	軽傷	一万人当たり死傷率		自動車・原付千台当たり死傷率	
					町内	全県	町内	全県
42	11	0	4	9	18.0	41.3	12.5	26.0
44	13	0	3	14	24.8	72.1	9.2	34.5
46	18	0	5	18	33.4	73.0	9.1	29.3
47	15	0	3	16	27.7	79.1	7.4	29.1
48	23	1	5	25	45.2	73.5	12.4	24.6
49	20	0	2	24	41.2	59.1	9.9	18.2
50	21	0	2	21	33.2	53.7	9.4	15.7
51	23	2	5	21	40.2	53.7	11.5	14.6
52	20	0	3	23	36.7	49.1	9.1	12.7
53	19	0	3	29	44.8	51.8	10.5	12.5
54	25	0	4	24	38.4	54.5	8.3	12.2
55	27	0	7	39	62.0	59.6	12.4	12.5
56	30	1	7	27	46.0	58.0	8.8	11.5
57	21	0	6	20	33.3	59.5	6.2	11.2
58	27	1	7	26	42.3	60.0	7.2	10.6
59	27	0	5	25	36.8	59.0	6.0	10.1
60	16	0	3	16	22.7	59.9	3.8	10.0
61	43	0	13	34	55.0	58.6	9.4	9.6
62	37	0	9	32	46.2	59.4	7.5	9.6
63	38	0	10	37	50.8	62.6	8.2	9.9

県平均と肩を並べるほどになってきている。

二、交通安全協会

(一) 沿革

1　昭和三十九年十二月九日鹿児島交通安全協会吉田支部として発足、事務所を吉田村役場内におく。

本支部に次の分会を置く。

① 東佐多浦分会……東佐多浦地区
② 西佐多浦分会……西佐多浦地区
③ 本城分会……本城地区
④ 本名分会……本名地区
⑤ 宮　分会……宮之浦地区

2　昭和四十七年四月十八日鹿児島西交通安全協会吉田

支部と改称、本支部に次の分会を置く。

東　佐多浦　分会……東　佐多浦　地区
（表郷、西麓上、菅原を含む）
西　佐多浦　分会……西　佐多浦　地区
本　　城　分会……本　　城　地区
本　名　前　分会……本　　名　地区
本　名　後　分会……本　　名　地区
　　宮　　分会……宮　之　浦　地区
牟礼ケ岡分会（昭和六十二年五月増設）
……牟礼ケ岡団地地区

㈡　目的

交通道徳を高揚し、交通秩序の増進、交通施設の改善、交通従事者の資質の向上を図り、交通の安全と円滑を促進する。

㈢　組織

1　支部長（助役）　一名　2　副支部長　二名
3　理　　事　若干名　4　顧　　問　若干名
5　幹　　事　三名　6　分会役職員　若干名
7　書記（会計兼務）一名

㈣　事業内容

1　会員に対する法令講習その他の研修
2　交通事故防止のための施設に関すること
3　広報宣伝に関すること
4　その他交通安全推進のために必要と認められること

三、吉田町交通安全町民運動推進協議会

㈠　発足

昭和五十三年十一月七日

㈡　目的

交通安全協会吉田支部と緊密な連携のもとに町民総ぐるみで交通安全活動を積極的に行うことにより交通事故の防止を図り、公共の福祉の推進に寄与することを目的とする。

㈢　組織

1　この会の目的に賛同する団体の代表者及び学職経験者をもって組織する。
2　会長　一名（町長）　副会長　一名　書記　若干名

㈣　事業

春、夏、秋、ゴールデンウィーク、年末年始の交通安全運動を実施する。

㈤　宣言

「交通事故死零二千日目標達成をめざして」

近年社会経済の進展に伴い、自動車交通の発達はまことにめざましいものがある。

本町においては、年ごとに交通事故が多発し、都市近郊

町として発展する本町の将来を予測するとき、町民の交通安全上まことに憂慮すべきものがある。

人命尊重と平和な住みよい社会環境づくりのため、町当局をはじめ交通安全に携わるわれわれは、率先陣頭に立ち、町民生活から不安を除去し、道路の整備、交通環境の改善、交通道徳の高揚を図り、交通事故を未然に防止することが肝要である。

故にわれわれは、本町の交通事故死零の一六〇〇日達成を契機に、更に一致協力し、警察をはじめとする関係組織と有機的連携を図り、交通事故のない明るく住みよい町づくりに邁進することを宣言する。

昭和五十五年十月二十三日

吉田町交通安全推進協議会
吉田町交通安全協会
吉田町交通安全母の会

㈥ 成果

昭和五十八年一月十五日から昭和六十三年七月七日まで、吉田町内交通死亡事故零二千日達成、以後も交通死亡事故零の連続記録を更新し続けている。（平成元年十一月末現在）

四、交通安全母の会

交通安全を婦人の立場から推進する目的で、従来交通安全協会に婦人部を置いて活動を進めてきたが、これを運転免許の有無にかかわらず広く婦人の立場で家庭における交通安全指導の推進を図るため、昭和五十七年吉田町交通安全母の会が発足することになった。

㈠ 組織

会長　一名　副会長　一名　会計　一名

㈡ 活動

1　街頭補導（主として通学路）と広報活動
2　総会（年一回）
3　交通安全ゲートボール町大会の後援
4　法令講習（交通安全協会と共同で）

㈢ 歴代会長

初代　猪八重　登美子　昭和五十七年～平成元年三月
二代　山　下　厚　子　平成元年四月～

㈣ 活動状況（婦人会記録による）

昭和四十年十一月二十四日　村交通安全協力会結成式に会長出席、村婦人会長は同会の副会長となる。
昭和四十年十一月十六日　会長、交通安全パレードに参加、村内を回る。
昭和五十八年七月十一日　吉田町交通安全母の会総会

協議事項　1　交通共済への加入状況
　　2　賛助会費の問題
昭和五十九年七月十一日　吉田町交通安全母の会総会
講話　ミニバイクの正しい乗り方

五、交通安全災害共済

本県では町村交通災害共済条例が昭和四十四年十月一日に公布され、同日付けで交通災害共済に関する事務を共同処理するための県町村交通災害共済組合規約が施行されたが、吉田町は昭和四十七年十一月一日から適用されている。

この条例は、交通事故により災害を受けたものまたはその遺族を救済するための共済事業に関して必要な事項を定めそれによって住民の福祉に寄与することを目的とするもので、加入状況は下表の通りである。

吉田町交通安全災害共済加入並びに災害見舞い状況一覧表

年　度	加入者数	加入率（%）	災害見舞い件数	災害見舞い金額（単位千円）
昭和44	2,163	31.41	4	140
45	2,562	38.18	15	780
46	2,393	34.85	20	435
47	2,640	38.84	19	655
48	3,019	44.65	19	918
49	3,197	47.27	9	725
50	3,364	50.16	17	530
51	3,492	50.66	12	1,255
52	3,515	50.2	11	1,847.5
53	3,722	53.0	9	330
54	3,694	51.5	19	682.5
55	3,873	53.10	15	1,280
56	3,946	52.72	12	570
57	3,788	57.41	17	1,030
58	3,798	48.06	20	1,180
59	3,542	44.06	15	585
60	3,382	41.00	18	1,085
61	3,390	40.28	12	1,005
62	3,611	41.73	15	975

第十章　軍　事

第一節　薩摩藩の軍政改革

島津家の軍法は、古来、御家法という制度によっていたが、幕府は全国統一して甲州流の制を用いるようにとの訓令を出していた。このこともあって、薩摩藩では宝永の中ごろから享保の初めまでに、御家法を廃して甲州流に改めた。しかしながら、外国船がしばしば来航し、海防についての論議が高まるようになると、甲州流では実情にあわず、御家法に復し洋式の大小砲を取り入れることになり、弘化四年十月一日軍政改革の諸令が調所笑左衛門の名で達示され翌年二月三日、藩主島津斉興は家老調所笑左衛門以下の諸役人、多数の兵士を従え吉田郷を経て隅日二州を巡見した。（斉興公史料）

このときの吉田郷通過の状況については「交通」の項で詳しく触れているのでここでは省略するが、六日には福山郷牧場で和洋大小砲の試射、和洋銃隊の調練を検分している。このときの銃隊の編成は、洋式小銃隊十二隊（一隊人員九六人）および和式天山流銃隊（銃手一二〇人）であった。（芳　即正著「調所広郷」による）

この年（嘉永元年と改元）八月十八日付けで御軍賦改正令をだし、諸郷については一手を郷士百二十一人、半手は郷士六十一人として、西目五四手半、東目四五手半、別に私領四一手を割り当て、数郷を合わせて一御備組とした。こうして西目・東目とも七御備に編成された。

吉田郷の場合は

一、蒲生	三手
一、鹿児島郡吉田	半手
一、山崎	半手
一、帖佐	二手
一、姶羅郡山田	一手
一、大村	一手
一、鶴田	半手
一、曾木	半手
合八ケ郷	九手

右七番御備　（斉興公史料）

となっており、周辺の八郷を合わせて西目七番御備の一部として半手（郷士六一人）出役になっている。

島津斉彬が藩主になると、嘉永六年（一八五三）から安政五年（一八五八）にかけて洋式砲術の奨励、洋式騎兵の創設、海軍創設の令、水軍兵士の創設と軍制の改革は一層進んだが、斉彬が亡くなると、水軍兵士の廃止な

ど、財政を理由に旧制に復したものも出てきた。

文久三年（一八六三）の薩英戦争に際しては、城下士が一番組から六番組まで二千三百十八人の動員、諸郷兵で七月一日夜までに応援に来集したもの五十一郷八千五六百人余とあり、その中に、福崎助七を物主（隊長）とする鹿児島郡吉田二百七十九人があって、城下の要所に配備されている。

このときは五十歳以下二十歳以上の壮健兵全員を動員している。薩英戦争が終わると、その反省にたって操練を行い、新鋳の長砲を試射するなど、兵器・軍制の改革に務めた。（忠義公史料）

第二節　戊辰の役

一、鳥羽伏見の戦

慶応三年（一八六七）十月十四日、将軍徳川慶喜は大政奉還を申し出、十二月九日、王政復古の大号令がくだされた。しかし、翌年一月三日、慶喜を奉じて入京しようとする幕府軍一万五千人と、これを阻止しようとする薩長軍四千人（薩摩藩約三〇〇〇人、長州軍約一〇〇〇人）とが鳥羽・伏見の街道筋で衝突した。これがいわゆる鳥羽伏見の戦いで、この後一年あまりにわたって戦われた戊辰の役の始まりである。

朝廷は、直ちに錦の御旗を彰仁親王に授けて征討大将軍に任じ、西郷隆盛を参謀として関東・北陸・奥羽に転戦し、王政復古の大業をなしとげた。

この戊辰の役に従軍した吉田郷出身者の人数と氏名ははっきりしないが、「明治元年戊辰戦役関係史料」によれば吉田郷の戦死者一人となっており、同史料には小銃第十四隊太鼓役脇田仙之丞孝宗が吉田士族としてあげられている。この人は牟礼谷の出身であるようだ。ところが、このほかにも宮之浦吉水の集落墓地に「慶應四年戊辰十月二日　七番隊於　越後長岡戦死　享年十九歳」と刻字のある堀之内平八　藤原清風の墓碑（城下出身、墓は草牟田墓地から移された）があり、他にも従軍者があるものと調査したところ、現在までに十番隊の松山善

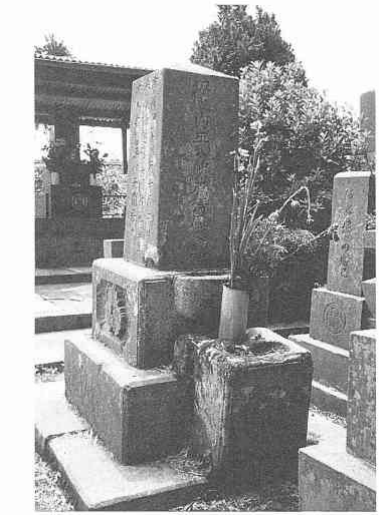

堀之内平八墓碑

之進と蓑田吉左衛門が大原の出身と判明している。

この当時の部隊編成は、城下が小銃第何隊（何番隊）外城が外城第何隊（外城何番隊または郷名）、私領が私領第何隊（私領何番隊または私領名）としている。

吉田郷周辺でみても、国分郷・蒲生郷は外城五番隊、帖佐郷は帖佐隊、私領重富・都城は重富・都城隊、私領加治木は加治木隊、山田郷は番兵四番隊の一部、郡山郷は伊集院と共に伊集院・郡山隊（大砲隊）と郷や私領を単位として編成するのが普通であるが、吉田郷だけは例外で、御城下隊戦士として編成されている。

慶応四年（一八六八）一月三、四日の鳥羽伏見の戦では、御城下隊は一番から六番隊と十二番隊が中心になって戦い、七番から十一番隊までは京都藩邸守備が主任務だったようである。このうち七番隊は六日に八幡まで出陣したが戦ってはいない。（明治戊辰鳥羽伏見戦役戦死負傷人名及報告集）

明治元年（一八六八）六月一日、鹿児島から京都の小松帯刀に増援部隊上京について左の通り報じている。

一、拾三番隊
一、拾四番隊
一、大砲隊
　右御城下
一、外城四小隊
　内弐小隊番兵　（中略）
一、御兵具方附士壱小隊
　合小隊八小隊
　大砲壱座

右ハ此節兵隊上京之儀被申越候付、（忠義公史料）これによって、脇田仙之丞の属した十四番隊は六月になってから上京したことが分かる。

二、越後長岡の戦い

北陸方面に出陣した官軍は、越後長岡藩の名将河井継之助の作戦に苦しめられ、「難儀は越後」ということばさえ生まれたほどで、越後だけで二百三人の戦死者を出している。このうち特に損害を出しているのは、長岡攻撃の中心となった御城下小銃七番隊と十番隊および外城二番隊と三番隊で、六月一日の村松領堀溝の戦いでは、十番隊戦士として兄弟で参加した弟の松山善之進が深手を負い、兄の国生某に背負われて帰陣している。（国生伸男氏談）また、同月七日、津ノ場の戦いで蓑田吉左衛門が深手を受け、七月二日には長岡領大黒村の砲台で攻撃を受け防戦中、堀之内平八はじめ七人の七番隊戦士が討死している。

長岡城は、五月十九日の攻撃で官軍の手に落ちてはいたものの、各所で強い抵抗を受け前進が阻まれていた。

そこで官軍は援軍の到着を待って七月二十五日から総進撃の手はずで、二十三日からそれぞれ受け持ちの台場に移動していたところ、賊軍は二十四日夜半、守備兵が長州藩の干城隊一小隊だけと手薄になっていた長岡城下町に侵入、放火して攻撃してきたため、集積してあった弾薬等悉く焼失、兵糧運送の道も絶たれ、空城となっていた長岡城を奪い返された官軍は、多くの損害を出しながら四、五里後方の関原まで退却した。戊辰戦争で官軍が喫した唯一最大の敗戦である。

このときの敗戦では、小銃七番隊・十番隊・十四番隊の損害が大きく、特に十四番隊では城中の病院での戦死者がめだっている。

長岡城は七月二十九日の攻撃で再び官軍の手に落ちたが、八月二日には曲淵村での戦闘で、番兵二番隊は監軍西郷吉次郎以下八人が戦死するなど各地で激戦が続いた。

脇田仙之丞は小銃十四番隊の太鼓役として従軍していたが、会津領岩屋村の戦いで負傷し、十月四日に没している。(明治元年殉難人名誌)

この後、ほとんどの隊は会津若松城の攻撃に参加しているが、小銃十番隊や番兵二番隊など少数の部隊は出羽地方の鎮圧に向かっている。

奥羽地方の戦いは、九月二十二日の若松城落城をもって事実上終わった。このときの城受け取りの正使が吉田郷宇都谷開墾地ゆかりの桐野利秋であった。

戊辰の役が終わると、明治二年六月から常備隊の編成が始まった。(これについては、「行政」の項に詳しく触れてある)明治四年の知政所通達留(県史料「旧記雑録追録八」1020)によれば、吉田郷は外城常備大隊(九番)九小隊の中の一小隊となっている。

第三節　西南の役

一、私学校

明治六年(一八七三)十一月、西郷隆盛が征韓論(遣韓使論争)に破れて職を辞し郷里鹿児島に帰ると、その後を追って、桐野利秋・篠原国幹をはじめ薩摩出身の軍人・役人・警察官など、多くの人が職を辞して帰国した。その数およそ六百人と言われる。

これら帰郷した前途有為な青年に、一定の方向を与え彼らを指導統御するために、城山の山麓、旧御厩跡(現在、国立南九州病院敷地)に、明治七年(一八七四)六月私学校が創立された。その趣旨は、

一、道を同じうし、義相協うを以て暗に集合せり、故に

この理をますます研究して、道義においては一身を顧みず必ず踏み行うべきこと。

一、王を尊び民を哀れむは学問の本旨。然らばこの天理を極め、人民の義務にのぞみては一向難に当たり、一同の義を立つべきこと。

と謳い教育方針は、学校は善士を育てるためのものであって、善士とは、かの戊辰の役の戦死者のように、国難に臨んで血戦奮闘して国に殉じた人々であり、学校はそのような人物を養成するために設けられたものであるとした。



私学校跡石垣

指導には、篠原国幹・村田新八などが当たり、生徒は各組輪番で午前九時から午前中出席して、漢学講義や篠原国幹等幹部の精神訓話などの学科があり、私学校には篠原国幹が監督する銃隊学校（本校）と村田新八が監督する砲隊学校とがあった。

また、青少年のために、幼年学校を現在の照国神社境内につくったが、これは賞典学校とも言われ、士官養成を目的としたもので、県雇いの外人教師の外国語授業もあり、選抜留学の制度を設け、明治八、九年（一八七五～一八七六）には五人をヨーロッパに留学させている。

そのほか西郷隆盛が吉野の寺山に開墾社をつくって、昼は原野を開墾して菜種・米・麦・甘藷などを作り、夜は学問に励んだが、西郷は、これからの士族は農業で身を立てなければならないと考えていたので、この開墾社の事業には、特に期待していたようである。

私学校（本校・分校）は、県令（県知事）大山綱良の後押しもあって隆盛を極め、県内各郷に分校が設置されその数は百二十を超え、生徒数は三万人といわれるほどになった。

わが吉田郷でも、吉田私学校が設立されたことは、大正十五年、吉田尋常高等小学校「郷土と教育」の付録、古木保彦の略伝に「帰村するや直ちに吉田郷校、外城第十三郷校の習字教師として教鞭を取れり。其の後吉田私学校の設立せらるるや、久松藤雄、前田重本、古木佐兵衛等と私学校の教師となる」とあり、久松藤雄の略伝に

「明治三年年齢二十三歳にて近衛親兵となり、明治五年二月帰村す。帰国の年五月抜擢せられて吉田小学校教員に任ぜられる。明治六年私学校友長を兼ね」とあることから明らかであるが、その場所については、旧地頭館跡にあって、銃の訓練は城内松尾城大手口広場（心岳寺跡）で行われていたという言い伝えがあるだけである。

このような私学校の動静は、政府にとって次第に不気味な存在となってきた。

明治九年（一八七六）十月になると、熊本に神風連の乱、福岡に秋月の乱、続いて山口に萩の乱と西国各地に不平士族の反乱が起こり、私学校党の動向は政府にとって一層警戒を要するものとなった。一方、私学校党の内でも、これらの反乱に刺激されて不穏な空気が高まっていた。

この情勢に対して政府は、

一、鹿児島県政を改める

一、鹿児島にある陸海軍の弾薬をよそに移す

一、警視庁警部中原尚雄らの派遣

などの対策を取ったが、かえって私学校党を爆発させることになった。

二、開戦と経過

明治十年（一八七七）一月末、火薬庫襲撃事件が起こり、二月には、中原尚雄等が捕らえられて、西郷隆盛暗殺計画を自白したことから、私学校側では政府尋問のため上京することを決し、二月十五日、五十年ぶりの大雪を踏んで「新政厚徳」を旗印として鹿児島を進発した。進発当時の編成は次の通りである。

総指揮官　西郷隆盛

参謀格　淵辺高照

副官　仁礼景通

一番大隊　大隊長　篠原國幹

二番大隊　大隊長　村田新八

三番大隊　大隊長　永山弥一郎

四番大隊　大隊長　桐野利秋

五番大隊　大隊長　池上四郎

六、七番連合大隊長　別府晋介

（六番隊長）越山休蔵

（七番隊長）児玉強之助

これらの部隊は、十五日、一番隊が西目街道（川内・出水経由）二番隊は東目街道（加治木・大口経由）から、十六日、三番隊が西目、四番隊は東目から、十七日、篠原・永山・池上は五番隊と共に西目から、西郷・村田・

桐野は砲隊と共に東目から、別府の率いる連合大隊は前衛隊として、十五日に加治木から出発した。

西郷軍は二月二十二日、川尻（熊本市）に集結して、熊本城を包囲攻撃することとなり、二昼夜強攻を続けたが陥ちそうにもないので、長期包囲作戦に改め、主力を熊本の北田原坂方面に展開した。これに対し、全国の常備軍約四万の全てを投入して福岡に本営を置いた征討軍は、次第に南下して、三月に入ると田原坂と山鹿の線で西郷軍と二十日間にわたる激戦を交え、三月二十日には田原坂の険を抜き、続いて二十一日には山鹿も占領した。

この間、三月三日、一番大隊長篠原國幹が戦死し、三月八日には、勅使柳原前光が陸軍中将黒田清隆とともに軍艦八隻を率いて鹿児島城下に赴き、旧藩主島津忠義と久光に自重を諭し、西郷軍に協力的であった県令大山綱良を逮捕した。こうして県政は中央政府に握られ、西郷軍の兵員・食糧などの補給は非常に困難になった。その後、黒田中将は長崎から一旅団を率いて八代付近に上陸して西郷軍の背後をついた。

熊本城は籠城およそ五十日、食糧・弾薬はほとんどつきかけていたが四月十四日、腹背から迫った征討軍は西郷軍の包囲を破り城内との連絡に成功した。一方、征討参軍川村純義は、四月二十七日、一軍を率いて鹿児島に入り、要所に部隊を配置した。これを知った桐野利秋は、一隊を返して鹿児島城下の奪還を図ったが失敗している。

熊本城攻めに破れた西郷軍は、全線にわたって総退却を始め、椎葉を越えて人吉に退き、ここに一月ほど留まって、四月末には次のように部隊の再編成を行った。

奇兵隊	隊長	野村忍介
振武隊	隊長	中島健彦
行進隊	隊長	相良五左衛門
正義隊	隊長	河野圭一郎
干城隊	隊長	阿多壮五郎
鵬翼隊	隊長	淵邊群平
雷撃隊	隊長	邊見十郎太

隊名は、威勢がよくて士気を鼓舞するような名称にかえ、隊長には、これまでの実戦を通して最もよく戦った小隊長級が任ぜられ、今までの大隊長たちは直接軍を指揮せず、西郷の側にあって軍議に参与することになった。

征討軍は、五月二十九日から人吉攻めに入り、人吉市街地で激戦が繰り広げられたが、西郷軍は六月初旬人吉を撤退し、都城・宮崎に本営を移しながら約三カ月間日向に軍政を敷いた。しかし、八月十四日には延岡の北方、長井村に追い詰められ、十五、十六、両日にわたる包囲攻撃を受けて壊滅した。

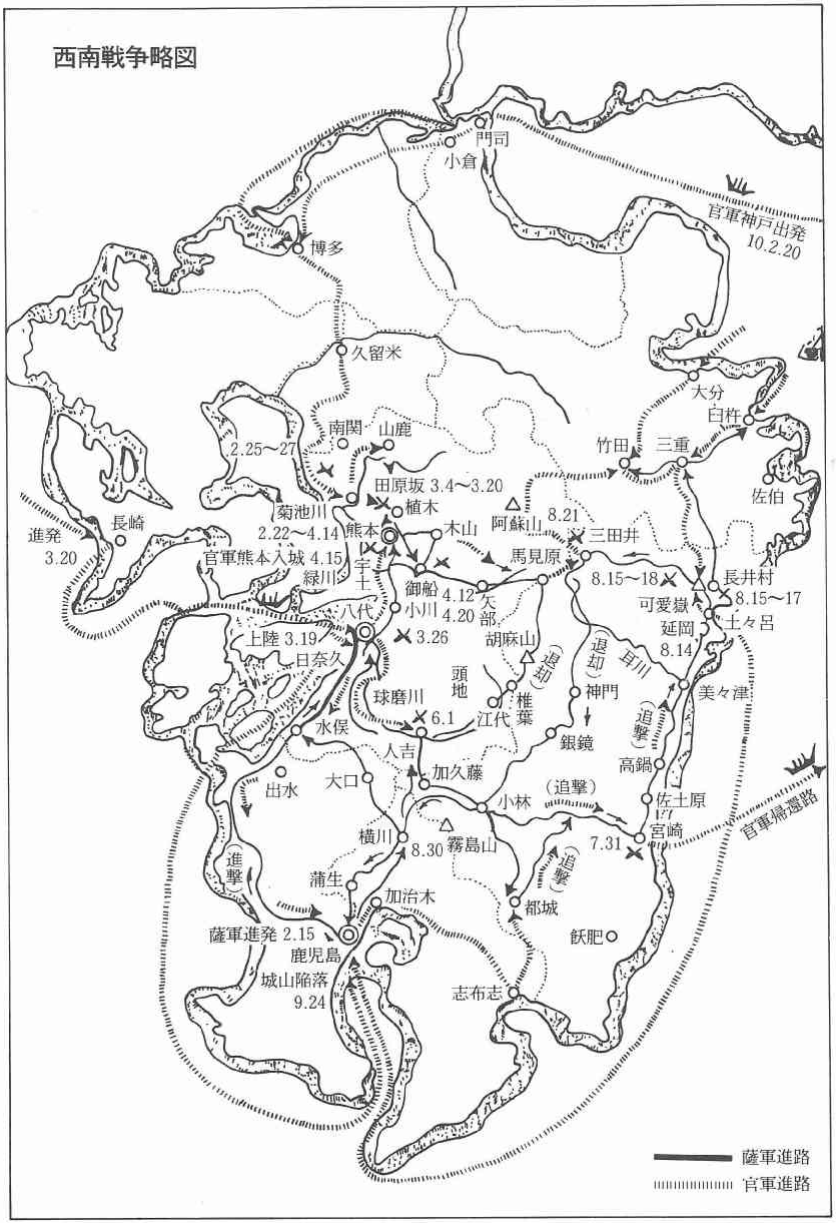
西南戦争略図
門司
小倉
官軍神戸出発
10.2.20
博多
久留米
大分
臼杵
竹田
三重
佐伯
南関
山鹿
2.25～27
田原坂 3.4～3.20
植木
菊池川
2.22～4.14
熊本
木山
阿蘇山
8.21
三田井
長崎
進発
3.20
官軍熊本入城 4.15
緑川
宇土
馬見原
8.15～18
長井村
8.15～17
御船
4.12
矢部
小川
4.20
八代
可愛嶽
延岡
8.14
土々呂
上陸 3.19
3.26
胡麻山
日奈久
(退却)
耳川
頭地
神門
美々津
球磨川
6.1
江代
椎葉
水俣
銀鏡
(追撃)
人吉
加久藤
高鍋
出水
大口
小林
(追撃)
佐土原
官軍帰還路
宮崎
横川
8.30
霧島山
7.31
(追撃)
(進撃)
蒲生
加治木
都城
薩軍進発 2.15
鹿児島
飫肥
城山陥落
9.24
志布志
薩軍進路
官軍進路

西郷は、十六日午後全軍に解隊を布告した後、不可能と思われていた可愛嶽の険を、僅か五百の兵を率いて突破し、三井田に出てから九州山地を南下して、横川・溝辺・蒲生・吉田を経て九月一日故郷の城山に入った。

形成はすでに決まっていたが、九月二十四日払暁、征討軍の総攻撃に最後の抗戦をして、西郷以下ことごとく城山の露と消え、西南の役は終わった。

県史によれば、薩軍（西郷軍）の兵力は三万、戦死・行方不明は下表の通り五千二百十七人、官軍（征討軍）の兵分は六万一千、戦死・行方不明は六千八百四十三人となっている。

西南戦争県民犠牲者数　（鹿児島県史）

区分		士族	平民	合計
戦死	薩摩	2,118	133	2,251
	大隅	976	36	1,012
	日向	608	42	650
行方不明	薩摩	676	49	725
	大隅	276	10	286
	日向	266	28	293
合計		4,919	298	5,217

三、吉田郷と西南の役

(一) 吉田郷内での戦い

1　関屋・牟礼ケ岡の戦

六月二十二日夜、軍艦龍驤・春日、汽船社寮丸・高雄丸・難波丸・宝来丸の六隻が重富湾に乗り入れ、朝霧の中を、小船五十隻で数千の官兵（征討軍）が重富と帖佐の間にある松原村に上陸した。味方（西郷軍）はこれに対し、発砲防戦したが衆寡敵せず、ついに敗れて我が吉野本営にそのことを報告してきた。

そのとき蒲生郷には、糧米を蓄積してあり、弾薬製造所も設置してあったので、敵（征討軍）が蒲生を攻撃する場合を考え、直ちに松本亀五郎に援兵を率いて、吉田郷に向かわせ、これを防がせた。味方には予備軍がないので、各隊から兵を出させ二中隊を編成して本道を白銀坂へ向かわせた。

このとき、官軍はすでに白銀坂を越えて吉野関屋に侵入してきたので、関屋谷を挟んでの攻防戦になったが、官軍は左の牟礼ケ岡に登り、岡の斜面から下を見下ろして狙い打ちした。その勢いは烈風のように激しく、弾丸は大雨が降るように打ち注がれた。味方は数が少なくて守り通すことができず、菖蒲谷に退いて防いだ。

（県史料「西南戦争三」より口語訳）

2　涼松・佐山の戦

吉田郷は、佐山峠を境にして蒲生郷に接しており、当時、蒲生郷の米丸には薩軍（西郷軍）の砲弾製造所があり、また、多量の糧米貯蔵所として、戦略上極めて重要な地点であったので、その攻防戦が吉田筋の各所で行わ

れた。

もっとも激しかったのは、鹿児島城下の争奪戦に敗れた薩軍が吉野・吉田方面に退いて佐山峠を守っていた六月二十九日である。

涼松の戦

川村参軍は、六月二十九日、第四旅団を吉田・蒲生へ、別動第三旅団を岡之原・比志島を経て蒲生へ進ませる作戦をとった。

第四旅団の兵が涼松に差しかかると、薩軍の哨兵がこれに気づき、「官兵来たる」と馳せ告げたので、振武隊九番隊長脇田喜藤太らが一隊を率いて涼松に向かう途中、官軍と出会い、戦ったが衆寡敵せず、防戦できずに山田に退いた。

佐山峠の戦

官軍は、佐山峠の守りが固いのを知って、第四旅団の混成大隊を率いた坂元少佐は、塩水流（しおづる）の岡などに陣をとって、佐山峠を包囲する作戦をとった。

長時間にわたる激しい攻防戦が繰り広げられたが、ついに薩軍は支えきれずに退いた。

(二) 本町からの従軍者

西南の役に誰が従軍したのかについては、資料に乏しく、明確に述べられないのが遺憾であるが、残存する資料によれば、戸長でありながら従軍し、戦死した久松藤雄・古木保彦両人の伝記、戦後、自首帰順した谷口政範・岩田次郎助らの上申書等により、本町からの従軍者の多かったことが推察できるので、これを次に述べる。

1 久松藤雄

久松・古木両人は、宇都谷の久辺山で桐野利秋の側近として薫陶を受けた人たちである。

久松藤雄は、西南の役に際しては百九十一人の隊長として、明治十年正月四日鹿児島に至り、三番大隊六番小隊斥候役を命ぜられて、正月九日熊本に向けて出発、二十七日目には桐野の護兵隊となり、加治木中隊の隊長戦死のためその後任中隊長となった。

編成が改められて正義隊第六中隊長となり、苦戦奮闘百七十余日、恩人（桐野）のため一身をも顧みずに戦ったが、七月三日宮崎県延岡龍の下で、大部隊渡河中戦死した。年僅かに二十九歳（注、月日は旧暦である）

2 古木保彦

明治十年丁丑の役（西南の役）が起こると、私学校の子弟を率いて出麑（げい）、第三番大隊伍長となり、大津・山鹿・新町に戦い、植木の戦に敗れた。八月二十三日払暁（長井村から）我が村の子弟（瀬戸山吉次郎・牛込藤太郎）を伴って帰村し、再び麑城に入ろうとして、親族等に止

められたとき、「予、幾多の私学校子弟を率いて出陣し、或は負傷せしめ、或は戦死せしむ。而して我身寸毫の負傷もなくして、何ぞ彼等の父兄に見ゆる顔あらんや、尚、西郷・桐野両先生の部下として、中途に約を破るは不信不義の醜名と怨恨を負うに過ぎず」と、出発し、途中古川喜格（戦死）・野添金兵衛（戦死）等と同行、夜に乗じて入城、岩崎谷にて戦死す。時に年三十三歳

（大正十五年「郷土と教育」久松・古木の略伝より抜粋…全文は資料編参照）

3　谷口政範上申書

明治十年陰暦正月四日（二月十六日）三番大隊六番小隊（永山弥一郎隊長）兵士ニ編入鹿児島出発、同十日熊本県川尻駅着シ即日ヨリ囲城、川尻破戦ノ節木山ヘ引揚夫ヨリ球磨人吉ニ引揚、中隊編製（制）ニ付、分隊長トナリ、熊本県ノ内釘野（久木野、水俣市）ニテ守備敗軍トナリ、大口郷ニ引揚、同所ニ於テ小隊長トナリ、美々津敗軍ノ際帰郷、陰暦七月十五日自首帰順仕候也

鹿児島県五十大区一小区

吉田郷

谷　口　政　範

十一年三月十八日

4　岩田次郎助上申書

鹿児島県五十大区四小区

薩摩国鹿児島郡吉田郷本名村

二百十二番地居住

士族　岩田甚助孫

当時懲役囚

私儀

明治十年旧三月戸長達シニヨリ、一列三十余名吾吉田郷ヲ発足シ、横川其他之郷ヲ経テ肥後人吉ヘ至リ、加治木・敷根・清水・国分・吉田之兵ヲ合シテ百余名隊ヲ整ヘ長ヲ定ムルニ、小隊長国分郷之牧元助太郎、吾レヲ以テ半隊長トナシ、加治木郷ノ士橘龍太郎ヲ分隊長ト定メ隊ヲ肥州佐敷ノ内大野村（芦北町）ヘ進軍一泊シ、亦才木村（芦北町）ヘ転シ塁守スル日余ニシテ、吾レハ病ニ羅リ人吉病院ヘ入室治療ヲ施セ共、急ニ快気得難ク、依テ帰郷篤ト治療ヲ可加旨達シヨリ、旧四月十三日帰郷、直ニ加治木警視分署ヘ自首帰順セリ。

(三)　本町の戦没者

西南の役の戦死者は、鹿児島の南洲神社に祭られ、名簿が保存されているだけでなく、南洲神社拝殿東側境内には、市町村別に戦没者の氏名を刻んだ立派な銘碑がある。

本町では、西佐多浦津友寺境内跡に写真のような招魂碑が明治十二年四月に建てられ、四十五柱の戦没者氏名が次のように刻まれている。

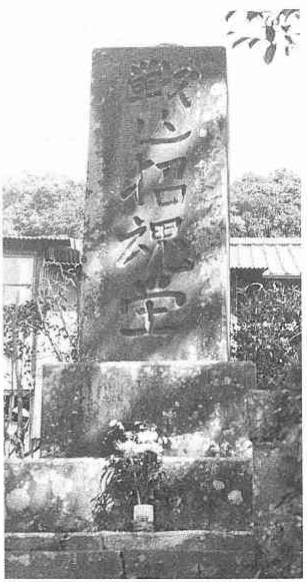

戦没烈士招魂碑

【西南の役戦没者】

野添金兵衛 二十九歳
杉元林太郎 二十八歳
深見五次郎 二十一歳
野添新次郎 二十五歳
福崎源八 三十歳
鮫島伊助 三十四歳
古川庄八郎 三十四歳
藤田市蔵 二十三歳
江夏介之進 三十三歳
児玉源左ェ門 三十六歳
前田六之進 三十六歳
中野休左ェ門 十八歳
佐藤甚助 三十五歳
湯地龍助 二十歳
山下矢之助 二十歳
児玉計左助 二十歳
遠矢次右衛門 三十一歳
藤田宗之丞 二十一歳
永田傳次郎 三十三歳
前田伊左衛門 二十四歳
藤田平蔵 十八歳
瀬戸山傳助 二十一歳
国生源左衛門 二十一歳

久松藤雄 二十九歳
古木保彦 三十三歳
大井源十郎 四十歳
梶原新九郎 三十歳
山下宗信 二十七歳
江夏五郎兵衛 二十二歳
古川孝藤次 二十三歳
鮫島清香 二十七歳
伊地知彦右衛門 三十八歳
橘源五兵衛 三十三歳
伊地知市郎左衛門 三十八歳
川田十郎 二十八歳
梶原源次郎 二十歳
古川喜格 二十五歳
中馬堅蔵 二十一歳
伊地知吉之助 十九歳
柏原善助 四十歳
永田有右衛門 二十歳
岩重幸吉 十九歳
中野傳蔵 十九歳
税所市郎次 二十二歳
大井七郎 十八歳

四、戦後の処理

西南の役に従軍した多くの人々は皆賊軍として取り扱われ、戦時中降伏したもの、または、戦後自首もしくは捕らえられたもの、すべて裁判にかけられ、多くのものが罪に服した。

これら戦犯の裁判は、長崎の九州臨時裁判所で一括して行われ、明治十年末までにはほぼ完了した。

量刑は、参謀クラスが死刑、大隊長クラスは懲役十年、中隊長クラスが懲役五年、小隊長クラスは懲役三年とい

うのが判決の基準であって、従軍した兵卒のほとんどは免罪となった。

(一) 本町関係者の「口供書」

「口供書」1

鹿児島県吉田郷
東佐多浦百五拾五番
士族　深見八太郎
三十一年

一、自分儀、西郷隆盛ノ逆意ニ与シ、常山隊一番中隊ノ右小隊長トナリ、隊下ヲ指揮シ、熊本并本県下、所々ニ於テ官兵ニ抗敵候事

右之通相違不申上候。　以上

明治十年十月六日

深見八太郎

(朱書)
賊徒ニ与シ小隊長トナリ隊下ヲ指揮シテ、官兵ニ抵抗スル者
兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官兵ニ抵抗スル科
懲役十年ノ処情状ヲ酌量シ、除族ノ上、懲役三年
明治十年十月二十二日　決放

「口供書」2

鹿児島郡吉田郷
士族　前田重本
三十一年

自分儀、本年二月四日西郷隆盛暴発ノ際、熊本ニ出兵(後)正義(隊)四番中隊左小隊長トナリ、隊下ヲ指揮シ諸所ニ於テ官兵ニ抗敵ノ末、延岡ニ於テ兵卒ト偽リ帰順願出候事

右之通相違不申上候　以上

明治十年十月十八日

前田重本

(朱書)
賊徒ニ与シ小隊長トナリ隊下ヲ指揮シテ官兵ニ抵抗スル者
兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官兵ニ抵抗スル科
懲役十年ノ処　情状ヲ酌量シ
除族ノ上　懲役三年
同上　決放

(資料西南ノ役薩軍口供書より)

次の写真は、従軍した兵卒に対する「申渡」の写しである。

(二) 余談

柏原宅の話

東佐多浦には、戦いに敗れて、蒲生から佐山を過ぎ、西中のカキ坂を越え涼松を経て鹿児島入りした西郷隆盛一行が、東麓上にある柏原（現、景治氏）宅に一泊したとか、いや、休まれたのだという話が残っているその当時使用された食膳などが今も保存されているということである。



「写、申渡」

古老に伝わる歌

古老の間には次のような歌がうたい継がれている。

「九月二十三夜に　佐山はやぶれ
西郷どんなカゴから　辺見どんな馬から
桐野利秋きや　進めラッパで
行きやい　いっきやい　ドン　ドン
行きやい　行きやい　ドン　ドン」

募兵に応じなかった人

鹿児島県史料西南戦争一には、利あらずして田原坂の戦に敗れ、人吉・大口に退いた明治十年三月二十日すぎ、募兵のため帰県した辺見十郎太等の行動が記されている。そのときに募兵に応ぜず、捕縛されて大口に護送され、暴殺されたという十二人のことが書かれているが、その中に吉田郷出身の北原・河内両人の名がみえる。

第四節　日清戦争

一、開戦までの概況

日清戦争は明治二十七年（一八九四）清国の韓国出兵を巡って日本と清国との間に起こった戦争である。

この年の春、韓国では東学党の乱が起こった。これは新興宗教と結びついて起こった農民の反乱で、各地で政府軍を打ち破り、その勢いは韓国政府の手に負えないほどになっていった。

そこで韓国は、清国に派兵を要請することになり、清国は要請に応じて反乱鎮圧のための兵を韓国に送った。日本もまた、居留民保護の名の下に軍隊を派遣したので、日清両国の間の緊張が高まって、七月二十五日の豊島沖海戦をきっかけに戦闘状態に入り、八月一日、宣戦布告、九月十五日、大本営が広島に置かれた。

二、郷土部隊

郷土部隊の属する第六師団は、第二軍に編入され大山巌大将の指揮下に入り、十一月七日花園口に上陸、直ちに旅順に向かって進撃し、二十一日には二竜山その他の砲台を攻撃、次々に陥落させて旅順口を占領した。

その後、山東作戦に参加、一月二十三日山東半島に上陸し、威海衛に進撃、二月二日これを占領し、三月三十日休戦となった。

日清戦争による県出身の戦没者は、三百十一柱といわれるが、本町出身の戦死者は一人も無かったとみえ、西佐多浦にある「招魂碑」の碑文に「日清戦役には、戦死者一名もなかりしを以て招魂碑を建立せず」と付記してある。

三、旅順口占領の「号外」

下の写真は、当時の大本営発表を国民に知らせるために発行された「号外」で、内容は次の通りである。

「我が第二軍は、去る二十一日払暁、旅順口背後の陸地正面の小保塁を攻撃したところ敵は死力を尽くして最後まで抵抗したが、ついに午前八時半、騎砲営練兵場の西の保塁を占領し、午後二時旅順に進入、午後四時黄金山の砲台を占領、同十一時半、八里妙東南の保塁壇を占領し、翌二十二日午前、その他の全海岸諸砲台を占領した。我が死傷将校以下二百余、敵の死傷捕虜の数ともに不詳である。戦利品は山のように多く、特に大口径の火砲弾薬等が多い、ここを守っていた敵兵は二万を下らなかったであろう。（二十二日午前八時大山大将発電）

旅順占領の別報

上海電報によれば、「旅順においては、去る十九日から引き続いて激烈な戦いの後、二十一日我が軍総攻撃により遂にこれを占領した。」

当時は、現在のようなラジオ、テレビなどがあるわけでなく、内外の重大ニュースの迅速な報道は、各新聞社発行の「号外」に頼っていたのである。

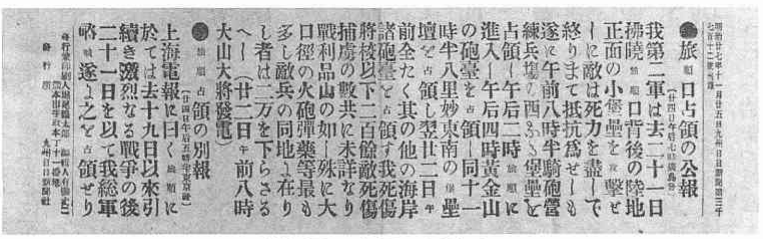

「旅順口占領の号外」

第五節　日露戦争

一、開戦までの概況

日露戦争は、明治三十七年（一九〇四）二月、日本とロシアが、満州・朝鮮の制覇を争って起こした戦争である。

日清戦争が終わり、講和条約によって遼東半島を割譲されたわが国に対して、ロシアはドイツ・フランスと結んで、日本が遼東半島を領有することは東洋の平和を乱す恐れがあると、その返還を勧告してきた。いわゆる三国干渉である。わが国は、先の日清戦争で国力を消耗した矢先でもあり、勧告に従わざるを得なかった。

ところがロシアは、わが国が返還した遼東半島の一部（旅順・大連）を租借し、ドイツは膠州湾を租借することになった。

こうしたなかで、明治三十三年（一九〇〇）清国に義和団事件（北清事変）が起こると、ロシアはこれを好機として、大軍を送りこみ、満州全土を実質的に保護領化して北清事変が終わっても撤兵せず、満州から更に朝鮮へと地歩を固めるなど、露骨に南下政策を押し進めるにいたった。

これに対しわが国は、ロシアが極東で勢力を伸ばすことを喜ばないイギリスと明治三十五年（一九〇二）に日英同盟を結んでロシアの南下に対抗したが、たびたびの外交交渉でも解決できず、ついに明治三十七年（一九〇四）二月六日、ロシアに対して国交断絶を通告するに至った。その後、二月十日、宣戦布告、日露戦争は翌年九月五日の講和条約締結まで、一年八カ月に渡って戦われることになる。

二、郷土部隊

郷土部隊の戦闘状況は、鹿児島大百科事典によれば、「日露戦争が発生すると、四五連隊の属する第六師団は六月第二軍（司令官奥保鞏大将）に編入され、師団は南満州に向かった、そしてまず七月九日の蓋平攻撃、同月二十四、五両日の大石橋攻撃に参加した。八月下旬軍は遼陽攻撃に移り、三十日以後師団は首山堡付近の堅固な敵陣地に猛攻を繰り返し、九月一日遂に首山堡の線を確保、敗敵を追って四日遼陽停車場を占領して偉勲をたてた。この戦闘はもっとも激烈を極め、県民戦死者の多くはこの間に集中している。十月中旬ロシア軍の反攻により沙河会戦が展開され、師団は十二日前浪子街付近で敵線を突破し、敵の大逆襲を粉砕した。その後沙河をはさんで冬季対陣となり、翌年三月一日から始まった奉天進

撃に第四軍の左翼となって四日攻撃前進に移り、七日漢城堡を占領、八日以後追撃戦に入り、十日遂に奉天に突入した」と、述べられている。

この戦争に出征した県民の戦死者は千八百余人に上ったが、銃後に残った県民も軍費の献納・傷病兵の慰問・出征軍人留守家族の援護などに努めていた。

三、従軍者

町内からの日清・日露戦争への従軍者は相当数あったものと思われるが、残念ながら全体的な記録文書が見当たらない。しかし、各地区に建立された記（紀）念碑や招魂碑に刻まれた氏名によって、戦死者や出征者を知ることができるので、次に各地に建てられている記（紀）念碑や招魂碑を紹介する。

㈠ 日露戦役戦没烈士招魂碑

この碑は、吉田町西佐多浦、旧津友寺門前（現在吉田北中学校前）にあって日露戦争に本町から従軍して戦病死された英霊の氏名が刻まれている。

以前は毎年、三月十日と八月の旧盆には村民挙っての祭典が行われていたが、現在では廃れてしまって、集落だけの祭事が実施されている。

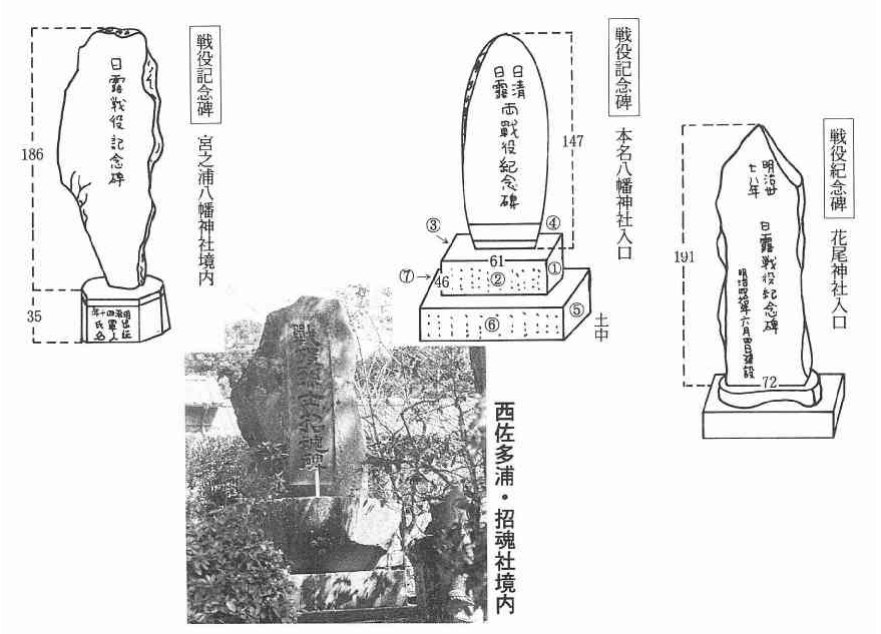

「碑文」

陸軍三等軍医　従七位　濱田改正　三十六
同歩兵軍曹　池田武八郎　三十四
同歩兵伍長　梅北清右衛門　二十五
同歩兵上等兵　瀬戸山金五郎　二十三
同　森園正之　二十五
同　神崎喜作　二十四
海軍二等機関兵　川路榮吉　二十二
陸軍歩兵二等卒　脇田源七　二十四
同　高原源一　二十三
同　輜重輸卒（しちょうゆそつ）　上野休次郎　二十五
陸軍歩兵一等卒　梅北源一郎　三十七
同　輜重輸卒　黒川直七　三十二

附記　日清戦役に於ては戦死者一名もなかりしを以て招魂碑を建立せず。

㈡　宮之浦　日露戦役記念碑

宮之浦八幡神社境内にある。高さ約二㍍、台石は八角形、この台石の各面に次のような碑文が刻まれている。

「碑文」

明治四十年、出征軍人氏名〈正面〉
〈以下、左側へ〉外園休一　鮫島宗義
宝満新次郎　小園半助　外園武二
神園蔵之烝　松下藤熊　上野金四郎　病死者
功七級東園藏助　東園新畉　脇田□□　梅北清右エ門　病死者
上野休□□□

明治四十年五月建設者〈氏名の上に横書きしてある〉
佐藤直熊　川西休畉　川畑宗之助
有馬勇吉　有馬正熊　東　銀畉
西　熊吉　濱田佐一　脇田正次郎
田中喜之助　岩切□□□　有馬民五郎
稲村畉太郎　堂園三助　東園市太郎

これによると、出征者は十三人で、このうち三人が戦病死している。また、この碑の建設協力者が十五人であったこともわかる。

㈢　本城　日露戦役紀念碑

花尾神社入口にあり、正面に「明治三十七、八年　日露戦役紀念碑　明治四拾年六月四日建設」と刻んだ、高さ一九一㌢、幅七二㌢の石碑で、裏面には次のように刻字してある。

「碑文」

陸軍歩兵大尉　勲五等　深見盛藤
同砲兵伍長　同六等　野下新藏
同歩上等兵　同七等　上野仲左工門
同砲一等卒　同八等　児玉小之助

陸軍歩一等兵　同八等　下　祐仁助
同　輜重輸卒　同八等　原口太郎
同　同　井上畉太郎

この「碑文」の下、中央に「本城村百四戸ニテ建之」と刻んである。

「碑文」

【一段目】

〈上段右面〉

日露戦役　出征者
陸軍歩兵軍曹勲八等
　下田平　六左エ門
同　上等兵　勲八等
　藤崎　榮之烝
同　清水　喜右衛門
同　西園　仁之助
同　勲八等七級
　加治木　長千代
同　川畑　□□
同　桜井　一二
同　勲八等
　石下谷　金次郎
同　假屋園　仁之助

〈上段右面続き〉

同　一等卒
　辻元　右衛門
同　前田十藏
同　勲七等
　前田休之助
陸軍砲兵軍曹勲七等
　飯森□郎助
同　一等卒勲八等
　福石英雄
同　岩田篤行
同　濱田榮□
同　御供田畉□
同　二等卒
　奥廣□

㈣　本名　日清・日露戦役紀念碑

本名八幡神社入口（本名小学校校門傍）にある、通称砲弾型と呼ばれている石碑である。高さは一五〇㌢ほどで、その台石の一段目と二段目に、次のように刻字されている。

〈上段正面〉

陸軍歩兵□□勲八等
　岩水直右衛門
同　野口堅助
同　前田金次郎
同　新留休次郎
同　前田重吉
同　田上初次郎
同　脇田仲之進
同　一等卒
　吉元喜昭
同　同勲八等
　有村三太郎
同　石下谷　金四郎
同　上原元吉
同　今留畉次郎
同　佐藤　清

〈上段左面〉

陸軍歩兵二等卒
　城脇庄助
同　騎兵一等卒勲八等
　南金助
同　歩兵一等卒勲八等
　蓑田才之進
同　工兵一等卒
　口町袈沙市
同　輜重輸卒勲八等
　松元二右衛門
同　米満太四郎
同　今村二左衛門

〈上段裏面〉

陸軍輜重輸卒勲八等
　古垣庄助

〈上段裏面続き〉
同　木　下　源四郎
同　假屋園　源次郎
同　川　畑　岩太郎
同　森　園　森　□
同　遠　矢　善　□
同　輸卒
　神　脇　喜右エ門
同　中　島　四郎左エ門
海軍一等兵曹勲七等
　猪八重　傳次郎
同　二等兵曹勲七等
　七級
　大　山　信　重
同　二等機関兵勲八等
　川　畑　浅　熊
同　二等水兵
　上　野　雄　吉
以上五十名
凱旋帰還者

【二　段　目】

〈下段右面〉
日清戦役　出征者
陸軍歩兵一等卒
　川　俣　三次郎
同　西　郷　喜左郎
同　武　田　昨次郎
同　田　上　嘉之助
同　辻　元　右衛門
同　前　田　十　藏
勲八等一等卒
　前　田　休之助
同　藤　崎　宗之烝
同　清　水　喜右衛門
輜重輸卒
　假屋園　仲次郎
同　黒　川　直　七
同　杉　元　二右エ門
海軍一等兵曹勲八等
　清　水　善　昨
同　猪八重　傳次郎
同　二等兵曹勲八等

〈下段右面続き〉
　大　山　源　七
同　一等水兵勲八等
　愛　甲　浅右エ門
同　二等水兵
　渡　辺　勇之助
同　一等機関兵
　岩　田　辰袈裟
〈下段正面〉
陸軍歩兵一等卒
　梅　北　源次郎
同　山　下　岩　熊
陸軍看護手
　永　石　尚　□

この紀念碑に刻まれた碑文によって、本名区からの日露戦役出征者は五十人（上段裏面）日清戦役の出征者（下段右、正面）は、陸軍十五人、海軍六人であったことが明らかである。
　これらの碑文から、町内全体では両戦役に相当数の従軍者があったものと推定できる。

〈下段左面〉
戦死者
補
歩兵上等兵
　神　崎　喜　作
日露役戦死者
陸軍歩兵上等兵
勲八等
　森　園　正　之
同一等卒
　梅　北　□　□
同輜重輸卒勲八等
　黒　川　直　七
　明治四十年十月
　在郷軍人一同
　相議建立之

第六節　日中戦争（日華事変）

一、開戦までの概況

この戦いは、昭和十二年七月七日夜半、北京郊外蘆溝橋付近で演習中の日本軍が数発の銃撃を受けたことに端を発して起きたものである。

この事件（蘆溝橋事件）は現地関係者の努力によって不拡大・現地解決の立場で停戦協定が成立した。しかし、日本政府は、「今次事件は、全く支那側の計画的武力抗日なること、最早疑いの余地なし」と断じ、派兵の決定がなされて、関東軍と朝鮮師団および内地の第五、六、一〇師団に動員令が下された。

二、郷土部隊

熊本第六師団所属の歩兵第四五連隊（鹿児島）と歩兵第二三連隊（都城）は八月一日鹿児島を出発、朝鮮・満州を経て、十五日北京郊外の豊台に到着、北京北方作戦に参加した後、河北省の保定・正定・石家荘の攻略戦に参加、その後第六師団は華中に転進し、十一月三日杭州湾に敵前上陸後直ちに上海方面に進撃するが、四五連隊の属する第三六旅団の主力は遅れて上海戦線に直行した。十二月十日からの南京総攻撃に参加し、十三日南京を占領している。

南京は陥落したものの、軍部の予想したようには、戦火がおさまらず、蔣介石は漢口に退いて、抗戦の態勢を固めた。昭和十三年六月新たに一〇六師団（師団・連隊名ともに一〇〇をつける）が編成され、鹿児島では新たに第一四五連隊が編成されたが、この連隊は、十分な訓練期間もないままに、六月五、六日の両日鹿児島を出発し、第六師団とともに第一〇六師団の一部として漢口作戦に参加、八月上旬盧山・徳安等で十個師団近い優秀な中国軍に包囲されて大きな犠牲を払った。六月の出動から十一月までの戦死者は三千三百人を超えたという。十月二十五日漢口に突入、占領した後、翌年南昌作戦などに参加して、一〇六師団主力は十五年四月内地に帰還したが、残りは独立混成一八旅団となり、六師団とともに各地に転戦、太平洋戦争開戦後六師団は南方に転出したが、一八旅団は中国戦線に留まって終戦を迎えた。

三、戦没者

この日中戦争での本町出身の戦没者は、中支江南上空を偵察中、敵弾をあびながら任務を遂行し、死してなお操縦桿を離さず、死の連絡を果たした若き荒鷲、西佐多浦出身の鮫島政治軍曹をはじめとし、次の通りである。

日中戦争（日華事変）陸軍関係戦没者

東佐多浦地区

（町福祉協議会「戦没者台帳」による）

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
輜重 上等兵	古川 清房	昭和一四年 八月一九日	満州国 ホルステン河右岸
衛生 伍長	鮫島 正治	昭和一五年 二月一五日	満州国興安北省 第一陸軍病院
軍 属	川畑 宗篤	昭和一五年 一月一六日	大原陸軍病院
砲兵 上等兵	大庭 啓作	昭和一四年 九月一七日	熊本陸軍病院
歩兵 一等兵	中野 正雄	昭和一五年 八月一三日	古賀傷痍軍人 福岡療養所
輜重 上等兵	中野 静	昭和一三年一〇月一三日	中華民国江西省
輜重 一等兵	中野 武行	昭和一五年 六月一五日	指宿傷痍軍人療養所



西佐多浦出身の故鮫島政治軍曹

西佐多浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
輜重 上等兵	桑波田 忠孝	昭和一三年 八月 二日	中華民国上海站病院
歩兵 上等兵	桑波田 種雄	昭和一三年一一月 六日	中華民国湖南省
歩兵 軍曹	福田 清藏	昭和一三年 八月二一日	中華民国湖北省黄梅県
歩兵 上等兵	福田 忠	昭和一五年 五月二四日	中華民国広東省
歩兵 兵長	田代 松男	昭和一六年 四月 一日	傷痍軍人大阪療養所
砲兵 伍長	田地行 光雄	昭和一二年一〇月二五日	第一〇一師団野戦病院
歩兵 伍長	田中 勇	昭和一五年 二月 一日	中華民国武昌 第一軍野戦病院
歩兵 上等兵	古木 保二	昭和一四年一二月一〇日	中華民国湖北省
航空 曹長	鮫島 政治	昭和一四年 八月一〇日	中華民国湖北省
青少年義勇軍	左近充 忠男	昭和一三年一〇月 五日	満州国奉天省
砲兵 伍長	森田 光雄	昭和一二年 九月一六日	中華民国江蘇省
砲兵 上等兵	森田 義則	昭和一四年 八月一六日	満州国興安北省
歩兵 上等兵	居福 静	昭和一五年 七月一八日	第六師団衛生隊 江口患者療養所
騎兵 上等兵	海江田 新助	昭和一二年一〇月二九日	都城陸軍病院

本城地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵軍曹	久木田清隆	昭和一三年九月四日	中華民国湖北省
歩兵上等兵	益口武雄	昭和一二年一〇月一三日	中華民国羅店鎮
歩兵伍長	平城義治	昭和一二年一〇月二一日	中華民国山西省
歩兵兵長	榎園藤道	昭和一五年一〇月七日	北支大原陸軍病院
砲兵伍長	市来誠熊	昭和一三年八月八日	中華民国江西省
歩兵伍長	市来庄熊	昭和一三年一二月二日	中華民国江西省
歩兵上等兵	米盛義範	昭和一二年一二月三日	中華民国安徽省野戦病院

本名地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵上等兵	松元操	昭和一六年七月四日	中華民国湖北省
歩兵上等兵	西郷武雄	昭和一四年八月二五日	満州国興安省
歩兵伍長	清水藤義	昭和一三年一一月五日	中華民国江西省野戦病院
砲兵一等兵	清水利光	昭和一五年一〇月一日	中華民国湖北省
歩兵伍長	湯脇一義	昭和一六年七月二三日	中華民国山西省陸軍病院
歩兵軍曹	平原秀雄	昭和一三年七月二四日	中華民国江西省

宮之浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵伍長	伊東政清	昭和一二年一〇月九日	中華民国河北省
歩兵曹長	寶満充穂	昭和一四年一二月一一日	中華民国広東省
工兵兵長	栫武義	昭和一五年一〇月三〇日	中支済南陸軍病院
歩兵上等兵	川崎松重	昭和一六年一〇月二八日	中華民国湖北省
歩兵上等兵	川西孫平	昭和一二年一〇月三三日	北支
歩兵上等兵	栫忠	昭和一四年九月一八日	中華民国江西省
歩兵上等兵	藤田計二	昭和一二年一〇月一六日	中華民国東北孫
歩兵伍長	藤田勘藏	昭和一四年五月八日	中華民国南京野戦病院
砲兵上等兵	藤田信男	昭和一五年二月一八日	熊本陸軍病院
歩兵兵長	東義雄	昭和一六年三月三日	中華民国安徽省
騎兵兵長	御供田重男	昭和一六年八月一四日	中華民国湖北省野戦病院
歩兵中尉	岩元勲	昭和一三年一一月一九日	小倉陸軍病院
歩兵上等兵	石下谷武二	昭和一五年二月二三日	中華民国江南省
歩兵伍長	上鶴良守	昭和一四年一二月九日	第六師団野戦病院
砲兵中尉	上野武男	昭和一四年七月六日	満州国興安北省ノモンハン

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵上等兵	隈元正雄	昭和一五年五月一五日	中華民国山西省
歩兵上等兵	黒江房雄	昭和一四年一〇月二四日	河北省石家荘陸軍病院
歩兵上等兵	中森盛吉	昭和一四年七月二〇日	鹿児島市県立鹿児島保養院
歩兵上等兵	内野敬蔵	昭和一二年八月八日	中華民国江南省
歩兵上等兵	川畑澄則	昭和一三年七月二三日	中支九江
歩兵伍長	田中實則	昭和一三年九月二八日	中華民国湖北省

日中戦争海軍関係戦没者

東佐多浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
一等兵曹	清留清熊	昭和二年八月三日	中国上海

西佐多浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
三等水兵	竹田辰男	昭和一四年五月九日	横須賀
一等兵曹	鮫島泰隆	昭和一四年三月二日	豊後水道

本名地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
三等整兵	藤崎貞義	昭和一三年七月七日	佐世保病院
三等看護兵	橋口利雄	昭和一六年一一月一八日	指宿国立療養所

第七節　太平洋戦争

一、概　況

日中戦争の行きづまりに悩んでいた我が国は、それを一気に打開しようとして、昭和十五年、日・独・伊三国同盟を結び、南方進出を試みた。

日本の南方進出は、東南アジアに植民地や権益を持つアメリカ・イギリス・オランダとの対立を深め、アメリカは同年七月、日本に対する軍需物資、石油、屑鉄などの輸出を許可制とし、航空機用ガソリンの輸出禁止など対日経済圧迫を強めた。このことは、当時石油と鉄の大半をアメリカに頼っていた我が国にとって、致命的な措置であった。

このような日米対立の激化を緩和しようとして、昭和十六年八月からワシントンで日米交渉が始められたが、アメリカは日本の中国撤兵を求め、我が国は、中国支配の承認と南方資源の確保を要求したので、妥協の可能性は少なかった。

この間、我が国では近衛内閣が総辞職して、十月十八日東条内閣が成立、十二月一日の御前会議で開戦が決定し、十二月八日我が海軍がハワイの真珠湾を奇襲攻撃したことによって太平洋戦争の幕は切って落とされた。

開戦当初は、陸・海・空ともに日本軍は圧倒的に優勢であり、またたくまに東南アジアから中部太平洋にかけての広大な地域を占領した。しかし、昭和十七年六月のミッドウェー海戦では主力航空母艦四隻、巡洋艦一隻と飛行機三二二機、兵員三千五百を失う惨敗となり、同年八月から翌十八年一月にかけてのガダルカナル島攻防戦では制空権を連合軍に奪われ、彼我の立場は完全に逆転してしまった。

これ以後、連合軍は豊かな経済力を背景に、本格的な反攻に転じ、守勢に立った日本軍は、次第に押されて、太平洋に点在する各島の守備隊はつぎつぎに「玉砕」していった。十九年七月九日にはサイパン島、二十年三月二十七日には硫黄島を失い、沖縄も六月下旬には最終段階を迎えた。

この頃から、サイパン基地からのB29のほか、硫黄島や沖縄からの来襲があり、さらに、艦載機も加わって、連日のように本土を空襲し、大都市はもちろん地方の村落までも爆撃や銃撃を受けるようになった。

七月二十六日、米・英・中三国はポツダム宣言によって日本の無条件降伏を勧告、八月六日には広島に、続いて九日には長崎に原爆が投下され、同日ソ連は日本に対して宣戦した。このため御前会議でポツダム宣言受諾に決し、昭和二十年八月十五日、我が国の無条件降伏によって太平洋戦争は終わった。

満州事変以来十五年にわたる永い戦いであった。

二、郷土部隊

(一) 編　成

1　第六師団

熊本鎮台（鎮西鎮台）をその起源とする師団で、日清・日露戦役以来最強の師団といわれてきた。日中戦争出動時の編成は次の通りである。

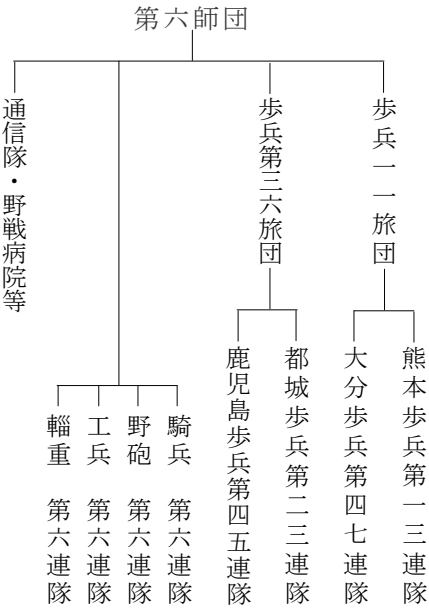

（総数二万三千人以上）

2　郷土部隊の所属した師団

(1)　第一〇六師団　昭和十三年五月編成、華中戦線（盧山・徳安）で戦い、十五年四月復員、歩兵第一四五連隊が鹿児島

(2)　第二三師団　昭和十三年七月編成、通称「旭」、ノモンハンで大損害を受ける。十九年ルソン島配備、歩兵第七十一連隊が鹿児島

(3)　第三七師団　昭和十四年三月編成、通称「冬」、中原作戦に参加、十九年山西省から中国大陸を横断して移動、仏印を経てタイ国で終戦、歩兵第二二七連隊が鹿児島

(4)　第五八師団　通称「広」　第一〇六師団復員に際し、一部を残置して独立混成第一八旅団を作ったが後に改編して第五八師団となる。始終中国にあり、湘桂作戦などに参加

(5)　第四八師団　通称「海」　上海・漢口作戦で活躍した台湾旅団の後身、フィリピン・ジャワ攻略に参加、チモール島で終戦

(6)　第四六師団　通称「静」　歩兵第一四五連隊（鹿児島）は硫黄島で玉砕、師団主力は豪北を経てマレーで終戦

(7)　第一〇二師団　通称「抜」　独立混成第三一旅団の改編、フィリピンのセブ島防衛

(8)　第一〇三師団　通称「駿」　独立混成第三二旅団の改編、フィリピンのルソン島北部防衛

(二)　戦　況

1　ブーゲンビル島

中国大陸にあった第六師団は、南方戦線に転進を命ぜられ、昭和十八年一月、トラック島を経てソロモン諸島へ向かった。途中、敵潜水艦の攻撃によって大損害を受けたが、一月二十日から二十四日にかけてブーゲンビル島、エレベンタ地区に上陸（鹿児島第四五連隊は東地区、都城第二三連隊は西地区）熊本第一三連隊と騎兵第六連隊、野砲第六連隊は、ニューブリテン島ラバウルに上陸した。

ブーゲンビル島は、鹿児島・宮崎・熊本の三県を合わせた位の面積で、南北二〇〇キロ、東西八〇キロと細長く、北岸は絶壁、南部は低湿地のジャングル地帯で、島民は人口約五万、椰子の実や甘藷などの芋類を主食とし、弓矢で猟を営む生活をしていた。猛獣はいなかったが、ハブ、マムシ、ムカデ、サソリ、大トカゲ・大コウモリ・ワニが生息し、マラリヤ蚊が多かったという。

食糧は、はじめはラバウルから補給されていたが、制空権を奪われて、潜水艦の攻撃を受けるなど、補給は極

太平洋戦争での吉田出身者の主な戦死場所

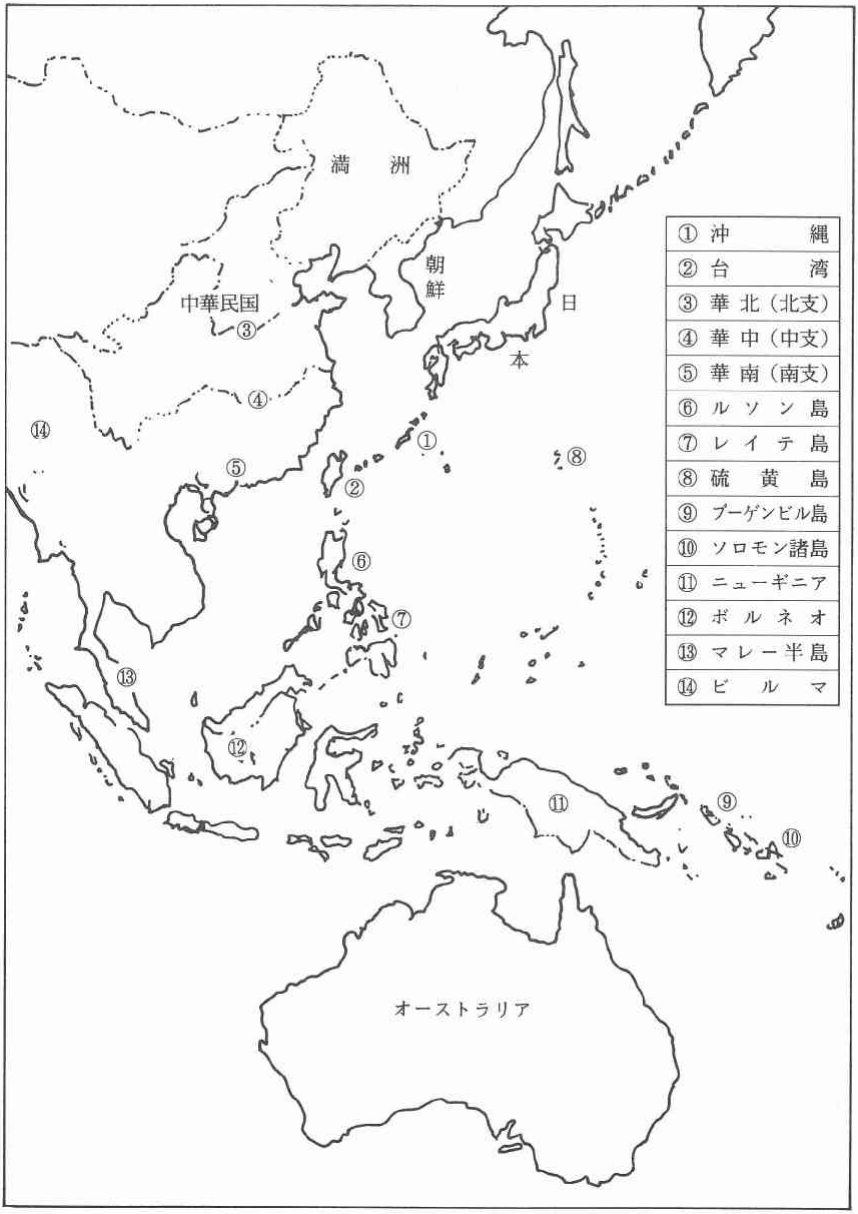

めて困難になっていったので、マラリヤと戦いながらの自給・自活の生活が続いた。

その後、十一月一日、ブーゲンビル島のタロキナ地区にアメリカ軍が上陸、攻撃してきたが、敵の物量の前に我が軍は後退を余儀なくされた。

この戦闘での、我が軍の損害は極めて大きく、第四五連隊の二個大隊は全滅したといわれ、この地での本県出身者の戦死者は六千人を数え、生還者は僅かに千五百人といわれる。ここでの本町出身者の戦没者は二十二柱であった。

2　硫黄島

昭和十八年十月、新たに鹿児島で編成された第一四五連隊は、はじめサイパン島の防衛に当たる予定であったが、戦況が思わしくなく、急に硫黄島守備に変更され、十九年六月十九日鹿児島を出発して、七月中旬硫黄島に上陸、第一〇九師団長栗林中将の指揮下に入って地下陣地を構築した。

この島は南北八キロ、東西四キロの小島で、南端には摺鉢山という休火山があり、島の名のように多量の硫黄を噴き出している。

アメリカ軍は、徹底的な砲爆撃の後、二十年二月二十九日上陸を開始したが、徹底した持久出血作戦をとる我

太平洋戦争　吉田出身者の戦没地別集計（陸軍関係）

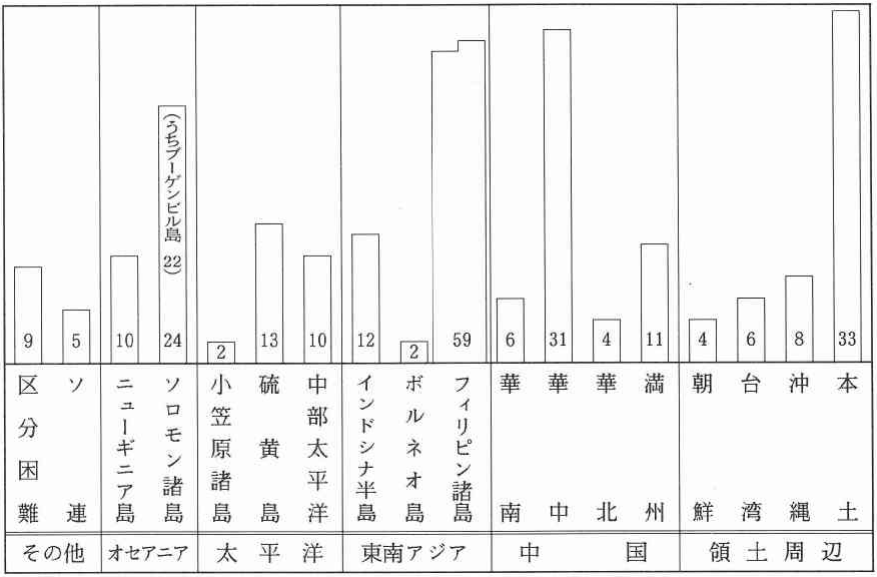

が軍の抵抗に悩まされた。しかしながら、圧倒的な物量と兵力に優るアメリカ軍は、次第に我が陣地を侵食して、抵抗一ヵ月、弾薬・兵力ともに尽きた栗林中将は三月二十七日参謀とともに自決した。

この戦いでの日本軍の損害、陸軍一万五千五百、海軍七千五百、アメリカ軍の死傷二万四千八百五十七人であった。ここでの本町出身者の戦没者は十三柱である。

三、戦時下の暮らし

蘆溝橋事件に端を発した日中戦争も未解決のまま、わが国は、遂に昭和十六年十二月八日太平洋戦争に突入した。緒戦こそは連戦連勝で、国民は熱狂し、軍部も意気盛んであったが、戦争が長期化するとともに、国民生活水準の低下、兵力の消耗、軍需物資の不足に悩むようになった。これに対して連合軍は、豊富な資源と経済力によって、当初の立ち後れを取り戻し、間もなく大反攻に転じた。

昭和十七年後半から、連合軍の反撃作戦が展開されると、日本軍は太平洋各地で次第に敗退、孤立あるいは玉砕への道を辿るようになり、日本の敗戦は時間の問題となって行った。

国内では「本土決戦」が叫ばれ、隣組が組織され、本土空襲に備えて燈火管制が厳しくなり、バケツリレーの防火訓練は連日のように実施され、竹槍訓練が強制された。働き盛りの青壮年は、炭坑や飛行場建設その他の労働に徴用され、男・女を問わず、学生・生徒は軍需工場に動員された。また、学徒出陣の名のもとに学業半ばにして出征するものもあった。こうして、家には老人と子供だけが残るという有様となった。

生活物資は全て配給制となり、国民は「欲しがりません勝つまでは」を合い言葉に、ただひたすら勝利を信じて物資不足に耐えていた。

(一) 婦人会活動

当時の吉田村民の暮らしを知る資料として、吉田校区婦人会日誌や宇都谷青年会日誌が保存されているが、その中から戦時体制下の婦人会活動について抜き書きする。

ここには、出征兵士の見送りや祈願祭、戦没者遺骨の出迎え、村葬への参列、慰問袋の作成、必勝貯金と名づけた貯蓄運動への協力、毎週日曜日を「米なし日」と定めたり、外出時の弁当はカライモ弁当とすることを呼びかけて節米に努め、勤労報国隊を組織して奉仕作業や堆肥作りを奨励、婦人馬耕講習会の開催、共同して開墾し、雑穀・甘藷等を植えつけて食糧増産に努め、猪口(ちょこ)米を集めて国防献金や会の運営基金に当て、松脂・ヒマの採集、

綿や金属の回収、弾丸切手の販売に協力すること等の実践事項が協議されたことが記録されており、これらを実行することが毎日の生活の基本となっていた。

折にふれては、講師を招いて「時局講演会」を開催して、戦時下の婦人の教養を高め、婦人錬成会を開催して閲兵、分列式、防火訓練、竹槍訓練などを行い、好評を得ると喜び合いながら、ただひたすらに勝利を信じて、戦争への協力を惜しまなかった姿が記載されている。

(二) 慰問袋



郷土の面影

前述のような生活の中から、出征兵士に喜ばれるような品物を入れた慰問袋がたびたび戦地に送られた。

慰問袋の中には、日用品のほか、千人針、御守りなどが入れられたが、兵士の心を慰める人形・食物のほか、特に手紙と雑誌類が最も慰問


「上靏村長のあいさつ文」

の効果を発揮した。

前頁の写真は、吉田村銃後奉公会から郷土出身の兵士に送られた慰問袋の中に入っていた写真帳で、当時の村長上靏勘左衛門氏の「あいさつ」に始まり、表題の通り故郷を偲ぶにふさわしい内容の写真が掲載されている。

㈢ 空　襲

昭和二十年三月ごろになると、B29やグラマン戦闘機が県内至る所に来襲し、主要都市の多くは、焼夷弾や爆弾、あるいは機銃による無差別掃射で、大きな被害を受けた。

なかでも、鹿児島市の被害は大きく、二十年三月十八日の初空襲以来、八月六日までに八回もの空襲を受けて、市内全体が焼け野が原になり、西鹿児島駅から海岸まで見通せるほどの焦土となった。

特に、六月十七日夜の大空襲のときには、市内は一面火の海となって一晩中燃え続け、吉田から、真っ赤になった空を、身を震わせながら眺めた思い出を持つ人たちが多い。

このように敵機が来襲するようになると、田畑で作業するときも、防空頭巾をかぶり、空襲のたびに、ちかくの茶園藪や溝などに飛び込んで待避せねばならず、いつ空襲警報のサイレンが鳴るかと、落ち着かない生活が続いた。実際に、野良仕事に出かけて機銃掃射を受け、生きた心地がしなかったという思い出を持つ人もいる。

夜、空襲警報のサイレンが鳴ると、電灯の傘に取りつけてある黒い布をおろして、光が外に漏れないように注意して、警防団の人たちの見回りの声を聞きながら空襲警報解除の知らせを待つものであった。

このころ（二十年四月二十六日）種子島から、親許を離れた子供たちが疎開してきて、町内の学校に入学した。

（大庭氏の日記から）

さいわいにして、吉田は空襲による被害はたいしたことはなかったが、当時のようすを細々と記録した日記が残っているので、原文のまま次に転記する。

昭和二十年

七月一七日　雨　鹿児島市大空襲もそ山に防空壕堀りをしていたら、午後、田中様が、「Mが負傷した」と言って自転車で来て下されたので、妻と二人すぐ準備して鹿児島に行った。

九時頃、鎌田医院に着いた。Mは岩崎谷の別荘の防空壕の中に持ちこんであった。此の壕の中で二晩看護して、それから、そばの空家の中に移って、ここに二六日迄いた。

この間、一八日に一回私が家に帰り、二二日と二四

日に又帰り、一泊して二五日には米を搗いて、又、午後から鹿児島に行き、二六日の午後六時からトラックで、春山の田中七之丞様方に来た。ここに御厄介になって治療する事にした。あくる二七日には、又、鹿児島市は大空襲に会い、停車場、煙草専売所、それから残りの市街全部焼けた。

此の間、内では、ヨシ婆、T子、K等のかせを貰って、田車押しや野稲草取り、麦の供出準備等して貰った。

※　Mさんは、鹿児島市救護婦になっていた。

七月二七日　晴　鹿児島市大空襲を受く。我等は春山から見ていた。午後一時頃火災となり夜迄、いん々と燃え続けた。

七月二八日　晴　今日も敵機は来た。ヨシ婆と本城の姉とSYと三人、Mの所に面会に行てくだされた。私とF子は煙草切りをす。T子がかせをして呉れたので、切って掛け方迄全部済んだ。（吉水の元村が藁買いに来た。二〇円がつ）

七月二九日　晴　敵機は間なく来た。F子とT子と十石に野稲草取りに行き、私は粟肥つくりをす。

※　間なく（ひっきりなしに）

七月三〇日　晴　SYが又鹿屋へ行くので、午前三時に起き、私が重富駅迄送って行ったが空襲の為、汽車が来ず十時半まで私も駅にいたが、切符も売らないので、SYを駅に待たせて置いて、私は帰った。N方に寄って十二時過ぎ重富を出て、家に二時半に帰りつき、私はそれから春山のMの所に色々の品物を持って行き、夜が入って帰ってきた。

F子は松脂取りの講習があるので行き、午后は松の根元の藪払いに出た。

七月三一日　晴　ビール麦を干して仕上げたり、古麦を干したり、カッサの仕末をしたり、F子は粟を搗いたりし、午後、私はビール麦の叺（かます）作りをす。二叺作り、端物十五斤を今留にやった。夜は班長寄で一時過ぎ帰った。

※　カッサの仕末（麦の実を落とした後のもの、風や手回し扇風機を利用して、ふるいわけをし、実のあるものは又たたいて、落としていた）

八月一日　曇　小雨　麦の供出　朝雨が降るので、本城にMが所に持って行く、梨とトマト、ソウメン等を貰いにいっていたら、天気が良くなったので帰り、それから、麦出しをした。KUと二人で、第一班の分、全部引かせた。KUが二五叺自分が二一叺計四六叺とビール麦が三叺だった。後中、全部麦出しすみ。

八月二日　雨　午前、粟肥分けをし、マッチと修理布分けもした。午後八時頃、SYが鹿屋から帰ってきた。

八月三日　雨　入隊祝いの為、母が春山から帰って来なければならないので、Kを代わりに頼んでやらなければならないので、今朝、本城に私が相談に行き帰って、又、私が午後一時から本城へ行き、Kと一緒に春山へ行った。

そして、夕方、妻が代わって一緒に帰って来た。

今日、五名の人が春山までMに面会に行ってくれ、見舞いを貰った。

八月四日　小雨　曇　私は女山迄、米搗に行き二時前帰ってきた。家では明日の祝いの準備をす。午后から五名の加勢を受け、オカベしや諸準備をす。今夜二班から御客があった。

※　女山迄米搗に行き（女山川に水車小屋があり、米を搗いていた）

※　オカベし（豆腐作り。当時は自分の家で、豆腐をつくっていた）

八月五日　晴　曇　正一の入営祝いの為、第一班は全部加勢を貰い、十二時出発であるので朝から働いてもらい、早く準備が出来て十時前に座をして、小宴をなし十二時十五分に家を出て、岡ノ原経由川上県道に出て、堅馬場、七高、下柿本寺を通り、西駅に行った。

友達が二人来たので我々は汽車出発迄はおらず（汽車は午后八時四十分）別れて帰った。七時頃別れた。帰りも県道から又岡ノ原へ帰った。夜行軍の兵隊様に岡ノ原で会い道を教えてやった。

行くうち丸岡の根元で、敵米機の激しい機銃掃射を受けた。見送り人は九名であった。（夜）十二時過ぎ帰り着いた。班内の皆様も家に待っておられた。

垂水、重富、今日の空襲で大火災発生した。

（新留清志氏の日記）

㈣ 稔部隊

昭和二十年一月、本土決戦計画が決定されると、鹿児島県は宮崎県と共に本土決戦の最前線とされて、二十年四月から六月にかけて多数の陸軍部隊が配置された。

吉田村には、四月中旬加治木に配備された、第七七師団（稔兵団、師団長中山正康中将）に属する一個大隊が駐屯し、大隊長三輪少佐、副官長谷川守大尉らが吉田小学校を本部として、決戦に備えた。

部隊には北海道出身者が多く、住民は北海道部隊と呼んで、協力を惜しまなかった。

八月十五日、終戦を迎えて武装解除となり、それぞれ復員される兵隊さん方を重富駅まで見送ったと校区婦人

会日誌に記録されている。また、稔部隊によって拡幅補強された東佐多浦の橋を「稔橋」と名づけるなど、住民との繋がりは深く、現在でも文通を続けている家庭があるほどである。

四、大東亜戦争慰霊塔

本城の旧役場跡地に建立されている。碑文は次の通りである。

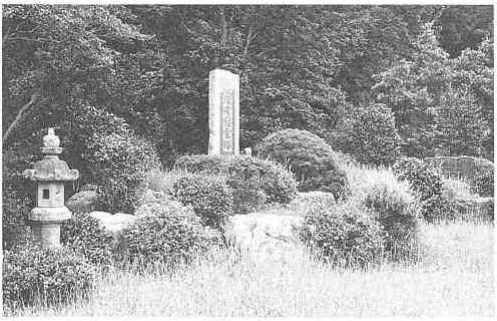

大東亜戦争慰霊塔

「戦後三十年、あなたが命をかけてお守りいただいた祖国日本は戦前想像もできない繁栄をみました。

これはひとえに諸英霊の尊い犠牲とご加護のたまものであります。

長年町民の熱望でありました慰霊塔を由緒ある旧役場跡地に建設し、満州事変以来、大東亜戦争に至るまでの諸英霊を合祀する運びとなりました。まことに慶賀にたえません。

私たちは今あらためて英霊のご遺徳をしのび再び悲しみの歴史を繰り返さない決意を新たにし、平和を誓い諸英霊をお慰めするものであります。

昭和五十一年三月

吉田町慰霊塔建設委員会」

太平洋戦争　陸軍関係戦没者

東佐多浦地区

（町福祉協議会「戦没者台帳」による）

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵　兵長	伊地知　信親	昭和二〇年　五月　二日	沖縄本島首里
衛生　伍長	西　博臣	昭和二〇年　二月　八日	ニューギニア　ウエワク
輜重　伍長	池田　秋夫	昭和一九年一一月一一日	中華民国広西省
歩兵　伍長	鳥丸　貞蔵	昭和一九年　六月三〇日	ニューギニア　ビアク島
輜重　軍曹	中馬　秀男	昭和二一年　二月二五日	国立横須賀病院
歩兵　兵長	大井　正	昭和二〇年　一月　五日	比島ルソン島マウンテン州ダクラン
歩兵　二等兵	小倉　住義	昭和二〇年　九月　一日	自宅
輜重　兵長	小倉　義雄	昭和二〇年　七月一七日	比島レイテ島　ビリヤバ
輜重　伍長	川田　政雄	昭和二〇年　四月二八日	沖縄本島首里
工兵　中尉	加世田　操	昭和二九年　七月一八日	マリアナ諸島

歩兵	兵長	鹿島武師	昭和一九年 七月一八日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
工技	伍長	柏原重雄	昭和二〇年 五月 七日	比島ルソン島パレテ
工技	上等兵	鹿島盛藤	昭和二二年 一月一九日	朝鮮平壌
工兵	伍長	梶原干城	昭和一九年 七月一八日	マリアナ諸島
歩兵	兵長	上福丸 操	昭和一九年一〇月一九日	中支 野戦病院
歩兵	伍長	米山春男	昭和一九年 七月 一日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
船舶	軍属	高原貞春	昭和二〇年 三月二三日	比島キャビテ州 テルアテ
通信	伍長	谷口正光	昭和一九年 二月 四日	東部ニューギニア ノボコ
工兵	軍曹	高原藤義	昭和二〇年 八月 二日	比島ルソン島 モンタルバン山中
歩兵	伍長	谷口重雄	昭和二二年 七月二二日	福島国立病院
工兵	少尉	高原 亙	昭和二〇年 七月二二日	台湾沖 洋上
歩兵	兵長	谷口 侃	昭和一九年 八月一五日	中国湖南省
輜重	上等兵	高原藤安	昭和二〇年 四月 七日	自宅
通信	伍長	月野覚三	昭和二〇年 六月一八日	比島ルソン島 サリナス
歩兵	上等兵	中野武二	昭和一八年一〇月 八日	比島ルソン島沖合
輜重	上等兵	山之内 重光	昭和二〇年 三月三一日	ルソン島バギオ付近
輜重	上等兵	山之内 廣美	昭和二二年 四月 二日	中支湖南省 第一八六兵站病院

歩兵	上等兵	山下末男	昭和一九年一一月一一日	比島ルソン島 カガヤン州
歩兵	兵長	深見 勇	昭和二〇年 七月一九日	比島レイテ島
歩兵	兵長	古屋貞清	昭和一九年 三月二四日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
歩兵	上等兵	後藤重貞	昭和二〇年 七月一〇日	比島ミンダナオ島
砲兵	少尉	後藤清一	昭和二〇年 三月一七日	琥黄島方面
砲兵	軍曹	山下宗逸	昭和一九年 三月 二日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
歩兵	一等兵	松山 篤	昭和一七年 九月二六日	中華民国 山西省陸軍病院
砲兵	上等兵	鮫島清衛	昭和二〇年 六月二二日	沖縄本島
輜重	上等兵	重田堅二	昭和一九年 二月 八日	熊本陸軍病院 健軍分院
歩兵	二等兵	東 秀義	昭和二〇年 四月 八日	比島ルソン島 マウンテン
看護	婦	石田尾正子	昭和二二年 四月 八日	台湾台北赤十字病院
軍	属	古屋政治	昭和二〇年 六月一二日	比島ルソン島 トツカン
軍	属	前田信雄	昭和一九年一〇月一二日	台湾高雄陸軍病院
工兵	中尉	加世田 操	昭和一九年 七月一八日	マリアナ諸島
歩兵	伍長	福崎信秋	昭和二〇年 六月二〇日	沖縄沖

※満州事変陸軍関係戦没者　東佐多浦地区

歩兵	軍曹	川田伴吉	昭和 八年 七月 六日	満州熱河省

西佐多浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵 兵長	遠矢　勇	昭和一九年　九月一五日	中華民国廣西省
歩兵 伍長	鬼塚　兼義	昭和一七年　一月一九日	馬来半島　ジョホール州
歩兵 兵長	大井　武光	昭和二〇年　八月　六日	中国湖南省　第二二八兵站病院
歩兵 兵長	川俣　末夫	昭和二〇年　四月一三日	ニャーギニア　サラテイ島
歩兵 伍長	椙　畝次郎	昭和二〇年　九月一九日	鹿児島県　熊毛郡種子島
陸　？	川西　敏雄	昭和一九年　四月二四日	鹿児島市吉野町
歩兵 伍長	上水樽　實	昭和二〇年　七月二七日	ビルマ　トングー県　ナカトローク
歩兵 伍長	米盛　正己	昭和二〇年　八月　四日	比島ルソン島　ラグナ州レイハン
歩兵 伍長	田中　藤則	昭和一九年一〇月一〇日	野戦予備病院
歩兵 兵長	高山　文治	昭和二二年　三月一六日	中支九江　第一七七兵站病院
歩兵 兵長	竹田　達哉	昭和二〇年　一月一〇日	比島ルソン島　カベルアン州
航技 上等兵	竹田　鐘光	昭和一九年　七月二一日	太平洋方面
歩兵 一等兵	竹田　藤隆	昭和二四年　五月一三日	自宅
陸　軍	竹下　春雄	昭和一九年　九月二六日	自宅
歩兵 兵長	佃　忠男	昭和二〇年　八月　六日	華中　第一八五兵站病院

輜重 兵長	永井　憲	昭和二〇年　二月一五日	比島ルソン島　スエバビスカヤ州
砲兵 伍長	永野　正則	昭和二〇年　三月一七日	硫黄島方面
野重 伍長	永吉　義輝	昭和二〇年一〇月一三日	満洲関東州大連
技 上等兵	永盛　操	昭和二〇年　四月一九日	奉天満洲自動車製造㈱保健室
歩兵 伍長	永井　克己	昭和二〇年　四月二六日	自宅
歩兵 兵長	上野　吉之進	昭和一九年一〇月　五日	中国湖北省
歩兵 曹長	野下　友範	昭和一八年一一月二六日	ニューギニア　ナブリバ
歩兵 曹長	桑波田　鐘光	昭和二〇年　三月一七日	硫黄島方面
歩兵 兵長	柳田　藤義	昭和二〇年　四月　四日	ビルマ国バンコック県イワチット
歩兵 上等兵	藤田　藤盛	昭和二〇年　八月　七日	中国湖南省長沙
歩兵 中尉	後藤　全	昭和二〇年　三月一七日	台湾台北州七星山
歩兵 上等兵	前田　徹	昭和二〇年　九月一七日	中支武昌　第一兵站病院
輜重 上等兵	前原　利夫	昭和一九年一〇月一六日	中国長沙野戦病院
歩兵 兵長	小濱　清次	昭和二〇年　三月一七日	硫黄島方面
歩兵 一等兵	弟子丸　義範	昭和一八年　九月二〇日	西南太平洋　洋上
歩兵 伍長	有川　實徳	昭和二〇年　三月二四日	北緯三度　東経三六度三分北西洋上
歩兵 曹長	精松　清熊	昭和二〇年　六月一五日	仏印　ホアチン

本城地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
砲兵兵長	川口清義	昭和二〇年二月一九日	比島ルソン島マウンテン州
歩兵兵長	西留武行	昭和二〇年二月二五日	比島リンガエン周辺
歩兵兵長	井上利雄	昭和二〇年五月二四日	比島ルソン島イポテ
歩兵伍長	岩田篤廣	昭和二一年二月二八日	ソ連シベリヤクラスノヤルスク地方
歩兵兵長	瀬戸山茂	昭和二一年一月三日	満洲国延吉第一収容所
徴用	木場田国義	昭和二〇年三月二九日	長崎造船所
歩兵伍長	前田保	昭和二〇年八月一五日	満洲国牡丹江
歩兵兵長	森田肇	昭和一九年六月一九日	鹿児島県大島郡亀徳沖
歩兵兵長	森田重雄	昭和一九年三月二四日	ソロモン諸島ブーゲンビル島タロキナ
通信兵長	森田年春	昭和二〇年四月七日	比島リサール州ボソボソ
歩兵兵長	宮原国市	昭和一九年五月一六日	中華民国湖北省
輜重兵長	志摩久	昭和二〇年一月二三日	サンマネル二五〇高地
戦車伍長	鮫島定充	昭和二〇年三月一七日	硫黄島方面
歩兵一等兵	税所義夫	昭和一八年一一月二五日	中支河北省
歩兵兵長	鮫島清輝	昭和二〇年四月二〇日	沖縄諸島伊江島

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵二等兵	河野景通	昭和一八年五月二日	指宿傷痍軍人療養所
歩兵伍長	谷口繁	昭和一九年三月二四日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
重砲兵長	谷口重義	昭和一九年七月一八日	マリアナ諸島
歩兵一等兵	只常友義	昭和二〇年八月一六日	日置郡伊作町和田野戦病院
重砲上等兵	谷口千尋	昭和二〇年八月二四日	自宅
歩兵伍長	久木田尚行	昭和二〇年七月一九日	中華民国湖南省病院
歩兵伍長	山方福義	昭和二〇年七月七日	沖縄本島首里
輜重上等兵	福元豊満	昭和二〇年二月一四日	北ボルネオタワオ地区
歩兵上等兵	小園藤義	昭和二〇年三月一七日	硫黄島方面
歩兵伍長	益口操	昭和一九年一〇月二〇日	中支方面
歩兵一等兵	益口宗夫	昭和二〇年四月二九日	支那広西省第一野戦病院
陸軍中尉	馬渡義光	昭和一九年七月一九日	茨木県北相馬郡
歩兵上等兵	寺師清治	昭和一八年八月三日	南方諸島ブーゲンビル野戦病院
歩兵伍長	寺師一	昭和一九年一月一六日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
騎兵兵長	嶺崎孝	昭和二〇年六月三〇日	比島ルソン島マウンテン
飛上等兵	三池勇	昭和一九年一〇月一八日	北緯一二度一〇分東経一一九度一〇分
歩兵伍長	三池敏夫	昭和二〇年七月一四日	中支第二三兵站病院

本名地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵 上等兵	下坊正志	昭和一九年三月一日	台湾東方海上
歩兵 上等兵	平城肇	昭和二〇年八月一五日	満洲国シルフオアヤ
歩兵 兵長	森重實	昭和二一年一月一〇日	ソ連沿海州スーチャン地区
軍属	前田武雄	昭和二〇年九月一五日	満洲国通化省
歩兵 上等兵	武田美徳	昭和二〇年一一月九日	ソ連ユダヤ自治州チョープロオーゼル収容所
軍属	柳田数雄	昭和一九年九月一三日	黄海方面
航技	有村重光	昭和一九年七月三一日	南方海上バシー海峡
輜重 上等兵	寺師国雄	昭和二〇年二月一四日	ルソン島山上
航伍長	寺師時雄	昭和二〇年五月二〇日	比島ルソン島マニラ東方山地
歩兵 伍長	岩戸義隆	昭和二〇年一月二八日	比島ルソン島
歩兵 兵長	市来一也	昭和一九年六月一四日	中華民国湖南省長沙
歩兵 曹長	今西秀夫	昭和一九年三月一七日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
高射 兵長	石下谷清隆	昭和二〇年一月二五日	川辺郡南方村鶴喰崎
衛生 一等兵	石下谷智正	昭和一八年七月二五日	自宅
歩兵 兵長	濱田武三	昭和一九年七月六日	比島方面

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵 曹長	新留延身	昭和二一年一一月一四日	西部ニューギニア島
輜重 上等兵	遠矢済夫	昭和二三年一月三日	ソ連シベリヤピロビジャン
高射 兵長	奥国春	昭和二〇年三月二〇日	ビルマ マンダレー県
衛生 兵長	奥国男	昭和二〇年八月一〇日	比島ルソン島マウンテン
歩兵 上等兵	大山文治	昭和一九年六月八日	指宿鹿児島傷病軍人療養所
歩兵 一等兵	奥義衛	昭和一九年七月五日	朝鮮全羅南道
歩兵 兵長	脇田卓哉	昭和一六年一二月一六日	比島イロコス州
歩兵 兵長	脇田政男	昭和二二年二月一一日	満洲国間島省収容所
歩兵 兵長	上田平忠義	昭和一九年一〇月三日	中支第五八師野戦病院
砲兵 上等兵	脇田秀義	昭和一九年四月二五日	北ボルネオ マルツ湾
歩兵 兵長	假屋園重義	昭和二〇年二月一六日	中支長沙野戦病院
砲兵 伍長	上馬場篤則	昭和一九年三月二四日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
歩兵 兵長	上村秀雄	昭和二〇年五月一日	比島ルソン島モンタルバン
歩兵 兵長	河俣政雄	昭和二〇年七月一日	中華民国広西省
輜重 兵長	假屋園利雄	昭和一九年七月一九日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
飛行 伍長	加治木政藏	昭和二〇年六月八日	比島ルソン島コルドン
砲兵 軍曹	川畑政雄	昭和二二年七月二九日	国立世田谷病院

歩兵	伍長	神崎 重光	昭和二一年 七月一一日	比島マニラ郊外 第二六キャンプ
砲兵	伍長	河野 武通	昭和二〇年 八月 二日	自宅
歩兵	兵長	吉峯 嘉吉	昭和一九年一〇月三日	中支第一一軍 野戦病院
工兵	一等兵	吉元 重雄	昭和一九年 六月三〇日	朝鮮沖
砲兵	伍長	大宮 多美與	昭和一九年 七月一八日	マリアナ諸島方面
衛生	兵長	武田 静男	昭和一八年一〇月 八日	比島ルソン島沖合
歩兵	兵長	津曲 薫	昭和二〇年 八月 三日	ルソン島マニラ東方
陸軍		津曲 唯雄	昭和一九年 三月一九日	黄海方面
工兵	兵長	永吉 利光	昭和二〇年 七月二六日	比島ルソン島ルイザベラ州イチャアゲ
砲兵	伍長	中村 鉄次	昭和一九年 七月 四日	小笠原諸島父島
重砲	兵長	永田 義孝	昭和二〇年 九月一〇日	満洲国吉林省八王嶺
歩兵	伍長	上野 武重	昭和二〇年 三月一七日	硫黄島方面
衛生	一等兵	内村 勇吉	昭和一八年 七月 九日	自宅
歩兵	伍長	宇宿 吉春	昭和二〇年 八月一六日	？
輜重	一等兵	藏満 利行	昭和一七年 四月二九日	タイ国マレー 兵站病院
輜重	兵長	栗下 長丸	昭和二〇年 七月二三日	ビルマ 兵站病院
輜重	伍長	山下 廣	昭和二〇年 四月 七日	スンバワ島 ピマ沖海上

歩兵	伍長	山下 勇	昭和二〇年 六月 八日	比島セブ島 タブレン渓谷
歩兵	兵長	新守 常吉	昭和一七年 一月一九日	マレー半島ペクリー
歩兵	兵長	伊地知 一志	昭和二〇年 六月二三日	仏印バクニン 野戦病院
通信	曹長	藤崎 久義	昭和二〇年一〇月二三日	フィリピン中部 ルソン島クラーク
砲兵	兵長	福石 政雄	昭和二〇年 五月二〇日	沖縄沖
歩兵	伍長	藤崎 為義	昭和二〇年 四月二五日	比島ルソン島プラカン
工兵	上等兵	福石 光雄	昭和二〇年 一月二五日	川辺郡西南海上
憲兵	曹長	福石 鷹志	昭和一九年一一月 五日	マレー半島 ジョホール
鉄道兵	上等兵	前田 正己	昭和二〇年 四月一四日	中華民国湖南省
歩兵	兵長	松村 利雄	昭和一九年 六月二三日	北支第二兵站病院
歩兵	兵長	前田 静男	昭和二〇年 六月一〇日	比島ルソン島 リサール州
通信	兵長	前田 照	昭和一九年一二月 八日	比島レイテ島 ガリガラ南方
歩兵	伍長	桝満 登義	昭和二〇年 七月二九日	ビルマ方面
野重	一等兵	藤崎 篤義	昭和一九年 九月二五日	中華民国山西省大原
歩兵	上等兵	児玉 利美	昭和二一年 一月一五日	中国長沙第一八四 兵站病院
歩兵	伍長	小坂元 政範	昭和一九年一〇月二〇日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
歩兵	上等兵	小向得 国盛	昭和一九年 九月一六日	中国湖南省長沙 野戦病院

騎兵	二等兵	森園　巌	昭和一七年一二月一〇日	傷痍軍人宮崎療養所	
軍	属	大山尚治	昭和一八年一〇月二五日	中華民国綏遠省	
軍	属	森山藤義	昭和二〇年五月二九日	横浜市神奈川区	
歩兵	准尉	清水武雄	昭和二〇年三月一三日	台湾台北赤十字病院	
歩兵	上等兵	清水親夫	昭和二〇年三月一七日	硫黄島方面	
歩兵	上等兵	佐藤正治	昭和一九年三月六日	自宅	
歩兵	兵長	清水藤雄	昭和一九年九月九日	中支湖南省	
砲兵	上等兵	清水静雄	昭和一八年一〇月六日	熊本陸軍病院	
歩兵	上等兵	木原正夫	昭和二〇年五月二一日	小倉陸軍病院	
輜重	上等兵	湯脇祐一	昭和二〇年九月八日	満洲国クリチー屯	
工兵	伍長	後藤純義	昭和一八年九月二〇日	ニューギニア方面	
歩兵	上等兵	児玉静雄	昭和二〇年二月一五日	中支第一二三兵站病院	
歩兵	上等兵	弟子丸信雄	昭和二二年一月六日	中国湖北省第一五三兵站病院	
衛生	伍長	弟子丸盛行	昭和一九年三月二三日	ソロモン諸島ブーゲンビル島タロキナ	
歩兵	伍長	有村純義	昭和二〇年六月一〇日	比島マニラ　モンタルバン	
歩兵	伍長	有馬武光	昭和二〇年三月一七日	硫黄島方面	
歩兵	伍長	有馬美義	昭和二〇年三月一七日	比島レイテ島山上	
歩兵	一等兵	坂元清光	昭和一九年七月一九日	漢口第一陸軍病院	
歩兵	兵長	柚木文雄	昭和一八年一月一九日	南方諸島	
歩兵	伍長	柚木國義	昭和一九年七月二九日	中華民国湖南省野戦病院	
衛生	伍長	南　淳朴	昭和二〇年二月三日	ソロモン諸島ブーゲンビル島ソ連カザックスタン収容所	
憲兵	軍曹	養田重雄	昭和二二年五月三一日		
工兵	伍長	篠原光志	昭和二〇年三月一七日	硫黄島方面	
歩兵	兵長	城脇池満	昭和二〇年七月一日	比島レイテ島カンギポット山	
歩兵	一等兵	神宮司清隆	昭和一八年一一月三日	中支方面	
衛生	上等兵	神脇清藏	昭和二〇年三月一〇日	熊本陸軍病院	
歩兵	兵長	森園　親	昭和二〇年六月一八日	比島ルソン島オリオン峠	

宮之浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
歩兵　伍長	西　愛藏	昭和二〇年六月二〇日	比島ルソン島マウンテン州
歩兵　伍長	西　慶藏	昭和二〇年六月二〇日	比島レイテ島カンギポット山
歩兵　伍長	寶満重成	昭和一九年八月九日	中華民国湖南省
歩兵　軍曹	寶満辰雄	昭和二〇年一月一八日	ルソン島リンガエン湾
砲兵　伍長	寶満豊年	昭和一九年七月四日	父島（小笠原諸島）北方海上

砲兵	兵長	徳永美徳	昭和二〇年六月一七日	比島ルソン島 バンバンカ州
歩兵	伍長	岡村文男	昭和二〇年三月三〇日	比島ルソン島
輜重	伍長	脇田國治	昭和一九年六月二八日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
歩兵	曹長	柊鼎	昭和一九年三月一〇日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
歩兵	曹長	神園徹	昭和一九年七月一五日	ニューギニア カムル
歩兵	伍長	米留忠賈	昭和一九年五月二〇日	ソロモン諸島ブーゲンビル島タロキナ
輜重	伍長	米盛秀盛	昭和一九年二月三日	南海諸島方面
輜重	兵長	田中松彦	昭和二〇年五月二〇日	比島ルソン島
飛行	伍長	高原國義	昭和一八年一一月二日	土佐沖 海面
砲兵	兵長	中森文二	昭和二〇年五月一九日	比島ルソン島 セルバンテン
歩兵	兵長	永田義徳	昭和二〇年四月一七日	比島ルソン島方面
歩兵	兵長	上野薫	昭和二〇年七月二〇日	比島ルソン島 ブラカン州イポ東方
歩兵	上等兵	上原計藏	昭和一九年九月一六日	中華民国湖南省
戦車	曹長	内野進	昭和二〇年七月二〇日	比島ルソン島 アンチポロ
歩兵	兵長	内野新	昭和一九年九月二〇日	第一二八兵站病院
輜重	伍長	内野薫	昭和一九年六月一八日	東方ニューギニア 戸黒川
歩兵	伍長	梅北榮藏	昭和一九年八月三日	中華民国湖南省

輜重	兵長	久保田亘	昭和二〇年八月二日	比島ミンダナオ島 リブカノエ河上流
工兵	軍曹	窪園武義	昭和一九年一〇月一五日	比島マニラ西南
輜重	兵長	倉谷明	昭和一九年八月五日	ニューギニア ボイキン
歩兵	兵長	藤田重盛	昭和二〇年一月一七日	中華民国広西省
歩兵	兵長	藤田一夫	昭和二〇年七月二五日	比島ルソン島 カガヤン州
歩兵	兵長	増山榮吉	昭和一九年一一月一〇日	中華民国広西省
歩兵	上等兵	前田利行	昭和二〇年三月一九日	琉黄島方面
歩兵	伍長	増山利道	昭和二〇年三月一七日	琉黄島方面
歩兵	上等兵	前田正夫	昭和二一年九月八日	朝鮮咸興病院
憲兵	伍長	前田輝高	昭和二〇年一月二一日	比島レイテ島
歩兵	伍長	前原節	昭和二〇年六月三〇日	比島レイテ島
衛生	二等兵	松下藤茂	昭和二〇年五月八日	熊本陸軍病院
歩兵	兵長	木場繁	昭和一九年七月五日	ソロモン諸島 ブーゲンビル島
歩兵	兵長	有馬利雄	昭和二〇年一月二六日	比島ルソン島 カベルアン岡
	兵長	西重満	昭和一九年一〇月一〇日	中華民国湖南省
歩兵	伍長	外園清	昭和二〇年三月一七日	琉黄島方面
輜重	一等兵	久保田書男	昭和一九年一月八日	指宿傷痍軍人療養所

太平洋戦争　海軍関係戦没者
東佐多浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
飛行兵曹長	岩重重人	昭和一九年一二月四日	比島方面
三等看護兵	池田敏夫	昭和一八年九月二〇日	北太平洋方面
輜重兵曹長	南豊光	昭和一九年六月二〇日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
砲兵曹長	重田薫	昭和一七年一月一日	南方諸島
歩兵一等兵	平山経宇	昭和一九年二月八日	鹿児島沖西南方
歩兵兵長	東左内	昭和一九年六月二五日	ソルモン諸島ブーゲンビル島
歩兵上等兵	東園勇	昭和一九年七月二四日	ソロモン諸島ブーゲンビル島マイカ
歩兵伍長	東園進	昭和二〇年一二月二一日	満洲国延吉
歩兵兵長	平山禎久	昭和二〇年四月二〇日	ビルマ国トングー東北
歩兵伍長	元吉國正	昭和一九年八月四日	ソロモン諸島ブーゲンビル島
歩兵軍曹	末永國雄	昭和一九年一二月二〇日	ソロモン諸島
軍属	戸高政則	昭和二〇年六月二〇日	沖縄本島
軍属	藤田勲	昭和二〇年五月二五日	比島北部バヨー
？	邊牟木吉武	昭和一九年七月二一日	ソロモン諸島方面

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
上機曹	花田英吉	昭和二〇年五月二八日	南西諸島方面
二等整備兵曹	西貞尚	昭和一九年七月八日	南洋諸島方面
飛行兵曹長	中島康夫	昭和一九年一二月一三日	比島東方面
軍属	梶原武夫	昭和一九年二月三日	本州東海面
二等機兵	海江田義精	昭和二〇年九月二六日	上海北泗川路海軍上海医院
二等飛兵曹	谷口正則	昭和一七年九月二七日	西南太平洋方面
主計兵長	中野一也	昭和一八年一二月一〇日	佐世保海軍病院
水兵長	内山達夫	昭和二〇年一月一二日	南支那海方面
一等兵曹	久保山進	昭和二一年八月一九日	ジャワ方面
二等兵曹	倉谷武勇	昭和一八年七月一七日	東支那海方面
上等水兵	安田義男	昭和一九年八月一九日	南支那海方面
二等機兵曹	福石國義	昭和二〇年六月七日	馬来方面
二等兵曹	福崎春雄	昭和二〇年八月一日	ビルマ
上等兵曹	深見辰也	昭和二〇年六月一四日	沖縄方面
整上曹	東忠雄	昭和一九年四月一七日	台湾高雄
一等兵曹	瀬之口藤雄	昭和一九年一二月二〇日	比島方面

西佐多浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
飛行兵曹	今堀清徳	昭和一八年一一月一一日	ソロモン諸島方面
上兵	大脇清正	昭和一九年一一月二一日	台湾沖
一等飛兵曹	脇丸正春	昭和一八年八月九日	南太平洋方面
上等主計兵曹	上別府義雄	昭和一九年一〇月一八日	比島方面
二等兵曹	川俣勝美	昭和一八年四月三日	インド洋方面
軍属	高山三雄	昭和二〇年一月二一日	南西諸島方面
飛行兵曹長	田地行貞吉	昭和一九年六月一九日	南洋諸島方面
上等水兵	竹中清治	昭和二〇年一月八日	台湾方面東支那海
一等工作兵	津曲幸	昭和一七年三月二日	蘭印方面
軍属	佃榮吉	昭和一九年八月一四日	蘭印方面バタン海
海軍少尉	中原貞美	昭和一九年一二月一一日	比島レイテ島
軍属	永野正六	昭和二〇年六月二〇日	南支那海
軍属	上野親義	昭和一七年一〇月三一日	南洋諸島方面
水兵長	内田春満	昭和二〇年六月一四日	沖縄方面
上等水兵	柊元篤義	昭和二〇年五月三一日	南西諸島方面

本城地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
二等主計兵曹	川畑重信	昭和一九年一一月五日	比島方面
軍属	森田重成	昭和一九年二月三一日	南支那海
上等水兵	森田保	昭和二〇年三月一七日	硫黄島方面
二等兵曹	森田藤高	昭和一八年一〇月三日	ソロモン諸島方面
一等兵曹	森田篤範	昭和一八年一〇月七日	南洋諸島方面
海軍大尉	平原覺一	昭和二〇年五月五日	鳥取県航空基地
兵曹長	南亨	昭和二一年一〇月二〇日	セレベス
上等水兵	志摩富一	昭和二〇年四月七日	南西諸島方面
軍属	坂口貞窮	昭和二〇年四月二三日	比島クラーク
海軍少尉	鮫島實男	昭和一九年一二月一九日	基隆北方方面
二等兵曹	郡山忠	昭和二〇年六月一六日	マレー方面
二等兵曹	船平徹	昭和一九年一〇月二五日	比島方面
二等整兵曹	深川實義	昭和二九年二月六日	南洋諸島方面
二等工作兵曹	前田藤則	昭和一九年一一月一五日	比島方面
兵曹長	山口哲夫	昭和一九年二月一八日	南洋諸島方面

本名地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
軍属	田中文次	昭和二〇年四月一六日	比島方面
軍属	谷口休六	昭和二〇年六月一八日	北千島西方海面
軍属	山下安雄	昭和二〇年九月二八日	比島方面
海軍少尉	楮松武二	昭和二〇年一月八日	台湾西方方面
三等兵曹	菊地彦之丞	昭和一七年三月一〇日	ビスマルク諸島
上等整備兵	岩田昇	昭和一九年八月一〇日	南洋諸島方面
二等整兵曹	岩元進	昭和一七年三月二日	蘭印方面
軍属	西悟	昭和二〇年三月五日	西九州海面
上等水兵	地福昇	昭和二〇年二月二五日	コレヒドール
一等兵曹	和田健吉	昭和一九年一〇月二五日	比島東方海面
一等衛生兵曹	脇田清盛	昭和一九年八月一八日	南支那海方面
一等兵曹	上馬場静藏	昭和一九年一一月二五日	比島方面
軍属	川畑藤雄	昭和二〇年八月二二日	長崎市鉢ノ浦町
二等機兵曹	河野利治	昭和一七年九月一日	西南太平洋方面
一等兵曹	假屋園淳	昭和一九年六月八日	セレベス方面
水兵長	加治木正成	昭和一九年一一月一一日	台湾方面
上等機兵曹	川畑範義	昭和一九年一〇月二五日	比島方面
二等兵曹	加治木行夫	昭和一九年一〇月一〇日	南西諸島方面
上曹	米満幸雄	昭和二〇年五月三一日	南西諸島方面
二等兵曹	辻幸徳	昭和一九年一〇月二五日	比島東方海面
水兵長	津曲聰	昭和一八年一一月二五日	南太平洋方面
上等水兵	津曲唯雄	昭和二二年八月二六日	黄海方面
二等機兵曹	内武雄	昭和一九年一二月一一日	比島方面
軍属	山下幸志	昭和一九年五月四日	本邦西南海面
軍属	柳田為雄	昭和二〇年六月一八日	北太平洋方面千島西方
軍属	松山藤秋	昭和一九年一〇月二〇日	ソロモン方面
二等整兵	眞方保清	昭和一七年一月四日	佐世保病院
主計兵長	松村利光	昭和二〇年四月一日	沖縄方面
水兵長	福永光義	昭和一九年三月三〇日	南洋方面
軍属	弟子丸利行	昭和二〇年二月一八日	馬来方面
一等兵曹	有村民男	昭和二〇年五月二四日	比島方面
機整兵曹長	有村秋雄	昭和二〇年六月八日	ジャワ方面

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
上等整備兵曹	佐藤清隆	昭和一九年八月一〇日	南洋諸島方面
上曹	柚木榮光	昭和一八年二月六日	マレー
上等機整兵	湯脇肇	昭和一九年六月八日	セレベス方面
上機整兵曹	南敏	昭和一九年一月二〇日	南洋諸島方面
一等兵曹	東信雄	昭和一七年九月二四日	西南太平洋方面
水兵長	福崎清隆	昭和二〇年三月二四日	南西諸島方面
一等兵曹	石下谷武雄	昭和二〇年六月八日	大村海軍病院
上機曹	川畑藤雄	昭和二〇年八月二日	長崎市
上機曹	川畑盛義	昭和二四年七月一六日	自宅

宮之浦地区

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
二等整備兵曹	堀之内勇	昭和一九年八月一九日	南支那海方面
飛行兵曹	寶満克己	昭和一八年一〇月七日	南洋諸島方面
上飛兵曹	外園勲	昭和二〇年一月一日	比島方面
兵曹長	寶満利雄	昭和二〇年一月一九日	インド洋方面
軍属	邊牟木吉武	昭和一九年七月二一日	ソロモン諸島方面
三等主計兵曹	脇田利義	昭和一七年一〇月二四日	北太平洋方面
兵曹長	脇田景安	昭和二二年一月八日	台湾方面
三等兵曹	柊辰見	昭和一七年六月五日	東太平洋方面

階級	戦没者名	死亡年月日	死亡場所
整備兵長	横山進	昭和一九年七月八日	南洋諸島方面
軍属	横山武夫	昭和一九年七月八日	南洋諸島サイパン
海軍少佐	田中洋	昭和一九年一〇月一四日	比島東方海面
上兵曹	辻清隆	昭和一八年一一月二五日	南方方面
上等水兵	中島武二	昭和二六年三月一八日	鹿児島県立病院
上等主計兵曹	中森兼司	昭和一九年七月八日	南洋諸島方面
軍属	中島堅二	昭和二〇年三月五日	西九州海面
軍属	上野祐造	昭和二〇年六月二五日	福島方面
上等水兵	内田榮	昭和一九年九月二三日	海南島東方海面
上等主計兵正	野添庄吉	昭和一九年二月三日	小笠原諸島方面
二等兵曹	窪園光司	昭和一九年二月二日	比島方面
一等機関兵曹	倉谷義光	昭和一九年八月八日	豪北方面
軍属	前田寛	昭和二〇年三月一七日	南西諸島
二等兵曹	有馬徹雄	昭和一九年六月二五日	ビスマルク諸島方面
整備兵曹長	有馬光秀	昭和一九年二月一一日	南洋諸島方面
上等機関兵曹	有馬利光	昭和二〇年一月八日	台湾方面
軍属	北村榮吉	昭和二〇年一〇月二五日	比島方面
二等主計兵曹	東園重雄	昭和二〇年八月一〇日	比島マニラ

五、吉田村（町）遺族会

終戦となって、一家の大黒柱を失った遺族の生活は苦しく、なかでも幼い子供を抱えた母子家庭ではその生活が一段ときびしかった。

講和条約が締結されると間もなく、遺族補償の問題が大きく浮かび上がってきて、遺族会結成の動きが全国的に広がり、本村（町）でも昭和二十七年十一月二十六日、結成の運びとなった。

以後、毎年一回、村（町）主催の追悼式が実施され、追悼式終了後に総会を開催して現在に至っている。

平成二年度の遺族会長は、志摩一三である。

遺族会規約

第一章　総　則

第一条　本会は吉田村遺族会と称し事務所を吉田村役場内に置く

第二章　目　的

第二条　本会は明治維新以来国難に殉じた軍人軍属の遺族を以て構成し英霊の顕彰に努め恩給権を確立し相互扶助の精神に基き遺族相互の親和をはかり道義の昂揚に努め日本永遠の平和を求むるを目的とする

第三章　事　業

第三条　前条の目的を達成するため左の事業を行う

1、英霊の祭祀に関すること
2、英霊の顕彰に関すること
3、恩給扶助料権の擁護確立
4、補償に関する請願陳情
5、道義の昂揚

第四章　組　織

第四条　本会は会員組織とし軍人軍属の遺族を以てし全員加入を本則とする

第五章　役員及び書記会計

第五条　本会に左の役員を置く

会　長　一名
副会長　二名
理　事　若干名（吉田校区五、本城一、本名五、宮三、）
監　事　三名
書記会計　一名

第六条　会長は総会においてこれを推挙する
副会長は総会において選出する
理事は各校区において選出し会長これを委嘱する

監事は理事会において推せんする

第七条　役員の職責は左の通りとする

1、会長は会を代表し業務を統理する

2、副会長は会長を補佐し業務を処理し会長事故ある時はこれを代理する

3、理事は会務を分掌する

4、監事は会計の状況を監査する

5、書記会計は会長の指示で庶務会計事務に従事する

第八条　役員の任期は二年とする但し再任を妨げない

第六章　会　議

第九条　会議は総会と理事会とする

1、総会は年一回定期に開催し会長は必要に応じて臨時に開くことができる

2、理事会は第五条の役員を以て構成し必要に応じ会長これを召集し議決機関とする

3、会長は自ら議長となる

第七章　会　計

第十条　本会の経費は会費及びその他の収入による

第十一条　本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とする

第八章　附　則

第十二条　本規約は昭和三十八年四月一日よりこれを施行する

昭和二十七年十一月二十六日施行の規約はこれを廃止する

六、付　記

明治初期の常備隊については、本来ならば軍事の項で取り扱うのがよかったのかもわからないが、文章の流れの都合から行政の項で取り扱ってあるので、軍事の項では軽く触れることにした。

復員者名簿は、復員後役場に届け出た分についての一覧表であるから、届け出のなかった分については一覧表に掲載されていないことを断っておく。

第十一章　宗教

第一節　神社

一、吉田町に現存する神社

（鹿児島県神社庁保存書類から）

㈠　王子神社

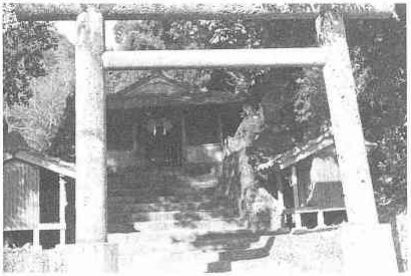

王子神社

1　所在地
　吉田町東佐多浦東麓下三一〇一番地王子ノ原
2　祭神　正躰
　薩捶（さった）彦根尊　木像三躰
3　祭儀　三月　初申
　十一月初申
4　創立　不詳
5　由緒その他
　伝承によると、大昔、この地をお治めになられた王子を、王子権現と崇め奉るようになったと伝えられている。
　ある夜のこと、当時の吉田の城主と、王子権現の神主と、同じ夜、黒山口にある黒山大明神と、轟にある都津宮大明神を、王子神社と一つ社に祭るべしと、夢のお告げがあって、それからこの三神を同じ社に祭るようになったということである。
　また、いろいろな神物もあったというが、豊臣秀吉の九州征伐の折、強人共が御戸を破って宝物をことごとく持ち去ったと伝えられ、更に永正十四年丁丑二月、忠隆公、天文二十三年六月三日貴久公が再興されたという棟札などもあったといわれているが、現在では全く見られなくなっている。
　吉田郷の郷社として格式が高く、神社の世話役には、曖級（あつかいきゅう）の主だった人がなり、二月の初申祭りには五カ村の棒踊り、お田植え踊りが奉納され、十一月の祭りには相撲が奉納される習わしであった。



東下の鎮守神社

㈡　鎮守神社

1　所在地
　吉田町東佐多浦東下
2　祭神　不詳
3　祭儀　二月十三日、

十一月三日、

4　創立　不詳

里俗によれば、この神社はもと小山にあったものをここに移した。とか、宮之浦からもって来たとか、いろいろ言われている。

明治以後この神社に合祀されたといわれる神社は、本名飯山の鎮守神社、宮之浦外園門の鎮守神社、本名本吉田の白山権現、小山の鎮守神社などである。

境内には、町指定文化財となっている田之神像をはじめ、「宝暦八戊寅年、庚申成就石切前田喜八」と刻まれた、奉寄進の石祠などがある。



金峰神社

㈢　金峰神社

1　所在地　吉田町西佐多浦

2　祭神　大位神大明神の尊

3　祭儀　二月十八日、十一月十八日、

4　創立　不詳

5　由緒その他

この神社は、大位大明神（オイカンドン）と言われ王子神社の親神であるという。

現在の金峰神社は、堤水流にあった大王神社（デオサア）高石神社（タケシドン）、西麓にあった小国神社、菅原神社等を合祀したものである。

境内には、秋葉神社奉寄進の天明年間の記号をもつ石碑等をはじめかずかずの石祠がある。



花尾神社

㈣　八幡神社

1　所在地　吉田町本名字瀬戸口三五七七番地

2　祭神　玉依姫（たまよりひめ）　應神天皇　神功皇后　仁徳天皇　吉田清存（きよあり）　島津歳久

3　祭儀　三月八日、十一月八日、

4　創立　不詳

5　由緒その他については指定文化財の項参照

㈤　稲荷神社

1　所在地　吉田町本名上川内

2　祭神　稲荷大明神　正躰　木像五躰

3　祭儀　三月三日、十一月三日、

4　創立　不詳
5　由緒その他
この神社は、往古、鹿児島士（城下士）黒田頼満が創建し代々黒田家の崇敬厚く、毎年の例祭には黒田家からの参列もあったと伝えられている。門前には、仁王像二躰、境内に田之神像と、庚申碑がある。

(六)　宮之浦　八幡神社

1　所在地　吉田町宮之浦一二九九番地
2　祭神　八幡の神
3　祭儀　二月五日、十一月五日、
4　創立　不詳

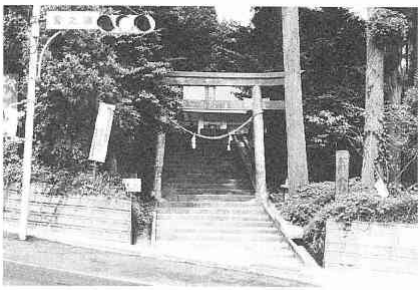
宮之浦　八幡神社

5　由緒その他
伝承によれば、この神社は、京都岩清水（いわしみず）八幡宮と同様であり、お祭りの時は、お供え物を十七膳備える習わしで、木皿が十七個近年まであったが現在はなくなり、祭料は、宮田として残る一反歩の出来高米でまかなわれている。

昔は社内の建物は、すべて木造り・カヤ葺きであったが、昭和四十八年十二月九日現在のようなコンクリート建築として再興された。

(七)　鎮守神社（俗称　子持神社）

1　所在地　吉田町宮之浦　中野二五〇一番地
2　祭神　鎮守大明神
3　祭儀　三月五日、十月十五日、
4　創立　不詳
5　由緒その他
神社の由来は、あきらかでなく、三国名勝図会には、「鎮守大明神とあり、祭神も詳らかでなく石像百体が祭られ俗に子持神社と唱えられ、諸人が参詣して産婦平安の祈願をなす」と記載されている。
いつの頃からか、子供を授ける神として崇められるようになり、遠近からの参詣人が絶えない。そして、現在は鬼子母神社とも呼ばれて、明治三十三年建立の鳥居には、鬼子母神社と刻字されているが、その由来は詳らかでない。

(八)　花尾神社

1　所在地　吉田町本城八八二番地
2　祭神　丹後の局
3　祭儀　三月五日、十二月五日、

4　創立　不詳

5　由緒その他

神社の由緒は詳らかでない、古老の語る所によると、昔は、高牧山の中腹、天狗山の上に丹後の局の分神としてお祭りしてあったが、参拝のため急坂を登るのが困難なので、元禄以前にすでに現在の位置に遷され祭られた、と言い伝えられている。

その後の事も記録がなく詳細に知ることはできない。昭和二年(一九二七)社殿の改装が行われ、現在に至っている。

付記（三国名勝図会による）

「華尾八社大明神祠　本城村に在り、神體木像八軀、鏡一面、其木像八軀、共に銘文あり、文明十二年、庚子、十月廿七日、大檀那息長氏泰清、幷孝清、大願主權律師主萬、作者權律師快教と記せり、鏡の裏銘に奉施入花尾八社大明神御正躰、願主藤原氏女、文明十三年、辛丑、霜月朔日と記せり」と記載されている。また、「境内に、若宮大明神・狩長大明神の二小社があり」とも記載されている。

第二節　寺　院

一、廃仏毀釈

神仏習合の思想が、日本国民の間に定着して一千有余年、王政復古なって明治初年、神仏分離の令が発せられると神仏習合の思想は一朝にして破壊されることになった。先ず神祇官が再興され、明治元年(一八六八)三月「神仏判然令」が出された。

一　中古以来、某権現、或ハ牛頭天王之類、其外　仏語ヲ以テ神号に相称候、神社不少候　何レモ其神社之由緒　委細ニ書付ケ　早々申出候事

一　仏像ヲ以テ神体ト致候神社ハ以来相改可申候事

付　本地様ト唱ヘ仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘仏具等之類、差置候分ハ早々取除キ可申候事

この令が出されると、わが薩摩藩では直ちに実行され別当寺・および由緒のない寺は廃され、仏像を神体としていた神社は、新しい神鏡を作って御神体としたという。

このとき、津友寺のような島津家にゆかりのある寺院二十八寺と、坊津にある一乗院など六寺は残され、他はすべて廃され、同時に仏像・経巻など一切の仏具が役人の監視のもとにことごとく焼却された。

その頃(明治二年三月)藩主忠義公の夫人暐子が死亡し、

その葬儀を神式で行い、六月には島津家歴代の霊を神祭に改め、中元・盂蘭盆会を禁じ、祖先祭祀はすべて神式で行えと命じ、寺領を没収し、先に残された寺院も全部廃された。この時以降、本県では明治九年信仰の自由が許されるまで凡そ七年間、日本全国でも珍しく、一つの寺もなく一人の僧侶もいない状態が続いた。

この廃仏毀釈によって、我が村にあった仏寺、（津友寺・興化寺・宝勝院など）は廃寺となり、仏像・仏具など、役人の監視のもとに焼却され、石像は打ち壊して埋めたり、河川の水止めに用いられたという。

これらの寺院跡については、別項指定文化財の項で述べられているので省略する。また、廃仏毀釈以前には、これらの寺院の外に、佐多浦には長隆寺、本名には帝釈寺などがあったとの記録がある。



壊された仁王像

二、一向宗とかくれ念仏

一向宗は、親鸞の創始した浄土真宗の別名で、ただ阿弥陀仏の名号を唱えその教えを一向一心に信ずれば極楽往生できるという教えで、広く庶民の間に浸透していった。

わが薩摩藩は、この一向宗を信仰することを厳しく禁じた。その理由としては、⑴　豊臣秀吉が、天正十五年（一五八七）薩摩を攻めた時、本願寺が秀吉に便宜を与え、また、獅子島の門徒が近道を教え、島津義久が激怒した事件。⑵　慶長四年（一五九九）島津家久のとき、一向宗信者の伊集院幸侃が、都城庄内の乱で島津に反逆した事件。⑶　南北朝合体に功のあった、福昌寺開山石屋真梁に後小松天皇が一向宗禁制の勅許を与えた。⑷　信者は、父母を軽んじ神を疎かにする。⑸　薩摩隼人の士風に反し、士民を惰弱にするなど、いろいろな説があるが、一向宗が領主権力より、教権を重視する教団である点がその真因であったといわれる。

島津忠良の生涯を記した「日新菩薩記」には、『諸所ニ一向宗起テ父母ヲ軽ンジ仏神ヲ疎ズル者、人間ノ作法ニアラズ、依テ是等ノ徒党成敗ニ根ヲ絶チ葉ヲ枯ス事』と徹底した断圧方針が示されている。このような方針の下で宗門手礼改めの制度を定め厳重に取り締った。

その方法として、五人組を定め人数改帳を作った。このほかに当歳から百歳まで、旅人以外の男女すべてに木札を作って、その名前・宗旨などを記入して、通常七、八年に一回手札改めをして一向宗やキリシタン教徒であるかないかを調べた。これを宗門手札改めといった。

この手札改めは、宗門の検断だけでなく戸籍調査も兼ね、夫役、軍夫の調達に備えた。

宗門取締まりの係を宗門方といい、明暦元年（一六五五）宗躰奉行（後の宗門改め方）を置き、享保十年（一七二五）には、諸郷の曖（あつかい）・組頭・横目などに宗門方加役を命じて取締まりに当たらせた。五人組中、互いに宗門不審者を訴えさせたり、密告者には褒美を与えて、密告者自身が後日信者であったりしてもその罪は許され、もし、ほかから五人組の中に信者がいることが発覚したら五人組全員、罪におちるという厳しい取締まりの方法をとった。

もし、信者であることがわかったり、疑いのあるものは捕らえられて、厳しい拷問（ごうもん）をうけた。拷問のあり方は水責め、火責め、石だかせ、割木責め、裸責め、なわ責め、など随分ひどい仕打ちが行われた。

重い者は死罪、入牢、追放、配流、士分は百姓に身分を落とされ、百姓は一段下の下人に下げられる。あるいは僻地に強制移住させられたり、手札改帳には「前一向宗」と書かれ前科者として厳しい監視をうけた。

このような厳しい取り調べにもかかわらず、信者たちは暗夜か、嵐の日など、要所・要所に番人を立て法座を開いたと伝えられている「かくれ念仏窟」が町内には数多く残されている。（第四編　第四章参照）

三、現在町内にある寺院

廓然山　大悟寺	東佐多浦一〇八―一
大法山　吉田寺	西佐多浦七三九
西本願寺吉田出張所	西佐多浦三〇九
西本願寺本名出張所	本名三五七二
本名　原説教所	本名五八三―一
東方山　薬王寺　瑠璃光院	宮之浦六三七―四
妙光山　常行寺	宮之浦三〇六六
浄土真宗　宮之浦念仏庵	宮之浦一三一九
高野山　真言宗布教所	宮之浦五九六六―六五二

第三節　その他の宗教

吉田町内の人々が信仰しているその他の宗教には、次のようなものがあると思われる。（順不同）

日連正宗・天理教・キリスト教・ＰＬ教・かむながら教。



花尾神社の春祭

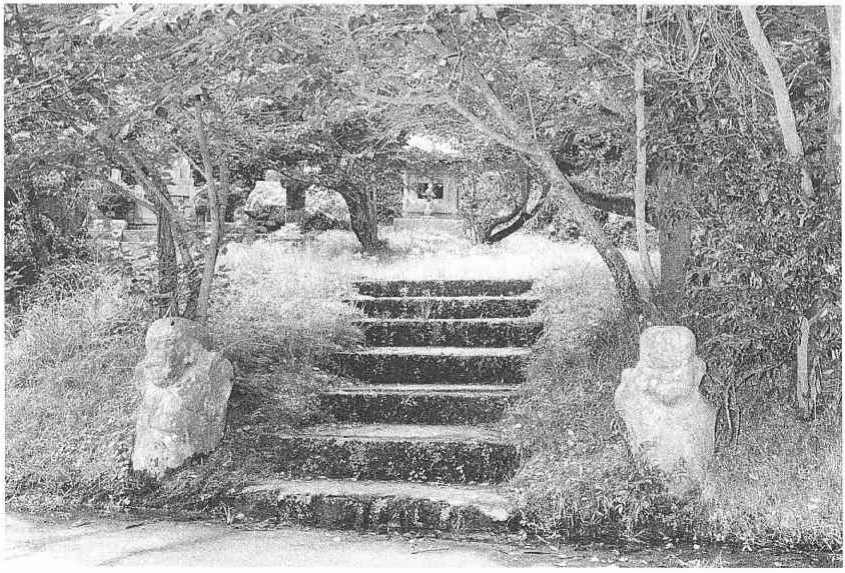

宝勝院跡